

決算特別委員会の審議方法について

＜付託案件の審議順番＞

日 程	審 議 順 番
9月10日（月） 10：00～ 議 会 室	平成29年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・ 監査委員 ・ 議会事務局 ・ 総務課 ・ 企画財政課 ・ 会計室
9月12日（水） 10：00～ 議 会 室	平成29年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・ 町民生活課 ・ 税務課 ・ 住民課
9月14日（金） 10：00～ 議 会 室	平成29年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・ 福祉課 ・ 健康介護課 ・ 産業観光課
9月18日（火） 10：00～ 議 会 室	平成29年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑・討論・採決） ・ まちづくり建設課 ・ 教育委員会
9月20日（木） 10：00～ 議 会 室	1. 平成29年度宮代町国民健康保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・ 住民課 2. 平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・ 住民課 3. 平成29年度宮代町介護保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・ 健康介護課 4. 平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計決算の認定について

日 程	審 議 順 番
	(質疑・討論・採決) ・まちづくり建設課 5. 平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計決算の認定について (質疑・討論・採決) ・まちづくり建設課 6. 平成29年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (質疑・討論・採決) ・まちづくり建設課

決 算 特 別 委 員 会

第 1 日

出席委員（１２名）

唐 沢 捷 一 君	丸 山 妙 子 君
野 原 洋 子 君	丸 藤 栄 一 君
山 下 秋 夫 君	関 弘 秀 君
角 野 由 紀 子 君	田 島 正 徳 君
伊 草 弘 之 君	合 川 泰 治 君
金 子 正 志 君	小 河 原 正 君
(議 長 中 野 松 夫 君)	

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町 長 新 井 康 之 君	代表監査委員 新 祖 章 君
会計管理者兼 会 計 室 長 瀧 口 郁 生 君	総 務 課 長 大 橋 洋 巳 君
総 務 課 副 課 長 兼 人権推進室長 大 場 崇 明 君	総務課副課長 稲 宮 辰 男 君
総 務 課 主 幹 鈴 木 淳 史 君	総 務 課 人権推進室 主 幹 柴 崎 記 代 子 君
庶 務 職 員 査 担 当 主 査 田 邊 和 美 君	庶 務 職 員 査 担 当 主 査 川 崎 章 人 君
人 権 ・ 男 女 共同参画担当 主 査 齋 藤 幸 成 君	広報担当主査 新 井 庸 一 君
企画財政課長 栗 原 聡 君	企 画 財 政 課 副 課 長 野 口 幹 雄 君
企 画 財 政 課 主 幹 押 田 昭 浩 君	企 画 財 政 課 主 幹 榎 本 恭 一 君
対 話 の まちづくり 推進担当主査 小 川 雅 也 君	財政担当主査 青 柳 誠 君
情報担当主査 富 永 貴 雄 君	管財担当主査 高 澤 学 君
会計担当主査 加 藤 智 浩 君	

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長 佐 藤 賢 治	主 査 折 原 淳
主 任 岡 村 恵 美 子	

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（田島正徳君） おはようございます。

決算特別委員会委員長の田島正徳でございます。
本日、9月10日から20日までのうち5日間にわたりまして委員会が開催されるわけでございます。円滑な運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、決算審議の方法につきましては、先日お手元に配付しました決算特別委員会日程及び審議方法についてのとおり、一般会計決算、各特別会計の決算、水道事業会計の順に審議を進めていきたいと思っております。また、審議につきましては、最初に監査委員さんの方に対しての質疑、その後一般会計については、課ごとに議会事務局、総務課、企画財政課、会計室、町民生活課、税務課、住民課、福祉課、健康介護課、産業観光課、まちづくり建設課、教育委員会の順に審議をお願いしたいと思っておりますが、議事進行の都合により変更もあると思われまいますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員会開催期間中、町長及び副町長並びに会計管理者が出席いたしますが、町長、副町長におかれましては、公務のため席を離れることもありますので、よろしくお願いいたします。

それから、委員会の運営上のお願いがございます。質問者、答弁者とも発言されるときは、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから、質問者、答弁者の氏名を述べていただき、発言をしていただくようお願いいたします。

最後に、委員皆様のご協力をいただきまして、委員会が慎重審議かつ効率的な運営が図れますよう特段のご配慮をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○委員長（田島正徳君） ただいまの出席委員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開催いたします。これより議事に入ります。

それでは、議長、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（中野松夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうから決算委員会ということで、皆様に決算をお願いするわけですが、慎重審議かつ円滑で効率的な審議をお願いできればというふうに思います。

また、来年度に向けて、有意義な決算審査でありますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） ありがとうございます。

◎議案第53号の審査（監査委員・

議会事務局・総務課・企画財政課・会計室）

○委員長（田島正徳君） 本日は新祖代表監査委員に出席いただいておりますので、代表監査委員に質疑がございましたら、よろしくお願いします。

質疑はありますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） おはようございます。唐沢でございます。監査委員さんには、大変ご苦労さまでした。

立派な意見書もいただきまして、読ませていただきました。特にまとめの中で、約11項目において具体的な指摘、要望等々が盛り込まれていたわけですが、どうしても、一つ、この中でお聞かせいただきたいと思いますけれども、今の宮代町の議会をどう捉えているのかと申しますか、今、全国的に議員のなり手がいない、地方の議会をもう少しやっぱり活性化したい、そんな声がまたに多く出ているんですけれども、宮代町の議会、予算書を見ても、議会費9,800万、0.9%くらいですか支出になっているんですけれども、この議会費のあり方、議会費の中身等々含めて、監査委員さんは初めて宮代町の議会を見て、中身を見てどう捉えたか、どう感じたか、そんなことをひとつお聞かせいただければありがたいなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖 章君） おはようございます。

監査委員の新祖でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

唐沢議員さんのご質問でございますけれども、以前は定数も20名ぐらいいらっしゃったんでしょうか、定数削減ということで現在14名でいらっしゃいますか、欠員も出ているようでございますけれども、そういう中で、私も議会だより毎回届きますので拝見させていただきますけれども、本当によく、何といいますか、議会が活発に活動されているというのが全体的な印象でございます。

ただ、どうしても議員定数が少ないということもありまして、やはり活動される議員の数が少ないので、共同していろいろなものをやるといっても、なかなか難しいところもあるのかなと。

今、常任委員会が2委員会ということで分かれていらっしゃるようですけれども、私、県にいた

ものですから、県なんかの場合は本当に常任委員会の数も多くて、それぞれ本当に突っ込んで、かなり細かいところまでいろいろ委員会では丁丁発止やっていますけれども、ただ、町の議会も、非常に議員の皆さんが本当に熱心に町のことをいろいろ考えて質問をされていらっしゃるということは、よく議会だよりを拝見させていただいて承知しております。

あと、決算審査でも感じたんですけれども、いわゆる今ちょっといろいろ問題にはなっておりますけれども、政務活動費というのが町の議会にはないということで、そういう意味では、いろんな調査とか、もちろん議員報酬も決して高くはないと思いますし、そういう中でそういう調査活動なんかもどういうふうにやられているのか、恐らくはいろいろ自腹を切られている部分もあるのかなというふうに思うんですけれども、ほかの市町村等から比べると、非常にハンディキャップをお持ちの中で、よく熱心に活動されているのではないかなというふうに思っております。

人数が少ないということは、それだけお互いの議員同士の意思の疎通というのは逆に緊密になる部分もあるかと思しますので、連携できるところは連携してやっていただいているのかなというふうな気もいたしますし、そんなところを一応感想としては持っております。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。

今のマスコミなんかでも、いろいろと言われております。首長の議案にほとんど賛成、99%が賛成をしているような、そんな状況もありますし、また、さらには議員の賛否を非公開の、これは県内ですけれども、まだ15市町議会であるようですし、また、予算の賛否討論なんかも、執行部が書

いた賛成・反対討論なんかも、執行部が原稿を書いて議員がそれを読んでいるような、そういう議会もあるやなしに聞いておりますけれども、そんなことを含めて、客観的に見て議会の活性化に向けて、監査委員さんとしてどのような形をとってもらいたいというふうに思っておるのか、また同時に、先ほども申したとおり議会費、今、宮代町の議会は事務局が3人でございます。これから今、議会運営委員の中で動画ですか、動画の公開もしようということで、今、議運の中で話を進めているんですけども、まだ動画も4割近い市町村で公開していない、その中に宮代町も入っているんですけども、そういう動画の発信なんかもこれから我々議員は進めていきたいなというふうに思っていますけれども、それらを含めて、議会の活性化に向けて客観的に見て、どのようなひとつ意見があるのか、もしあったらお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖 章君） そうですね、この間、新聞に市町村議会、県議会もだったんですか、調査をした結果が報告されていましたが、私は埼玉新聞で拝見したんですけども、市町村議会、特に町の議会の場合は、平均の事務局員の数がたしか2.5人という結果だったと思うんです。そういう点からすれば、一応平均は上回っていますけれども、全体として、やはり議会事務局の職員の方の人数も少ないなというのが率直な印象です。

やはり、いろんなことを議員の方はもちろん、いろいろな調査、それから事務局に対する要望等も調査の過程では発生するかと思うんですけども、それに今の体制では十分応え切れているのかなというのが、ちょっと疑問、具体的なことは知

りませんけれども、あの人数だと非常に厳しいのではないかなというのが率直な印象です。

それから、初めて先般、議会開会日と翌日ですか、出席させていただいたんですけども、傍聴者の方が時々見えていましたけれども、一般質問等のときにはもっと多くの方が傍聴にいらっやっているんだろうと思うんですが、こういう議会の本会議の、あるいは委員会も含めてですけども、開催を、時々土日に開催するとか、そういう町民の方が傍聴しやすいような時間に設定するというのも一つの案かなというふうには思います。

そういうようなこととか、あとは広報紙の関係については、私は議会紙としてはよくできているほうじゃないかというふうに思っています。県にいたときにちょっと広報も担当したことがございますけれども、そのときには、やっぱり市町村の広報紙とか議会の広報紙なんかも、あちこちは拝見させていただきましたけれども、そういう中では、非常によくできているほうではないかというふうに思っています。

さらに議会の実際の本会議とか、いわゆる面に出ているといいますか、舞台上のいろんなやりとりということだけでなく、議会として何か調査をしたものを発表するとか、そういうことも議会の広報紙を通じてできるといいのではないかなというふうに思っております。ちょっと僭越ですけども。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。

最後になると思うんですけども、今、宮代町は有意義な議会ということで、円卓の議会でやられておるんですけども、恐らく県下でも珍しいというんですか、宮代方式と申しますか、円卓で

議会が進められるわけなんですけれども、この円卓の議会を、議会というひな壇型の議会室が大体おおよそ、そういう議会が主なんですけれども、宮代町のこの円卓の議会をどのように、もちろん、新祖さんもあちこち経験しておりますからわかると思うんですけれども、宮代町の議会、円卓方式というものをどういうふうに捉えているか、ひとつお聞かせ願いたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君） 新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖 章君） 新祖でございますけれども、第1印象としては、視野も何といえますか、360度といえますか、それから同じ目線でいわゆるやりとりができるということで、私は非常にいいんじゃないかと思っています。ただ、議場という意味で申し上げますと、進修館の小ホールということでもありますので、恐らく議会の開催以外はそういう小ホールの中での催し物とかがいろいろやられていて、議会開催中はそれができないということがあって、恐らく町民の方はその辺に不満がある方がいらっしゃるんじゃないかと思うので、本当、欲を言えば、やっぱり議場は議場として独自に持っていってほしいのかなという気はしますが、お金のかかる話でもありますし、監査委員である私がこういうことを言うのはばかれますけれども、個人としての感想はそんなところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 監査委員の業務ご苦労さまでした。

幾つかちょっと質問したいんですけれども、1つ、決算の背景ということで書いてあるんですけれども、中小企業を中心に厳しい情勢が続いてい

ると。9%も税収が減っているということなんですけれども、宮代町の税収に関して、将来的にこういうことが続いていった場合は、かなり宮代町の税収が減るんじゃないかなと思っているんですけれども、その辺のところを監査委員さんはどういうふうに見ていますか。

○委員長（田島正徳君） 新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖 章君） 新祖でございます。

確かに中小企業が多いという意味では、やっぱり非常に景気に左右されやすいところはあるのかなと思うんですが、日本経済全体として、私も経済の専門家ではないので明確なことは申し上げられませんけれども、やはりもうかっているところはもうかっているんじゃないかなという気がするんです。それがなかなか国民多数のほうに還元されていかないと。ですから、その辺の何か仕組みといえますか、それが変わることによって、当然、中小企業の方も仕事が増えて収益が増えていけば、それだけ納税の額も上がっていくと。

今回、法人税の税収が下がったというのは、確かに収益が上がっていないこともあるんですけれども、もう一つ税率改正ということがあったということで、非常に企業に対して税金を安くされた。国の方針で、そういう税法の改正がされているということもありますので、きちんとやっぱり税金を納めていただくというか、取るべきところは取るということをきちんとやっていけば、やはり一定の何といえますか、納税の水準というのは維持できるんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、もう一つは、人口の増減の問題もありますので、ここで道佛地区とかで人口増も出てきていますから、そういうところで宮代町自身の魅力といえますか、そういうことにもかかわっていると思いますけれども、続々出てきて人口が増えて

いけば、それは法人税の問題ではありませんけれども、いわゆる納税の額自体はそれなりに増えていくという可能性もあるのではないかなというふうに思っております。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 納税義務者が真面目に税金を納めて、人口を増やしていけば宮代町のあれも極端に下がらないだろうというふうに感じているというふうだと思いますけれども、そういう中で、宮代町の、それと含めて行政改革というみたいな活動でやっていかなくては、やはり無理だと思います。

私は、町の委託料というんですか、ちょっと多過ぎるんじゃないかなと見ているんです。そういう点で、監査委員のほうの見方として、町として改善できるところがあるかないか、その委託料について、そのところをどういうふうに感じているのか、ちょっともう一つお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖 章君） 委託料というのは、実際に業務の委託といっても、いわゆるいろいろな業務に対して、業者の方に対する委託とするものもありますけれども、あと、宮代町の場合、やはり私は特徴的だなと思うのは、いろんなイベントを多様に開催されていて、そのイベントに対して実行委員会をつくって取り組まれる。つまり町民参加で取り組まれる事業が非常に多く感じます。

その中で、その実行委員会に対して、これは補助金で対応する場合もあると思うんですけれども、委託料という形でそのイベントの開催をお願いするというようなこともあるので、一概に委託料が多いことがマイナスというふうには思いませんが、なかなか職員数も必ずしも多くない中で職員の方も一生懸命やられていますが、やはりみ

ずから町の職員自体が手がける仕事というのは限界があると思いますので、委託をすることによって、さらに効果が上がるというものがあれば、それは委託することも別に差し支えないかなというふうに思いますし、もちろん通常のいわゆる維持管理のための業務については、当然、専門の業者のほうに委託をしていくというのは、これはもう本当に必要なことですから、私自身としては、それほど委託料が多いというふうには感じてはおりないんですが。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございました。

最後に一つ、質問ですけれども、水道のほうの関係なんです。宮代町の水道料、収益率というんですか、それが埼玉県でも高いほうだと思います。その辺のところを監査委員としては、直接聞くわけじゃないですけれども、どういうふうに感じているのか、収益率、もう少し……

○委員長（田島正徳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

○委員（山下秋夫君） オーケーだそうです。

水道の収益率が高いということで、直接こういうことはあれなんですけれども、もう少し宮代町は、監査委員の立場からして、下げることができるかどうか、その辺のところ、直接お聞きしますが、難しいですか、その辺のところは。

もし難しいようでしたら、どういうふうに見ているのか、この収益率を、宮代町の。その辺のところをお願いします。

○委員長（田島正徳君） 新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖 章君） 新祖でございます。

決算審査のときにも、一応、担当の方の説明を聞いて、確かに水道料金、ほかの市町村に比べればちょっと高いなという印象は持ちました。

ただ、現在、水道事業については、意見書にも書きましたけれども、いろいろ3年間かけて漏水状況等を調査して、その結果として、それに対して対応してきて漏水をとめてきているということで、その中で、いわゆる有収率も上がってきているということで、いわゆるお金として入ってくるものも増えております。それを新たな設備投資とかに使っているわけなんです、その辺をよく、今後、新水道ビジョンもありますので、その中で、いわゆる町民にとってさらに利用しやすい料金にできるかどうか、その辺との、今後の設備投資とかも兼ね合わせて検討していく意味はあるかなというふうに思っています。

あと、宮代町の場合は、県水の受水が7割ぐらいですか、残りの3割が井戸ということで、その井戸の部分が今度、第1ポンプ場ですか、あれを中止にするということなので、県水に頼る部分も多くなってきますので、そうすると、なかなか県水の原価との兼ね合いもあるので、どこまでその料金を、例えば下げるにしてもできるかというところが問題になってくるかなという気もしますので、なかなか難しい話ではあるんですけども、一応感想としてはそんなところを思っております。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） 幾つか考え方をお聞きしたいと思いますので。

これからお聞きすること、当たり前のことの質問になると思いますが、私はこの一般会計のまとめを何回か読ませてもらいまして、大変い

ろいろ分析をして調べた結果、こういうまとめができたのかなと私は思います。代表監査委員と議会選出の監査委員、2人の方が相当の時間をかけてこれだけのまとめをつくったと思います。大変期待をしております。

そこで、議会は二元代表制の中で執行権がないです。ですから予算から決算に流れが来て、不満はいっぱい持っています、議会としては。執行権がないから、どうしても要望だとか意見とか、そういう形になるんですけども、監査委員のお二人の方がまとめた内容についても、今後の問題について執行部に対して幾つかのお願いというか、推進をしてくれと書いてありますよね。私はここが大事だと思います、これからが。文章に書いて言いつ放しだったら誰でもできるんですよ。

私たちが不満に思っているのは、私たちは言いつ放しで、なかなかやってくれないというものがあります。監査委員の方の力のある2人がこういうまとめをつくってくれたから、これから本当に町が推進をどこまでやってくれるのか、私はここでやめるんじゃないくて、毎月毎月、この一般会計の決算についてはどうなんだと聞いてもらって、後押ししてもらいたいと思うんです。そうでないと、私はやっぱり議会在、私たちがよく言っている言いつ放しと同じになると思います。そうすると格好だけなんです。それだと意味がないと思うんです。

このまとめの11項目をよく読んでみますと、みんな、これから期待をすとか、やってくれとか、推進をしてくれとか、こういう結論になっていますよね。それをやっぱり中間でもう一回、決算が終わってもどうなんだというのをやるべきだと思うんですけども。

2人優秀な監査がいますので、ぜひ、そういうことについて、今後やっていってもらえるかどうか

か、代表監査委員と議会選出の監査委員の人をお願いしたいと思っています。今後の流れとしてどうやっていくか、考え方を教えてもらえればと、見解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖 章君） 過分なお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

もちろん、このまとめにつきまして、伊草委員さんといろいろ相談してつくらせていただきましたけれども、書いた以上は、これは監査委員としての提言ですということで町長への報告のときも申し上げました。ですから、それについては引き続き追跡を、もちろん、ここに書かれたことについては特にしていきたいと思っておりまして、監査の場合は決算審査が終わると、毎月例月検査というのがございますし、10月には定期監査もございます。定期監査の場合は、まさに事業そのものを監査するということがございますので、そういう中で、決算審査で述べた意見についてどのようにその後進んでいるか、その辺を確認する機会は今からその都度出てまいりますので、必要に応じてその辺の確認と、また激励を職員の方に対してもさせていただければと思っております。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） どうもありがとうございます。ました。

法的には追跡結果をどうのこうのということはないと思います、監査にしては。ただ、私はせっかく分析をして、これだけいいまとめができたんですから、追跡の報告くらい何らかの形でやってもらえればありがたいと思っています。

私たち議会も、こんなことで申しわけないんですけれども、いろいろ推進のお願いをすること、幾つもあるんです。ですから、監査の方の追跡と

我々議会の追跡がどう絡み合っているのかなというのは、これから勉強していきたいと思っています。まして、代表監査委員は県の職員までやった方だから、全て行政はわかっていると思うんですよ、流れは。ですから、県の職員の立場であったことですから、ひとつ、ぜひその力を発揮してもらいたいのと、私たちと一緒にどう流れができていくのかというのを追跡してもらって、勉強したいと思っておりますので、それをやってもらえるかどうか。

これは法的にはやらなくていいと言われればそれで済むかもしれませんが、せっかくだから、もし代表監査委員が出なくても議会選出の監査委員がいますので、報告してもらうことは可能だと思うんです。それをひとつ、ぜひお願いしたいということで。やりますとはなかなか言えないと思いますので、ぜひお願いしたいということで終わりたいと思うんですが、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
金子委員。

○委員（金子正志君） 金子です。

意見書のまとめのところの⑧、⑨なんですけれども、農業従事者と商工業のことに触れているんですけれども、宮代町の歳出を見ると、農業関係と商工関係の金額のバランスが非常に偏っているんですけれども、それは久喜とか春日部を見ると、商工予算がもう少し多いんです。宮代町は常に農業予算よりはるかに少ない状態なんです。

農業従事者を見ますと、昭和45年ぐらいから、古い資料なんですけれども、50年間ずっと減り続けているんです。その減り続けている農業に多額の税金を導入して、それで商工業者、少なくとも農業者よりは納税力があると思うんです。そちらに力を入れていない、財政的には入れていない。

そのアンバランスをどう思いますでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖 章君） 新祖でございます。

確かに、予算の額から見れば、農林水産業費のほうがかかなり多いわけですが、土地が絡んだりとか、あるいは農業そのものの特有のものもあるのではないかと思いますし、商工業のほうはどちらかというと人の力でいろいろなものを手がけられているというふうに感じておりますので、予算のいわゆるお金の問題だけではなくて、やっぱりカネ・ヒト・モノというふうによく言いますが、商工業のほうはそういったところでカバーされている。

ただ、確かに金子議員さんがおっしゃるように、予算の高が違うというのは、それはそれで確かに問題があるといえますが、それは県にいたときも、確かに農林関係の予算について、少し商工と比べて少ないんじゃないかというのは確かにそういう議論があって、いろいろと中で調整するということもあったかと思うんですが、国からの補助金とかそういうものも農林関係は非常に多いということもあって、どうしてもその辺のアンバランスが続いているというんですか、そういう現状があって、私もそれはいいとは思っていませんけれども、その分、商工業のほうは人の力というものでかなり補っている部分があるのかなというのは、ちょっと率直に感じたところです。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） そうしますと、まとめの①の前文なんですけれども「総括意見として一層の歳入確保と経常経費の節減に努める」、この歳入確保なんですけれども、宮代町は法人税が非常に少ないんです。それから工業団地もありませんから、住民の町民税だけに頼っている状態、そういう状態で高齢化がどんどん進むわけですから、こ

れから税収が減り続けるだろうということが想像できるわけで、大変申しわけないんですけれども、農業関係は非常に税金払っていないですね。調整区域は極端に、市街化区域に比べて100分の1とか1000分の1ぐらいの課税ですので、それでもって国は、これ以上市街化区域を増やしてはいけなないと、縛りが厳しくなったわけで、そうしますと、宮代町のこの歳入確保の方法というのはちょっと見えてこない。ないんじゃないかと思うんです。歳入確保に努力しなさいというけれども、どのように努力する方法が残っているのか想像できないんです。つまり宮代町の限界ではないかと私は思っているんですけれども、どうでしょうか、監査委員として何かいい方法があるようでしたら。

○委員長（田島正徳君） 新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖 章君） なかなか難しい問題ですが、先ほど申し上げたように、人口増というのが一つ、一挙に収入が増えるということはないかもしれませんが、徐々にやはり人口が増えていくということは、それだけ納税といえますか、納税義務者が増えていきますから、収入が増えていくと。

それから、あと、今、東武動物公園の東西のいわゆる整備をやられています。西口はほとんど済んでいます、あそこに非常に広大な空き地がある。東武が初めは誘致を試みたんでしょうけれども、それがうまくいかなくて、いまだに空き地の状態になっていますが、ああいうところに大きなショッピングモールとかそういうものができて、にぎわいがつくれば、そこでも町のほうにお金落ちるということで、そういうところで、まだ全く余地がないわけではないかなというふうに思いますが、それ以上はちょっと私も余りびんときませんので、その辺はやはり町の中で、その辺も含めて考えていただければ。

そこの歳入確保というのは、大前提はやっぱきちんと取るべきところは取るという意味での歳入というのが一つありますので、それを行いつつ、そういう新たな収入源というか、そういうところも見通しながら仕事を進めていただければというのが私の願いでございます。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 今のご意見の中で、取るべきところは取るということで、まとめの③に移るんですけども、これは徴収部門を一本化して厳しく取り立てたほうがいいということなんですか。

○委員長（田島正徳君） 新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖 章君） まとめの③ですね。

これは一本化するということではなくて、それぞれ、やはりその目的のためにいろいろ徴収をされているわけですので、ただ、その連携を密にして、町税だったら町税のことだけではなくて、やはりそこが小さい子供さんのご家庭とかであれば、保育料とか学校給食費とか、そういうものについても関連して対応していただくというんですか、同じ関連の課で、セクションで集まって情報を共有して取り組んでいただければということです。特にそれを一本化するということではございません。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

小河原議員とちょっとダブるところがあるのかなということで、ちょっとお聞きしたいんですけども。私どもは決算といいますと、やはり住民こそ主人公、そういう立場から住民の目線でチェックをして決算の分析をこれまでも行ってきました。

どちらかというと、監査のほうは政策よりも計

数的なチェックが主だとは思いますが、そういった面ではどういうふうに決算を見て分析し、審査されたのか、その点。

それは先ほど議長も挨拶の中で言ったように、やはり決算というのは来年度の予算につながる大事な議論だと思うんです。ですから、そういう意味でも、どういうふうに決算されたのか、その点、細かい点というよりも総括的な質問ですけども、どういう立場から見ていただいたのか、その点だけお尋ねしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖 章君） 新祖でございます。

今、丸藤議員のおっしゃるように、決算審査の中心になりますのは、やはり計数の正確性とか予算の合法性ということで、これは意見書にも記載をさせていただきましたけれども、計数の正確性でいえば、歳入歳出決算書を初め各提出書類、実質収支に関する調書とか、そういった提出書類に記載された数字が一致しているかどうか、それぞれの関係性も見ながら確認をします。それから、予算の合法性についていえば、違法または不当な収支はないかどうか、また、そういったことを中心にということがございます。

これが一応、大前提ですけども、やはり、私はそれとあわせて、決算審査の観点としては、予算の執行の中で事務の効率化、それから経費の節減などに努力をしているかどうか。例えば歳入では、予算現額や調定額に比べて収入済額に著しい差異はないかどうか、それから収入未済額とか不納欠損、滞納処分の処理は適切であるかどうか、あと、歳出では予算額に比べて多額の不用額を生じているものはないかどうか、またその不用額を流用したりしている場合は適切に流用しているかどうか、不用額はその生じた理由、それは何だったのか、その辺を確認したりすると。それから、

当面必要としないような物件あるいはサービス、そういったものを購入ないし充用していないかどうか、そういうような視点です。

そもそも、意見書にも書きましたけれども、地方自治法第2条でうたわれているように、最少の経費で最大の効果を上げるというのが地方自治体のいわゆる努力義務でございますから、そういう観点でどうだったのか、さらに住民の福祉の増進に努めるということも第一義的にありますから、そういう点でどうだったのかということを、一応総合的に見ながら決算の審査はさせていただいています。

私も、丸藤議員がおっしゃるように、よく県にいたときも実は同じような仕事を4、5年やっております、これは監査ではなく、知事の命による検査になるんですけれども、出納の検査というんですけれども、その仕事をやっております、そのときに、いつも知事あるいは上司のほうから県民目線でやってくれというふうに言われていましたので、そのことを自分なりにやはり肝に銘じてといいますか、町の場合ですと、やはり町民目線ということになるんでしょうか、そういう目線で審査をするということを肝に銘じてやってきたつもりであります。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 丸藤議員。

○委員（丸藤栄一君） ありがとうございます。

考え方そのものについてお聞きしたんですが、昨年、2017年度の決算なんですけれども、その前と昨年の決算との何か違う概念はあるんでしょうか。あればその点、どういった違いがあるのか、その点だけちょっと確認させていただきたいと。

○委員長（田島正徳君） 新祖代表監査委員。

○代表監査委員（新祖 章君） ご案内のように、今年3月末に議会の同意をいただいて監査委員に

仰せつかったものですから、今年度初めての決算審査ということで、具体的に細かいところまで、昨年度の決算とどう違うかというところはちょっと勉強をしておりますので、はっきりしたことは言えませんが、例えばまとめの最後に書きましたように、小・中学校へのエアコンの設置等で、地方債、その辺が28年度の決算に比べると29年度は多くなっている。これ自体は私はやむを得ないことだろうと思いますけれども、あとはちょっと細かいところ、ほかのところを比較検討してございませんので、申しわけございませんけれども、ちょっとそれはよくわかりません。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） ないようですので、以上で代表監査委員さんへの質疑を終了いたします。ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時50分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第53号 平成29年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

初めに、議会事務局から始めたいと思います。本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○議会事務局長（佐藤賢治君） 議会事務局長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

出席職員につきまして自己紹介をさせていただきます。

○議会事務局主査（折原 淳君） おはようござい

ます。議会事務局主査の折原でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局主任（岡村恵美子君） おはようございます。議会事務局主任の岡村です。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 唐沢です。

1点だけ、ひとつお聞かせ願いたいと思うんですけども、先ほど監査の中でも若干質問させていただきましたけれども、今、宮代町の議会、議会運営委員会を中心にして、宮代町の議会の動画公開に向けていろいろと議論を進めたところなんですけれども、例えば宮代町で動画を発信するような手当てと申しますか、準備と申しますか、実施するに当たって、どのぐらいの費用がかかるのか、ひとつその点をお聞かせをいただきたいと思っています。

○委員長（田島正徳君） 担当主査。

○議会事務局主査（折原 淳君） 議会事務局折原でございます。

現在、平成30年に入ってからなんですけれども、検討のほうを進めさせていただいております。

以前、議会運営委員会のほうでも何年前に視察のほうを行っているところでございまして、そのときの試算では、約800万ぐらいかかるということをお伺っております。今現在は、宮代の議場に合った必要最低限の内容というのを見込んでおりまして、それにつきましては、機材のレンタルの費用と年間の機器の使用料、保守、システム使用料等含めて、今のところ約108万というぐらいのほう出ております。

今現在、実際、これは事務局主導でいきますと、議員さんのお気持ちのこともございますので、これから議会運営委員会さんと相談しつつ、全員協議会等で皆様にご意見等伺えればと思っておりますので、基本的には簡易なシステムで検討はしております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 導入に向けて、今、準備をしたところだというふうに理解をしているわけなんですけれども、埼玉県下の市町村の議会の中で約6割がもう動画を導入しているということなんですけれども、例えば動画の導入に当たって、今、事務局のほうからレンタル料も含めての額が出ましたけれども、やはり導入に当たって、上中下と申しますか、いいものを入れればこのぐらいかかる、いや今は安価で、まずとりあえず導入すればこのぐらいだと、いろいろランクづけと申しますか、導入するなら我々議員としてはいいものを発信するような動画を導入させてもらいたいなというふうな思いがあるんですけども、例えば、今、県下で実施をしている動画の使用経費、どのぐらいかかっているのか、ひとつ知る範囲でお聞かせ願いたいというふうに思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 担当主査。

○議会事務局主査（折原 淳君） 議会事務局主査折原でございます。ちょっと座らせて説明させていただきます。

基本的に、運用コストでございますが、ちょっと私も調べさせていただいたんですけども、ある程度、どこも結構10年ぐらい前にスタートをさせているところが多くございまして、初期費用にどれだけお金がかかったというのは、正直、調査でもわかりませんでした。

ただ、私も調べる上で省力化というんでしょうか、本当に議場のボタン一つでカメラのスイッチとマイクと、その他ボタン一つでいくものに関しては、初期投資で800万から1,000万ぐらいかかっているというのが私の調べたところでございます。

ただ、宮代町につきましては専用の議場ではございませんので、逆にそういうシステムは使いづらいというところもありますので、今回、宮代町の議会事務局のほうで素案として検討しているものについては、どちらかというと議員さんにカメラが固定できることを検討しておりまして、一般質問では議長さんと質問する議員さん、それから答弁する執行部のほうに3台カメラを向けたものを検討しておりまして、なおかつ、いわゆる無料、ユーチューブというようなサイトを使いますと、安定的な運用というところでは少しどうかかなと考えるところがありますので、費用的には業者委託のほうで検討しております。その費用で、大体年間約108万ぐらいでございますので、宮代町のほうとしては精査した結果、それであれば安定して継続できるだろうというところでございますので、他市町村の費用と比べると安価だというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。

準備をスタートしたところなので、なかなか議員全体としてまだまだ議論もしていませんから、具体的なことはなかなか申し上げにくいんですけど、やはり予算化するためには執行部のほうの理解も得なければならないと思いますけれども、ひとつ予算化に向けて、執行部がこれに対して、どういう態度を示すかわかりませんが、できる限りそういう準備を進めるために執行部のほうに働きかけてもらいたいなというふうに思っ

ています。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（田島正徳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

ほかに質疑はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 1点だけお願いします。

45ページ、46ページの議会運営事業の中の負担金、補助及び交付金で、埼玉県町村議会議長会負担金なんですけれども、この内訳についてお示ししたいと思います。

あともう一つは、会議録調製事業なんですけれども、もちろん委託しているんですけれども、この会議録調製事業の委託先は県内大部分だとは思いますが2週間前後ということで伺っているんですけれども、これを早めるための体制というのは、受けたほうも努力はしていると思うんですけれども、この点では、会議録検索システム委託料となっているんですけれども、この辺はどうすればもっと早くできるのかということで、お伺いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 担当主査。

○議会事務局主査（折原 淳君） 議会事務局主査折原でございます。

2点あるうちの1点目、埼玉県町村議会議長会の負担金の内訳でございますが、まず、負担金のほうを算出するに当たりまして、幾つかあるんですけれども、まず、平等割ということで1町村当たり26万円という平等割がございます。続きまし

て、人口数割ということで、こちらのほうが平成28年10月1日現在の町の住民票台帳人口の割り当てで、1人15円という積算、それとあと議員定数割といたしまして議員さんお一人当たり1万2,000円、こちらが平成29年度4月1日現在の条例定数でございます。こちらを掛けて足しますと費用のほうの負担金のほうが出ます。93万3,000円となります。

続いて、2点目の会議録の委託先に粗原稿を早目に――2週間前後ということで、2週間から3週間ですか、実際かかっているところでございますが、早めるための努力といたしましては、やはりまず、事務局のほうで本会議が終了しまして、それを担当のほうから伝送を夕方必ず行うことというのがまず前提になります。その上で、やはり相手方の担当者に何も話をしないと、場合によっては順番が、ないとは思いますが、後回しになるかもしれませんので、私も業務3年目でございますが、担当者ともある程度顔もなれてきたというところもありますので、よろしく頼むというところで電話で丁寧をお願いしてやっています。それで何とかおっつけているところでございますが、そういった基本的な努力を怠らないことが2週間ちょっとで上がってくる秘策なのかなと思っています。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 会議録のもっと早く粗原稿を出せないかということの努力というのが、今、担当者から答弁あったんですけども、受けるほうもやはり努力しているというのは、粗原稿をつくる人員なんですけれども、これはぎりぎりで行っているのでしょうか。その量に合わせてやっぱり人員も確保しなければいけないと思うんですけども、今やっぱりスピードというのも問われて

いるので、そういった点での努力というのはどうなんでしょうか。

確かに、こちら側の委託するほうの努力というものもあるんですけども、受けるほうの委託業者のほうの努力というのは、もっと人員的に補充することはできないのでしょうか、その点、もう一度お尋ねします。

○委員長（田島正徳君） 議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤賢治君） 議会事務局長の佐藤でございます。

ただいまの委託を受ける側のほうの人員の確保ですとか、そういったことについてのご質問ですが、その人数等についてはうちのほうでは把握していないところでございますが、これ以上早くするというで人員のほうを確保してということであれば、それなりの費用とか、そういったものがかわってくるかと思っておりますので、それについて先方と相談した上でないと、これについてはお答えできないということになるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 委託先のほうの関係なんですけど、こちらからはどうのこうのということはいえないと思うんですけども、もちろん町の場合は正職員がいますよね、臨時職員もいます。こういった会議録作成については、先ほど言ったように、やはりスピードも加味されなければいけないので、そういった需要に応えるためには、多分、臨時職というか、そういったサポートするような形もとっていると思うんですけども、それは今の答弁ですと、現在やられている形で目いっぱい。それ以上スピード化したりした場合は、もっとかかるということ、そういうふうに聞こえたんですけども。

じゃ、これ以上スピード化を要求した場合は、

もっとかかるということなんでしょうか、その辺の改善もどうなのかなということで、今ちょっとお聞きしたんですが。

○委員長（田島正徳君） 議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤賢治君） 議会事務局長の佐藤でございます。

もっとスピード化するに当たっては、一つの方法とすると、やはり人員の増加という形になると思います。ただし、業務が年間を通じてあるわけではないということで、定例会のたびごとということになりますので、そのたびに臨時の職員とか雇うといいましても、やはり専門用語とかそういったことがございますので、すぐ雇って使えるとか、なかなかそういうことにはならないかと思えます。そういったことから、スピード化するに当たってはどのような方法があるかということについて、先方とこれから話し合う余地はあるかと思いますが、ただ人数を増やすということであれば、やはり人件費にかかわってくるのかなというようなことからお答えしたものでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） いつも事務局には顔を合わせてから、ふだんはいろいろしゃべっている内容あるんですけども、この説明書の中に、特に視察、我々議会が視察に行っていますよね、その成果が全然載っていないんですよ。やはり町民の方がこの説明書を読んで、視察の批判も若干する人もいますですけども、その成果についてやっぱりちゃんと載せておく必要があると思うんです。

本年度の成果ということで、何も視察の成果がない、ひとつこれからも、委員会別に行っている視察もあるし、全員で行っている視察もあると思

いますので、その成果をちゃんと載せておく必要があると思います。それなりの予算をとってやっておりますので、なぜ載せないのかという問題になるから、そういうことは聞きませんので、これから載せるべきじゃないかなと私は思うんですけども、どう考えているか。

○委員長（田島正徳君） 議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤賢治君） 議会事務局長の佐藤でございます。

委員のおっしゃるとおりであると思います。成果書の56ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらの成果というところで、委員会の表記についてはしていないんですが、昨年度、会津坂下のほうに行きまして、予算特別委員会の関係の勉強をまいりました。そういった課題を踏まえて、成果としまして、予算特別委員会を開催することができたといったような形での表記はさせていただいたんですが、さらにもっとわかるように、どんどんそういった成果のほうも今後につきましては表示していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
山下委員。

○委員（山下秋夫君） 以前、事務局のほうから議員の年金の問題が出たと思います。その辺のところは今後どうなっていくのか、ちょっとお聞きしたいなど。と同時に、監査委員さんからも宮代町の議員さんは政務調査しか出ていない、自分で自腹を切ってやっているんじゃないかということでお話がありました。そういうことも含めて、宮代町の議員の置かれている状況というんですか、状態というんですか、埼玉県の中でどんな位置づけになっているのか、ちょっとその辺のところを事務局としてはどういうふうに感じているのか、お願いします。

○委員長（田島正徳君） 議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤賢治君） 議会事務局長の佐藤でございます。

宮代町の議員さんの置かれている立場といたしますか、待遇とかでございますが、今、数字的には、例えば、報酬が県下で何番目とかという具体的な数字はございませんが、やはり平均あるいは平均以下だというふうに考えております。

また、政務調査費も宮代町の場合は一旦採用しましたが、その後、議員のお考えの中で政務調査費も取りやめたという形で、近隣でも政務調査費を受け取っているところもありますし、町村の場合は受け取っていないところが多いというようなこともございますが、やはり調査費とか、勉強するためには、そういった費用も事務局としては必要なものだというふうに考えております。

あと、研修費とかそういったもの、やはりこれから議会改革の第2弾と言われておりますので、そういった中では、やはりこれから必要なものは議会としても皆さんの同意を得て予算要求していくとか、そういったことが必要になるのかなと思われま。

年金につきましては、復活とかそういう話なんかも話題として出ているようでございますが、事務局として、今この場で回答する立場にないかと思っておりますので、その辺につきましては別の場で議論させていただければと思います。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
ないようですので、ここで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時27分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

これより総務課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○総務課長（大橋洋巳君） 総務課長の大橋でございます。

自己紹介という形でさせていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○総務課副課長（稲宮辰男君） 総務課副課長の稲宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君） 総務課副課長兼人権推進室長の大場でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（鈴木淳史君） 総務課主幹の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課人権推進室主幹（柴崎記代子君） 総務課人権推進室主幹の柴崎と申します。よろしくお願いいたします。

○人権・男女共同参画担当主査（齋藤幸成君） 総務課人権推進室の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○庶務職員担当主査（川崎章人君） 総務課庶務職員担当の川崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○庶務職員担当主査（田邊和美君） 総務課庶務職員担当主査の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

○広報担当主査（新井庸一君） 総務課広報担当主査、新井と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 5点ほどお聞きしたいと思います。

山下です。

最初に、47ページ、48ページの職員研修事業でございます。

職場研修ということで、自主研修ということでケアマネジャーを取られた方が1名さんいらっしゃるといことなんですけど、これは町としても総務課としても、今後これを大いに進めていくのかどうか、私は進めていくべきだと思っております。自分たちで勉強して、町のことでやってくれる、そういう人たちを増やしていくということは大事だなと思っておりますので、その辺のところをお答え願いたいというのがあります。

それから、50ページ、説明書では58ページになります。同和対策でございます。宮代町でこの同和対策問題というのがあるのかないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。もしあるとすれば、どういうところがあるのか、その辺のところをお願いします。もしないようでしたら、これはどういうわけで出資しているのか、その辺のところをお答え願います。

それから、52ページです。説明書では59ページ、法律相談です。

町民の相談が88件、町の相談が9件となっております。町民でどういう問題で法律相談を受けているのが多いのか、その辺のところを分析してあったら、ひとつお願いしたいと思います。それと、町の相談で解決できなかった問題というのは町の行政の問題だと思いますけれども、町のほうの相談ということでちょっとわからないんですけども、解決しているのと解決できなかった問題があるのかどうか、その辺のところをお願いします。

それから、54ページになります。説明書では62ページです。町長さんへの手紙ということで、合計で51件出ていると思います。その中で、すぐに解決できた件数と時間がかかる件数、それと改善された件数、内容別に、どういうことが内容としてできていたのか、問題があったのか、ちょっとお願いします。

最後になりますけれども、54ページになります。行政不服審査会運営事業です。

この審査会というのは行われたのでしょうか。消耗品となっているんだけど、消耗品ができるような審査会を行ったのかどうか、ちょっとその辺のところがよくわからないんですけども、行わなかったら、なぜこういう消耗品が起きたのかどうか。あと、審査会のメンバーというのはどういう人が入っているのか、それをお答え願えればありがたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君） 総務課副課長の太田でございます。今のご質問について、お答え申し上げます。

まず1点目の研修事業でございます。決算書でいきますと47ページ、48ページでございます。

公的資格の取得の関係でケアマネジャーの取得が今回1名ありまして、報奨金のほうをお支払いさせていただいております。町としては、こうした自己啓発、そうした研修について積極的に推進していきたいというふうを考えておりまして、ケアマネジャーについては毎年、ここのところ1名ずつほど公的資格を取っているという状況になっておりますので、今後とも後押しをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと考えております。

続きまして、決算書の49ページ、50ページの関

係でございます、人権平和関係の事業でございます。

同和問題の関係でございますが、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の早期解決というのは、やはり基本的人権の保障のために尊重されなければいけないということがございまして、あらゆる自治体の人権問題への対応を取り組みを進めていくということが必要であるというふうに考えております。当町においては引き続き埼玉の12市町と連携しながら、同和問題の解決に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

続きまして、顧問弁護士の関係でございますが、51ページ、52ページになります。

今回、平成29年度の相談件数は88件ということでご報告をさせていただきます。内容につきましては、一番多いのが相続になっておりまして、こちらは31件という状況でございます。次に多いのが結婚の問題ですとか離婚の問題ということで、こちらが16件ということになっております。次が金銭貸借の関係で8件でございます。その次が賃貸借の関係で6件ということと、次が親子関係で4件ということでございます。あと、細かいところで分けていきますと、不動産売買の関係ですとか、あとは近隣紛争の関係ですとか、あとは少額訴訟の関係、そういったようなものがそれぞれ各1件ずつほどございまして、こうしたもので大体88件ということになっておりますが、やはり一番多いのが相続の関係ですとか結婚・離婚の関係ということでございます。

また、町の相談の関係でございますけれども、町では9件ほど、今回相談をさせていただいております、TMOの関係ですとか、あとは固定資産税の課税誤りの是正の関係ですとか、そういった

ようなものについてご相談をさせていただいております。

こちら、解決できる、できていないというような状況でございますけれども、まずは町の今、現状行っているものについて、こうした法律的な考えでいいかどうか、法律的な問題があるかどうかということで確認をさせていただいております、それを踏まえて担当課のほうで対応をさせていただくというようなことでございます。

したがって、その場で解決というよりも法律的な解釈等について助言や意見をいただいて、町として解決への糸口を見出していくということがまず基本となっております、その中で、また法律的な課題が生じてきた場合は、さらに相談をさせていただくというような形で、キャッチボールをしながら顧問弁護士とともに対応させていただいているところでございます。

また、次に、行政不服審査事業の関係でございます、こちらは決算書でいきますと53ページ、54ページということでございます。

まず、消耗品につきましては、これは参考図書について購入をさせていただいたというものでございます。

また、メンバーなんですけれども、メンバーにつきましては3名ほど任命をさせていただいております。まず1人が弁護士でございます。もう1人が日本工業大学の職員でございます。3人目が元町の職員ということで、3名ほど審査会のメンバーを任命させていただいておりますが、昨年度につきましては、行政不服審査会にかけるといふような不服申し立てがございまして、不服審査会自体は開催をしていないということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君） 総務課副課長の稲宮でございます。

町長への手紙についてのご質問について、お答えをさせていただきます。

町長への手紙の件数につきましては、成果書の62ページでお示しをしておりますが、平成29年度におきましては、51件の提案、ご意見などをいただいております。内容につきましては、表に書いてあるとおりなんですけれども、さまざまな分野にわたるものでございます。町政の方針ですとか環境あるいは道路問題、教育問題など、さまざまな分野にわたっていただいております。そのいただいている内容でございますが、まちづくりに対してのご意見、ご要望であったりですとか、かなり個別な案件に入りました要望のようなもの、あるいは質問のようなものといった形でいろいろな内容に分かれております。ですから、この51件全てが町に対して何か要望しているというものではなく、ご質問といった趣旨のものもございますので、そういったものについてはすぐに回答をさせていただきますいております。

この中で、すぐに町で対応できたものといったことでございますが、今申し上げた質問に対する答えなどを除きますと、何点かございますが、いただいた改善できる事案ということで、例えば、姫宮駅の西口の駅前のベンチが壊れていて危険なのですぐ直していただきたいという件ですとか、あとは、例えばお隣さんの家の木に害虫が多く発生していて非常に危険な状況にあるので何とか対応できないかといったものですとか、あとは近所の空き地にごみがたくさん放置されていて悪臭が発生していて非常に困っている、さらには、空き地で雑草がたくさん伸びていて放火等の危険もありまして防犯上危険であるとか、こういった件に

つきましては、早速、担当のほうに指示をして改善を図ったという事例がございます。

また、役場の職員の対応ということでも若干お話をいただいているのもございまして、住民に対して不快な思いをさせてしまった案件につきましては、こちらのほうで担当課のほうに説明いたしまして対応を図っていただくというふうな形で、すぐに改善できるようなことについては早急に改善を図ったというような事例がございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

職員の研修なんですけれども、これはケアマネジャーに限ってのことなんですか。ほかの事例は、町として進めたいという事例とかそういうのはあるんでしょうか。その辺のところをあら教えていただきたいんですけれども。

町としてのケアマネジャーをやることは私も大賛成です。そのほかにも、やっぱり自主的に自分たちで勉強したいということになって、それを応援することは大事なと私は思っているので、ケアマネジャーに特化しないで、ほかのこともやっていただきたいなと思っております。

それと同時に、先ほど同和対策は埼葛のほうでやっているんだということで、ですから理解してほしいということなんですけれども、これは宮代町ではないということでもよろしいんですか、そうふうに受けとめて。同和対策はないけれども埼葛のほうでやっているから、やっているという感じでよろしいんでしょうか。

それと、法律相談ですか、相続の問題が一番多いんだということで言っていますけれども、これは相談事として、やっぱり親が亡くなったときの相続の問題だと思うんですけれども、それで、相続の問題とかそういうので町の相談に来て、何か

問題になったような相談事というのはあるんでしょうか、この中で、幾つか出しましたが。

町長さんの手紙ということで、解決できる問題が幾つか出ています。この中で時間を要するものというのはまだあるんでしょうか、解決できない問題というか、そういう相談事というのは。

町民から何回も言っても解決できないよという、そういう内容の苦情というんですか、手紙出しても何の返事もないよとか、何のへ理屈もないよという、そういう事例というのはあったんでしょうか、そんなところをお願いします。

行政不服審査会はなかったということなんですけれども、この3名の審査会の委員のあれというのは町の職員だったり、日工大の職員であったり、あとは弁護士さんだったり、なっているんですけれども、不服申し立てというのは、大体町民だと思いますよね。そういう点では当事者というか、町民代表というか、そういう人たちを入れないのかどうか、その辺のところをお聞きしたいんですけれども、その辺だけちょっとお願いします。

○委員長（田島正徳君） 総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君） 総務課副課長の大場でございます。

今、ご質問いただいた件について、順次お答え申し上げます。

まず、1点目の研修事業の関係でございます。こちらにつきましては決算書の47ページ、48ページでございまして、公的資格の取得の援助金については、先ほど申し上げたとおり、我々としては職員に促進をしていきたいというふうに考えております。昨年度、ここ数年はケアマネジャーの取得ということで報奨金を出すケースがあるんですが、報奨金としては技術系の公的資格と、あとは福祉系の公的資格2つに支援金を出すということになっておりまして、例えば土木施工管理技士で

すとか、そういったものについては過去にも取得をしているという事例もございます。また、福祉系でございますと、ケアマネジャー以外にも社会福祉士の資格ですとか、そういったものに対しても支援をさせていただくということになっておりますので、今後とも職員のそうした自己啓発に対しては積極的に支援をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに考えております。

あと、2点目の同和問題につきましては、これは先ほど申し上げたとおり、埼玉12市町で共同して連携しながら取り組んでいるというところでございますけれども、同和問題については過去のさまざまな歴史上のものというところがあるんですけれども、平成28年に部落差別解消法等が施行されておまして、そのほかヘイトスピーチ対策法ですとか、障害者差別解消法ですとか、そうした人権三法なんかが施行されているという状況がありますので、人権問題についてはさまざまな問題が発生しているという状況でございます。

部落差別につきましては、こちらの部落差別解消法の中では、法律において現在もなお部落差別が存在をしているという点がございまして、それを認めた上で、国や地方公共団体の責務を明記しているということでございますので、町としてはそうした法の趣旨も踏まえながら、引き続き埼玉の中でさまざまな連携を図りながら、人権問題の解決に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、こちらについてもご理解をいただければというふうに考えております。

それと、法律相談の関係でございます。こちらについては、先ほど相続の関係等が最も多くなっておりますというように回答させていただいておまして、相続ですとか、結婚・離婚ということがあるんですけれども、こちらにつきましては、

その後何か問題が出てきたとかということではございません。特にそういったものはございません。こちらでも法律相談については、法の専門家である弁護士に悩み事を解決するための助言や意見を聞くための場であるということで、相談を受ける弁護士は、そうした相談の内容に応じて法律的な助言を簡略にさせていただいて、その後、それを踏まえて相談をした方がどういうふうに行動をしていくのかというような、そういう方向性を確認する場でございます。その後、法律的な対応が必要になってくれば、これはちゃんとした——ちゃんとしたというか、弁護士と雇用契約を結んで、弁護士が間に入って対応していくということになると思いますけれども、町の法律相談では、そこまでは行っておりませんので、まずは入り口の段階でわからないことに対して法律的な助言をさせていただくと。その上で、その方の行動の一つの方向性というものが確認できれば、この法律相談については一定の目的は達成しているのかなというふうに考えておりますので、そうした点で、特にその後トラブルが発生しているという点はございませんので、よろしくお願いいたします。

それと、行政不服審査法の関係の審査会のメンバーでございますけれども、行政不服審査法につきましては、これは行政に対する不服申し立てというのは以前からあったんですけれども、以前の制度ですと、町に対して申し立てをした後に、町の中でその審査をして、それが正しい判断かどうかというそういう判断をして、その後、それに納得できない場合は裁判というような流れであったんですけれども、それですと、まず、許可なり不許可をした側の行政が最初にその不服申し立てを受けるということで、それでは公平ではないだろうというようなことがありまして、行政不服審査法自体が改正をされて、第三者機関によって

その不服の申し立てについて確認するようにということで、法律上、位置づけられているものでございます。

やはり行政不服審査の不服申し立てについては、専門的な見地から審査を行っていく必要があるということで、今回、宮代町においては3名の方を専門的な見地で審査ができるということで任命をさせていただいているというものでございます。これにつきましては、任期が永久にあるものではございませんので、今後、そうした不服申し立ての審査が実際にあった場合に機能しているかどうか等も踏まえて、検証しながら考えていきたいということでございますので、今すぐ町民の代表の方を入れるとか入れないという判断というのはできないというような状況でございますので、こちらについてもご理解をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君） 総務課副課長の稲宮でございます。

町長への手紙についてのご質問でございますが、先ほどの中では、すぐに解決できた事例ということで何点かご紹介をさせていただきましたが、解決までにある程度時間を要するものというのはどのくらいあったかというご質問でございますが、先ほどお話いたしました、さまざまな内容について町長の手紙、ご意見のほうをいただいております。その中でも特に町政の方針であるとか、あるいは道路、都市計画、こういった問題につきましては、なかなかその内容からして、すぐに、何か月とか1年とか、そういうスパンでは解決できる問題は非常に難しいということがございます。

具体例を挙げますと、いただいたお手紙の内容からしますと、例えば東武動物公園駅の西口の問

題です。こういったことも何件かご質問はいただいております。これはあくまでも東武鉄道のほうとの協議を進めているところではありますが、なかなか町単独ではすぐに解決のほうは難しいということがありまして、こういった問題がございます。

それから、同様に東武動物公園駅の東口の問題ですとか、さらに和戸駅の西口のこと、さらには医療施設の充実ということで、町内の医療機関をさらに充実を図ってほしいと、そういった質問もございました。

こういった点につきましては、なかなか短期間ですぐに解決の糸口を見出して解決に結びつくということは難しいと思いますので、そういった面については、今後ちょっと時間をかけてにはなるかと思いますが、今後、事業のほうを検討を図っていきたいというふうに考えております。

それから、町長への手紙を出して何の返事もないという事例があったかどうかというご質問でありますが、町長への手紙につきましては、29年度は全体で51件ございましたが、提出につきましては半数を超える31件がメールでいただいております。また、10件が郵送、残りの20件が役場庁舎の1階のロビーにございます投函のポストのようなものがあるんですけれども、そちらにいただいた件になっております。

いただきました51件全てにつきましては、こちらは町長が直接目を通して中身を読んでおります。また、回答につきましては、出していただく様式の中に回答を望むか望まないかという選択するところがございまして、回答を希望するという方につきましては、基本的に原則、全てこちらのほうで回答をさせていただいております。ただ、中には匿名であったり、住所が書いていないとかいうケースもございまして、そういった方で回答をす

るというふうに希望されていても、こちらからすると回答のしようがないというケースもございますが、そういった例を除いては、全てこちらのほうで直接町長のほうが案を作成して目を通して回答をさせていただいておりますので、返事が来ないというようなお話のほうはいただいていないというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

何点か順を追って質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず、47、8ページの関係なんですけれども、一番上の一般管理人件費の中の負担金、補助及び交付金、19節です。この市町村総合事務組合負担金、退職手当というふうになっているんですけれども、これは退職手当負担金率の引き下げがあったものの退職者数の増加に伴って負担金が増額となったということで説明があったんですけれども、この増減の内容についてお示しを願いたいと思います。

それから、総務ですので、あわせて職員数の増減、どういうふうになったのかお示しを願いたいと思います。

それから、今、問題になっている障害者の雇用状況、国のほうでもいろいろ雇用率が悪いということで、しかも改ざんと言っていいのか、解釈の仕方もいいようにして報告していたというふうなニュースも聞くんですけれども、宮代町の障害者の雇用状況、どのようになっているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

それから、産業医の費用弁償、産業医は1人いるんですけれども、費用弁償が300円になっています。この関係、ご説明願いたいと思います。

それから、12の役務費の全国町村会総合賠償保険料、これは随分大きいなというふうに思うんですけれども、これについてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、健康診断委託料、13節にあるんですけれども、職員の受けている状況、本来きちんと受けなければいけないんですけれども、100%受けられているのか。それから、私は六花なんかも関係しているかと思ったら違うというふうに聞いたんですけれども、健康診断はどこに委託しているのか、その点もお尋ねしたいと思います。

それから、その下のメンタルヘルス委託料なんですけれども、この件については、ストレスチェックですか、その委託業者を変えたということの減額ということなんですけれども、これはそもそもどういった項目があるんでしょうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、49ページ、50ページの人権平和推進事業なんですけど、内容については前段の議員も言っているんですけれども、私は特に次のページの委託料です。人権啓発講演会講師委託料20万になっているんですけれども、これは成果書の32ページに、10月27日に図書館ホールで成田真由美さんと呼んで、要するにパラリンピック水泳金メダリストなんですけれども、この人権啓発の中で成田さんと呼んで20万をかけているということなんですけど、これはどういう経過からこういう講師を招いたのか、それについてまずお尋ねしたいと思います。

それから、19節負担金、補助及び交付金の埼玉県防衛協会会費なんですけれども、これについて負担額がどういふふうに計算されて割り当てられているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、オフィスサポーター雇用事業なんですけれども、これにつきまして、いろんなところ

で雇用して仕事をなさっていると思うんですけれども、大ざっぱに、何人がどういふふうに雇用されているのか、その点、お尋ねをしたいと思います。延べ人数、どういふ仕事をサポートしているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、その下の情報公開推進事業なんですけれども、これは個人情報ということなんですけれども、諮問案件はどういふことなのか、お示しできたらお願いしたいというふうに思います。

それから、53ページ、54ページの広聴・広報事業なんですけれども、広報サポーター謝礼があります。これについては公募してなさっているんですけれども、宮代ではどのような地域から何人公募されて携わっているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

また、どういふふうな連携を図って広報事業に当たっておられるのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、59ページ、60ページの関係で……

その前に、54ページの決算の前年度比で219万円の増となった理由は、町公式ホームページの管理システムの賃借料、保守料、これが企画財政課から総務に移行したということなんですけれども、これはどうしてそういうふうになったのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、59、60ページの男女共同参画社会推進事業の中に女性相談業務委託料というのがあるんですけれども、これは女性の相談日を増やしたということなんですけれども、この委託料はどのように積算されているのか、その点、お聞きしたいと思います。

それから、休憩に入りますので、この点については、特に今年5月、国会で成立した男女共同参画推進法というのがあるんですけれども、これは国会での推進法が変わったんですけれども、

これはこうした町段階での男女共同参画社会推進事業においては、来年になりますけれども、どのような形で変わっていくのかどうか、その点についてもあわせてお答え願いたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 休憩いたします。

休憩 午後 1 2 時 0 4 分

再開 午後 1 時 0 2 分

○委員長（田島正徳君） ちょっと時間より早いんですけれども、再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
よろしくお願いします。

総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君） 総務課副課長の大場でございます。

午前中の最後にいただきましたご質問に対して、順次お答え申し上げます。

まず初めに、決算書の47ページ、48ページの負担金、補助及び交付金の市町村総合事務組合の負担金、退職手当の関係についてお答え申し上げます。

まず、退職手当の負担金につきましては、先ほどお話がございましたとおり、負担金の率につきましては、平成28年度が1000分の170、29年度につきましては1000分の155を負担金として支出しておりまして、その分については減額をしているものでございます。

ただ、これとは別に、特別負担金というものが発生をいたします。この特別負担金は、定年もしくは勧奨により退職した場合の加算分の基本額の特別負担金と、退職前の5年間の役職に応じて生じる加算分の調整額特別負担金というものがござ

いまして、そちらを町が負担しているものでございます。

29年度につきましては、今申し上げたとおり、退職手当の負担金そのものについては減少しておりますが、特別手当負担金が増加をしているということで、今回、昨年度より900万ほど決算額が増加しているというものでございます。

具体的な金額としては、平成28年度の特別負担金については227万円ほどでございましたが、平成29年度につきましては2,170万円ほどということで、こちらが増額をしているということがございまして、最終的に負担率が減ったとしても、こちらのほうの特別負担金を加算しますと、最終的な決算額が増加をしているということでございます。

また、これにあわせまして職員数の関係でございます。まず、職員数については再任用職員を含めてお答えを申し上げたいと思います。

まず、平成28年4月1日現在の職員数は200人でございました。平成29年4月1日現在の職員数は203人でございます。この入り繰りの話をさせていただきますと、まず退職者、平成28年度中に退職した者が7人でございます。採用者が、平成29年度中に採用した者が10人ということで、差し引き3人、28年度と29年度に比べると増加をしているところでございます。

続きまして、これに関連しまして、宮代町の障害者の法定雇用の関係についてお答え申し上げます。

宮代町の障害者の法定雇用でございますけれども、雇用者数換算でいきますと、平成29年6月1日、昨年度現在でいきますと、法定雇用率が2.3%でございます。この必要人数分が3名ということになっておりまして、昨年度の状況としては法定雇用率分を確保していたということになり

ます。しかし、その後、法律の改正がございました、平成30年6月1日には法定雇用率が2.5%になり、0.2%法定雇用率が上がっております。現在、その必要数を換算いたしますと4名になるということになりまして、現状として宮代町は障害者の法定雇用に関しましては1名分不足しているという状況でございます。

宮代町については、採用試験について障害者枠を設けまして採用試験を実施しておりますので、今後ともこの法定雇用を踏まえつつ対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続きまして、産業医の関係でございます。こちらも決算書47、48ページでございます。総務管理事業の9節旅費の産業医の費用弁償300円分のお話がございました。こちらにつきましては、労働安全衛生法に基づきまして衛生委員会を町では設置しておりまして、その衛生委員会への出席分の費用弁償ということでお支払いをしているというものでございます。

続きまして、同じ総務管理事業の中で、全国町村会の総合賠償保険というものがございます。こちらにつきましては、決算額が258万8,000円ほどというふうになっておりまして、その内容についてのご質問がございました。

まず、基本的には町が実施する事業等に対して参加者が何かがをした場合に補償されるというような内容だというふうに考えていただければよろしいと思いますが、具体的に申し上げますと、町が所有・使用・管理する施設の瑕疵や欠陥など、あるいは町が所有・使用・管理する施設の管理業務上の過失、あるいは町が行う自治体業務上の過失、または町が管理する施設において住民の皆さんから預かったものがあった場合、それを紛失してしまった場合のそういったものに対する保険に

なっております。

平成29年度の実績でございますが、町民文化祭のときに参加者の方が進修館内で転倒されましてけがをしたものに対して補償するというものが1件ございました。こちらは全国総合賠償保険のほうでカバーをさせていただいているというところでございます。

続きまして、同じく総務管理事業の中で、13節の委託料で職員健康診断の委託料等がございます。

まず、こちらは最初のご質問としては町の職員の受診率についてお伺いがあったと思います。

宮代町におきましては、平成29年度の実績でございますけれども、健康診断及び人間ドックの受診率については約92%というふうになっております。近隣のほうも調査をしておりますが、杉戸町については93%、幸手市については92%程度ということ、白岡市については95%程度というふうになっておりまして、蓮田市さんについては把握をしていなかったというようなことでございます。おおむね90%台が各市町村、自治体の受診率の状況になっているというふうに承知をしております。

こちらの委託先でございますけれども、宮代町につきましては、健康診断については六花のほうに委託をしているというものでございます。

続きまして、同じく47、48ページの総務管理事業のメンタルヘルスの委託の関係でございます。

ストレスチェックについてのご質問でございます。ストレスチェックにつきましては、労働安全衛生規則に基づいて実施しているというものでございまして、チェック項目については昨年度の例でございますけれども、まず、仕事の状況についてその本人がどう思っているかということを確認をしております。例えば非常にたくさんの仕事をしなければならないと思っているかどうかとか、一生懸命働かなければならないと思っているかど

うかとか、自分のペースで仕事ができるかどうかとか、そういったようなチェック項目でございます。また、もう一つが、大きく見ますと、最近1カ月のあなたの状況についてということで、元気が出てくるとか、いらいらしているとか、疲れているとか、不安があるとかというようなものをチェックをしていただくというようなことで、それを機械的に処理をして、その方のストレスの状況というものを把握をするということになっております。

続きまして、決算書49、50、51、52の中で、特に52ページ、委託料の人権啓発講演会の講師委託料の関係についてご質問をいただいております。

まず、こちらの人権啓発講演会の概要というか背景というものをちょっとご説明させていただきますと、まず、宮代町については越谷の法務局管内で構成をいたします越谷人権擁護関係の協議会のほうに加入をさせていただいております。越谷人権啓発活動地域ネットワーク協議会というものがございます。そちらが法務省、埼玉県を通して、人権啓発活動の地方委託金というものを活用をしまして人権啓発に関する事業を行うということになっております。人権啓発のこの事業につきましては、おおむね各自治体3年に1度程度回ってきて、それぞれの市町において講演会ですとか、そういったものを実施するということになっております。

宮代町については、昨年度、こちらの人権啓発活動地方委託金を活用して事業を実施することになっておりまして、その際に人権啓発講演会といたしまして、成田真由美さんのほうにご講演をお願いしたということでございます。

成田真由美さんにつきましては、簡単に経歴をご紹介しますと、パラリンピックの水泳の金メダリストということでございまして、車椅子で

ふだん生活されているんですけども、水泳で各メダルを20個獲得をしているという方で、自分の経歴も含めて障害者として諦めずに活動しているというような視点から講演をしていただいたというものでございます。

講演会の後にアンケートをとらせていただいております。出席者の方にアンケートをとらせていただいているんですけども、回答していただいているのが50人ほどでございますが、講演会については非常に満足をしているというような回答になっておりまして、今後もこのような講演会を行うべきかということに対しても積極的に行うべきだという声が多くなっているというところでございます。

そうした経緯で、こうした越谷の人権活動のネットワークの経緯から最終的にこの委託金を受けて宮代町が平成29年度事業を実施するという中で、成田さんをお願いをさせていただいたということでご理解をいただければというふうに考えてございます。

続きまして、こちらは決算書の52ページの、これも19節の負担金補助、交付金の人権平和事業の関係の埼玉県の防衛協会の会費について、ご質問をいただいております。

宮代町については、2万5,000円年額お支払いをさせていただいておりますが、参考でいきますと、市については4万5,000円になっております。村については1万5,000円という会費でございます。個人・団体についても1万5,000円の会費ということになっております。

事業内容としては、防衛意識の高揚のための啓発資料の配布ですとか、あとは自衛隊と県民との相互交流の関係の事業を行ったり、あるいは自衛官募集の協力支援などを行っているというものでございます。県内の市町村でいきますと、52の自

治体が加入をしているというところでございます。宮代町でも自衛官の募集については委託を受けて協力をさせていただいておりますので、そうした観点から防衛協会のほうについても負担金の支払いをさせていただいているというところがございます。

続きまして、決算書51ページ、52ページのオフィスサポーターの雇用事業の関係でございます。

こちらにつきましては、どういう仕事をしているのかということとか、どういうふう to 雇用されているのかというようなお話でございました。

まず、オフィスサポーターの平成29年度中の雇用者の延べ人数については、136名ということになっております。登録者については203名おります。

まず、学童保育の指導員と保育士さんについては、学童保育の指導員さんについては登録者が21名で雇用者が16名ということで、76.2%の雇用率になっております。保育士については50名の登録のうち39名雇用させていただいております、78%という状況です。一般事務については132名の登録者のうち80名を登録させていただいております、約61%という状況でございます。合計でいきますと、大体、登録者の67%の方を雇用しているということでございます。

内容については、まず、学童保育については、それぞれ町のほうで実施させていただいております放課後の学童保育の指導員として勤務をしていただいております。そこには非常勤の特別職で子育て指導員さんという方もいるんですけれども、そうした方と協力しながら、放課後の学童保育の運営に当たっていただいているというものでございます。

また、保育士については、昨今の保育需要の高まりというものもございますけれども、保育士の

正職員とともに、保育の補助的業務というものを担っていただいて、オフィスサポーターさんを活用させていただいているというものでございます。

また、ほかには発掘業務ということで、資料館で、例えば発掘作業が生じた場合に作業をしていただいたり、資料収集をしていただいたりという方についてもオフィスサポーターを活用させていただいているというようなことで、こうした方のほかに、町の各部署、各課で、例えば窓口の対応、戸籍の対応ですとか、税務の対応、そういったものでオフィスサポーターさんを活用させていただいております。そういうような業務をオフィスサポーターさんに担っていただいているということでご理解をいただければなというふうに考えております。

続きまして、情報公開の関係でございます、決算書の51ページ、52ページでございます。こちらについては個人情報保護法の改正がございまして、それに応じて宮代町の個人情報保護条例の改正の必要が生じましたことから、審議会のほうを開催をさせていただきまして意見の徴収をさせていただいたというものでございます。

具体的な内容については、個人情報の定義の変更がございまして、その辺の内容についてご意見をいただいたということでございます。

続きまして、決算書の59ページ、60ページでございますけれども、この中の委託料で、女性相談の業務委託料の積算についてございました。

女性相談業務については、1日なんですけれども、1万3,300円を単価で契約をさせていただいております、それに日数を掛けるというようなことで委託料をお支払いをしているということでございます。

昨年度は、毎月第3月曜日に行っている女性相談のほかに、休日に行ったほうが相談がある、休

日のニーズもあるだろうということで8月5日と12月3日の2日間、これは土日になるんですけれども、相談日を設けさせていただいて女性相談を実施しております。2日間で3件の相談がございました。

それともう一点が、男女共同参画の関係の法律が制定されて、この事業がどういうふうに変わっていくのかというお話でございましたが、まず、今般、成立いたしました法律については、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律ということでございまして、政治分野において男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に制定されている法律でございます。

恐らく、我が国においては、女性の政治参画という部分に他の先進国に比べておくれがあるというような問題意識、課題の中から、それを促進していくと、推進するというための法律になっているというふうに思います。

宮代町の男女共同参画事業につきましては、もちろん政治分野もあるんですけれども、やはり行政としては、男女の性差の別なく活躍できる社会というものを推進していくために、それを積極的に啓発していくというのが、まず地方自治体の大きな役割だというふうに認識しておりますので、こうした法律の情報については注視をしながらではございますが、宮代町としては男女共同参画を進めていくことで、よりよい社会を構築していくという観点から、引き続き事業を実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君） 総務課副課長の稲宮でございます。

質問で、まず、ご1点目ですが、広報サポーターについてお答えをさせていただきます。

広報サポーターの制度につきましては、市民参加の広報誌づくりというのを目的といたしまして、町内の各地域の情報ですとか、話題、そういった提供を受けて広報誌の誌面の充実を図るために行っているものでございます。

平成29年度につきましては、広報サポーターについて広報誌のほうで募集、公募を行いましたところ、1名の方の応募がございまして、その1名の方をお願いをいたしました。ちなみに、こちらの方は町内在住で東姫宮に住んでいらっしゃる方でございます。

具体的な連携方法というか活動の状況なんですけれども、通常のコピーの誌面の作成となりますと、町の広報担当職員が現場に行き行って取材をしたりですとか、あるいは各担当のほうで担当職員が取材などをし、その記事を広報に載せるといったものが一般的でございます。

広報サポーターの方につきましては、そういった町の職員がなかなか目の届かない地方で行っているイベント、情報、それから行事、そういったものを紹介するといったところで行っていただいております。例えばその地区で行われている集まりですとか行事とか、そういったものですが、例えばつい先日なんですけれども、月刊みやしろでご紹介をさせていただいたのは、小学校で茶の湯の体験、こういったものがございまして、こういったものを広報サポーターさんの取材によって記事、それから写真を広報誌のほうで紹介をさせていただいております。

なかなかふだんこういった形ですと、町の職員が取材に行くということはないんですけれども、逆に広報サポーターさんならではの目線ということで取材をしていただいて、広報誌に掲載をさせ

ていただいております。

取材をした分を広報誌に掲載できる分があるんですが、なかなか誌面のスペースの関係もございまして、全てが広報誌のほうに掲載できるということもございませんので、そういった場合は町のホームページに逐次、写真、記事、そういったものをご紹介して、なるべくサポーターさんが取材してきた内容につきましては、広く皆さんにお知らせをするというような形で対応をしております。

それから、もう一点のご質問でございます。広聴・広報事業の決算額なんですけれども、昨年の額に比べまして、約219万円の増となっているところでございます。

こちらの理由につきましては、先ほど議員さんのご質問にありましたように、電子計算システム機器の借上げ料ということで、こちらが約224万円ございます。こちらが皆増になったものでございます。こちらの具体的な内容でございますが、町のホームページの運用管理の経費でございます。

そもそも、何でもこういったことになったかというところなんですけれども、もともと町のホームページというのは宮代町が独自のやり方で運用してきた経緯がございます。ずっとそれで行っていたんですけれども、平成28年12月から新しく大幅なリニューアルを行いました。

このリニューアルに至った経緯でございますけれども、こちらは国のほうからの通達指導等もございましたが、インターネット回線による情報の漏えいですとか、そういったものが心配されるといったことがかなり話題にもなったところでもございまして、ホームページのシステムというのを、町の外部とつながっているシステムと遮断をして独自のものとして構築しなさいよと。そういったことでシステムのセキュリティーの強化を図ると

いったことを目的といたしまして、平成28年12月から大幅なリニューアルを行いました。

この係る経費でございますが、それまでは企画財政課の情報担当において予算を持っていたところなんですけれども、この平成28年12月のリニューアルから、また金額のほうも新たに必要となりましたが、とりあえず該当年度につきましては、従来どおり企画財政課のほうで予算を所管していただくという形でやっておりましたが、29年度につきましては、町のホームページの運営管理そのものの自体が、実際はこちら、企画財政課でなくて総務課のほうで、広報担当のほうで行っておりますので、一番近いところ、担当するところで持たほうがよろしいんじゃないかということで、今まで企画財政課で持っていたものが平成29年度から総務課に移管となりまして、新たにこの224万円を計上したことによりまして、29年度の決算が大幅な増というふうになったものでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） どうもありがとうございます。

丸藤でございます。

何点か、再質問と確認をしながら、お尋ねしたいと思います。

まず、47、48ページの総務管理費のまず一般管理の関係でお尋ねします。

市町村総合事務組合負担金の内容についてはわかりました。特別負担金が増えているのは大きな要因だということで理解するんですが、あわせてお聞きしました職員数の関係なんですけれども、平成28年4月1日現在で200人、これについては退職者が7人、採用者が10人、これは新規採用が内容からいっても9人で、再任用が1人ということとよろしいでしょうか。合わせて平成29年3月

30日現在で203人ということだと思うんですけども、それでよろしいかと思うんですけども。

もう一点は、オフィスサポーターの関係なんですけれども、これは、まずオフィスサポーターの登録している人数が203人と。このうち平成29年度中に雇用された人数、これが135人ということですよ。そうすると雇用率が、先ほど学童保育と子育て指導員とか保育士とか、そういった仕事に携わっているというのはわかるんですけども、登録している人数が203人、それから雇用された人数が135人ということで、その雇用率ということですよ。その点、もう一度お願いしたいんですが。

それから、臨時職員、オフィスサポーターの時給の関係ですが、これも、それぞれ仕事によって違うんですけども、平成29年度中の時給で前年と違ってある部分がありましたら、お示ししたいと思います。

それから、産業医についてはわかりました。

それから、賠償補償料についてもわかりました。

健康診断委託料なんですけれども、私も先ほども言ったように六花だと思っていたんですけども、ある職員と途中で会って、電車で行くようだったので、どちらへと言ったら、これから健康診断というような話をしていたので、あれ、六花じゃないんですかというふうに思ったんです。これは管理職だけですか、それとも人間ドックの関係なのか、その点。職員の診断は委託料は六花でやっているということで、それはわかったんですけども、そうすると、ほかに行っているのはどの部分、人間ドックなのか、管理職についての健康診断についてもお尋ねしたいと思います。

それから、メンタルヘルス委託料の関係なんですけれども、これは先ほど、仕事の状況についてどう思っているか、最近1カ月の職員の状況なん

ですけども、これはストレスチェックの委託業者の変更だというふうに説明されていたと思うんですけども、この経費の削減の理由、その辺についてお聞きしたつもりなんですけれども、その辺についてもう一度お示ししたいと思います。

それから、人権平和推進事業、特に51、52ページの委託料の関係で、先ほど講演会をお願いした経緯というのはお聞きしました。また、その話を聞いてのアンケートの結果もお聞きしましたが、私は、ここは人権啓発講演会講師委託料ですよ、それとパラリンピック水泳の金メダリストとの関係で、どういう関係あるんですか。話を聞けば、それは何でもいい話であればいいというふうに、それは思いますよ。思うけれども、これは人権啓発講演会ですよ。ですから、その辺の関係とどう関係するのか。

この件においては、前年度比約23万3,000円の増額になっています。これの内訳を聞くと、人権啓発講演会の開催と人権の花運動の実施なんです。しかもこの23万3,000円、報償費から流用しているんです。だから、これはもう前から決まっていた講演なんですか、人権啓発にふさわしい講演なんですか、そうですかということで、さらにお聞きしたいんですけども。その辺どうなのかということをお願いしたいと思います。

それから、もう一点は、埼玉県防衛協会会費です。

市が4万5,000円、町が2万5,000円、村が1万5,000円と決まっている、市町村で。私、これ、63の自治体全部なのかなと思ったら、52の自治体が加入していると。そうすると原則加入なのか、必ずしも加入しなくてもいいわけですよ、答弁を聞きますと。その辺はちょっとどうなのかということをお尋ねしたいんですが。

いい悪いは別にしても、加入しなくていいんだ

ったらないほうがいいですよ、たとえ2万5,000円でも。国のほうは防衛費5.3兆円も毎年やっているわけですから、こんなふうに地方から会費として取っていいのかどうか、その辺もう一度お願いしたいと思います。

サポーターの関係は先ほどお聞きしましたので。それから、情報公開推進事業についてもわかりました。

それから、53、54ページの広聴・広報事業で、広報サポーターについてはわかりました。1人だということで、この謝礼も1万2,000円というのもあるんですけれども、もっと本当は地域から募集できたらいいと思うんですけれども、これは何も町だけの話ではありません。議会広報もこういうふうにできるものだったら、今すぐとは言えないんですけれども、やはり将来に向けて考えなければいけない課題だと思っているんですけれども、町のほうとしても、やはり少なくとも駅ごとにいけばもっといいのかなというふうに思いますけれども、その点、公募してですから限度があるのかもしれないけれども、その辺についてはどういうふうに考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

それから、男女共同参画社会推進事業、59、60ページの関係なんですけれども、これについてはおっしゃるとおりだと思います。政治分野においてほかの国より相当おくらしている。そういうところから、これは超党派で進めていったという経緯は聞いているんですけれども、そうしますと、これは政治分野においてで、地方には関係ない。関係ないという語弊があるかもしれませんが、直接関係ないということで理解しました。

それと、その下の13節の委託料の関係で、女性相談業務委託料、これは1日1万3,300円ということで、毎月第3月曜日にやっているけれども、

8月5日と12月3日、これは土日に開催したというところがみそだと思うんですけれども、これはそういった、何というんですか、平日だけではなくて休日にも設けたという、その辺のいきさつというのはどうしてなのでしょう。これは土日開催をぜひやってほしいという、そういった要望も強かったのかどうか、その点も含めてお願いしたいと思います。

それから、私、午前中の質問のときに、ちょっと質問漏れがあるんですけれども、それは45ページ、46ページの一番下の共済費です。

すみません、これ市町村共済組合負担金、特別職と一般職とありますけれども、昨年もそうなんですけれども、これはもちろん議会費も民生費も全款に載っているし、昨年も載っていたんですけれども、私、これはなぜ市町村共済組合負担金追加費用というのは別々に掲載しなければいけないというふうになっているのか、普通、決算という負担金ということで大枠で入れられるじゃないですか。それが時間差があっても負担金ですから、これは全部負担金にしたということで、普通は一般職と特別職のそれだけでいいのかなと思うんですけれども、あえてこういうふうに、追加費用というふうに分けられたのはどういうことなのかというのを、ちょっと冒頭で聞き忘れましたので、その点、お聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君） 総務課副課長の大場でございます。

幾つかご質問いただいておりますので、順次お答え申し上げます。

まず、1点目の採用職員の人数の入り繰りの関係の中で、もう一度改めてご説明いたしますと、平成28年4月1日現在の職員数は再任用職員を含

めて200人でございました。退職者が平成29年度中に7名発生をしているということでございます。平成29年4月1日の職員数が203名なんですけれども、これは10名が新たに採用者数等に入っておりますが、新規採用職員が9名でございます。再任用職員が1名ということで、10名ということでございます。したがって、28年と29年を比較しますと、再任用職員を含めまして203名ということで、3人の増加ということでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、オフィスサポーターの事業の関係の雇用率についてお話がございましたので、こちらもちょうと繰り返しになるかもしれませんが、お話をさせていただきますと、登録者については203名でございます。雇用者については135名ということで、雇用率については全体で約67%ということでございます。それを内訳別に見ていった場合なんです、学童保育の指導員については、登録者が21名で雇用者が16名ということで、雇用率が約76%ということでございます。保育士については登録者が50名で雇用者が39名ということで、雇用率が78%でございます。それ以外の一般事務あるいは発掘事務を行っている登録者が132名で雇用者が80名ということで、雇用率が約61%でございます。

これが内訳になっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、健康診断の関係で、六花に委託をしているというお話をさせていただきましたが、たまたま、ほかの管理職の方が別のところに行くというお話を聞いたのでということでございました。その方については、これはご本人が自分で健康診断に行っているという可能性も否定はできないんですけれども、基本的には人間ドックだろうというふうに推察ができるというものでございま

す。

宮代町においては、健康診断は町で用意をさせていただいて受診をしていただきますが、もう少し詳しい項目を調べたいという方については人間ドックに受診する方がおります。それについては共済組合のほうから補助金が出ますので、そちらを活用して健康診断を受けているということが考えられます。ただ、個人的に何かほかのものを抱えて受診をしているということも否定はできませんので、そのときの状況から、今考えますと、そういうことではないかというふうに考えております。

続きまして、メンタルヘルスの先ほどチェック項目についてお話をさせていただきましたが、業者の委託の関係ということでございました。メンタルヘルスの項目につきましては、先ほど申し上げましたとおり、労働安全規則に基づいて行うチェックということになっておりますので、基本的には見積もり合わせで行っております。したがって、こちらのほうで仕様を用意しまして、それに応じて見積もりを出していただいて業者を決定しているということで、状況によって委託料というのが増減をするということもあるのかなというふうに考えておりまして、29年度についてはそういうような状況でメンタルヘルスのストレスチェックを実施をさせていただいたということでございます。

続きまして、決算書の51ページ、52ページの人権啓発の講演会の講師委託の関係で、成田さんがどういう関係があるのかということも含めてのお話ではございましたが、宮代町では、先ほど申し上げたとおり、越谷の人権啓発活動ネットワーク協議会のほうに加入をさせていただいております。これは越谷法務局が主催をして行っている会議でございます。この中で構成し、町でおおむ

ね3年に1度程度の事業を法務省から県の委託金として収入を得て、それによって事業を行うということでございまして、その中で、先ほどご指摘のございました啓発活動の一環としての講演会と、それと人権の花運動について実施をさせていただいているというものでございます。

成田さんについては、パラリンピックのメダリストがどう人権にかかわるかということだとは思いますが、障害を受けて自分で発奮をしてパラリンピックの選手にまでなったというようなことで、その間にさまざまな苦勞、障害で足が動かなくなってしまって、そういったさまざまな、いろんな人からいろんな目を向けられていく中で、自分で何かしなくちゃいけないということでパラリンピックまで出たということで、障害者の視点から、例えばまちづくりも含めてなんですけれども、人権ということで考えていただくという趣旨で成田さんに講演をお願いしているということでございますので、これは障害者の人権というのも一つ大きな視点でもございますし、そういう意味からも人権と合致している、そういうテーマであるというふうに我々は認識しております。

また、こちらについては、特定財源で事業を実施させていただいております、こちらの報告についても県・国に対してさせていただいているところでございます。そちらからは当然、これは人権の啓発に趣旨が合わないというような指摘を受けているものではございませんので、この事業の実施については理解をいただいているということでございますので、そこを深く分析していくと、いろいろな認識の違いというのものもあるのかなというふうに思っておりますが、町としては十分人権啓発の活動に結びついているというもので考えておりますので、その点についてはご理解をいただければというふうに考えております。

続きまして、埼玉県の防衛協会の加入についてなんですけれども、こちらについてはご指摘のとおり、全市町村が加入をしていないというものでございますので、宮代町が加入するかしないかについては、宮代町で判断できるのかなというふうに思いますけれども、過去から、宮代町については自衛官の募集事務についても国から委託を受けて行っておりますし、昨今の災害の状況等を見ると、自衛官の方が活躍をして災害活動をしているというようなところもございますので、町としては自衛官の皆さんの募集活動に資するような活動を行っている防衛協会の負担金については適切なものであるというふうに考えておりますので、ご理解をいただければなというふうに考えてございます。

それと、男女共同参画の事業でございまして、決算書の59、60ページの女性相談の休日の実施でございまして、こちらについては、平成29年度に初めて実施をさせていただいております、今年度も引き続き実施をいたしております。

休日に実施したいきさつというのは、やはり最近ドメスティックバイオレンスですとか、そういったものが増えてきているというのが、これは実感としても、実際の件数としてもあるんですけれども、平日なかなか外に出られないという方がいた場合に、休日に実施することで潜在的なそういう相談に対する意識というのを我々のほうとしても把握をしていく必要があるということで実施をさせていただいているものでございまして、当然、住民の方から平日では行けないというような声もあったということもあると思いますが、相談できる機会というのを設けていくことで、いろいろな声を拾っていききたいということです。

私は、ちょっと女性トイレの中は入ったりはできないんですけれども、町の公共施設等のトイレ

では、ひとりで悩まないでということでDVの相談ですとか、こういう女性相談に関するチラシなんかも置かせていただいて、それを見てちょっとどうなんだろうということでご相談をいただくというケースもありますので、できる範囲にはなりますけれども、そうした相談できる体制というのは、可能な限り体制を整えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

それと、追加でご質問をいただきました決算書の45、46ページの中にある共済組合負担金の追加費用の関係でございます。

ちょっと追加費用の内容がわかりにくいのかなというところもあるんですけれども、共済組合の負担金というのは、通常の給料とか人件費に必要な率を掛けて算出をするというものが通常の負担金にはなるんですけれども、この追加費用というのは、これはちょっと言葉で言うとなかなか難しく、うまく説明できるかというところがあるんですが、地方公務員の共済組合法というのが昭和37年に施行されておりまして、施行日前の年金制度、これはいわゆる恩給制度と言われているものなんですが、恩給制度から引き続き共済組合の組合員になった方が退職をして年金を受給する場合に、この昭和37年の施行日前の組合員期間に対する年金財源が不足をしているということで、その原資を確保するために負担するというものになっております。

簡単に言うと、前の制度から引き続いて年金をもらっている方がいるんですが、その方の財源の確保の意味で追加費用というのを支払っているということで、これは人間の生命力から考えていけば、いずれお亡くなりになっていくこととなりますので、この追加費用については年々減少していくだろうというふうには想定をしているというところ

でございます。

それと、1点、ちょっと答弁が十分でなかった点がございます。

OSの時給の関係でございますけれども、29年度中に改定をするかどうかというお話でございます。

まず、29年度に時給の改定をしたのが保育士さんの時給でございます、これは通常の時給は1,100円ということで設定させていただいているんですけれども、保育園の場合は朝早く来て夕方遅く行くということで、8時半から5時15分以外の勤務というものもあります。例えば7時15分から来て早目の保育を受け入れるですとか、延長保育で6時半ぐらいまでお子さんを受け入れるというようなケースがあるんですけれども、その8時半から5時15分以外の違う早い時間、遅い時間の勤務に関しては、1,100円の1.25倍ということで、時給に換算しますと1,375円がその時間帯の時給ということで29年度からさせていただいているというのが1点でございます。

〔「1,380円」と言う人あり〕

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君） すみません、1,380円でございます。1,380円が今回時給としてさせていただいているというのが1点でございます。

それと、もう一点が、最低賃金の関係でございますけれども、これは今後ということになりました、30年度の改定を予定しているものなんですけれども、最低賃金として労働局のほうは898円ということで決めておりますので、宮代町においても、一般事務のオフィスサポーターの方については880円になっておりますので、これは昨年度とは特に関係ないんですけれども、今年度10月から改定をさせていただくということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君） 総務課副課長の稲宮でございます。

広報サポーター制度について、お答えをさせていただきます。

広報サポーターの制度につきましては、先ほどお答えさせていただきましたとおり、平成29年度につきましては、1名活動をしていただいております。町では、宮代広報サポーター制度実施規程というのがございまして、その中の第3条で、サポーターの定員ということで、サポーターの定員は2名というふうに規定をされております。先ほど説明させていただいた中では1名ということなのですが、こちらは長くずっと同じ方がやっていたところなんですけれども、実は今年度、平成30年度になってから新たに1名の方が広報サポーターとして活動をしていただくこととなりました。こちらの方につきましては、お住まいの場所は和戸地区ということでございまして、もう一人の方は東姫宮で、今回新しくサポーターになられた方については和戸ということで、先ほど議員さんのご質問にもありましたが、町内、東姫宮を中心とした地区、それから和戸を中心とした地区ということで、バランスよく取材をやっていたのかなと思います。

どうしても、やはり広報サポーターの方の活動ということになりますと、ご自身のお住まいになっている地区を中心としたエリアになってくることが多くなってくると思いますので、今回新たに1名追加になりまして、町内を一応カバーできたのではないかなというふうに思っております。

それから、補足なんですけれども、決算のほうで謝金として1万2,000円、額のほうが出ておりますが、これは平成29年度ということもございまして、1名分の年間の謝金になります。広報サポ

ーターさんの謝金につきましては、先ほどの規定の中で1回につき1,000円と規定をさせていただいております、ただし、年間を通して上限がございまして、年間12回、つまりたくさん出たいただいたとしても最高で1万2,000円の謝金のお支払いというふうになっております。

ちなみに平成29年度は、1名の方は年間を通して15回取材に行っていたいておりますので、単純計算ですと1回1,000円ですと1万5,000円になってしまうんですが、規定上の関係もありまして1万2,000円をお支払いをさせていただいているものだというのでございます。ここ数年、ずっと同じように1万2,000円で謝金のほうはお支払いをさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

ありがとうございます。

それでは、再々なんですけれども、45ページ、46ページの共済費の関係は、何ていいますか、雑駁な話では大体理解できるんですが、細かい点ではちょっとどういうふうになっているのか。

そうすると、昭和37年の改正の関係なんですけれども、課によつては全然追加費用分がないというところも出てくるのかなというふうには思うんですけれども、そうでもないのですか。そうすると全部この追加費用というふうに入ってくるのか。

それと、私、先ほど聞いたのは、会計上、どうしてもそういうふうに分けなければいけないのかどうか、負担金ですから一緒にたにしてもいいような感じはするんです、感じはというか、あくまでも私的なんですけれども、そういうふうになければいけないというふうになっているのかどうか、その点、確認したいと思うんですけれども、

もう一度お願いします。

それから、健康診断委託料については、わかりました。多分、私も共済のほうの人間ドックの関係だと思います。

メンタルヘルスの委託料の関係なんですけれども、これは、そうしますと、メンタルヘルスですから、いろんな因果関係があると思うんですけれども、単にストレスチェックだけではないと思うんです。いろんなプレッシャーがかかっているのか、いった病氣的かといっているんでしょうか、障害かといっているのか、受けているわけだと思うんですけれども、その委託業務だから、それをどういうふうに町として、それは委託業者によって多少の委託費が浮いたりするんだと思うんですけれども、もともとこれは職員のメンタルな面ですから、それをどういうふうに治していくのかということから、いろいろ選んでいかなければいけないと思うんですけど、その辺の業者というのは限られているんだと思うんですけれども、それはどういうふうになっているのか。

それとメンタルヘルス、実際職員は増えているのか減っているのか、よくなっているのか、現状維持なのか、その点、どのようになっていますか。雑駁で結構ですので、その辺の状況をお教えいただきたいと思います。

それから、51ページ、52ページの人権平和推進事業、私はあえて個人名ではなくてパラリンピック水泳選手、金メダルを取った方が人権啓発講演会とどうつながりがあるのかということで、それは障害を受けての苦労した中での何とかしなければいけない、そういう精神的な面とかそういう点での苦労というのは確かにあるとは思いますが、それと人権啓発との関係でどうなのかということでお聞きしたんですが、副課長は人権と合致していると認識しているということで、そ

れを聞いても、いや、そうじゃないという言い方をしないとできないと思うので、それ以上の答弁は出ないと思うんですけれども、私はちょっと違和感を感じています。この方が悪いとは言いません。それなりの苦労をしているとは思いますが、この人権啓発講演会の講演者としてふさわしいのかどうかというのは、ちょっと違和感を感じたというところで、結構です。

オフィスサポーターの件の関係なんですけど、先ほど時給の件で、これはまだ880円、それが今年の10月からということなんですけれども、だとすれば、次年度に関係してきますので、880円がどのようになるのか、平成29年は保育士の時給が1,100円から1,380円ということなので、この点についてお尋ねしたいと思います。これは先ほど言われたように、最低賃金の件との関係でこういうふうになったということですので、その点もう一度確認させていただきたいと思います。

それから、広聴・広報事業、53、54、これについてはわかりました。定員が2名ということで。

それから、前後します。すみません。あと、埼玉県防衛協会会費で、これも先ほど答弁がございました。

私はむしろ52の自治体に参加していて、63自治体中ですよ。ですから、これはやはり、参加していないところもあるわけですから、強制でなければ、やっぱり言っていることはわかるんですけれども、これは防衛協会会費を払っているから払っていないから、何かあったときに自衛隊が援助に来るとか来ないとか、そういう対象ではないと思うので、これはもう少し町としても考えていただいたほうがいいのか、考えた末でのこういう結果だと言ってしまうのであればそれでおしまいなんですけれども、その辺はやっぱりもう少し考える必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君） 総務課の大場でございます。

まず、45、46ページの関係でございまして、共済組合の追加費用については、確かにわかりにくいものであるかなというふうに思います。

昭和37年当時に公務員であった方が定年退職をして年金をもらうようになって、ご健在でいる間は旧制度と新しい制度の年金をいただくということでありまして、旧制度の財源が不足をしているということで追加費用というものを自治体が支払っているということでありますので、当然、負担金なので、一緒にということを書くということも考えられると思うんですけども、もともとの制度の成り立ちというか、払っている内容が少し異なりますので、分けて書いたほうが説明がより丁寧にできるだろうということで、このように記載をさせていただいておりますので、ご理解をいただければなというふうに考えております。

それと、メンタルヘルスの関係でございます。こちらは決算書の47、48ページの委託料でございます。

メンタルヘルスについては、このストレスチェック自体は法定の内容ということになっておりますので、基本的には業者さんを選ぶに当たっては、私どものほうでも幾つか調べさせていただいて、競争的な見積もり合わせということでやらさせていただいているというところでございます。

これについては、平成29年度に宮代町においては、このストレスチェックにおいて高ストレスだというふうに判定された職員は28名いたということで、これは毎年ほぼ横ばいなんですけれども、職員の約1割以上がすごく高ストレスに分類されているというところは真摯に受けとめて対応して

いかなければいけないんですが、町のほうとすると、これは所属の中でこの方が高ストレスですよというようなことは、ちょっと共有はしていないんです。これは個人情報の関係もありますので、ご本人さんのほうにはストレスチェックの中で自分が高ストレスだということはご本人はわかるということと、総務課のほうのアプローチとすると、産業医との面接なんかを用意をさせていただいて、そこでストレスの状況なんかを産業医と話をして、どういうふうに措置をしていくかということの改善を図れるような、そういうような体制はとっているところでございます。

以前、宮代町においても心の病で休職している職員もいたんですけども、現時点では、今、心の病で休職にまで至っているという職員はいないという状況になっておりますが、この28名が示しているとおおり、予備軍というのは多くいるのかなというふうに思っております。

また、産業医との面接の指導のほかに、これはまた別になるんですけども、所属長が自己診断の段階において面談をして、職員からいろいろな話を聞いたりということですか、あとは、ほかの制度でも所属長と面談をする機会なんかもありますので、そこでご本人の状況なんかを話しをさせていただいて、所属長の中にはそういった状況、総務課に情報提供していただける方もいますので、そういうふうな連携を図りながら、職員の皆さんがストレスを抱えないで仕事ができるような、そういう状況というのはつくっていく、それが最終的には町民サービスにつながるというふうに思っておりますので、その辺については取り組んでいきたいなというふうに思っております。

それと、防衛協会の関係については、確かに議員さんがおっしゃるとおり、この会費を払わないからといって災害のときに来てくれるとか来てく

れないということがあるとは当然思っていないかもしれませんが、現状、やはりこれだけ災害が増えていく中で、自衛隊の方が災害復旧活動で、今、相当な力を発揮されているという状況もあります。宮代町としては、宮代町の災害があるないにはかわからず、こうした活動というのを行っていただいているということも踏まえまして、この協会に対する負担金を支出していくというのが適正であろうかなというふうに考えておりますので、これは繰り返しになりますが、ご理解をいただければというふうに考えております。

それと、オフィスサポーターの時給の件で、今後の見通しということでよろしいでしょうか。

埼玉県の労働局が設けた最低賃金に10月の時点で合わせて900円にするというところはございますけれども、来年度以降については、これはまた財政担当と話をしていくということになりますので、恐らく、現状を考えると、人手不足もありますので、時給というのは増加をしていくような傾向にあるのかなというふうに思っております。

それと、ちょっと話が、今後これは議会の皆様にもちゃんとご説明できる機会を設けていくべき大きな制度改正というのがございまして、平成32年度から会計年度任用職員制度というものがスタートすることになっております。現時点では法律改正まで行われていて、施行が32年からということになっていて、現在、総務省を初めとして会計年度任用職員の移行に向けて準備を行っているところで、現時点では制度の大枠はおおむね決まってきたんですが、中身、詳細についてはまだ明らかになっていないという点がありまして、現在、町のほうとしても県の説明会に出たり、ほかの国が主催している説明会に出て状況を把握しているところでございますけれども、その制度の中身によりますと、今までの宮代町のオフィスサポーター

一制度に雇用されている方というのは、おおむね会計年度任用職員に移行するというふうに考えております。

会計年度任用職員については、フルタイムとパートタイムに分けるということになっておりまして、フルタイムについては、フルタイム、パートタイムあわせて両方なんですけれども、今までは7節の賃金ということでお支払いをしておりましたが、今後は給料あるいは報酬に変わっていくというふうに制度が変わってきます。また、必要な手当として、期末手当の支給ですとか、そういったものも検討されているということでございますので、その辺で、もしかすると今までのような時給という考え方ではなくて、ほかの考え方も踏まえて、新しい制度というのを構築をしていくということで、宮代町の中での職員の考え方というものについても変わっていくようなことが現状としてはあるということで、それについては、今回ご質問いただいた時給とは現時点では直接結びつくものではございませんが、32年の前にはおおむね方向性が固まってくると思いますので、その際には、また改めてご説明をさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

すみません。宮代町については10月1日から規定を変えて改正させていただいて900円になります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

それでは休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時37分

○委員長（田島正徳君） それでは再開いたします。
質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君） 野原でございます。

54ページです。

54ページの先ほど前段議員さんからあったんですけれども、広報サポーターさんの件で、こちらが今年度から2名に増加ということで、とてもいいことだと思いますし、和戸と姫宮のほうからということでバランスもとてもいいのですが、こちらのお二方は女性、男性どちらかということと、年代的にどのぐらいの方かというのを教えていただきたいです。

あと、それから、その下の市民の活動をつなぐインターネット放送局についてなんですけれども、こちらの主要な施策に関する説明書のほうの57ページの総務課のところで、町の公式ホームページのアクセス件数が前年度比23万件増の83万件になって、累計で615万件に達したということは、すごくいいことだと思います。そして、年間目標50本と言っていたところが、大きく倍以上の108本の動画を作成することができたということでございまして、それもすごくよかったと思います。

説明書の38ページのところに、内訳として108本の中、上半期56本、下半期52本というところのこちらがどういう内容の動画になっているのか、そして、アクセス数それぞれあると思うんですけれども、人気のものはどういったものだったのか。あと、こちら特派員数が7名なんです、こちら男女比と年代を教えてください。

こちらは日本工業大学及び宮代高校とも連携ということで、こちらの大学生と高校生がつくったものはどういった内容だったか。

あと、こちらの決算のほうで、インターネット放送局運営管理委託料が89万3,800円になってい

るんですけれども、この金額はどういったことに使われているのか、委託料ということですが、その内訳というか、こちら特派員の方にその報酬とかがあるのかどうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君） 総務課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えいたします。

まず、広報サポーターでございますが、先ほどの質問の中で2名ということでお答えをさせていただいておりますが、お二方とも男性になります。従来から長くやっていた方ですが、年齢のほうはちょっとご高齢の方なんです70歳ぐらいではないかと思います。ちょっと手元に資料がないもので一応そこまでわからなくて申しわけございません。新たに今年度加わった方なんです、同じ男性なんですけれども、こちらの方、年齢はお若い方でして、30代の和戸の男性の方になります。

それから、インターネット放送局での動画でございますが、まず、内容につきましては、さまざまなものが動画にアップされております。例えば町に関係するようなイベントですとか、いろんな行事、そういったものが動画としてアップをされております。

具体的な内容でございますが、進修館などで開かれたいろいろなイベントの紹介ですとか、または秋にいろいろ開催されております産業関係のイベント、新しい村のイベントなど、さまざま範囲にわたっておりまして、108本、年間で多くの件数を紹介をさせていただいております。

人気の動画ということでございますが、視聴した件数、統計がございます。一応、約2万1,000件の視聴がございましたが、その中で1位という

のが、ちょっと件数は断トツというか、かなり大きな件数なんです、全体の40%を占めるものでして、消防署の関係の動画がかなり2位以下を引き離して1位となっております。2位が宮代町のPRビデオ、こちらが約2,500件で全体の12%です。先ほどの消防署の関係のアクセス件数は8,200件で40%で、2位の町のPRビデオが2,500件で12%、そして3位は消防関係なんです、救助技術大会ということで1,600件、約8%、以下余り件数は差がなく、同じような件数で推移しておりますので、消防署の関係の動画、救助技術関係の動画と合わせると、全体の約半数、1万件近くを占めているものでございます。

それから、インターネット放送局の関係で、インターネット特派員の方なんですけれども、現在7名いらっしゃいます。男女別の内訳でございますが、男性が5名、女性が2名という内訳となっております。年齢につきましては、さまざまな年齢の方がいらっしゃいまして、お若い方から高齢の方までいろいろな年齢の方がいらっしゃいますが、大体平均して60歳ぐらいの方になります。

それから、決算額89万3,800円というところでございますが、その内容につきましては、基本的に、こちらボランティアでやっていただいているというところなんですけれども、過年の経費といたしまして、まず、各種スキルアップのための講座関係の費用が約6万円、それから取材関係の経費として約18万円、それからホームページ製作などにかかわる広報経費といたしまして約25万円、この中には、今年の3月に役場庁舎1階のロビーに新たに大型のモニターを設置いたしまして、そこでインターネット放送局で実際に流されている映像というものをエンドレスでずっと再生して、ちょうど役場にいらっしゃっている方々に見ていただくいいPRの機会だなと考えまして、モニタ

ーを設置した費用、こちらが含まれております。

あと、大学生と高校生の関係ですが、成果書の38ページにも紹介をさせていただいているんですけれども、日工大の学生さんにおかれましては、インターネット放送局の通信員として町の紹介をする動画を作成して公開をいただいております。また、同じように宮代高校の方の部活動でやっていただいている放送部の方にも、こちらも同様に通信員といたしまして参加していただいて、動画を公開させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 野原委員。

○委員（野原洋子君） 野原でございます。

よくわかりました。

もう一つ、今、特派員が7名、男性5人、女性2名ということでしたが、こちらのほうは定数は決まっているのでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君） 総務課副課長の稲宮でございます。

インターネット放送局の特派員につきましては、特に定数といったものはございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 野原委員。

○委員（野原洋子君） では、やりたいという方であれば何名でもということで受け取ります。

あと、人気の動画第1位が消防関係ということで、たしか予算のときにも、私、同じようなことを聞いて、やはり消防がすごく人気の動画ということだったんですが、やはり見ているというのは、やっぱり同じことをやっている消防の方が見ることが多いのではないかと思います。2位が町のPRということで、まずよかったんですけれども、こちらの町のPRの映像というのはどういった形でつくっているのでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君） 総務課副課長の稲宮でございます。

町のPRの映像というのは、3年ぐらい前なんですけれども、ちょうど60周年を町が迎えるに当たりまして、町のPRのビデオを作成いたしました。あわせて町の記念の歌もつくったんですけれども、そちらのビデオということになります。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 野原委員。

○委員（野原洋子君） 野原でございます。

私もインターネットのほうで町のPR動画は見ていただきまして、新しい曲もつくられて、すごくいい映像だなとは思ったんですけれども、今、やはり各自治体で話題になる動画というものをたくさんどちらもつくっていらっしゃるんですけれども、今のPRもとてもいいんですけれども、さらに注目していただけるような、そういう内容のPRの動画をつくるような、そういうお考えは今のところないでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君） 総務課副課長の稲宮でございます。

今のPRの動画についてのご意見でございますけれども、基本的にインターネット放送局の動画につきましては、全て特派員さんのほうで企画、撮影、編集、全てやっただいておりまして、そちらをこちらのほうで確認、チェックをしているという状況でございます。ですので、基本的には特派員さんの考えなどをもとにしてつくっている動画でございます。

現在、月に1回、町職員も参加して、インターネット放送局の定例会というのを開催しております。この中にはスタッフの皆さんも参加していただき、町職員も参加して、いろいろな情報交換、

今後の方向性やそういった意見交換などをする場となっておりますので、そういった機会を利用して、今、議員さんのおっしゃられたような宮代町のPRにつながるような動画というのを、これからぜひ、今後またつくっていければという形で、今後スタッフの皆さんと検討していきたいなというふうに考えております。

○委員長（田島正徳君） 野原委員。

○委員（野原洋子君） よくわかりましたので、以上で大丈夫です。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 唐沢です。

何点か質問をさせていただきたいと思います。

細かいことで恐縮なんですけれども、まず、決算書の48ページのほうなんですけれども、13の委託料の関係です。この中で何点か委託料がもちろん出ているんですけれども、まず1点なんですけれども、昇任試験の委託料ということで14万5千何がしがここに載っておるんですけれども、これ、職員が、男女を含めて何人ぐらい試験を受けたのか、ひとつお願いをしたいと。

それから、その下に適性検査委託料ということで載っておるんですけれども、これの中身をひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じく決算書のほうで、55ページと56ページのほうなんですけれども、財産管理費ということで、庁舎の管理事業ということで額は結構大きいんですけれども、6,500万ぐらいですか、庁舎管理費ということで載っておるんですけれども、この中で何点かひとつ確認を含めて……

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。今のは企画財政。

○委員（唐沢捷一君） 失礼しました。

じゃ、違う質問をします。

人件費のことについてひとつお聞かせいただき

たいと思います。

ここに平成20年から10年間の人件費ということで載っておるんですけども、平成20年度の人件費が16億3,200万ぐらい人件費ということで載っておるんです。平成29年度の人件費については、15億9,000万何がしということで載っておるんですけども、この経緯をひとつお聞かせ願いたいと思います。10年間で約4,100万ぐらいの人件費が減少しているんですけども、この中見について、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、この人件費の中で、職員給が10年前が11億2,300万、29年度は10億6,700万ぐらい、やはり職員給ということで減少しているんですけども、この経緯についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、あわせて、今、宮代町のラスパイレース指数は94.4ぐらいだと思うんですけども、職員の現状の中で、時間外の現状をひとつお聞かせ願いたいと思います。特に職員の平均の時間外、どのぐらいなのか。特にこの中で時間外が最も多い人は何時間ぐらいやっているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず、以上をよろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君） 総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君） 総務課副課長の場でございます。

今のご質問について、お答え申し上げます。

まず、1点目の決算書47、48ページの委託料にございます昇任試験の委託料の関係を含めて、昇任試験の受験者等についてお答え申し上げます。

まず、昇任試験については、宮代町においては主査級に關しての昇任試験を実施しております。昇任試験の対象者については、年齢が33歳以上43歳未満で主任1年以上の経験者を試験の対象としているということと、ほかに43歳を超えた職員で

主任1年以上の経験者については選考試験の対象としているということで、試験を受ける人と選考で選ばれる人、この二通りがございます。

まず、昨年度の昇任試験の受験者数については3名でございました。男性が3名でございます。選考試験については10名でございました。男性が6名、女性が4名でございました。

続きまして、適性検査についてお答え申し上げます。

適性検査については、こちらは職員の採用試験の筆記試験の際に行う適性検査となっております。こちらの内容については、例えば協調性だとか積極性だとか、そういったものをこの検査によって導き出すというものでございまして、その適性検査の結果を踏まえて、面接試験の際に本人の意識等を確認をさせていただくための基礎資料として、適性検査を実施しているというものでございます。

続きまして、人件費の関係でございますが、ちょっと私どものほうにある資料については、決算統計という財政担当が毎年行っている統計調査の数値がございまして、そちらの数値を見ると、平成20年度の人件費については16億3,200万円、平成29年度については15億9,100万円ということでございまして、この人件費については、まず職員だけではなくて非常勤特別職の報酬等も含まれているので、細かくこの概要についてご説明する裏資料は、今、現時点で持っていないというところはあるんですけども、職員給で先ほど指摘いただいたのが、平成20年度が11億2,300万円で、29年度が10億6,700万円というようなところがございまして、その辺について考えてみますと、この間さまざまな給与の改定等がございまして、例えば、期末手当が景気が悪くて減額されたり、給料がカットされたりというようなことも、その10年間の間には何度か繰り返されてきていて、近

年は景気の回復とともに人事院勧告なんかにより
ますと、期末手当が少しずつ上がってきたりとか、
給料についても0.2%程度ですけれども上がった
りというようなことで、少し回復はしているんで
すけれども、そういう人事院勧告に基づく給与制
度の改正等によるものも一部ありつつ、全体的に
見た場合には、この人件費の減少については、職
員数が減少してきているというところが起因して
いる部分もあるのかなというふうに思っております。

この決算統計の数字と、必ずしも今、私どもが
持っている職員数の状況がイコールというわけ
ではないんですけれども、平成20年度の職員数につ
いては225人でしたが、平成29年度につ
いては201人ということで、職員数が減少してき
ているというところも、この人件費の減少に寄与
しているところがあるのかなというふうに思っ
ております。

また、ラスパイレスも含めて話があって、時間
外勤務の現状というところではございますが、ま
ず、ラスパイレス指数については、これは国家公
務員の給料を100として見た場合に、それぞれの
自治体の給料がどの程度なのかということで、こ
れも統計的に処理されているものがございます。

宮代町については、昨年度のラスパイレス指数
は94.4ということになっておりまして、埼玉県内
62市町村の中では58位ということで、58位とい
うのは県内で5番目に低いというようなことで、宮
代町より低いところが4つほどあるんですが、宮
代町より高いところが57つあるというような、そ
ういうような状況でございます。

また、超過勤務の状況については、ちょっとこ
れも最新のものを決算額では言えるんですけれ
ども、細かい、1人当たり幾らかというところを29
年度についてはちょっと算出はしていないんです

けれども、一番最近で算出させていただいている
のが、ちょっと古くて大変恐縮なんですけど、平成
27年度になります。こちらについては1人当たり
平均年77時間という状況でございまして、平成27
年度に最も超過勤務をした職員は299時間という
状況でございました。超過勤務手当の総支給額に
ついては3,200万円という程度の状況でございま
す。それが平成28年度、これは決算額ベースで大
変恐縮なんですけれども、超過勤務手当について
は3,450万円の支給ということになっております。
また、平成29年度は3,650万円の支給ということ
になっておりまして、超過勤務については、これ
は国のほうのいろいろな制度改正等もあって、対
応しなくてはいけない事務が増えてきているとい
うことで、超過勤務については増加をしてきてい
る現状が、これは私の感覚の話で大変恐縮なんで
すけれども、そういう現状があるのではないかと
いうふうに思っております。

そのような形で、職員の労働環境というのは、
少し現状としては超過勤務が増加しているとい
うこともありますので、注視をしていきたいとい
うふうに考えております。

私としては以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。

今、時間外のご答弁をいただきました。宮代町
は定時退庁の促進、事務の簡素化、合理化の推進、
さらには職員の健康の管理ということで、配慮と
いうことで時間外をなるべく減らす、事務の合理
化を進めるということで努力はしてきたと思うん
ですけれども。

ここで、もう一度ちょっと確認をしたいんです
けれども、平成20年度、今から10年前、職員数が
225名でした。現在は、先ほど前段者も質問をさ
れておりましたけれども、203名、この10年間で

宮代町の仕事量、職員1人当たりの仕事量というのは膨大に、膨大という大げさですけども、大分増えているというふうに思います。

これを数字をずっと見ますと、10年前よりも職員数が減っている、それに比べて仕事量が増えている、これは間違いなく時間外というのは、ますます増えてくるのかな、1人当たりの職員の仕事量は増えてくるのかなというふうに思いますから、この辺のできる限り前段で言ったとおり、定時で退庁するということ、実はここのところ私もずっと8時、9時の時間に庁舎内、この周辺を歩いております。庁舎、遅くまで電気がついてる。もちろんこれは予算どき、決算どきを含めて、春夏秋冬いろいろと仕事量の増減というのはあると思いますけれども、随分遅くまで電気がついていて、随分、職員頑張っているなというふうに思っていますけれども、そういうものも含めて、職員の健康管理も含めて、10年前と人件費は増えている、職員数は減っている、こういう状況をどう改善していくのか、ひとつもう一度お聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君） 総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君） 総務課副課長の大場でございます。

今、ご指摘いただいておりますとおり、時間外の勤務については、先ほど感覚でということで大変恐縮だったのですが、私も増えているのではないかなというふうに考えております。

一方で、いろいろなところで働き方についての改革ですとか、時間外の削減ですとか、そういうような話もあります。なので、宮代町としても職員が働きやすい環境というのを整えていくということは重要なことだというふうには認識しているところでございますが、他方、さまざまな行政需要というんですか、行政需要というふうに一言で

言ってしまうと何だかわからない言葉になってしまいがちなんですけども、これも感覚的にはさまざまな仕事が増えているなというところがありますので、その辺をどう考えていくかというところは、非常に重要な課題だというふうに思っております。

先ほども、前段の中でもお話をさせていただきましたが、そうした中で職員については、一方でさまざまな改革も国の中ではされてきているという状況でございます。例えば、これは年金の支給の関係ともリンクをしてくるとは思うんですけども、職員の定年が今後延長されていくというような話もありますので、これは国民で働ける間は働いてもらおうという国の施策的なところもあるとは思うんですけども、そういった中で職員の定年が延びることによって、経験が生かされた、そういった業務もできてくるところは今後あるのかなというふうに思っておりますし、あとは、先般、6月の議会においても一般職の任期付の職員の関係で条例の改正を議会の皆様にお認めいただいて、今、実際に施行させていただいております。保育士については9月1日に新たに2名の任期付職員を採用をして、保育現場に職員を配置することができました。

また、現在、これは女性の活躍等も含めてということになると思うんですけども、これまでは育児休業等に入った場合についてはオフィスサポーターの皆さんで事務を代替えするというところで考えていたんですけども、行政的な仕事が高度化していく中で、補助的な業務だけでは対応し切れないという面がありますので、現在、9月23日に登録試験を行おうと思っておりますが、一般職のこちら任期付の事務職の採用のための登録試験というのを実施することとなっております。現在、そちらの受験者については募集を行ってい

るという状況もございます。

そのように、恒久的な職員を雇う需要というの
も踏まえつつ、一時的な需要に対応できるような、
行政需要に対応できるような柔軟な制度を現在構
築させていただいておりますので、そういった中
でも対応が今後しやすくなっていくのかなという
ふうに思っております。

それと、もう一点が、まだ制度が十分に固まっ
ていないんですけれども、会計年度任用職員制度
というものが平成32年4月からスタートするとい
うことで、これはオフィスサポーターさんのこれ
までのものから、もう少し職員としての位置づけ
という部分を明確にした制度に変わっていくとい
うふうに思っております。役場の行政運営とい
うのが、現状のように正職員を中心として、その
補助としてオフィスサポーターさんなりがいると
いうところから、それぞれの職に応じてどういっ
た方がその職を担うべきかというような形に組織
運営自体が中長期的には変わっていくことも考え
られるのかなというふうに思っております。

したがいまして、そうした制度を運用していく
中で組織運営については改めて考えてやっていく、
それによってさまざまな労働条件ですとか、そう
いう環境、仕事をする環境というのも変わってい
くのではないかなというふうに思っておりますので、
現時点ではそういった話で、今後、職員の皆さん
にとっても働きやすいものになっていくのでは
ないかなというふうに思っておりますので、ご理解
いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。

何とか改善をして、ひとつ働きやすい環境をつ
くってもらいたいなど。

やっぱり役場はサービス業なんです。疲れた職

員が窓口でにこりとしなくて対応が非常に悪い、
これは、宮代町の窓口は随分よくなったかなとい
うふうに思っていますけれども、中にはたまに、
何しに来たというような顔をされたかどうかわり
ませんけれども、そういう人も見受けられる。こ
れはやっぱり疲れているのかなというふうに思っ
ていますから、やっぱりサービス業として働く人
たちの環境はぜひちょっと改善してもらいたいな
と。

今、大企業で過労死も大分叫ばれております。
そういう意味で、やはり宮代町の職員はいつもに
こやかに町民に対して対応できるような、そうい
う環境づくりを、ひとつぜひつくってもらいな
うふうに思っております。

行き会っても挨拶もできない、挨拶もしない、
そういう職員がいないように、ひとつしてもらい
たいなということを要望しまして、質問を終わ
りにしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原です。

質問しようと思ったことを唐沢さんがしたので、
それはやめます、職員の問題は。それにかわって、
違うことで1点聞いておきたいと思います。

決算には関係ないと言われれば関係ないと言わ
れると思うんですけれども、滞納繰越の問題で、
滞納繰越を減らすために専門職を雇いましたよね。
この決算には関係ないと言われれば関係ないかも
しれません、採用時期が違いますから。でも、も
う何だかんだ半年以上たっていますので、その
成果というのはあるはずですよ。それを参考に
ひとつ聞かせてもらいたいと思うんです。

どのぐらい成果が上がっているのかどうか。あ
れだけ大きなお金を払って成果が上がらなかった
ら意味がないので、どのぐらい上がっているのか、
今の時点で参考のために聞いておきたいと思いま

す。

とりあえず、それを1点。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員、それは税務課で、税務のほうで。

○委員（小河原 正君） いやいや、収入の部だから。歳入の部ですから、いいんでしょ、歳入兼ねたということを出だしに言われたんだから、歳入だから言えるでしょう。

歳入なんですよ、町税とかいろんな全て含みますから、給与担当とか総務ですから、関係ないとは言えないと思うんですよ、全部入っていますから。

○委員長（田島正徳君） 町税のほうは税務課が担当しています。

○委員（小河原 正君） この資料は適当なんだ。

総務も税務でしょう。税務だと言っても給与は関係しているわけでしょう、総務課は。していないの、歳入は……

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時18分

○委員長（田島正徳君） 再開します。

総務課副課長。

○総務課副課長兼人権推進室長（大場崇明君） 総務課の大場でございます。

滞納の関係については、まず、宮代町の職員を県のほうに派遣する制度というのを過去行っております。当然、宮代町の税務の職員は県税も一緒に徴収をしているというところがありますので、県税の徴収も含めてノウハウを得るということで、町の職員が過去2回県のほうの税務課のほうに派

遣をさせていただいて、その職員が戻ってきて、具体的な滞納処分ですとか、その辺のノウハウを生かしたものを行っています。これは滞納率が高いと交付税の算定にかかわってくるというところがありますので、町のほうとすると、しっかりと滞納しないように対応していくということが重要だということで、まず職員の派遣をさせていただいているというのがございました。

さらに、今、ご質問いただいたとおり、県のOBを徴収相談員という形で今回雇用させていただいて、県のノウハウを町の職員のほうに受け継がせていくような取り組みというのを行っているところでは。

具体的な効果については、これは現場のほうで確認をしていただくということがよろしいと思いますけれども、やはり町のほうとすると、県と連携しながら税金の滞納対策について取り組んでいくというのは重要だというふうに思っておりますので、今後とも、交付税にもかかわってくることもございますので、しっかりとした対策で行っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 総務課にはそこまで聞いておいて、あとは細かいことは次の段階にいつてやります。

どうも大変立派な回答をいただいて、最高です。以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） ないようですので、以上で総務課の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時22分

○委員長（田島正徳君） それでは再開いたします。

これより企画財政課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○企画財政課長（栗原 聡君） 企画財政課長の栗原です。よろしくお願いします。

○企画財政課副課長（野口幹雄君） 副課長、野口と申します。よろしくお願いします。

○企画財政課主幹（榎本恭一君） 対話のまちづくり推進担当の榎本です。よろしくお願いします。

○財政担当主査（青柳 誠君） 財政担当の青柳と申します。よろしくお願いします。

○企画財政課主幹（押田昭浩君） 企画財政課、押田と申します。をお願いいたします。

○管財担当主査（高澤 学君） 管財担当、高澤と申します。をお願いいたします。

○情報担当主査（富永貴雄君） 情報担当、富永と申します。よろしくお願いします。

○対話のまちづくり推進担当主査（小川雅也君）
対話のまちづくり推進担当、小川でございます。
をお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 唐沢です。

何点か質問をさせていただきたいと思います。

予算書の55、56ページ、財産管理費の関係なん

ですけれども、庁舎の管理事業ということで、それぞれ決算で出ているんですけれども、この中で、大変細かいものになると思うので恐縮なんですけれども、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、第1点でございますけれども、56ページのほうなんですけれども、庁舎管理事業ということで施設の修繕料ということで、170万ほど載っておるんですけれども、これの中身をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、12の役務費の関係でございますけれども、火災保険料440万ほど保険料ということで載っておるんですけれども、この保険の中身をひとつお聞かせをさせていただきたいと思います。今、地震がいつあるかわかりませんから、地震の関係も含めて保険の中身をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、同じく57ページ、58ページのほうなんですけれども、植栽の管理事業ということで、毎年630万ほど載っておるんですけれども、この植栽の管理、年に何回実施しているのか、業者はどういう業者に委託をしているのか、ひとつ中身をお聞かせ願いたいと思います。

同じく、15の工事請負費の関係でございますけれども、庁舎の改修工事、額が約750万近く改修工事費が載っておるんですけれども、中身をひとつお聞かせ願いたいと思います。

とりあえず、それだけ、ひとつよろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君） 企画財政課、押田と申します。

それでは、早速ではございますが、唐沢議員の質問に対しまして順次お答えのほうさせていただければと思います。

まず、56ページの施設修繕、こちらの中身はどのような内容かということでございます。

こちらのほうにつきましては、11節の需用費、施設修繕料という形で、29年度実施したものにつきましては、庁舎の絵画移設の工事ということで、税務課の前に、今、絵が掲げられていると思うんですけども、それを掲げるための工事ですとか、スキップ広場の小屋の補修、それと四季楽の身障者のトイレの大便器の便座の取りかえ工事ですとか、子育て広場のほうにおきましては視覚障害者用の誘導びょうの移設工事ということで、こちらのほうの工事のほうをさせていただいております。そのほか、何点かもろもろあるんですけども、全部で29年度につきましては19の施設修繕料ということで、執行のほうをさせていただいたところでございます。

続きまして、12節役務費の保険料関係でございますけれども、こちらのほうのものにつきましては、庁舎ですとか小・中学校、新しい村、六花などの施設を対象に火災保険のほうの加入という形で支払いのほうをさせていただいているような状況でございます。こちらのほうにつきましては、業者のほうは町村会ということで、そちらのほうをお願いをして入っているような状況でございます。

また、57ページ、58ページの植栽関係についてでございますけれども、こちらのほうにつきましては、生け垣の刈り込みですとか除草を年2回、薬剤散布年3回という形で管理のほうをさせていただいている状況でございます。また、業者のほうにつきましては、入札によって落札した業者ということで、大植さんということでお願いをしているような状況でございます。

最後になりますけれども、15節の工事請負費、こちらのほうの庁舎工事等ということなんですす

けれども、29年度に行った15節による工事につきましては、コミュニティ広場のS Lの塗装工事、それと庁舎のひさしの改修工事、また庁舎内の非常用照明蓄電池の交換工事、税務課のアルミパーテーションの取り付け工事ということで、この4件の工事のほうをさせていただいたところでございます。

現状ですと、地震については保険のほうは入っていない、適用していないような状況で、火災とか盗難という形での保険ということでかかっているような状況でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。

再質問をちょっと確認を含めてしたいと思います。

今、庁舎の火災保険の関係なんですけれども、各公共施設が入ってのトータルした保険料ということになっているんですけども、私が聞きたいのは、庁舎独自の火災保険なり地震も含めて中身がどうなっているのか、ひとつもう一回お聞かせをいただきたいと思います。

何があるかわかりませんし、庁舎が一つの基地になるわけですから、そういう意味で火災保険はちゃんとしてもらいたいということで、改めてどういう保険の中身になっているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、13の委託料、これはちょっと先ほど質問をしなかったんですけども、特に庁舎の総合管理委託料ということで、2,500万ほど載っておるんですけども、この業者はどういう業者なのか、契約の中身について、ひとつお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、植栽の関係なんですけれども、生け垣と年何回消毒も含めて委託をしているというこ

となんですけれども、今の宮代町の庁舎周辺の植栽、具体的に、一応委託するわけですから、1本当たり幾らということで委託しているんですけれども、その中身をひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、庁舎の改修工事ということで、15の関係なんですけれども、幾つか、ひさし等も含めて改修工事をしたということなんですけれども、この改修工事をするに当たって、どなたがどういう形で要望して、町民からの声なのか、職員の声なのか、ここをどうしてもraitたい、改良してもらいたい、改築してもらいたい、いろいろ中身があらうと思うんですけれども、どういう人の要望なり声を聞いて、庁舎の改修工事をやっているのか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

また、現在の庁舎の中で問題点がまだたくさんあるのかどうか、ここを解消したいとか、ここを改良したいとか、そういうものがあつたら、ひとつ参考までにお聞かせ願いたいと思います。

以上、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君） 企画財政課、押田と申します。

まず、1点目、再質問の火災保険の関係でございますが、大変申しわけございません、詳細の資料が手元にないものですから、改めてということでご了承いただければと思います。

続きまして、2点目、委託料、庁舎の関係でございますが、契約の中身です、13節の庁舎総合管理委託料の中身、こちらのほうの関係につきましては、業者につきましては太平ビル管理さんのほうです。中身につきましては日常清掃ですとか定期清掃、警備、電話交換、設備保守ということで空調の保守点検ですとか、エレベーター保守、もろもろの細々とした点検を行っていただいております。

ます。

また、環境衛生管理ということで害虫駆除、それと玄関のマットリース、こういったものを庁舎の総合管理委託ということで太平さんのほうにお願いしているような状況でございます。

続きまして、植栽の関係です。こちらのほうの中身なんです、植栽本数が庁舎周辺で96本、進修館の周辺で197本、合計で293本の管理をさせていただいているような状況でございます。

単価のほうにつきましては、高木、落葉樹とか常葉樹等々あるかと思うんですけれども、それぞれの大きさによって単価がまちまちという形になっているような状況でございます。

最後になりますけれども、15節の工事関係の庁舎の改修工事、こちらのほう、先ほどお答え申し上げたところでございますけれども、これを行った経緯、職員のほうで見て判断したものか、町民からの声があつて実施したのかということでございますけれども、予算立てをする際に、職員のほうでも庁舎内を見回しまして、どういったところが必要かという形で、必要でやったほうが良いということで計上させていただいて、29年度につきましては、先ほど申し上げたところを実施させていただいたような状況でございます。

また、今後の問題点につきましては、庁舎を建ててから十数年たつわけでございますので、これからまた先いろいろ見ながら、工事については検討のほうさせていただければということでご理解願えればと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。

もう一点、ひとつ参考までにお聞かせ願いたいと思うんですけれども、例えば庁舎改修工事を行う場合、設計委託料、ここにも13のほうで載って

おりますけれども、どんな小さな工事をやるにしても、設計委託料というのは業者をお願いをしてやっているのかどうか。額的に、金額で、これ以上のものは業者に委託するのかというふうなことなんですけれども、この小さな改修工事についても設計委託料をお願いしているのかどうか、例えば職員の中でそういう設計ができる職員はいるのかどうか、全く、もう全部委託をしちゃっているのかどうか、その中身について、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 担当主査。

○管財担当主査（高澤 学君） 管財担当主査の高澤と申します。

お答え申し上げます。

設計委託に関しましては、これは基準があるわけではございませんので、担当者の判断で自身で設計が簡易でできるというものの、例えば今回ですと、S Lの修繕ですとか塗装です。こういうものは特に歩掛りですとかそういうもの、それに当てはまったものがないものですから、見積もりですとかそういうものを業者のほうからとって、職員のほうで設計ができるものは設計のほうをさせていただいております。

例えば、建物ですとか庁舎の今回ありましたひさしの改修工事ですとか、ちょっと職員では規模があってできないようなものに関しましては設計委託ということで、設計業者のほうに出させていただいているような形でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原です。

ちょっと3点ほど考え方を聞きたいんですけれども、1つ、町の広報誌ですか、広報誌費、終わ

ったのか。

じゃ、土地開発基金の関係、これ、いつも毎年決算とか予算の中に載っているんですけども、活動そのものはただ金の動きだけであって、会議も1回ぐらいやっているようなんですけれども、もう意味がないんじゃないかなと私は思っているわけです。もう解散すべきじゃないかと。以前にもそんなこと言ったことがあるんですけども、活動そのものがただ報告だけであって、開発基金があってもなくても私はもう関係ないかなと、町のみんな、町が一切やって、開発基金はもう解散していいんじゃないかなと私は思っているんですが、その後どう思っているかどうか。

あと、自動車損害保険とか整備やっていますよね。これはどういう整備会社、またどういう損害保険に依頼しているのか。特に整備については、宮代町に整備会社幾つあるんだろう、ざっと考えても結構あるんですけども、これ公平に扱っているのかどうか。また、公平にはなかなかできないと思うにしても、どのような考えで整備を行っているのか、聞かせてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君） 企画財政課、押田と申します。

土地開発公社の関係でございますけれども、基金のほうでございますけれども、ほとんど基金については動いていない状況でございます。今のところ、そのため活用していません。

公社のほうにつきましては、公社所有の土地があります。その土地のほうにつきましては、公社名義でございますけれども、いつ町がその公社の土地を買い戻すか、あるいは活用するかという必要があるというふうに考えているところでございます。今持っている土地につきましては、余り動

かないような土地ではございますが、町がいつか買い戻すときにこのお金がないと、どこか銀行から借りたりしなくてはいけないという課題もあるというふうに考えているところでございます。そのため、そういった意味もありまして、まだ残しているというのが現状でございます。

それから、町のほうで買い戻しをした場合につきましては、その基金の一つの役割はなくなりますけれども、そういうのがあって今のままになっているというのが現状でございます。

また、解散のほうにつきましては、一度解散してしまいますと、再度立ち上げるときに難しいというような話も聞いているところでございますので、小河原議員さんご指摘のとおり、活動については会議を年何回かやるぐらいの活動しか今現在ない状況でございますが、解散してしまった場合、先ほど申し上げたように、次、立ち上げる場合については立ち上げが難しくなるということで、現状維持ということで存続のほうをさせているような状況でございます。

2点目、自動車損害保険の関係でございますけれども、整備会社はどこか、均等に町内の業者を使っているのかというご質問なんですけれども、車検とか法定点検、こちらのほうを該当する車両については出させていたっているような状況でございます。その業者さんのほうにつきましては、車を納車していただいた業者さんのほうに車検ですとか法定点検ということでお願いしているような状況でございます。

保険会社さんにつきましては、見積もり合わせということで、3社の業者さんから見積もりのほうを徴しまして、一番安価な業者さんとの契約ということでさせていただいているような状況でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） わかりました。

土地開発の問題なんですけれども、今、土地開発が持っている土地は活用できないような土地なんじゃないかなと私は思うんです。そんな大それた土地は持っていないと思いますし。ほかの市町村に聞くと、逆に開発公社解散している市町村のほうが多いんですよ、ほとんど。時代おくれの市町村が持っているんですよ、こういうものは。もう解散していいと思っているんです。

開発公社解散して、後で開発公社設立するのは大変だなっていったって、そんなことはないと思います。町が持っていれば町が活用するんだから、当然、ほかの業者に売るわけじゃないんですから、これは幾らでもできるわけですよ、執行権があるんだから。なぜそういう考えを持つのか。時代が古いんですよ、ほかの市町村はほとんどない、もう解散している、そういうことで時代おくれじゃないかなと私は思いますので、それが1つ。

損害保険についてはわかりました。入札だということ。

整備については、車を買ったところがいただきなんだ、車検も。それちょっとおかしいんじゃないの。じゃ、車早く買ってくれと言ったり、また町がどういう車両を購入するんだかわかりませんが、もう買ったところが整備決まっているんだ、どうも私それは腑に落ちない。

というのは、私なんかは車幾つか持っていて、安いところなりそういうところ見つけるじゃん、たとえ納車した会社じゃなくても、整備会社はどっちかいいところ見つける。そういうことをやっているわけですが、我々一般の家庭は。役場はそうじゃないんだ、もう買ったところがいただきなんだ、車検まで。そういうやり方でいいのかどうか、ちょっと考え方を聞かせてもらいたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君） 企画財政課、押田と申します。

まず、1点目の開発公社の関係でございますけれども、先ほど来から、小河原議員さんのほうで存続せずに解散したほうがいいというお話をいただいております。先ほど、私のお答えの中で一度解散すると再度立ち上げが難しいということを申し上げたと思うんですけども、こちらのほうについては、県の担当者に確認をさせていただいて、そういった経緯があると、次回、もし仮に再度立ち上げる場合はちょっとまた難しいよということなので、そのような形でお答えをさせていただいた次第でございます。

2点目の整備の関係でございますけれども、車を購入する際に、町内業者の自動車会社さんを全とお呼びいたしまして、入札で執行しているところでございます。入札の結果、一番安価で落ちた業者さんが当然のことながら納車していただくような状況にあると思うので、そういった経緯もございまして、納車していただいたので、責任を持ってその車は面倒を見ていただきたいという考えがございますので、そういった経緯からその業者さんをお願いしているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） わかりました。

もう一回再質問というか、町の人はどう言っているかということを述べて終わりたいんですけども。開発公社、ほかの市町村はほとんど解散していると言います。県の職員がどうじゃなくて、ほかの市町村、この近隣の。そういう状況ですから。まだ宮代は開発公社あるの、へえと、相当いい土地を持っているのかと言われるの。予算はど

のぐらいだと言うから、大した予算じゃないよね、そんなのだったらいつまで持っているんだと、かえって仕事量が増えて大変だろうと言われます。もうそういう時代じゃないと。宮代町は、頭に私も聞きましたけれども、ほかのいろんな事業で使えるような土地はどこにあるんだと言われるんですよ。ほとんどないでしょう。田んぼだ、田畑だとか区切られて、どこかでどうしてもこれ買ってくれなくちゃ困るというような、そういう土地だよ、確かそういうふう聞いたことがある。そういう土地を開発公社、格好つけて持っている必要ないと思います。そのことを一言述べておきたいと思います。

あと、整備会社、確かに言っていることわかりました。入札だということで、それで決まりだというのはわかりましたけれども、ただ、ほとんど整備をやっていない。個人的になると思いますけれども、自動車整備をやっていない、町から取っていない整備会社の人が文句言っているんだよね。何台あるんだ、町には車がと。1台もやったことないよと。どうなっているんだと。少しぐらい税金払っているんだから回したっていいよなという、耳にちょくちょく入るんです。力のあるところが車を安く売って、それで安く売れば、先ずっと、車を何年使うか知りませんが、車検をできると。これでもう幾らか自分は仕事が増えるということで、先を見越して入札で安くすることもあり得るよね。だから、仕事を1輛も出してくれない整備会社は頭に来ているわけよ、おかしいと。

そういうことを述べておいて、あとはどこでやるか考えておいたほうがいいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
野原委員。

○委員（野原洋子君） 野原でございます。

決算書の52ページ、便利バスが走る事業についてお聞きいたします。こちらの説明書のほうは66ページ、67ページになります。

一般質問でも大分聞かせていただいたので、ほとんどわかってはいるのですが、1点だけ、こちらの決算書のほうで18番の備品購入費のところに7万7,760円とありますが、こちらはこの説明書のほうで67ページのバス停にベンチを設置したとあるのですが、そちらのほうの金額になるのかどうかお聞きしたいと思います。

それと、この2カ所のバス停にベンチと、あとは片側しかないバス停に5カ所バス停を設置ということなんですが、どちらのほうに設置されたのか、そちらをお聞きしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君） 企画財政課の押田と申します。

18節の備品購入費のほうでございますけれども、こちらのほうは29年度においてベンチを3台購入したことによる執行でございます。3台のうち、現在2カ所に設置のほうをさせていただいたところでございますけれども、和戸駅とぐるる宮代という形なので、和戸駅についてはご存じのとおり駅前にバス停が1カ所しかございませんので、その1カ所、また、ぐるるについては始発・終点ということなので、そちらのほうについても1カ所ということで、29年度については3台購入したうちの2台ということで、和戸駅、ぐるるのほうに設置させていただいたところでございます。

バス停のほう、片側しかないところに設置ということなんですけれども、5カ所設置のほうさせていただいたところでございます。場所につきましては、身代神社、日本工業大学入り口、本田1丁目、中島、柚の木橋、この5カ所に新たにバス停を設置し、両側設置ということで対応させてい

ただいた状況です。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 野原委員。

○委員（野原洋子君） ありがとうございます。よくわかりました。

では、ベンチは3台購入したけれども、使っているのは2台で1台余っているということで、この先どちらかに使用可能ということによろしいでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君） 企画財政課、押田と申します。

3台購入のうち2台設置ということで、残り1台あるところでございます。当初、予定では沖の後のバス停に設置しようということで3台を購入させていただいたところでございます。設置する際に、圏央道の下に土地があると思うんですけども、国のほうでその整備をやっていた関係で、ちょっと置けなかったという状況がございます。そちらのほうについては国の整備も終わったということで、ぐるるから発車して西原自然の森に向かうほうに設置を今後させていただければというふうに考えている状況でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 野原委員。

○委員（野原洋子君） 場所はよくわかりました。

この先、置いていただけるということによかったと思います。全てのバス停にベンチが置いてあるわけではないんですが、置けるような状況があれば、あるととても便利だと思いますので、また検討していただければと思います。

便利バスについては、本当に年々、利用者数が増えているので、とてもよいことだと思います。また、いろいろな考えを検討していただければと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

何点か質問させていただきます。

まず、51ページ、52ページの今の便利バスが走る事業の関係なんですけれども、この委託料は成果書にもあるように、契約額が2,376万円と、運賃収入が330万9,960円、この差額が赤字といえ、そういうふうに一応言えば2,045万40円ということになっていますが、まず、この便利バスが、循環バスですね、これの交付税措置、これはどういうふうになっていますでしょうか。これは歳入の関係になりますけれども、お示ししたいと思います。まず、それが1点。

それから、53ページ、54ページの財政管理費の関係で、不用額が……

失礼、すみません。この関係で、次のページです。公会計システム導入業務ということで委託料が出ているんですけれども、これは流用されています。公会計システム導入予定は当初からあったのかどうか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、同じく公共施設整備基金積立事業なんですけれども、この中の今、計画的に積み立てようということで、久喜衛生組合との関係で新設炉の関係で毎年積み立てているんですけれども、この件だけで積み立ては実際どのぐらい、平成29年度でどういう状況になっているのか。それから今後の話がまた2市2町ということで、計画がどうなるのかわからないのですが、とりあえずどういうふうな積み立てをしていくのか、その点についても確認の上、お尋ねしたいと思います。

それから、その下の財産管理費の庁舎等管理事業なんですけれども、この関係で、庁舎総合管理委託について法改正があったということで、フロ

ンガスの漏れの点検分が加えられたということなんですけれども、その関係について、もう少し詳しくご説明願いたいと思います。

それから、59ページ、60ページの企画費の関係なんですけれども、まず、1,941万円不用額ということで上がっているんですけれども、これについて、情報ネットワーク分については平成30年度に実施することになったという説明がありましたが、これはどうしてそういうふうになったのか、次年度になったのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく政策調整事業なんですけれども、政策調整事業ということで随分大げさな言い方をしているんですけれども、有識者会議は何人で、どういようなことがここで提言されたりしているのか、企画立案業務をされているんだと思うんですけれども、その点、この総合戦略有識者会議、どういうふうな役割をして、どのように行われているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、61ページ、62ページのみやしろ定住促進作戦で、委託料が64万1,000円ということで載っているわけなんですけれども、成果書の40ページにも載っておりますけれども、この成果についてはどのように評価されているのでしょうか、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、その次の63、64ページのふるさと納税管理事業なんですけれども、これは特産品輸送料661万、この輸送料と物産品代なんですけれども、これは絡めてなんでしょうか。送料だけがこういうふうになって、物産品代というのはどれに当たるのでしょうか。負担金、補助及び交付金の中にふるさと納税タイアップ事業者負担金などもあるんですけれども、物産品代、これはどれなのか、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、181、182ページの公債費の関係なんですけれども、減額の理由が過去の借入地方債の償還が進んだということと、あと利率の見直しによるものだという説明があったんですけれども、この利率の見直しについては、従来からも私は見直して、なるべく低くしてもらおうよう努力をするようにということで、毎年毎回言っているんですけれども、これはどのような努力がされているのか、その点、確認をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、総括的な質問になりますけれども、今の公債費も関係するんですけれども、財政構造の硬直化を示す経常収支比率、これが前年度より1.1ポイント、また増えているんですけれども、93.6%と成果書で載っておりますけれども、これはやはり相変わらず90%を超えていますし、前年度より増えているということで改善が必要だというのは当然なんですけれども、具体的にどういふふうに改善されるのか、その点、お伺いをしたいと思います。

それから、もう一点、消費税絡みなんですけれども、消費税による歳入はわかるんですけれども、歳出についてはどのようにになっているのか、企画財政のほうからまとめてお伺ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時19分

○委員長（田島正徳君） それでは再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君） 企画財政課の押

田と申します。

休憩前にご質問のございました火災保険の関係でございますが、そちらのほうについて説明のほうをさせていただければと思います。

内容につきましては、火災による損害ですとか落雷、また破裂または爆発による損害、それと車両の衝突または接触による損害、風水害による損害、雪害による損害等々の内容という形になっているところでございます。また、金額につきましては、それぞれの面積というのがございまして、その面積に応じた基準額というのが定められております。その基準額によって分担金という形で保険料のほうがまちまちで積み上げの額をお支払いしているような状況になっているところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課担当主査。

○財政担当主査（青柳 誠君） 財政担当主査の青柳です。

それでは、丸藤議員さんの質問に順次お答えいたします。

私のほうから財政担当のほうで所管する部分についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の循環バスの委託料に関する交付税措置の内容でございますけれども、こちらにつきましては、地方交付税のうち特別交付税の中で措置されております。その特別交付税の中にも省令算定分、いわゆる省令のほうできちんと定まって算定されているものと、その他特殊財政事情分という部分がございまして、この地方バスにつきましては省令算定分ということで省令に定められておりまして、措置の割合については運行経費の7割と省令で定められておりますので、交付税につきましては委託料掛ける0.7で大体措置されていて、今、算入されております。

2点目の財産管理費の公会計システム導入経費の140万4,000円の流用に関してなんですけれども、公会計システムの導入につきましては、28年度決算から既にご案内しているとおり、財務諸表4表を今までの総務省改定モデルと言われるものから、統一的な基準によるモデルということに改定をして公表することが昨年求められておりました。ですので、公会計についてはシステムを導入することは予定していたんですけれども、当初予定していた導入方法が財務会計システム、通常の伝票を切ったりするシステムなんですけれども、その更新時期に去年当たっておりましたので、財務会計システムの更新にあわせてサブシステムとして導入することを当初計画しておりましたので、OA管理事業の使用料、こちらのほうに当初予算では公会計システムの部分については計上しておりました。

その後、実際にプロポーザル等を行いまして、最終的に地方公会計システムを導入するに当たって、財務会計システムと同時に導入するよりも単体で導入したほうが経費が安価であって、作成のほうもやりやすいという判断に至りましたので、単体での導入ということにさせていただきました、その関係でOA管理事業から財政管理事業のほうに流用をさせていただいて対応したところでございます。

続きまして、3点目の公共施設整備基金ですけれども、こちらにつきましては既にご指摘いただきましたとおり、新炉建設の費用といたしまして、平成26年度から毎年4,500万円を今積んでいるところでございます。当初、26年当時に同様の他市町でやったモデル事業なんかを参考に、仮に総事業費等を算出して2.7億円、大体町の負担が見込まれるというところから、26年度から6年かけて4,500万ずつ積む計画となっておりまして、ちょ

うど29年度、2回分、ちょっと決算剰余金が出たものですから、積み立てを2回させていただきまして、26年から昨年までで5回積んでおりまして、既に残高としましては2億2,500万円ございます。30年度の当初予算でも4,500万円を計上しておりますので、一応今年度の当初予算で最初に想定していた計画は終了となります。

ところが、昨年に久喜市さんのほうから新たなごみ処理基本構想というのが出まして、その中で財政計画が示されておりまして、その一番高い場合を想定して再度試算を行ったところ、約5,000万円ほどやはり不足が見込まれたという状況でございまして、これにつきましては29年度決算で大分剰余金が出ましたので、3月、既に上程させていただいておりますけれども、今回の9月の補正で再度5,000万円の積み立てをさせていただきまして、これで今現在は、公表されているごみ処理基本構想の財政計画に基づく町の負担分については計上が終わります。

ただ、ご指摘いただきましたとおり、根本的な枠組みの変更がありますので、またこういったごみ処理基本構想等の見直しが行われた場合に、もう一度試算をさせていただきまして、不足等が生じる可能性が出ましたらご説明しまして、順次また計画的に積み立てをしたいというふうを考えております。

続きまして、4点目のふるさと納税管理事業ですけれども、特産品の郵送料と特産品の品代の関係についてでございます。

基本的には、ふるさと納税の返礼品については、19節のタイアップ負担金、こちらで品物代を計上しております。郵送料については純粹にその品物を全国の方々へ郵送する費用というようにお考えいただければと思います。ただ、タイアップ負担金の中には、一部既にタイアップしている業者さ

んが、既に懇意にしている、例えば郵便局と郵送契約なんかを結んでいたりしますと、タイアップ負担金の中に郵送代が含まれるものも実際にはございますので、大半は最初お話したとおり、品物はタイアップ負担金、郵送代は特産品郵送料で分けられるんですけれども、一部、タイアップ負担金にも郵送代が含まれている現状もございます。一応そのような内容になります。

続きまして、公債費の内訳でございます。

公債費につきましては、利子のほうで減額がございまして、説明でも利率の見直しによる影響ということでご説明をさせていただいております。

この利率見直しなんですけれども、今回、特に減少として目立ったのが、10年見直し方式というのを、ちょうど平成18年の臨時財政対策債、このころの利率というのが、その当時、18年に借りた臨時財政対策債の利率が1.6%で借りております。それがその当時のいわゆる利率の相場というやつだったんですけれども、その後10年見直しをしまして、10年後の見直しでちょうどそれが昨年に当たりまして、そのときに見直された利率というのが0.01%ですので、1.6から0.01%に大分利率については下がっております。

今年度も臨時財政対策債については、29年度は0.07%で借りられておりますので、やはりその当時の利率が大分高い状況だったと。この影響で150万程度の18年の臨時財政対策債だけで減額をしております。

利率見直しについては、今もそのような見直しの条件で臨時財政対策債を借りている状況でございます。

続きまして、総括的なという内容で財政構造のお話で、経常収支比率のお話があったと思います。経常収支比率については、ご指摘いただいておりますとおり、一度、27年度に地方消費税交付金、消

費税率の改定に伴って歳入が増えましたので、一時的に下がってはいたんですけれども、その後、28年度、29年度と数ポイントずつ上がっております。

その経常収支比率なんですけれども、中身を見てもみますと、主に経常収支比率を引き上げている要因、一番上がっているのが扶助費です。次が人件費です。実際にその他の物件費、いわゆる一般的な経常経費、あとは補助費、組合の負担金とか、あとは公債費、借金の返済、このあたりはほとんど変わってはいないんですけれども、一番上がっているのが扶助費、次が人件費ということで、なかなか経常収支比率を下げるにはこのあたりを下げないと実際には下がってこないんですけれども、特に昨年でいいますと、扶助費については民間の保育所、カインド・ナーサリーさんができまして、こういったあたりの民間保育料の委託料なんかが大分増えて扶助費が引き上がっております。ですので、もちろん経常収支比率が低いにはこうしたことはないんですけれども、引き上がっている要因がそういった扶助費的な要素がございまして、今後についても、なかなか今すぐに引き下げというのは難しいとは考えております。

ですので、経常収支比率を引き下げるということであれば、やはり今後、物件費ですとかそういったところの見直しになろうかと思います。ただ、物件費も、今現在、一般行政経費も予算編成の段階では昨年度の行政経費を上回らない範囲で編成している状況ですので、今後についても経常収支比率は少しずつちょっと上がってしまうかなというような見込みでございます。

最後に、消費税の影響の歳出というところでございます。

こちらにつきましては、すみません。ちょっと資料をご用意しておりますので、毎年、丸藤議員

さんからご質問あるのでつくってはいたんです。
ちょっと今、見当たらずで申しわけないんです
けれども、つくってございますので、この後、
ちょっとわかり次第お持ちしたいと思います。

私のほうからは以上になります。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課担当主査。

○管財担当主査（高澤 学君） 管財担当の高澤で
ございます。

庁舎総管理の法改正に伴いますフロンの点検
についてお答え申し上げます。

改正になった法律が、フロン類の使用の合理化
及び管理の適正化に関する法律、通称フロン排出
抑制法というものが施行されて、こちらの内容
なんです。エアコンの出力によって対象にな
っております。その中で、こちらの庁舎のエア
コンに関しましては、簡易点検ということで四半
期に1回、3カ月に1回の簡易点検、定期点検
ということで3年に1回、専門業者を入れた点
検のほうが必要になってございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課担当主査。

○情報担当主査（富永貴雄君） 情報担当、富永と
申します。

不用額の関連で、庁舎のLAN工事等の回線の
入れかえの関連でお答え申し上げます。

まず、当初なんです。役場全体にはLANケ
ーブルというケーブル類、あと、それを接続す
ための通信機器がございまして、これらのケー
ブル、あとは配線を含めた機器の入れかえを行
う予定でございました。

こちらのほう、回線のいわゆる仲間、種類とい
ったものは住民情報を取り扱う基幹系と言わ
れているものと、あと、それ以外の情報系とい
ったグループに分かれます。

29年度におきましては、これらの全体を、まず

入れかえのスケジュール等含めて使用後、確定
をさせていく上で事務を進めていたところ、こ
の基幹系におきまして、万が一障害等が発生
した場合にはどこの回線がおかしいのか、ど
この基幹がおかしいのかといった原因をな
るべく早く特定するための仕組みがほしいとい
う課題がございまして、これらの課題をうまく
解決するためには、基幹系のほうを一部取り
出して、先に仕組みを構築することがよい方法
であるということで業者のほうから提案がござ
いまして、その内容を整理しました上で実行す
ることにしたんですが、全体を全てやっ
てしまいますと、その基幹の部分とあと残り
の全体部分がうまく接続できなかった場合には、
どちらに原因が、うまくいかなかったのかが
より特定しづらくなってしまいまして、工期
が延びてしまう危険性がございました。

そこで、まずはやはり住民情報のほうで影
響があると町民の方々に迷惑がかかってしま
いますので、その基幹系のほうから先に入れ
かえを行いまして、それが全て完了して接続
とかが全て確認できた後に、残りの全体をや
るという運びにしましたので、結果、こちら
残りが30年度の翌年に実行されることにな
ったため、不用額が生じたものでございま
す。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君） 企画財政課主
幹の榎本です。

私のほうからは、政策調整事業と定住促進
作戦について説明をさせていただきたいと思
います。

先ほどお話がありました政策調整事業につ
いては有識者会議ということですが、こちら
については平成27年に策定しました宮代町
まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状
況についてご意見をいただく会議となつて
おります。こちらの総合戦略

は、前年、平成26年に国のほうで定めましたまち・ひと・しごと創生法に基づいて定めました総合戦略となっております。

この有識者会議の正式名称は、まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会ということで、委員数は8名でございます。内訳については順不同で、農業委員会会長、日本工業大学の教授、南彩農協の支店長、商工会からの選出委員、社会福祉協議会の事務局長、宮代町ガイドクラブ、それから埼玉新聞のタウン記者さん、公募の以上8名となっております。決算のほうに出ています数字のほうは、うち2名から謝金の辞退というのがありましたので、6名分の決算額となっております。

その懇話会の中でどういった意見があったのかということで、幾つか紹介をさせていただきますと、最初に定めました総合戦略、数値目標を定めて具体的な取り組みをあらわしているものではあるんですが、数値目標の設定が甘いですとか、逆に達成状況が悪いものがあると。数値目標や取り組みのそのものの見直しが必要ではないかというご意見なんかをいただいております。そのほか、後ほど説明します定住促進作戦にもかかわるんですが、「みやしろで暮らそっ」というホームページのアクセスが昨年ちょっと減っていたということもありまして、この原因を分析して、アクセス数が伸びるような対策をとる必要があるのではないかと、そういったご意見なんかをいただいております。

このご意見に関しては、先ほどの数値目標が甘いですとか、取り組みそのものの見直しが必要ではについては、その後、町の内部の会議でも内容を精査しまして、今年の30年2月に総合戦略の第2版というものを、見直した上でつくらせていただいております。

この政策調整事業なんですが、予算決算のほう

にはあらわれていないんですが、第4次総合計画の進行管理についてもこの事業で行っておりまして、予算はかかっていないんですが、町で行われている第4次総合計画の事業の進捗状況を確認しまして、半期ごとに達成状況を皆さんに公表させていただいております。当然、必要なときには、ヒアリングの結果、事業の見直しを担当課にさせていただいたり、そういった調整をさせていただいているところです。

続きまして、定住促進作戦ですが、こちらについては、主に、先ほどお話しした「みやしろで暮らそっ」というウェブサイトの運営委託料が主なものとなっております。

こちらについては、昨年、20万件を超えるアクセス数をいただいているところです。これの成果をどう考えるかということですが、直接の成果というふうに言っているかどうかあれなんですが、人口のほうは今、増加傾向にありまして、平成29年度の対近隣に対する転入と転出の比較を確認しましたところ、例えば越谷市さん、春日部市さん、蓮田市さん、白岡市さん、久喜市さん、幸手市さん、杉戸町さんと転入と転出を比べますと、宮代町への転入が転出を全ての自治体で上回っておりますので、こういったところからも町のPRがある程度進んでいるのではないかなというふうに考えているところです。

そのほか、この定住促進作戦では、宮代町に移住をしたいという方向けに定住ツアーというのを行的しております、こちらについては、直近の話ですと、8月は3件ほど申し込みがありまして、皆さんに簡単なアンケートをとらせていただいているんですが、この「みやしろで暮らそっ」というサイトのほうを見ていただいて、町のことがある程度よく確認ができた。実際に見てみたいということであらう方が、ここのところ、

昨年に比べますと、昨年よりも伸び率が今、高いところで申し込みをいただいているところです。このまま多くの方に申し込みをいただきたいというふうに思っているところです。

説明のほうは以上です。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

ありがとうございました。

それでは、確認も含めながら質問を行わせていただきます。

まず、便利バスが走る事業の関係で、交付税措置はどういうふうになっているのかということで伺ったんですが、運行経費の7割が算入されるということだと、具体的には平成29年度の場合はどうなるのかということでお尋ねいたします。

交付税措置されるのであれば、私はちょっと、交付税措置されるというところが私自身になかったものですから、だとすれば、これは住民が言う停留所だとかベンチだとか、日よけだとかもいろいろありますけれども、こういったことについては改善すべきところはやっぱり改善してほしい、そういう要求があるわけですから、私はやって当然なのかなというふうに思うんです。その点、金額と改善点について、そういう交付税措置がされるのであれば、当然、そういった町民の要望については応えていくべきだというふうに思うんですけれども、その点、再度お伺いしたいと思います。

財政管理事業については、具体的には55、56ページについては、説明でわかりました。

それから、同じく公共施設整備基金積立事業なんですけれども、これは当初、平成26年から4,500万円積み立てるということで、6年かけてということなんです、やはり剰余金が余ったときに新設炉のほうに回したので、その分も早くなってしまうということで、高い場合を想定しても、もう

今回の9月議会で補正で基金は積み立てられるというわけなんですけれども、公共施設整備基金というのは、それ以外に、やはり借地だとかそういったものを、やはり方針としても、借地で住民さんが急に返せと言われた場合非常に困るので、そういったものにも充てていくと。方針としてはなるべく借地のままにしないでということで、それは私はほかの自治体と比べて、本当に宮代の場合、借地が多いので、なるべくこういった基金を使っているではありませんけれども、やはり目的を持てば宮代はすごい早いんですよ、今言ったように。ですから、新設炉はこれから2市2町でどうなるかというのがありますけれども、まさかこの倍とか、そういう数字にはならないと思うので、それはそれで、まだいいと思うんですけれども、やはりそちらのほう、借地のほうのそれを町のものにしていく、そういう方向転換、実際あるんですから、そういう方向にぜひ使っていただきたい。

そのための基金だと思うんですけれども、その点、方向性としては、町はもうそちらのほうに移行できるというような事実、実際示しているので、そういうふうな方向にしていきたいんですが、その考え方についてお尋ねをしたいと思います。

それから、企画費の関係で、不用額の関係はなかったんですけれども、政策調整事業、これは総合戦略有識者会議、8人で、1人が……

この政策調整事業は、先ほどの答弁ですと、第4次総合計画の進捗状況を半年ごとに行っているということであれば、これは年2回は最低やるんですか。私はこの計画的かつ調和のとれたまちづくりを行うための企画立案業務にかかわる経費ということで、えらい大層な名目だなというふうに思うんですけれども、これは町のほうの考えを有識者会議で認める、あるいは先ほど、数値目標が甘いだとか、取り組みの見直しとかと言っている

んですけれども、こういう人たちが立案をするのではなくて、あくまでも町が立案したのを点検と言っていいんでしょうか、そういうものなのかなというふうに思ったんですけれども、確かに5万3,000円ですから、何というんですか、この会議をやった見返りぐらいしかないから、私が大層に思っているのかどうか分かりませんが、その辺、何というんでしょうか、どうしてもこういった有識者会議、これは国の法との関係で置かないといけないんですか。その点、置かなければいけないんだと思うんですけれども、その辺について、もう一度お願いしたいと思います。

それから、次の61、62ページの定住促進作戦なんですけれども、これについては、やはり定住促進ですから、宮代に移住したい、そういう方がすぐ増えるのかなと、そういうイメージがあるんですけれども、実際、近隣の自治体の状況からいって、宮代は成果としては進んでいるというふうにおっしゃっていたんですけれども、これもやはり定住促進という看板の割には、実際、経費が66万4,000円ですから、そういうふうなことなのかなというふうに思うんですけれども、だとすれば、これらと空き地の関係で、どうしたらいいのかという関係で、担当ではありませんので、私はこの辺とやはり十分タイアップして考えていかないと、これからは難しいのかなと。

それはPRはPRとして、必要だとは思いますが、実際、実務として本当にこのまま進んでいくのかどうかという意味では大変危惧しておりますので、その点どういうふうにされていくのか、自治体としてどういうふうに考えているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、同じく次の63、64ページのふるさと納税管理事業なんですけど、そうしますと、これは特産品代とはっきりそういうわかりやすいものに

していただきたいと。多分それにかわるのがふるさと納税タイアップ事業者負担金なのかなと思うんですけれども、これじゃわかりませんよ、わかりづらくて。ぜひ、このふるさと納税タイアップ事業者負担金、何だろうと思いますので、この事業費の名称、やっぱりわかりやすくしていただいたほうがいいのかなと。

それと、一部郵送も含むということなんですけれども、平成29年度の実績としては、その一部郵送というのはどれぐらいなのか、参考まで、わかればお示し願いたいと思います。

それから、経常収支比率の関係なんですけれども……

その前に、公債費の関係で、特に臨時財政対策債、これの利率の見直しということで、先ほど説明されました、181、182ページの。

はっきり言って、これは何ていいますか、国のほうの勝手ですね。要するに交付税措置していくのに牌が足りないからこういうふうな臨時財政対策債で借りがえなければいけないということなんですけれども、これははっきり言って、古い方は1.6%で、現在は0.01から高くして0.07ですよ。これは10年たたないとだめなんですか。そんなことないでしょう。もう決まっているんでしょうか、その点だけ。

10年経過したものの臨時財政対策債、これの利率を見直したということなんですけれども、ましてや国のほうの財源ですから、これはやはり利率が高いと町の財政を逼迫させる原因にもなりますので、ぜひ、そういう方向で変えていただきたいというふうに思うんですけれども、10年たたないといけないのかどうか、その点だけ再度お願いと。

それと、経常収支比率なんですけれども、第1に扶助費、第2に人件費、第3番目に物件費というふうにおっしゃられましたけれども、こうなる

と、扶助費も人件費も、確かに今すぐ引き下げはできないですね、難しいということになります。そうすると、宮代の経常収支比率はずっと横ばいになっていくと、よくしても。これはなかなか私も大変だと思います。もう人件費だってこれ以上詰められませんし、扶助費はどんどん来ますし、そうすると、どこでという、やはり物件費、ですから、そのうちの一つに公債費もあるわけですから、できるところからやらないといけないので、当面できるというところではこういうことだと思うんですけども、その点、もう一度お願いしたい。

あと、不要不急の事業はやらないというのは鉄則だと思うんですけども、そういった点での改善も必要だと思うんです。住民にとって大事なものはやらなければいけない。それはそうなんですけれども、不要不急の事業は行わないというのも、これも鉄則だと思うんです。そういった点ではどういうふうに改善されるのか、その点も兼ねてお答え願いたいと思います。

消費税の関係については、いつも後で聞いているものですから、ここで聞いたほうがいいのかなというふうに思いましたが、後でも資料をつくっていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課担当主査。

○財政担当主査（青柳 誠君） じゃ、再質問のほうに順次お答え申し上げます。

まず、1点目の循環バスの特別交付税の算入割合の具体的にというお話でしたので、こちら先ほど申し上げたとおり、省令分で7割措置されておまして、一応29年度については特別交付税の数値としては1,662万7,000円、一応内訳としては通知は来ております。これについては運行経費のみ

の措置ということですので、今言ったとおり、委託料のほうで算定をしておりますので、物品購入費とかそういったものには今のところ算入はないということでございます。

ただ、1点、特別交付税の措置についてちょっと申し上げますと、こちらですと確かに1,662万7,000円措置はされてはいるんですけども、特別交付税の総額につきましては、省令分とその他特殊財政事情分というのがございまして、省令分については今ご説明したとおり、きちんとある程度算入の法則が決まっていますので、ある程度数字が読めます。ただ、その他特殊財政事情分については、災害等があった場合には、災害地のほうにかなり大きく配分されたり、それ以外の特殊な財政事情が発生した場合には、そちらのほうに大きく配分されてしまいますので、こちらについては、はっきり言って交付されてみないとわからないということがございますので、特別交付税については、省令分が増えたからといって特別交付税の総額が一概には増えるということではないということだけ、ちょっとご理解をいただきたいと思っています。

続きまして、ベンチの購入等の方針、改善方針については別のほうでちょっとお答えをさせていただきますと思います。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君） 企画財政課、押田と申します。

停留所ベンチ、また日よけについて、改善すべき点については改善をしてほしい、改善して当然、また町民の要望には応えていくべきだというご意見につきまして、お答えのほうをさせていただければと思います。

こちら、丸藤議員さんのおっしゃるとおり、担当としても同感であるというふうに考えていると

ころがございます。一例として申し上げますと、町民の方から要望があった点について、担当として改善させていただいた点について申し上げます。

現在、両側にバス停が設置してある場所については、初めてご利用されるお客様や、また常連でご利用されるお客様いらっしゃると思いますけれども、どちら行きのバスだかちょっとわからない点があるというようなお話をいただいたものですから、両側設置してあるバス停につきましては、どちら側行きのバスであるかということわかるようにバス停のほうに案内をさせていただいたということで、そういった改善もさせていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課担当主査。

○財政担当主査（青柳 誠君） 続きまして、財政担当の所管する部分について、再質問にお答え申し上げます。

続きまして、公共施設整備基金についてなんですけれども、公共施設整備基金については、先ほどご説明しました新炉建設として今、2億2,500万ほど積んでおりまして、今の公共施設整備基金の活用の方針としましては、借地の買い戻しも活用の方針に入っておりまして、こちらも29年度末現在高からちょっと内訳を申し上げますと、今、新炉建設分が2億2,500万、普通財産の売り払い収入等を借地の買い戻しの原資として、今、積み立てを行っておりまして、借地の購入費用としまして2億2,899万5,000円、こちらが借地の購入費相当として、今、積み立て済みでございます。

その他もう一つ、駐輪場の収入も一部、駐輪場収入は、今、自転車対策事業より上回っている部分がありますので、それについては積み立てをこちらも駐輪場収入を行っておりまして、そちらが2,568万2,000円、こちらの駐輪場収入については、

やはり今後大規模な修繕等が発生した場合には、こちらの駐輪場収入で積み立てているものから順次取り崩しをさせていただいて、活用させていただこうと考えております。

ですので、公共施設整備基金につきましては、今言った3点を活用方針として行っておりますので、今年度も既に西原自然の森の用地購入等で基金の一部取り崩しを予定しているところでございます。今後も借地の契約期間の更新等で購入できる見込みのあるものについては、こちらの基金の残高を活用していきたいというふうに考えております。

続きまして、ふるさと納税管理事業の特産品郵送料の件なんですけれども、こちらについては、具体的には、例えば巨峰を発送する場合に、契約している巨峰農家さんが、契約というかタイアップしている契約農家さんがいるんですけれども、具体的にいうと、ヤマト運輸さんを使っているところはヤマト運輸さんから直接町のほうに郵送の請求が来るんですけれども、郵便局、ゆうパックをご利用になっていると、どうしてもゆうパックの場合は既に農家さん自体がゆうパックさんと契約しているので、農家さんが一時的には郵送料を、今、立てかえているような状態なので、それも含めて、今、タイアップ負担金のほうで請求が上がってきております。その一部の金額については、すみません、ちょっと今出ないので、これについては後ほど個別に回答させていただければと思います。

あと、公債費の利率見直しの件の10年経過しないと見直しができないのかという件なんですけれども、地方債については、予算書で第3表というやつなんですけれども、地方債というので歳入歳出予算とは別に、債務負担行為ですとか地方債で設定を既に予算にのせております。

予算化したときに、借入れ条件というのをあらかじめ予算で設定しておりまして、それには10年経過後の見直しというふうになっておりますので、10年以内でどこかのタイミングでということとはちょっと今できないような状況ですので、やはり10年見直しに今はなっているという状況でございます。

続きまして、経常収支比率なんですけれども、こちらについては、今お答え申し上げたとおり、扶助費や人件費、なかなか見直しが難しい経費でございます。公債費も見直せないことはございませんので、こちらにつきましては10年見直しというわけではなくて、今、実際に確かに借り入れているもので、今の利率にそぐわないもの等もあれば、実際には借りかえ等も検討はさせていただきます。公債費についてはそういった点でも抑制については検討をしていきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上になります。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君） 企画財政課、榎本です。

先ほどの政策事業については私の説明が不十分だったんですが、町のほうには第4次総合計画という計画と、まち・ひと・しごと創生総合戦略という計画の2つがありまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、国のほうから要請があってつくったものではあるんですが、お話のあったとおり、この有識者会議については国のほうでつくりなさいという要請がある組織となっております。

そのほか、定住のほうで空き地を絡めて取り組みを行うべきではないかということですが、空き地、空き家も含めて、これから増えていくことが確実視されておりますので、当然一緒に考えてい

くものだと考えています。

来年度から第5次総合計画の策定が本格的に始まってまいりますので、その際に関係課とも調整をしながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

それでは、お尋ねしたいと思います。

便利バスが走る事業の交付税措置、これは運行経費の7割を算入ということなんですけれども、確かにこれは交付税措置されますけれども、これだけに目的を持ってこれに使えるというような特別交付税なんですけれども、これに充てようというふうになっていないから、交付税には名称がないですから。だから、その辺の難しさはあると思うんですけれども、実際、あと、その他特殊財政分、これが災害とかそういうものがあつた場合には変わるということもわかるんですけれども、そういうふうな特別交付税ですので、色分けはできないにしても、先ほど担当者も、丸藤議員が言ったとおりということで、ならば、町民のそういった改善に向けた要望については、できるだけ応えていくように、ぜひ、していただきたいということで、これも要望でお願いしたいと思います。

公共施設整備基金積み立てなんですけれども、そうしますと、新設炉の件は結構です。

借地の買い戻しの関係で2億2,899万5,000円なんですけれども、これについては、やはり町もそういう方針ですので、不必要なものを買えと言っているわけではなくて、やっぱりそれなりに、これまで借地だったものを買い戻して町のものにしていく、それは結局住民へのいろんな面で、例えば公園一つとっても、やはりコミュニティの場、いろんな面で使えますので、ぜひ、そういう立場から、借地は購入していく、そういうスタンスで

よろしいのかどうか、もう一回確認の上でお願いしたいと思います。

政策調整事業、59、60ページの関係なんですけれども、これは、じゃ有識者会議は何のためというふうなことになるんですけれども、これは国のほうの要請での組織だということなんですけれども、これはあくまでも計画的なまちづくりをつくっていくための実際、立案者は町のほうですよ、立案者は。そうすると有識者会議というのは、これのどういうふうな進行状況とか、数値目標を確認するとか、それだけの組織かなというふうに思うんです。これは例えば第4次総合計画なんですけれども、進捗状況を、点検するのは、もちろん住民にもわかりやすく、また我々住民の代表である議員にもわかりやすく説明もなさっているんですけれども、そういう意味ではどんな役割をしているんでしょうか、大きいんでしょうか。これは絶対必要なものなんじゃないんでしょうか、そういった点での見直しというのはないんでしょうか、その点、お尋ね、もう一度最後にお願いしたいと思います。

それから、定住促進については引き続きお願いしたいということです。

ふるさと納税管理事業なんですけれども、ふるさと納税タイアップ事業者負担金ということで、先ほど一部郵送も含めたということなんですけれども、これはその分がわかっていれば差し引いた部分で物品代だというふうにわかりやすくしたらどうでしょうか。その点、その確認、すみません、お願いしたいと思います。

あと、公債費の関係では、臨時財政対策債、借入れ条件に10年というのが入っているので、それはいたし方ないにしても、それ以外の公債費、見直しのできる部分については、ぜひお願いしたいと思います。

そうしますと、経常収支比率、やはりここ2年、

少しずつ高くなっているんですけども、よくて横ばい、本当に、下がったとしてもほんのちょっとです。そうすると改善できないということになってしまいうんですけれども、そういった点では、これは困った問題だと思うんですけれども、それについてはどのように改善していくのか、その点の方向性について、最後お願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（野口幹雄君） 企画財政課、野口です。

それでは、借地の件について、私のほうからお答え申し上げます。

借地の解消につきましては、町のほうでも取り組むということで進めておりますので、今年度、30年度については西原自然の森をということで予算化させていただいております。そちらのほうで地権者のほうと今、交渉を進めているところです。

その後ですが、先ほど申しました基金のほうもございますので、その基金のうちの中で、建物が建っていて、この土地は町として恒久的にずっと使うという場所について、例えば学校であるとか公共施設の中でも、建物が建っていてここについてはある程度町としては必要ない施設だということを順番をつけさせていただいて、ただ、地権者もいることでありますので、契約の更新のときとか、またはそれ以外にちょうどいい時期とか、いろいろな地権者のほうとのかかわりがありますので、そちらのほうと交渉しながら、買うべき土地は買っていくという方向で今後進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君） 企画財政課、榎本です。

先ほどの有識者会議についてということで、計

画の立案者は当然、町となっております、この有識者会議の必要性ということなのですが、先ほど、ちょっとお話ししたとおり、町には第4次総合計画とまち、ひと・しごと創生総合戦略と、似たようなといいますか、一部重複している事業もあるんですが、そういった計画がつくられておまして、計画の構成の違いから、ちょっと必要性についてお話ができればなと思っているんですが、第4次総合計画については、年ごと、半期ごとのこういった取り組みを行うかというのが、既に計画の中に盛り込まれております。そのため、それをやったかやらなかったのか、できなかったなら、なぜできなかったのかというのを半期ごとに公開している、そういうような状況です。

まち・ひと・しごと創生総合戦略については、最終的な年度についての目標値が掲げられているだけで、その内容、こういった取り組みを行っていくのかというのは、あくまでも概要しか計画書のほうにない。そういった状況にあるものですから、有識者会議の中では、実際の1年間の取り組みをご説明させていただきまして、それについていろんな意見をいただいていると、そういった状況になっております。ですので、必要かどうかということであれば、必要な組織というふうに考えております。

こちらについては以上です。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課担当主査。

○財政担当主査（青柳 誠君） ふるさと納税管理事業のタイアップ負担金なんですけれども、こちらにつきましては、特産品、返礼品なんですけれども、一応、今、町としましては、ふるさと納税については各事業者さんとタイアップをして、対等の立場でふるさと納税制度に取り組んでいることから、実際には、例えば、需用費で品代として購入して送るとか、そういったやり方をとってい

ないんです。ですので、事業者さんから、お互い対等の立場でタイアップしてやっていきましょうという名目で、一応、今、タイアップ事業者負担金ということで、ちょっとわかりにくい表現にはなっているんですけども、そのようなスタンスで今、ふるさと納税制度には取り組んでおりますので、今、このような表記になっているということでございます。

確かに一部郵送代等が含まれる場合がありますので、それについては、ちょっと決算書等の表記は難しいかなと、今考えているんですけども、それについては、例えば成果書のほうで一部こういったものが含まれていますよというような表記をつけ加えとか、そういったところで、こちらは対応できればというふうに考えておりますので、ご理解をしていただければと思います。

経常収支比率なんですけれども、今、ご指摘いただいているとおり、なかなか今すぐ下げるということは難しい状況でございます。これは宮代町に限らず、今の日本全体の人口構造から来ている部分がかなり大きいところでございまして、県内でも経常収支比率が下がっている団体はなかなか今ございません。というのも、今言ったとおり、やはり扶助費の影響というのはどの団体でも今上がっている状況ですので、短期的にはなかなか難しいかなと。

ですので、国のほうの政策として、例えば来年予定されています消費税の引き上げと。小売りを伴えば、社会保障財源として今来れば、こういった経常収支比率の緩和等にはつながるのかなというふうには考えておりますけれども、なかなか町単体での見直しとなりますと、ご指摘いただいたとおり、予算編成の過程で選択と集中をして、不要な事業を見直して廃止していくですとか、あと、大きいところだと、やはり公共施設等も大分老

朽化してきて、毎年多額の修繕等がかかっておりますので、そういったところにも踏み込んでいかないと、なかなか経常収支比率を引き下げることが、今ちょっと難しいかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 一つだけ伺います。

山下です。

町債のことなんですけれども、説明書の21ページ、町債の現在高は約88億8,000万ですか、あるということ言われています。この町債を返済するのに当たっては、交付税措置を行われるのは、総務債の場合は元利償還金の約7割ということで、ここに書いてありますけれども、今回の決算書を見ますと、交付税措置されているようなやつが19億6,000万円ということで交付税措置がされていると思っています。これは償還金のあれですから、何年度のあれが交付税措置をされているのか、その辺のところ、ちょっとわからないので、これを見ても。

例えば、この償還期間が15年だというふうになっていることは、15年先の償還金が入ってきているのか、今年の決算のあれで。その辺のところはわからないんですけれども、その辺のところを教えてくださいがあればありがたいんですけれども。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課担当主査。

○財政担当主査（青柳 誠君） 財政担当主査の青柳です。

今言った地方債の交付税措置についてお答え申し上げます。

例えば一例で申し上げますと、成果書21ページの一番上の総務債なんですけれども、これは緊急防災基盤整備事業債といいまして、いわゆる東日本大

震災等の影響で、緊急的に防災基盤を整備するための地方債ということで、こちらについては国としても緊急性が高いので、その交付税については元利償還金の70%を地方交付税に算入しますということなんですけれども、この70%の算入の方法なんですけれども、あくまで理論計算なので、このようにはなっていないんですけれども、考え方としては、この2億5,390万円を返済するのに、今、償還期限が15年ということですので、単純にいきますとこれを15年かけて返済することになるので、例えば15で割ると、大体1年間に返す元金というのが出てくると思うんですけれども、その大体70%、掛ける0.7した金額が普通交付税を算定するときに基準財政需要額に足されるということなんです。

ですので、交付税というのは需要額と収入額の差額が交付税として来ますので、例えば、需要額も収入額も今年と来年が全く仮に変わらなかった場合は、こういった地方債を借りますと、その分、需要額のほうが加算されるので、そうすると結果として交付税が多く来ますよというのが交付税算入というものですので、これはあくまで理論上の話なんですけれども、全く交付税がなければ基準財政需要額が増えてこないで、そうすると需要額と収入額の差というのが、今度どんどん小さくなっていってしまうと交付税総額というのは減ってしまいますので、交付税算入とはいわゆるそういうものでして、どこかで金額が一律に来るとかというのではなくて、返済する元利償還金のうち、例えば70%は7割、20%だったら約2割が基準財政需要額に加算されるということです。加算されるということは、何も変わらなければ結果として交付税が増えるでしょうというようなものが交付税措置になります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） そうすると、やはり19億6,000万円ですか、今回入っているんですけれども、そういう意味で入ってきているということ、例えば10年前の借りたやつの償還金のあれが入ってきているということを意味してもよろしいんですか。今回の決算を見ると、地方交付税ということで19億6,000万ですか。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課担当主査。

○財政担当主査（青柳 誠君） 財政担当の青柳です。

すみません、私のちょっと認識が違ってまして、19億というのは、いわゆる普通交付税の収入決算額が19億になっておりまして、そのうち、実際に普通交付税で入ってきているのが18億8,300万とかですか。成果書の15ページを見ていただきますと、普通交付税ですね、例えば29年度の普通交付税ですと、18億8,183万6,000円とあります。この算出方法というものが、その下の基準財政需要額と収入額のこの差し引きになります。この需要額から収入額を引いた差し引きが実際に交付税として来るわけですが、先ほど言った交付税算入というのは、元利償還金の7割が基準財政需要額ですので、ここの基準財政需要額52億一千百何がしというところに足されることになります。ですので、交付税のこの19億が全て公債費というか地方債の返済ではなくて、実際にはこの18億8,000万のうちでは出ないんですけれども……

すみません。この下の基準財政需要額の52億2,100万のうち、大体ですけども、最低でも1億2,600万は公債費として入ってくる。公債費というか地方債の償還相当に当たる部分なんです。

実際には、地方交付税については、消防費、道路橋梁費とか公園費、下水道費、小学校費とか、

その他もろもろ、一般的に必要な行政需要は全て項目立てておりまして、それらを一つ一つ一定の計算式で算出されてきますので、なかなか交付税算入だけで見るのは難しい状況ではございますので、ちょっとご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

難しい問題でちょっとわからないというのが正直なところですよ。

ただ、臨時財政対策債ということは、地方交付税が入ってこないの、足りないの、借りているということなんですか。なぜ、これは足りないというふうになっているのか、その理由だけをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 企画財政課担当主査。

○財政担当主査（青柳 誠君） 財政担当の青柳です。

交付税につきましては、原則、国が責任を持って地方の固有の財源ということで措置することが法律に定められているところなんですけれども、例えば交付税の場合は国税のうち、所得税、法人税、これが33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、あとは地方法人税の100%と、こうした原資の割合が決められているんです。その割合で原資を集めるんですけども、それですと、一般的に地方財政計画で示される来年度の例えば地方の不足が見込まれる財源というのが今、賄えないんです。

ですので、そうすると、今、例えば所得税、法人税の33.1%、これ法定率とかというんですけども、ここの法定率を例えば引き上げれば、交付税の原資が増えますので、そうすれば、こういった不足にはならないんじゃないかというので、法定率の引き上げの要望とか、こういったものを毎年地方の団体というのは行っているんです。

ですので、一応今、定められたとおりに交付税の原資を国が集めようとすると不足が見込まれると。その不足分については、これまでは、臨時財政対策債が発行される前までは国のほうが交付税の特別会計とかで借入れとかを行って、国が簡単にいうと借金をして原資を賄っていたんですけども、国のほうもそれが限界にきているということで、国と地方で折半して今後負担していきましようとしたのが、この臨時財政対策債という制度です。ですので、その交付税のかわりとなるものということで、これについては理論上、後年度100%が基準財政需要額に算入されますよというのが国の説明でございます。

ですので、基準財政需要額に100%算入されるということは、交付税のかわりとして一応入ってきているというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） ないようですので、以上で企画財政課の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時34分

再開 午後 5時38分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

これより会計室の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○会計管理者兼会計室長（瀧口郁生君） 会計管理者兼会計室長の瀧口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、自己紹介のほうをさせていただきます。

○会計担当主査（加藤智浩君） 会計室主査の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 1点だけお尋ねいたします。

55、56ページの会計管理事業なんですけれども、平成29年度は1,272万8,000円と、これは前年比で60万円の増となっています。この増額の要因については、埼玉県証紙及び収入印紙の購入代については在庫がなかったということなんですけれども、これはどういうふうにふだん管理しているのかということが、ちょっと疑問というか、どういうふうにされているのかということが気になりますので、その点、お尋ねしたいと思います。その1点だけ。

○委員長（田島正徳君） 会計担当主査。

○会計担当主査（加藤智浩君） 会計主査の加藤でございます。お答えさせていただきます。

印紙、証紙ともに在庫数につきましては、それぞれを100を下回らないように全て購入のほうを行っております。ですが、その100を下回るおそれがあるケース、例えばパスポート等におきましても、7月、8月、9月と、いわゆる学生さんも含めました夏季休業及び11月、12月、1月といったようなお正月、冬期休業、そういったような期間の前及びまた高校受験の際の県証紙の購入代、そういった大きく購入が見込まれる時期につきましては、当然足りなくなってしまうと、こちらの

ほうでの要件を満たさなくなりますので、そういったことも考慮しまして購入をさせていただいております。

また、購入額につきましても、前年の売り上げ等を勘案させていただきまして、在庫を通常よりも下回らない程度で購入をさせていただいておりますので、29年度につきましては購入数が28年度よりも大きく上回っていると。その分、裏を返していいますと、28年度の売り上げの実績のほうが予想外に大きかったということが言えるかと思えます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） すみません。これについては、前年度からの繰り越しされた在庫が少なかったわけですね。だから、なぜ少なくなったのか、その辺の見込みはどうだったのかということでお尋ねしたんですが、言っていることはわかるんですけども、そうすると、在庫が少なくなったというのは、平成28年度のほうが予想より大きかったということなんでしょうか。

もう一度確認したいんですが。

○委員長（田島正徳君） 会計担当主査。

○会計担当主査（加藤智浩君） 会計担当主査、加藤でございます。

ただいま議員が言われたとおり、28年度の売り上げ実績が予想よりも伸びたということでございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
角野委員。

○委員（角野由紀子君） 1点お願いしたいんですが、共通事務事業のほうで、封筒のほうなんですけど、封筒の広告料というのはどれくらい入っていますでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（瀧口郁生君） 会計管理

者兼会計室長、瀧口でございます。

こちらの封筒の広告代ということで、29年度につきましては、1件の3万円が含まれております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君） ないようですので、以上で会計室の質疑を終了いたします。

本日はこの程度にとどめ、次回は9月12日水曜日、午前10時から委員会を開き、引き続き町民生活課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会 午後 5時44分

決 算 特 別 委 員 会

第 2 日

出席委員（１２名）

唐 沢 捷 一 君	丸 山 妙 子 君
野 原 洋 子 君	丸 藤 栄 一 君
山 下 秋 夫 君	関 弘 秀 君
角 野 由 紀 子 君	田 島 正 徳 君
伊 草 弘 之 君	合 川 泰 治 君
金 子 正 志 君	小 河 原 正 君
(議 長 中 野 松 夫 君)	

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町 長 新 井 康 之 君	副 町 長 南 沢 郁 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 室 長 瀧 口 郁 生 君	町民生活課長 齋 藤 和 浩 君
町民生活課 副 課 長 小 川 英 一 郎 君	町民生活課 主 幹 山 崎 健 司 君
生活安全担当 主 査 小 林 賢 吉 君	生活安全担当 主 査 田 代 宇 隆 君
環境推進担当 主 査 小 林 知 弘 君	地域振興担当 主 査 富 田 智 貴 君
税 務 課 長 石 塚 孝 信 君	税務課副課長 金 子 諭 君
税 務 課 主 幹 星 野 靖 史 君	税 務 課 主 幹 小 島 晃 君
町民税担当 主 査 田 原 浩 介 君	資 産 税 担 当 主 査 清 水 頼 孝 君
住 民 課 長 小 暮 正 代 君	住民課副課長 草 野 公 浩 君
住民課主幹 中 村 佐 登 志 君	国保年金担当 主 査 山 崎 貴 君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長 佐 藤 賢 治	主 査 折 原 淳
----------------	-----------

開会 午前 9時57分

◎開会の宣告

○委員長（田島正徳君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、9月10日に引き続き、決算特別委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

◎議案第53号の審査（町民生活課・税務課・住民課）

○委員長（田島正徳君） これより町民生活課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○町民生活課長（齋藤和浩君） おはようございます。

町民生活課長の齋藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以下担当職員につきましては、自己紹介という形で進めさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） おはようございます。

町民生活課副課長の小川と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課主幹（山崎健司君） おはようございます。

町民生活課主幹の山崎と申します。よろしくお願い申し上げます。

○生活安全担当主査（田代宇隆君） 町民生活課生活安全担当の主査田代です。よろしくお願いいたします。

○生活安全担当主査（小林賢吉君） 町民生活課生活安全担当の主査の小林と言います。私、消防のほうと交通安全、自転車のほうの担当となります。よろしくお願いいたします。

○地域振興担当主査（富田智貴君） おはようございます。

町民生活課地域振興担当主査の富田です。よろしくお願い申し上げます。

○環境推進担当主査（小林知弘君） 町民生活課環境推進担当主査の小林でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（田島正徳君） 既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願い申し上げます。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。
質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 改めておはようございます。

それでは、町民生活課所管分のところの質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。丸藤です。

まず、第1点は63ページ、64ページの7目交通安全対策費の中の報酬なのですが、まず、交通指導員が1名減というふうに説明はしていたんですが、これは平成29年度がたまたま減になって、その後の補充はされているのかどうか、まず、その点伺いたいと思います。

それから、不用額が222万円となっておりますが、特に工事請負費が大きくなっています。この辺、どういうことなのかと、それと、工事の関係、こういった工事があったのか、主な内容で結構ですので、その点お尋ねしたいと思います。

それから、同じく交通安全対策事業で、いつも言うんですけれども、この道路標示等工事、それ

から道路照明灯整備工事、道路反射鏡設置及び修理工事、これは、成果書とあわせてご説明願いたいんですけども、特に、道路標示等工事については、申請はどうだったのかということと、これは全部にかかわるんですけども。それから、道路照明灯整備工事、これは、29年度はゼロ基になっています。どうしてこういうふうになっているのか。ほぼ、設置するところがなくなったと、普通ゼロですから、そういうふうに見られますよね。本当に設置するところはないのかどうか、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、道路反射鏡設置及び修理工事なんですけれども、やはり相変わらず少ないですね。修繕はそこそこなんですけれども、これについてもカーブミラー、設置の申請はどのようになっていますか。それでこの実績になっているわけですから、申請、どのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、次の8目公害対策費なんですけど、特に次のページ、67、68ページの環境推進事業で、地球温暖化防止実行計画策定委託料となっています。これは、どこに委託されたのか。

それから、その成果なんですけれども、どういうふうな成果、これによる成果、いろいろあるかと思うんですが、成果書でも町の各事務事業に関し云々と、具体的な指標と取り組みを示すことができた、この辺の成果について、もう少し詳しくお示し願いたいと思います。

続いて、防犯灯の防犯活動事業なんですけれども、これにつきましては、やはり防犯灯設置工事が成果書では7カ所になっています。これも、申請、要望との関係では、どのようになっていますか、お尋ねいたします。

それから、維持管理の実績ということなんですけれども、この中の2つ目の器具交換で、蛍光灯

から一体型LEDということはわかるんですけども、その下、同じ項目で、器具交換ということで、LED改造型から一体型LED、そうすると、LEDでも、改造型は古いからということになるんでしょうか、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

それから、決算書との関係で、防犯灯電気料はいいんですけども、この器具交換と器具交換2つ、その他とありますけれども、これ合計しますと114万9,924円で、決算書で言う11節の需用費に当たるのかなと思うんですけども、これが、109万2,537円と。ちょっと数字が、この3つはどこにいつちゃっているのか、その点ご説明いただきたいと思います。

それから、同じく防災対策費の関係で、まず、これは成果書の前段のほうにも書いてあるんですけども、これテレ玉市町村データ放送サービス利用料、これについてご説明願いたいと思います。

それと、その上の防災行政無線遠隔制御器電話料、それと、防災情報システム電話回線使用料、これはこういうものだから、これだけの金額になるんだと思うんですけども、これはどうしてこういうふうになくなっているのか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、この成果書の93ページなんですけれども、防災行政無線の維持管理と防災通信機器の維持管理という維持管理なんですけれども、この防災通信機器の維持管理の一番下の埼玉県防災行政無線専用回線使用料、これは県の防災行政無線なんですけれども、これが防災通信機器のほうに入っていますよね。これは上と下の同じ維持管理ですけども、示し方がちょっと違うと思うんですけども、その辺どうしてなのか、お尋ねしたいと思います。

それから、同じく69、70ページの委託料の地域

防災計画改定業務委託料、これも成果書に説明されておりますけれども、もう少し具体的な内容、成果についてお示し願いたいと思います。

それから、71、72ページの進修館費ですが、ここでは特に食堂が減っていますね。27年度が4,350人、それから28年度が5,578人、29年度が1,116人と、4,462人、前年比、マイナスになっています。これが全体のマイナスになっているんですけれども、何かあったと思うんですけれども、これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、121、122、衛生費の関係で、環境衛生事業の側溝等清掃堆積物運搬委託料、これは春と秋なんですけれども、成果書にも載っていますけれども、秋はわずかなんですよね。これはいわば強制的なものじゃないし、自発的に地域からやっていただけるということで、また、ずっと長い間の慣例で来ていると思うんで、特に秋は少ないんですけれども、これは一本化がいいとは言いませんけれども、側溝がきれいになるのであれば。この辺は委託業者との関係では、秋のほうは高くつかないのか、1.27トンですから、量としては多いと思うんですけれども、その辺の関係で、お尋ねしたいと思います。

それから、空き地の関係なんですけれども、空き地環境保全、処理率は38.8%と昨年よりも1.1%落ちています。この辺の関係で、処理率は高いのか低いのか、この辺もどのように評価しているのでしょうか。3割台で当たり前で、もっと私は高くしなければいけないのかなと思いますけれども、その辺の自己評価と言ったらおかしいんですけれども、どうなんでしょうか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、122ページの広域利根斎場組合負担金があるわけなんですけれども、去年は少し前年度より5.2ポイント上がっています。この辺の上

がった要因、どうしてなのか、その点お伺いをしたいと思います。

それから、147、148ページの消防費の関係で、消防費は145、146ですが、次のページの147、148のボランティア保険料、上から5番目、これについての、説明をお願いしたいと思います。

それから、工事請負費で消防水利道路標識塗装工事ありますけれども、年々塗装をしなければいけない部分もあるかと思うんですけれども、この関係で、消火栓は全町でどれくらいあるのか、すみません、もう一度確認の上で。

それから、これは消防での、今回中島の火災の1件なんですけれども、やはり道路が狭い、それから、夜中起きたということで、いろいろあったと思うんですけれども、やはり住民の中で、水が東小学校のプールにあるのに、どうしてあれを使わないのかといったときに、許可を得ていないということだったんですけれども、それについては、全協の中でも町長が、それはもう許可要らないと、そういうふうになっているからという話はあったんですけれども、その後、そういった問題についてはちゃんと確認はされているんでしょうか。

成果書の中でも、消防組合や消防団の円滑な活動は推進され、災害発生時や救急要請に対する迅速な対応が図られるように、大きな事故につながらなければいいんですけれども、そういった点では、徹底したほうがいいと思いますので、その後どうなっているのか、その点についてはもお尋ねしたいと思います。

それから、総括的というか、これは決算ですの、やっていないことは聞かれても困るというのは、それこそ困るんで、次年度に、いつもほかの議員さんから一般質問でも質問が出ているように、庁舎の駐車場ですよね。もういっぱいですよ、本当に。これをどうするのかという問題なんです

けれども、どういうふう到现在進んでいるのか、
どうされるのかというのは、もういっぱいなんで、
確保しなければいけないと思うんですけども、
その点についての取り組み……。

〔発言する人あり〕

○委員（丸藤栄一君） 防災じゃないか、ごめんなさい。ですから、町民生活課の総括的な質問で……。

〔発言する人あり〕

○委員（丸藤栄一君） 以上です。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

順次お答え申し上げます。

まず、1点目、交通指導員さんの関係でございますが、昨年度までは12名でございました。この4月に1名新しく入られまして、今現在、13名で活動をしていただいているところでございます。

続きまして、交通安全対策事業の工事請負費、不用額の関係でございますが、主に工事請負費ということで、工事請負費につきましては、有料駐輪場の修繕工事として毎年工事があるかどうかかわからないんですが、不測の事態に対応するために、100万円の工事請負費を持っております。昨年度につきましては、その有料駐輪場の工事が発生しなかったことから、主にそちらが不用額として計上されているところでございます。

それから、工事の内容でございますが、道路標示工事、それから、道路照明灯工事、反射鏡設置修理工事でございます。道路標示工事につきましては、通学路の路面標示工事、それから、例えば道路の交差点にある自発光式の鉈の修繕だとか、そういった工事を施工しております。

それから、道路照明灯工事につきましては、昨年度につきましては、宇姫宮地内で、塗装の塗り

かえ工事を1カ所させていただいたところでございます。

それから、反射鏡の設置工事につきましては、予防に基づく反射鏡の新設及び既設の反射鏡の修繕工事を実施しております。それで、反射鏡の要望数、それからそれに対する設置数でございますが、昨年度につきましては、要望が14カ所ございました。要望に対する設置箇所につきましては、2基でございます。

それから、成果書の89ページの上段の表の中で、道路照明灯の新設がゼロなのはなぜかというご質問がございましたが、道路照明灯につきましては、設置の段階では、まちづくり建設課のほうで、新設の道路を整備したときに道路照明灯のほうを設置しております。設置につきましては、まちづくり建設課のほうで設置しておりまして、その後の維持管理が町民生活課に引き継がれますことから、道路照明灯につきましては、新設につきましてはゼロ基ということでございます。

それから、反射鏡、これはいつもお話をいただくところでございますが、反射鏡の設置数が要望に対して少ないということでございますけれども、毎回ご心配のほうをいただいております。今年度につきましては、21日に、反射鏡の要望に関する現場確認のほうを実施させていただく予定でございます。なるべく町のほうとしても、要望者の視点に立った形で、検討部会のほうにも意見をしていきたいと思っておりますので、全てをつけるということではございませんが、なるべく設置されるようにお話をほうをさせていただきたいと思っております。

続きまして、防犯対策事業の関係でございますが、同じく防犯灯の要望と、それから設置の関係でございますけれども、要望につきましては、昨年度8件でございました。うち、設置に至りまし

たのは6件でございます。

それと、これは7カ所のうち、6件が要望に基づくものでございまして、もう1件は、町のほうでソーラー式の防犯灯のほうを1カ所つけさせていただいておりますので、設置箇所数につきましては、合計で7カ所ということでございます。

それからあと、成果書の92ページの防災活動事業の関係でございますが、器具交換、蛍光灯からLED、それから、LED改造型から一体型、その他の合計がちょっと合わないというお話でございましたが、この3つの合計プラス防犯灯の新設工事9万7,200円、こちらを足したものが工事請負費として計上されております。合計額につきましては、124万7,124円で計上のほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、防災活動事業のほうでございますが、テレ玉の市町村のデータ放送でございますけれども、こちらにつきましては、月々5万円プラス消費税で契約のほうをしております、こちらのデータ放送のシステムとしましては、テレビ埼玉を見ていただいたときに、dボタンを押していただくと、データで、そこに宮代町の情報が出てきます。この契約の内容ですが、そこに出せる情報というのが2タイトル、2つの情報を出せる契約となっております。今現在では、イベントの情報だとか、それから、これから防災訓練等もございますので、そういった情報を2つまで載せるようにしております。ただ、緊急の場合に限りましては、そちらを優先して載せることになっておりますので、イベント情報につきましては、その際には1つまでという形になっております。

それから、防災行政無線の遠隔制御器でございますが、こちらにつきましては、町のほうで例えば、けさもございましたが、迷い人発見の放送とか、それから振り込め詐欺の放送、それから、

夏場におきましては熱中症の予防の放送などを役場のほうでもしていますけれども、夜間、役場の職員が退庁したときには、消防署のほうで同じような放送をできるシステムをとっております。そちらと結ぶ回線として、遠隔制御器の費用を計上させていただいているところでございます。

それから、防災システムの電話使用料でございますが、こちらの防災システムにつきましては、例えば災害があったときに、町のどこで冠水しているかという情報を、地図情報等で示すことができまして、そちらの優先の回線、電話使用料ということになっております。

それから、93ページの防災活動事業の中の表のあらわし方でございますが、まず1つ目の黒い四角、防災行政無線の維持管理、次に、黒い四角で防災通信機器の維持管理ということで分けさせていただいております。上段の表につきましては、町で行っております防災行政無線に関連する事業につきまして、まとめさせていただいているところでございます。下の表につきましては、防災の通信の関係、電話、それからMCA無線、埼玉県防災ということでまとめさせていただいているところでございますが、ちょっと表のつくり方につきましては、もう少しわかりやすく工夫してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、決算書の69、70ページの防災活動事業の委託料の関係でございます。こちらにつきましては、昨年度地域防災計画の改定作業のほうをさせていただいております。その内容でございますが、地域防災計画につきましては、平成26年3月に改定をして以来、全く改定をしていなかった現状でございます。その後、国のほうで、3度にわたりまして、災害対策基本法の改正やその他防災関連法令の改正などを実施しております。また、

埼玉県地域防災計画につきましても、国の防災基本計画に基づき改定をしておりますので、上位計画との整合性を図るために改定のほうをしております。それから、町のほうの組織のほうの改定もございましたので、それに合わせた業務内容の見直しや整備のほうも、この地域防災計画の改定の中でさせていただいております。

それから、消防の関係でございますが、決算書の147ページ、148ページでございます。消火栓の数につきましては、全町でどれくらいかというご質問がございました。消火栓の数につきましては、現在、全町で506基でございます。

それから、中島の火災の関係で、プールの水についてでございますが、火災の後にそのようなお話をいただきましたことから、消防団、それから消防署のほうにも、プールの水の利用について確認はいたしました。いざというときには使えるということを、それぞれ理解しています。ただ、中島の火災の場合につきましては、火災現場周辺に水利がありましたことから、そちらを優先して使っていたということで、お話のほうは聞いております。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課担当主査。

○生活安全担当主査（田代宇隆君） 田代のほうから説明させていただきます。

LED改造型から一体型LEDへの修繕の内容なんですけれども、LED改造型というのは、蛍光管の器を使って、中の電球だけをLED化したタイプのものがございます。こちらは一昔前の器具でございまして、こちらが劣化したことによって、今、小型のLEDタイプのものにかえているといった修繕の内容でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹

の山崎です。

まず、1点目の地球温暖化対策実行計画の委託先でございます。こちらは埼玉県環境検査研究協会のほうに委託のほうをさせていただいているところでございます。

こちらの内容でございますが、こちらの計画は、町がみずからの事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としますという形で策定させていただいた計画でございます。こちら、平成27年12月にパリ議定書が採択されたことを受けまして、国が地球温暖化対策の計画を閣議決定をしたところでございます。こちらを受けて、町の計画を改正させていただいたものでございます。

こちら第3次の地球温暖化対策実行計画ということになっているところでございます。こちらにつきましては、町の公共施設のCO₂排出量の基準を、平成28年度の実績を2,064トンという形で確定させていただきまして、これを基準年として、平成35年度までに5%を削減するという目標を立てております。また、平成42年までには、26%を削減という目標を立てておりまして、町が行っているいろいろな事務事業の見直しを行いながら、削減を達成していくという形の計画となっているところでございます。1点目は以上でございます。

続きまして、進修館の食堂の利用率でございます。こちらにつきましては、食堂の利用形態がいろいろございます。イベントで使っていただいたり、少人数の会議で使っていただくこともございます。その年その年の利用形態によって、人数の増減が発生するということとなっておりますので、こちら全て集計のほうをとっておりますので、このような人数、結果になっているということでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、側溝清掃の関係でございます。秋の処理量はわずかということで、一本化したほうが効率がいいのではないかと考えてございますが、委託料につきましては、単価契約で1年を通して契約のほうをさせていただいておりますので、町といたしましては、地区の皆様がやりやすい時期に、やりやすいタイミングでやっていただくのが一番かと思っております。単価契約ですので、処理量が少なくても、処理に係る費用は変わらないということですので、このような形で今後もやっていきたいと思っておりますのでございます。

続きまして、空き地の処理率が落ちているということでございますが、先ほどお話しいただいた処理率なんです、市街地と全体を比べていただいて、1.1%落ちているというご指摘でしょうか。

○委員（丸藤栄一君） はい。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 昨年の処理率から比べますと、随分上がっておりますのでございます。それぞれ数%以上上がっておりまして、結果としては上がってきているということでございますけれども、ただ、その結果、処理量、ともに上がっているんですが、それに甘んじることなく、今後も対応のほうは適時していきたいと考えているところでございます。

続きまして、利根の負担金でございます。こちらが、処理率割とかそういうものでも算定しております。また、人口割とか、そういうものでも算出基礎となっておりますので、町の状況だけではなくて、周辺の処理率、人口の増減によって、金額のほうは増減が出てくるところでございます。ですので、毎年若干の変更が出てくるところでございます。

続きまして、進修館の駐車場が少ないということでございますが、進修館の駐車場は物理的にち

よつとあれ以上増やすことができません。進修館のほうとしては、不適正な駐車がないように、進修館があく前には駐車場があかないように、8時半にはきちんと開場するような形で対策をとらせていただいております。また、大きなイベントがあるときは、民間の有料駐車場を借りるようにきちんと指導のほうをさせていただいているところでございますので、今の状況でお使いいただくということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

1点抜けておりました。大変申しわけございません。

決算書の147、148ページ、消防総務事業の中のボランティア保険料について抜けておりました。申しわけございません。こちらにつきましては、災害時に活動していただく災害時支援体という組織がございます。そちらの活動に対する保険料というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 先ほどの利根負担金の関係で、すみません、わかりづらい表現があったかもしれませんので、一部訂正をさせていただきます。

利根の利用の積算につきましては、建設に係る経費、運営に係る経費、このような形で負担金の内訳がされているところでございます。建設に係る経費につきましては、人口割と定率割でそれぞれの構成市町のほうで、割り込んだ形で算出もさせていただいているところでございます。

運営に係る経費につきましては、人口割、利用件数割、定率割、このような形で割り込みのほう

させていただきますので、その各土地の宮代町の利用率、利用件数だけではなくて、その他の周辺の市町の利用件数によって、変化が生じるものということになっております。

以上でございます。失礼いたしました、

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） ありがとうございます。

丸藤です。

それでは、確認しながらご質問させていただきたいと思います。

まず、63、64ページの交通安全対策費の関係ですが、交通指導員はわかりました、補充されているということで。

工事請負費の不用額なんですけれども、そうしますと、大部分が有料駐輪場の関係の100万円工事費を計上したということで、これが大部分になると思うんですけれども、せっかく計上しておきながら、なぜ、工事の必要がなくなったのかということが、やっぱり問われると思うんですけれども、とにかく有料駐車場の何に使われるかわからない、何ていったか。

〔発言する人あり〕

○委員（丸藤栄一君） 失礼しました。頭がそっちら行っちゃって。駐輪場の関係なんですけれども、せっかく予算をつけながら、何で使わなかったのかと。そうすると、初めから要らなかったのかというふうな、悪く言うとそういうふうになるんですけれども、その辺の予算づけの根拠というのはあるわけですよね。その点との関係でどうなのかということで、お尋ねしたいと思います。その部分が大部分ですので、お願いしたいと思います。

それから、地球温暖化防止実行計画策定委託料については、わかりました。

防犯灯設置の関係なんですけれども、先ほど言われましたけれども、これは、申請が6件という

ことなんで、それプラス、このソーラーシステム、これは町のほうでの設置だと思うんですけれども、そうしますと、29年度は要望に沿ったということなんですけれども、これは毎年毎年、ほかのもそうなんですけれども、優先順位というのがあって、私は多分優先順位の要望の強いほうからと設置したんじゃないかなというふうに思うんですけれども、これはどうなのでしょう。6件で100%というわけにいかないと思うんですよね。その辺での住民との要望、申請での関係ではどうなのか、その点再度お聞きしたいと思います。

それから、すみません、先ほどちょっと質問し忘れたんですけれども、防災防犯マスター認定者というのが16人います。防犯にかかわる講座というのが3回やられているんですけれども、この参加状況についてはどうなのでしょう。すみません、これ、再質じゃないんですけれども、お願いしたいと思います。

続きまして、防災活動の関係で、93ページの成果書との関係でお尋ねしたいんですけれども、防災行政無線遠隔制御器電話料というのは、先ほどの説明でわかるんですけれども、そうしますと、職員が仕事が終わって帰った後ですよね。これは消防のほうで、その任務をかわってやるということの、私は何でこんなに高いのかというふうにお聞きしたんですよ、金額が。それは、役場の職員がやろうと、消防の職員がやろうと同じだと思うんですよね。任務は、町の職員がいなくなった後は、それは仕事としては大変かもしれないけれども、これは電話料になっているんで、その辺、どうしてこんなふうに高いのかということでお聞きしたんです。それは、使用料との関係もあるかと思うんですけれども、その辺の関係、すみません、もう一度お願いしたいと思います。

それから、ちょっと大したことないんですけれ

ども、テレ玉市町村データ放送、テレビ埼玉ですよ。これ、通常テレ玉と言っているんですか。これ成果書では、前のほうもそうになっていますよね。二十何ページ、これはこういう呼び方でいいんでしょうか、正式な呼び方しないで。すみません、これは大したことではないんですけれども、その点についても、お尋ねしたいと思います。

それから、防災行政無線の維持管理と、防災通信機器の維持管理、これはちょっとややこしいので、整理していただいたほうがいいと思います。すみません。

あと、この地域防災計画の改定業務の委託なんですけれども、答弁で言われていることはわかるんですけれども、平成26年改定以来やっていない。国のほうでは3度もう改正されているからということなんですけれども、だから、具体的に、大ざっぱな話で結構ですよ、こういう面でこういうふうに変ったので、こういう点で改定したんだという、その辺お願いしたいと思います。これだと、ちょっとわからないので、もう一度その点ご説明願いたいと思います。

続いて、進修館費、71、72ページの関係で、先ほど食堂の関係で答弁いただいたんですけれども、確かにその年その年の状況だと言われればそれまでなんですけれども、4,400人も違うんですよ。何か原因あるんでしょう。イベントもなかったんだったら、イベントが少なかったとか、それじゃ、イベントやっているんだけど、参加者が少なかったで終わっちゃいますよね。そうかでないと思うんですよ。その点、ここは指定管理にもなっていますから、どういう状況なのか、もう少し聞いておく必要があるんじゃないですか、これだけ大きいから。すみません、わかる範囲でお願いしたいと思います。

続いて、環境衛生事業の側溝清掃については、

わかりました。

空き地環境保全の関係なんですけれども、これは、やはり3割台です、上がったにしても。私が勘違いしていました。やはりこれはもっと上げなくちゃいけないですよ。その点ではそこそこの例年よりもちょっと上がってればいいんだという考え方ではないと思うんですよ。ですから、その辺での今後の問題もありますので、どういうふう処理率を上げていくのか、その辺、考え方についてお願いしたいと思います。

それから、決算書122のメモリアルトネの使用状況は、私、先ほど人口割の定率割というのはいいんですけれども、これも利用率、毎年ほかの議員さんからも出ているんですけれども、やはり利用率低いですよ。この55%をどう見るかということなんです。去年は50%切っているから、今年はまだいったから、これをもっと6割7割に上げていくには、それは、初めから想定されていたことですよ、地域的にも遠いとか。でも、なおかつ、それでも組合に入っていたわけですから、この利用率、やはり上げるのはどういうふうにすればいいのか、その点もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、防災の関係では、あと側溝清掃についてはわかりました。121、122ページ、それから、147、148ページの消防費の関係ですが、ぜひこのプールの使用については、その後徹底されたということで了解しますが、これは、成果書の成果とは、町民は全然違いますから、不審になるわけですよ。何であるのに使わないんだと。聞いたら許可がないからと。これは逆に不信になってしまうので、ぜひ、ほかのことでもそういうことのないようにお願いしたいと思います。

先ほど消火栓の関係で伺いましたが、ちょっと……、すみません、進修館の駐車場の関係でお

尋ねますが、もちろん、全体でカバーしていかなければいけないと思うんですけども、やはり庁舎の駐車場と、進修館もこちらはどちらというふうに線引きしていないと思うんで、やはり、こちらはどちらでも考えなければいけないと、全体で。

先ほど、民間の有料駐車場、ない場合はと、それは当たり前なだけけれども、例えば杉戸なんかは駐車場がすごい広いんでね、そんな有料駐車場なんていうことは考えられないし、私もたまにしか行かないけれども、すごく空いているわけですよ。片方は無料で、もちろん、ああいうふうな形で駐車できて、宮代行ったら、民間の駐車場借りなければいけないと言われたとか、仮にそう言われたら、これはやっぱりサービスの面でまずいでしょう。

私は、ここで町民生活課の皆さんにこういうふうに言うのは酷だと思いますけれども、やっぱり合わせて、進修館は緑も必要だし、これ以上減らすわけにはいかないというのもあると思うんですけども、あそこは駐輪場ありますよね。あの辺も含めて、あれを動かすと、やっぱり逆にまずいのかなということになってしまうんで、その辺でどういうふうに、もうピークですよ。駐車が目いっぱいですよ。だって、つくり方が、この庁舎つくるときに、庁舎目いっぱい、進修館のほうの旧役場庁舎だったところが全部芝になっちゃって、駐車場も潰れているわけですから、当然、こういうふうにイベントとか進修館を使ってほしいと、みんなが使うと、余計足りないわけですよ。これはやっぱりいいですよ、第4次計画とか第5次計画とか、大きな計画がありますけれども、やっぱり駐車場をどうするのかというのは、これはもう何次計画でやっていかないと、やはり駐車場をつくるといっても、簡単につくれない。地権者との関係もあるし、ですから、これはやっぱりも

う早くやらないとまずいんじゃないかなと。それこそ、基金じゃないけれども、何年計画でつくらないと目いっぱいですよ。本当にそう思います。この辺については、進修館を含めてどのようにしたらいいのか、お尋ねします。よろしく。

○委員長（田島正徳君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前11時00分

再開　午前11時13分

○委員長（田島正徳君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を行います。
町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

それでは、引き続き質問にお答え申し上げます。
まず、交通安全対策事業の関係の100万円、工事請負費の執行残についてでございますが、主に有料駐輪場の工事費が執行残として残っているということをご説明させていただきました。こちらにつきましては、何か計画をしているから計上しているんじゃないかというお話でございますが、こちらにつきましては、有料駐輪場に不備がないように毎年100万円のほうを計上させていただいているところでございまして、ここを直すといったような前もっての施工予定というのは決めています。利用者もございますので、駐輪場に不備がないように、すぐに対応できるようにということで、100万円のほうを計上させていただいております。通常の工事費であれば、見込みが立った段階で、例えば補正で落とすとかという考え方もございますが、有料駐輪場につきましては、年度いっぱい何が起こるかわからないということに対応するために、工事費を計上させていただい

ているところでございます。

続きまして、防犯灯についてのお尋ねでございますが、何か申請、それから要望の関係で優先順位を持ってやっているのではというお尋ねでございましたが、防犯灯につきましては、防犯灯の設置要項がございまして、そちらに設置の基準がございまして、例えば設置する位置が町道または県道であること、それから、最も近い既存の防犯灯からおおむね50メートル以上の距離を有することなどの基準をもとに設置のほうをさせていただいております。昨年度8件の要望のうち、6件のほうをつけさせていただきました。残り2件につきましては、残念ながらつかなかった状態でございますが、その2件につきましては、1件が私道であったこと、それから、もう1件が、すぐ近くに道路照明灯がありましたことから、防犯灯設置には至らなかった状況でございます。

続きまして、成果書の92ページの下の方、防災防犯マスター講座の参加者のお尋ねでございますが、まず表にございます防犯に係る講座の開催日9月28日につきましては、14名でございます。それから、11月15日につきましては、15名でございます。続きまして、12月14日につきましては、15名でございます。

続きまして、テレ玉の呼び方でございますが、私ども「テレ玉と」という通称で表示のほうはさせていただいておりますが、実際にどうなのかというお話をいただきました。今後につきましては、町民の皆様にもわかりやすく、例えばテレビ埼玉（テレ玉）とするなどの表記について、そういう表記をさせていただきたいと考えてございます。

それから、防災行政無線の遠隔制御器、どうしてこんなに高いのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、電話回線のほう、役場とそれから消防署の専用回線で引いております。専

用回線で引いておりますことから、そのセキュリティーにつきましても、この契約の中に入っておりますが、それから、災害が起きたときに、一般の電話よりも優先的に復旧できるという、そういった内容から、どうしても回線料が高くなっているところでございます。

それから最後に、地域防災計画の改定内容でございますが、例えば今回の改定に伴いまして、新規で追加したものとして、平成25年9月の越谷市等で発生した竜巻の影響がございまして、竜巻・突風対策につきまして、新規追加をさせていただいております。

それから、上位計画に基づきまして、町内の落下を想定いたしました航空機事故対策計画につきましても、新規で追加をさせていただいております。それから平成26年2月に大雪に伴う災害が発生しました。こちらの雪害対策につきましても、埼玉県の防災計画に基づき、こちらにつきましては、全面改定のほうを行っております。

それから、富士山の噴火時に、最大2センチの降灰があると予想されておりますことから、火山噴火、降灰対策につきまして、新規の追加をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課担当主査。

○地域振興担当主査（富田智貴君） 町民生活課地域振興担当の主査の富田です。よろしく願います。

先ほどご質問であった進修館の食堂の利用人数の減少について、こちらのほうの内容なんですけれども、一応、こちら利用件数については増えているけれども、実際利用人数は減っていると。その理由というのは、ちょっと確認したところ、使っている団体さんは変わらないんですけど、そこに入っている構成員がやはり少なくなっている

というのがまず一つと、あとは実際食堂なんですけれども、食堂ではなくて、ほとんどが打ち合わせの要素で使われているということが確認できました。実際、料理教室とかがあれば、それなりの人数は集まるんですけれども、料理教室自体の団体さんがもう少なくなっているというのが、減少の原因かと思われます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課、山崎でございます。

続きまして、空き地の処理率について、もっと上げるべき、あるいは今後対応をどう考えるかについてでございますが、平成28年度の空き地の処理率、全体では30.4%が今年は38.8%になっていると。また市街化区域の中の面積につきましては、36.6%が39.9%に今年度は上がっております。こちら職員の方で通知する文書とか、あるいはうちのほうで業務を受けるタイミングを、少し増やしたりするような結果から、このような処理率の上昇が図られたと考えているところでございます。

今後におきまして、不適正管理をしている土地の所有者に対して、適正管理を促すような注意文書の内容の確認とか、あるいは写真を改めて添えとか、そのような形を適時とらせていただきながら、処理率の上昇に対応していきたいと考えているところでございます。空き地に関しましては以上でございます。

続きまして、メモリアルトネの利用率の関係でございます。宮代町の形がどうしても縦に長い形でございます。和戸方面と姫宮方面では、どうしても近い斎場組合が変わってくると。どうしても姫宮の方ですと、埼葛斎場が近い関係から、料金が少し高くてもそちらのほうを利用するという利

用者の方が多いように聞いております。町としては、問い合わせがあれば、利根のほうをご紹介とかご案内をさせていただくことが多いんですけれども、最終的には、利用者の方が利用される自分の都合によって選択をされているのが現状でございます。

今後につきましても、問い合わせがあればお話をさせていただきますけれども、それ以外の対応は、ご利用者の判断という形になってくると思いますので、その結果の利用率ということとなると思いますので、ご了解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤和浩君） 町民生活課長、齋藤でございます。

進修館駐車場につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと存じます。

進修館駐車場ということでの関係でございますが、駐車場につきましては、庁舎の駐車場、それと進修館の駐車場ということで、やはり一体的に考えるべきではないかなというふうに考えているところでございます。庁舎の駐車場に置かれて進修館を利用する方、また、進修館の駐車場を利用して庁舎のほうにお越しになる方、さまざまな利用形態があるというふうに考えております。そうしますと、やはり進修館駐車場ということではなく、庁舎の駐車場とあわせて一体的にというふうに考えるべきかなと。ただ、それぞれ庁舎、また進修館の利用形態というところでは、例えば、進修館のほうですと、イベントがあったときには、やはり駐車場が非常に利用が多くなってしまいます。また、庁舎のほうですと、一時的に例えば申告の時期であるとか、そういう時期にはやはり多くなってしまいますと、さまざまな要因があるかと存じます。その辺を鑑みまして、やはり駐車場につつま

しては、庁舎、進修館と分けることなく、一体的に今後検討せざるを得ないのかなというところでございますので、私どものほうと担当課、管財関係、企画財政課になります。そちらのほうの担当とも今後の駐車場ということで、再度検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） ありがとうございました。

それでは、ご質問させていただきたいと思います。

65ページ、66ページの工事請負費の不用額の関係なんですけれども、先ほども有料駐輪場に不備がないよう、すぐできるようにということで。そうすると、何かあったらと言うんですけれども、何ですかと聞きたくなるんですよ。そうすると、平成29年度は何もなかったからあれだけでも、平成30年度も、これからずっと100万程度はつけるということです。何あるかわからないんだから。その何かというのが何ですか。例えばこういうこと、こういうこと、これまでも何年もたっているわけですから、こういうことが考えられるので、こういう予算をつけた。しかし、平成29年度はこういうことの心配もなく、何もなかったというんだったらわかるよ。ただ、不備がないようにすぐにできる、それは、もっともだと思えるんですけれども、予算のつけ方はそれでいいのかということになるでしょう。だからもう少し、納得できるようなつけ方をさせていただきたいですよ、説明も、もう繰り返しませんけれども、こういうことが考えられるという、ただ不備じゃ、雲をつかむようですよ。お願いします。

それから、防犯灯もそうなんですけれども、65、66ページの特に道路反射鏡設置の件なんですけれ

ども、ほかのことも同じなんですけれどもという事は、私の再質問の仕方が悪かったのか、あれなんですけれども、確かに先ほど副課長も21日に現場確認をすると。これから、今年度の場合、なるべく設置できるようにということで、正直に答弁しているんです。絶対につけますよという答弁はできないと思うんで、専門部会があるから、答弁はそういうふうに言っているんですけれども。これは、私の考え方が間違いなのか、専門部会の一部の方が間違いなのか、それはわかりませんが、これまで、専門部会の答申を受けて設置していると。交差点での一時停止は前提であり、カーブミラーによる過信がないよう、目視による確認できない場所のみ設置していると。これとともに聞こえますけれども、私も何回も言っているけれども、目視でやるというのは当然なんですよ。交差点での一時停止も当然、危険だからつけてほしいというのが要望なんですよ。それをカーブミラーに頼って、それだけを過信して周りを見ないで出るから事故があるんだというような、専門部会の一部だと思うんですけれども、そういう考え方、私は違うと思っているんですよ。

じゃ、何で今まで専門部会で要望出してつけてくれって言ったのに、いや、今までと同じ考え方でつけないで、何でついたんですかと言ったら、事故があったから。事故があるからつけてくれと言っているんじゃないですか、町民は。事故がないとつけないというのはおかしいと言っているんですよ、私は。専門部会も、もっともみたいなんですけれども、何かつけない理由のために言っているような言い方ですよ。じゃ、実際、宮代の場合、事故があった場合初めてつける。だから、これは要望じゃないんですよ。要望じゃなくて、事故があったりするとつけているんですよ。それはおかしいでしょう。どこの自治体だって危ないから、

住民からの要望、自治会からの要望、それをつけてほしいということで、要望を出しているわけですね。うちの自治会もまた、新しい要望を出しています。そういう考え方じゃ、事故が起きるまでつきませんよって、私なんか言いたいですよ、ここまで。だって、町の専門部会でそう言われたら何も言えないんでしょう。なるべく設置できるようにしますって、おかしいって。これ、町のほうから、これはつけてほしいということだから、それはもう危ないということで判断して、つけましょうというぐらいのそういう考え方はないですか。そうじゃないとつきませんよ、これ。

信号機も同じですけども、もうみんな後手後手でしょう。事故があつてから、その事故は自分の身内がとか、自分が事故に遭うと思っていないからとは言いません、そういうことを心配して設置してくれと言っているんだから、その辺はもう少し町のほうとして、強く言っていただけませんか。なるべく設置できるようじゃなくて、設置するようにしていきますと、そのぐらいの答弁欲しいですね。その辺、もう一度、専門部会の考え方をもう少し変えていったほうがいいですよと思います。その点、再度お願いしたいと思います。

それから、防犯灯も設置の規則というか、一つの例で50メートルとか私道だとか、それはもちろんいけないんですけども、これはそうすると、要望があったところだけを設置してると。町のほうが夜ずっと見通して、この辺は危ないなと、暗いなと思っても要望だけを優先して設置しているのか、先ほどソーラーとか言っているんで、必ずしも全部ではないとは思うんですけども、この辺はどういうふうに設置されていますか、基本的に。

私はなぜこういう質問をするかというと、暗いところあります。私なんかも自分の近く、暗いと

思っているけれども、やっぱり我慢なんですよ、我慢。やっぱり何かあると心配ですので、ぜひお願いしたい。その点の考え方、もう一度お願いしたいと思います。

あと、進修館の関係は、休憩入りましたんで、多分聞きに行ったと思うんですけども、私は本当に不思議に思ったんですよ。利用件数が増えているのに、何で利用人数が減っているのか、その辺の事情があるのかな。でも随分減っているなどというふうに感じているんですけども、この辺は、構成員との関係だということなんで、一応、今回は聞きおきということで、わかりました。

あと、空き地環境保全なんですけれども、これ以上の答弁はないと思うんで、再々はできないんですけども、とにかく今年よりも来年、来年よりも再来年、やっぱり上げていってほしいと思います。ぜひお願いします。これは要望で。

あと、駐車場の関係なんですけれども、課長の答弁はもっともだと思うんです。一体的に考えるのは当然だと思うんですけども、やっぱり先ほども言ったように、これは確保するには土地が必要ですね。もう目いっぱいだし、ここを見ても、あいているのはゲートボール場、強いていえば、あいていますよね。だから、あそこはどこかに移すとかというわけにいかないんでしょうね。そういうことも含めて考えていかないと、さっき言ったように、町に用事で来た住民が本当に駐車場がないという思いをしていますので、そういった点では、時間がかかると思います。だから、計画的にどうでしょうか、土地の確保というのは大変ですよ。地主さんの、相手もいることだから。だから余計時間がかかると思うので、もう遅いぐらいです。そういうことは当然考えているので、今そういうことで進めていますというぐらいな答弁だと、ある程度納得するんですけども、今の

答弁じゃ納得できないので、遅いんですけども、でも今からリセットしてやらないと、これはもう役場に来た方に対する、やっぱり住民サービス、非常に役場が使いづらいと、それだけで使いづらいということになってしまうので、ぜひ、その点お願いしたいと思います。

何か答弁ありましたら。進修館の庁舎の駐車場、一体的に考えていくべきで、管財と連携するというのは当然なんでね、ぜひ、一体ですから、進修館の駐車場もぜひ考えていただきたいと思います。そのことについて何かありましたら答弁、最後です、お願いします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

まず、1点目、有料駐輪場の工事請負費の関係でございますが、不備がないように100万円のほうを毎年計上させていただいているというふうにお答え申し上げました。その説明の仕方でございますが、不備のないようにということはありますが、例えば、姫宮駐輪場につきましては、姫宮駅のちょうど階段の下、屋根の下を利用させていただいているわけでございますが、あちらにつきましては、屋根の下に鳩が営巣しておりまして、鳩のふん害という声もかなり聞かれております。例えば、そういったふん害対策でこういったものを使うというものとか、フェンスが壊れたりしたときのために工事費のほうは使わせていただきたいと思いますと考えております。そのほかにも、何が起きるかはわかりませんが、そういった修繕工事として、今後も計上させていただければなというふうには考えております。

それから、防犯灯、それからカーブミラーの関係のご質問でございますが、要望に対して設置数

が少ないということは、いつもご心配をおかけしているところでございます。今年度、今月21日に現場確認をするわけでございますが、今までは、今年も同じでございますけれども、専門部会の中に杉戸警察の職員がおりまして、その方から、目視で安全確認ができる、カーブミラーを設置してしまうと過信してしまうというようなお話をいただいたところでございます。町のほうとしまして、町でここはどうしてもつけたいということは、どうしても言えませんが、要望者目線に立って、要望者がやっぱり危険だから要望されているということを、その専門部会とも一緒に立ち会いますので、そういったところに意見をして、なるべく設置できる方向で検討していきたいなというふうには考えております。この場で全てを設置していきますというふうには、申しわけございませんが、お答えできませんので、ご了解いただきたいと思います。

それから、防犯灯につきましても、要望だけなのかというご質問でございましたが、町のほうでも、例えば周辺の環境が変わった場所、大きく変わった場所でいきますと、道佛の区画整理地内なんかがございますが、あちらについて、やっぱり住宅が建ち並んできておりまして、7月の防犯灯の要望申請の締め切り後にも、昨年におきまして、住民の方からお話をいただいたところでございまして、そういったところにつきましては、要望にかかわらず、現場のほうを確認して設置しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤和浩君） 町民生活課長、齋藤でございます。

駐車場関係につきましては、議員さんからただいま貴重なご意見をいただきました。そのものも

踏まえまして、今後進めさせていただきたいというふうに考えております。進修館の駐車場におきましては、全て借地という、実は別の問題もございます。地権者との今後の更新時期等がありまして、その更新もあわせて、その旨を十分をお願いをしながら、利用者、町民の方のサービス向上に努めるように努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） 角野です。

簡単に質疑をさせていただきます。

P39なんですけれども、これは町民生活課かどうかちょっとここかなと思って伺います。39の雑入ですか、上から3行目の拾得物件収入というのが入っているかと思うんですが、これは、町民生活でしか聞けないかなと思ったんですけれども、違うか。

それから、成果書の36ページです。魅力推進事業ですが、これ、里山イベント実施でたくさんの参加者がおられます。これ、第4次総合計画の実行計画上は、年間1,000人ということで、はるかに超えて、交流人口のメインとなるイベントをここでやっているのかなと思うんですが、この町外参加率50%という目標がございますが、この参加者の内訳を教えてくださいということと、ほぼ毎月1回やっていますけれども、こういうものの成果ということをお伺いします。

それから、決算書の70ページの14節の使用料及び賃借料の防災行政無線用戸別受信装置設置料というのが入っていますが、これについて教えてくださいということと、それから、それに成果書のほうの93ページ、防災行政無線のデジタル化が完了したということで、私たちのほうははっきりよく聞こえるようになったんですけれども、こ

の町のほうの維持管理のほうで、まだ、聞こえないという方々も多くおられます。このテレホンサービス5回線の利用件数が2,075件とありますが、この件数は前年に比べてどうなのかということと、この周知というのはどの程度なのかということ、その辺の評価をお伺いします。

その隣の92ページの防犯活動事業の防犯灯なんですけれども、今、町はLEDの防犯灯は何%ということになるのでしょうか、お伺いします。

それから、決算書の72ページの進修館費なんですけれども、予算で談話室の工事請負費、談話室がございますが、流用されていますが、これは、どんなふうな状況で流用になったのかということをお伺いします。

それから、消防費の成果書100ページなんですけれども、消防団の事業運営ということで、隊員数93名とございます。去年は団員数が決算書のほうにも書いてありましたが、このうち、女性団員6名ということで、団員研修状況の中で、新入団員現地研修というのに参加された方というのもございますが、これは要望といいますか、この成果書ですので、退職された団員がこれだけ、新入団員がこれだけというのを、きっちり書いて、そんなに出入りがあるわけではないかと思うんですが、この成果書に記入していただきたいと思います。29年度の退職団員は何名だったのかということをお伺いながら、そういう要望をしたいと思います。

それから、成果書の31ページの集会所の話なんですけれども、7月16日にあった全協で、ブロック塀だとかいろいろ、大阪の地震を受けて調査したという話がございましたが、集会所に関しては、調整中というふうにありましたが、その辺の進捗についてもお伺いします。

以上お願いします。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課

副課長の小川でございます。

順次お答え申し上げます。

まず、決算書の70ページの14節の防災行政無線
用戸別受信装置設置料でございますが、こちらに
ついては、防災行政無線で鳴らした情報を、戸別
受信器といいまして、ラジオみたいなもので受信
する装置でございます。こちらにつきましては、
宮代高校と、それから、宮代特別支援学校、県立
の学校になるわけですが、そちらに置かせていた
だいております。そちらにつきましては、県立高
校ということで、行政財産使用料がかかるという
ことで、こちらの設置料のほうをお支払いさせて
いただいているところでございます。

続きまして、成果書の93ページの行政防災無線
テレホンサービス5回線の関係でございますが、
平成29年度につきましては、利用件数が2,075件
ございました。その前の年、平成28年度でござ
いますが、こちらにつきましては、2,640件でござ
います。

続きまして、成果書の92ページ防犯灯のLED
化率という質問でございますが、防犯灯につきま
しては、現在2,604基でございます。このうちLED
化された防犯灯につきましては2,485基、率に
つきましては95.4%でございます。

それから、成果書の100ページでございますが、
こちら、消防団、消防総務事業でございます。昨
年度退職された方につきましては2名でございま
す。ご意見をいただきましたとおり、退職者数、
新入団員数というのは、数は少ないものの、今後
につきましては、こちらのほうに表記のほうをさ
せていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹

の山崎でございます。

まず1点目でございます。こちら、町外町内の
率ということでございますが、うちのほうでちょ
っと細かく率を出しているほうは、約人数ではな
くて、細かい端数まで入れて、集計のほうをさせ
ていただいております。末数のほうは若干違
うかもしれませんが、率としますと町外が65.4%、
町内が34.6%ということで、町外率50%は大きく
上回っているような状況でございます。

続きまして、進修館のほうの工事のほうの工事
請負費の中の流用でございます。こちら、談話室
の工事のほかに、談話室の工事をやる中で、シロ
アリが思った以上に多く発生しております。シ
ロアリの駆除をやらせていただいております。こ
ちらが、15万3,360円なんです。こちらのほう
が、補助及び交付金からの流用の一部となっております。

また、進修館の小ホールの中でのエアコンのき
きが不安定というお話もいただいております。
そのような状況の中から、進修館の小ホールの中
で、温度調整ができるように、リモコンの追加工
事、あと、センサーのほうの追加工事も合わせて
やらせていただいております。これが13万6,080
円なんです。この中の一部を流用させていただ
いたものでございます。補助金及び交付金から流
用させていただいたものでございます。

また、予備費からの充当でございますが、こち
ら、大ホール前の通路が非常に滑りやすい状況で
ございました。このようなことから、大ホール前
に滑りどめを設置させていただいております。こ
ちら16万2,000円、こちらのほうを設置させて
いただいているところでございます。流用関係につ
きましては以上でございます。

続きまして、集会所のブロック塀でございます。
こちらにつきましては、次年度どうしていくか、

今、内部で調整をさせていただいております。大きな進捗がございませんので、今後の検討につきましては、いろいろな要件を踏まえて検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

36ページの魅力推進事業についてですが、町内、町外わかりました。この交流人口ということだと思んですが、この成果について、町民生活課ではどんなふうに、波及効果というかそういうところ辺までわかるようでしたら、お願いしたいということと、それから、防犯活動のLED化が95.4%進んで、あと残りは、どんなふうに、計画的なのか、それともその都度の対応なのか、そこら辺をお伺いします。

それから、防災活動の行政防災無線、デジタル化になって、聞きかえす人が少なくなったという実績かなというふうに思われます。まだ聞こえないという方々がいるとかという要望だとかそういうのは、そちらのほうに入っているのでしょうか、そこをお伺いします。

あと、進修館なんですけれども、談話室がそうだったように、あと和室とかシロアリとかというのは、点検はどうなんでしょうか、ちょっと心配になりましたけれども、以上お願いします。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

まず、防犯灯のLED化の率の関係で、残りにつきましては、どのように進めていくかというご質問でございますが、現在、まだLED化されていない蛍光灯などの防犯灯につきましては、故障が発生したときにLEDにかえていておりますので、今後につきましても、故障が発生したとこ

ろにつきましては、LEDにかえていく予定でございます。

それから、防犯灯の設置工事につきましても、もし執行残があれば、例えば全てLED化目指してかえていくということも今後検討していきたいと考えております。

それから、防災行政無線の関係で、フリーダイヤルの件数が減っているものの、聞こえないという要望はあるかというご質問でございますが、実際には何件か聞こえない、今の放送は何だったのということで問い合わせはございます。そのたびにこういった内容で放送させていただきましたということをお伝えはしていますが、ちょうど今の時期、今日は涼しいほうですが、夏場暑い時期になりますと、扉のほうも閉め切りになってしまいますので、聞こえていないのかなということは考えられます。一方、春先や秋なんか、こういった涼しくなると窓をあけるようになりますので、逆にうるさいというお声もいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹の山崎でございます。

宮代の魅力推進事業でございますが、こちらの事業のほうなんです、町の広報、ホームページ等に載せさせていただくだけではなくて、宮代い〜ねにも載せさせていただいたりしております。その他機会があるごとに、広くPRのほうはさせていただいているところでございますが、PRさせていただきますと、町外の方から問い合わせが多く入ってきます。従前やってきた中では、今年は特にそういう傾向が見られまして、広く知れわたってきたのと、宮代町の魅力が広く伝わってきたというふうな形で感じておるところでございます。

ます。

続きまして、進修館の和室のシロアリの関係でありますが、こちらにつきましては、今のところシロアリが発生しているような状況は確認できておりません。今後、何かの点検の機会があるごとに確認のほうはさせていただきたいなと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） すみません、決算書の70ページなんですけれども、防災行政無線戸別受信装置設置料ということが出て、2,294円なんですけれども、宮代高校と特別支援学校が独自につけたということで、この費用というのは設置、装置の値段はどちらが持っているのか、ちょっと詳しくもう一回教えてください。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

防災行政無線戸別受信装置につきましては、防災行政無線のデジタル化整備工事をした際に、その工事費の中に含まれておりまして、避難所になり得る施設に、この戸別受信器のほうを設置させていただいたところでございますので、工事費につきましては、工事費、それからこの機械の購入費につきましては、町のほうの予算でございます。こちらの設置料につきましては、戸別受信器、非常に小さいものではございますが、設置しているところが、県立の宮代高校、特別支援学校というところでございまして、その設置するための小さなスペースではございますが、その行政財産使用料、これを使うのに電気料もかかりますので、そういったものを含めた行政財産使用料というのを請求されておりまして、それをお支払いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

では、質問だけ、唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 唐沢でございます。

前段者がきめ細かく質問しましたので、若干何点か質問させていただきたいと思います。

特に、成果書の中身につきまして、83ページから101ページ、成果書の中に、町民生活課の1年間の実績ということで、それぞれ載っておりますので、その中から何点か質問させていただきたいと思います。

まず、第1点でございますけれども、83ページのほうの本年度の成果ということで、町民生活課、町民の安心・安全、さらには、生活環境の保全等々に努めたということで、それぞれこの中に載っておるんですけれども、まず1点は、6段目のこの中の成果の6行目になるんですけれども、自転車対策事業ということで、適切に管理をしたということで、職員がパトロールをしたというふうに載っておるんですけれども、このパトロールの中身、職員何人ぐらいでパトロールしたのか、それについて一つ質問をしたいと思います。

それから、同じく9行目なんですけれども、防犯活動事業ということで載っております。この中で、やはり職員が週に2回実施をしたということ、さらには、日没の早まる時期については週3回実施をしたということでこの中に載っておるんですけれども、これにつきましても、職員何名でどういうパトロールをしたのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、21行目の宮代町の魅力推進事業ということで、前段者もちょっと質問しておりましたけれども、この中で蛍の観賞、年々好評で1,450人ほど来たという報告がなされているんですけれども、この中で、どのくらいあそこトラスト地は

あるのか。ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、85ページになるんですけれども、自治会長の報償ということということで載っておるんですけれども、年々自治会長のなり手がいないということと言われております。高齢化も含めて、自治会、なり手がいないということになっておるんですけれども、実際、現在の自治会長、平均年齢がどのぐらいなのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。もしできましたら、男女も含めて、自治会長さんの年齢をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、86ページのほうの地区連絡会、これ年に3回ほど実施をされているわけなんですけれども、特に最近でも二、三日前にあったというふうなことを聞いておるんですけれども、地区連絡会の中身、自治会長さんですから、地域の要望等々が出るとっておるんですけれども、どのような話し合いがなされてきているのか、ひとつ中身についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、87ページのほうの町民まつり、34回の町民まつりが実施をされた、今年も盛大に開催をされたわけでございますけれども、昭和59年でしたか、60年からスタートしたこの町民まつりなんですけれども、今年の町民まつりの中身を見ますと、去年もそうなんですけれども、みこしの数が年々減少している、そういう意味では、町民体育祭もそうなんですけれども、ちょっとある程度見直すような町民まつりにしなくちゃいけないのかなというふうな感じもするんですけれども、この34回の町民まつり、どのような成果があったのか、課題があったのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、90ページのほうの自転車対策事業ということで載っております。成果もいろいろ上が

っておるんですけれども、今、町内でも自転車事故が大分増えているというようなことを言われております。特に高齢者を含めて自転車事故が増えているというふうに思っておりますけれども、町内の自転車事故、何件ぐらいになっておるのか、もちろん、年々増えているのかどうかも含めて、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、進修館の管理事業ということで、95ページなんですけれども、ちょっと前段者と重複する面があろうかと思っておりますけれども、進修館の芝生広場、あそこは、イベントなんかいろいろやられているわけなんですけれども、全体的に芝生の利用者が減少している数字が載っておるんですけれども、特に、夜間はあそこ真っ暗なんですね。できましたら、市民の広場としてももう少し夜間もというとおかしいんですけれども、できる限り利用しやすいような、ひとつ照明なんかも工夫してもらいたいなというふうに思っております。暗いとどうしてもちょっとよからぬと申しますか、いろんなちょっと子供たち見せたくない情景も出てくると思いますので、できましたら芝生の広場、夜間も少し利用できるような工夫をしてもらいたいなというふうに思って、そういう考えが今後あるのかどうかということも含めて、質問をしたいと思います。

それから、96ページのほうの狂犬病の予防事業なんですけれども、今、町内では登録頭数1,819頭と載っております。成果の中にも若干載っておりますけれども、狂犬病の接種率が現実的にどのくらいなのか。登録の頭数も、この数字が果たしてどうなのか、少し、そこらをひとつお聞かせ願いたいなと。今、ペットブームでたくさん増えているなというふうに思っておりますけれども、果たして、この1,819頭が正しい数字なのかどうかも含めて、ひとつお聞かせをいただきたいと思いま

す。

それから、同じく成果書の98ページなんですけれども、成果ということで、やはり前段者と若干重複しますが、広域利根斎場組合の関係なんですけれども、年間負担額が880万ぐらい出ていますよね。利用率が181件ということですから、1件当たり、4万8千円強の負担になっていると思いますけれども、やはり利用率向上に向けて、何か工夫をするものがあるのかどうか、若干向上はしていますけれども、さらに向上するための何かお考えがあるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

この斎場の関係は、余り宣伝もできない事業ですので、どんどん利用してくださいというわけにもいかないと思いますから、そういう意味では、穏やかなお知らせ等々をどう工夫するのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、99ページのほうの清掃総務事業でございますけれども、特に近年町内でも、外国人の方が大分増えているということで、集合住宅の中でも、大分外国人の方が住んでおりまして、ごみ出しの関係で苦情がたくさん出ているというようなことを聞いております。外国の方にこの趣旨徹底、特に分別の徹底をしてもらいたいなというふうに思っていますけれども、その考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一つなんですけれども、ごみ袋有料化になって、大分徹底して有料袋を利用しているんですけれども、この有料袋に欠陥品が最近たくさん出ているというような情報が入っているんですけれども、そういう声を聞いているかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、成果書の101ページなんですけれども、消防団の詰所の整備の関係なんですけれども、第6分団、第2分団、いろいろと整備をされてき

たんですここで、お聞かせ願いたいと思います。

この消防団の詰所を整備するときに、団員の方の声を聞いているかどうか、要望を聞いているかどうか、どうも消防団の町内の詰所を見ますと、大体同じような間取りでできあがっているというふうに思いますけれども、現場の団員の声を聞いて、整備しているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

あわせて、団員の詰所の駐車場の確保を、ひとつぜひしてもらいたいなというふうに思っております。特に公道に出て、よく点検をしている様子が見受けられますので、できたら点検できるようなスペース、駐車場の確保ができないものかどうか、これからも消防団の整備を進めていくということなので、それらを含めてひとつお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず、以上よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） ここで休憩いたします。

休憩 午後12時12分

再開 午後 1時15分

○委員長（田島正徳君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

それでは、唐沢委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、成果書の83ページ、町民生活課本年度の成果の中の3行目、自転車対策事業の中におけます職員パトロール、何人でやっているのかというお話でございますが、こちらにつきましては、2

人1組でパトロールのほうをやらせていただいております。定期的なというよりは、放置自転車があったときなどに、現場のほうに行きますので、その際にあわせて、その周辺につきましてもパトロールをしているところでございます。

それから、同じく83ページの6行目の防犯活動事業におけますパトロールでございますが、こちらは、職員による青色防犯パトロールでございます。こちらにつきましても2人体制でやっておりまして、こちらにつきましては、成果書の92ページに記載をさせていただいておりますが、92ページ上段のほうで、黒い四角いぼつがあるんですが、こちらでパトロール回数86回、週2回、それから12月、1月の日没が早まる時期につきましては、週3回実施のほうをさせていただいております。こちらにつきましては、職員2人1組で、青色灯をつけまして、町内をくまなくパトロールしているところでございまして、午後3時から午後5時までの2時間、パトロールのほうをしております。

それから、続きまして、成果書の90ページの自転車対策事業の関係のご質問でございますが、町内の自転車事故につきまして、増えてきているのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、県のほうのデータのほうを確認しましたところ、まず、平成27年の1月から12月でございますが、こちらについて、宮代町内で発生した自転車事故による、これは負傷者数ということになっておりまして、けがをされた方の人数でございますが、33名でございます。それから平成28年の1月から12月の合計でございますが、こちらについては自転車事故でけがをされた方が30名、続きまして、平成29年1月から29年12月でございますが、こちらについては16名でございます。

最後になりますが、詰所の関係でご質問をいただいております。詰所を整備する際に団員の意見

を聞いているかというお話でございましたが、整備、する際には、団長それからそこを使う分団の分団長などにお話をさせていただきながら、整備をしております。また、駐車場の確保についてもお願いしたいというお話でございました。昨年度整備いたしました第6分団川端公民館に隣接する詰所につきましては、近くに川端公民館の駐車場がありますことから、そちらを利用することが可能でございます。また、今年度整備をする予定でございます第2分団につきましては、現在の場所では駐車スペースがございませんことから、駐車場も確保できる別の用地のほうを確保いたしまして、そちらで整備する予定でございます。

それから、来年度整備のほうを予定しています第3分団の詰所につきましては、今現在、新道集会所の隣にあるわけでございますが、やはりこちらについても、現在駐車場のほうがないような状況でございますので、駐車場が確保できる土地に建築することで検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹の山崎でございます。

まず、1点目なんですが、宮代の魅力推進事業、蛍の観賞会に伴いまして、トラスト地の面積はということのご質問でございます。蛍の観賞会につきましては、新しい村のほっつけの田んぼ周辺の水路で蛍の観賞会をやらせていただいております。トラスト地は、蛍の観賞会では使っておりませんが、トラスト地の面積ということでございますが、約1.4ヘクタールをトラスト地として管理のほうさせていただいているところでございます。

続きまして、自治会長のなり手不足の関係から、平均年齢、男女比のほうを把握しているかという

ことでございますが、平均年齢のほうは、こちらのほうでは確認のほうは改めてさせていただいておりません。こちら個人情報の関係もあることから確認のほうをしておりません。男女比なんです、77地区中、70地区が男性、7名が女性ということで男女比のほうはなっております。男性が90.9%、女性が9.1%ということとなっております。ところでございます。

続きまして、地区連絡会の中身ということでございます。地区連絡会におきましては、区長、自治会長同士で情報の共有化を図り、意見交換を行う場として、町内を4地区に分けさせていただいて、地区連絡会を設置させていただいております。このような形でやらせていただいているのは、平成18年度からということとなっております。こちらの4回の地区連絡会の中身でございますが、1回目は各地区の役員の選出とか、年間における連絡会の開催予定、あるいは町からの連絡事項でお話をさせていただくところでございます。そのほかに、各地区の名簿の取り扱いとか、各地区の困り事につきまして、話をいただいているところでございます。

2回目に関しましては、姫宮地区しか7月に行っていないんですけれども、こちらの内容につきましては、豊かな地域づくりの補助金の内容とか、姫宮地区の自治会の会費の関係とか、また地区の防災訓練の実施予定などを話し合っていたいております。

そのほか9月の地区連絡会なんですけれども、こちらにつきましては、町からの連絡事項が重立った内容になってしまっているんですが、そのほかに、集会所の整備の関係とか、豊かな地域づくりの報告書の書き方等のお話をさせていただきながら、地区の課題等のお話もいただいているところでございます。

続きまして、2月の地区連絡会につきましては、やはり町からの連絡事項が多くなる一方で、報償金の支払いについてとか、いろいろなその他のお話を町からお願いさせていただく、確認させていただく中で、地区の課題等のお話をいただいているところでございます。地区連の内容につきましては以上でございます。

続きまして、町民まつりの関係でございます。みこしの数も減ってきている関係から見直しも必要ではないかということでございますけれども、町民まつりにつきましては、実行委員会で実施しております。その中にストリート委員会、こちらがまつりとか、みこしを管轄するところになります。イベント委員会ですね、こちらは、進修館内外の各イベントを実施するところでございます。安全美化委員会、こちらは、ごみとか交差点の警備とか、その他もろもろの安全美化にかかわる委員会でございます。そのほかに広報委員会という委員会がありまして、周知等のパンフレットの作成、お知らせ作成等をやる場所の部会でございますが、こちらの部会でそれぞれの事業を毎年立案しまして、毎年見直しを行っております。その中で必要な見直しは図っておるところでございますので、適時その時代に合ったイベント内容になっているということで理解のほうをしているところでございます。

進修館芝生広場の夜間利用につきましては、別途回答のほうさせていただきます。

続きまして、犬の狂犬病予防注射の接種率の関係でございます。平成28年度は66.0%でございました。平成29年度は72.4%と増加しております。こちらは、平成29年度に未接種者に対して、再通知をやらせていただいた関係で、接種率が伸びているところでございます。

登録数が正当かどうかというお話もいただい

いるところではございますが、町のほうでは、正当であると信じております。ただ、実際再接種の通知を出させていただきましたら、死亡の連絡が数多く入っておりますので、そういう面では、死亡してしまっても、登録したままというお客様もいらっしゃるのではなかろうかととは想定はされるところでございます。

続きまして、利根斎場の利用率工夫があるかということでございますが、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、宮代町、縦に長い地形から、どうしても姫宮地区等の方につきましては、埼玉葛斎場のほうを利用される方が多いというのが、これ現実でございます。埼玉葛の斎場のほうをお選びいただく方も、利根をご検討いただく中で、利用金額とか確認をしていただく中で、それでも埼玉葛を選んでいるというお話も聞くことが多くあります。こちらにつきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、こちらで周知させていただく中で、そのような結果状況となっておりますので、今後につきましても、お問い合わせがありました中では、利根のお話はさせていただきたいと思っているところでございます。

続きまして、衛生組合のごみの外国人、分別がうまくできなくて苦情が多いというお話でございます。こちらの現時点、衛生組合では、中国語、英語、ポルトガル語、スペイン語の4カ国語の分別のパンフレットのほう作成しております。衛生組合では、この4カ国語で多くの外国人を対応できるということで考えておりまして、このようなパンフレットのほうを作成しております。現実、外国人でのトラブルが多いというお話をいただきますと、英語、中国語、この4カ国語のパンフレットをお渡しすることで、解決の傾向に向くことが多いのでございます。

また、ごみの指定袋、欠陥品のお話でございま

す。宮代町では指定袋ということで、有料袋ではなく指定袋、袋の指定をさせていただいているところではございますが、その袋の欠陥品ということでは、私、一回、従前、窓口で、ほかの議員さんから同じようなお話を受けまして、衛生組合にその時点で確認のほうをさせていただいたんですが、その時点でもそういう話は聞いていないということでございました。また、今回いただきましたので、改めて確認のほうをさせていただきましたところ、そのような欠陥品の話は、少なくとも今年度に入ってから聞いていないという回答がございました。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課担当主査。

○地域振興担当主査（富田智貴君） 町民生活課地域振興担当主査の富田です。

私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど質問でもございました、進修館の芝生広場の夜間の利用の関係なんですけれども、芝生広場については、進修館の2階のロビーと同様に、フリースペースとしてなるべく多くの町民の方に使っていただきたいということから、極力町からの宣伝というのはしておりません。なので、実際に使いたいという、例えば映画の撮影だったりとか来た場合には、相談に乗って、例えば雨が降った場合とか、そういったところの注意事項をみんな解決した後、貸せるか貸せないかを判断して、使っているような状況でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。

1年間の成果ということで、町民生活課の方々も汗を流して頑張ってきた成果がいろいろ上がっているんですけれども、何点か再質問させていただきたいと思います。

1 つには、トラストの関係なんですけれども、今1.4ヘクタールというふうな面積の答弁をいただきましたけれども、今後、これをさらに拡大する、拡張するような考えがあるのかどうか、県との関係ももちろんあるんでしょうけれども、そういう計画なりがあるのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、自治会長さんの関係なんですけれども、年齢的にはやっぱり70歳前後の人が圧倒的に多いのかなというふうに思いますけれども、この中で、自治会長の身分保障と申しますか、多分自治会長さんが例えば広報を配っていて事故に遭った、自転車等で接触事故があった、そういうものがあった場合は、保険的に保障がもちろんされるであろうというふうに思っていますけれども、具体的にどういう保険で対応するのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、町民まつりなんですけれども、確かに今、実行委員会を中心にして、ストリート、イベント、安全美化、広報ということで、それぞれの分野に分かれて、実行委員会形式でやっているわけでございますけれども、やはりこれも全体的にいうと、高齢者の関係で、みこしを出したくても出せないような地域、地区があるやなしに聞いておりますけれども、これらの中で、もう少しちょっと工夫が必要なのかなと。今年なんか見ましても、みこしが3基、山車が2基というふうな数字が出ておったんですけれども、もう少し何かこう工夫ができないものなのかどうか。

また、地域的なエリア、今年なんかの場合を見ますと、芝生の関係でイベント、若い人たちが中心になって何かやっていたようですけれども、基本的には町民まつり、どちらがメインになっているのか、本部席というところ、こちらのほうのみこしの関係が本部席になっているわけなんですけれども、

も、例えばこの本部席でも、ほとんど人がいない、人がいないということもおかしいんですけれども、やっぱり汗を流してわっしょいわっしょいやっているみこしの人たちが、一番気にするのは本部に誰もいない、張り合いがなかったなというふうな声もお聞きますので、そこらの対応も含めて、やっぱり町民まつりですから、全体で盛り上げるような町民まつり。例えばこの数年の参加人数、来てくれた人の人数なんかの推移はどうなっているのか、ひとつわかればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、自転車対策なんですけれども、数字を見ますと、何か年々減少しているのかなと。もちろんこれは行政の努力もあるでしょうし、また、交通指導員さんとか、いろんな人たちのバックアップがあつて、こういう数字になっているのかなというふうに思いますけれども、自転車対策、はっきり言って、夜、無灯火で随分走っている人が見受けられる。これはもちろん警察関係だというふうに思いますが、こういう関係も、もう少しひとつ強化してもらうように、警察とタイアップしてもらえればなというふうに思います。ヒヤッとする場合がたくさんございますので、そこらをさらにひとつ強化してもらいたいなというふうに思っています。

それから、利根斎場の関係なんですけれども、いろいろともちろん努力をしているというふうなことで、若干数字的には上がっておるんですけれども、やはり地域的な面も確かにあるんですよね、宮代町の場合は細長い地形ですから。正直いって、利根を利用する人となると、東武動物公園の西側の人、北側の人は大体利根を利用するのかなと。逆にいうと、やっぱり近い川端さん、姫宮のほうの人は、どうしても近くの埼玉葛のほうに行っちゃうのかなという感じはするんですけれども、やは

り、ひとつ私は業者の関係もあるのかなという感じがするわけです。余り言うとか営業妨害になりますからどうかと思いますけれども、業者の指導なんかはもしできればしてもらいたいというふうに思いますけれども、そういう考えがありやなしや、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、ごみの関係、清掃の関係なんですけれども、袋の関係聞いていないというような話をいただきました。確かに些細なことです、ごみ袋1枚でとやかく言う人はなかなかいないと思いますけれども、現実にあるわけです。

実は私ここに2枚ほど持ってきてあるんです。近所の方が届けてくれたんです、欠陥袋を。後で見てもらっても結構ですから、持ち帰っても結構ですから、とりあえず持ってきてあります。現実的にこういうことがあるということは、ぜひひとつ認識をしてもらいたいなというふうに思っております。

それから、外国人に対して、先ほどの答弁の中で、4カ国語で十分宣伝を徹底しているというようにお話があるんですけれども、やはり現実的に理解できない。例えばうちの近所でも、これ間違いない、中国の方かなと思いますけれども、分別する、そういう習慣がないんですね。ごみなら何でも一括して出しちゃうと。それで積み残されて、特に夏場なんか大変な悪臭がして、カラスが来るような状態なので、もちろん今、地域でごみ監視委員さんが何人かいて、やっているところもあるんですけれども、なかなか言えない。そういう状況がありますので、4カ国語で宣伝しているから大丈夫だというふうに思いますけれども、やっぱり現実的になかなか言えない事情もありますので、そこらをもう少しちょっと工夫してもらえればなというふうに思います。

それから、ちょっと質問もあれなんですけれど

も、今、マスコミなんかで、テレビなんかでごみ屋敷というのが大分全国的に起きていると申しますか、発生していると申しますか、あるわけなんですけれども、ちなみに宮代町の中でごみ屋敷で近所の方から何か通報があったような話があるのかどうか、もしあったらお聞かせ願いたいなというふうに思っております。

それから、消防団の詰所の関係、答弁で理解しています。6分団も川端できれいになりました。公民館の駐車場を使っているから大丈夫。第2分団も、別に用地を設けて確保したというふうな話を聞いております。順番から行くと、今度は第3分団だというふうに聞いております。もう第3分団、ご存じのとおり、新道集会所の隅っこに、隅っこというとおかしいんですけども、全く小さな分団の詰所があるんですけれども、ぜひひとつ新たな場所で、十分なスペースを組んだ中で詰所をつくっていただきたいなというふうに思っております。町民の命と財産を守って頑張っている分団の皆さんですから、ぜひともひとついい詰所をつくってもらいたいなというふうに思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

まず、初めに自転車対策の関係でございますが、ご指摘いただきました夜間になっても無灯火で走っているような自転車があるということでございますが、自転車対策にかかわらず、交通安全対策の中では、四半期ごとに交通安全対策に関する街頭キャンペーンなどをやりまして、そちらで啓発活動を行っております。

また、交通指導員さんにおかれましては、学校に行きまして、自転車の乗り方指導だとかそういう

った指導のほうもしていただいております。今回、また秋の交通安全運動というのがこれから始まるわけですが、そういった交通安全運動で、皆さんにお配りする啓発グッズで、ご指摘にありました無灯火ということに合わせたわけではございませんが、今回、自転車用のライトのほうをご用意しております。そういったものをお配りすると同時に、あわせて反射材も用意しております。そういったものをお配りしながら、自転車を安全に利用していただくための啓発活動につきましては、努めさせていただきたいと思っております。

それからまた、消防団の詰所につきましては、第3分団につきましては、かなり狭い土地の中に窮屈におさまっているような状況でございまして、ご存じのとおり、駐車場につきましても、ございません。これから団の活動に影響のないように、駐車場も確保できるようなスペース、用地のほうを確保するために検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹の山崎でございます。

トラスト地の拡張の予定があるのかということでございますが、平成28年度に一部追加で買わせていただいたところがございます。そのほかには、隣接しているところで、購入をしてもらえないだろうかという話も来ているのは事実でございますが、予算の関係もございますので、今後調整はしていきたいと考えているところでございます。道路等で区切られているところが多かったりするので、そこのお話いただいている地区の場所が、今お話しいただいている拡張と考えられるとすれば、その1地区だけかなと思うところでございます。

続きまして、自治会長の身分保障でございますが、町村会で行っている保険に町が入っておりますので、何かございましたら、そちらの保険のほうで対応させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、まつり、高齢者が多くてみこしの参加も少なくなっていると。工夫が必要かということでございますけれども、そのようなお話はいろんなところでやはりいただいております。みこしに限らず、高齢化が進んでおりまして、いろんな事業に支障を来しております。例えば今年は、踊りの参加者の方が高齢化で長い距離を踊るのは難しいということから、踊りが県道から駅側のエリアにつきましては、今年踊りのほうは行かなくて、区域のほうも短くしているような状況でございます。そのように、各団体のほうでお話をいただければ、対応できる限り調整させていただいて、お祭りを少しでも盛り上げていきたいと思っておりますのでございます。町民まつり、主役は町民でございますので、町民の皆さんが参加しやすい環境を整えていきたいと思っておりますのでございます。

続きまして、お祭りの参加者の推移でございますが、こちら、集計とらせていただいている数字を読ませていただきますと、28年度が両日で1万500人、29年度が1万3,200人、また今年が1万4,500人という形で、若干でございますが、少しずつ増えている。当然、天候のぐあいもございますので、このような形で、統計という形でとらせていただいているところでございます。

また本部席の人がいないというお話でございますが、今年はほかの方からも同じお話をいただきました。ただ、ほかのイベントで、どうしても審査員として、そちらのイベントの審査のほうに出させていただいたりすることが多かったり、そう

いう関係もございますので、常時人がいるような形はとられないかもしれませんが、今後、少しでも本部席に人が居れられて、そのような話をいただかないような形で対応させていただきたいなと思っていますところでございます。

続きまして、利根の利用率の関係でございますが、業者への指導というのは、なかなか難しいかなと思います。業者はどちらにと誘導しているようなことはないんじゃないかなと思うんですが、利用者には利用条件を示していただいた中で、利用者が選択しているというふうな形で理解をしているところでございます。業者のほうで一方的にこっちがという誘導はないものと考えているところでございます。

続きまして、ごみの袋のお話につきましては、すみません、現実にもそういうことがあったということは、町の職員誰も聞いていなく、衛生組合の職員も聞いておりませんので、その袋を見させていただいて、衛生組合と相談のほうをさせていただきたいと思います。

ただ、衛生組合でも過年は苦情はあったということで、その業者には強い指導と改善努力をさせているということでございまして、ここ数年はそのような話はないということでございました。特に今年度に入ってから、具体的な苦情はないということでございました。

また、中国の方の分別の習慣がないために地区で指導にご苦労されているということでございますが、もし、地区のほうでご苦労されていて、なかなか改善がされないということであれば、衛生組合の職員が現場に向かいまして、話のほう対応させていただきますので、そのような場所が具体的にございましたら、衛生組合、町のほうでも結構ですし、ご相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ごみ屋敷の関係でございますが、町のほうで、地区等でご相談いただいている地区として確認させていただいているのは、ここ1年関係ですと、山崎のところに1カ所、あと中島に1カ所、そのようなお話をいただいているところでございます。解決の方向はなかなか難しいものがあるんですが、確認をさせていただいているのは2カ所ということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。

今、質問した大体全てが、明確なご回答をいただきまして理解をしました。

その中で、何点か要望も含めてお伺いしたいと思うんですけれども、町民まつりなんですけれども、ともすれば町民まつりは健常者が中心なんですよね。今、オリンピック、あと2年になるんですけれども、パラリンピック、体の不自由な方が頑張ってオリンピックに出ようとしている。先日も宮代の図書館で成田先生が来て講演したというような話を聞いておりますけれども、やはり私は町民まつりというのは、先ほど言ったように、町民全体の祭りということなので、ぜひともこの体の不自由な方、年齢を問わず、そういう人たちも参加できるような町民まつりをぜひひとつ目指してもらいたいというふうに思っております。

特にあわせて、大人みこしが中心なんですよね。できたら、うちのほうのことで言ったら大変恐縮なんですけれども、子供みこし、立派な子供みこしがうちのほうはあります。あとは、女性がもしかつげんなら、東京の三社祭とかいろんな祭りを見ましても、女性が随分進出している祭りもたくさんございます。そういう意味で、老若男女、いろんな人たちが参加できるような町民まつりにぜひしてもらいたいなと。健常者だけの町民まつ

りではなくして、そういうことをひとつこれは実行委員会中心で、これからいろいろ反省会なり来年に向けての準備があろうかと思えますけれども、そういう場で、ぜひひとつそういうことを言ってもらいたいなと。議員の一人がそんなことを言っていたよということを、ぜひひとつ言ってもらいたいというふうに思っています。

それから、もう一点なんですけれども、消防団の詰所なんですけれども、大体これは基準で建物は決まっているのかなというふうに思えますけれども、先ほど私は団員の話の聞いているかという質問をしましたけれども、団長と分団長だけは聞いているというふうなことなんですけれども、もちろんこれは、団員の代弁者ということで聞いているんですけれども、やはり一人一人の団員、やっぱり参加しやすい、行動しやすい、そういうひとつ詰所を目指して、何か金太郎あめみたいな、どこの分団も同じような何か、こんなことを言うと怒られちゃうかもしれませんけれども、間取りになっているような感じがしますので、やっぱり団員一人一人の話をもう少し聞いてもらって、もちろんこれはお金の関係もあるんでしょうから、これは基準が決まっているのかどうか、ひとつ参考までに、これから、第3分団をつくるというような動きがあるようですから、そういう意味で、そういうものをひとつ生かしてもらえればありがたいなというふうに思っています。そういう考えがありやなしや、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

以上。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

消防団の詰所の関係でございますが、先ほどご説明させていただきましたとおり、今、整備をし

ております詰所につきましては、団長、それからそこに所属する分団長に相談をしながらやらせていただいております。これから始めます第3分団につきましては、団長、分団長だけではなく、団員の方からも意見をお聞かせいただきながら、整備を進めてまいりたいと思っております。

また、詰所をつくる際の条件につきましては、すみません、ここではっきりとお答えすることはできないので、申しわけありませんが、今までと同じような規模の詰所ということで、設計のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹の山崎でございます。

お祭りの参加者につきましては、健常者のみならず、子供、女性、障害者の方も参加できるような祭りにというお話をいただいたということで、実行委員会のほうには報告のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） サンキュー。マイネーム・イズ・タダシオガワラ。

幾つか前段者がほとんど質問をされておりますので、私の考えというか、今までの1年間の私なりに質問なり要望なり意見を出してきたと思いますが、それに関連したことが出てくると思いますが、そんな大した内容じゃありませんので、やりますと言えばもう終わりなんです、答えは。そういうことでひとつ質問をしたいと思います。

1つは、前段者から防犯灯の問題が出ていましたけれども、ちょっと考え方聞かせもらいたいので

は、防犯というのはどういう内容なのでしょうか、防犯。それだけです。

2点目は、消防の関係で救急車がよくうちのほうへは来るんですけれども、うちのほうというか、北団地、南団地が多いんですね、見ています。来て、病院に運んでいただくのは最高にいいことなんですけれども、前にも問題になりましたけれども、救急車が来て病院まで行く時間、前と同じかどうか。間隔が詰まっているのかどうか。一回問題になっていると思います、何年か前に。それについては問題になっていないかどうか、それを聞かせてもらいたいと思います。

あと、側溝の問題なんですけれども、私も前段者の質問とちょっとニュアンスが違うのかもしれませんが、一般質問で今回議員さんが出していましたけれども、私も前は何回か出しております。

というのは、側溝のふたが厚くて、今の高齢者じゃあかないです。どうしたらいいのかということで、業者を頼んでいます、その清掃全てを。ふたをあけてもらって。そうすると、かますも要りません。かますの中、今までヘドロを入れていたのも運ばなくて済みます、町は。業者に頼んで。そうすると、これはお金がかからないですよ。かますは要らない、運ばないんだから。ただ、お金がかかっているのは町民の方なんです。1軒3,000円なり4,000円出してやっています。そこなんです。ふたはあかない、だけれども町は得している。だったら、住んでいる人の住民がそれなりのことをやっているんだから、町もその部分ぐらい補助したらどうかと思うんです、最低でも。

1銭も出さない。何かというと金がありません、メイン道路ですよ、やっぱり頼んでいるのは。それでもやってくれない。それはほかのところも全部住んでいる方が金を出していれば、私ら文句は

言いませんよ。地域によって金を出している。地域によって個人で出せ、それはないでしょう。それはもう何回も今まで言っています。一向に改善されていない。町の考えが一向に古い考え、公平でない、これは何とか早くすべきだと思いますよ。どう考えているか。

次は、斎場の話が出たんですが、斎場を決めるのは、家族の方が大体決めるんですよ。帰って清めか何かやるのに時間がかかる、今、斎場に持っていくと45分から50分かかります、行くだけで。帰りも同じ。春日部だと15分か20分ぐらいで行ってしまいます。それで、宮代にある葬儀屋さんは、埼玉葛と東部のレクイエム、2件ですね。和戸のほうにはないですよ。杉戸にありますけれども。ですから、どうしても今の利根には家庭の人が行かなくなるんだよね、行かないということになるの。ただ、利用費が若干、春日部に行くとき高い。当然ですよ、組合入っていないんだから。それでも向こうへ行くんです。これを解決するには、役場の皆さん、頭いいんだからそこを考えたほうがいいと思いますよ。8,000万も出してる、8,000万だっけ。

〔「800万」と言う人あり〕

○委員（小河原 正君） 800万か、1,000万近い金を出していて、活用率が少ないというのは、やっぱりそれは考える必要があると思いますよ。一回利根は抜けて、春日部に入ったらどうだという話もありましたよね、春日部の組合に。そのほうが得じゃないかと。そういう話も出たことがありますよね。そこら辺何かはつきりどうしたらいいかというのを考えるべきだと思いますよ。1,000万近く金が無駄にならないように。全然使わないわけじゃないので、そこら辺はやっぱり頭のいい皆さんがいることだから、考えるべきだと思います。ましてこれから高齢化で、年寄りがどんどんお世

話になる確率が多いんだから、なおさらだと思いますよ。ひとつ私が世話になる前に考えてもらえればと思います。私のことを言っているから問題にならないと思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

もう一点は、やっぱり前段者が進修館の食堂の利用の問題、食堂というのは何をやる場所なんですか、本来。食堂というのは。あそこで今使っているのは、音楽の練習をやったり、小学生かの英語教室やっていたり、いろいろな催しをやっていますよね。だからいけないというんじゃないですよ。食堂でやっているというんで、なぜなんですか、なぜ。なぜ、あそこでそういう催し物をやっているんですか。食堂というのはそういう場所じゃないでしょう。趣旨が違うでしょう。それを黙って見過ごしているんですか。

なぜですか。それはもう、それを利用する場所がないからでしょう、それは、誰が考えても。どうしてもああいうところを使わざるを得ない。それには、前々から言っているように、何とかセンターをどうしろとかああとかというのもありますけれども、そこを根本的に考えなかったら、町の文化はすたれると思いますよ。これも、優秀な皆さんがいることだから、早く手を打って、町の文化を発展させるためにやったほうがいいですよ。もう何回言ったって、知らんぷりしてるんだから。今度新しい町長だから知らんぷりしないかもしれませんが。前の町長も知らんぷりとは言わないけれども、やってくれなかったということ。ぜひ町の文化を発展させるために、食堂で音楽の練習をしたり、英会話の勉強したり、情けないですよ。食堂だよ、あそこ。ものをつくる場所ですよ。たまに商業主とかそれなりの人たちが料理教室をやっているのを見ますけれども、それが主ですよ、本来は。それがしつこいようだけれども、音楽を

練習したり、勉強の場所になったり、何かあと懇談会をやっているようなこともあるようだけれども、私は情けないと思いますよ。というのは場所がないということでしょう。それは早く手を打つべきだと思いますよ。そういう考えを持っているか。

まだ幾つかあったけれども、前段者がほとんどやっていたので、とりあえず私は以上だけ聞きたいと思っております。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

初めに、防犯とはというご質問でございますが、防犯につきましては、犯罪が起きにくい環境を整備することだというふうに私は考えております。

それから、消防の関係で、救急車が病院に行くまでの時間というご質問でございましたが、救急要請があつて、どの病院に行くかによってまた時間は変わってくるかとは思いますが、今現在、平均して何分ぐらいかかっているかという資料を持っておりませんので、大変申しわけありませんが、今この場ではお答えすることができません。

それから、その時間について問題になっているかということでございましたが、現在のところ、消防のほうから、そういったことで問題になっているということは、私のほうには情報のほうは入っていないような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課の山崎でございます。

側溝清掃の関係でございます。側溝清掃につきましては、地区でいろんな現状がございます。その辺のお話はいただいております。地区からいろ

いろなご相談を受けるたびに、地区の現状に合わせて、側溝清掃のほうをやっていたらどうでしょうかというようなお話をさせていただいております。毎年やることが大変であれば、隔年でやる。あるいは側溝のふたを上げるのが難しいのであれば、ますだけの清掃にするとか、地区に合わせた側溝清掃のやり方があるんじゃないかなろうかという話は、ご相談を受ければ、そのような形を相談させていただいております。

また市街化区域であれば、流れているのが基本的には泥関係の、しかもほんの少ない泥だと思えますので、本当にやる必要があるんですとか、そのようなご相談をさせていただく中で、地区独自の掃除の仕方を見出していただけにいると思っております。

ここ数年、そのようなお話も、そのようなご相談、回答を繰り返させていただく中で、ご相談も少なくなっているということでございますので、地区に合わせた清掃の体制を整えていただきたいと考えているところでございます。

また、2点目の利根の利用率でございます。何度かお話のほうはさせていただいているところではございます。どうしても宮代町の地形から、利用率が半分程度ということで、毎年同じような状況が繰り返されているということは事実でございます。ただ、しかしながら、問題は、どうしても利用者が決定するんで、これ以上の決定を覆せるような話はちょっとできませんが、何回もお話をさせていただいているとおり、ご相談があれば、利根のほうのお話をさせていただいております。その中でご判断いただけるように、また今後も続けていきたいなと思うところでございます。

続きまして、3点目の食堂の利用でございます。確かに進修館の利用が時間帯によっては、研修室、集会室が使えないところはあります。あるいは談

話室がいっぱい使えないときがあります。そのような場合は食堂におきましても、相応の机と椅子を用意させていただいておりますので、そこをご利用いただくお客様が多いというのも事実でございます。これは、ご利用いただくお客様が判断をされていて、そこでもいいから貸してくれということでございますので、進修館としては、その利用をほかに誘導するということはちょっとできませんので、利用者の判断の中で、そういう現実があるということは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 何点かはやむを得ないというのはわかります。やむを得ない問題については、消防の関係は、これは消防が悪いんじゃないくて、医療の関係もあるから、それはわかるのはわかるんです。ただ、去年でしたっけ、県との医療関係は内密にどうのこうのとちょっと聞いたことがあるんだけど、それはどうなっているのかどうか。どうしても、なかなか30分も40分も見つからない場合、困るわけですね、救急車頼んだ人は。もう一刻も争う事態ですから、県との関係はどうなっているか。これをどうのこうのじゃないけれども、もう一回前のことを教えてもらえればと思います。

あと、斎場の問題についても、当然これはなかなか難しい問題だと思いますので、これについても一応了解いたしました。

特に、聞いておきたいのは、防犯についての解釈わかりました。だったら、要求どおりやるのが普通ですね。犯罪とかそういうものの防止なんだから。特に防犯灯は、うちがどんどん建ってくると、先ほど前段者が質問の中で50メートル間隔と言っていた。前はもうちょっと長かったけれども、

最近50メートルになったのかなと思って、それはいいんだけど、建物が建つと50メートル間隔関係なく、暗くなってしまうところがあるんですよ、どんどん新築なんかができてくると。ですから、防犯の解釈を聞きましたので、本当に後でしまったと思われないうに、その解釈に基づいて防犯灯は要求どおりどんどん設置すべきだと思います。

これからどんどん日が詰まると、暗くなって危険な場所が結構あると思いますので、我々に対して、町の人言いいいんでしょうね、ちょくちょく文句言われます。何やっているんだと。町会議員は何もできないのかいと。それは今、区長さん権限なんですよと言うんだけど、町の人理解していないですよ。こういう制度にしたのはいいのか悪いのか。我々も町民の代表でいろんな意見を聞く立場でありますから、私たちの意見も十分取り合ってもらわないと困ると思いますよ。

こういう制度にしたのも、私いつごろかというのは大体知っていますけれども、区長権限にしたというのはいいような、そりゃいけないというわけではないし、権限があってもいいと思いますけれども、我々の立場の人にも意見を聞いてもらいたい。それはどう思っているか。相変わらず区長を通さないとやりませんよというのは、これはひとつもう変えたほうがいいんじゃないかと思えますよ。それぐらいのことをやらないと、防犯の意味がないと思いますよね。

あと、側溝の問題の清掃、これ、何か難しい回答いただきましたよね。地区に合わせてやるという、どういう意味だかわからないね、私。地区に合わせるの。地域に合わせてやるの、清掃。ちょっと私これ理解に苦しむな。どういうふうに合わせるんだからわからない。これは誰でも理解できるように説明願いたいと思うんです。

もう一点は、食堂の問題、それは、利用者がどこでもいいから使わせてくれ、場所がないからでしょう、それはわかるよ。だから、私が言っているのは、食堂というのは食べ物をつくったり、食べたりする場所だと私は思っているんですよ。そこで、どこでもいいから貸してくれというのは、無いからでしょう、だって、借りるところが。だからそれを言っているわけですよ。そういうところを貸して、貸さなければこういう人たちは活動できないから、だからそういうことになる前に考えなさいと言っているんですよ。場所がないというのは、何が悪いんですか、それを聞かせてくださいよ。何ですか。

場所がないというのはどういうことですか。例えばふれあいセンター潰しちゃったり使わせなかったり、西原公民館を廃止、あれも使わなかったり、いろんな公共施設使わないようにどんどんさせているんだ。公民館だって、時間制限でしょう。それはあいている時間もありますよ、前も言ったことがありますけれども、それは利用者もある程度時間は自分たちに合わせて借りようとするからやむを得ない部分はあると思いますね。そういうやり方をしていて、食堂使わせるという、これがわからない、私はこの考えが。

こういう町はないと思いますよ、物をつくるとか、本人はどこでもいいからどうか貸してくれというから、借りるのはわかると思いますよ。たまげた、この間、小学生だかが英語教室やっているんだ、あそこで。ここは今度教室になったかなと思って。やっちゃいけないとは言いませんよ。だけれども、ちょっと小学生とか、父兄は外で待っていてね、大ホールの前あたりの椅子に座って見ているの。それはいけないとは言いませんよ。だけれども、情けないと思いませんか。それは、あんたら、そんなことないよ、自由に使わせてくれ

ということだからいいですよと。

今、首かしげたよね、私が質問しているの。そういう発想だから町がよくなると言われるんですよ。どんどんいいものつくるようにしてくださいよ。どこでも使えるように。そういうのが行政でしょう。それは建物つくるのは金がかかるというふうに言うのは決っているのはわかっている。潰すのは平気なんだよね。使わせないようにするのは。それじゃ、人口増やしましょうとか、また話がどんどん変なほうにいったけれども、増やそうとか文化のあるまちづくりをしましょうなんて言ったって、それは口だけなんです。腹は違うんですよ。あんたたちは何適当に使ってもらえればいいんだって、どこでも。そういう腹なんですよね。そうでしょう、町長。町長は黙って答えないうだから、聞いてもらえればいいんだけど、そういう町ですよ。食堂をそういうところに使って教育とか音楽なんかやっている町はこくら辺にありますかね。物をつくるところで。

まず、杉戸にもないですよ、春日部にもないですよ、そういうところは。近隣にはないと思いますよ、みんなちゃんとした文化施設ありますよ。それを言っているんですよ。もう一回、これはここで返事しろと言ってもできないと思いますけれども、強くそういう状況じゃないようにしてもらいたいということを強く申し上げて、これについてはそういうことをお願いしたいと思います。

ちょっと長くなってすみませんでした。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹の山崎でございます。

側溝清掃でございますが、先ほどお話をさせていただいた状況は、側溝の状況が各地区でそれぞれ違うということで、その各地区に合わせた清掃の形態をとっていただければということでございま

す。

議員さんご質問のその側溝がふたを上げなければできないとか、ますだけではできないというところであれば、その地区においては、そういう形でしか清掃ができませんので、そのような清掃をやっていただくしかないと思うんですけども、ただ、それは環境としては、町民生活課の環境サイドの話になるんですけども、町として、環境サイドとしては、地区で必要としてやられる、地区の清掃の助成をさせていただいているということでございます。かますの配付とか、かますの回収をやらせていただくと。そういうことでやらせていただいております。地区がそのほかの選択をされる場合は、ちょっとうちの環境のほうの助成のほうは難しいかなと思うところでございます。別途ご相談をいただきたいということになると思うんですが、その地区に合わせた清掃の方法があるというのは、そういうことでお話のほうをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

先ほど防犯とはというお問い合わせに対しまして、犯罪が起きにくい環境をつくることだということで述べさせていただきました。それに基づき防犯灯については全てつけるべきではないかというご意見をいただいたところではございますが、防犯灯につきましては、設置条件に基づいてつけさせていただいているところでございます。昨年度8件の要望の中、6件をつけさせていただいておりますが、要望の中でつけられなかった2件につきましては、私道であること、それから、近くに道路照明灯がありまして、十分に光が当たっていることということで、設置のほうは見送らせて

いただいておりますので、必要なところについては、条件に合う範囲でつけてまいりたいというふうには考えております。

それから、その申請につきまして、区長以外でもというお話でございましたが、こちらにつきましても、要項のほうで、自治会長及び区長から要望を受けるというふうになっておりますので、このとおり、今後につきましても、区長さん、もしくは自治会長さんからの要望に基づいて申請のほうは受け付けてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、消防の関係でございますが、救急車で県と医療機関との関係ということでございますが、ちょっと私のほうで、申しわけございません、そういった資料がないものですから、この場ではちょっとお答えできないんですけれども、県と、それから医療機関との時間の関係でしょうか、ちょっと質問のほう、申しわけございませんがもう一度お聞かせいただければと思います。すみません、よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 消防については、一回救急車が来て、何時間も見つからないで病院に行ったらもう手おくれだったと、そういう例があるんです。3年ぐらい前ですか。そのときに、県と病院との医療機関、消防の関係も無線の関係、何かスムーズに見つかる方法、報告されたと思ったんですよ。それは後で。私はそういう記憶があるんですよ、なかなか職員がかわると忘れちゃったり、そういうのがなくなっちゃうんだね。それは皮肉になっちゃうけれども、私がしゃべるとだんだん皮肉になるので、余りしゃべりたくはないんですけれども。

あと、側溝については、どうも進歩がないね、側溝には。これは本当に、幾ら地区に合わせてと

言ったって、厚いふたなんてあくわけないですよ、年寄り、80代ぐらいです。あと奥さんしかいない地区なんかは。あくわけないですよ。地区に誰が合わせてやってくれるんですか。そんなのわかっているでしょうが。それ今までどおりやれと、それはいいですよ。だから、私が言ったことはほとんど進歩がないということだよ。町は一向に進歩がない、ただ、決められたことをやっている。今までの流れよ。ちっとも進歩がない。そうすると、この決算はどうなるかとなってくるんですよ。ちっとも進歩がない。これだけ苦言を呈して、質問をやめます。

○委員長（田島正徳君） それでは休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時33分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

まず最初に、ちょっと先ほどの質問に関して……。

〔「いいですよ。言いつ放しで……。」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君） いや、わかったことがありますので、報告をお願いいたします。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課の小川でございます。

先ほどは大変失礼いたしました。

消防署のほうの救急隊に確認のほうさせていただきました。救急入電から、病院のほうに搬送する際でございますが、県のほうで配りましたアイパッド、それから県の医療情報システム、それとトネットという情報から、近くの最適な病院を探し出すことができまして、それらであいている病

院に搬送する前に連絡をして、受け入れ態勢を確認後、そちらに搬送しているということでございました。大変失礼いたしました。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ありますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君） 野原でございます。

簡潔に4点ほど質問させていただきます。

前段から、大分何点が質問されている有料駐輪場のことなんですけれども、決算書が66ページ、成果書が90ページなんですけれども、まず、こちら管理委託されているシルバー人材センターから、和戸の第一駐輪場、和戸第二駐輪場、姫宮西口駐輪場に各何名配属されているか。あと、こちらに使用料収入があるんですけれども、和戸の第一、第二は増えているんですが、姫宮の西口がかなり減っているのか、これはどういう理由であるのか分析されているのか。和戸の駐輪場のほうが前に話題になったときに、民間の駐輪場代がとても安くて、そちらがあるから減っちゃうんじゃないかというご心配があったんですけれども、かえって姫宮は西口のほうは、東口側に有料があるんですが、そちら100円ですが、結構ここ使われていて、これだけ町営が減っているのは分析されているのかということをお聞きしたいです。

あと、隣の成果書91ページのほうで、決算書66ページの公害防止対策事業の不法投棄のごみについてです。こちら家庭ごみ12件、粗大ごみ5件、その他が4件、計21件になっていますが、家庭ごみはいいとして、粗大ごみとその他4件というのが、どのようなごみであったか、どのあたりに投棄されていたのかをよろしくお願いします。

あともう一点、成果書の36ページ、決算書68ページ、こちらの宮代の役場庁舎前のイルミネーションは駅から帰ってくる方、東武動物公園のイルミネーションを見に行く方のために、やはりつな

がりがあつてとてもいいと思うんですけども、桜のイルミネーションのほうは、私も去年見せていただいたんですが、やっぱりちょっとずれるといいですか、ずっと駅からつながっているわけではないのと、きれいはきれいなんですけども、ちょっと寒々しくて、あと、ほかの何か明かりがついているものがないので、ちょっとあそこをそぞろ歩きというのは寒いし怖いんじゃないかなというので、これはそんなにいい反響があったのかということをお聞かせ願いたいです。

あと、もう一点、私、防災士の補助をお願いしたと思うんですけども、こちらは現状利用されている方がいるのかどうかお聞かせ願いたいです。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

まず初めに、有料駐輪場におきますシルバーさんの人数というご質問でございましたが、和戸の駐輪場に1名、それから姫宮駅の駐輪場に1名ということで、日々管理のほうをしていただいております。そのお1人の方につきましては、1日、まず1人目が朝6時から朝9時まで3時間、1人張りついております。その後、また別の方が9時から12時まで、また別の方が1人張りついているような状況でございます。

それから姫宮駅西口の駐輪場の使用料収入の減でございますが、こちらについては、私も分析のほうはしておりませんが、なぜ減ったかというのは、ちょっと申しわけございません、わからないところでございます。

それから、最後に防災士の関係でございますが、防災士の資格補助につきましては、今年度より要項のほう整備して始めさせていただいております。今年度の現状でございますが、今現在のところ、

一つの自主防災組織で2人の方が防災士を取りたいということで、この補助を利用する申請を出していただいているところございまして、その方たちが最終的に防災士の資格をお取りになりましたら、補助のほうを交付したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹の山崎でございます。

不法投棄の関係でございます。まず、粗大ごみとその他ということでよろしいでしょうか。粗大ごみでございますが、まず、川端地区にマットレスの不法投棄がございました。これは道路上に不法投棄があったものでございます。続きまして、和戸地区、こちらは自転車の不法投棄がございました。こちらは県道だったために、県のほうに回収依頼をさせていただいたところでございます。続きまして、粗大ごみの関係で、西条原にテーブルの天板が道路上に不法投棄があったということでございます。続きまして、東条原のほうに、ゴルフバッグの不法投棄、これも道路上でございます。続きまして、東姫宮2丁目でございますが、衣装ケースが強風で飛んできて、道路上にあったということで、この5点を粗大ごみとして対応のほうをさせていただいているところでございます。

そのほかに、その他ということでございますが、ちょっとその他全てちょっと整理しているわけではございませんが、テレビのほうは、不法投棄がクリーン宮代によって発生してきておりますので、テレビのほうは回収のほうさせていただいたところでございます。そのほか、油類とか額縁とか、教材、おもちゃとか、コンクリート殻とか、発泡スチロールとか、たばこの吸い殻、段ボール、木材とか、このようなものが、その他で分類されるんですが、こちらは町内各所に出ておりますので、

特のどこにということではございません。よろしくお願いいたします。

続きまして、イルミネーションでございます。桜のイルミネーションにつきましては、宮代の桜に多くの人に親しんでいただこうということから、これも総合計画、実行計画の中の一つの事業としてやらせていただいているところでございます。当初駅前のイルミネーションから桜のイルミネーションまでつながって、一つのイルミネーションという形で形成のほうさせていただく予定でありましたが、宮代イルミネーションのほうは、なかなかどうしても手が足らなかったり、その考え方がちょっとずれてきたりしていますので、どうしても、あそこだけ独立した形でイルミネーションが実施されているような形になってきてしまっております。今後、いろいろなイルミネーションを整理させていただく中で、少しでも皆さんに興味を持っていただけるイルミネーションにしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 野原委員。

○委員（野原洋子君） ご答弁ありがとうございます。

防災士のほうは、ご利用いただけているようで、よかったです。まだまだご存じない方も結構いらっしゃるって、私のほうに聞いてくる方とかいらっしゃるので、告知というかPRのほうをまたしていただけたらと思います。

あと、駐輪場のほうはわかりました。減った理由、一般質問でもさせていただきましたが、やっぱり治安の悪さとか、そういうことも関係しているのかなと思いますので、一応こちら1名ずつ、見ているのは本当に多分こういういたずらされる時間ではないと思うんですね。夜とかそういうときにいたずらされてしまうと思うので、一般質

問でも言わせていただきましたけれども、そういうときのパトロール強化とか、もし人材が配置できるならしていただけると、姫宮駐輪場、結構大きいので、やっていただければと思います。

あと、桜のイルミネーションですが、せっかく決算書68ページのほうにも桜の管理委託料が264万6,000円と、かなり高額でされているので、私も桜の季節にきれいに咲いているときに、こちらのほう夜に見に行ったら真っ暗で、かえってこの時期にライトアップしたほうがきれいなんじゃないかなと、夜桜見物に、暖かくもなって、冬よりもまだ、それこそコーヒーでも飲みながら歩いていただけるのかななんて思ったりしたので、そういうこともちょっとご検討いただけたらと思います。

あと、ごみなんですけれども、私もこの粗大ごみのほうは理解いたしました。一つお聞きしたのが、動物の死骸、道路でひかれちゃたとか、そういうものの処理、私、少し前に、近所の川端の川の中に犬の死骸が捨てられていたのか流れてきたのか迷った犬が落っこちちゃったのかわからないんですけれども、それをたまたま見つけましてお願いして撤去していただいたんですが、例えば今、野良犬って余りいないと思うんですけれども、こちら、処理されるときに、飼い主とかそういうものの確認とか、多分本当に迷った犬だったら、飼い主さんのほうもすぐ探していらっしゃるでしょうし、そういうものの確認とか、そういうことを確認されているのかお聞かせ願いたいです。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 桜のイルミネーションの関係につきましては、今後事業実施の中で、いろいろちょっと考えさせていただきたいと思います。

あと、動物の死骸処理でございますが、犬につ

いては、今年の成果書のほうの98ページに動物の死骸処理の状況을載せさせていただいているんですが、犬については、平成29年度はゼロということでした。

特に犬は先ほどお話にもありましたとおり、登録がしてあったり、放し飼いがあれば、すぐ捕獲されてしまうので、犬が死亡している状況というのは、ここ数年、はっきり確認できないような状況でございます。ただ、今ご質問がありましたとおり、首輪に鑑札がついていたり、そのような身元があるような場合は、確認のほうをさせていただくこともあるんですが、過去そのような状態で犬の死骸が確認されたということは、ちょっと私の知る限りではございませんので、飼い主まで確認とか、そういうところまで辿りついているということとはございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 野原委員。

○委員（野原洋子君） ありがとうございます。

桜のイルミネーションはわかりました。

あと、犬ですね、私、ここゼロになっているんですけれども、今年に入ってからですか、川に放置されていたのを、お願いして引き取っていただいたので、どうでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹の山崎でございます。

水路ということだと、担当が水路管理のほうで処理をしている関係で、うちのほうで把握されていない件数があるのかもしれませんが、申しわけないですが、町民生活課のほうで処理させていただいた件数を上げさせていただいておりますので、申しわけございません。そちらのほうはカウントされておりません。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君） 合川です。

質疑をさせていただきます。まず、大きく進修館と、あと桜イルミの点でお伺いをいたします。

まず、進修館の件なんですけれども、成果書でいいますと95ページになりますが、まず、前年対比で利用件数が781件増えて、利用人数的には4,622人減っているということなんですけれども、この要因といいますか、なぜ、このような数字になっていくのかというのがわかればお伺いをしたいということと、これに伴って、MCAサポートセンターというのは、上向きになっているのかどうかという点も、わかればお伺いしたいと思っています。

もう一つは、指定管理料として、2,780万進修館に入れていますけれども、あと、成果書65ページのほうで、ふるさと納税から、この市民活動拠点であるコミュニティセンター進修館での事業への活用というのが、114万入っているんですけれども、全ての事業を含めて、指定管理の中で行うべきなのか、この上乗せ的に入っている114万というのはどういう縛りがある、また別枠でお金が出ているのかという点をお伺いします。

もう一点、桜イルミについてですが、桜イルミ、成果書見ても、やりましたということしか書いていないんですけれども、この事業効果というのをどこで図っているのかというのをお伺いいたします。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹の山崎でございます。

まず、進修館の利用者の数でございますが、先ほどもう何回かお話がありました、食堂の利用者数が4,462人減っているところでございます。これが、全体の集計の4,622人、こちらに影響し

ているというところになってくると思います。大きな要因は、食堂の利用者が減っているというところでございます。

指定管理料、あるいはMCAサポートセンターの動きでございますが、MCAサポートセンターにつきましては、自主事業も十分やっております。モニタリングのほうにも書かせていただいているとおり、全て適正に管理されているということで町のほうは判断させていただいているところでございます。

ふるさと納税につきましては、こちら、ふるさと納税、市民の活動を推進する事業のふるさと納税のほうをこちらに充てさせていただいておりますので、どの事業ということではなくて、その進修館を活用した事業に充てさせていただいているということで理解のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

すみません、失礼しました。桜イルミの事業効果でございます。桜イルミにつきましては、先ほどもちょっとお話をさせていただいているところでございますが、単独で今、桜イルミをやらせていただいているような状況になっております。確かに、見ていただけるお客さんのほうも、そんなに多くはないということは理解しているところでございます。事業効果は、改めて確認をしているということは今のところございません。

以上でございます。

すみません、続けてお話をほうさせていただきます。

MCAサポートセンターの業績というか結果なんですけれども、指定管理に関してなんです、適正に管理をされていて、適正に運営をしているという確認にとどまっているところでございます。業績が伸びているかどうかというのは、その実施

の中で確認ができるというか、自主事業もやっていただいておりますし、より一層いろんな活動に精力的に取り組んでいただいている、マッチングも含め、やっていただけているというふうに理解をしているところでございます。

○委員長（田島正徳君） 合川委員。

○委員（合川泰治君） ありがとうございます。

再度ちょっと質問をさせていただきます。まず、進修館についてなんですけれども、この進修館で行う事業について、新たに114万円出しているということなんですけれども、これを別枠で出す理由というのが何かあるのかどうか。初めから指定管理料の中で乗せて出すとか、特にこれ、縛りが、こういうのに使わなければいけないというわけじゃなくて114万が出ているということで、別枠にする理由というのが、あえて何があるのかなという点でお伺いをさせていただきます。

もう一点に関しましては、イルミに関しては、事業効果ははっきり言ってしまえばどうなったかわからない。ただやっているだけということだと思うんですが、私が考えるに、イルミの効果をどこではかるかといえば、やはりふるさと納税のこの宮代の桜を大きく育てていく事業というところの数字が上があれば、やっぱり効果があったのかなというふうに一つの目安として見られる数字のかなというふうに思うんです。

先ほども質問の中でありましたけれども、やっぱり私も、この数字を、ここだけではないにしろ、どこかで効果をはかると考えれば、桜の時期にしっかりライトアップをして、例えばですけれども、桜市にしっかり合わせてやるとか、一つ一つの事業が小さいと、どうしても効果もそれだけ小さいんで、そういう合わせ技一本みたいな形で、しっかりと効果を求めていくということが必要かと思っています。

また、イルミネーションに関しても、もし桜を4月にやらないのであれば、イルミネーションをしっかりと通りまでやろうという当初の考えがあったのであれば、それを貫徹する、しっかりそこまで事業を貫徹する方向に、お金というのをしっかりと使っていったほうがやっぱりまちづくりに対して効果という部分で、町民の皆さんに対しても、堂々と言えると思いますか、そういう使い方が正しいのかなと思いますので、その辺の考え方を改めてもう一度伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹の山崎でございます。

先ほどのふるさと納税のほうの114万のお話でございますが、こちら、町が執行した財源、歳入として表記のほうをさせていただいているところでございます。進修館管理事業で29年度決算として3,138万3,440円、これの内訳にふるさと納税を114万円を使わせていただいたと、その残りを一般財源として使わせていただいたということで、そういう表記として、ここに明示をさせていただいているところでございますので、歳入の内訳と、財源の内訳ということでご理解のほういただければと思います。

続きまして、イルミなんですけど、いろいろ今、お話をいただいております。今後桜のライトアップも含め、少し検討のほうをさせていただきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 合川委員。

○委員（合川泰治君） イルミに関してはわかりました。

進修館については、この114万円というのはまた次年度になれば114万から幾らになるかという

のは、特にはわからない、また改めて考えてということによろしいです。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

簡単に質問させていただきます。

1つ目は、49、50ページ、説明書では31、85の地域コミュニティの活性化事業について質問をさせていただきます。

一つは、豊かな地域づくり推進事業補助金の交付となっているんですけれども、この交付を受けた自治会数、それとどんな内容だったのかお答えください。

それと同時に、その自治会というのは、規模が大きいところが交付を大体受けているんじゃないかなと私は推測するんですけれども、これは例えば小さな自治会なんかも交付を受けているのかどうか、その辺のところもお答えください。

それと、集会所の修繕、維持管理経費の補助ということなんですけれども、この17カ所の固定資産分を補助金として出していますよということなんですけれども、この辺のところ、宮代町の集会所があるところの数と、この補助を受けている自治会の組織、組織人員というんですか、それは大きいところなんでしょうか、小さいところなんですか、その辺のところもちょっとお聞きしたいと思っております。

それと同時に、集会所の維持管理に、町としてはどれくらいかかるものかな。1集会所の維持管理にどれくらいかかるものか、ちょっと計算はしていると思うんですけれども、その辺のところの町の換算というか、どれくらいかかるかということだと思っているのか、お答えください。

それと、P61、説明書では86ページになるんですが、公募制補助金制度運営事業です。29年度を

もって、この制度は廃止するということでは言われました。ただ、前までやっていたんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、各団体に公共団体改革の観点から各団体の自立を促し、廃止と説明されているんですけれども、これは町としては、今後は委託と町直営にということをやっているんですけれども、この独立とまた委託と直営の考え方というんですか、その辺の違いというか、私はちょっと何か違うような感じがするんですけれども、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

あと、それにあわせて、この町直営にされた数、委託された数、どのくらいあるのか。また、今までそういう公募制で応募していた数はどのくらいあったのか、その辺のところのあれを教えてくださいたいと思います。

それと、決算書では66ページ、説明書では90ページです。自転車対策事業です。この資料によりますと、町でわかっているだけで、161台を処分したということで、片づけたということなんですけれども、これら放置自転車となった原因というんですか、どういうところにあったのか、その辺のところもわかれば教えてくださいたいと思います。

あと、同じページ数なんですけれども、説明書の91ページです。公害防止対策事業で、不法投棄ですね、先ほども何人も聞いています。ただこの説明書では、抑止効果が出てきたということで、この辺のところは評価はするんですけれども、ただ、私が見ている限り、田んぼとか空き地、ごみが捨てられるんですよ。農家の家の土地だったら、その農家の人がけがをしないように片づけているんですけれども、中には瓶とかそういうものも捨てられているということでは言われています。私の見ている中で、歩いて、犬なんかと散歩しな

がら見ているんですけれども、用水だとか河川だとかの見えない場所、そういうところにも捨てられているところがあります。不法投棄というのは、やっぱり犯罪だと、私は個人的には思っております。その辺のところの抑止効果ということではなくて、どうやったら取り締まりができるのか、できているのか、それによって。その辺のところの町の見解をちょっとお願いしたいなと思っています。

それと、最後なんですけれども、消防団のことなんです。中島で火事があったんですね。そのとき消防団員は何分団出動して、何人ぐらい出動したのか、これはなぜかという、今消防団員が足りないということ言われているので、その辺のところ、夜間になるとか、そういうところに消防団員が本当に十分に町の安全のために出動できているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども、その辺のところ、よろしく願います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹の山崎でございます。

まず1点目、地域コミュニティの豊かな地域づくりの補助の関係でございます。コミュニティ活動支援事業の中の各地区自治会のコミュニティ活動でございまして、こちらは、対象地区は区全部でございます。区全部に補助のほうを出させていたいただいているところでございます。

こちらの利用内容でございますが、各地区いろいろございまして、集会所の電気代に使っていただいたり、地区の中の盆踊りとか、お祭りに使っていただいたり、体育祭に使っていただいたり、側溝清掃の費用に使っていただいたり、いろいろでございます。それは各地区の実績として上がってきたものの集計でございます。そのほか、コミ

ュニティ掲示板の維持管理に係る費用につきましては、2カ所の修繕が上がっているところでございます。そのほか、地域につながる活動としては、こちらのほうは実績のほうはございませんで、地区連絡会の活動として、1地区1万5,000円の助成をさせていただいているということでございます。

続きまして、集会所の修繕の補助のほうでございます。こちら、平成29年度は9の集会所で集会所の修繕のほうやっただきました。これは、9地区、読み上げさせていただいたほうがよろしいですか。

〔発言する人あり〕

○町民生活課主幹（山崎健司君） よろしいですか。

この内容としましては、各集会所でエアコンの改修、トイレの改修、あるいは手すりの設置、屋根の塗装とか、そういうものがこの9集会所のほうで上がっております。この集会所の大きさというか規模なんです、各集会所がありますので、大きい小さいは特にはございません。各地区でお困りのところを修繕いただいているような状況でございます。

〔発言する人あり〕

○町民生活課主幹（山崎健司君） はい、ごめんなさい。

固定資産税の17カ所、これは全部読み上げさせていただきます。よろしいですか。よろしいですか、中寺、西原、西原団地、藤曽根、川端、松の木島、内野、中須、切戸、弁天会館、須賀上、須賀島、東条原、国納、宮代台、和戸宿、沖の山でございます。以上の17カ所ですね。よろしいでしょうか。

続きまして、公募制の実績でございまして、こちらは、独立と委託というお話もさせていただきましたが、基本的には、各団体の独立を中心に考

えさせていただきます。過去、補助のほうをやめていて、委託をされたというところもほかの担当からお話は聞いているということでございまして、それは、保健センターでやっていた食品関係の食改という、そこの、フルネームが、すみません、わからなくて申しわけないんですが、そこが委託に切りかえているという話は、一応聞いたことはあります。ですので、原則、もう独立ということで、話のほうをさせていただきますまして、平成29年度の補助実績、8つの団体の14事業に補助のほう出させていただいているんですが、こちらの団体のほうは、全て独立で、今年度は動いていると理解のほうさせていただきますところでございます。

続きまして、不法投棄でございます。不法投棄の対策につきましては、当然その現場を、次の不法投棄が発生しないように速やかに片づけをするのは当然なんですが、片づけをさせていただく中で、投棄者の情報がわかるようなものは、全て拾い上げます。投棄者の情報が出てくるようなものは、その時点で杉戸警察のほうに通報しまして、杉戸警察のほうで捜査のほうをしていただいているところでございます。

ですので、やりっ放しということはございません。また、抑止効果ということであれば、看板の設置とかそういうもので、あるいは投棄者が判明して投棄者が確定できれば、そういう形で、投棄が継続して起こらないというような形で、抑止効果をとらせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

初めに、自転車対策事業の関係でございますが、

成果書のほうは90ページでございます。放置自転車の原因というご質問でございましたが、こちらにつきましては、ほぼ盗難された自転車でございまして、宮代町内で捨てられたものだというふうと考えております。

それからもう一点、先日の中島の火災につきまして、消防団第何分団が出動して、何人出たかというご質問でございましたが、消防団につきましては、町内6分団ございますが、6分団全てが出ております。内訳でございますが、1分団が10名、2分団が11名、3分団が14名、4分団が10名、5分団が11名、6分団が12名、合計しますと、消防団につきましては68名出動しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹の山崎でございます。

先ほどの集会所補助の関係で、維持管理費を町はどう考えているのかということにつきまして、回答のほうに漏れておりました。大変失礼いたしました。

維持管理費用の各集会所の考え方については、町では各集会所、それぞれ考えていらっしゃるんで、その係る費用については、全て把握はしておりません。少なくとも町に集会所の修繕ということで上がってきたものについては、修繕費用のおおむね2分の1を補助させていただいておりますので、それ以上はかかっているだろうなというのは確認できますけれども、細かい数字までは把握しておりませんので、各集会所のほうで管理をしているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

一番初めに言った地域づくりの補助金制度交付

というのは、内容はわかりました。

ただ、先ほど言った集会所の補助の件ですか、町のほうでは維持管理は把握はしていないということなんですけれども、この集会所というのは一つの目的としては、災害のときに使っていただくということなんですよね。この補助を受けているところの小さいところですよ、規模が。そういうところで最近わかったんですけれども、中の設備でガスを停止してしまった。コンロという、じゃ、何を使うのかなと思ったら、チャッカマンとか、携帯用のあれを使っていると。災害があったときに、じゃ、どうするんだろうというふうに私は考えていたんですよ。集会所というのはその地域で使う面もあるし、災害で何かあったときには使うという面もあるわけなんです。そういうときに、そういうお湯も沸かせない集会所があってもいいのかどうかということなんです。そういう点で、町としてはこういう実態をやっぱ把握するべきじゃないかと私は思っているんです。どういうふうになっているのか。

やはり、これだけは安全対策、いろいろなところも安全ということで言われていますので、災害も今多いところ、いろんなところ、北海道でも地震あったし、九州、大阪のほうでもいろんな災害がありますよね。やはりここだけ無いということでないと思うんです。いざというときに使える集会所じゃないと、何のための集会所なのかなと、私は危惧を持ってしまうので、その辺のところも把握してほしい。

そして、そういう中で、一つは町としても、維持管理に対しての考え方をもう一度改めて考えていったほうがいいんじゃないかなと私は思っているんですけれども、その辺のところもいかがかなと思います。

それと、先ほどお答えになった自転車対策です。

ほぼ盗難でやったということなんですけれども、この盗難された自転車、これは持ち主は多分わかっているところは返したと思うんですけれども、その辺のところのひとつ返されたらどうか、それと、あと大体駅の近くじゃなくてその他となっています、発見場所が。これどういう傾向なのか、ちょっと盗難された場所というのは、自転車置き場なのか、それとも返された人がわかっているとか、調べればすぐに何%どこからか盗まれたというのがわかると思うんですけれども、そういう防犯のための対策というんですか、盗まれた場所の特定というのが必要だと思いますけれども、その辺のところはされているのでしょうか。

それと、不法投棄ですよ。先ほど町のほうではいろんなこと、わかれば警察のほうに通報しているということなんです、これ警察のほうに通報した数というのはわかっているんですか。何件ぐらい通報したということで。その辺のところはどのくらいなのでしょう。

そして、その不法投棄した相手というのは、やっぱり反省をして直っているのでしょうか。その辺のところ、継続してまたやられるようだったら。ちょっと問題だなと思っております。

かつて、私が議員になったとき、古利根川の河川敷に、かなりごみが捨てられていたんですよ。それは最近は大分なくなりました。多分本人が反省して直したんだと思いますけれども、この点でやっぱり警察とか、そういうのが行ったら話も私は聞いています。その辺のところも、やっぱり田んぼとかそういうところは農家の方がけがする可能性があるんですよ。一生懸命片づけていますけれども、稲刈りを終わっていると、必ず入っています。ビニールとか瓶とか、コーラ、缶コーヒーの缶とか、そういうのが、次々投棄されます。その辺のところを、やっぱり警察とどの辺かよく

わかりませんけれども、私は、どういうふうに撲滅していいか、わかりませんけれども、町のほうでも少し、立て看板だとかそういうのはやっていることも私は事実として見ております。事実、それで抑止効果になっているところもありますけれども、やはり足りないというのが一つの現状じゃないかなと思うんです。その辺のところをもう少し強めてもらえないかなという感じはしないでもないんです。町のほうでも困ってしまうかもしれませんけれども、やはり頼るところが町しかないんで、その辺のところは。もう少しちょっと強めてほしいというのがあります。

それと、先ほど消防団の出動回数言っていました。全分団で68名出たということなんですけれども、まだ1カ所だからいいんですけれども、これが放火みたいに2カ所、3カ所になったら大変な事態だなと感じがするんです。その辺のところで消防団員の数というんですか、基準的な数というんですか、これ何名でやらなくちゃいけないのか。それと同時に、夜も出動できる人がこれだけだということになってしまうと、夜仕事やっている人もいることかと思えますけれども、足りるのかなという感じはしないでもないんですけれども、その辺のところの考え方というのはどうなんでしょうか。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹の山崎でございます。

まず、集会所の補助についてでございます。集会所の補助の基本的な考え方でございますが、修繕とかそういうものを実施したときに、集会所の補助のほうを助成させていただいております。先ほど、ガスをカセットコンロにかえてしまったという地区のお話をお聞きしたところでございます。

ガスの使用に当たっては、やはりその地区で費用負担があると、集会所管理する中で費用負担があるということで、使用頻度の関係から、カセットコンロのほうにかえてしまっているのだと思います。その件に関しましては、災害時の使用というよりは、通常の使用の中でそのようにしていただいているので、その部分に対しての補助というのは集会所の補助のほうではちょっとできかねるかなと思うところでございます。

先ほどお話をさせていただきました豊かな地域づくりの補助のほうでその辺を賄うとか、各地区の考え方になってきますので、そこまで集会所の管理について、町は地区にお任せしておりますので、関与することはできないと考えているところでございます。

続きまして、不法投棄でございます。平成29年ははっきりした数字はちょっと確認できないんですが、通報した件数としまして、2件ぐらい警察のほうには通報しているかなと思います。ただこの2件については、結果として犯人が今のところまだ捕まっておりません。今捜査中ということも聞いておるところでもございます。不法投棄の対応については、これ以上強くというのはなかなか難しく、今の対応を粘り強く繰り返していくしかないかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

初めに自転車の関係でございますが、盗難された場所はわかっているのかというご質問でございましたが、盗難された自転車につきましては、車体番号などから、警察のほうに問い合わせをしまして、場所ではなく所有者のほうを特定させていただいております。そういった情報を見ますと、

やはり町外、県外が多いような状況でございます。盗難された場所がわかるかということでございますが、町のほうでそこまでの捜査はしておりません。警察のほうの所管になるかと思われます。

それから、返却された台数はというお問い合わせがございましたが、こちらにつきましては18台でございます。

撤去台数のうち、その他という場所が一番多いのはなぜなのかというお話でございますが、こちらもちっとははっきりした理由はわかりませんが、駅周辺であれば、鉄道を使った移動が可能なので、やっぱり駅から離れた場所に捨てるというのが多いのではないかなというふうには感じております。

それと、消防団の関係でございますが、放火等で数カ所で火災が発生した場合に消防団の数は足りるのかということでございますが、今現在、定数98名でございます。そういった火災、もちろん消防団の方につきましては、仕事をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、先日の中島の火災につきましては、朝方4時ぐらいまで活動をしておりましては、状況聞きますと、やっぱり全く寝ずに仕事に行ったというお話も聞いております。

火災につきましては、消防団だけで活動するものではございません。もちろん宮代消防署、東部消防組合のほうでも応援隊を入れて活動しておりますので、今現在、宮代町では、定数98名の中で消防団の方に無理のないような活動というわけにはいかないと思うんですけれども、その中でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 集会所の件です。町としてはこの集会所というのは、自治会の持ち物だというふうに感じているんだと思いますけれども、災害のときの避難場所としてもなり得るところで

すよね。その辺のところがどういうふうに考えているのか。やはり、ある程度のそういう設備というのでも考えなくちゃいけないと思います。衣食住はその避難所でやらずにいけない、そういう点ではそういう関係で災害のとき、どういうふうに考えているのか、もう一度説明をお願いします。

それと、先ほどこれ質問には言っていなかったんですけれども、67ページ、説明書では93ページです。防災対策費、防災活動事業のことなんですけれども、予算のほとんどが維持管理となっています。これは維持管理の事業じゃないかとなと私は感じているんですけれども、その辺のところでは事業名を変えたほうがいいんじゃないか。これは私の意見だからいいんですけれども、事業名を変えた方がいいんじゃないかと思います。例えば「防災維持管理事業」とか、そういうふうにやった方がいいんじゃないかと思っています。防災計画や作成については、災害に強いまちづくり事業として一本化できるんじゃないかというふうに感じているので、その辺のところの事業仕分けというの、ちょっとわかりやすくしたほうがいいんじゃないかなという感じはしています。

それと、最後に言いました消防団の関係なんですけれども、皆さん職業を持って本当に頑張っている消防団員です。やはり町のために安全・安心に住むためにやっています。消防署の人はある程度消火し終わったら現場から離れて、次の火災のために準備をしなくちゃいけないということで、消防署の車両の手入れだとかそういうのをしなくちゃいけないんですよ。やはりそういう点で昼夜できる消防団員が少なくなっている現状じゃないかなと感じはするんで、その辺のところ、定数、もし足りないんだったら、増やしたほうがいいんじゃないかなと私は思っているん

ですけれども、もし足りないんだったら、至急にまずは定数に沿うようにしていかなくちやいけなし、その辺のところ間に合っているのかどうか、定数に。お願いしたいと思いますけれども。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山崎健司君） 町民生活課主幹の山崎でございます。

集会所の関係でございますが、集会所については、指定避難場所にはなっておりません。各地区状況により、結果、避難場所として使われることはあるかと思います。しかしながら、その避難場所としての補助をこの集会所の補助のほうであるということはちょっと考えられませんが、先ほどからお話をさせていただきましたとおり、各地区で災害時の使用も含めて、維持管理も含めてご検討いただければと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

まず、防災活動の関係の維持管理経費の質問でございますが、事業名を変えた方がいいんじゃないかというご質問がございました。こちらにつきましては、維持管理も含め、防災活動として捉えておりますので、今までどおり防災活動事業ということで、これから事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

それから、消防団の関係でございますが、この間の中島の火災におきましても、大きな火災の2日前にも、近く、あちらも中島ですね、火災がございました。消防団につきましては、仕事も持っており、大変だとは思いますが、その98名の中で、例えば交代交代、活動のほうを続けていきたいと思っております。火災だけでなく、仮に地震等の

大きな災害が起きた際におきましても、町の職員も限られた数の中でやっておりますので、消防団につきましても、この98名の枠の中でお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 定数は98だとわかっているんですけれども、この説明書の100ページを見ると、団員数は93名となっていますよね。5名足りないということになっています。その辺のところの関係はどうなっているのでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君） 町民生活課副課長の小川でございます。

枠としては98名ありますが、昨年度までは93名、今年度に入りまして1名の入団がありましたので94名ということになっております。

残り4名という枠がございますが、こちらについても、消防団に入ってもらえるように、各分団からも勧誘活動のほうはしておりますし、あと、町のほうでも啓発活動のほうを実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君） ないようですので、以上で町民生活課の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時43分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

これより税務課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○税務課長（石塚孝信君） 税務課長の石塚でございます。よろしくお願いいたします。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。よろしくお願いいたします。

○税務課主幹（小島 晃君） 税務課徴収担当主幹、小島と申します。よろしくお願いいたします。

○税務課主幹（星野靖史君） 同じく税務課町民税担当主幹、星野と申します。よろしくお願い申し上げます。

○町民税担当主査（田原浩介君） 町民税担当主査の田原と申します。よろしくお願いします。

○資産税担当主査（清水頼孝君） 資産税担当の清水と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君） 金子です。

歳入の12ページですけれども、固定資産税の不納欠損額120万、それから都市計画税不納欠損額7万3,381円、これ、どちらも資産があるわけですが、なぜ不納欠損になったんだか理由を教えてください。

とりあえず1つ。

○委員長（田島正徳君） 税務課主幹。

○税務課主幹（小島 晃君） 税務課主幹、小島と申します。

それではお答えいたします。

不納欠損のほうなんです、固定資産、都市計

画税ということで、資産があるのに不納欠損ということなんです、こちらのほうはもう既に資産のほうで競売ですとか、あとは売却ですとか、そういったところで資産をもうお持ちでなくて、現在資産がないような状況の方に対して不納欠損をしているというところになります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） ありがとうございます。

同じく12ページなんですけれども、固定資産税の土地と家屋と償却資産の収入額が書いてありますけれども、土地の部分で市街化区域の税金が幾らで、調整区域の税金が幾らだったんでしょうか、お願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時49分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。

固定資産税の積算で市街化区域と調整区域の区分でございますが、固定資産税の算定におきましては所有者ごとに計算する形になっておりまして、所有者ごとで、所有者の方で市街化も調整区域も両方持っている方がいらっしゃいますので、それを按分するような形で積算のほうで、統計資料のほうで今ございませんので、算定のほうはすぐさま出るようなものではないということでございます。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 両方持っている方がいらっしゃった場合、請求書、何というんだろう、納付

書、納付書に地番と金額も書いてありますよね。
ということは、市街化と調整が分かれているわけ
ですよね。ですから、それを全部集計すれば、ち
ゃんと分かれて市街化の分で合計4,000万のうち、
その比率を知りたいんです。面積では大体3対7
でしょう。でも税額では、もしかしたらその3の
ほうが99で、調整区域が1ぐらいなのかなとか、
極端に少ないんじゃないかと、極端に少なくてい
いんですけれども、でも実際知りたいんですよ。
それは出ているはずなので、わからないというこ
とはないと思うんですけれども。

○委員長（田島正徳君） 税務課副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金
子でございます。

土地におきまして各筆ごと、家屋におきまして
1棟ごとに税額を算定して、それで市街化区域、
調整区域ごとに集計するような形であれば算定は
可能なんです、統計上、そのような算出のほう
は、現在のところないような形になっております。
以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 家屋のほうは要らないんで
すけれども、土地の部分だけ、ぜひ、これ計算し
ているのTKCさん、多分パソコンですぐ瞬時的
に出るんじゃないですか、数字、ぽん、ぽん、ぽ
んと3つぐらいスイッチ押すとできると思うので、
聞いてみてください、できるかできないかは。で
きるんでしたら、次の議会でいいですから教えて
ください。

じゃ、次の質問にいきます。

76ページです。

評価替調査事業委託料2,536万、これはどちら
に委託しているんですか。それと、こんなにかか
るものなんですか、教えていただきたい。

○委員長（田島正徳君） 税務課副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金
子でございます。

評価替調査事業につきましては、固定資産評価
に、評価がえに欠かせない不動産鑑定士による標
準宅地の鑑定評価及び航空写真撮影、土地家屋地
番等の移動業務などを行ったものでございます。
職員による実測等ができない、鑑定評価はできな
いことから、委託による作業となっているところ
でございます。

以上でございます。

委託先につきましては、埼玉県不動産鑑定士協
会及び株式会社パスコでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 東武動物公園西口ですけれ
ども、近隣商業区域になっているわけですが、こ
れ商業区域に格上げすることはできないん
でしょうか。

それともう一つは、東口、東口商店街は10階だ
とか高層ビル建つような土地でないわけですから、
あちらは近隣商業に格下げすることはできないん
でしょうか。

○委員長（田島正徳君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時56分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

金子委員。

○委員（金子正志君） 質問し直します。

西口は近隣商業地域を商業区域に変えたら、税
収はどのくらい上がるものなんでしょうか。それ
で東口を商業区域から近隣商業区域に格下げした
らどのくらい収税は減るものなんでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 税務課副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。

土地利用の状況によって変化するものでございますので、算定のほうがすぐさま出るようなものではないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 私もそう思います。

ありがとうございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
山下委員。

○委員（山下秋夫君） 2点ほどお聞きします。

1つは、決算書76ページ、説明書では81から82ページ、徴収対策です。

この中で、説明では納税誠意に欠ける滞納者と説明されていますけれども、その中で滞納繰越分の収納アップとなっているが、この納税誠意に欠ける納税者というのはどういうことを言っているのか、それのところ、お願いします。

それと、滞納者の階層別、収入別、層はどういうところが多いのか、例えば100万円以下が多いとか500万円以上が多いとか、滞納している人の収入が。その辺のところがあったら教えていただきたいし、階層別にお願いしたいと思います。

それと73、74、説明書で80ページなんですけれども、固定資産税事業、土地評価総地積が前年度よりか5,100平方メートル減少ということで説明している。説明では非課税対象の法人が調整区域内の土地を取得ということで説明されましたけれども、これはまさか、昔みたいな問題だったオウム教みたいな、そういう新興宗教団体が買ったわけじゃないですね。何か目的だとか、どういうところが買ったのか、団体名と目的ですか、それと場所がわかったら教えていただきたい。

その2つ、2点ほどお願いします。

○委員長（田島正徳君） 税務課主幹。

○税務課主幹（小島 晃君） 徴収担当、小島と申します。

それでは、まず1点目の納税のほうの誠意に欠けるというところでございます。

まず、納税の誠意があるかないかというところの判断では、1つは、納付できる状況にある収入があるという場合に、収入があるにもかかわらず納付がない場合というのが一番大きな部分になります。

あとは、ご相談いただくというのが一番なんです。相談していただいても、自分の状況がどういことなのかというところで、収入なり資産なりがあるのかないのかというところをきちんと説明をしていただくということをお願いしております。その中で、聞いていた内容と違う場合とかが調査をした結果出てきた場合に、誠意がないという、いわゆる本当のことを言っていない状況とかがわかっていると、差し押さえ等の滞納処分のほうにいくということになっていきます。

基本的に相談していただいて、ご自身の状況を説明していただく際に、例えば、過去のご自身で借金をしてしまったとかという内容の返済状況とか、収入状況、あとは支出の状況等をお話しいただいて、そういう状況の中で、きちんと納付できるところまでしていただけるようなことがあれば、その方は誠意があるというような判断になっていきます。ですので、基本的にはご相談いただいて、収入状況と支出の状況を見ていながら、納付ができてしまっている方と調整して、分納等を決めていくような状況になっております。

まず1点目については以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 税務課副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金

子でございます。

2 点目の固定資産税土地評価地積、こちらの減少の理由でございます。

成果書のほうの80ページになりますが、こちらについては、非課税地に移行するケースに伴うものが主な内容でございます。

例えば埼玉県。宮代町にある道路用地、公共用地の取得、また、社会福祉法人ないし学校法人等によります特別養護老人ホームですとか、保育園敷地の取得ですとか、学校敷地の拡大によるものでございます。

こちらの29年度におきまして減少した内容につきましては、町のほうの町道12号線、こちらの姫宮地内の道路用地の取得ですとか、埼玉県によります和戸地内の道路用地の取得、あと、非課税法人の土地の敷地の拡張など、これらによりまして合わせて5,105平米の減少というふうになってございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 税務課長。

○税務課長（石塚孝信君） 税務課長の石塚でございます。

ご質問いただいている滞納になっている方の所得状況ということでございますが、8月22日現在で集計した資料でお答えをしたいと思います。

8月22日現在で1,105人の方が29年度以前の固定資産税、町県民税、軽自動車税、国保税について滞納状態があります。なおかつ、その1,105人の中には、現在町内にお住まいの方もいらっしゃいますが、そもそも町外で固定資産をお持ちの方、また、以前は宮代町にお住まいだったんですが既に転出されていて、所得がわからないという方がいらっしゃいますので、そのことを踏まえてお聞きいただければと思います。

まず、1,105人の中で所得がゼロの方は106人で、

パーセンテージですと9.6%でございます。所得50万円以下の方が69人で6.2%、所得が100万円以下の方が74人で6.7%、所得が200万円以下の方が183人で16.6%、300万円以下の方が97人で8.8%、400万円以下の方が32人で2.9%、500万円以下の方が16人で1.4%、600万円以下で、今までもそうなんですけれども、すみません、500万円を超える方については2人で0.2%、600万円を超えて700万円以下の方がお一人で0.1%、800万円以下で700万円を超える方がお一人で0.1%、800万円を超える方は5人いらっしゃいまして0.4%でございます。

なお、冒頭申し上げた、町外で固定資産をお持ちの方や既に町外に転出している方は所得が現在集計上ではわかりませんので、その方が519人、46.9%でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

ありがとうございます。

収入がゼロの人が106人いる、これ町内ですよ、ね、あくまでもね。50万円、100万円も結構、かなりいるのかなと思っています。

こういう中で徴収対策で、ちょっとうわさで聞いたんですけども、司法の方と一緒に行って徴収をなされたという話も聞いているんですよ、司法、警察です。どうなんでしょうか、その辺のうわさが正しいのかどうか私もわからないから、ちょっと聞くんですけども、行政の立場で司法がタッチするわけじゃないと思うんですけども、その辺のところは本当なのかどうか。そういう一旦やめた人なのかどうかわかりませんが、そういう話をちょこっと聞いたことがあるんですけども、そういうあれがあるのかなのか。要するに滞納しているんだからよこせと、事実はある

れなんですけれども、滞納処分だとかいろんなことで本人のところへ行ってかけ合うわけですね。そういう中で、そういう権力持っている人が一緒に同席するというのはちょっとおかしいなという話はわかっているんですけれども、それが事実かどうかは私もその場に立ち会ったわけじゃないです。からわかりませんけれども、そういうことが事実としてあるのかないのか。なければそれにこしたことはないんですけれども。

そういうことで、例えば100万円以下の人にこれを言ってもなかなか難しいというほうがわかっていると思うんですよ。そうしたときに滞納処分としては1,000円でも2,000円でもいいからということでは言うわけだと思うんですけれども、そういう取り立てというか、滞納分を解消するために町としてはどのようにやっているのか、お聞かせ願えたらお願いします。

あと、これ土地評価地積というのは非課税団体ということで、これはどこの場所、誰だということと言わなかった、どこの団体だということと言わなかったんですけれども、その辺のところは、まさかオウム教じゃないですよ、そういうところじゃないですよ、お願いします。

○委員長（田島正徳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時11分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。

非課税対象の法人については、学校法人でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 税務課長。

○税務課長（石塚孝信君） すみませんでした。

まず、滞納処分というか、徴収に当たりまして、警察に依頼することがあるかどうかということだと思いますが、まず、手続的にはあります。それは、町の職員が滞納者のお宅に伺って捜索をする場面がもしあったとした場合でございます。捜索に当たりましては、基本的には滞納者の方に立ち会っていただくのと、町の徴税吏員、職員がお伺いをするんですが、仮に徴収職員に危険が及ぶような場面も想定されますので、テレビでもよくやっておりますが、仮に暴力的な団体さんとか、もしくはいろんな事情で気が荒れている方がいらっしゃる場合などについては、当然警察をお願いをして同席をしていただくという場面は当然ございますし、実際に全国各地の市町村、もしくは税務署、県税事務所でも行っております。

ただ、宮代町に限りましては、警察に協力依頼をして徴収、臨宅を行っているということは今もございませんし、過去にもなかったと思います。

また、所得が少ない方で1,000でも2,000円でもいいから納めてくださいということは、町としては言っておりません。まず、納税者の方に今の生活状況をお伺いをして、どのぐらいであれば納税が可能なのかということをお話を聞きます。ただその上で、それをそのままのみにすることでは、きちんと納めている方とのバランスもありますので、それと並行して預金の調査、生命保険、損害保険、不動産や給与などの収入についてはきちんと調査をした上で、その分納額が適切かどうかを判断しております。

また、当然、過去には収入があったとしても、今現在、病気やいろんな状況で収入が途絶えている方いらっしゃると思いますので、それは現在の収入状

況を十分伺うなり確認をするなりして、幾らまでの納税が可能かということで、こう判断をしています。

当然、給与につきましても、最低限の生活保障が税法でも決められておりますので、その範囲内の差し押さえはやらざるを得ない場合も当然出てきますが、ただ、法令で書かれている基準だけでは判断できない部分がございますので、それらも加味しながら個々の実情に応じて対応をしているということでございます。

1,000円でも2,000円でもいいからという言い方は、宮代町ではしていませんで、まずは法令でいく、もしくは町のほうの計算式でいくと、このぐらいは大丈夫ですよと。これ以上納められない、これ以下の場合については、分納も当然認めますけれども、なるべく短期間でお話を、計画を立てていただきたいと。

また、長期的にわたって病気などで、もう収入が増えることが見込めないという場合ににつきましては、滞納処分の停止として、滞納処分を行わずに3年間様子を見て、その後3年経過すれば不納欠損処分というような対応もとらせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 警察は、自分の身が危ないときとか、そういうときしか導入していませんよということです、宮代町は。了解いたしました。

これはなぜ聞いたかということ、さいたま市で何か大分暴言を吐いたといううわさも聞いています。そういうことで、ちょっと宮代町はどういう収納の仕方をしているのかなというふうに、ちょっと聞いたわけです。警察も中へ入ったという話も聞いておりますので、こういう話だということでは了解いたしました。

そういうことで、納税者が納められなくて納めない人があるわけです。収入ゼロだとか50万だとか、そういうのだったら納めたくても自分の生活でアップアップということで、なかなか大変だな。ただ、町としては、これ仕事ですから、納められる人間に対しては納めてもらうということは大事だからと私は思っておりますので、そういう点では無理のないやり方、納税者とよく話し合ってほしいというのが一つのあれです。よろしくお願いいたします。

固定資産税の減少したということは、教育関係ということで了解をいたしました。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

何点が質問させていただきます。

まず、歳入の11、12ページの町税の関係から伺います。

私は、これは総括的な質問なんですけれども、先ほど、前段の山下委員が滞納者の話を、所得だとか聞いて、内訳聞きましたけれども、町民の所得と地域経済はどういうふうになっているのかという観点からお聞きしたいんですけれども。

特に今、アベノミクスで経済は徐々によくなりつつあるみたいなことを言っているんですけども、実際に宮代の場合はどういう状況なのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、ややもすると町民税、個人町民税にしても、やはり道佛の土地区画整理事業地内の人口が増えたということで、それはそれでいいんですけれども、所得による違いというのは、こう経年変化でどういうふうになっているのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

それから、不納欠損の件なんですけれども、前

段も聞いておりましたけれども、全体で139件ということで、それぞれ上程説明のときに聞いておりますけれども、特に個人、法人の関係で現年度分の不納欠損額出ていますよね、それから軽自動車税、この辺の状況については、なぜそうになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、成果書の12ページなんですけれども、私、いつもこれ見て思うんですけれども、一番上の町民税はどうかのこうと書いてあるんですけれども、下から3行目は滞納繰越分はということで言っております。だったら、わかりづらいんですよ、上のほうは現年度分というふうに、この表を見ればわかりますけれども、現年度分はというふうにしないと、この前年度に比べてということで数字出ているんですけれども、やっぱりいつもこう合わせるんですけれども、計算がしづらいので、現年分だったら現年分、下のほうで滞納繰越分と書いてあるので、私は記載の仕方は現年度分というものを入れたほうが親切かなというふうに思いますので、その点お願いしたいと思います。

それから、歳出のほうですが、71、72ページで税務総務人件費、出ておりますけれども、徴収職員も含めて何人ですか、人数お示しお願いしたいと思います。

その割には、超過勤務手当が去年も600万台、今年もそうなんです、随分大変だなというふうに思うんですけれども、どこがどういうふうに超過勤務になっているのか、お示しをしたいと思います。ほかの職員と比べても、ちょっと多いのかなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

それから、次の73、74ページの税務総務事業中の19節負担金、補助及び交付金なんですけれども、この2番目の春日部税務署管内納税貯蓄組合連合会負担金、これ必要なんでしょうかというこ

とで、どのような役割を果たしているのか、今もう宮代も納税貯蓄組合はありませんね。何でもこういうところへの負担金が必要なのかなというふうに思いますので、お示しお願いしたいと思います。

それから、一番下の地方税電子化協議会負担金、これもあるんですけども、これについては純粋に負担金も大きいんですよね。この負担金についてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、賦課徴収費の関係で、不用額が役務費が91万7,000円、それから委託料が393万6,000円となっております。特にこの大きい不用額、これについてご説明をお願いしたいと思います。

それから、次のページ、75、76ページの徴収対策事業なんですけれども、これは予算と決算が随分乖離しているというか、金額はそもそも大きくないんですけれども、やはり予算と決算との関係で、どうしてこういうふうになっているのか、その点お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 税務課副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。

まず1点目、総括的な内容といたしまして、町民の所得及び地域経済の状況についてのご質問でございます。

まず、平成29年分の町民の方の総所得の総計でございますが、こちらのほうは平成30年1月1日現在の「市町村税課税状況等調」による数値でございます。こちらですと461億2,709万1,000円でございます。こちらですと461億2,709万1,000円でございます。前年比6億6,748万8,000円の増、率にいたしまして1.4%の増額となっております。あくまでもこちらは税務統計の一つの手法でございますが、町民1人当たりの金額については、293万9,904円ということで、前年度に比べまして1万3,822円、率にいたしまして0.5%増収となっ

てございます。あくまで税務課の統計資料の側面
のみの判断でございますが、町民全体、1人当
りの金額はアップしているような状況でござい
ます。その結果、町民の景況につきましては、上向
きの傾向となっているというふうと考えられると
ころでございます。

続きまして、成果書の12ページの現年分の記載
の仕方につきましては、次年度以降、表記は見や
すいように検討してまいりたいと思います。

続きまして、決算書72ページ、税務総務人件費
でございますが、人数につきましては、税務職員
17人でございます。

超勤手当の状況につきましては、税務課につ
きましては、冬場の確定申告時期の時間外における
勤務ですとか、当初課税における納付書発送事業
の状況ですとか、そのような形で超過勤務手当が
主に出ているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 税務課主幹。

○税務課主幹（小島 晃君） 税務課、小島です。

不納欠損で、現年で不納欠損をしている理由と
いうことについてですが、基本的にこちらのほう
は外国人の方で、既に海外に転出して、納付がも
う見込めない方については、不納欠損処分という
ことで即時で落としているような状況でござい
ます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 税務課長。

○税務課長（石塚孝信君） 税務課長の石塚でござ
います。

負担金に関するご質問についてお答えいたしま
す。

まず1点目の納税貯蓄組合連合会でございま
すが、こちらの組合は昭和の時代からある組合で
ございまして、納税意識の高揚というような視点か

ら、民間団体でございますけれども、税務署、県
及び市町村が負担金を支払いをして、一緒に啓発
活動等を行っております。

納税貯蓄組合連合会の現在の主な業務内容とい
たしましては、中学生に対します中学生の税に
ついての作文募集と表彰が主なものとなっております。
毎年、5月の連休明けごろに納税貯蓄組合
連合会の皆様が各学校等を訪問いたしまして、学
校に原稿用紙等をお届けして、作文の依頼を行っ
ております。11月ごろには春日部税務署長賞、宮
代町長賞、あとは納税貯蓄組合連合会会長賞、そ
れと納税貯蓄組合の県連組織と全国組織がござ
いますので、それらの表彰を各受賞者の中学生の皆
様にお渡しをしていると。

内容的には将来を担う若い世代に対して、中学
校のときからしっかりと納税等に関する知識を得
ていただくという機会を設けることによって、税
制についての理解を深めているというような組織
でございます。

また、地方税電子化協議会につきましては、協
議会では、地方税に係る電子システムを個々の地
方公共団体で行うということは非常に無駄な部分
も出てまいりますので、それを全国の地方公共団
体が共同で開発、運用するシステムの管理運営等
を行っている組織でございます。わかりやすく言
いますと、e L T A X、地方税のポータルサイト
でございますが、このe L T A Xの管理運営を行
っている組織でございまして、平成15年8月に設
立されております。平成15年8月です。その中で、
e L T A Xの運用管理をしておりますが、現在は、
一般社団法人地方税電子化協議会ということで内
閣府からも認可を受けまして、一般社団法人に移
行しております。

会長は、現在は岐阜県の知事が会長をしており
まして、理事については、都道府県知事や全国の

市町村長が理事となっております。

30年度の予算といたしますと、33億9,800万が予算でございます。こちらにつきましては、システムの運用管理、また開発、そのための人件費等々が含まれている。これを全国の都道府県、市町村で負担をして、運営を行っているというような状況でございます。

なお、協議会につきましては、今後予定されております共通電子納税システムというものがございまして、その導入に合わせて、平成31年3月31日をもって一旦廃止となります。また、その協議会の権利義務を継承しまして、地方税共同機構として31年4月1日から新たに発足をするということになります。

今回の税条例の改正におきましても、法人の電子納税というような条項がございますが、この条項も、これを将来的には現在では地方税電子化協議会が担って運用しておりますが、将来的には地方税共同機構として再生されていくというような組織でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 税務課副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。

決算書74ページでございます。賦課徴収費の不用額の中で、13節委託料の状況でございますが、394万ほど不用額が生じております。こちらは主なものは、電算委託料でございます。税情報の電算委託料につきましては、これまで町単独から町村会を通じた共同化、集約化したクラウドサービスの契約となりまして、計算料や印刷代の単価が大きく下がったところでございます。こちらは29年におきましても、帳票印刷代の出力帳票の見直しを図ったりですとか、クラウド化によりまして、町にある端末でも見たり出力したりすること

が可能になりましたので、そのような中で節減が図られたものでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 税務課副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。

決算書76ページの徴収対策事業の予算額と決算額が、決算額のほうが減少しているというような状況ですが、こちらにつきましては、予算上、不動産鑑定料ですとか、そちらのほうを盛り込んでございましたが、平成29年度中、不動産公売等がありませんでしたので、そちらのほうの執行がなかったことにより減額となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 先ほどの1問目で答弁いただいていない、法人税のほうも町民の所得と地方経済ということで、先ほど宮代町の461億円の所得6億云々という、これは込みですね。法人関係はどうなっていますかとお聞きしました。

それと、不用額なんですけれども73、74ページの委託料の前の役務費の91万7千円、これも大きいのでこの件もお聞きしたつもりなんですけれども。

○委員長（田島正徳君） 税務課副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。

決算書11ページ、12ページの法人町民税の状況でございますが、こちらにつきましては1億1,916万2,900円と、前年と比べまして1,176万5,645円、率にいたしまして9%ほど減収となっております。こちらにつきましては、消費税引き上げ、地方法人課税の偏在是正に伴う税制改正によりまして、当町におきましては、法人税割を

税率10.5%へ、約20%引き下げた影響が平成28年度ぐらいから本格化したものと考えてございます。こちらのほうの法人税割につきましては、平成28年度につきましては前年比3.1%減少であったところが、29年度につきましては前年比11.9%の減少ということで、税率引き下げの影響が本格化したと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 税務課主幹。

○税務課主幹（小島 晃君） 税務課、小島です。

74ページの12節役務費の91万7,129円の不用額がどういう内容かというところでお答えいたします。

12節の役務費につきましては、徴収対策事業において当初予定しておりました不動産公売等に伴う鑑定の手数料、それと車両等の引き揚げに伴う保管料のほうで、それなどが執行がなかったことに加えて、納税推進事業におきましてコンビニの収納等の公金取扱手数料、こちらのほうが当初の見込みを下回ったことなどによりまして約91万円の不用額が生じたものでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

先ほど、町民税の関係から町民の所得、あるいは法人税の関係から、今、宮代の経済状況はということをお聞きしたんですけれども、特に地域経済といっても、宮代、ほとんど中小で、そういう中でどういう状況なのかということでお尋ねしたつもりなんです。質問の仕方が悪くて申しわけないんですけれども、法人も少し減っているんですけれども、もちろん数字的には法人町民税、現年度分だけでも1,176万円と減っているわけです。

よね。こういう中で、仕事の状況はどうかということなんですよ。よくなっているのか、悪くなっているのか、横ばいだとかということもあるんですけれども、一体どういう状況なのかということで、この単年度だけで評価はできないと思うんですけれども、経年変化で見てどうかということでお尋ねしたいんです。よろしくお願いします。

それから、不納欠損の関係では、この現年度課税分になぜ不納欠損が出るのかなと。外国人が海外に行って、もうこれは追っかけても追っかけられない、それはほとんどがそういう理由ですか。あとは、それは外国人ですけれども、日本人は現年度分に入っていない。あとは本当に行方不明とかそういうことになっちゃうのかわかりませんが、その辺はどうかということで、とりあえず外国人で海外にもう行ってしまっただけ追っかけるわけにいかないということはわかったんですけれども、その他についてはどうか、すみません、お尋ねいたします。

それから、歳出の関係で納税関係の職員17人ということで、主なものは確定申告ということなんですけれども、それにしても確定申告の時期は、これは本来全庁で応援できるものはしなければいけないし、今までも議会事務局にいた、誰とは言いませんけれども、やっぱり税務に担当していて、お手伝いとかしていたと思うんですけれども、これは時間外ですから、そんなに確定申告の関係でずっと時間をかけてやっているんでしょうか。

私は以前、超過勤務手当、これは全体的に宮代は多かったのもう口が酸っぱくなるほど言ったんですけれども、徐々には改善されて、いや、特に私は税務関係の超過勤務はやっぱり大きいなと思っています。確定申告の時期というのはわかりますけれども、この時期は臨時職員、サ

ポーターも応援したりしていると思うんですけれども。うがった見方をすると、徴収のこれは全体ですよ、全体にかかわる問題だから、例えば徴収のほうで時間かかっていて、徴収関係の担当職員が残っているから、ほかの徴収外の税務の職員が残っているということはありませんよね。だとすると、随分超過勤務手当を、やっぱりこんなにかかるのであれば、職員としての補充をしなければいけないというようなことも考えなければいけないと思うんですけれども、そういった点ではどうなんでしょうか、もう一度お願いしたいと思います。

それから、次の73、74ページの納税貯蓄組合連合会負担金、説明はわかったんですけれども、確かに説明のように、昭和の時代からあるような名称ですよ。もうこれはほかの自治体だって納税貯蓄組合なんていうのはないでしょう。だとすれば、納税意識の高揚であれば、この名称を、まあ宮代から言って変わるということはないにしても、これちょっと時代にそぐわない組合の名称ですよ、と思うんですけれども、これは考えたほうがいいと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

それから、地方税電子化協議会負担金、これはわかりました。

すみません、賦課徴収の委託料の関係の電算委託料、この不用額なんですけれども、すみません、やっぱり私らは事務的に携わっていないからわからないんですけれども、町の端末でも見られるようになった、これが大きい理由ですか。これまでのクラウドサービスとか、これもわからないんですよ。もう少しわかるように説明と、あとこれは、こういった何ですか、見直しされたことで400万近い不用額が出るわけですから、これはもっと出るんでしょうかね、やり方によっては。その辺のご説明お願いしたいと思います。

それから、徴収対策事業の乖離があるということ、はい、これはわかりました。

それと、冒頭、成果書の12ページのこの説明の仕方、先ほど現年度分というのを入れたほうがいいんじゃないか、説明、質問したつもりなんですけれども、これはどうでしょうか。わかりづらいので、前もって現年度分はというふうに言うていただいたほうがわかりやすいと思うんですけれども、その点、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 税務課主幹。

○税務課主幹（小島 晃君） 税務課、小島です。

不納欠損の現年分の理由としまして、先ほどお話ししたとおり、まず外国人が海外転出して、もうその先追えないというところで落としている場合とそれが主な理由ではあるんですが、そのほかの理由といたしましては、日本人の方はどうなのかというお話の中では、死亡されて、その先相続人さんを追うんですけれども、それが相続人がいない場合もありますので、そちらのほうも理由として出てくる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 税務課副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。

町民税、法人関係のほうの経年変化としてどうなのかというご質問でございますが、まず個人につきましては、総所得、あと1人当たりの所得額につきましても、ここ数年、わずかながら増加しているような傾向でございます。また、法人町民税につきましては、税率改正、これによりまして税率のほうは20%減少しているような状況でございますので、それを考えると、それより満たないという状況でございますので、あくまでも税務統計上の数字から見ますと、状況としては据え置き、

ないしわずかに上昇しているというようなことが言えるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 税務課長。

○税務課長（石塚孝信君） 税務課長、石塚でございます。

超過勤務に関するご質問に対してお答えいたします。

税務課の超過勤務につきましては、業務内容の関係から、どうしても年明け1月から普通徴収の納税通知書を出す6月までは、ほとんどの職員が8時、9時まで残って、課税のデータ処理や入力作業、またエラーチェック等を行っているところでございます。

特に確定申告に関しましては、年明け1月から会社員の方の給与支払報告書、皆様には源泉徴収票を会社がお届けいたしますが、会社から給与支払報告書が送られてまいります。その数も恐らく1万件を超える件数だと思いますが、その入力作業を事前に行います。その上で確定申告に来た際には、年金も当然でございますけれども、全ての所得のデータを事前に整理しておきまして、確定申告に来た際にお持ちいただく源泉等の漏れがないかをチェックできるような準備を事前に行っております。その上で、確定申告につきましては日中行うわけなんです、その日受け付けした申告については、その日のうちにエラーが潰せるように職員が残って仕事をしております。

特に確定申告につきましては、税務署が定期的に原本を取りに参りますので、取りに来る前までにきちんとした書類の整理等は当然求められております。

また、税務課ではそれにあわせて、固定資産税につきましても年明けから新しい年度の移動処理、1月1日が賦課期日でございますので、1

月現在に所有状況が確定いたしますので、その内容を全て電算に反映させるための移動処理がピークを迎えます。それがやはり2月、3月、確定申告のときに重なってまいりますので、日中はOB職員にお願いをして確定申告の受け付けに応援体制を強化して何とかクリアしてきたところでございます。

また、徴収につきましても、皆様ご承知だと思いますけれども、年度末ということもありますので、最終的に滞納繰越分の徴収、また、現年度分が滞納にならないように、最後の徴収の事務を行っております。

それとあわせて、先ほどご質問が出ている不納欠損につきましても、この1年を振り返って、その方が将来的に納めることができるのかどうか、また、5年の時効が既に来てしまったのかどうかを1件1件確認するという細かな事務を行っておりますので、税務課3係ございますが、3係ともやはり年明け1月から3月は非常に業務が集中してきております。

課税のデータにつきましては、遅くとも固定資産税については3月いっぱい、4月には縦覧が始まってしまう。

また、住民税につきましても、特別徴収については5月に納税通知書をお送りしますので、やはり3月末から4月の中旬にかけて、入力作業を終わりにしなければならないという状況でございますので、3係とも協力をし合いながら何とか事務の処理を行っております。

6月の普通徴収の納付書が出れば一段落ということでございますが、そうなりますと、今度は県のほうの調査ものとか、当初の課税の状況の調査とかがまたたくさん来ますので、夏まではいろいろな面で非常に業務がボリュームが多い時期がございます。

税務課としては、季節労働者という言い方が適切かどうかわかりませんが、比較的夏の日が長い時期は定時で帰れるところでございます、通常であれば。

ただし、29年度におきましては、市街化調整区域内の宅地の評価に誤りが見つかりまして、夏に見つかりましたので、その内容の確認等を秋口から順次進めてまいりましたので、昨年度は例年以上に超過勤務は増えてしまっている状況にもございます。

もう昨年度は通常の業務に加えまして、宅地評価の誤りの正作業も重なってまいりまして、職員にも大分苦勞させてしまってお大変申しわけないなと思っているところでございますが、何とか29年度の処理が終わって、30年度の当初課税については、固定資産税については是正ができました。

また、そのほかの住民税、軽自動車についても、しっかりと課税事務ができたと思っております。ただ、また30年度、今、還付作業を行っておりますので、その作業でもかなり超過勤務を職員に命令してしまっておりますので、30年度の決算におきましても、ちょっと超過勤務については多くなってしまうことは避けられないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、業務の適切な執行は最優先で考えなければなりません、職員も人間でございますので、ある程度休みをとらせていかないと壊れてしまいますので、その点、健康管理にも十分留意しながら、超過勤務命令は出していきたいと思っております。

できることであれば、職員の増員等も積極的にお願いしていきたいところではございますが、先ほど申し上げたように、夏時期は比較的落ちついてまいりますので、そのときに職員の柔軟な異動が全庁的にできるような状況があれば一番いいの

かなというように思っております。

次の納税貯蓄組合連合会の名称につきましては、今現在、春日部市で税理士事務所を開設している方が会長をずっと行っております。また、春日部税務署も幹事として入っております、県税事務所も入っておりますので、機会を整えて、税務署長なり県税事務所に今のお話はさせていただきたいと思っております。

次の、TKCのクラウド化に伴う経費節減でございますが、TKCのクラウド化を行う前は、埼玉県内8市町がTKCに電算を委託しておりましたが、今回クラウド化に伴って18市町に増えております。

今までは宮代町とTKC、杉戸町とTKCということで1対1の業務の契約でございましたが、今回は18対1で契約をしておりますので、処理データの件数も多くなりましたし、データ処理の基本的な処理手順、また帳票の出力の様式等も全て統一されたということで、SEの個々に係る開発費等を含めて、かなり人件費が節減できるということもありまして、帳票類等につきましては、当初1対1で行っていたときから、クラウド化に伴っておおむね半額になりました。

実際の影響は28年度から出ているわけですが、29年度においても不測の事態等もあるかということもありまして、予算につきましては若干多目に予定をさせていただいていたということもありますが、30年度以降は不用額がこのような状況にならないように、常に執行状況を精査しながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、成果書の12ページでございますが、滞納繰越分と現年度分の表示をきちんと表示するようにということでございますので、これにつきましては来年度、大変恐縮ですが見直しをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたい

と思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） ないようですので、以上で税務課の質疑を終了いたします。

休憩 午後 5時03分

再開 午後 5時13分

○委員長（田島正徳君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより住民課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

○住民課長（小暮正代君） 住民課長の小暮でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

出席しております職員の自己紹介をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課主幹（中村佐登志君） 戸籍住民担当、中村と申します。よろしくお願いいたします。

○住民課長（小暮正代君） あと、まことに申しわけございません。年金担当主査の山崎もこちらに同席させていただく予定でございますが、今、接客中ございまして、終わり次第入らせていただきますのでご了承いただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（田島正徳君） 既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、75、76ページの戸籍住民管理の関係で不用額が出ております。その主な内容は次のページの77、78ページの247万9,000円、委託料になっております。この説明をお願いしたいと思います。

それから、この戸籍住民基本台帳管理事業にかかわるんですけれども、直接は関係ないんですけれども、マイナンバーカードの交付については、よしあしは別にしても、これによる事故というか、ほかの自治体はよく紛失が多いというふうに、そういう事故が多いと聞くんですけれども、宮代の状況はどうなんでしょうか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、今回、87ページ、88ページの国民健康保険特別会計繰入金事業なんですけれども、私は、やはり平成29年度は法定外繰入金約7,888万円減額されております。しかも県、今年度からなんですけれども、やはりその前年度からこういうふうに法定外繰入金を減らしていく、これはもう一住民課の問題ではなくて、これまでの説明からもうこれは戦略会議、町の方針としてこういうふうになっているわけですから、担当課に酷なんですけれども、やはりこれはとてもじゃないけれども認められないというふうに思うんです。そういう中でも負担軽減のために努力しているということも、それはそれで一方ではわかるんですけれども、やはりこういった方針をとっているんですけれども、この法定外繰入金、一般質問でもお聞きしましたが、必ずしも宮代の場合は前年度からやっていますが、この赤字解消のためというのは平成35年までにやらなければいけないというものではないですよ。ただ、この方針については、今年の1月

30日でしたっけ、県の会議の中でこういう方針を出したというふうには聞いているんですけども、この辺は柔軟なのかなというふうに思うんですけども、そのあたりは今後のことも含めて、だとすればこんなふうに法定外繰入金、減らす必要はあったのかどうか、その点も含めてお尋ねをしたいと思います。

それから、95ページ、96ページの後期高齢者医療特別会計繰出事業ですが、これは前年度と比較して約274万円増額となっています。この辺のご説明をお願いしたいと思います。

それから最後ですけれども、109、110ページの国民年金事務取扱費の中の賃金、これはこれまではなかったんですけども、年金相談体制の充実を図るということで国民年金相談員を配置したんですけども、配置はしたんですけども不用額がもう一方で95万5,000円出ています。この辺の予算の見込みですよね、どうだったのかということで、この不用額の出た理由と、それから委託料が31万5,000円と、主な大きなものなんですけれども、それについてのご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君） 戸籍住民担当、中村でございます。

私のほうからは1点目と2点目につきましてご回答させていただきます。

まず1点目の不用額の関係でございますが、特に委託料の不用額が247万9,618円ということで計上されておりますが、こちらにつきましては平成28年度からの繰越事業であります住居表示の整備委託事業につきまして、入札を実施いたしましたところ、非常に安価にできた、予算額よりも安価にできたということで、そちらの不用額が204万

5,000円。そのほかに通常の電算委託料の中で、住居表示のほうの台帳のシステム等の整備の関係も安価に仕上がったということで、そちらのほうで43万4,000円ほど不用額が出ているということでこのような金額になっておるところでございます。

それから2点目のマイナンバーカードの交付につきまして、事故等がないかという話でございますが、役場のほうで管理しておりますカードにつきましては、通常、鍵のかかるロッカーのほうで保管のほうをさせていただいておりますので、業務時間外は全て施錠して保管しているということで、特に事故等は起きていないのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 住民課長。

○住民課長（小暮正代君） 住民課の小暮でございます。

私のほうからは3点目の国民健康保険特別会計繰出金のご質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

平成29年度の決算におきましては、対前年度、先ほど委員がおっしゃられるとおり、7,887万9,000円の減となったところでございます。この減となった主な要因といたしますと、もちろん税率改正というところもございますが、町の経営努力等が認められましたことから、国・県の特別調整交付金に対前年度6,400万円の増、また共同事業におきましても交付金のほうが上回しまして、対前年度約3,000万円の増となったこと、そのほかまた保険給付費が見込みよりも減少した、少なかったことが要因となっているということで、まずご理解いただきたいと存じます。少なくとも税率改正だけという要因ではないというところでございます。

今後、法定外繰入金はどうしていくのかというところでございますけれども、ご承知のとおり、県の運営方針では35年度までに削減していく、解消していくという方針でございます。しかしながら、今、運営協議会のほうで検討を行っておりますが、運営協議会の現段階での検討状況につきましては、35年度までの解消は非常に困難であると、厳しいというご意見をいただいております。もっと、もう少し長い時間、解消期間が必要であるというご意見を頂戴しております。そういったことが答申にまとめられて町のほうに出されますと、町はそれを踏まえて検討させていただくことになるのかなとは考えております。

しかしながら、こちらにつきましては、宮代町につきましては激変緩和という、県内でも高額な激変緩和をいただいた町でございまして、それは35年度までの措置、35年度までに必ずいただけるかという状況もまだわからない中でいけば、その激変緩和措置が講じられている間に、やはり少しずつでも法定外を減少させていくということが、結果的には被保険者の方の保険税の段階的な見直し、ソフトランディングにつながるのではないかとこのように考えておりますので、町といたしましては、一定の時間軸は置きますけれども、やはり解消に努めていくという方針の中で進めていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

4点目の95、96ページの後期高齢者医療特別会計繰出事業の274万円の増の理由でございますが、274万円につきましては、保険料の軽減に使います保険基盤安定負担金分の増加と28年度の決算の剰余金の増でございます。

続きまして、委託料35万円の増加につきましては、29年度で年金の業務について電子媒体化のシステム改修費を予定しておりましたが、このシステム改修費が3種類ありまして、そのうち2種類は行ったんですけれども、そのうち1種類は国のほうの指示によりまして、31年度に先送りとなったということで不用額が生じてございます。

あと、それから年金相談員の94万円の不用額の理由でございますが、1週間のうち5日間、95万5,000円でございます、失礼いたしました。1週間の勤務が5日間になるわけですけれども、当初は5日間1人年金相談員を配置する体制で予算組みをしてございましたけれども、実際募集をかけて面接等も行いましたが、1人の方で週に3日間、月、火、金の勤務にとどまりまして、要は5日間勤務のところは3日間勤務になった関係で、95万5,000円の不用額となっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

ありがとうございます。

特に質問に対する答弁はそのとおりなんですけれども、特に国民健康保険特別会計繰出事業についてですけれども、やっぱりこれまでなぜ法定外繰り入れが必要なのかというのは、国の国庫補助の引き下げ、それから国保の会計そのもの、国保税の中身は所得の少ない方、それからお年寄り、年金者、あと非雇用、そういった、要するに所得が少なく収入も少ないと、そういう人が多いということで、この辺が問題だと思っています。そういったことから国保税を何とか払える国保税にしようということで、どの自治体も法定外繰入金を導入して軽減を図ってきたといういきさつがありますので、それにかわるような、国のほうがきちっとした補填をするということがあれば、私は

それが一番の解消法だと思うんです。それを全体で県にまとめて、県とまだ市町村でやっているわけなんですけれども、それをまた期待したと思うんですよ。自治体の中でもそういった方法で何とかできるんじゃないか、ところが実際はふたをあけるとそうじゃなかったという。

そういう意味でも、私は先ほど言ったように、努力は努力として認めるんですけれども、やはり根本的なそういった国・県の運営方針のとおりに行っているという、そういうふうに思いますので、それ以上の答弁はありませんよね。さっき答弁言ったような内容で、考え方でやっているようですから、私はそうは思わないということで。

はい、終わります。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原です。

1点だけちょっと聞いておきたいのは、後期高齢者の関係なんですけれども、疾病予防事業についてはわかっている。資料でもらっていますので、説明書で書いてありますが、特に健康増進、私なんかは健康増進、あと間もなくあの世へ行く立場ですので、疾病予防というよりも、日常の健康増進がいかに大事かというのを、こう私いつも思っているわけです。もう少し長生きしたいので、その対応はこれの中に、何か委託しているようですが、どういうものがあるのか、町はどういうようにやっていくのか、ちょっと教えてもらいたいなと思うんです。答弁によって再質問をしたいと思いますので、お聞きしたいと思いますので。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

119、120ページの後期高齢者疾病予防事業の負

担金、補助及び交付金の内容でございますが、こちらにつきましては総合健診受診補助金ということで、人間ドックに対する補助金でございます。上限額が一応1件当たり2万5,000円ということで、1年に1回補助をさせていただいているものでございます。

後期高齢のほうで、そのほか、人間ドックのほかに広域連合のほうになりますけれども、健康相談事業とか、それから歯科健診とか、また30年度からは生活習慣病重症化予防対策事業、糖尿病の関係ですけれども、こちら30年度から新規事業で始まったところでございまして、今、年々充実をさせているところでございます。

また、国のほうからは今後はフレイル対策ということで、虚弱な高齢者に対してさまざま事業を展開していくようにというような指針も出ておりますので、また今後、国と、また広域連合と連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） ありがとうございます。

予算をつくるときも同じようなことは聞いたと思うんですけれども、この結果として、特に一番怖いのは、これは人間ドックへ入っていろいろがん予防だとか、血圧の予防とか、そういうのを調べるのはわかります。

一番困るのは認知症、病気であって病気でないような、これ難しいですね。これの予防をどうしていくのかというのが私、いつも関心持っているんですよ。というのは、医療機関に聞くのも一つの手だてかもしれない、でも私はそれを予防するには、医療機関じゃなくて、日常生活の中でいかにどうするかというのが一番大事なことだと、新聞でも読んだ記憶があるんですけど、私もそ

うだなと思っています。

こうやって皆さんとこういう会議をやったり、またいろんなところでいろんな集まりをして、いろんな世間話をしたり、こういうことが大事なんですよね。宮代町はそのどこかへ高齢者が集まって、いろいろ日常融和的な活動ができる場所は、それは各地区で集会所でいろんなことをやっていますとか言うけれども、それは一部だよね。それはやっていない地区も相当あるわけですから、できないところ、そこら辺が、私一番大事なことでと思っているんですよ、この認知症の予防なんか、特に。

それは町としてはどのぐらい力を入れているのかを聞きたいわけです。医療機関だけじゃなくて、町としてどういう日常の活動をやっているのか、これが大事なことでと思っていますので、29年度は先ほど課長が言ったことでおおよそはわかるんですけれども、特に30年度とか、そういうところに向けていくと私はそういうことが大事ではないかなと思っていますので、町としては我々高齢者をどのぐらい大事に考えているのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

町として、認知症対策、高齢者対策に対してはどう考えているかということなんですけれども、認知症の方につきましては、やはりいろんなアプローチが必要だと思っております、もちろん介護もそうですし、また後期の医療のほうからもアプローチが大切だと思っております。

主に認知症の対策については、介護のほうで運動教室やったりとかいろいろ展開しているわけなんですけれども、今、国のほうでも介護のほうとして後期が連携をして、さまざまな角度から支援

していただきたいというようなことも出ておりますので、先ほど申しましたが、しっかり国と広域連合、そしてまた町でしっかり連携をして、認知症予防対策にしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） わかりました。

国・県・町で、三者で対応していくと、今度は。なつてからじゃ遅いんですよ、なる前に、ならないような活動が欲しいわけです。なつてからじゃもう遅いと思いますので、ひとつ私なんかはなりつつありますので、私は本当に真剣に考えておりますので、その対応を間違いないように、私は常時そう思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

3点ほどお聞きします。

1つは、説明書の72ページです。

住民異動状況、この表を見ますと、かなり去年より住民の増加率は鈍ってきたなという感じはします。この人口減少と人口の増加人口が逆転する、統計上、住民課としてはいつごろと見ているのか、その辺のところはわかりますか。逆転する現象が起きていく、このままいったら、いずれ逆転しますよね、その辺のところをどういうふうに見ているのか、住民課として。

また、これは住民課だけじゃないんですけれども、これは反対に絶対に話し合わなくちゃいけない、増やすための政策というのを考えていかなくちゃいけないと思うんですよ。道佛地区で住民が増えたということはわかります。しかしこの29年

度を見ていくと、鈍化している、28年度1,893人増えたのが、29年度は1,802人というふうに統計上は出ています。住民課としてどういうふうに見ているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、109ページです、国民年金事務取扱費です。

これはちょっと先ほど前段の人も言っていましたんですけども、私、違った内容なんですけれども、この相談員の職務としての内容は、どういう職務として重点的に置いているのか。年金のただ相談事だけなんじゃないと思うんですよね。どういうことを重点にそこの相談員を置いたのか、お聞きしたいと思います。これは私の意見です。答えても答えなくてもいいです。

あと88ページなんですけれども、国民健康保険特別繰出事業です。

先ほど前段の質問者から質問あったと思うんですけれども、この答えとして、経営努力が認められて交付金が増えたということになっているんですけれども、これ、経営努力といっても、この国民健康保険の加入者の今年の春の収入別で見て、平均で125万だというふうに国民年金では聞いています。ちょっとその辺のところが収入別ではちょっとわからないと思って、きょうは持ってきていないんですけれども、収入がかなり減ってきている。そういう中でこの経営努力というと限られていると思うんですよ、給付費を減らすか何かしないと、これは経営努力として認められないんじゃないかなとか私は思っているんですよ。そういうところがどういうふうな経営努力として認められているのか、お願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 山下委員、3問目については返答は要らなくてもよろしいんですか。

○委員（山下秋夫君） 質問として、もし答えられ

たら答えてください。答える必要はありません。

○委員長（田島正徳君） 住民課長。

○住民課長（小暮正代君） まず、人口の件のご質問につきまして、住民課の小暮でございます。ご回答させていただきます。

宮代町の人口につきましては、今、委員おっしゃられたとおり、増加傾向でございます。平成29年、1年前、4月1日現在が3万3,840に対して、30年4月1日現在が3万3,991、151人の増というところでございまして、県内でもこうした人口増の市町村は珍しいというところにもなっています。

ご承知のとおり、道佛地区土地区画整理事業における人口増というところでございますので、当然事業が終息になってきますと、こういった人口増というのは当然見込めなくなってくるというふうに考えるところでございます。

私の住民課のほうで町としての考え方を述べるのがふさわしいかどうかはちょっとなんですけれども、町といたしましては、総合計画等に基づきまして、やはり人口を増やしていく。特に、総合計画の中にも交流人口という視点もございまして、そういったにぎわいづくり、また子育て支援、さまざまな事業を通しまして人口を増やしていくという視点で事業に取り組んでいるところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

年金相談員の職務についてお答えさせていただきます。

年金相談員につきましては、窓口業務が主なものとなっております、そのほか、春日部年金事

務所から来るさまざまなデータを職員のパソコンに入力をしたり、職員の事務のお手伝いをふだんしております。

それから次に、国民健康保険の経営努力分についての内容でございますけれども、国や県の特別調整交付金という制度がございまして、この特別調整交付金については、市町村が国保の運営に適正に取り組んだというようなところに対しまして交付金を多く出すという制度がございまして、適正な運営ということですが、これは税率、税をしっかりと徴収率を上げたりとか、それから保健事業を充実をして特定健診なんかの受診率を上げたりとか、そのほかデータヘルス計画をしっかりと策定をいたしまして、そのとおりにしっかりと取り組んでいるとか、そういった視点でそれを評価いたしまして、その点数が高くなれば交付金が多く出るような仕組みになっております。

今回、経営努力分で国や県のほうからいただいたということで、徴収率とかそういった保健事業を積極的に行った結果、それが認められまして、交付金のほうを多くいただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

ありがとうございます。

人口の増加率、この表で見ると、かなり28年度1回増加しているというのが見て見えるんですが、先ほどお答えの中で、いろんなことをやっているからいいんだということを言っているんですが、住民課として、このままだと本当に逆転現象は出てくると思うんですよ、データの上では、何もしなければですよ。その辺はどういうふうに見ているのかなと思って、いつごろそれが逆転現象のあらわれが出てくるのか、もう

道佛地区は終わりましたよね、開発が。

〔「住民課は事務」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君） うん、だから事務で、データ上です、データ上のあれとして、住民課としてどういうふうに見ているのか、その辺のところが、住民課としてのわかる範囲だけで結構です。

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君） いやいや、この住民課のあれでこのデータが出ているんだから。

〔「統計とっているだけ」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君） 統計をとっているだけなんだけれども、この統計上で住民課としてどう見ているのかということだけです。

それと、国民年金のことはわかりました。一応、窓口で業務のお手伝いというだけなんですね。何も相談をするというわけじゃないんですね、これは、町民との。その辺のところをお聞きしたいんですけれども。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 住民課長。

○住民課長（小暮正代君） 住民課の小暮でございます。

ご承知のとおり、住民課につきましては、住民異動の登録の届け出を受けて、それを管理しているというところでございますので、なかなかこう数字的なことというのは厳しいですけれども。

ただ、もちろん委員ご承知のとおり、まち・ひと・しごと総合戦略であるとか、総合計画において町の人口推計というものが掲げられているところでございます。その中では、もちろん減少していくというところが示されているところでございまして、今ちょっと手元にもございませんので、私のほうからはいつからこう減少していくのかというのは詳細にはお答えできませんけれども、やはり宮代町に限らず、いずれの市町村も減少して

いくということはあるという、そういった中で宮代町としてどうしていくのかといったところにつきましては、もちろん政策的なところ、考える部署は別にございますけれども、町全体として考えていかなければいけないというような事項だと思っております。そういった面では先ほど申し上げましたように、そのための総合計画であるとかというものを位置づけて取り組んでいるところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

年金相談員の窓口業務の内容についてですが、もちろん窓口に来られた方の相談に乗っておりまして、それは保険料のことであったり、それから年金の制度のことであったり、さまざま相談がありますので、それに対して対応をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君） ないようですので、以上で住民課の質疑を終了いたします。

本日はこの程度にとどめ、次回は9月14日金曜日午前10時から委員会を開き、引き続き福祉課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 5時49分

決 算 特 別 委 員 会

第 3 日

出席委員（１２名）

唐 沢 捷 一 君	丸 山 妙 子 君
野 原 洋 子 君	丸 藤 栄 一 君
山 下 秋 夫 君	関 弘 秀 君
角 野 由 紀 子 君	田 島 正 徳 君
伊 草 弘 之 君	合 川 泰 治 君
金 子 正 志 君	小 河 原 正 君
(議 長 中 野 松 夫 君)	

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町 長 新 井 康 之 君	副 町 長 南 沢 郁 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 室 長 瀧 口 郁 生 君	福 祉 課 長 渡 辺 和 夫 君
福祉課副課長 宮 野 輝 彦 君	福祉課こども 未来室長兼 子 育 て 応 援 室 長 門 井 義 則 君
福 祉 課 主 幹 伊 東 浩 二 君	福 祉 課 主 幹 横 内 宏 巳 君
保育担当主査 小 野 美 保 君	国納保育園 所 長 伊 東 文 子 君
み や し ろ 保 育 園 所 長 吉 田 直 子 君	み や し ろ 保 育 園 担 当 主 査 松 岡 祥 哲 君
子育てひろば 担 当 主 査 市 川 玲 子 君	健康介護課長 小 島 修 君
健康介護課長 岡 村 行 雄 君	健康増進室長 竹 花 治 君
健康介護課主 幹 齋 藤 俊 美 君	健康増進担 当 主 査 浜 津 恵 津 子 君
健康増進担 当 主 査 岡 本 知 佳 子 君	健康増進担 当 主 査 野 口 延 寿 君
高 齢 者 支 援 担 当 主 査 岡 安 英 之 君	高 齢 者 支 援 担 当 主 査 齋 藤 千 洋 君
介護保険担 当 主 査 小 林 和 政 君	産業観光課長 長 堀 康 雄 君
産業観光課 副 課 長 秋 谷 裕 章 君	産業観光課 副 課 長 吉 永 吉 正 君
産業観光課 主 幹 菅 原 隆 行 君	農地調整担 当 主 査 長 瀬 昇 之 君
農業振興担 当 主 査 鈴 木 功 君	商工観光担 当 主 査 山 内 一 生 君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長 佐 藤 賢 治	主 任 岡 村 恵 美 子
----------------	---------------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（田島正徳君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、9月12日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

◎議案第53号の審査（福祉課・健康介護課・産業観光課）

○委員長（田島正徳君） これより、福祉課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○福祉課長（渡辺和夫君） おはようございます。

福祉課長の渡辺でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

各職員に自己紹介をしてもらいます。

○福祉課副課長（宮野輝彦君） 福祉課副課長の宮野と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課主幹（伊東浩二君） 福祉課障がい者福祉担当の伊東と申します。よろしくお願いいたします。

○子ども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君） 福祉課子ども未来室長兼子育て応援室長を兼務させていただいています門井です。よろしくお願いいたします。

○福祉課主幹（横内宏巳君） 福祉課子育て推進担当の横内と申します。よろしくお願いいたします。

○保育担当主査（小野美保君） おはようございます。福祉課保育担当の小野と申します。よろしくお願いいたします。

○国納保育園所長（伊東文子君） おはようございます。福祉課国納保育園担当主査の伊東と申します。よろしくお願いいたします。

○みやしろ保育園所長（吉田直子君） おはようございます。福祉課みやしろ保育園所長、吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○みやしろ保育園担当主査（松岡祥哲君） おはようございます。福祉課みやしろ保育園一時保育、病後児保育、障がい児デイサービス担当の松岡と申します。よろしくお願いいたします。

○子育てひろば担当主査（市川玲子君） おはようございます。福祉課子育てひろば担当の市川と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 改めておはようございます。山下です。

それでは、ちょっと質問させていただきます。

まず最初に、決算書の84ページです。

社会福祉費の第1節報酬でございます。説明では各委員会の開催回数の減や委員の出席状況などによることで、これは減になっているんですけども、開催や出席の詳しい説明を何回やったのか、何人出席したのか、ちょっと詳しいことをお願いしたいと思います。

それと86ページ、説明書では105ページになるのかな。民生委員6人のところ、29年度決算では3人になっていますけれども、これの減らした原因、背景というか、そういうのがわかっていたらお願いします。

それと、同じ86ページなんですけれども、説明書で106ページになるのかな、障害者総合支援事業でございます。説明では7,000万円ほど増加したと言われているんですけれども、増えた背景というんですか、説明をお願いします。居宅介護や自立のための支援を強めた結果がこうなったのかどうか、ちょっとその辺のところの状況わからないのでお願いします。

それから、88ページ、説明書では108ページです。

福祉交流センター運営事業陽だまりサロンでございます。説明でもありましたが、障害者の利用が若干減少、また高齢者や小・中学生の利用が増えたということを言っていますが、障害者の利用が若干減っているんですけれども、これは障害者にとって設備とか利用しづらい面があったのかどうか、何か原因があると思うんですけれども、その辺のところのわかったらお願いします。

また、小学生・中学生が増えているんですけれども、これは利用時間とか時期はいつごろなのか、その場所を利用している人が、夏休みが多いのか、冬休みが多いのか、それかふだんの夕方が多いのか、ちょっとその辺のところをお願いします。あと高齢者の利用時間もあわせてお願いします。

あと88ページ、同ページなんですけれども、説明では108ページ、同ページです。

宮代町生活サポート事業、これ説明書を見ると登録事業者数は増えているが、利用者、利用時間、支給総額とも減っています。この3年間、利用条件や利用料の料金等の変化などはあったのかどうか、そのところもお願いします。なぜ減少したのか、お願いします。

それと同ページ、説明書では109ページです。

介護給付費等支給審査会運営事業でございます。説明では利用者が減少していると、利用している

ということは減っているんですけども、審査会が開催が増えているんです。なぜ増えているのか、利用者が減っているのに。回数と内容を教えていただきたいと思います。

あとは、95ページです。説明書では112ページ、3目行旅病人取扱費というのか、対象者は病院で死亡したのか、1枚入っているのか、それとも自宅で死亡して発見されて増えているのか、その辺のところ、これだけではちょっとわからないので、教えていただきたいと思います。

あと戻りますけれども98ページ、学童保育所運営事業、質問させていただきます。

これは児童福祉費の中の事業と思いますが、そこで公立の学童保育の事務費、これは町のほうでやっていると思うんですけれども、これ募集や退職や報酬、賃金計算とか、教材費の計算だとかいろいろあると思います。旅費や役務費の計算、需用費や払い込みなどいろいろあると思うんですけれども、その計算というのはどこでやっているのか、どのくらいかかっているものなのか、その公立の学童保育の事務費というものは。職員が何人、この学童保育の事務に当たっているのか、わかる範囲で説明をお願いします。

あと、国で学童保育の指導員の待遇改善のための補助制度を創設していると思うんですけれども、町ではこの待遇改善の計画というんですか、国からどのくらい予算規模でやって学童保育を見ようとしているのか、また町はどのくらいの、これは計算すれば、計算の中でなんですけれども、どのくらい入っているものなのか。その計画だとか、実行したあれを、金額でわかれば教えていただきたいと思います。

あとこの学童保育なんですけれども、聞いた話だと学童保育員の引き抜きなどもあるということで聞いております。保育園が見つからず、高齢の

方に来てもらうだけでいいからということでも聞いています。町ではこれらの実態を把握しているのかどうか。公立の学童保育の指導員の平均勤務年数と平均年齢、どのくらいになっているのか、ちょっと教えていただきたいなと思って。あと最少の勤務年数と最高の勤務年数、あと学童保育の先生の最高年齢はどんなふうになっているのか、お願いします。

それと100ページになります。説明書では114、115、こども医療費支給事業になります。

説明では通院分が減少、入院分が増額されましたが、なぜ今回は入院が多くなったのか、その辺のところをお願いします。年齢とか、もし統計上この病気が多かった、入院したんだということがわかれば、そっちのほうをお願いします。

子供は薬や病院は嫌いなはずなんですよ。この状況では予防医療、早目の検査、医療等に力を入れるべきじゃないかなと私は考えるんですけど、その辺のほうの予防という観点から、この子ども医療費の問題はどう捉えているのか、その辺のところをお願いします。

続きまして、103ページになります。説明書では117、118ページです。

保育園費です。このみやしろ保育園と国納保育園の職員数の違いというんですか、ちょっと違うような感じがするんですけど、国基準に照らして基準どおりに配置されているのかどうか。あと正規とかそういうのが国納保育園とみやしろ保育園ではちょっと違うなという感じがするので、その違いの説明をお願いします。

あと保育園費、予算では5億2,409万円、支出済額も5億2,186万円となっています。昨年度より7,964万円増額となっている。説明ではされましたけれども、予算との関係で予測ができなかったと言うんですけど、それでほかにまた、

流用項目が多い、私、この中で見ているんですけども、なぜこう流用項目が多くなったのか、その辺のところも説明をお願いします。

最後になりますけれども、ちょっと戻りますけれども、94ページになります。説明では107ページです。

みやしろ健康福祉プラン策定事業でございます。みやしろ健康福祉プラン障害者編の策定でございますが、作成部数が100冊となっております。これを見ると、1冊当たり2万1,578円となっております。もうんですけども、これちょっと妥当かどうか、この辺のところの100冊しか作らないのに。あと今後この利用方法があるのかないのか。ただ福祉課に置いておくのかどうか、ちょっとその辺のところもどういうふうな利用方法をしているのか、お願いします。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君） 福祉課副課長の宮野と申します。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の報酬でございますけれども、こちら委員会等の出席、開催等についてご説明ということでございますけれども、まず1つとして、民生委員・児童委員推薦会委員会がございました。こちらにつきましては、実績といたしましては1回開催してございます。

こちらの多分2番目の質問の民生委員の3人というところでございますけれども、3人というのは決算書86ページの民生委員・児童委員・推薦会委員3人というところだと思うんですが、こちらの報酬対象者が3人と出席者が、出席は4人ということでございます。

それから次、みやしろ健康福祉事業運営委員会でございますけれども、こちらにつきましては、実績といたしまして全体で3回開催いたしまして、

出席者につきましては第1回目が10人でございます。第2回目が7名でございます。第3回目が9名となっております。

〔発言する人あり〕

○福祉課副課長（宮野輝彦君） 今の答弁でございますけれども、決算書86ページの1点目が民生委員、児童委員の報酬でございます。

〔発言する人あり〕

○福祉課副課長（宮野輝彦君） 今の報酬があるのが社会福祉事業で、今お話しいたしましたみやしろ健康福祉事業運営委員会の出席でございますが、こちらは決算書の87、88ページの報酬でございます。

それから、3番目に決算書87、88ページの介護給付費等審査会委員報酬でございますけれども、こちらにつきましては、開催回数が10回となっております。

それで、審査会が増えているのに対象者が減っていると。こちら成果書の109ページで対象者数が減っていると、どういう理由かというようなご質問がありましたが、こちらにつきましては、審査会の開催につきましては、対象者がいればその月に開催しているものでございまして、前年度は開催回数が少なかったというところは、月によっては対象者がいなかったという月がございました。したがって、審査会の回数自体は増えているんですが、実際の対象者としては減っているというようなことでございます。こちら3年で1回更新するというものとなっております。

それから、3点目の総合支援事業7,000万円増えた理由ということでございますけれども、こちらにつきましては、大きなものとして、こちら決算書の87、88ページの増えた要因として、生活総合支援事業におきまして、19節負担金補助金及び交付金の5億7,367万3,124円と

ありますけれども、こちらが前年比約3,500万円増加しているところでございまして、介護給付費における居宅介護や生活介護、放課後デイサービスにおいて給付費が増加したのとなっております。

また、自立支援医療費につきましては、更生費医療費における入院費の増大な増加による約1,000万円の増加となっております。

それから、あと同じ総合支援事業で返還金がございますけれども、こちらが23節償還金利子及び割引料で6,000万円となっておりますが、こちら前年度比で約2,000万円ほど増えておりまして、おおむね7,000万円というような増加となっております。

続きまして、決算書88ページの福祉交流センター運営事業の増減の理由ということでございますが、成果書で言いますと108ページになります。

こちらにつきましては、障がい者が年々減少している理由につきましては、障がい者の方は主に隣接しています、すだちの家、それからひまわり作業所の皆様がオカリナコンサート等の音楽イベントに参加いただいております。こちら参加いただくときには、その作業所等全体で参加していただいているところでございます。

したがって、イベント等の日程で都合がつかなくなった場合等につきましては、そのまま作業所全体の人数がそのまま欠席となってしまうというようなところから、大幅にそういったもので、たまたま日程の都合がつかなかったのも、参加人数が減少したものと考えられます。

次に、高齢者や小学生が増えた理由でございまして、1つの要因として、28年度におきましては、陽だまりサロンのほうを夏休み1カ月改修工事をしてございまして、前年度は1カ月間休業期間があったと。29年については、

丸々1年間業務期間があったということで、必然的に1カ月間分の増があるものと考えております。

また、高齢者が増加した要因につきましては、体操や囲碁などの毎週何曜日というように定期的に開催しているものが以前より人気になってきているというようなことが考えられます。例えば、ヨガにつきましては健康志向の方が増えて、40人ほどの参加があり、部屋がいつもいっぱいになっている状況だということで、サロンのほうから聞いております。

それから、小学生が増加した要因につきましては、笠原小学校の児童がほとんどでございまして、平日の昼休みに気軽に参加していただいているというような状況でございます。

イベント等のほうにもそういったことから参加が以前よりも増えているというようなことがあります。これは、児童の方が気軽に陽だまりサロンに行ってもいいんだというような意識が以前よりも強くなっているのかなというように感じてございます。

それから、決算書88ページの生活サポート事業でございます。こちらの減少した理由というところでございますが、こちらにつきましては、その利用者が減少してございまして、前年から7名ほど利用者が減っていると。それから、時間数にして約70時間、利用時間も減っているというところで減少になったものでございます。

それから、最後に介護審査会で、決算書の88ページ、介護審査会が増えているというご質問でございまして、前段のご質問で回答した内容でございます。

以上でございます。

すみません。最後に、健康福祉プラン100冊というところで、1冊当たり2万幾らというふうなお話があって、こちら成果書の107ページでござ

います。100部で金額が215万7,844円ということで、こちらにつきましては、1冊の作成部数というよりも、こちらを作成するための業務委託料ということでございまして、コンサルタントに委託しているものでございます。それで委託料ということで、主にそういった作成に係るソフトの面が主な内容でございます。こちらの計画書の利用等につきましては、議員の皆様にお配りしているのを初め、それから町内、それから近隣の市町等に配布をさせていただき、こちらの計画に基づきまして、障害者政策等を今後進めていくような形となっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） こども未来室長兼子育て応援室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長兼子育て応援室長の門井です。

山下委員のご質問に順次お答えさせていただきます。

まず1点目の決算書ですと97、98ページになります。学童保育所に関するご質問へのお答えとなります。

公立学童保育所に係る町の職員の事務費、どれくらいかというご質問になりますけれども、こちらいわゆる職員の人件費になるということもありまして、その年度年度で担当する職員によって差異が出てきますので、どれくらいという数字は捉えておりません。

担当する職員は一人となりますが、学童保育に関する事務を専属ということではなくて、他の保育業務全般と合わせての兼務ということで従事している状況でございます。そういったこともありまして、純粹に学童保育に係る事務費については、そこを切り分けてということも困難な状況かと思っております。

続きまして、指導員の処遇改善の取り組みの見込みのご質問につきまして。

こちらの処遇改善の事業に当たりましては、学童保育所を6時半以降も開所、開けておいて、学童保育所の質の向上で、次世代を担う児童の健全育成、そういった取り組みをしている児童クラブに対して、そういった取り組みをしている場合に、国・県、そういった補助が採択されるという制度でございまして、平成29年度の実績といたしましては、指定管理を受けていただいている、かえで児童クラブに対しまして、国・県・町それぞれ3分の1ずつの負担ということで289万8,000円、こちらの処遇改善の経費として、かえで児童クラブへの支出がございました。

今後の見込みといたしましては、平成30年度の申請になってくるわけですが、事業該当する場合に手続をとるということになります。

学童保育指導員の引き抜きのお話でしたが、現状では具体的な話というのはつかんでおりません。

学童保育指導員の平均の勤務年数ですとか平均年齢については、特に数字を持ち合わせておりません。

長期の勤務、最高でどれくらい勤務されているかのご質問につきましては、最長の指導員が23年の勤務、一番短い指導員につきましては、本年7月からの指導員という方がおりますので、そちらが最少の期間となります。

年齢につきましては、最高年齢の方は72歳の方が指導に当たっております。一番若い方につきましては24歳の指導員さんがいるという状況でございます。

続きまして、決算書では99、100ページ、成果書では114ページから115ページになりますけれども、こども医療費支給事業についてのご質問にお

答えいたします。

昨年度に比べまして、入院が多くなった理由とご質問でございますけれども、本制度、こども医療費支給事業につきましては、医療費の支払いから5年を、その手続の期限としていることから、診療月ごと、診療年ごとの傾向を捉えることが困難ということもあって分析は行っておりません。年度において手続された分の件数、支給総額を結果として過去年度と比較するにとどまっていますところでございます。

総じて言えることは、町内の医療機関に限っては、窓口負担がなくなったということによって、医療機関を利用しやすくなっているのではないかと、いうところで捉えているところでございます。

もう1点の予防の観点からというご質問でございますけれども、こちらのこども医療費支給事業につきましては、現状その予防の部分についての対応ということは具体的に取り組み自体されていない状況でございますけれども、予防に関する相談等あった場合には、子育てひろば、こちら子育て世代包括支援センターという位置づけもございますので、そういった相談があった場合には保健センターと連携をとって確認の上、個別の対応とすることができるのではないかと、そのように考えております。

続きまして、3点目の保育園に関するご質問、決算書では103ページ、104ページ以降になってきます。105、106そういった形になります。

みやしろ保育園、国納保育園、職員室の違いとご質問がございましたけれども、特に面積基準については国基準を遵守しているということになりまして、特に重立った違いというのはないんですけれども、ただ、付加されている事業といたしまして、みやしろ保育園は一時保育、そして病後児の保育、そういったところを事業として行って

おりますので、職員室というか、園そのものの構造というか、運営に違いがあるというところでございます。

国基準、面積もそうなんですけれども、預かる児童と保育士との受け入れられる基準というのは、いずれもみやしろ保育園も国納保育園も、それを踏まえた上での預かりということになりまして、参考までに0歳児は保育士1人につき3人まで、1歳児、2歳児につきましては保育士1人につきまして6人まで、3歳児は20人まで、4歳児・5歳児は30人まで、そういった基準を遵守した上での預かり、園運営となっております。

保育園費の決算額といたしまして、5億数千円云々というところのお話でございまして、昨年度に比べて多くなっている理由につきましては、主なものとして、保育園への園児の受け入れが多くなったこと、あとは小規模保育所を1園開設いたしまして認可を行いまして、そちらで新たに費用が発生しているというところもございまして、保育所管理事業、保育園費の、決算書ですと一番最後に掲載しているところの事業でございしますが、そちらの決算額だけでも単純に5,900万円ほどの昨年度に比べての増というところが生じております。

流用が多かったというところでございますけれども、みやしろ保育園におきまして園児の受け入れに当たりまして、1つクラスを新たに教室を用意したことによりまして、その改修費用ですとか、備品の調達とかそういったところにかかった費用が合わせて200万円ほどありますので、そういったものが重立った理由になるかと思われます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君） 福祉課副課長の宮野と申します。

1問答弁が漏れていたものがございましたので、ご説明させていただきます。

決算書95、96ページ、お話では行旅病人取扱というようなご質問があったと思うんですが、こちらにつきましては実績がございまして、墓地埋葬等取扱費、一番下段のこちらのお話ではないかと思われそうですがよろしいでしょうか。

こちらの内容につきましては、住所居住のある身元判明のある方が、自宅や病院で死亡した場合、死体の埋葬・火葬を行う者がいないとき、または判明しないときは、墓地埋葬等に関する法律の規定に基づきまして、死亡地の市町村長がこれを行う義務が課せられているものでございます。こちらにつきましては、平成29年度1件このようなケースがございまして、火葬・埋葬の委託費用ということで19万5,000円支出したものでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 95ページの行旅病人取扱の埋葬のほうなんですけれども、自宅死亡か、それとも病院内の死亡でこちらに任されていたのか、その辺のところが知りたいです。

○委員長（田島正徳君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君） 福祉課副課長の宮野でございます。

ただいまの質問にお答えします。

こちらにつきましては、自宅で亡くなられた方でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） それでは、改めて再質問をさせていただきます。

最初の社会福祉費の会議でございます。出席人員が10人、7人、9人とかばらばらにやっていますけれども、こういう指名された人たちが、この

大事な開催の場所に、中には7名しか来なかったというところもありましたけれども、これで決定されてしまうんですか、中で。審査会の会議なんか、例えば介護の保険を決めるとかそういう場合は、こういう少ない人数で決めてしまっても大丈夫なんでしょうか。その辺のところをもう一度お願いします。

それと先ほどちょっと質問の漏れがあったんですけど、タクシー券の支給額、これ減って、自動車燃料費助成支給額が増えたんですけども、これ何かわけあってそういうことになってしまったのか、それだけ1つお願いします。

それと、86ページの障害者総合支援事業でございます。

7,000万円の返還金の中には、2,000万円の町とか国とかそういうところに返すものとありますけれども、この中で訪問介護というんですか、それが増えたということなんですけれども、これ、なぜ訪問介護が増えたのか、その辺のところわかれば。だから、障害者総合支援事業ですよ、それは。

それと、社会福祉交流センター運営事業陽だまりサロン、先ほどの説明の中では、陽だまりサロンの障がい者の参加率が少なくなったから障がい者が少なくなったということなんですけれども、この交流センターというのは1年中やっているんですよ。事業をやんなくてもやっても1年中やっているんで、それは障害者が減った理由にはならないんじゃないのかなと私は思っているんですけども、実際になぜその利用率が下がったのかということで私は聞いているので、別に障害者団体のほうの事業が増えたから利用が減ったというんじゃないで、陽だまりサロン交流センターに来る障がい者が少なくなった理由なんです。そこら辺のところもちょっとそれだけじゃわからないような感じがするんで、もう一度これを、障害者

団体のほうでいろんなのをやったというのはわかるんですけども、かといって、交流サロンというのは1年中やっているし、別にその後にも障がい者の人が来てもいいような感じがするんですけども。

小学生が、笠原小学校の中にあるんで、そうなると、昼休みだとかそういうところで利用する人が多くなったというのはわかりますけれども。ほかのところなんかちょっとそういう障害者が来づらいのかどうか、その辺のところがわかればお願いしたいと思います。

それと、生活サポート事業でございます。88ページの、説明書で108ページです。利用者が減ったということなんですけれども、7名減ということとでいろいろ説明されました。あと70時間、この利用時間が減ったというんですけれども、これは登録事業所数は増えたんですよ、実際に。じゃないんですか、この説明書の中を見ると。登録事業所数が増えているのに利用者が減っている。この辺のところが説明はどういうふうに説明するのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

88ページの介護給付費等支給審査会事業です。実績で3年更新で対象者がいればやるし、いなければということと言っていたんですけども。この辺のところもちょっとわからないんですけども、利用者が減少しているのに、本当にその年、その年になって変動するんだけど、でも今回の29年度決算では減っているんですよ。増えていても増えているですよ、じゃないんですか。

あと、最後に言った埋葬の件なんですけれども、これ自宅で発見されたということは、幾日ぐらいたってから発見されたのか、それとも家族がいたのか、誰が発見したのか、自宅で死亡ということは。一人だったらいいんですけども、家族も身内引受もないということなんですから、その辺

のところ、どうなっているのかなと思ひまして、その辺のところをちょっと教えていただければと思います。

あと学童保育の運営事業で事務費がわからないというのは、例えば、先ほど質問もしていなかったんですけども、かえで児童クラブには国とか県とかから3分の1ずつ289万出しているということと言っているんですけども、当の町のほうの事務費がどのくらいかかっているのかも、これは当てずっぽうでやっているわけじゃないと思うんです。その辺のところは予算との関係でどうなっているのかなと思ひまして、町のほうの学童保育事務所の。かえでさんは自分たちのあれですから、事務費がどのくらいかかっているかということまでわかっているんです。公立のほうは全然それがわからないんですか。私、かえでさんのことを質問しているんじゃないくて、公立のことを質問しているんで、その辺のところがわかれば教えていただきたいと思っているんです。それがわからないで当てずっぽうでやっているのかどうか、ちょっとわからないです、これだけじゃ。

あと学童保育の待遇改善、公立ではどういうふうになっているのか。かえでさんのことは聞きました、3分の1ずつ289万ということで、公立は幾らぐらい待遇改善で使われたのか、お願いします。

それと最高年齢72歳、この72歳が悪いっていうわけじゃないんです、私は。小さな子供、小学校5年生、10歳ぐらいの子供で活発に動き回る人が、自分たちも野球、ソフトボールなんかやっている、なかなか動けないというのが実際です。この辺のところはどういうふうに、年齢制限はないと思うんですけども、幾つまで80歳ぐらいまでも募集をかけるんでしょうか。若い人がやっぱりやっても大変な仕事だというふうに私は聞いていま

す。動き回る子供を目を配りながら、例えば40人の名前を覚えなくちゃいけない。そして、どこにどういうふうに遊んでいるのか、校庭で遊んでいるのか、それも全部やんなくちゃいけないということも聞いています。中には動き回るんですから、急に後ろから来て、手に骨折をしたとか、そういう話も聞いています。そういう子供さんを預かるわけですから、その辺のところはどういうふうに、安全とあれを加味したら考えているのか、町として。やっぱり子供さんの安全と職員の安全はもちろんです、それは労災とかいろいろなんがありますけれども、やっぱり安全ということを考えたらどうなんでしょうかということで、私はちょっと疑問を感じているんです。

あと子供の医療費です。100ページです。説明書では114、115ページです。

これ、あとデータは病院から来た医療費データとしては持っていないから、どういう病名だかもわからないということを言っているんですけども、これから先、どういう病気でやっているかどうか、医療費をどういうあれで縮小させていくのか、そういうことも将来的には予防医療として考えていかなくちゃいけないのに、データがないというのは。これはただ与えられたことだけやっているということになりますよね。やはりデータは最低でもとるべきじゃないかなと私は思っているんですけども。例えばインフルエンザで入院したとか、交通事故で入院したとか、いろいろあると思いますよ。やはりそういう、ある程度のデータは必要じゃないかなと思いますけれども、子供さんの小さいうちにかかっているんだとか、中学生が多くなったんだとか、いろいろあると思います。そのぐらいのデータくらいは最低でもとる必要があるんじゃないかなと私は思っているんですけども、その辺のところはどういうふうに考え

ているのかをお願いします。

先ほども言いました、子供は病院は余り嫌いなんですよ、薬だとかそういうのをつけるのは。無理に入院なんかするはずがないんです。その辺のところも含めて、今後のこともありますので、最低でもデータはとる必要があるんじゃないかなと思います。

国のほうの、あと103ページの国納保育園のこと、面積だとか職員数の、あれは国基準を守っています。零歳児は3人に一人、2歳児は6人ということで説明されました。これはわかりました。

ただ、これは正規の職員だけの数なんでしょうか。それとも非正規職員も含めた数なんでしょうか。その辺のところをお願いします。

あと、保育園費の費用の問題です。流用項目とかそういうのが、私、多いんじゃないかということ質問したんですけれども、いろんな小規模保育園が入ったとか、保育園室を1つ増やしたとか何か言っています。しかし、これは予算との関係で、子供さんが少なくなったのか、多くなったのかというぐらいはわかると思います。予算の関係でどうなのか。その辺のところはどういうふうに考えているのか。決算では、いろんなことを利用しながら、ここで使ったということなんですけれども。これは保育園費の問題です。

それと最後になりますけれども、健康福祉プランの策定事業です。

コンサルタントに頼んで本をつくってもらって、いろんなところに利用してもらっているんだということなんですけれども、コンサルタント料は幾らになりますか、これの中で。ご説明をお願いします。

○委員長（田島正徳君） 休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君） 福祉課副課長の宮野と申します。

成果書107ページ、みやしろ健康福祉プランの策定の関係の委員会の人数の少なかったり多かったりというような質問でございますけれども、こちらにつきましては、定数が14名でございます。それで、10名、7名、9名ということで、各回の出席人数となっております。

こちらにつきましては、こちらの審査会ということで、こちらの健康福祉プランを作成するに当たって、健康福祉事業運営委員会につきましては、計画策定を行うに当たりまして意見を伺うところでございまして、重要な内容を決定するとか、そういうような委員会ではないということで、委員さんも貴重な時間をいただいて出席していただいているところでございます。

それから、成果書の111ページの福祉タクシー利用料金助成事業でございますけれども、こちらにつきましては、自動車燃料費が増え、そして、タクシー券が減っているところではございますけれども、実際のところ、自動車燃料につきましては、最近の車の利便性とか、そういったものからこちらのほうにガソリンのほうに利用する方がちょっと増えているのかなというようなところでございます。

それから、決算書86ページの総合支援事業でございますが、こちらが先ほど訪問介護というようなお話がありましたが、居宅介護が前年度よりも金額が大幅に増えているところでございまして、こちらの内容につきましては、利用者はほとんど

変わっていないところがございますけれども、あくまでも利用頻度、そちらの介護のサービスを受けるという方が回数が増えているというようなことで増えているところがございます。

それから、4点目の交流センター、こちら成果書の108ページの一番上段の福祉交流センター運営事業でございますが、こちら障がい者がなぜ減っているのかというようなご質問でございますけれども、こちらにつきましては先ほどご説明した中で、こちらオカリナコンサートとか、音楽とかそういったイベントがあったときに、すだちの家、ひだまり作業所、何十名というような形でまとまって来ていただいているところがございます。それが、たまたま都合がつかなかった場合において、その分の人数が減ってしまうものですから、平成29年度においては、前年度よりも障がい者の数が減ったというように考えているところがございます。

それから、成果書の108ページの宮代町生活サポート事業でございますが、こちら登録事業者数が増えているんですが、利用者数が減っているというようなご質問でございますけれども、あくまでもこちらは利用する方が、事業者数はあくまでも選択肢が増えるということで、当然、事業者の方はこういうサービスを行いますよということで登録はしていただいているところで増えているところがございますが、あくまでも利用者が今回は減ってしまったというようなところがございます。

続きまして、成果書の109ページ上段の介護給付費等審査会運営事業でございますが、回数が減っているのに支給対象者が減っているというようなところがございますけれども、先ほどご説明したとおり、こちら計画では毎月、年12回開催する予定でございます。今回については10回というこ

とで2回開催していない月がございますというのは、あくまでも申請がなかったというところがございます。一月当たり、例えば一人であったり5人であったり、そのばらつきがございますので、最終的に審査会の数は前年より増えたわけではございませんけれども、それぞれ月に対象となる人数が減っているということで、全体の数は前年より3名ほど減っているというようなところがございます。

それから、決算書96ページの墓地埋葬事業でございます。

こちらの発見がどこで発見されたか、誰かというようなところがございますが、こちらについては、先ほどご自宅で、内容としては不動産会社の方が、アパートで亡くなられていて、そちらの管理会社の方が警察のほうに通報をして、それから町のほうに連絡が入ってきたところがございます。おおむね半月くらいたっていたというようなことでございます。

それから、一番最後になりますが、こちらの成果書の107ページのみやしろ健康福祉プランの計画の策定料につきましては、こちらは全て、その委託料、作成から全て1社の業者のほうに215万7,840円を委託しているところがございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） こども未来室長兼子育て応援室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長兼子育て応援室長の門井です。

山下委員のご質問に順次お答えさせていただきます。

まず1点目、決算書で97、98ページになります。

学童保育に関係するご質問、公立学童保育所に係る事務費ということで、事務費がわからないのはおかしいのではないかとこのところございま

すけれども、それを事務費で整理させていただきますと、学童保育所運営事業に係る決算額5,375万5,573円という数字が98ページにありますけれども、そこから13節委託料の中の、かえで児童クラブ指定管理料、こちらの1,388万円を除いた差額3,987万5,503円、こちらが公立学童保育所に係る経費でございまして、合わせて兼務している職員の一部のPersonnel費、そのような捉え方ができるものと考えます。

続きまして、処遇改善、待遇改善のご質問で、公立学童保育所はどうなのかというご質問でございますけれども、公立学童保育所につきましては、要件該当がございませんので、現時点におきましては処遇改善は行っておりません。

今後、要件該当の場合と合わせまして、平成32年度には公務員制度改革もございますので、そういった折に処遇改善を行っていきたいと考えております。

学童保育指導員の採用、雇用に当たっての72歳云々という定年ですとか、そういったところは問題がないのかというご質問でございますけれども、特に年齢というところは判断しておりませんで、実際、雇用に当たりましては、当然のことながら面談面接ございまして、健康状態の確認もしますし、あとはその学童保育の指導員につきましては、みんながみんな同じことをやるということではなくて、適材適所等もございますので、そういった中で業務に当たっていただいているというところでございます。現状、年齢というところは、年齢の縛りは設けてございません。

続きまして、こども医療費に関するご質問で、病名がわからないですとか、データがないですとか、そういった部分へのご質問でございますけれども、現状レセプト等があるわけでもなくて、診療記録ですけれども、そういったものを収集でき

る状況もございませんので、具体的な病名は把握、承知していないというか、できない状況でございます。

なおかつ、子育て支援策、その施策といたしましては、予防というところではなくて、その一部負担金の助成、給付を行うことによって、子育て家庭の経済的負担、その軽減、それをもって福祉の増進を図るという、そういった趣旨、目的がございますので、ご理解いただければと考えてございます。

保育園のご質問で。預かる園児と職員との比、1対3、1対6等のご質問でございますけれども、臨時職員、オフィスサポーターを含めての数となります。ただし、クラス担任には正職員を配置しております。その上で園児の受け入れの数に十分なオフィスサポーター、臨時職員を加配、充てているという状況でございます。

保育園費の流用のご質問につきましては、流用元、流用先等の問題がございまして、その多くは国納保育園の事業、そちらの賃金から、みやしろ保育園へ流用した数字が結果として生じておりますけれども、国納保育園の賃金につきましては、当初、障がい児の加配等を見込んで予算措置しておりましたけれども、実際は加配等、そこまで対応する必要がなく、結果として不用額が見込まれましたので、先ほどお話しさせていただきましたけれども、みやしろ保育園の1クラス増に係る経費、そちらに流用させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） それでは3回目をちょっと聞きたいと思います。

福祉タクシー券とかそういうやつはわかりました。あと3番目の7,000万円ですか、居宅介護を

行ったということで、それも、ある程度は理解をしました。あと、陽だまりサロンの障がい者が少なくなったということなんですけれども、この説明書を見ると、かなり低くなりました。一般の人等含めて、一般の人が91.7%に減って、障がい者はそれ以上に減って90.3%、1割も減ったことになるんですけれども、これは担当課としては、使いにくくてやったんじゃないということで、イベントがあってやっているんだということなんですけれども、私が見る限り、これ小・中学校だとか、そういう人たちが増えればやっぱり障がい者にとって使いづらいのかなという感じはしないでもないですよ、一般の人も含めて。ですから、催し物とかそういうので工夫して障がい者も集められるように、一般の人を集まるような感じが、そういうのが必要なかなと感じがするんで、全体的に増えていることはいいことなんですけれども、やっぱり弱い方というか、遠慮がちな方も含めて、増やしていく方策をとったほうがいいんじゃないかって感じがしますので、ぜひその辺のところはお願いします。

あと、宮代町生活サポート事業、いろんな登録事業が増えたけれども、いろんなことでやっているんで、その辺のそこは理解したということで了解いたしました。

それと、病人取扱費、埋葬の取扱費、ひとりもんで管理会社が発見したということなんですけれども、半月ほどたってとなっているんだと思いますけれども、これ何月ごろだったんですか。やっぱり発見するということは、においとかそういうので発見したんだと思いますけれども、じゃなかったらメーター回っていても全然出なかったとか。

それと同時に、町としてこういう健康に心配な高齢者の方、発見に至らないというか、見回り事業とかいろんなあると思うんです。その辺のそこ

ろはどうなっているのかなと思っているんです。やっぱりひとりもんでアパートに住んでいて病気がちで病院もなかなか行けないという方がいらっしやると思います。一日誰とも会わないという方が。やはりこういうのが増えていっていいのかなとか。その辺、町のほうでやしないとボランティアでやれていっても、なかなかあけたりなんか、新聞がたまっているとか、そういうのだったらわかりますけれども、なかなか難しいのかな。病弱でひとり暮らしなんだということになれば、やはりそれなりの手当をしなくちゃいけないんじゃないかなと思っているんで、その辺のところを町のほうでどういうふうに考えているのか、これだけちょっとお聞きしたいと思います。

あと学童保育事業なんですけれども、別に私は職員の高齢化を問題にしているわけじゃないんです。若い人も含めて学童保育のやり手がいらないというのが現状だと思います。できれば若い人たちに一生懸命やってもらうのが普通なんですけれども、その辺のところを、公立の国から待遇改善のための補助制度なんか出しているのに出していない、今のところ要件がありませんということ saying っているわけなんですよ。やはり若い人に張り切ってやってもらうのに処遇改善は必要じゃないかなと私は思っているんで。やはりこの処遇改善を、学童保育の、これ全国的に問題になっています。学童保育の先生方の処遇が余りにも惨めだということで、時間給も少ないし、その辺のところは改善する必要があるんじゃないかなと思います。引き抜きの件なんかもあります。確かに若い人を引き抜きたいということで、私立の学童保育をやっているところなんかは引き抜いています、実際に。若い人を引き抜くんです。だから、町のほうの学童保育の先生方がいなくなってしまう、条件が悪いし。やはり条件をよくしていかないと、こ

れはいつまでたっても解決しないんじゃないかな
と思っているんで、その辺のところはどういうふ
うに考えているのか、町として。

この決算書を見ている、やっぱりそんなに高
いってわけじゃないですよ。それと同時に
事務費なんですよ。先ほど事務費分という経費
の中の、どこでしたっけ、委託しているところの
を差し引いて、その分でその中に入っているん
だということを言っているんだということを言っ
ています。そうすると、事務費から人件費から何
から入ってしまっているということなんですか。
それ、町のほうの職員の人件費もこの学童保育の
ほうに入ってしまった。その需用費とかそう
いう中に入ってしまったということになって
しまいますよね、いろんなとこに。

そういう答えはないと思いますよ。これ学童保
育、経費として出しているわけでしょう、人件費
は別ですよ、事務費とかそういうやつは。だか
ら、その事務費をちょっとどのくらいかかったか、
おおよそでもいいですから、それを当てずっぽう
でやっているわけじゃないでしょう、町というの
は。学童保育には大体このくらいかかっています
ということわかるはず。じゃないと、ほかの事業
にも全部入ってしまいますよ、それは。当てずっ
ぽうでやっているということになってしまうと。
学童保育だけでなく、いろんな事業をやっ
ているわけですから、その中の事務費はどのくらい
かかっているんだというのは、ある程度、計算は
できるはずですよ、それは。その辺のところ、ち
ょっと大ざっぱでもいいから聞きたいと思って言っ
ているだけであって、全体では大体このくらいか
かっているんだというのがわかればいいんです
よ。その事業のためにやるためには。それだけで
す。

それと、ほかのところはこども医療費とかそう

いうのはわかりました。できるだけわかるように
やってほしいなと思っております。

あと、保育園費、国納保育園では、非職員は入
れないで、クラスだけは担当は正職員だけでやっ
ているんだということを言っているんですけど
も、0歳児3人で1人2人3人でやっていったら
何人必要なんですか、ここの保育園は。端数はど
うなるんですか、例えば、0歳児が4人いた場合
はどうなるのか。1・2歳児が7人いた場合はどう
なるのか、そういう端数の場合の計算はどうい
うふうに計算。この端数は多くなってもいいん
ですか。

それと、その辺のところをどういう計算してい
るのか、国納保育園、みやしろ保育園、数がち
ょっと違うなという感じがするんで、私がちょっと
質問をしたいと思います。

あとは中の流用項目とかそういうのは、わかっ
たようなわかんないようだったんですけども、
一応、この場では了解いたしました。

これだけです。あとは委託料の委託先っていう
のはわかりますか。104ページ、みやしろ健康福
祉プランの委託先という。これは委託するのに当
たっては、やっぱり何か公に募集したんでしょう
か。それとも指名なんでしょうか。その辺のとこ
ろも含めてお願いします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君） 福祉課長の渡辺でござ
います。

私のほうからは、墓地埋葬等の取り扱いの関係
をご説明させていただきます。

今回のお亡くなりになられた事例につきまして
は、申しわけございません。手元に資料がありま
せんので正確なところはわかりませんけれども、
私の記憶では60代の方であったというふうな記憶

でございます。70代、80代の独居の高齢者で見守りの対象という方ではなかったというような事例でございます。

そういった高齢の見守りが必要な方につきましては、これは健康介護課の地域包括支援センターを中心に民生委員さんを初め、地域のネットワークの中で、そういった見守り体制をとっていただいております。ですから、高齢者の問題はそういった中で扱っていただくものというふうに考えてございます。

こちら福祉課で担当させていただきますのは、そういった年齢は高齢になっていなくても、脳の疾患の関係とか、心臓の疾患の関係とかで突然死というのはございますので、今回のものはそういったことだと思います。

たまたま今回の方の場合には、おひとり暮らしでご遺族がお母さんしかいないという状態で、そのお母さんも九十何歳かで認知症のために後見人がついているというような状況でございます。それで、そういった取り扱いができないので町でやってほしいというふうに後見人から依頼がございまして、町で対応したようなケースです。こういったケースは、今後、家族が少なくなったり、高齢で認知症の問題が出たり、そういった中でおひとり暮らしの方が亡くなったりすると出てくるというふうなことで考えてございます。そういった面を福祉課が担当させていただいているということでございます。

○委員長（田島正徳君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君） 福祉課副課長の宮野でございます。

健康福祉プランの策定の業者の関係でございすけれども、こちら委託先といたしましては、アシスト株式会社というところでございます。こちらにつきましては、指名競争入札で落札を行った

ものでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） こども未来室長兼子育て応援室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

学童保育所に関するご質問で、指導員のなり手、受け手の問題、町立も処遇改善を図っていかないと、なり手が見つからないのではというご質問、まさにそのとおりだと考えていますので、今後は町立の学童保育所におきましても、処遇改善の対象となるようなそういった取り組みを考えていきたいと思っているところでございます。

あわせて、公立学童保育所の事務費についてですけれども、先ほどご答弁させていただきました学童保育所に係る経費全般から、かえて児童クラブの指定管理料を除いた残りの4,000万弱、この中に人件費が入っているということではなくて、これと合わせて人件費の一部がというお答えをさせていただいておりますので、ご理解賜りたいと思います。

保育園の保育士の国基準の関係になりますけれども、具体的な数字でお話しさせていただきますと、0歳児には保育士1人について3人までの乳児が見られるということですので、それが超えた場合はそこに保育士が必要となってきますので、4人預かる場合には2人が必要となりますので、特に端数という考えはございませんので、1・2歳児につきましては1人の保育士で6人までということですので、12人の受け入れであれば2人の保育士で対応できますが、それが13人になれば保育士は3人必要ということになります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 最後の質問です。

保育士、国納保育園は正規の保育園として、今預かっている人数で何人必要なのでしょう。

それと、そのほかは大体わかりました。

あともう1つです。学童保育所の事務費の問題です。これは学童保育費の全体で、かえて児童クラブを除いて、町の公立の保育園の事務費を除いて、これぐらいかかっているというのはわかるんです。事務費というのは、別にこれは細かいあれはつけていないんで、全体では児童福祉費の中から出しているということなんですけれども、それは大ざっぱにやっているということなのでしょう。逆に言えば、わからないということは。全体の中でやっているんだから、それは関係ないんですよということなのでしょう。1つ1つの項目に対しては。その2点だけお願いします。

○委員長（田島正徳君） こども未来室長兼子育て応援室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

山下委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の国納保育園の受け入れ体制のご質問になりますが、現在113人の園児の受け入れに対しまして24人の保育士、こちら正職が9人と臨時いわゆるオフィスサポーター15人、それで体制を整えているというところでございます。

2点目の学童保育の事務費のご質問につきましては、事務費の定義が明確でない以上、これ以上のちょっとお答えはいたしかねます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ちょっと最後に聞きたいんですけど、正職員が9人、国納保育園ですね、オフィスサポーターが15人、先ほどの質問では1クラスに1人の担当は正保育士だということを聞いているんですけども、これ9人で間に合うん

ですか。

○委員長（田島正徳君） こども未来室長兼子育て応援室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

国納保育園、現在クラスが7つございます。でするので、正職9人で間に合っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） クラスの問題を聞いているわけじゃないんです。保育士が国の何人に1人、何人に1人ということで間に合うのかと聞いているんです。

○委員長（田島正徳君） 福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君） 福祉課長、渡辺でございます。

お答え申し上げます。

一般質問のご質問いただいた中でも同じようなお答えをさせていただいておりますけれども、7クラスに7人のクラス担任を置いて、その人数に合わせて、先ほど門井のほうで申し上げましたオフィスサポーターの保育士補助をつけまして必要人数、それを保育は11時間でございますので、職員、最高でも7時間45分の勤務でございますから、それをなおかつローテーションを組んで、必要人数が必ずその時間帯に各クラスに置けるようローテーションを組んで保育に当たっているわけでございます。ですから、必ず必要人数、国基準の保育士1人当たり園児何人という基準を必ずクリアした、それ以上の配置を実施しております。ですから、問題はございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ありますか。丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

多分、午前中の質問で答弁は午後となると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、85ページ、86ページの社会福祉費の中の不用額でございますが、やはりちょっと大きいものは見積もりとの関係でどうなのかということでお尋ねしたいと思います。

まず、13節の委託料241万円、それから負担金補助及び交付金、これは1,888万円となっております。それから扶助費が303万円となっております。これについてのご説明をお願いしたいと思います。

続きまして、89ページ、90ページの障害者地域生活支援事業の13節委託料なんですけど、前年度は239万円でありました。平成29年度が9,625万円の増となっております。これについては上程説明のときにはあったと思うんですけど、この大幅に増えた理由について詳しくお示し願ひしたいと思います。

それから、下のほうです、89、90ページ、障害者更生援護事業なんですけど、この中の次のページの19節の負担金補助及び交付金に、超重症心身障害児レスパイトケア事業補助金というのがあります。これは成果書にも書かれておりますけれども、これはどういう補助金なのか。また、聴覚障がい者にバンダナを作成したという説明もあったんですけど、これも成果書に載っていますけれども、バンダナというのはどういうことなのか、すみません、お示し願ひしたいと思います。

それから、これはどこで聞けばいいのか、これは国の制度なんですけれども、特別障害者手当というのは、町が窓口になっているのかなというふうに思うんですけど、これについてどのようになっているのか、お願ひしたいと思います。

続いて、同じく91、92ページの下の方の臨時福祉給付金等給付事業なんですけど、これは成果書の112ページに詳しく報告されておりますけれども、これは給付人数は4,272人となっております。これはあくまでも申請した人数なのか。対象人数とは違うわけですね。申請した人数だと思うんですけども、その点、そうすると申請しなかった人はもちろんもらえないということになりますけれども、そういうことなのかどうかも含めて、お答えいただきたいと思います。

95、96ページです。前段の山下議員も、墓地埋葬等取扱事業で何回も質問と答弁をやっていたんですけども、福祉課長が言ったように、ずばって言うていただければ、そんなに質問もなかったと思うんですけども。

1つだけ。これは成果書の112ページにも書いてあるんですけども、遺族が引き取りを放棄したためと書いてありますね。先ほどの答弁だと、母親がいて、いるんだけれども認知症のため後見人がということなんですけれども、この場合、放棄したということも、後見人を通じて放棄したのか、それとももう放棄する、認知症ですからそういう判断もつかないわけですよ。だとすれば、成果書に遺族が引き取りを放棄したためというふうに書いてあるんですけども、その書き方はどうなのかというふうに思いましたので、本当に痛ましい事故だなと思いますが、本当にこういうことがあっちゃいけないと思うんですけども、宮代にもこういうことがあって残念なんですけれども、その点だけお願ひしたいと思います。

それから、97ページ、98ページの関係で、児童福祉費に係る、これも不用額なんですけれども13節の委託料104万円、それから20節の扶助費277万円、この不用額についてお尋ねしたいと思います。

それから、103ページ、104ページの児童措置費の児童手当支給事業の関係で、前年度と支給額を比較して600万円の増額となっております。この内訳では被用者において789万円増えているけれども、その一方で非被用者では189万円減っていると。この辺の内容についてももう少し詳しくお尋ねをしたいと思います。

それから、109ページ、110ページの保育所管理事業なんですけれども、これ事務的なことなんですけれども、町内はもちろんなんですけれども、管内にはいろんな自治体、成果書にも載っておりますけれども、これ委託料を支払われておりますけれども、この委託料の単価で支払っていると思うんですけれども、どういうふうな手続で支払われているのか、その点ちょっと事務的なことなんですけれどもお尋ねしたいと思います。

それから、総括的な話というと、質問なんですけれども、まず今、子育て推進課で子供広場、それから交流広場がありますけれども、本当に子供たちがいっぱいいて、いるときは本当ににぎわっているし、非常に我々もそういう声を聞いて励まされるというか、元気になるんですけれども、今この広場はかなり手狭じゃないのかなというふうに思うんですけれども、それはイベントによってだと思うんですけれども、実際、手狭ではないのか、あるいは支障がないのか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、もう1つは待機児童の関係ですが、この件については全員協議会の中で課長からも説明がありました。既存の空き店舗を利用することによって短期間安価で整備可能ということで、小規模保育所2園の誘致ということなんですけれども、これについてなんですけれども、特に3歳未満の乳幼児が低年齢児の受け入れ基盤を強化しないというふうにいわれているんですけれども、

年齢別の待機児童、大ざっぱなことはわかるんですけども、そういった点では本当に低年齢児だけなのかどうか、その点と、多分、その点ではほかの保育園との関係できちっとやれるんだというふうに思うんですけれども、受け入れ枠の拡大というか、それは整備されるということなんですけれども、あと保育士の確保はどうなのかということでお尋ねをしたいと思います。

それから、もう1つは定住人口をやはり増やしていくという、これは福祉だけではないんですけれども、福祉関係ではやはり保育料の引き下げの問題も大事だと思うんです。その点ではどういうふうに考えているのか。これは決算でありますので、来年度にもかかわる、次年度にもかかわる問題ですので、ぜひお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 休憩いたします。

休憩 午後12時04分

再開 午後 1時04分

○委員長（田島正徳君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君） 福祉課長、渡辺でございます。

午前中の私の答弁の中に誤りがございましたので、申しわけございませんが訂正をさせていただきます。

墓地埋葬等取扱事業の死亡者の年齢を、記憶で60代であったと思われましてということで申し上げましたけれども、戻りまして資料を確認させていただきましたところ、74歳でございました。申しわけありませんでした。

ただ、介護認定、福祉サービス等の利用実績は
なく、訪問、見守り等をやはりしていなかった方
でございます。申しわけございませんでした。

○委員長（田島正徳君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君） 福祉課副課長の宮
野と申します。

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、決算書85、86ページの不用額の説明でご
ざいますが、まず、13節委託料でございますが、
不用額241万7,695円につきましては、主な理由と
して障害者総合支援事業において、措置入所の対
象者がなく費用が執行残となったこと。障害者地
域生活支援事業の入浴サービスや職親業務の委託
料において利用実績が見込みを下回ったこと。ま
た、福祉タクシー等利用助成事業において、タク
シー券及びガソリン券の利用が見込みを下回った
ことなどにより不用額が生じたものでございます。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、
不用額1,888万6,066円につきましては、障害者総
合支援事業のうち、介護給付訓練等給付費におい
て就労移行支援、就労継続支援A型などの給付が
当初の見込みを下回ったほか、療養介護医療費に
おいて給付費が見込みを下回るなどの負担金の執
行残が多額となったことに加え、生活サポート事
業において利用が見込みを下回ったこと。さらに
地域生活支援事業において、運転免許取得費及び
成年後見人報酬等の助成金の申請が見込みより少
なかったことなどが主な理由でございます。

20節の扶助費でございますが、不用額303万
9,450円につきましては、重度心身障害者医療費
支給事業におきまして、申請件数が当初の見込み
を下回り給付の伸びが少なかったこと、並びに障
害者地域生活支援事業において、移動支援給付費、
日常生活用具給付費及び日中一時支援等の給付費
が当初の見込みより少なかったことなどが生じた

主な理由でございます。

続きまして、2点目の89、90ページの障害者地
域生活支援事業におきまして、委託料が増えた理
由ということでございますけれども、障害者総合
支援法により、障害者の地域における日常生活・
社会生活の支援をするための事業を市町村が実施
するものでございまして、当町では埼玉北地区自
立支援協議会として、近隣市町との共同実施によ
る事業の効率化も推進しております。平成29年度
は当町がこの協議会の事務局を担った関係で、近
隣市町から負担金をいただき、事業委託料として
一括で契約支払いを行った経緯がございまして、
委託料において9,625万円の大幅な増加が生じて
ございます。

続きまして、決算書91ページ、92ページの一番
上段のレスパイト事業、19節負担金、補助及び交
付金の超重症心身障害児レスパイトケア事業費の
関係でございますけれども、こちらの超重症心身
障害児とはどんな方かと申しますと、簡単にご説
明いたしますと、超重症心身障害児とは常に医学
的管理下に置かなければ呼吸をすることも栄養を
とることも困難な障がいがあり、重度の肢体不自
由と重度の知的障がいとが重複した障がい児のこ
とでございます。こういった方について、保護者
等のケアの手助けになるよう、一時的に入所施設
等に入所される場合に、その事業所に対して町の
ほうで補助を行うものでございます。こちらにつ
きましては、今年1名の方が対象となっております
して、今回の14万円という支出になってございま
す。

次の特別障害者手当でございます。

こちらにつきましては、丸藤議員おっしゃった
とおり国の施策で、実質的には県のほうで行って
いるところでございます。どんな方が対象なのか
というと、重度障がいにより日常生活で常時特別

の介護を必要とする方で、おおむねでいうと身体障害者手帳1級・2級及び知的障がい重複の方、このような方が、簡単に言ってしまうと全てではございませんが対象となっているところでございます。手当につきましては、月額2万6,940円支給されているところでございます。町のほうの、こちらに関しての申請受付の窓口は町となってございまして、そちらを県のほうに進達して、そちらの給付のほうについては県のほうで行っているところでございます。

それから同じく更生援護事業のバンダナとはどういうものなのかというところでございますが、今回、実物をお持ちしましたので、ごらんください。

こういったバンダナになってございまして、聴覚障害のある方が、災害時とか緊急時などにおいて、こちらを耳が聞こえませんと、例えば、あとは手話ができる方等がそういった方の手助けになるように、反対側については手話ができますというような形で、これを首に巻いたり、肩にしょったり、そのような形で目立つようなところで表示していただいて、災害時とか、それから緊急時のときにこういった手助けになるためのものを作成してございます。

続きまして、決算書の91ページ、92ページの臨時福祉金給付事業でございますけれども、こちらにつきましては4,272人、今回給付させていただきました。対象者はというところでございますけれども、こちらの通知を行った方が5,340人でございます。支給を受けた方という、大体、計算で割りますと80%の方が申請をされて受け取っているというようなところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（田島正徳君） こども未来室長兼子育て応援室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

丸藤委員のご質問に順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の児童福祉総務費の中における不用額ということで、13節の委託料、決算書で97、98ページになります。こちら13節委託料の不用額104万5,571円となっておりますけれども、こちらの多くを占めるものが学童保育運営事業の中の委託料、指定管理料となります。その額は88万4,000円ほどを占めていまして、こちらの理由といたしましては、先ほどの山下委員のご質問の中でもお答えさせていただいた部分もあるんですが、処遇改善事業の補正予算を12月議会においてご議決いただいて予算措置したところ、県・国の最終的な交付額の確定を受けて、88万4,000円の不用額が生じるという内容のものでございます。

もう1点、同じく児童福祉総務費の20節扶助費、こちら277万1,590円、こちらのほとんどを占めるものが、こども医療費支給事業の扶助費給付額の残となります。その額が250万69円ということで、そのほとんどを占めているわけですが、こちらは29年度の予算措置をするに当たりまして、27年度から28年度、その実績の伸び等を考慮いたしまして予算を組んだところ、結果としてそこまでの伸びがなく、250万69円の不用額を生じたというものでございます。

こちらの科目上、予算自体が9,900万円という大きな予算ですので、不用額の率として2.5%というものですけれども、ただ250万という不用額が生じているというところは十分に受けとめたいと、そのように考えております。

○委員長（田島正徳君） 福祉課主幹。

○福祉課主幹（横内宏巳君） こども未来室主幹の

横内でございます。

丸藤委員の児童手当についてお答え申し上げます。

成果書116ページ、児童手当の被用者、非被用者の増減についてでございますが、こちらはご承知のとおり、被用者はお勤めをされている方で、会社等の健康保険に加入されている方のことでございまして、非被用者は自営業などの方で国民健康保険に加入されている方を指しております。

現在の宮代町の傾向といたしまして、会社等にお勤めをされている方が増えている傾向にあると考えられます。また、道佛地区の区画整理等で転入されている方で児童手当を受給する世代の方につきましても、お勤めをされている方が多いのではないかとということで、このため年々被用者が増加し、非被用者が減少しているものと分析しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 保育担当主査。

○保育担当主査（小野美保君） 保育担当、小野です。

保育園の管外委託、町外の保育園をお願いしている場合の委託料の支払いはどのような形ですかという質問にお答えしたいと思います。

子供1人当たりの保育に要する費用をもとに算定する単価というものがあります。どのように算定するかというと、お子さんの年齢によってですとか、あとは保育の必要量といって、長時間保育が必要なのか、短時間保育が必要なのかといったことです。あと、施設の所在する地域などを勘案して算定する単価をお支払いするんですけれども、私立保育園の場合は園が直接町のほうに請求書を送ってくださいますので、そちらに対して支払いを行いまして、公立の保育園はその所在する市町村から請求書のほうが来ますので、そちらをお支

払いするような形で行っております。

以上になります。

○委員長（田島正徳君） こども未来室長兼子育て応援室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

子育てひろばのご質問についてお答えさせていただきます。

現状、手狭な感じが見受けられたり、支障があるない、そういったご質問の内容かと存じますけれども。

決して十分な広さかといったら、そこは十分じゃない部分も正直ございます。ただ、やはり与えられた限られたスペースの中でどういった活用の仕方がいいのかというのは、子育て指導員やオフィスサポーター、そして担当する職員等で知恵を生み出し合って、事業展開しているところがあります。広くスペースを使いたい場合は、子育てひろばではなくて出前講座という形で、ぐるるに向いていって事業を行っているところもございます。今後、はらっパークなども事業展開の1つとして予定しているところでございます。

続きまして、待機児童の現状ということでお答えさせていただきます。

小規模保育所2園の誘致に向けて取り組んでいる現状はございますけれども、本年9月1日時点、ちょっと決算という捉え方ではどうかと思いますが、直近の情報ということで9月1日時点の待機児童の年齢別内訳をお答えさせていただきますと、総数11人いまして、0歳児が6人、1歳児が4人、3歳児が1人、合計11人、そのような内訳となっております。

今後は、小規模保育所2園の開園が可能となれば、そこで0・1・2歳のトータル38人までが受け入れ可能となりますので、そちらの実現に向け

て引き続き取り組んでいきたいと考えております。

保育士の確保についてのご質問がございましたけれども、実際の採用につきましては、総務課の所管になりまして、今後の定員管理計画とかそういったところとも照らし合わせてという形にはなるのかもしれませんが、福祉課といたしまして、町立保育園の運営に当たって支障がないよう、十分な保育士の確保、採用に向けて、総務部門に働きかけていきたいと考えております。

保育料の引き下げについてのご質問にお答えさせていただきます。

県内の保育料の実態を検証を、まず、するに当たりまして、埼玉県のほうで集計しました平成29年度の実態の調査がありまして、そちらをもとに県内の63市町村の徴収の上限額となりますけれども、そちらを確認したところの平均は4万3,783円と数字をつかんでおりまして、当町におきましては、その値は4万5,633円で行っていましたので、平均に比して、やや高めとなっている現状は承知しているところがあります。

埼玉の12市町で同様に見ますと、平均が4万5,821円となっておりますので、当町はこの埼玉の平均よりは若干低い設定の保育料となっているのではないかと認識しているところでございます。

県内における近年の保育料改定について調査したところ、改定が行われた4自治体におきましては、自治体の負担の増加を背景として、いずれも徴収上限額の引き上げを行っている状況を確認しております。これらの検証、確認結果、さらには無償化に向けた国の動向等を踏まえまして、5月に町の自治体経営会議、こちらに保育料の改定の要否について会議にかけて検討を行ったところでございますけれども、平成29年度における県内自治体の保育料ですとか、近隣の埼玉12市町の状況を踏まえまして、

は、他の自治体に比して著しく高い状況ということとは言えず、合わせて平成29年12月に内閣府から発せられた新しい経済政策パッケージに盛り込まれている幼児教育の無償化、こちらが税制改正と連動して、全面的に実施されるそういった予定があること等から、現時点においては町独自の保育料改定、上げることも下げることも行う状況にないという判断をいただいたというか、させていただいたところでございます。

なお、国による無償化の実施につきましては、当初予定の32年4月そこから半年前倒しになると、平成31年10月に前倒しされると、そういう予定も発せられていますので、そういった部分も認識はしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君） 福祉課長の渡辺でございます。

1点だけ私からご答弁をさせていただきます。

墓地埋葬等取扱事業における遺族が引き取りを放棄したことは間違いないかという確認のご質問でございますけれども、まずは今回のような事例は警察のほうで遺族との折衝をすることになります。その上で遺族が警察に対して引き取り等ができない旨を伝達し、警察のほうで町に対して遺族が引き取っていただけないので、町が墓地埋葬法等に基づいて事務を行ってほしいという要請がございまして、それに基づいて、町が執行をするものでございます。

先ほど、午前中にも申し上げましたとおり、今回の事例では唯一の遺族、お母様が高齢で認知症という状況でございますので、後見人に確認をいたしまして対応をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） どうもありがとうございます。

それでは何点が質問をさせていただきます。確認も兼ねてお願いしたいと思います。

まず、85、86ページの関係ですが、不用額です。先ほど委託料の関係で、1つ措置入所の対象者がなく費用が執行残となったとか、それから入浴サービスや職親業務の委託料の利用実績がないとか、タクシー券の関係を言われたんですけれども、これは当初見込みとの関係でどうだったのか。その点では保育のほうはきちっと答弁いただいたんですけれども、こちらは積算との関係でどうだったのかということでお聞き、説明は説明で、それはあれなんですけれども、説明と積算との関係でどうだったのかということで、すみません、もう一度お願いしたいと思います。

それから、89ページ、90ページの障害者地域生活支援事業の中の委託料の増えた分ですね。これは宮代町が近隣市町との共同実施をやっているんですけれども、これは宮代が事務局になった関係ということなんですけれども、これは順番になっているんでしょう。そうすると、当然、平成29年度は宮代に来るというのはわかっているわけで、そうすると当番だから、このくらいの予算は必要になるということ、それは当然わかっていて予算を組んだと思うんですけれども、それが大きな理由ですよと思うんですけれども。これは、そうしますと、歳入のほうではどういうふうに入ってくるんですか。その点も含めてお示し願いたいと思います。

続いて、91ページ、92ページの負担金補助及び交付金の関係で、超重症心身障害児レスパイトケア事業補助金ということでお尋ねしましたが、これは対象者は一人ということなんですけれども、これはたまたまこういう超重症心身障害児ですか

ら、これに当てはまる補助金なんですけれども、対象というのはほかにいるんでしょうか。たまたま今回1名ということで、大変な思いをしていると思うんですけれども、これもやはり家族の負担軽減にもなりますし、大変必要だなというふうに思うんですけれども、その点、こういう名称になっているんですけれども、そうすると対象者はどうなのかなと。ほかにいれば、こういう補助金がありますよというようなことも、やっぱり知らせる必要があると思うんですけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、バンダナということについては、現物を持ってきてくれたんで、はい、よくわかりました。私はちょっとバンダナというのは、言葉として初めて聞いたものですから。はい、わかりました。それは結構です。

それから同じく91ページ、92ページの下の臨時福祉給付金等給付事業なんですけれども、先ほど5,440人と言いましたか、対象人数。5,340人ということで8割ですよ、答えたとおり。これはやはり、そうするとどういうふうに周知徹底しているんでしょうか。

こういうのって、申請しなくても来るということであればいいんですけれども、申請しなければ来ないというのは、ちょっと、要するに役場から来たものはなかなかもう見てきちっと判断できない方もいるかと思うんです。だから、そういう人にとっては大変だと思うので、それはどういうふうに、町のほうでは、対象者がいて、要するに2割の方は来ないわけですよ。そういう人たちについては、こういう給付金があるんですけれども、まだ来ていないんですけれどもということは、取りたてのときは何回もやるんでしょうけれども、こういうものはきちっとやっているんでしょうか、やられているのかどうか。そうでない限り、80%

だということなんで、じゃ、あと2割の方はどうなっているのかということで心配になりますので。その辺の手続等々、町との関係でどうなのか、お尋ねいたします。

続きまして、95ページ、96ページ、墓地埋葬等取扱事業、はい、わかりました。

続いて、97、98ページの不用額についても、先ほどの答弁で理解しました。

それから、児童手当支給事業についても説明がございましたのでわかりました。

それから、保育所管理事業についてもわかりました。これは確認なんです、これはもちろん委託するほうと受託するほう、町がお願いするほうと受託するほうも、これはもう手続は全く同じということで理解するんですけれども、それでよろしいかどうかということ。

それと、子育てひろば、交流広場ということで、先ほど決して十分かというところではないと。与えられた中でどうするか知恵を出していくということで、出前講座とか、はらっパークも利用していくということなんですけれども、確かに限られたスペースでやらなければいけないということなんですけれども。

私はなぜこういう質問をしたかというと、やっぱり今まで、ふれあいセンターあったわけです。あそこは児童館でした。でも、あそこが廃止するに当たって、庁舎で今のこども広場、交流広場をつくって、担当課も分かれて、事務処理もやっているんですけれども、そういうことなんですけれども、やっぱりこれからのことを考えると、これでやっぱり十分なのかというところ、気になるんです。それは与えられたスペースでやらなければいけないから、十分とは言えないけれども、やらざるを得ないということですね、答弁は。だったら、やはりこの辺で将来のことを考えれば、もっと子

育ての点で考えていくならば、やはりスペースは必要なんじゃないかなということも含めて考えていく必要があるだろうと思うんですけれども、その点。

今はまだ十分でない部分もあるかもしれないけれども、将来のことを考えて、先々考えなければいけないと思うんです。その点でどうなのかということでお尋ねしたいと思います。

それから、待機児童関係なんですけれども、9月1日で0歳6人、1歳4人、3歳1人ということで11人、少なくとも10人が、今度の小規模保育所が誘致できればということで、これはもう31年4月を目指しているということで、これは間違いないんですよね。だとするとあとは保育士の確保なんですけれども。

その前に大事なこと、よく待機児童って言うんですけれども、これまで待機児童の定義そのものが変えられました、確かに。ただし、変えられたんですけれども、要するに4月時点と10月の時点では、かなり変わってきます、いつも。保護者が選択した保育所へ100%入所できているのかどうか。それから、待機児童が出ないように多少は、保護者がこっちに行きたいから、こっちにしてくださいと言うので、うまく振り分けている点もほかでもないわけじゃないというふうに聞いているんですけれども。そういうことはないのかどうか。そういうのはきちっと100%保護者の意向を聞いて、現在11人だということなのか。その点お願いしたいと思います。

それと、小規模保育所の考え方なんですけれども、やっぱり保護者からすれば、それは国納保育園とか、みやしろ保育園とか、公立なんですけれども、いずれにしても例え空き店舗にしても、それは町としては認可するんですけれども、保護者からして、本来そういう形は本当に望んでいるん

でしょうか。それは外観では言えないんですけれども、質的にもやっぱりちょっとどうなのかという声も聞くんですけれども、そういった点での保護者の何て言うんですか、苦情という、苦情ではないそういった問題点は指摘はないんでしょうか、その点、ちょっとこれも大事なことだと思うのでお尋ねしたいと思います。

それから、保育料については理解はわかりましたということしか言えない。休憩中ですから質問したんで、よく答えていただきました。現在の状況も。でも、先ほど県の平均、それから埼玉12市町の平均、やや若干低いと埼玉のほう、4万5,821円って言いませんでしたか、聞き間違いかな。みやしろが4万5,633円ですから、若干高いんでしょう、みやしろのほうか。すみません、細かいんですけれども、もう一度。

いずれにしても、著しく高いとは言えず、国のほうの動向もあるから、要するに様子見ですよ、でもね、私は定住人口を考えれば、やっぱりこういうことをしないとだめなんですよと思います。学校給食費の無料化とか、こども医療費の無料化とか、それから保育料、こういうのはやっぱり保護者は見ているんです。それだけではないです、どういった内容か。さっき言ったように質的にも求められるし。

でもね、やっぱり定住人口、しているところは増えているんです。人口の減っているところというのは、出生率が死亡した人より高くないとだめでしょう。それから、宮代町から、ほかから移ってくるほうが多くないと出ていくより。そういうのはやっぱりこういうところの要因にあるんです。ですから、ただ、低ければいいとか、もう丸藤さん、すぐ口を開くと学校給食費や無料化だの、保育料が安いほうがいいのか、こども医療費は無料がいい、そういうのは、そういうところに

あらわれるんですよと思っているんですけれども。

だから、定住人口を増やす。これは先ほども言ったように、福祉課だけの問題じゃないんですけれども、その1つですから、ぜひこれは考えていただきたいということで、それ以上の答弁はないと思うんですけれども。

すみません。先ほどの保育料の関係は若干低いで結構です。私もそのように言ったんですけれども。そうですね、4万5,821円が埼玉ですから、はい、これは結構です。

ただ、いつも言うように、埼玉12町村が基準じゃないですから、少なくとも県平均よりは高いんですから、その辺を考えてほしいということなんですけれども。

とにかく国の様子見、言葉悪いけれども、そんな感じに見えて仕方がない。国がやったから従うということで、それは財源はあるんでしょうけれども。それを早目早目にやらないと、さっき言った定住人口は増えませんということで、もう一度、この点を考えてどうかということで。

答弁はもうそれ以上なければいいで、課長をお願いします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君） 福祉課副課長の宮野と申します。

それでは質問にお答えさせていただきます。

決算書の委託料の積算の根拠がどうなのかということでございますけれども、まず委託料の不用額でございますけれども、決算書85から86、87、88ページにかけての障害者総合支援事業でございます。こちらは決算書には執行がなかったものですから載っていないんですが、先ほど言った措置入所委託料につきましては、予算現額として28万6,000円あったわけでございますが、こちら実績

がないということで執行残という形になりました。執行残28万6,000円ということでございます。

理由といたしましては、障害者の介護者が急に死亡し、誰からも支援を受けることができなくなったケースなど、緊急的に本人の居場所を確保するための費用として、予備的に措置しているようなものでございますので、執行がなかったというところでございます。

続きまして、決算書の89、90ページの障害者地域生活支援事業の職親業務委託料、こちらにつきまして、当初予算では72万円見込んでおりましたが、2人分ということで見込んでおったところでございますが、今回は29年度においては1人のみということでございますので、半分の36万円が不用額となっております。

それから同じく入浴サービス委託料につきましても、不用額が42万8,200円となっております。こちらにつきましては、こちらも見込みが当初においては延べ216回を予定していたんですが、実質51回ということで執行残が出たものでございます。

それから、決算書の91ページ、92ページの福祉タクシー等利用助成事業、こちらの福祉タクシー等の委託料において50万440円の不用額が出てございます。こちら当初見込んでいたものよりも、先ほどタクシー券とかが利用が前年度割れしているというようなこともございまして、不用額が生じたものでございます。しかしながら、こちらについては94%の執行率となっているところでございます。

続きまして、2番目の質問で、近隣市町の共同事業で事務局になっているからということで、じゃ、その歳入はどこに入っているのかというところでございますけれども、こちらにつきましては、決算書の17、18ページにございます、ちょうど真

ん中よりちょっと下のところですか、2項分担金、1目民生費分担金、こちらの埼玉葛北地区管内広域事業分担金8,817万481円、こちらが近隣市町からの歳入となつてございます。ちなみに、具体的に近隣市町はどこかと言いますと、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町と事務局である宮代町で共同事業を行っているものでございます。

それから、決算書の91ページ、92ページのレスパイト事業の超重症心身障害児の対象人数ということでございますが、こちら現在のところ1名というところでございます。

それから、決算書91ページ、92ページの臨時給付金の周知の件でございますが、2割の方が給付を受けていないというところでございますが、こちらにつきましては、一応、周知の最初、広報、それからホームページ等で、このような給付金があることを説明しており、本人見なくても家族の方とか、そういった方が見られるような状況になっていたのかと。それから、あと国でも、よくテレビでコマーシャルでカクニンジャということで、臨時給付金のコマーシャルも流れておりました。あとは発送した方が必ずしも対象になるというようなところでもございませぬので、今回はこのような形で執行したものというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） こども未来室長兼子育て応援室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。丸藤委員のご質問に順次お答えさせていただきます。

まず1点目の子育てひろばについてのご質問で、ふれあいセンターからの移行、移行というか、規模縮小、そういったところの影響ということでご

ございますけれども、今後を見据えてというところももちろんあるんですけれども、まだ開設してから数年というところもありますので、今後の利用状況等を見ていってというところももちろんあるんですけれども、また合わせて、その広場で不足する子供の居場所づくりということもあるんですけれども、平成32年度をその事業開始年度として位置づけている放課後子ども教室という事業が、教育委員会と福祉課との連携により実施する予定がございます。

その放課後子ども教室におきましては、学童保育を利用していない児童も、学童を利用している児童も、みんな一緒にできるものということで、場所については小学校の場所を利用してという形になる予定となっておりますけれども、そういった放課後子ども教室の予定もありますので、そういった事業展開と合わせて、広場利用についても今後の利用状況も見た上で、拡張していく必要性も探っていければと考えております。

待機児童に関するご質問へのお答えといたしまして、小規模保育所2園を予定していると。こちらは、民間事業者の参入に期待しているところでありまして、31年4月ということで保育士の確保につきましては、こちらは民間事業者の実施ということになりますので、直接、町で保育士の確保、雇用ということが及ぶものではございません。

待機児童が現状11人生じている状況で、入所している児童、意向を聞いて100%希望に沿うようなということでのご質問でございますけれども、入所に当たりましては、もちろん希望園に入所できるような、そういった配慮というか措置をとっておりまして、ただ、入所に当たりましては保育需要がどれだけ必要なのかという指数化したその点数、保育需要の多い方から入所・入園の決定していくようなそういった手順になりますので、保

育の指数が低い方の第1希望よりは、保育の指数の高い第1希望だったり、保育の指数の高い第1希望がかなわなければ第2希望とそういった手順を踏んで、入所の措置、決定をしていくこととなっております。

小規模保育の運営していく上で、入所するに当たっての問題点、0歳から2歳まで、そういったお話を受けているかというご質問になりますけれども、個別具体的に小規模保育所だから、いわゆる民間の認可保育園じゃないから敬遠するといった、そういった声は届いておりません。

ただ、0歳から2歳を対象としている保育施設になりますので、例えば、2歳児を抱える保護者、年度途中で空きができたからといって、そこで実際その年度末までしか2歳児はいられないわけですので、そういった場合には保護者のほうで、その短期でも入れるとか、それはその後、転園、民間保育園に転園する必要があるとか、例えば3歳からは幼稚園に通わせるとか、そういった個々の家庭の事情等にも影響してくるかと思っておりますので、そういったお話は受けた経緯はございますけれども、特にその小規模なので運営についてということでの心配事の相談等は現状で入ってきておりません。

○委員長（田島正徳君） 福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君） 福祉課長の渡辺でございます。

保育料の関係のご質問にお答えを申し上げます。

前回の改定引き下げから5年を経過いたしましたので、先ほど担当室長のほうからご説明申し上げましたとおり、昨年いろいろ調査をし、内部で検証させていただいたところでございますが、近年の県内の改定自治体が4団体ほどあって、いずれも引き上げというご説明もさせていただきましたけれども、保育料につきましては、これ上限額

の設定で申し上げますと、国基準は3歳以上が10万1,000円、3歳未満が10万4,000円という基準でございます。町は3歳未満が5万9,800円でございますので、ここでも約4万円ほどの差があつて、全ての方が上限に当たるわけじゃないですから、各階層ごとに差は異なるんですけども、そもそも国はこの基準に基づいて国庫負担を算出し、市町村に交付してくる。差額は市町村の持ち出しと、そのような構図がもともと背景でございます。それで先ほど申し上げた4団体についても、その負担が大きくなり過ぎているということで改定引き上げというような判断をされたというふうに分析しております。

こういった中、この市町村持ち出しの負担分が、今回の無償化においてどういうふうになつていくか、そういったことも、まるで今情報がない中でございます。そういった中で、町として動けない、動きにくい、そういった状況があるのは明らかな状況でございます。その中で町の判断ということで、現時点ではご理解をいただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 保育担当主査。

○保育担当主査（小野美保君） 保育担当、小野です。

管外委託の保育園の支払いについて、受託の場合はどうですかというご質問ですけども、やはり受託の場合も同じでして、公立の保育園で受託した場合には、町が相手の市町村に請求を出しているような状況です。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） どうもありがとうございます。

待機児童の関係なんです、先ほど再質問しま

したが、小規模なのだという心配の声はないということは何いました。わかりました。

ただ、全協のときにも説明がありましたけれども、これは8月23日の資料です。これは今年の4月1日現在の9人というのは、それでこの決算の中で、先ほど11人というのは9月1日ですので、少しずつ増えてはいるんですけども、小規模保育所2園の誘致でということで民間ですが、これで大丈夫という考えだということはわかりました。

保育士の確保の問題ですけども、これは小規模については民間なんですけれども、先ほど支障のないように総務課に働きかけていきたいということだったんですけども、これはやはり職員をきちっとやっぱり確保するということは大事だと思いますので、ぜひそういうふうな方向で働きかけるということなんですけれども、どうなんですか。来年に向けての今のところの状況は、それが1点と、それから保育料については、先ほど、子ども未来室長兼子育て応援室長の答弁を、課長はそれをさらにちょっとつけ加えたということなんですけれども、私は定住人口をやっぱり増やしていくという、そういう観点からどうなのかということでお聞きしたんで、それ以上の答弁ないということで、承認はしませんけれども、ぜひ考えていただきたいと、これは要望なんですけれども。

あと1点なんです、先ほど再質問のときに聞き忘れたんですけども、特別障害者手当の件で、先ほどお聞きしました支給の要件と、それから手当は月額2万6,940円ということなんですけれども、これもやはり特別障害者手当、国の制度ですけども、申請窓口は町という答弁でしたので、これはもうぜひ、やはり周知をきちっとしたほうがいいのかな。それは、いろいろ条件はあるんですけども、この条件に当てはまる人、宮代では

把握している範囲内ではどれくらいいらっしゃるのか。もしあれば、その人たちにきちっと周知するべきだなというふうに思いますが、その点だけ最後にお尋ねしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君） 福祉課副課長の宮野と申します。

特別障害者手当の件でお答えさせていただきます。

大変申しわけありませんが、対象の人数についてはちょっと資料がきょう持ちでございませんので、ただ、その周知に関しましては当然窓口相談に、そういった障害の方とか来た方に、当然聞き取りをしていく中で、制度は担当のほうで周知してございますので、こういう制度がございすというようなところで、窓口でまた町の広報等でも、ホームページで周知してございますので、基本的には窓口相談に来られた方に対しては、当然こういった制度がございすというような形で周知徹底はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） こども未来室長兼子育て応援室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

保育士の確保に向けてのご質問についてお答えさせていただきます。

今後の予定という内容のご質問だったかと思いますが、来年度4月1日採用の職員採用試験というのが、明後日の9月16日に予定されていまして、内容については福祉課の立場でお答えできるものではございませんので控えさせていただきます。実際、保育士につきましても若干名ということで、その募集の対象となっております、

実際、何人が申し込まれて、どうこうという内容についてまで承知しているものでございせんので、そちらについてはお答え控えさせていただきます。

ただ、福祉課の立場といたしましては、今年度、保育士の退職が出るのであれば、当然その退職者補充は最低限、さらには園児・児童の受け入れ等もということで、プラスアルファとかということも実際あるんですけれども、ただ職員の数につきましては、任期付の保育士も本年というか、今月の1日付で2名の採用をしていただいたところもございすので、今後の保育士の確保に向けては総務部局と慎重に詰めて対応していければと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時33分

○委員長（田島正徳君） それでは再開いたします。
角野委員。

○委員（角野由紀子君） 決算的なことで質疑をします。

決算書の100ページ、成果書の114ページの真ん中あたりの児童福祉対策事業の特別保育事業補助金というのがあります、2,130万、これについて、詳細に実績を教えていただきたいと思います。

それから、決算書の102ページ、成果書の114ページ、115ページ、障害児デイサービス事業がありますが、これは財源的な問題なんですけれども、これは町独自ということで、どこからもこういうことに対して財源が来ないものなのかというか、来ないんですかということです。ちょっとお伺い

します。

あと決算書の108ページ、成果書の117ページ、みやしろ保育園事業と、それから国納保育所運営事業がありますが、みやしろ保育所運営事業の国庫支出金県支出金というのは何なのか、国納は0ですけれども、この違いを教えていただきたいのと、あと国納保育所については、何か施設のところの説明で、施設修繕、風雨、雨風というようなのをちょっと聞いた覚えがあるんですけれども、それについてお伺いします。

○委員長（田島正徳君） 休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時36分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

○委員（角野由紀子君） 決算書の98ページ、成果書の113ページなんですが、学童保育所運営事業というところで、こども未来室長兼子育て応援室長の先ほどの答弁がございましたが、この学童保育事業の5,375万のうちの、かえで児童クラブ指定管理1,338万ということで、その差額が3つの学童だというような答弁がございましたが、人数的な比率というのはどうなのでしょう。対1人に当たる経費、そういうものについてはどんなふうになっているのか、お伺いします。

○委員長（田島正徳君） こども未来室長兼子育て応援室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。
角野委員のご質問に順次お答えさせていただきます。

まず1点目の決算書で、99ページ、100ページ、そちらの中ほどの児童福祉対策事業の中の19節負

担金補助及び交付金の中の特別保育事業補助金2,130万2,000円の内訳というか内容というか、お答えさせていただきます。

こちらは、町内の民間園、小規模保育所も含めまして、民間4園に対する事業補助金でございまして、その該当事業に対して補助金を交付しているものですが、その1つは、1歳児の受け入れに対しての補助金というものがあります。1歳児担当保育士雇用費ということで、そちらが民間、合計で838万円の支出がございまして。

それと一時預かりをやっている民間園ということになりますので、そちらは町内ですと姫宮保育園が該当になりますので、その一時預かり事業に對しまして165万円の支出がございまして。

それと地域子育て支援拠点事業ということで、こちらが姫宮保育園で子育て支援センターとしての運営がございまして、そちらの事業補助として784万2,000円。障害児保育ということで、こちらが姫宮保育園が該当していますが、こちら48万円。アレルギー等対応特別給食提供事業ということで、こちらは百間保育園、本田保育園が該当になっておりまして、合計で85万円の事業補助。それと延長保育ということになりますので、こちら民間4園合わせまして210万円の事業補助があります。それぞれ国や県からの交付金を受けて、町が上乗せしての補助金のトータルが2,130万2,000円という内容のものでございまして。

続きまして、障害児デイサービス事業、こちらは成果書の115ページということで、町の財源のみで実施しているということになります。国・県からの補助というのは、公立が実施する場合には対象とならないというところですので、全て町の財源にて事業実施しているところでございまして。

続きまして、成果書の117ページ、みやしろ保育所運営事業と国納保育所運営事業の財源につい

てのご質問でございますが、みやしろ保育園につきましては、病後児の預かりと一時保育、こちらを実施しているということで、国・県の補助金を受けての運営ということで、その財源として充てているという内容のものでございます。

国納保育園で施設修繕において、雨風よけの壁体を設けました。国納保育園園舎が大雨、大風のときには北側から雨が吹き込む、そういった状況がございまして、それを軽減するという意味で、対象箇所の2カ所に壁体を設置して、雨風よけとか、その軽減を図ったという内容のものでございます。

決算書の97、98ページ、学童保育所運営事業で、人数の比率ということでございますが、児童1人当たりについてということで数字をつくりますと、かえて児童クラブにつきましては対象児童61人で計算しますと1人当たり22万7,540円、町立につきましては241人の受け入れがございまして、これを4,000万弱の先ほどの数字をつくりますと、1人当たり16万5,458円と、そういった数字が算出されます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

成果書の114ページの特別保育事業の話なんですけれども、町の上乗せ分というのは幾らだったのかということと、それからその民間4園で、これ、今、0歳児については入っていないということと、なかんずくということと、それから、115ページの障害児デイサービス事業、これは私立の特別保育事業の姫宮保育園だと48万円の補助が出るけれども、公立でやっている場合は補助対象にならないということで、これは補助金の不備が国だとか県だとかあるのかなと思うんですけれども、これはどういうふうに考えたら、どんなふうに思

われているのか、お伺いします。

それから、108ページの国納保育園、壁体をつけたということで224万円が壁体分の決算ということでよろしいのかどうかを確認します。

あと、学童の話なんですけれども、1人当たりで換算をしていただきましたが、私たちが意識している指定管理という概念からすると、これはちょっと違うのかなというふうに思うんですが、この辺は、指定管理に出すということ、それから須賀小学校区の須賀小に通う人は、かえて学童に入るという流れになっていますが、これ1回、保護者さんにも調査をしたほうがいいんじゃないかなと思うんですというのも、今、学童もたくさん入ってくると思うんですが、学童は働くお母さんのために学童というのを開いているわけですが、保護者でいろんなことをやるということが負担になっているということを私のほうの耳にも入りますので、その辺と、それから町としてはその経費の問題について、3園だけ町営でやって1人当たり6万から7万の違いがあるということに対するその検証とか、そういうのも1回調べる必要があるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（田島正徳君） こども未来室長兼子育て応援室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

角野委員のご質問に順次お答えさせていただきます。

まず、特別保育事業補助金の支出に当たっての町の上乗せ分ということですが、その対象事業の補助金として、国・県からそれぞれ3分の1ずつの補助がありますので、基本的な考え方としては、町はかかった経費の3分の1という費用負担になっています。

2点目の0・1歳児については、その特別保育事業として低年齢児の保育促進事業ということで補助の対象となっているところですが、0歳児については制度上はないというところは確認はしているんですが、自治体側で0歳児を入所させるために枠として空けていた場合、何月からその対象0歳児が入所を見込んで、その枠として、年度途中でそういう対応を取り組んだ自治体には0歳児もその対象となるという内容のものでして、特に年度途中で0歳児が、何月に何人見込まれているから空けておきましょうと、そういう対応がない場合は、特にこの補助金の対象とするところではないというものでございます。

その特別事業補助金の中の障害児保育事業、こちらの48万、こちらは民間が実施する場合にその事業対象とするということです、公立の実施についてはその対象とはなっていないという状況を確認しております。

続きまして、国納保育園において雨風よけの壁体、そちらにつきましては、対象事業費といたしまして直接の施工に係る部分は130万弱、127万4,400円となっております、当該事業の実施に当たって、設計業務を委託しております。その設計業務委託料が26万3,520円の支出がございました。

最後のご質問、学童保育に係る費用ということで、指定管理で行っている中で費用負担の現状としてどうなのかというご質問かと思われますけれども、先ほど入所児童数で割り返した数字としては、1児童当たり6万円程度の差異が確認されたところはあるんですが、細かいところを突き詰めていきますと、町立学童は光熱水費が学校の一部ということもあって、学校から支出していることもありますし、なかなか捉えられない部分はあるかと思えます。

あわせて、指定管理のあり方として、公立でできない部分、民間活力の参入、そういった根本的な金型もありますので、単純に費用だけでは整理できない部分はあるかと思えます。

角野委員からもお話しいただきましたけれども、保護者が何を求めているのかというところが、今後、時期を見て意向をくむというか、意向を確認できる機会を見つけて対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君） 福祉課長、渡辺でございます。

先ほどの障がい児保育の補助の関係で、民間では対象となるのに公立では対象とならない。補助制度としてどういう状況なのかというご質問をいただきましたけれども、公立の事業に関しましては、この障がい児の関係だけでなく、いろんな部分でもともと補助金であったものが一般財源化ということで交付税算入という形に変わっているものが多数ありますので、ちょっとその辺を確認させていただきまして、後ほどご報告をさせていただきますと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

特別保育事業に絡んでの質疑なんですけれども、1歳児ということですね。それで町は6カ月から保育にかかわってくるんだろうと思うんですが、待機児童、先ほど9月1日現在で6人、1歳4人ということで、これから女性も働く時代になったということで、待機でも低年齢児が必要になってくるというのが、もう目に見えてわかってきていることだと思うんですが、待機児童、0歳が6人、現在いるという中で、この特別保育事

業補助金でない形で多分国から出てくるのかなと、ちょっと疑問というか、わからないんですけども、歳入の22ページの民生費国庫負担金、2節の児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金というのがございますが1億158万、こういうのにそういうものは入っていないのか。これはどうなのか、お伺いします。

それから、国納保育園の修繕、緊急やむを得ないということだったのかもしれないんですけども、これは補正であったのかなかったのか、ちょっと私も忘れてしまったので、そこを、設計費があるというような内容だと、補正があってもいいのかなと思うんですけども、補正予算で出たのか出ないのか、すみません、ちょっと忘れてしまったのでお伺いします。

あと、一概に指定管理というのは金額の問題ばかりではないかと思うんですけども、費用的には親負担というのも入ってきているわけです。費用とプラス親負担。お金たくさんかけているんですよと例えば言ったときに、親も大変いろんな思いでかかっているんですみたいな、そういう親負担も、学童に預けている親の負担が大きいんです、お金もかかって親の負担も大きいというのがいいのかどうかというところ辺で、先ほどの意向確認というのは早急にお願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） こども未来室長兼子育て応援室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。
角野委員会のご質問に順次お答えさせていただきます。

特別保育事業に関してということで、歳入の関係で、21、22ページの国庫負担金の中の節で言いますと2節の児童福祉費負担金、こちらの備考欄、子どものための教育・保育給付費負担金として1

億158万6,578円がございまして、合わせまして、23、24ページの一番下のところ、民生費の県負担金、こちら、子どものための教育・保育給付費負担金5,079万3,289円、こういったところが財源となって、実はこちらの歳入については、民間保育園を運営するための町からの委託料として、その支出の財源となっているものでございます。

ですので、その国からの1億、県からの5,000万、そちらをのせまして町の持ち出しを合わせて決算書の歳出ですと109ページ、110ページ、こちらの保育所関連事業の中の13節委託料の財源としているものでございます。

国納保育園の雨風よけの壁体につきましては、当初予算で修繕費として見込んでいたものでございます。学童保育所の保護者の意向等につきましては、対応できる形で意向を確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君） 簡単に質問をさせていただきます。

今、前段の委員さんも質問をされた成果書115ページの障害児デイサービス事業なんですけれども、こちら平成29年度の受け入れが5人ということで、町内に居住する2歳児から小学校就学までのお子さんということで、こちらの単純計算で1人当たり40万円ほどかかっていると思うんですけども、こちらのほうのその他100万円というのがどちらから出ているのか教えていただければと思います。

○委員長（田島正徳君） こども未来室長兼子育て応援室長。

○こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）

こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

野原委員のご質問に順次お答えさせていただきます。

障害児デイサービス事業のその他100万円につきましては、ふるさと納税をこちらの事業に充てているということで認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 野原委員。

○委員（野原洋子君） はい、わかりました。

一応こちら、保護者負担が無料と聞いておりましたので、どちらから入っているのかなと思ったので、よくわかりました。

すみません、これ再質問になっちゃうんですけども、こちらが就学児までということで、多分こちらに来ている方が発達障がいであるとか、そういうお子さんじゃないかなと思うんですけども、この後、学校に入った後にいわゆる放課後デイサービスというのが民間のほうで今あると思うんですけども、ただ宮代のほうでは多分今ないと思うんです。この5人の町内の方が学校に上がったときに、町外のデイサービスのほうに行く予定があったりとか、もしわかれば教えてください。

○委員長（田島正徳君） 担当主査。

○みやしろ保育園担当主査（松岡祥哲君） みやしろ保育園障がい児デイサービス担当、松岡です。

29年度受け入れていた5名について、29年度は5歳の男児を受け入れていたんですけども、その方につきましては、放課後デイサービス、その利用をしていたときにも、利用後に放課後デイサービスにまた送迎サービスを利用して通所していた実績があるので、そのまま継続して利用しているところもあります。

そのほかの方については、利用がなかったりもするものですので、その先のことについては把握はしていないんですけども、そのような状況に

なっています。

○委員長（田島正徳君） 野原委員。

○委員（野原洋子君） ありがとうございます。

今、こういう発達障がいのお子さんが結構増えておりまして、近隣の市町では民間のそういうデイサービスがかなり増えていると聞いておりますので、宮代のほうでも、もし誘致といいますか、そういうことがあればやってほしいと思います。こちら要望なので以上です。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 簡単な質問を何点かさせていただきますと思います。

まず主に成果書のほうから質問をさせていただきます。

まず第1点は、成果書の103ページ、福祉課ということで、本年度の成果ということで、きめ細かく1年間成果を上げてきたなというふうに評価をしているんですけども、この中で何点かちょっと質問をしたい、確認したいと思います。

この中でいろいろ福祉計画、障がい者基本計画、障がい者福祉計画、いろいろと計画がこの中に載っておるんですけども、この中で特に障がい者福祉担当ということで、第4期障がい者基本計画から第5期ということで載っておるんですけども、福祉計画も含めて載っておるんですけども、この4期から5期の計画に移る段階で、例えばこの中では4期から5期に移るということなんですけれども、この4期が終わった時点で、どのような総括をしているのか、成果も含めてやっているのか、次のステップに向けてどのような総括をしているのか、1つ確認をさせていただきたいと思います。それがまず第1点です。

それから、同じく成果書の110ページのほうなんですけれども、コミュニケーション支援事業ということで、額的には81万の一応額ということで、

ここに計上されているんですけども、この中で手話の通訳者、それから要約筆記者ということで派遣をされて、それぞれ委託をして実績を上げているわけですが、これの具体的な1件あたりどのぐらいの単価で委託をしているのか。また同時に、埼玉県聴覚障害者の情報センター、これはどこにあるのか、どういうセンターなのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう1点なんですけれども、やはり成果書の122ページのほうなんですけれども、子育て相談の実施ということで、それぞれ年々、相談の件数も上がっているわけなんですけれども、この中で具体的にどのような相談の中身が多いのか、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。お母さんたちを中心にして、子育て中の孤独感、不安感等がたくさんあると思いますけれども、どのような相談件数が多いのか、中身をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、相談員の、要するに専門の相談員ですから、いろいろと経歴を踏んだ相談員なんですけれども、どのような相談員さんがこれに当たっているのか、合わせてひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 子育てひろば担当主査。

○子育てひろば担当主査（市川玲子君） 子育てひろば担当主査、市川と申します。

今、唐沢委員からの子育て相談で具体的な相談内容をということでお答えさせていただきます。

一番やっぱり多いのが、お子さんの成長や発達に関することで、まだお言葉が出ないだけだとか、まだ歩かないだけだとかというようなこととか、あとは離乳食を進めるに当たっての相談とかが全体の67%になっていて、そのほか家族問題ですと3%ほどありますが、育児の協力でご

主人やご実家とのちょっとした問題とかが出ています。あとは、お母さん自身のことで、やはり一人で子育てで悩んでいらっしゃる方の相談とかが、残り30%に内訳としてはなっております。

そのほかに相談員さんがどのような人が当たっているかということでございますが、県の子育てアドバイザーの資格をお持ちの相談員さんやら、それからネットアドバイザーのほうをやっている方と、それから中学校・高校の免許をお持ちで、カウンセリング研究会での認定を受けている方が相談に当たっています。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君） 福祉課副課長の宮野です。

それでは、まず、1点目の障がい者の第4期の計画から第5期の計画への総括というか、そういったものがどのような形でされているのかということでございますけれども、こちらにつきましては、先ほど出ておりました、みやしろ健康福祉事業運営委員会のほうで半年ごとに成果の実績を出して、こちらのほうで成果の実績を委員会の方にお諮りして、その成果について意見等をいただき総括をしているところでございます。

こちらにつきましては、年2回通常であれば委員会のほうを開催し、半年ごとにそういった評価をしているところでございます。これに基づきまして、今回、第5期の計画を平成30年度から始まるわけでございますけれども、こちらの計画策定に当たり、こちらの委員会等で、また新たな計画についての審議、それから意見等をいただきながらまとめ上げたものが今回の第5期の計画となっているところでございます。

それから、先ほどのコミュニケーション事業、こちらの成果書の110ページ、コミュニケーション

ン支援事業でございますけれども、こちらの単価につきましては、派遣手当として1回当たり1万1,000円で4時間以内ということで積算してございます。それと、場所でございますけれども、こちらにつきましては、毛呂山町にあるところでございます。ちょっと会の詳しい情報につきましては資料が手元にございませんで、調べさせていただいて回答させていただければと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。

1点だけちょっと確認をさせていただきたいんですけども、一応、成果書の103ページのほうなんですけれども、計画の関係なんですけれども、それぞれ次の段階に移るためにいろいろと委員会をつくって、そこで審議をし、協議をし、次の計画をつくっているというふうなことなんですけれども、ちなみにこの計画は何年ごとで次のステップへ進んでいくのか、お聞かせいただきたいと思います。できましたら、この基本計画の成果なりを何かこうもう少し具体的に知らせてもらえればありがたいなと。計画をつくるのは、何でもそうなんですけれども、簡単なんですけれども、それをどう実行し、どう成果をしたかというふうなことがないと、もちろん問題点も含めてなんですけれども、それがないと計画をつくりました。新たにまた簡単に次の計画をとということで、これは第5次ということですから、今まで1期からもずっとあるんでしょうけれども、これ何年ごとの計画を更新しているのか、もう少しその点を具体的にひとつお聞かせをいただければありがたいなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

以上。

○委員長（田島正徳君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君） 福祉課副課長の宮野です。

こちら障害者基本計画につきましては、第4期につきましては平成24年から平成28年までの5年の計画でございまして、こちらにつきましては、障がい福祉計画というのも第4期というのもございますが、これは3年で見直しを行っているところでございます。

今回、こちらの計画を作成するに当たり、障害者基本法に基づくものが障がい者基本計画、障害者総合支援法に基づくものが障がい福祉計画となっているわけでございますけれども、その障がい福祉計画のほうで3年ローリングという形、障がい者基本計画のほうで5年ということで、年度がちょっと1年ずつずれてしまうということで、今年から第5期の計画につきましては、障がい者基本計画につきましては平成30年から6年という形の更新で行い、それから障害福祉計画につきましては同じとおり3年で行っていくという形で、障害者基本計画につきましては6年、障害福祉計画については3年で見直しをしているところでございます。

こちらの成果というところでございますけれども、こちらの障がい者基本計画、障害福祉計画におきまして具体的な施策とかを計画等に掲載しているところでございます。サービス目標や達成度等を指標等であらわしているところもあるわけでございますけれども、こちらにつきましては、先ほどお話をさせていただいた委員会のほうで審議をして、その辺の達成度につきまして評価をいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時28分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

ほかに質疑はございますか。

ないようですので。ありますか。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君） 福祉課副課長の宮野と申します。

ほど唐沢委員のご質問の回答の中で、毛呂山町というようにお話をさせていただいたところなんですけれども、こちらの委託契約をしているところが、手話通訳者、要約筆記者派遣事業委託契約書という形で委託契約をしているところが社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会というところでございまして、こちらは毛呂山町にあるというところでもございまして、唐沢委員がおっしゃいました埼玉聴覚障がい者情報センターにつきましては、北浦和の県の合同庁舎にあるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

ないようですので、以上で福祉課の質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時44分

○委員長（田島正徳君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより健康介護課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（小島 修君） 改めましてこんにちは。健康介護課長の小島でございます。説明員、担当職員は自己紹介ということで進めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課で、高齢者支援と介護保険を担当しております副課長の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（齋藤俊美君） 健康介護課高齢者支援担当主幹の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君） 健康介護課高齢者支援担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（岡安英之君） こんにちは。健康介護課高齢者支援担当主査の岡安と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○介護保険担当主査（小林和政君） 健康介護課介護保険担当、小林と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進担当主査（野口延寿君） 健康増進担当の野口と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進担当主査（浜津恵津子君） 健康増進担当主査、浜津と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進担当主査（岡本知佳子君） 健康増進担当主査、岡本と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

それでは質問させていただきます。

最初に、94ページ、説明書では26ページになるかと思いますが、地域敬老会支援事業でございます。78自治会中、67自治会で対象者が40%を組織したところで運営ができて、本当に町よりか大勢の方が参加でき、大変幅が広い内容だったのではないかと私も思っております。しかし、この辺のところで問題点もあるんじゃないかなと思っております。

1つは、役員負担の軽減をしなければ自治会をやめる人なんかも出てきています。あと、残り60%の参加できない方ですね。この方の不満等があると思います。健康介護課としての今後のこの敬老会に対しての対策なんか、こういう問題に対しての対策などあるかないか。

あと、もう一つ、アンケートを実施した結果のあれはどうなのでしょう。説明書では26ページでアンケートを実施したということだったんですけども、結果は、改善策というのかあるのでしょうか。その辺のところを詳しくお願いします。

それと、96ページの老人福祉費です。低所得者利用者負担対策事業でございます。説明書では126ページになるんですけども、利用人数で27年度556人、28年度で275人、29年度で283人、支給総額では27年度1,368万円、28年度の625万円、29年度で560万円と年々、この辺のところは全体的に減少している。この辺のところの原因をお願いします。

それと、敬老福祉、同じページです。災害時要援護者見守り支援事業です。災害はいつ起こるかわかりません。これらの支援事業が災害時に活用されることを私は期待しております。

このあんしんカードなんですけれども、これま

での利用回数というんですか。あんしんカードを見て、救急搬送されたとか、そういう利用された回数というのは何回ぐらいあるのか。

あと、このカードを使ったとき、自主防災会やそういうところにも連絡がされているのかどうか。その辺の対応はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、112ページの保健衛生総務事業なんですけれども、献血推進事業です。献血する人が減少しているんですけども、この辺のところの事前PRというか、その辺のところはどうなっているのかなって感じはしますので、説明をお願いします。

それと、114ページです。インフルエンザの委託料になりますね。説明書で132ページに出ているんですけども、高齢者の予防接種が減ってきている。これはどんな理由になっているのか、PRなど。これについては、私の聞いている範囲です。よ、接種してもインフルエンザにかかる。予防接種してもやらないほうがいいよと言っている人がいるんですよね。この辺のところ、町としてはどういうふうに考えているのか。正しい認識というんですか。やっぱり予防医学として予防接種するわけですから、これがかかってしまうんだったらやらないほうがいいよというような、もしそういう町民が多いんだったら、これは減るわけですよね。やっぱり、予防医学の面から重症化を防ぎ、医療費の軽減をできるように、これもPRとかそういうのも必要じゃないかなと私は思っておりますので、その辺のところもどういうふうに考えているのか、お願いします。

それと、114ページです。母子健康事業ですか。その中の母子健康手帳、交付件数が減少していることに私も残念に思うんですけども、これはやっぱり子供の出生とか関係あると思うんですけれ

ども、宮代町で母子健康手帳が減っているということは、ほかの市町村にそれだけ入っているのかもしれないんですけど、その辺のところをちょっと詳しくお願いします。

それと、説明書の134ページ、135ページ、乳幼児健康診査ですね。該当者数が増えている中、1,048人受診したということで、本当に大変な業務だと思っています。子供の健康と安全を考えながら、関係職員の努力は本当に大変だったなと思っています。

その中で、健康診査に来所しない該当児に対しての、地域担当保健師さんが訪問してということを行っているんですけども、これは100%把握しているのかどうか。同時に、育児不安件数、宮代町では該当者はどのくらいになっているのか、その辺のところをわかる範囲でお願いします。

それと、118ページ、19節になるんですけども、埼玉県コバトン健康マイレージ事業ですか。町民の疾病予防に大変これは役に立っているんじゃないかなと私も思っております。残念ながら、説明の中でもそうなんですけれども、申し込み数と利用数というんですか、その辺の差が出ているということを聞いております。

やる計測地域というものですが、これは役場だけなのでしょうか、ほかにもあるのでしょうか。例えば姫宮地区には1カ所あるとか、和戸地区には1カ所あるとか、そういう計測地点というのは何カ所ぐらいあるのか、お願いします。

あと、最後になります。

118ページの19節不妊治療ですね、助成事業。不妊治療の助成事業です。不妊に悩む夫婦がたくさんいるということは、私も聞いています。説明書を見ても、宮代町では18組ですか。そのほか、自分でやっている人もいます。

該当者に私もちょっと聞いたことがあるんです

けれども、治療費が大変かかるということなんですよね。これ、人によってまちまちだと思うんですが、1回で済む人と何十回、何年もかけてもという人もいますけれども、4年治療して200万ぐらいかかるという、そういう話も聞いております。

夫婦1組で、埼玉県で補助してくれる5万円だけではとても足りないなとも思っております。子供を増やすということで考えるならば、町独自でもこういう同じような制度をつくったらいかがかなと私は思っております。その辺のところもどういうふうに考えているのか、最後にお願いします。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

山下委員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、地域敬老会についてでございますけれども、こちらについての、まず役員の負担ということでございますけれども、地域敬老会を実施していただく地区の役員さん、区長さん初め班長さんのご苦勞につきましては、大変ご苦勞をいただいているということはこちらも十分承知しているところでございます。

ですから、地区連絡会等において地域敬老会の開催についてお願いをするに当たって、区長さんからの意見を十分に聞いて、区長さんがお困りになっているようなことについて、それが軽減できるようにマニュアルなり相談で対応して、なるべく簡便な手続で補助金の交付申請もできるような形で改善をしているところでございます。

また、地区の役員さんたちにつきましても、なかなか敬老会の参加に協力的でないようなケースも場所によってはあるというお話も聞いておりますことから、その地区に出向いて、班長さんたち

にもなるべくご協力がいただけるような形をお願いをしているところでございます。

次に、不参加者の方たちからの不満ということでございますけれども、そういうご意見につきましては、これまで年に数件の直接のご意見をいただくことができました。ですけれども、地域敬老会のもとと町で、進修館で実施していた町主催の敬老会から地域敬老会に変えていった目的ということを考えますと、その目的は人口減少、超高齢化社会に対応できるまちづくりということを目指して、希薄になった地域のつながりをもう一度、呼び起こして深めていって、地域の支え合いの仕組みづくりを進める上で地域敬老会に実際に足を運んでいただいて、顔の見える関係をつくっていただくということが第一歩になるということで始めたものでございます。

そのため、現在、補助制度につきましても、地域敬老会で必要な会場の使用料とか準備経費とか役員賄い費の基本額、それに加えて参加者1人当たりの人数割で1,000円の補助金を交付しているということでございます。

病気やけが等によって参加できない人につきましては、記念品をお送りするなどの自治会独自の取り組みをやられているところも結構ありますけれども、そちらについては補助の対象とはしていないということでございます。その辺の、もともとの地域敬老会にしていったという目的を説明させていただいて、なるべくご理解をいただくようにしているところでございます。

それと、地域敬老会に対する区長さん向けのアンケートでございますけれども、こちらにつきましては、地域敬老会全体に対する意見とか、自治会が補助金以外にどのくらいを負担しているのかとか、また地域敬老会以外の敬老行事ですね。地区ごとの独自の敬老行事を実施しているかどうか

というようなことをお伺いしたところでございます。こちらにつきましては、そのアンケート結果につきまして、年度末の地区連絡会において、区長さんにフィードバックをしているところでございます。

次に、低所得者の負担対策事業でございますけれども、こちらにつきましては、成果書の126ページでございます。低所得者利用者負担対策事業でございます。こちらにつきましては、27年度、28年度、29年度の実績を掲載させていただいておりますけれども、27年度は556人で1,368万8,213円であったものが、28年度には約半数の275件の625万8,750円で、さらに29年度には支給数は若干増えましたけれども、283件で、支給総額が下がってまして516万350円ということになっております。

こちらの減少の原因でございますけれども、こちらにつきましては、その表の下に米印で表記させていただいておりますけれども、27年8月利用分から真の助成事業ということにするために、特定入所者サービス費の支給の国のほうの制度が見直されましたことから、それに合わせて支給要件と助成率の見直しをさせていただいたところでございます。

支給要件につきましては、負担限度額の認定を受けた方について、助成率も施設利用の場合は10%、居宅のサービスについては20%ということで助成率の見直しを図ったことから支給総額が減少しております。

次に、成果書では126ページから127ページにかけての災害時要援護者見守り支援事業の中のあんしんカードの設置でございますけれども、こちらのあんしんカードの設置につきましては、自宅や出先において急病や事故等によって救急搬送される際の救急隊員や関係機関に、速やかにその人の既往歴やかかりつけの病院等が伝達できるような、

一つの手段としてあんしんカードを設置していた
だいて、これは消防署との申し合わせで、でき
れば自宅の場合は玄関にホルダーに入れた形であん
しんカードを置いておいていただくと。そうした
ら、救急隊員の方がそこを確認して、あんしんカ
ード設置者であれば、それで速やかに救急搬送が
できるというために設置をしているものでござい
ます。

よって、あんしんカードで搬送されたケース、
そうでないケースということで、特に消防のほう
からその連絡が今、入るシステムにはなっており
ませんので、ちょっと件数につきましては、把握
をしていないということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹
花でございます。

ご質問に順次、お答え申し上げます。

まず1点目、献血のPRについてということで
ございますけれども、献血につきましてはホーム
ページ、広報、あとポスター等で周知はさせてい
ただいております。また、一番多い日工大の方々
に関しましては、やはり学校さんのほうと相談を
させていただきながら授業等の合間を見まして、
比較的多く協力いただけるのではないかという日
程を選ばせていただきながら、日程を組ませてい
ただいているところでございます。

続きまして、114ページのインフルエンザの接
種者数が減少しているというところでございま
すけれども、こちらにつきましては、単年で29年度
だけ見ると、確かに28年度と29年度の比較だと減
ってはいるんですけれども、その前まで大体
51%ぐらいでずっと推移はしておりまして、昨年、
28年度から29年度というのは確かに減ってはいる
んですけれども、ただ近隣全体が減っているよう

でございまして、この理由というのがちょっと
わからないんですが、ただ昨年度におきましては、
ワクチンが足りないというお話等があったりとか、
あと受験生のほうに、町内の医療機関も一部あっ
たんですけれども、ちょうど受験のシーズンと、
一昨年までが12月20日までの実施期間だったんで
すけれども、昨年度から1月31日までに延長した
ということで、ちょうどお子さんの受験の時期と
重なったりとかしているんで、お子さんの受験生
のほうを優先したりとかしているという話も確か
に聞いたことはございます。ただ、それが直接的
な原因となったかというのは、ちょっとそこまで
は把握してない状況でございます。

あと、もう一点、接種してもかかるのではない
かというお話ですけれども、こちらにつきましては、
ご存じのとおり、接種しても実際にかかります。
これというのは予防接種ですので、接種して
いただいたとことによって、かかったときにも症
状が軽くなるということで、どうしても予防接種
ですので、100%ということはございませんので、
その辺で少し皆様にも説明させていただくのが、
もしかしたら不足しているかもしれませんので、
今後につきましては、その辺は検討はさせていた
だきたいと思えます。

あと、母子手帳の減少というところでござい
ますけれども、こちらにつきましては、確かに1年
ごとで見ると非常に減っているというところ、見
受けられるかもしれません。28年度から29年度に
ついては減ってはいるんですが、ただ27年度から
28年度というのが増えたりとか、毎年増減とい
うのがございます。平成24年度には187しか母子手
帳の交付というのがなかったものが、今、220か
ら30ぐらい平均して出てきておりますので、かな
り増えているという認識でおるところでございま
す。

あと、他市町の比較があるかということでございますけれども、大変申しわけございません。こちら、自分のところだけのデータしか持っていないということをご理解いただきたいと思います。

あと、乳幼児健診が増えているというところのお話でございますけれども、こちらにつきましては、来所されない方につきましては訪問させていただいたりかということで書かせていただいたとおりでございます。100%把握しているところでございます。

あとは、不安が増えているというところで、その数とかというところでございますけれども、こちらにつきましては、確かに各種健診で非常に不安というのが多様化しているというのがございます。ですので、一応、1歳6カ月児健診、3歳児健診につきましては、臨床心理士等にもご協力をいただきながら、必要であれば継続支援等を行いながらというところで不安の解消に努めているところでございますので、実際の不安の数というところまでは把握していないというところをご理解いただきたいと思います。

あと、コバトン、タブレットの数ということでございますけれども、こちらにつきましては、町内に9カ所ございます。役場、進修館、保健センター、図書館、はらっパーク、あとぐるる、あとそのほかに町内のセブンイレブンですね。川端店と須賀店と西条原店で、それにさらに今月からでございますけれども、カスミに置かせていただいて、こちらにつきましても、一応PRのほうをさせていただいているところでございます。

あと、不妊治療費ということでございますけれども、委員さん、ご指摘の、県だけでは足りないんじゃないかということでございますけれども、これは県の不妊治療費の助成につきましては15万円というところなんです、これに町で5万円を

上乗せしているというところで、町の単独事業として5万円を上乗せしているところをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。いろいろとありがとうございました。

地域敬老会なんですけれども、実際に私、聞いている範囲では、余り仕事が多いと自治会をやめちゃうという人がいらっしゃいます。そういう点で、地域敬老会あり方そのもの、またもう一つ、参加しない人もちょっと不満に思っている人もいます。

実際に、高齢者の祝い金ありますよね。それだと100%、町のほうでやっているんだけれども、75歳という節目のとき、なぜ全員に出さないんだということで、高齢者になった、長生きしちゃあれなんかなということで、そっちのほうには渡しているんだけれども、要は敬老会るとき、75歳になってお祝いじゃないということで、参加した人だけなんだということで。そうすると、病気だとか家で寝たきりの人とか、そういう人には行きたくてもこの場所には行けないですよ、はっきり言って。やっぱり不満は出てきますよ。俺たちだっけ行きたいのに行けないんだ、実際には。やはり、その辺のところも改善していかなくちゃまずいんじゃないかなと私は思っているんです。

例えば、私なんかは5つぐらい持っているんですけど、町の商品券。1,000円ぐらいずつ渡しているんだったら町の商品券、その半分でもいいから、500円でもいいから、1,000円でもいいから渡したほうがいいんじゃないかなとつくづく感じています。

参加しないということは、例えばその敬老会にも参加しなかったら3年に1度とか、そういう

ふうに参加できない人でも、高齢者の中でもやる必要があるんじゃないかなという感じはするんですよ。その辺のところをどういうふうに感じているのか。次回のアンケートをとって、区長さんなんかにはフィードバックしているということを言っているんですけども、実際に役員になると、あっちもこっちもというので大変だということ言っています。実際にそうだと思いますけれども。

そういうことで、その辺のところの対応というんですか、もう一度あったら、こういうふうにして負担を減らしているんですよということがあったら。調査するのはわかるんだけどね。具体的なことでちょっとお願いします。

それと、低所得者の減は国のほうの制度が変わって減ってきたんだということなんですけれども、こういうふうになると、低所得者利用者負担対策といっても、低所得者が介護を受けなくなっていくというのが目に見えていますよね。この辺のところの、町としてのかわりの同等の支援策というのはあるのか、つくっていくのかどうか。国がやったから、じゃ制度として負担割合を変えていくんだということになると、これは低所得者はだんだんかかれなくなってしまいますよ。その辺のところをどういうふうに考えているのか、お願いします。

あんしんカードは、消防署のほうから特定の件数を把握されていないというんですけれども、やっぱりその辺のところは密に消防署のほうと連絡をとっていただきながら、こころ辺、ちょっと見て、こういうふうにやったんだよということで、毎回毎回じゃなくても、これだけあんしんカードも利用されているということで、わかっているんだということを町の人に広報できれば、あんしんカードの使い道というんですか。町の人にもっと

もっとPRできるんじゃないかなという感じがするんですけども、その辺のところでも今後とも、これは要請です。

あと、献血ですね。極端に今回、減ってしまったということなんですけれども、この辺のところのPRの仕方というんですか。日工大は学校のほうには連絡しているんだといっても、連絡しつばなしというのは、やっぱりPRが足りないのかなという感じがしますよね、その辺のところは。やっぱり、町民だとかいろんな人の命を助けることになりますので、ぜひもう少しPRを強めてほしい。例えば、市役所で、町でやるんだということになれば、職員だっていっぱい協力してくれると思います。ぜひ、その辺のところのPRをお願いしたい。これも要請です。

インフルエンザのことについてなんですけれども、去年はワクチンが足りないとか受験の時期と重なったということ言っているんですけども、やっぱり正しい接種、予防医学というんですから、それようなPRというのは今後、進めていくべきじゃないかなと。

例えば、私なんか聞いてるのは、さっきも言いましたけれども、インフルエンザにかかってしまうんだと、やってもかかってしまうんだから行かなくても大丈夫だよというふうな人もいます、実際に。

やっぱり、予防医学という面から町民に正しい認識を、正しいかどうかわかりませんが、そういう認識を予防医学という面から医療費も安く済むし、軽く済むしということで、きちんと正しい認識を。かかってしまうかもしれないけれども、予防からすれば軽度で済むんだということ言ってもらいたいという感じがします、もうちょっと強めてほしいということで。

母子手帳については大体わかりました。年度に

よって変わってくるんだということで、わかるんですけれども、去年は、29年度はたまたま少なかったという、申し込み数が。

また、これのためには出生率の関係もあると思うんですけれども、やっぱり宮代の出生率を高めるためにはどういう政策が必要なのかなという感じはしますので、健康介護課でも出生率を高めるための施策というんですか。それは考えたほうがいいんじゃないかなという感じはしますので、よろしく願いいたします。

乳幼児の健康診査、100%やっているということで、これはわかりました。大変な事業だなというふうに思っております。1軒1軒訪ねていくというのも大変だし、いきかいもないかもわからないところに行くんですから、100%、これはどういう方法でやっているんですか。電話なんですか、それとも1軒1軒訪問してやっているんですか。その辺のところをちょっともう一度、お願いします。

育児不安というのは、子供をつくった、育てている人にはあると思います。やはり、この不安をなくすという努力は必要かなとは思っていますので、そうしないと虐待につながる可能性も出てくるので、やっぱりそういうことをなくしていくということは大事じゃないかなと思って、具体的にどういう支援体制があるのか、やっているのか、その辺のところをお願いします。

マイレージをやっているというところが町内で9カ所置いてあるということで、大体これは宮代南北にあるんですけれども、平均に置いてあるということで理解してもよろしいんですか。

それと、不妊治療ですが、町としても5万円は払っていることは、独自に5万円をやっているということなんだと思うんですけれども、ただ1回で治療というのは、このあれは済まないんですよ。

ね。大体聞いている話だと何回も何回も行って、何年もかかるんだということで言っているの、その辺のところの充実ですね。やはり、子供をこれから増やそうとしている18組もいるということで、その辺のところを重点に、宮代町は子供を増やす政策を大事にしているということで、その辺のところもよく考えたほうがいいのかなと。

私も調べたんですけれども、独自にやっているところというのは結構あるんですよね。中には15万円出しているとか、20万円だか幾らだかちょっとわかりませんが、出しているところもあります。町はそれを増やすという計画はありませんか。その辺のところももう一度お願いします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えをいたします。

まず、地域敬老会の役員の負担ということでございます。先ほど申し上げましたとおり、本当に地域敬老会を実施していただく地域の皆様方、特に役員さんの負担が非常に多いということにつきましては、本当にこちらでも承知しておりまして、大変なご苦労をいただいていることに感謝をしている次第でございますけれども、なるべく本当に負担が軽減できるように、アンケート調査の中でも幾つかの意見が出てきております。その中では、やはり会場が手狭になっていることや椅子や机等の備品に不足がある。もしくは、当日、なかなか出席者の、急に欠席と思っていた人が出席をされたり、出席を予定されていた方が欠席をされたりしたことによって、なかなかお弁当とか飲み物等の準備で数の確定が難しかったというようなアンケートのお答えをいただいているところでございます。

本当に委員さんが言われたように負担が多いので、自治会をそれを理由にやめてしまう方もいるというなお話も聞いておりますけれども、地域敬老会の役員をやらなければいけないから自治会を抜けてしまうというような意見は、今までは寄せられたことはありません。ほかの、来年班長が回ってくるから、もしくは区長が回ってくるから、その前にその班でござり自治会を抜けてしまうというようなことがあったというお話は聞いておりますけれども、それが地域敬老会が原因だというようなお話は直接伺っておりません。

ですから、その辺の因果関係はわからないのですが、地域敬老会についての負担についてはなるべく軽減できるように、区長さんとお話し合いをしながら、なるべく負担の軽減を図っていききたいというふうに考えております。

あと、不参加者の不満ということでございますけれども、こちらにつきましては、先ほども申し上げたように、やはり地域敬老会の目的が地域のコミュニティの醸成、もしくは顔の見える関係づくりということで始めたということもございまして、地域敬老会がきっかけで地域交流サロンや地区の自主防災組織による個別支援計画ですね。災害時避難行動要支援者の個別計画の策定などにも波及をしております、ある程度、顔の見える関係づくりがいい方向に進んできているのではないかなというふうに、健康介護課、町としては受け取っているところでございます。

また、祝い品の関係でございますけれども、祝い品につきましても、以前は75歳以上の方に一律1,000円の商品券を祝い品として交付していたわけですが、なかなか商品券が、これは期限がないんですけれども、換金率がよくないという問題がありまして、アンケートを実施したところ、まとまった金額になってから使いたいというよう

な意見がすごく多くて、それであれば、ある程度まとまった金額で節目の年に交付をするようにしたほうがいいのではないかとということで、26年度から配布方法を77歳、78歳、99歳、100歳、101歳以上ということで、節目の年にまとまった金額で交付するように変更したところでございます。

こちらにつきましては、75歳から1,000円ずつ交付されるよりも、結果的には交付額の総額としては多くなるということで、交付される高齢者の方々にもメリットがあるということで、そのような方法に変えさせていただいたところでございます。

次に、低所得者利用者負担対策事業でございますけれども、こちらにつきましては先ほど申し上げましたとおり、平成27年8月利用分から国の負担限度額認定の制度に合わせて対象要件と交付率、支給率を見直しさせていただいたんですけれども、先ほど、本来の低所得者の対策になっていないんじゃないかというご意見もいただきましたけれども、こちらにつきましては、今までの制度ですと、収入は少なくとも非課税の方、全ての方を対象にしておりましたけれども、国の負担限度額認定の改正によりまして、27年度から配偶者の資産要件と本人の資産要件ですね。銀行等の預貯金、もしくは現金が単身で1,000万以上、配偶者を含めて2,000万以上の場合は負担限度額の認定が受けられないというような制度になりました。それに合わせて、低所得者の対象につきましても、それに該当する方という改正をさせていただきました。

28年度からは、さらに非課税年金も勘案をするということで改正をさせていただいたわけですが、こちらについて、仮に低所得、収入が少ないといっても、資産要件や非課税年金ということで十分な資力があるということで、低所得者の対策事業からは外させていただくという

ような見直しを図ったところでございます。

ほかの助成制度については、特に低所得者ということでは、助成については今のところございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただいた質問について順次、お答え申し上げます。

まず、乳幼児健診100%把握している方法は電話なのか訪問なのかというご質問だったかと思いますが、こちらにつきましては、訪問で対応させていただいているところでございます。

あと、2点目、タブレットは平均的に町内に置いてあるかというご質問だったかと思えますけれども、こちらにつきましては、9カ所、先ほど申し上げましたように、どちらかというと中心部というんでしょうか、役場、進修館、保健センター、図書館ということで、この辺にちょっと集中してまして、ただ、なるべく分散できるように、そして、なおかつ、いろいろお客様が多く行かれるところではないかというところで、お願いできるところというところでセブンイレブンさんとかをお願いしたという経緯でございます。

あと、不妊治療費等を増やす予定があるかというところでございますけれども、こちらにつきましては、単年ではございませんので、40歳未満の方につきましては県でも6回までできております。40歳から43歳未満の方が3回までということで、それに準じて町のほうも交付しておりますので、決して単年ではございませんので、今後、増額する予定というところは、今のところは考えていないところでございます。

また、昨年度から早期不妊検査費の助成金とい

うことで、こちらのほうも補助を始めさせていただいたところでございますし、今年度は今回の9月議会のところで不育症についての補助のほうもさせていただきたいということで補正予算のほう、上げさせていただいているところでございますので、不妊治療についての増額というところは今のところ考えてないというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 一つ一つお願いしたいと思うんですけども、確かに敬老会の役員の不満ということで、敬老会だけで自治会をやめてしまうということじゃないんですけども、全体等考えて、その中の一つとして敬老会も含まれているということで私は認識しているんですよ。やっぱり、役員がこういうふうになり手が少なくなってきた。ほかの事業も同じです。自治会に入ると役員が回ってくるということで、役員さんになった人は、班長さんにしろ、自治会長にしろ、会計にしろ大変だということでは聞いております。

正式には、その辺のところも不満も和らげるためにも、何かいい方策があればいいんですけども、私もその辺のところはわかりませんけれども、自治会の役員がいなくて自治会員も少なくなっていくし、自治会の持っている集会所だとかいろんなところの維持管理も大変だということで、その辺のところは一つ一つあるんで、この地域敬老会支援事業も簡単にできるように、町の人たちが。その辺のところ、町のほうの援助もできないものかなと私は思っております。

それと、不満のことなんですけれども、不満の大体が病気でそこに行けないという人なんです、現場に。例えば、その現場に行っても、車椅子で行っても迷惑かけるしというのがあります。その

辺のところの不満があるんで、ぜひその辺のところの改善とか、行けない人の。寝たきりの人は当然、運んでもらうわけにいかないんでね。行けないということははっきりわかっているんです、最初から。

その家族だとかそういう人たちは、何で参加できる人だけに渡すんだろうなというふうに、そのPRも足りないしね。例えば、先ほど言ったまとまったお金でという、そういう認識がありません、みんな、はっきり言って。ですから、不満が出てくるんだと思います。その辺のところのPRの仕方、やり方、考えてほしいなという感じがします。

それと、最後の不妊治療の助成の制度なんですけれども、これは大変お金がかかるということで、私も1回、相談を受けてやったんですけれども、県のほうだけでは足りないし、町の5万円、とてもじゃないけれども本当に足りないというのはわかっているんです。

さっきも言ったけれども、4年治療で大体200万か200万以上かかるというふうに言われているんですよ、4年で。どうしても子供が欲しいということで治療しているんだと思いますけれども、やっぱりその辺のところを町としても考えたほうがいいんじゃないか。子供を大事にするということになれば、やはりその辺のところのものの考え方ですけれども、いや、これ以上は出せませんと最初からじゃなくて、ほかの自治体はどんなふうになっているのか、その辺のところもやっぱり考える必要はあるんじゃないかなという感じがします。

確かに、越谷とか、そういうところが不妊治療で金を出しているなという感じがします、自治体独自で。久喜市も15万ぐらい出しているんじゃないですか、わからないけれども、この近辺だと。ここに調べればすぐにわかりますけれども、それ

を一々言っていたらあれですけども。その辺のところを大事にしてほしいというのは要望でございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、93、94ページの老人福祉費の不用額の関係です。やはり、積算はどうだったのかという観点から不用額が出ているけれども、予算との関係でどうだったのか、予算の見積もりの仕方、それらを含めてお示し願いたいと思います。

13節委託料196万となっております。それから、19節の負担金、補助及び交付金264万円ということになっておりますので、その点どうなのか、お示し願いたいと思います。

それから、なるべく山下委員とダブらないように質問したいと思っておりますけれども、地域敬老会支援事業なんですけれども、一つは去年も随分いろんな議員さんから出たと思うんですけれども、確かに言っていることはわかるんですけれども、やはりお年寄りに、今、節目節目で行き渡らない人たちに対して周りの人が気を使っているんですよ。やっぱり、病気だとか、それからそういうところに出られない人もいます。そういう方に、やはり何かしてあげたい、そういう思いで各地域でやっているんですけれども、そういった出られない人にも気持ちとしてやってあげよう。

今、自治会がかわってやっているでしょう。じゃ、町は節目節目でいいんだと。それにかわって地域の自治会にも祝うように今やっているんですけれども、自治会はかわって、じゃそういうお年寄りに何とかしてあげようというんで、弁当にしても何にしてもかわりでやっているんですよ。だ

から、そういったところに対して、じゃ今までどおりでいいのかというのがありますので、その点。

それから、去年も声が出て、ほかの議員さんから出ましたが、だんだん参加者が増えていますね。会場が本当に少なく、だんだんやっとなんとやっとなんとやっているところもあります。そういったところについて、どういうふうにするのか。じゃ、ここまで来てやるのかということもありますが、そういった点についてはどのように考えているのか、あわせてお願いしたいと思います。

それから、これはいつからかというだけで結構ですが、93、94ページの一番下、負担金、補助及び交付金のシルバー人材センター補助金ですね。この金額は、補助金はいつからこのような金額になっているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、95、96ページの災害時要援護者見守り支援事業なんですけれども、これはどこまで進んでいるのかということでお尋ねしたいと思います。こういう到達点だということであれば結構なんですけれども、その点、お尋ねいたします。

それから、113、114ページの予防費に移ります。やはり、ここでも不用額が大きいのが13節委託料、それから次のページの19節負担金、補助及び交付金96万になっています。これについてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、115、116ページの健康診査事業なんです。疾病の早期発見、早期治療は医療費にはね返りますので、やはりこの努力というのは成果を上げるようにしなければいけないと思うんですけれども、成果書の136ページの、この成果について減っているのがありますけれども、もちろん増えているものもあるんですけれども、この成果をどういうふうに評価すればいいのか。これでいいのかどうか、個別によって違うと思うんですけれども、その辺、町としてどういうふうに考えているのかどうか、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、すみません、保健予防事業の件でちょっと1件なんですけれども、子宮頸がん予防ワクチンについて、平成25年6月以降、積極的に勧奨を控えているということで、前年度に引き続き29年度も0なんですけれども、これについて国のほうではどういうふうに言っているのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、最後なんですけれども、119ページ、120ページの健康増進計画等策定事業、これは平成29年度にアンケート調査を行ったということなんですけれども、これは策定委員会を設置しておりますけれども、これは単独事業なのか。それなりのアンケート調査の結果が出ていると思うんですけれども、この実施に至った経緯ですね。その点についてもお尋ねしたいと思います。

最後と言いましたが、あと六花の件、121、122ページの福祉医療センター運営事業で使用料及び賃借料あります。これは、CT装置の更新ということなんですけれども、一度に購入するというのとは大変ということでリースにしたということなんですけれども、これは、六花も13年以上経過しているんですけれども、前のCTについてはいつ導入されたのか、何年ぐらいたっているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、備品購入費、これは公設宮代福祉医療センター、介護用備品なんですけれども、これにつきましても、たしか介護浴槽だったと思うんですけれども、これについてもほとんど同じぐらいの金額になっていますけれども、これについての中身についてお示し願いたいと思います。

以上です。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

丸藤委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

まず初めに、不用額でございます。決算書の93ページ、94ページの老人福祉費の13節委託料の不用額196万1,132円でございますけれども、こちらの不用額が生じたことにつきましては、備考欄の事業で申し上げますと、まずみやしろ健康福祉プラン策定事業でございますけれども、こちらの13節委託料、みやしろ健康福祉プラン高齢者編の策定業務委託料でございます。こちらの324万円が、当初の予算では420万円の予算であったものが、業者選定の結果、324万円できたということで、約100万円の不用額が生じたものでございます。

それと、実際には予算執行がなかったので決算書には表記されておられませんけれども、老人福祉施設の措置委託事業というのがあったんですけども、こちら、養護老人ホームへの措置委託でございますけれども、こちらは平成23年度に1人措置があったのですけれども、24年度から29年度までは措置の対象者がいなかったことから、措置委託事業の委託料が全額不用となったものでございます。

こちらにつきましては、該当者がいつ出てくるかわからないものですから、予算措置としては毎年度しておかなければいけないということで、それが該当者がいなかったことから不用額が生じたものでございます。

それと、19節の負担金、補助及び交付金の264万9,630円でございますけれども、こちらの主なものにつきましては、こちらは96ページの備考欄にございます低所得者の利用者負担対策事業でございますけれども、こちら予算額から100万円ほどの不用額が発生しております。すみません、

低所得者の利用者負担対策事業につきましては、約204万円の不用額になってございます。

それと、そのほかに地域敬老会支援事業の負担金、補助及び交付金等、合わせて264万9,630円の不用額となっておりますのでございます。こちらにつきましても、予算の積算の段階では昨年と同額、もしくはそれ以上の低所得者の利用者負担、もしくは地域敬老会の実施地区も増えるということを見込んでいたことから、実際の実績で不用額が生じたものでございます。

続きまして、地域敬老会支援事業でございますけれども、こちらで参加できない方への、本来、町がやるべきものを自治会のほうでかわってやっているということではないかということで、町として、そこへの支援策ということでございますけれども、こちらにつきましては、前段の委員さんのときにも申し上げましたように、祝い金等の支給、もしくはアンケートを実施した結果、自治会で独自の取り組みで、全ての高齢者の方へおまんじゅうを初めとする記念品を配布している地区もございます。もしくは、同じように地域敬老会へ出席された方へ、あわせてお祝い品を出しているという自治会もございました。

こちら、そういう自治会があるということから、町としても何らかの支援策を考えなければいけないということで、なかなか地域の自治会の役員さんであっても、どこに75歳以上の高齢者の方がお住まいになっているか、もしくはそこのお宅の高齢者の方は75歳を超えているのか、もしくはまだ達していないのかというような判断ができないことから、町のほうに名簿を要求されることがあるんですけれども、やはり個人情報の関係で出せないということがありますから、自治会から要請があれば、何とか何らかの方法でその方の意向の確認をするとか、そういう支援方法も今、検

討をしているところでございます。何らかの支援策ができないかということで検討はさせていただいておりますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、アンケートの中でも出てきたんですけれども、会場が手狭になっていて適当な会場がなかなか確保が難しいというような意見がございました。昨年の決算委員会でも、委員さんからそのようなお話をいただいておりますけれども、そちらについてはできるだけ余裕を持った形で、会場で午前、午後の2部制にさせていただくとか、もしくは元気な方が2階に上がっていただくとか、そういうことで対応をしている自治会もございますけれども、余裕を持ってできるようにほかの会場を、町のほうで使えるところがないかどうかご案内を差し上げて、そこまでの移動手段等についても支援ができるかどうか、今、町としても検討をしているところでございます。そちらのほうで、そういう支援をできるということになれば、皆さんにその辺をお伝えしていきたいというふうに考えております。

次に、決算書94ページの老人福祉総務事業の負担金、補助及び交付金でシルバー人材センター補助金でございます。こちら548万円でございますけれども、いつからこの額で交付されているかということでございますけれども、手持ちの資料では、平成26年度から引き続き548万円で交付をしておるところまでは確認ができるんですけれども、いつからこの額というのは、今、手元に資料がないのでお答えすることがちょっと難しいんですけれども。

続きまして、決算書の96ページの災害時要援護者見守り支援事業の中の、成果書では127ページの災害時要援護者登録制度の進捗状況でございますけれども、こちらにつきましては、災害対策基

本法の改正に伴いまして、避難行動の要支援者ということで、避難行動をとるときに支援が必要な人への制度へ切り替えていくということでございますけれども、そちらにつきまして、これまでの災害時要援護者制度から宮代町避難行動要支援者制度ということで、全体計画を本年4月に策定させていただいております。

その中で、避難行動に支援が必要な人に対してどのような支援をしていくかということで、計画に位置づけをいたしまして、自主防災組織や避難行動の要支援者の関係者、もしくは関係機関への案内を順次、行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただいたご質問に順次、お答え申し上げます。

決算書113ページ、114ページのところの13節の委託料と19節の負担金のところの不用額というところのご質問だったかと思います。

まず、委託料につきましては、予防接種事業等におきましての、個別接種は大分、人数が増えたんですけれども、高齢者インフルエンザのほうの接種者数が減ったということで不用額が生じたものでございます。

また、19節のところでございますけれども、こちらにつきましては、妊婦健診を通常、県内とかの医療機関であればそのまま受診できたものを委託料としてお支払いするんですけれども、県外とかに里帰りをされた場合とかには償還払いとかで後から払ったりかしますので、そちらの方が予想していたより少なかったという点と、あと不妊治療の方々ですね。そちらの申請が予想より少なかったということで生じた不用額でございます。

また、115ページ、116ページのところの審査事

業のところと、成果書では136ページのところでございますけれども、こちらの増減についてどのような評価をしているとかというご質問だったかと思います。

こちらにつきましては、町では常に国の補助金等を活用しながら、いろいろがん検診についてのPRをしているところでございます。平成29年度からは、今までは受けたことがない方々に対するPR等というところが多かったんですけれども、完全に平成29年度から受診勧奨に対する通知というところで変わってまいりました。

今年度は、もし対象の方々には個別の通知をさせていただいたところでございますけれども、自分が何の健診を受けられるかというふうな内容の通知に変えさせていただいたところでございます。ですので、またさらに、こちらにつきましては、受診率というのは高くなっていくのではないかなという予測をしているところでございます。

あと、114ページ、予防接種における子宮頸がんワクチン、国のほうではどのように考えているのかというご質問だったかと思います。

こちらにつきましては、今現在は国もまだ積極的な勧奨は継続するというようなお話があるようでございます。ただ、婦人科学会とかのほうからはもう受けても大丈夫という話等があるようですので、そちらの双方からの多分、考えを踏まえまして、予防接種の研究会というところで検討を重ねたものが、また国の方向性として示されるというところで理解しているところでございます。

あと、119ページ、120ページのところ、健康増進計画の実施に至った経緯というご質問だったかと思いますが、こちらにつきましては、まず町に健康づくりに関する施策というものが一切なくて、それぞれの担当がそれぞれの熱い思いでいろいろ事業を計画して展開してきたということ

がございましたけれども、まず、今いろいろ高齢化が進み、医療費のほうが圧迫してきているような状況がございますので、一度、町の状況というのを把握した上で、どの部分に力を入れて、施策を今後、健康づくりを進めていったらよいかというところを考えるために予算化して、昨年度にアンケートを実施したというところでご理解いただきたいと思います。

また、今年度は、そのアンケート結果をさらに分析しているところでございまして、その辺を踏まえて担当者会議等も開催させていただいているところでございます。

あと、121ページ、122ページ、使用料のところだったかと思います。CTの導入の時期、あとは介護用の備品の浴槽というところの2点のご質問だったかと思います。

CTも介護用の浴槽も開設当時、平成15年10月から利用させていただいているものでございまして、ですので14年ですか、たったところで更新をしたというところでございます。介護用の備品につきましては、その浴槽のほかに、浴槽には直接寝たまま入れるということで、ストレッチャーという寝たまま移動できるものがございますので、そちらの備品もあわせて購入をしたということで700万ということになっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。ありがとうございます。

不用額については、予算の見積もりとの関係でというんで、私は特に気になっているんですけれども、今回、いろいろ聞きたいですけれども、時間がありませんので、これは後でお聞きします。

それから、地域敬老会支援事業なんですけれども、そうしますと、先ほど私が言った、今、参加

できない方にかわって自治会が行っているんですけれども、自治会の役員さんが何らかの支援策を考えなければならないという思いからやっているんですけれども、その辺については検討しているという答弁でした。

それから、もう一つ、会場についても何とかできるようにいろいろな町のほうも考えているけれども、会場についてもできるだけそういうふうにしたいということで、これも検討中ということでですので、それ以上の答弁は出ないですね。出なければ結構です。これは、ぜひ、もう遅いぐらいなんですけれども、やっぱり早目早目にしていかないと具体的になっていますので、早い対応をお願いしたいと思います。

じゃ、シルバー人材センターの補助金はいつからかというのは資料がないということで、これは、先ほど平成26年度からと言いましたが、改めて後でお知らせ願いたいと思います。

続きまして、災害時要援護者見守り支援事業なんですけれども、今、どのような支援が必要かということで関係機関にも案内をということなんです。これはどうなんでしょうか。これでいいの。もちろん、見直しもしてということなんですけれども、避難行動要支援者の件も含めてということなんです。これでもう決定したわけですか。現時点での、私はどこまで進んでいるかということでの対応を聞いているんですけれども。その点、もう一度お願いしたいと思います。

続きまして、保健予防事業についてですが、不用額についてもまた改めてお聞きします、後で。

115ページ、116ページの健康診査事業の件なんですけれども、成果書をどう評価するかということで、進んでいるものは進んでいるんですけれども、例えば肺がん検診だとか、わずかですけれども子宮頸がんとか乳がん、これは昨年度が余り

にも低過ぎたというのものもあるんですけれども、だからもとに戻ったというのものもあるんですけれども、そうしますと横ばいみたいな感じもするんですよ。この辺で、やはり先ほども言いましたね。早期発見、早期治療は医療費につながります。そういった意味でも努力はしていると思います。

集団健診と個別もあるんですけれども、私は時間的にも個別で六花へ行ったり、ほかの医療機関で受けたりするのもそういうふうになっていますけれども、病院によっては、そういうふう積極的に言っていればいいんですけれども、健診は受けていますかということと、全然言わないところがあるんですけれども、そういった点では、ある程度、町内の医療機関には徹底したほうがいいと思うんですよ。やはり受けやすいと思いますので、私は決して努力はしていないというふうには思いません。通知もちゃんと来ますし、まだ受けていないんですが、どうしますかみたいな感じでやっていますので、それなりの努力はもちろん認めての対案なんですけれども、そういうふうにしたらどうでしょうかということで。

それから、119ページ、120ページの健康増進計画等策定事業なんですけれども、確かに町の状況を把握して、結果を分析し、完成はいつなんでしょうか、その点の目標。今年、平成30年でできるのか、その辺の見込みについてもお願いしたいと思います。

それから、121、122ページの福祉医療センターの運営事業の関係で、使用料及び賃借料と備品購入費なんです。これはそうしますと、CT装置は随分長く使ったと思うんですけれども、例えばCT装置は5年間のリースですよ。そうすると、5年間で払うようなリースの分割にただけで、5年間が来れば、この機械はリースだから、借りるということだから返しちゃうのか、その点が。

それは、財政的には買うよりもリースでしたほうが安上がりだからそういう方法をとったのかもしれませんが、じゃ、使う年数はずっと使えるのかどうか。それともリース料をまた5年おきに変えていくのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 休憩します。

休憩 午後 5時08分

再開 午後 5時23分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

渡辺課長。

○福祉課長（渡辺和夫君） 申しわけありません。

お時間をいただきまして、先ほど福祉課の審議の中で、後ほど確認の上、ご報告をさせていただきますという形にさせていただきました障がい児の保育の財源措置に関して、ご説明いたします。

障がい児の保育につきましては、先ほど民間は補助金がございます、成果書の115ページ、町で実施しております障がい者デイにつきましては、特に財源措置がないということで、それはほかはないのだろうかというご質問をいただいたんですけれども、ちょうど町の障がい者デイの施設が中途半端な位置づけになっておりまして、障がい児のサービスとして児童発達支援の該当になるものであれば、これは障がい者のサービスとして給付金の措置があるわけですが、また、保育所の中で障がい児を受け入れている、普通の保育所のクラスで障がい児を受け入れている分に関しては、自治体分は、これは地方交付税になります。ちょうど、その中間のような今、扱いになっているデイにつきまして、これは一般財源だけで、特に国からの財源負担がないと、そういう状況でござ

います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ありがとうございます。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

丸藤委員さんの再質問にお答えを申し上げます。

まず、先ほどのシルバー人材センターの補助金の改定がいつからかというところに戻りましたけれども、今、資料を確認してきましたところ、現在の額に改定されたのが平成25年度からでございます。平成25年度から。それまで518万円だったものが、25年度から548万円という現在の補助金額に30万円上げてなっております。それが直近の改定でございます。

続きまして、避難行動要支援者、昨年度までは災害時要援護者登録制度でございますけれども、本年4月に策定いたしました全体計画につきましては、平成25年の災害対策基本法の改定を受けて、これまでの災害時要援護者制度を避難行動要支援者制度ということに変える計画でございます。

この計画につきましては、要配慮者及び避難行動要支援者の範囲や避難支援等の関係者となるものの範囲、もしくは避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の策定と平常時からの名簿、もしくは避難行動個別避難支援計画の取り扱い等について定めたものでございます。

そちらについて、今後はこれまで災害時要援護者として登録をされていた方、こちら皆、手上げ方式による名簿でございました。登録を希望する方についての名簿登録ということでございましたけれども、これから避難行動要支援者ということにつきましては、要配慮者の中から避難行動要支援者として絞り込みをされた方が対象になります。

その方の意向等を確認させていただいて、平常時からその方の名簿、その他の情報を自主防災組織等に提供していいかどうかという意向確認をさせていただくようになります。

本年度、その手続を順次進めながら、自主防災組織にメール提供をして、個別支援計画の策定に取りかかっていたかどうかということで順次、ご説明をさせていただくような計画になっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただいたご質問にお答え申し上げます。2点あったかと思えます。

まず、健康増進計画策定はということでございますけれども、今年度中に策定する予定でございます。5年間の計画でございますので、また4年後等に見直しのほうを行わせていただくことになるかと思えます。

また、CTの導入、リース5年後はどうなるのかというご質問だったかと思えますけれども、こちらにつきましては、5年後は一応町のものになるということでご報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 唐沢ですけれども、よろしく願いいたします。

何点か質問させていただきたいと思えます。

前段者と若干重複する面があると思えますけれども、よろしく願いします。

まず、第1点でございますけれども、地域交流サロン支援事業、さらには地域敬老会の支援事業ということで、この2つの事業、問題点が若干重複するので、あわせてひとつ質問をしたいと思う

んですけれども、地域敬老会なんですけれども、現在、町内78の自治会の中で67地区が敬老会を実施しているというふうなことでございます。参加人員も約4割ぐらいの人が参加をしているわけでございますけれども、前段者、質問しておりまして、敬老会を開催するに当たって、地域のやっぱりどうしても自治会、区長が中心になるということですね。役員の中でも高齢化になっていまして、なかなか取り組むのがしんどいなという方がたくさんいるわけです。

実は、この敬老会にしてもサロンにしても、これは私の個人的な考えですけれども、やっぱり地域力、地域で、ふだんから地域の人と交流していないと、自助、公助、共助、近所と言われるように、日ごろから地域の人と交わりを持ってないと、サロンにしても敬老会にしてもなかなか立ち上がれない、そういう状況があると思うんです。

そういう意味で、今、民生委員さん、それからボランティアさん、また町がリーダーをいろいろと育成しておりますけれども、こういう人たちをもう少し横の連絡を密にして立ち上げるような準備をしてもらいたいなというふうに思っているわけです。

そのためには、防災、防犯、お祭りもそうでしょうし、いろんな地域の日常の活動の総結集がこのサロンであるし敬老会だというふうに私は思っておりますけれども、そのために、どう町がいろいろとバックアップしていくのか、そんなことをひとつお聞かせをいただければありがたいなというふうに思っています。それがまず第1点です。

それから、成果書のほうでいろいろと質問させていただきたいと思うんですけれども、1年間、健康介護課が汗して一応、成果をいろいろ上げておりますけれども、その中で何点か具体的に質問させていただきたいと思えます。

まず、成果書の125ページなんですけれども、高齢者健康づくり支援事業ということで、それぞれ主な事業を立ち上げているわけでございますけれども、この中で昨年も恐らく質問したと思うんですけれども、町民グラウンドゴルフ大会、年に1回、5月に開催しております。この実績書でも184名の高齢者の方が参加をしているわけです。

また、ゲートボールも同じく5月に開催されている。皆様、ご存じのとおり、ゲートボールも若干下火になって、やっている方も少なくなっております、実績書を見ても16人の参加となっておりますけれども、ここでちょっと私、気になるのが、片やグラウンドゴルフは184人の参加で6万8,477円の事業を出している。片やゲートボール、16人で2万9,460円をバックアップしているということなんですけれども、余り数で、参加者で比較してはいけないんですけれども、これからいくと、もう少し町民グラウンドゴルフ大会に力を注いでもらいたい。力を注いでもらいたいということには、補助をもう少ししていいのかなというふうに思っていますけれども、そういう考えがあるのかどうか。数字的には約6倍の差がありますので、そこら辺をひとつ再考してもらいたいなというふうに思いますが、その考えはどうか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、福祉医療センターの運営事業ですけれども、やはり前段者からいろいろと質問がございました。年々、六花利用者が増えております。これは、まさに喜ばしいというふうに私は思っておりますけれども、そこで、先ほど職員の一覧表をいただいております。現在、年々利用者が向上している中で、先ほどいただいた職員の配置一覧の中で対応ができるのかどうか。

例えば、医局ということで、これはドクターだと思っておりますけれども、診療所が2人、老健が1人

となっています。看護師さんも診療所が10名、老健が8名になっている。相談員については、ケアプランの相談をするようなというふうに思っていますけれども、この体制の中で、これから十分医療のサービスができるのかどうか。この実績を踏まえて、ぜひお聞かせをいただきたいというふうに思います。

昨年は3万5,694人の利用者があったわけでございますけれども、ますます私は利用者は増えてくるのかなというふうに思いますので、その関係。現在の体制の中で維持ができるのか、向上できるのか、そんなことをひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、これも毎回質問しているんですけれども、成果書の140ページのほうの運営懇話会、いつものとおり、第1回、第2回ということで、それぞれ会議をやっているわけでございますけれども、よりよい六花福祉医療センターを質、量ともに充実するために、いろんな意見なり要望なり提案なりがこの中で出ていると思いますけれども、具体的にどのような提案なり意見なりがあったのか、お聞かせをいただきたいと思います。ここに、内容でいろいろと載っておりますけれども、もう少し中身の濃い報告をいただきたいなというふうに思いますので、質問させていただきたいと思います。

とりあえず、以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

唐沢委員さんからの質問にお答えを申し上げます。

まず、成果書の26ページ、地域敬老会支援事業でございます。こちらは、先ほどの委員さんたちからも出ているように、役員さんの負担という問

題でございますけれども、こちらにつきまして、非常に区長さん、また班長さんなどの自治会の役員さんたちの負担が大変だということがございます。こちらにつきまして、これから先も長く地域敬老会を行っていくためには、やはり担い手の育成も必要ではないかというふうに町としても考えております。

そのために、成果書で128ページ、129ページにアクティブシニアの社会参加支援事業というのを、平成29年度から新規事業として開始をいたしました。こちらの事業につきましては、これまでなかなかお住まいの地域とのかかわりがなかった方々が、会社を定年される世代になって地元に戻って、まだ活動的な世代で、それまでの経験や知識を地域社会のために生かしてもらおうということで始めた事業でございます。その方たちの地域デビューのバックアップをしていきたいということで始めた事業でございます。こちらの方々に、ぜひこの事業に登録を、緑じょういメンバーに登録をしていただいて、地域活動の担い手としてこれから活躍をしていただければということで、その方たちについても、ぜひ自治会活動を初めとする地域活動に積極的な参加につなげていければというふうに考えております。

そういうことから、またこれ以外のことで、地域活動としての担い手になり得るような講座等も実施しております。そういうことから、その方たちのマンパワーをいろいろな地域、敬老会や特別会計のほうになってしまいますけれども、地域交流サロン等につなげていければということで事業を行っております。

次に、成果書の125ページの高齢者健康づくり支援事業でございます。こちらは、高齢者の親睦と健康づくりのために町民グラウンドゴルフ大会と町民親睦のゲートボール大会を開催していると

ころでございますけれども、町民グラウンドゴルフ大会については200人近くの参加者がいるわけですが、片やゲートボールについては、このところ参加者が年々減少してきておりまして、29年度は16人にまで減少をしてしまいました。

こちらにつきまして、それぞれグラウンドゴルフ大会は町のグラウンドゴルフ協会、またゲートボールにつきましては、さわやかクラブ連合会に運営を委託して事業を実施しております。

その委託につきましては、なるべく参加する高齢者の意向が反映されて参加しやすい大会とするために、委託の方式に変えさせていただいたわけですが、なかなかゲートボールについては、さわやかクラブ連合会でも参加者を集めるのも大変になってきているというような状況がございまして、昨年から事業の内容を変えていってもいいんじゃないかということで、新しいスポーツに変えていったらどうかというお話もいただいておりますので、今、協議を進めているところでございます。より多くの方々が参加できる、また参加しやすい事業としていきたいということで今、協議をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただいたご質問に順次、お答え申し上げます。

まず、成果書の139ページのところで、利用者の方々がどんどん増えているけれども、今現在、スタッフのほうに間に合っているかというご質問だったかと思います。こちらにつきましては、六花の職員の方にも聞いたことがあるんですが、かなりやはり皆さん頑張っていていて、というところは報告を受けていまして、ただ、足りないというお話を具体的にその時点では聞いて

ていませので、今、この人数で間に合っているという認識でいるところでございます。

2点目、140ページの懇話会の意見要望等、提案等についてということでご質問がございましたけれども、こちらにつきましては、入所者の方々に対するサービス、行事を年間に幾つかやっていたりとかしているようなんですけれども、そちらについていろいろ工夫をされていらっしゃるということは聞いているんですけれども、詳細な点につきましては、申しわけございません。本日、手持ちに資料がございませんので、後ほどお示しのほう、させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。唐沢でございます。

何点か再質問させていただきたいと思います。

まず第1点でございますけれども、サロンと敬老会の関係でございますけれども、実は第4次宮代町総合計画後期実行計画、これは平成28年から平成32年までの計画なんですけれども、この中で下期の結果ということで、このサロンの関係も敬老会の関係も完了したと。完了というのは、全て取り組みから成果まではどうのこうのというふうなことで完了となっていると思うんですけれども、どのようなものをもって完了としているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、六花の関係でございますけれども、今、答弁によると、職員から、俗に言う問題点はないと、現体制で万全だというふうな、万全というか大丈夫だというふうな現場の声も上がっているというふうに思っ、そう捉えているんですけれども、例えば職員、ドクターなんかも正直言っ、て、行くとドクターがかわっているとか、前も

ちょっと六花の関係で質問したと思うんですけれども、整形外科医が月に1回か2回しか来ないだとか、いろいろそういう中身の現状があるんですけれども、町の医療福祉センターであるわけですから、町民がもう少し気楽に、また利用できるような福祉医療を見据えた、町からこれだけ大きな援助をしてやっているわけなので、もう少し現場の声を聞くような場はあったのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、実はちょっと前後しますけれども、決算書のほうの122ページなんですけれども、25節の医療対策費の中の積立金、25節なんですけれども、これも去年も恐らく質問していると思うんですけれども、一応20%積立金ということで計上、決算書に載っておるんですけれども、この積立金の目的は何なのか。また、目標の積立金という、そういう目的があるのかどうか、積立金の中身をひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、運営懇話会ないしは運営協議会ということで、年に何回かやっておるんですけれども、このメンバーは、もう一回具体的にお聞かせ願いたいと思いますけれども、どういうメンバーがやっているのか。何年に1回、もちろん委員会のメンバーはかわってきていると思うんですけれども、一般町民からどういう形でこの懇話会なり運営協議会の中に入っているのか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

以上。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

唐沢委員さんの再質問にお答えを申し上げます。

まず、地域敬老会と地域交流サロン支援事業でございますけれども、地域交流サロン支援事業につきましては、介護保険特別会計の事業ですけれ

ども、中身についてはその際にお話をいたしますけれども、この2つの後期実行計画の目標とその工程ということでございます。

成果書の24から26ページでございますけれども、26ページの地域敬老会支援事業を例にご説明させていただきます。

下段に後期実行計画の目標とその工程ということで書かれておりますけれども、それが実行計画のほうの進捗状況が完了となっているということでございますけれども、完了につきましては、実施工程の平成29年度分が完了したということでございます。あくまで、成果目標は平成32年度最終年度の、敬老会について言えば敬老事業を実施する地区が全ての78地区で実施されとか、もしくは交流サロンであれば町内で30カ所の交流サロンが立ち上げられるということが最終目標でございます。完了というのは、その評価検証するための、計画にローリングをかけているわけですので、29年度の上半期等へ下半期の工程が完了したということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただいた質問に順次、お答え申し上げます。

まず、六花の現場の声を聞く機会はあったかというご質問だったかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、平成24年度から六花で、六花の職員と合同会議ということで、いろいろ経営状態とかいろいろな話をさせていただく機会を年に数回設けておりますけれども、昨年度におきましては10月17日と12月25日にやはり開催しましたけれども、その時点では、その職員さんの関係のお話は出なかったということでご理解いただきたいと

思います。

次に、122ページ、積立金の目的と目標というご質問だったかと思っております。積立金におきましては、六花の医療機器の整備のときに基金を取り崩して、そのリース料だったりとかというところでお支払いさせていただくために積み上げているものでございます。ですので、今、4つ、リースを組ませていただいているものがあるんですけれども、そちらに年間のところで必要な金額を取り崩させていただいて、お支払いのほうをしているところでございます。

次に、懇話会のメンバー、協議会のメンバーというご質問だったかと思っております。懇話会のメンバーにつきましては10名で行っているんですけれども、そのうちの5名の方が一般の公募の方々、残りの5名の方なんですけれども、ボランティア連絡協議会からと、あと民生委員・児童委員協議会、身体障害者福祉会、社会福祉協議会、介護相談員、この5つの団体の方からご推薦をいただいた5名の方の合計10名で構成されているところでございます。

管理運営協議会のメンバーでございますけれども、こちらにつきましては9名で構成されておまして、町長、理事長、診療所のセンター長と地域医療振興協会の事務局長、同じく地域医療振興協会の企画調整部長と六花の診療所長、あと懇話会を代表しまして会長、あとは町のほうから副町長と健康介護課長、以上の9名で構成されている会議でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。唐沢です。

確認の意味も含めて再質問させていただきたいと思っております。

まず、敬老会、サロンなんですけれども、年々目標を掲げて取り組んでいるわけなんですけれども、サロンのまず関係なんですけれども、立ち上がりはやっぱり環境づくりを要するにちゃんとすべきだろうというふうに思います。やりたくても場所がない。特に、集会所を活用してサロンを開催ということで、町内30カ所を目指して取り組んでいるんですけれども、集会所がない地域もあると思いますけれども、そういう地域はどのような形をとっていくのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。人材もそうですし、場所、環境づくりがやっぱり必要なかなというふうに思います。

それから、敬老会なんですけれども、現在、1人当たり参加する人には1,000円ということで補助が出ているわけでございますけれども、参加しない人にはどのような、要するに考えがあるのか。これは、今後のことも含めてですけれども、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、祝い品の関係ですよね。77歳から88歳、99歳、100歳ということで、101歳を超えた場合は祝い品が出てくるわけなんですけれども、これを見直すような考えはあるのかどうか。余り他の町、市のことを話したくないんですけれども、もう少し中身の充実、商品券ということで、自由に町内で使ってくださいということで商品券が出ていると思いますけれども、これをもっと変更するような考えがあるのかどうか。現在の祝い品をもらった方がどういう声を発しているか、そういうものを把握しているのかどうか。もしあればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、ちょっと聞き漏らした面はあるんですけれども、成果書の125ページ、グラウンドゴルフとゲートボールの関係なんですけれども、今、町内ではグラウンドゴルフをやっている方がたくさんいて、これの大会の実数は180でちょっと少

ないのかなという感じもしないでもないんですけれども、結構、町内ではグラウンドゴルフ、各地域で各団体がやっておるんですけれども、この大会のもう少し中身の充実したものを考えてもらいたいなというふうに思って、また再質問するわけなんですけれども、どうなのか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、成果書の139ページなんですけれども、実は先ほどの繰り返しになるかなと思いますけれども、六花職員の配置の関係なんですけれども、今、六花の職員体制は94名体制でやられていると思うんですけれども、この中で事務が約1割いるんですけれども、9名ということになっていきますけれども、この9名の事務関係についてはどういう内部の割り当てになっているのか、担当になっているのか。例えば、窓口も含めてのことなんですけれども、当初、六花は窓口が余り評判がよくなかったというふうに聞いておりますけれども、随分最近では事務の対応もよくなったかなというふうに思いますけれども、これの中身をひとつお聞かせ願いたいと思います。また、できましたら事務の男女、年齢も含めて、もし差し支えなかったらお聞かせをいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

唐沢委員さんの再々質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、地域交流サロンでございますけれども、こちらは介護保険特別会計の事業になりますので、その際にお答えをさせていただければというふうに思います。

次に、地域敬老会支援事業でございますけれども、こちらの参加者の支援と祝い品の関係でござ

いますが、前段の委員さんからも出ましたように、地域敬老会に変えた目的ですね。当初の目的もございますので、やはりそこへ来ていただいて地域の方たちと顔を合わせて、顔の見える関係づくりをしていただきたいということで始めた事業でございますので、その趣旨を考えますと、なかなか参加されない方への支援は難しいのかなと。

そのために、先ほど来、申し上げているように、参加できない方への支援ということで自治会のほうで記念品の配布等をしていただいているので、その対象者の掘り起し、意向確認をして名簿の作成をするような支援ができないかということで現在、検討を進めておりますので、そちらのほうで支援をしていきたいというふうに考えております。

また、祝い品に関してでございますけれども、それまで1,000円一律に75歳の人に交付をしていたものを26年度から見直しをして、節目の年にまとまった金額の商品券を祝い品として配布させていただくように変えたものでございます。1,000円一律に出していたときはやはり換金率が低かったということがありまして、それを解消するためにまとまった金額として節目の年に、結果的には高齢者の方々にメリットがあるように改正をさせていただいたものでございますので、今のところ見直す予定はございません。

次に、町民グラウンドゴルフ大会、健康づくり支援事業のグラウンドゴルフ大会の中身の充実ということでございますけれども、こちらにつきましては、十分に町のグラウンドゴルフ協会との協議をいたしまして現在の事業内容になっているところでございまして、そちらについて充実を望むというような意見は、参加者もしくは協会のほうからも、今のところはそういう意見は出ていないところでございます。もし、そういう意見があるようであれば、ぜひお聞かせいただいて、中身に

ついても検討をすることはやぶさかではないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただいたご質問にお答え申し上げます。

六花の事務の9名の男女比だったりとか仕事の業務の分担というところのご質問だったかと思いますが、大変申しわけございません。この9名の内訳、男女比というのは把握しておりませんで、男性の職員4名とはいろいろな業務の関係がございまして、頻繁に連絡等取り合ったりとかするんですけれども、そのほかの方に5名の方々がどういう方々がいらっしゃるかというところは、大変申しわけございません。把握してないような状況でございます。

ただ、年齢はちょっと聞けないとは思いますが、もし男女比、どういったことでということであれば、その辺は確認はとることは可能かと思えますので、後ほど報告のほうはさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 唐沢です。ありがとうございました。

最後、ちょっと要望的なものにもなろうかと思えますけれども、サロンの関係なんですけれども、世代を超えて交流支援ということで、実は今、町内で23カ所、サロンを実施しているんですけれども、その中に、実は日本保健医療大学の学生さんとか、また埼玉の県立の福祉科の学生さんとか、サロンに2、3名ずつ来てくれているんですよ。これは、全く若い女性と申しますか学生さんなので、高齢者、大変世代を超えて交流が今で

きているんですけれども、これは要望なんですけれども、町内の中学生、高校生、できたらひとつ体験、これはここで言うのが正しいのかどうか分かりませんが、ぜひともひとつ町内の将来の担い手となる人たち、もちろん学生さんですから無理だと思うんですけれども、もしできたら中学生、高校生、体験学習の場でそういうサロンにも参加できるような、もし時間が持てれば、これはひとつの要望なんですけれども、さらにサロンの中身が充実するのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。これは答弁は結構です。

以上です。ありがとうございました。終わります。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑はございますか。

小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原ですが、質問というよりも、ちょっと考え方を教えておいてもらいたいことがあるんですが、前段者がみんな多くの内容で質問をしています、特に私も地域敬老会についてちょっと教えてもらいたいのは、老人ホームに入所している方の扱い、補助金の使用はどう使ってもいいのでしょうか。

また、施設がほとんど整っていない地域では、例えばカラオケ大会やろうじゃないとか、何かやろうじゃないかといったときに機器がないんです。これは役場で提供してくれるのかどうか、それだけちょっと聞きたい。

ただ、ほかのことで申し上げたいことはいっぱいあるんですけれども、敬老会だけでも。これは、前段者が質問して答弁しておりますので省略したいと思いますので、今、私が聞いたことだけどうしたらいいのか教えてもらいたいと思うんですが。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

まず、地域敬老会の特別養護老人ホームに入所されている方の扱いでございますけれども、特別養護老人ホームに入所されている方につきましては、地域敬老会の対象にはなっておりません。特別養護老人ホームについては、それぞれの特別養護老人ホームのほうで施設の敬老会を、例えばみどりの森やふるとねの郷であれば、来週の17日に施設の敬老会を午前、午後ということで開催しておりますので、そちらの施設のほうの敬老会にやっているところでございます。

それから、会場使用料の関係だと思いますけれども、例えば開催する会場が近くになくて有料の会場を借りるとか、もしくはカラオケ等の機器がないためにどちらからかレンタルをするとか、もしくは借りた施設に設置されている設備を使って料金がかかったというような場合には、会場使用料として実額を補助するような仕組みになっております。

補助金の仕組みとしては、会場使用料、準備経費、それと役員賄い費が一律で2万円ですね。それと、参加者の飲食代として、人数割で1人1,000円の補助金になっております。その使い方については、人数割の1,000円の補助金につきましては、参加者への記念品か飲食費に充てていただくというもので、1,000円を上限にやっております。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 聞いていることは簡単なんですよ。1,000円の補助をもらえると、それは参加する人だけね。それはそれでよいとして、それを今、食事代と記念品だと固定しているわけでしょう。私が聞きたいのは、ほかでどう使おうがよいいんでしょうと聞いているんですよ。でないと、

自治会によっては集会所そのものの中が設備がそろってないとかなんかすると、今言ったようにカラオケのどこかへ行ってやろうじゃないかとなるわね、カラオケの設備も何もないんだから。

だから、そういうことで使っても問題にしないですねということを聞きたいわけですよ。だから、何に使ってもいいのかと。まさか、現金で配るということはしないと思いますけれども。どう使おうがいいんですかと。

また、外へ行ってやるのもちょっとまずいだろうということになれば、例えば集会所の中でいろんな機器を借りたいんだと。町で用意してくれるんでしょう、それは。当然しなかったから何もできないですものね。ただ、やれやれと言ってハッパをかけているだけで、ただでやれやれって。そのやり方は、それは冷たいよね。それは町でちゃんと、自治会でこういうのをやりたいんだだけでも設備がないんだから貸してくれよと、用意してくれよとなるでしょうが、どこだって。

じゃ、何もないところは、だまって飯食って帰れと、食事をして、それだけなんだ。それは冷たいよね。そう思わない。そんな敬老会だったらってなるよ、それは。そう思わないですか。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

先ほどの答弁がうまく伝わらなくて申しわけございませんけれども、地域敬老会の補助金につきましては、まず大きく分けて基本額と人数割の補助金がございます。基本額の補助金の中には、やはり3つに分かれておりまして、まず1つが会場使用料の実費でございます。ですから、有料の会場を借りた場合は全額補助金で対象になります。また、そこでエアコンや電気機器等を使うための使用料ですね。例えば、コインのエアコンやカラ

オケ機器をどこから調達してと、購入はだめですけれども、レンタルをされた場合には、そこらは会場使用料として全額、補助金として交付されます。

次に、準備経費として、1開催当たり、1団体が開催する場合は、3万円を限度として会場の装飾や当日使用するような事務用品、もしくは消耗品について3万円までは出ます。それと、役員賄い費として1団体2万円ですね。2団体以上で開催する場合は1団体ごとに5,000円ずつ加算されます。

そのほかに人数割として……

〔発言する人あり〕

○健康介護課副課長（岡村行雄君） ですから、会場使用料等は全額補助。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） どうも答弁が前の流れを説明して満足しているんだけれども、私が聞きたいのは、会場使用料はどこの会場を借りてもいいんだねとか、いろいろあるわけ。役場は、そういうところはまずいですよと指摘は絶対しないですね、どこを借りようが。だから、金はどう使ってもいいんですねと言っているわけ。問題にしないですね。3万円プラス2万円もどう使おうがいいんでしょう。だって、運営するんだから、それを自治会に任せているんだから。それもだめだって、いざとなったら始まったら、自治会の役員は、唐沢委員の質問じゃないけれども、やるといったって大変だよね、それは。役場は金出して文句だけ言っているだけだ。それはないよ。

私の質問は皮肉になってくるけれども、だから質問したんですよ。金はどう使おうがいいんですねと。それだから、簡単なんですよ、質問の内容は。どう使おうがいいんですねと。自治会に任せりゃいいんでしょう。それでいいんですとなれば

終わりなんです、質問は。ところが、ああじゃない、こうじゃない、何に使ってどうのこうのって、予算を決めたときから内容を説明してさ。どうも納得できないです、それでは、私は。どう使うか、自由でいいんでしょう。簡単なんです。

どこかへ行っちゃまずいと、例えば自治会でやろうというときになったときに、何か設備がないから、その設備を、じゃ役場で用意してもらおうとかって。これも2つ目の質問なんで、用意します、それでいいんですよ。それは、2万プラス3万円で、あと1人参加料が1,000円でできない設備もあるんですよ。それは勝手にあんたらが金出してやれってこと、自治会が。それじゃだめですよ。何のための敬老会なんですか。前段者が参加できない人はどうするのと、私もさんざん前はそれを言った。それは、きょうはいいですけども、前段者が質問しているから。

あと、老人ホームね。老人ホームも、自治会でそういうことをやっていればぜひ地元で参加したいという人いるんですよ、いるんですよ。知らない大勢のところでやるより、知っているところへ来てわーわー騒いだほうが。騒ぐというのはおかしいね、交流したほうが楽しいと。そういう人もまににいますよ。

そういう難しいのは、ちゃんと型にはめちゃうからどうもやりづらいんですよ。それも自治会に任せますよ、金はどんどん出しますよと、1人1,000円。あと、運営費とかそういうのはどう使おうが結構です、設備が足りなければ役場が面倒見ます、これだけでいいんですよ。それはやりますと言えば話は簡単なんです。それをやる気がないから、ああじゃねえ、こうじゃねえ、説明してごまかそうとしているんだ。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副

課長の岡村でございます。

何にでも使っていいのは役員賄い費の2万円、2団体以上の場合は1団体ごとに5,000円ずつ加算のものでございます。3団体で開催すれば3万円ですけども、これが何に使っても使途は問いません。役員賄い費だけです。1人1,000円は、先ほど来、申し上げておるように参加者の記念品と飲食代です。その範囲の中でですね。

〔発言する人あり〕

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 記念品と飲食代です。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） カラオケとかああいうところへ行ったら、食事出ないでいいよ。つまみとあとジュースかなんかで、そういうカラオケもあるよね、カラオケやるところ。そこもいけないの。それがだめだったらどうする。自由に使っていいということじゃないよ。だから、言っていることとやることが全然違う。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

やはり、地域敬老会の補助金につきましては、地域敬老会の補助金の交付要綱に従って適切に使っていただきたいということから、ある一定のというか、補助金交付要綱のルールに従って、交付費として各自使っていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） だから、補助金の要綱を変えてくれと言っているの、裏を返せば。それ、わからないんだ、金は自由に使っていいってことは。わかってこないんだ。型にはまったことでやってくださいと言っている。そんなやり方をや

っちゃ、地区の敬老会を運営する人は大変ですよ。要綱なんか取り下げちゃったほうがいいですよ、特に敬老会の問題なんかは、こういうことは。

ごまかすということをしているんじゃないんですよ。楽しく、1人でも多くの人が参加できるように、自治会は自治会で苦労しているわけですよ、するわけですよ。それを、要綱に沿ってやってもらいますといたら、また型にはめられちゃうんじゃないですか。別に、何かでほかのことで、現金で配っちゃうとかそういうんじゃないんだから。それをだめだなんて頭から押しつけられたら、役員なんかどうするかって今、迷っているところあると思いますよ、何やるかって。

じゃ、あんたらは、各家庭に敬老会出るのか出ないのかって返事をもらって、補助金出すんでしょう。そんなやり方していて、地域との密着なんか何もないじゃないですか。私も敬老会に出られる立場で、来ましたよ、あんた、敬老会出ますか、出ませんかって、返事をいつまでにくださいって。そんなやり方していたんじゃ、地域との密着はないですよ、本当に。

だから、要綱なんか取り下げちゃったほうがいいと言うんですよ。副町長は笑っているけれども、そんなんで、敬老会なんか役員がやるようなことはなくなってきますよ。

以上、苦言をまた申し上げましたけれども、また、これ、直らなければ何回でもやりますから。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君） ないようですので、以上で健康介護課の質疑を終了いたします。
休憩いたします。

休憩 午後 6時23分

再開 午後 6時32分

○委員長（田島正徳君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、産業観光課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○産業観光課長（長堀康雄君） 皆さんこんばんは。どうも大変お疲れ様のところ恐縮でございます。初めまして、産業観光課長の長堀でございます。よろしくお願いします。

以下、自己紹介させていただきますので、お願いします。

○産業観光課副課長（秋谷裕章君） 副課長の秋谷です。よろしくお願いします。

○産業観光課主幹（菅原隆行君） 主幹の菅原です。よろしくお願いします。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 商工担当の副課長、吉永と申します。よろしくお願いします。

○農業振興担当主査（鈴木 功君） 農業振興担当主査の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○農地調整担当主査（長瀬昇之君） 農地調整担当の長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○商工観光担当主査（山内一生君） 商工観光担当の山内です。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 既に本会議において説明済ですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

最初が121・122ページの労働費でございます。

平成28年度では500万円、それ以前も500万だっ

たと思います。29年度で300万円となっていますが、この引き下げた理由をお願いします。説明をお願いします。

それから126ページ、説明書では143ページになるとは思いますけれど、水田農業構造改革対策事業、の11節の需用費でございます。印刷製本費の中身についてと、その他の需用費、これの説明をお願いします。

それと、19節の負担金、補助金及び交付金、経営所得安定対策推進事業補助金です。50名となっていますが、この対象となった件数と、対象内容でよね、どういうところになっているのか、あと何人に補助したのか、その辺の説明をお願いします。

それと128ページです。新しい村の管理運営事業でございます。その中で、賃金でございます。臨時職員の賃金となっています。しかし、この中で、流用ということで66万5,000円流用とされているんですけど、この66万5,000円を除いたのが臨時職員の純粋な賃金になるのか、そんなところ。また、66万5,000円を流用された理由、その説明もお願いします。これは、予算との関係があるので、その辺のところをお願いします。

それと、委託料の地産地消集荷宅配支援事業委託料です。これについての集荷と宅配に分けたときの按分というんですか、どのくらいになっているのか、その辺のところもお願いします。

それから、130ページの13節委託料です。6次化推進事業で、これまでの成果を説明をお願いしたいと思っております。これはどのくらいの6次化件数があるのか、どのくらいのやったおかげで、売り上げがなったのか、また、逆に6次化に対する人は何人くらい使われているのか、費用がどのくらいかかっているのか、その辺のところもちょっと細かくお願いしたいと思います。

あと、132ページです。農業生産基盤整備推進

事業です。説明の中で、笠原沼の工事で2度の入札不調と説明されたんですけど、主な不調の原因というのですか、お願いします。工事費の関係なのか、それとも入札が誰もいなかったのか、その辺のところを、それとも別の原因があるのかちょっとその辺のところ、なんで2度も不調に終わっているのか、お願いします。

それから、134ページ商工振興費でございます。昨年、28年度では1,479万円だったんですけど、今年、29年度の決算では1,435万円、額にしては70、35だから40万くらいですか、なんですけれど、これ決算が減った理由、どの辺の部分だかちょっとお聞かせ願います。

最後になりますけれど、135ページです。説明書では147ページ、消費者対策事業です。

この消費者対策事業というのは、どんな仕事为中心的にやっているのか、後また、どんな相談が多かったのか、あと解決のために法律事務所に相談した人数がいるのかいないのか、あと、重大な詐欺事件とかそういうのに合っているのかどうか、宮代町は相談事業ではないんですけど、その辺のところをお願いします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 吉永です。

お答えさせていただきます。

まず、労働費の500万円から300万円、減額の理由でございますが、こちらは勤労者住宅資金の勤労者住宅資金貸付制度の預託金、預託額を500万円から300万円に減額したための減でございます。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君） 産業観光課主幹の菅原です。

続きまして、ページ126ページ、水田農業構造改革対策事業、こちらの需用費です、印刷製本費

の内訳でございますが、こちらにつきましては、平成29年度から赤ちゃん米、宮代町で生まれた赤ちゃんのその世帯に、新しい村でお米を20kg贈呈するという事業を始めさせていただいております、こちらのお米の引換券ですとか、ラベルのシールを印刷するのに要した費用となっております。

続きまして、その他、同じく需用費のその他需用費の116万6,616円、こちらにつきましても、赤ちゃん米のお祝い米を491袋を購入した費用となっております。全額その費用となっております。

それから、19節の経営所得安定対策推進事業補助金、こちらにつきましては、宮代町の再生協議会の方に全額補助金として出しているものでございまして、町の農業経営の経営所得の安定対策等の推進普及ということで、実質的には水田台帳のシステムの更新料ですとか、あとは農家さんに配布するプリントのカラープリント代とかといった事務費に全額補填されている形となっております。

なお、補助金の行先でございます再生協議会ですが、会のメンバーは10名でございます。

続きまして、ページ128ページ、新しい村管理運営事業、こちらにつきましては、7節賃金、こちらの405万8,120円、こちらにつきましては、いずれも流用後の臨時職員の賃金、オフィスサポーターさんへお支払いした金額の合計が405万8,120円ということでございます。

それから、いずれも需用費へ流用、役務費へ流用、工事請負費で流用ということでございますが、この需用費へ流用したのにつきましては、新しい村の施設の修繕費に充当させていただいております。

また、役務費につきましては、荷捌き場の建設

を行った際に登記の方が発生をいたしまして、土地の区画を少し変更したものでございますので、そこで保存登記が発生しておりまして、その登記手数料となっております。

それから、工事請負費につきましては、荷捌き場の建設に当たりまして、当初の予定よりも建物を北側に移したことで、築山の山を少し崩す工事が当初の予定よりも多く発生したということで、こちらの部分に流用させていただいております。

続きまして、委託料の集荷宅配の地産地消集荷宅配支援事業委託料ですが、こちらにつきましては、集荷サービス、新しい村の市場の方に野菜の出荷ができなくなってしまった農家さんのお宅への集荷サービス、こちらにつきましても、10カ月で103件、それから、新しい村から離れた住宅団地にお住いの方へ、お米ですとか野菜の宅配を行った件数が、10カ月で130件となっております。

続きまして、130ページ委託料6次化推進事業委託料、こちらの150万円の内訳でございますが、まずこちらにつきましては、委託を3本行っておりまして、1つが35万円で、秋口に行われております、紫野菜のイベント、紫野菜を集めたイベント、紫野菜ですとか紫野菜を使ったスイーツ等を6次化商品を集めたイベント、新しい村で行われます紫マルシェの企画運営をアンカルクに委託してございます。

それから、もう1本が6次化勉強会の運営支援ということで、株式会社玄というところで、政所さんというアドバイザーの方に来ていただいております、こちらの6次化の勉強会の会議の開催、それから料理等のアドバイスに対しまして60万円の業務委託料が発生しております。

それから、もう1本が、宮代町の郷土の味の調査業務委託ということで、農家さんのお宅を廻って郷土の味を調査、伝統料理を調査して、それを

取りまとめ、現代風にアレンジするといった作業のほうをエムアンドティーカンパニー、料理研究家の小松さんの方に委託してございまして、こちらが調査のとりまとめ等全部含めまして55万円の委託というふうになってございます。

それから、ページ132ページでございます。

農業生産基盤整備推進事業の工事請負費の中で、こちらは不用額の欄ごらんいただきますとわかりやすいかと思いますが、517万5,800円が不用額として掲載させていただいております。

こちらにつきましては、昨年度笠原沼落川の底を藻がたくさん茂ってしまいまして、上流、台風とかの時に洪水とかになって上流の田んぼに水が出てしまうということで、護岸の川底のコンクリ打ちをするという内容の工事になってございます。長さで言いますと72mで、山崎の交差点のうどん屋さんの向かい側の部分になるのですが、こちらにつきましては、入札をかけたところ、1回目の入札で落札された業者さんが出なかったということで、2回目にその金額に余裕を持たせて、多少設計を見直したのちに、改めて年明けに入札をまた行ったんですけれども、その時はさらに差が開いて落札ができなかったということで、その後、いくつかの業者さんからもお話を伺ったところ、現状ですとかなり民間の工事ですとか、県内でもかなり数千万円から1億円単位の工事というのが非常に発注が多くて、なかなか小さな工事に協力、人手が足りなくて、特に監督員等が足りなくて、なかなか小さな工事に協力できる状況ではないということで、入札、応札をしていただけなかったという経緯でございます。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 吉永です。

続けてお答えさせていただきます。

決算書の134ページです。商工振興事業の決算

額が約40万円減った理由でございまして、13節委託料の中で、産業おこしモデル事業委託料というのがございます。

この中で、ラブコスみやしろ、コスプレですね、昨年は5月に行いました。街中でコスプレというラブコスの委託料が約29万円予算よりも安く終了しております。

それから、同じく委託料になるんですけれども、ラブコスみやしろの委託料が29万円ほど少なく済んだというのと、それから、利子補給、負担金補助金及び交付金ですけれども、利子補給が12万円ほど不用額が出ております。

それから、細かいものまだいくつかあるんですが、それを総合しまして、トータルで40万円ほど前年度よりも低く終了しております。

続きまして、135ページ、消費者対策費。消費者対策事業の内容でございまして、大きく分けまして2つの業務がございまして。

1つは、消費者相談の実施でございまして。平成29年度は、相談件数が56件ございました。28年度の60件と比較しまして4件ほど少なくなっております。主な相談でございまして、売買契約の関係あるいは不当請求そういったものが多いです。不当請求といいますのは、身に覚えのない有料サイトからの請求などでございます。

それが1つが相談事業でございまして。

もう1つ、啓発事業というのがございまして。消費者啓発でございまして、29年度は、教育推進課で実施しております、みやしろ大学というのがございまして、こちらで1つ講座をいただきまして、公開講座という形でどなたでも参加できますというものにしていただいて、消費者トラブル、悪質商法の実例と対処法という講座を開催しました。これは、進修館の大ホールで行いまして、177名に参加いただきました。

それからもう1つ、高齢者のトラブルが増えて
いるということで、高齢者と接する機会の多いケ
アマネージャーの方に少しいろんな知識をつけて
いただくということで、ケアマネージャーを対
象にした消費生活講座というものも開催しており
ます。この時には20名のケアマネージャーの方に
参加いただきました。

それから、啓発の冊子の関係なんですけれども、
主に高齢者が巻き込まれやすい事例を紹介し、注
意を喚起しようということで、啓発パンフレット
を作成しました。これは、撃退消費者トラブルと
いうタイトルなんですけれども、これを作成しま
して、町の広報誌、広報みやしろの9月号と一緒
に世帯配布をさせていただきました。

それからもう1つ、若者向けでございますが、
携帯電話ですとかネットのトラブルなどの事例を
紹介した啓発パンフレットを作りまして、こちら
は町内の中学3年生、3つの中学校に協力いた
だきまして、中学3年生全員に配布いたしました。
中学生もみんな消費者というタイトルでござい
ますが、パンフレットの配布を行っております。

以上が主な消費者対策事業の内容でございます。

それから重大な事件があったかというご質問で
ございますが、複数件29年にはございまして、オ
レオレ詐欺の関係ですね、こちらはもう消費者相
談ということではなく、もう被害が出ているとい
うことで、警察の対応ということでございました。
そういう事件が宮代町、杉戸町でもそうなんです
が、発生しているという情報をいただいたもので
すから、こういう被害にあわないようにというこ
とで、警察もチラシを作ってくださいますので、
そのチラシを宮代町内の金融機関ですね、銀行、
郵便局、信用金庫それからJAさん、主にATM
の機械のすぐそばに掲示していただくという願
いをしてまいりました。

合わせて、先ほど申しました高齢者被害を防止
するためのパンフレットを作成して、世帯配布さ
せていただいたということがございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君） 産業観光課主幹
の菅原です。

先ほど、回答漏れが1つございましたのでお答
えさせていただきます。

ページが130ページ、明日の農業担い手支援事
業の中の13節委託料、6次化推進事業委託料の中
で、こちらについての成果ということ、売り上
げ等ということのご質問がございました。

まずこちらにつきましては、紫マルシェにつ
きましては、紫野菜のPRイベントということで
ございまして、紫いものポタージュですとか、紫
玉ねぎのカナッペ、それからカナッペというのは
パンの上にのせて食べるお菓子なんですけれども、
それから紫いものクッキー等の販売を行っており
ます。

ただ、その後の売り上げ等については、ちょっ
と把握はしておらないところでございます。

また、6次化勉強会につきましては、あくまで
生産者だけの6次化ではなく、生産者と商業者が
マッチングした6次化を今後進めていきたいとい
う思いから開催させていただいたところでござい
まして、その勉強会となっております。です
ので、商品化にまでは至ってございませんが、あ
くまで商業者と生産者のネットワーク作り、それ
から専門家を交えた勉強会の中でこれから派生し
ていけばいいというところの思いで、勉強会を開
催させていただいているところでございます。

それから、伝統食の調査研究でございますが、
こちらにつきましては、昨年度取りまとめた内容
について、今年度伝統食のレシピ本として印刷製

本を行い、食育活動として町内の子供たちにお配りさせていただこうというふうに思っております。

また、合わせて呉汁ですとかおはぎ作り等の伝統食あるいは昔からあるその料理の教室等を開催することになってございまして、来月から新しい村を中心に料理教室を開催させていただく予定となっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 最初の労働費の問題なんですけれど、これはなぜ500万から300万になったのかということで、余剰金が300万にしたからということではなくて、なぜこういう政策にしたのかということなんでね、その辺のところを履き違えないで答えてほしいと思っております。

そのことについては、やはりこれから利用する人が、やはり低金利で安くって、使いやすくなるということが町の政策ではないかなと、減らすのではなくてね、使いやすくなるということを前提に、町の町民にPRしていくということが大事ではないかなと思っているんですよ。

例えば金利を補助するとか、してやれば、これは必ず使い道が出てくると思いますよね。そういう点で、金利とかそういうのはどうなっているのか、変えた場合、町の銀行と差がなければやはり町の方に行ってしまうし、やはりそういう補助がなければやはりこれは利用する人がいなくなりますよね。これはわかっていると思います。そういう金利だとかそういうのはどうなっているのか現状は、お願いします。

あと、この126ページの水田農業改革対策事業というのがあるんですけど、これは事務費だけでこれを補填したということなんですか。よくわからないんだけど、さっきの説明ではほとんど事務費の方に補填をしたということなんですけれ

ど、これ水田構造改革対策ということで、こういう、どうなんですかね、その辺のところまででは。ちょっとわからないんだけど、事務費の補助だけなんですか、それともそういう実際にやっているこれ対策、例えば水田を所得の安定対策のために本当に使われているのかそういう人たちのために。ですから、私は対象となる件数とどんな内容なんだということで聞いたわけなんですよ。その辺のところ事務費だけだったら事務費ということで、ちょっとわからないというのがはっきりのところですよ。

それから、新しい村の需用費は別枠で臨時職員だけで405万円出しましたということなんですけれど、この臨時職員の賃金というのは何名分の賃金なんでしょうか。例えば4名分とか3名分とかあると思いますけれど、臨時職員ですから臨時的に雇ったということなんだと思いますけれど、通年を通して雇っているわけではないですよ。何人分を臨時職員で、どういう理由で臨時職員を雇ったのか。

そして、上記に66万5,000円というのがあるんですけど、これ予算の関係でこの需用費を利用したということになると、予算の見込みというのがちょっとあやふやになってくるのかなという感じがするので、その辺のところ賃金の中から流用するということですから、その辺のところもう一度お願いします。

地産地消の宅配のあれは103件と130件ということとは、了解いたしました。大変なお客さんもいるし、また集荷もここに新しい村に納めるのも大変だということも出てきているんだと思います。特に集荷するときお手伝いするということなんですけれど、これは生産者がだいたい年を取っているのか、それとも持っていくのに運ぶ手段がないのか、その辺のところはどうなんですかね。宅配とい

うのはわかるんですけど、いろんな人が行きま
すからね。これは宅配するほどですから大変な思
いして重たいものとか、そういうのだと思います
けれど、集荷となるとやはりここに新しい村に納
めている人ですよ。お年寄りでだめなのか、そ
れともそういう荷物を持ってくるのにそういう手
段がないのか、お願いします。

あと、委託料、6次化のことについては大体わ
かりました。ただ、推進事業ということなんです
から、売り上げですよ。やはり開発したらその
売り上げがある程度なければ何のために委託して
いるのかその辺のところも疑問視が出てくるこ
ろもあります。やはり、きちんとその辺のところ
も採算が合うように今後していくべきではないか
なという感じはするので、これは意見だけです。
あとは結構です答えなくても。

それと、笠原沼のことについては小さな工事は
協力できることができなかったということなんで
すけれど、今はこれはどうなっているんでしょう
か。これはもう今年度は解決する見込みなんでし
ょうか。

それと、中小企業の商工業ですよ。今商工業
者も大変な時期にきていると思います。コスプレ
の29万円とか余ったあれあるんですけど、これ
商工費開発のために残った財源というのはやはり
また本年度も含めて重点的に商工業者対策に使う
べきではないかなと私は思っているんですよ。で
すから、強めるということ大事ではないかなとい
う感じがします。いろんなイベントとかそういう
のも必要ですけど、そういう商工業が活発にな
れるような事業に今後も強めてほしいと私は思っ
ております。やはり商工業が元気にならなければ、
町全体が暗くなってしまいます。ぜひその辺のと
ころは対策事業を強化してほしいと思います。

あと、最後の消費者対策事業なんですけれど、

オレオレ詐欺で、複数件あるということなんです
けれど、これは警察の方と関係も含めてなんです
けれど、複数件とは何件くらいあるのか。これは
なんていうんですか、だいたい被害があったという
話も聞いているんですけど、どのくらいの被害
があったんでしょうか。お願いします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 吉永です。

労働費の関係です。ちょっとお答えが足りなく
て申し訳ございませんでした。

勤労者住宅ローンの金利の関係でございます。
現在、町が運用しております、勤労者住宅資金の
貸し付けですが、利率です。無担保の変動金利型
が年2.715%です。有担保の固定金利型が1.8%で
す。同様のタイプで、民間の金融機関はどうかと
申しますと、無担保変動金利型が町内の金融機関
で2.475%でございます。比較しますと民間の方
が0.24%低い率でございます。ちょっといろいろ
住宅ローンあるんですが、代表的なものとお考え
下さい。それから固定金利型、町の1.8%対しま
して、民間の金融機関1.45%ですので0.35%ほど民間
の金融機関の方が低い率でございます。

この制度、現在まだ返済中の利用者の方がいら
っしゃるのなんですけれど、最も最後に利用の申し込
みがございましたのが、平成14年でございます。
それ以降利用がなかったということございまし
て、近年は金利が低く、低金利が続いております。

今後どうするかということでございますが、町
内の金融機関でも大変低金利で、同様の住宅資金
が借りられるという状況が続いております。であ
れば民間での金融機関でそんなに厳しい上限でな
く、住宅資金を借りられるという状況があるなら
ば、そちらの方は民間にお任せするということも、
ちょっと考えていきたいと、つまり新規の受付の

休止、あるいは廃止という可能性も考えていくべきかなというふうに思ってます。

実際県内の状況でございますが、埼玉県内の63市町村のうちで、49の市町村が同様の勤労者向けの住宅資金貸付制度を現在運用しております。49市町村です。この市町村がどれくらい利用があるかということなんですけれども、平成29年度では5市、5個の市で利用があっただけでございます。総数で15件の埼玉県内であったということでございます。東部地区では、県の東部ですね、地区では1件も利用がないという状況でございました。

こうしたこともございまして、町内の金融機関でも、低利で資金が貸していただけるということであれば、そちらはむしろ民間の金融機関に頑張ってもらいたいと言いますか、商業ですので、成果としていただいてもよいのかなと思います。町では、今年度から住宅のリフォーム補助というのを始めさせていただきました。

まだ、ちょっと始まったばかりなのですけれども、現在までに7件の申請をいただいて、交付決定をさせていただいております。ですので、むしろそういった形で、町民の皆様の住宅関係のお役に立つようなことを考えていければよいのではないかと、そういうふうにも考えております。

続きまして、消費者行政の関係でございます。件数でございますが、平成29年、警察から発表していただいた件数で言いますと7件でございます。これがオレオレ詐欺と架空請求ですね、7件でございます。被害でございますが、100万円単位の、1件につき100万円単位の被害が出ておりますので、全体としますと、相当大的な額ということで、警察とそれから町で言いますと町民生活課の方にもご協力といいますか、と産業観光課と3つで被害防止に努めていこうということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君） 産業観光課主幹の菅原です。

まず、ページ126ページの経営所得安定対策推進事業の委託料中身について、全額事務費なのかというご質問でございます。

こちらにつきましては、経営所得安定対策推進事業補助金という形で、県の方から10分の10で降りてきております。全額事務費に充当されております。

事務費の中身についてでございますが、農業者の安定経営を図るために外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する、俗に言うゲタ交付金制度ですとか、飼料用米や大豆など戦略作物で水田の活用を図るための交付手続き、こういった手続きを町が農業者の方とともに手伝って申請手続き等を行っておりまして、対象者が29年度につきましては、農業者さんで270人分の手続等の関係の行っているところでございます。

いずれも、こういった方々の手続きに要する事務の費用というふうになってございます。

続きまして、ページ128ページ、新しい村管理運営事業の賃金についてでございますが、こちらまず人数につきましては3名でございます。3名で農の家、村の集会所を管理運営を行って、受け付けですとか清掃ですとかといった管理、維持管理を行っているところでございます。

予算の見積もりが甘かったのではないかとご指摘につきましては、もっともな部分あるとは思いますが、本来フルタイムのオフィスサポーターさんを2名、パートタイムを1名というふうに考えていたのですが、オフィスサポーターさんのご家庭の都合で1名の方がフルタイムになるのは少し待っていただきたいというお話がございまし

て、そういった形でフルタイムの方が当初より1名少なく、パートタイムが1名多くということで、そこに執行残が生じたものでございます。

続きまして、同じく128ページの集荷宅配の集荷とは、対象者はどういったものかというものでございます。

こちら新しい村の生産者組合会議の中で議論をさせていただきまして、対象者につきましては自分の圃場で生産はできるが、免許は返納してしまったあるいは車にも乗ることができない、こういった高齢の方を対象に限定とさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

それから、132ページ、笠原沼落川の川底の改良工事についてでございますが、現在、入札の手続きを進めておりまして、今月末あるいは来月には執行させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

労働事業なんですけれども、これは民間との競争となれば、やはり民間の方が安いということでこれは言っているだけで、借りる人がいませんよねはっきり言っていったら。やはり高いところには借りないというのが普通の人の考えです。

では何のために労働のあれを出しているのかということになるんですよ。今まで出してきたのか。それも含めて。

これは労働事業費ということでそういう新築だとか家を買ったときとかそれで勤労者に少しでも補助してあげようかということで、では借りやすくしてやろうかということで出しているんだと思いますよ。いや周りが安いんだからそっちで借りろって、こんな乱暴な意見はないと思いますよ私

は。やはりこれを充実していくというのが町の考えにしていかないと、ではすべてに対してなりますよ、そういうふうに、いろんな事業に対しても。いや民間の方が安いんだからってことになれば、やめましょうということになってしまいますよ。やはり充実させるということが頭にないと、町のサービスということから考えたら何のためにやっているとかになってしまいますね。私はそういう方に感じます。ぜひその辺のところがやっていても今後考えてほしいなとは思っております。ぜひよろしくお願いします。答えはいいです。

126ページの農業構造改革の事務費でこれ全額やって280人の対象者の事務関係で、そういうのをやっているんだこれは了解いたしました。ぜひそれを充実させてほしいというのは私の願いです。農業者も大変なことになっております。

それから、新しい村ですか、フルタイムの人が1名辞退したということで、予算が余ったということなので、それもわかりました。ただわかったんですけれども、今後これはまたフルタイムでまたやっていくのかどうか、そういう進め方しているのか、例えば今まで通りの、いや臨時で賄ってしましましょうということで、フルタイムではないあれでやってしまうのかどうか、今後。

6次化推進についてはわかりました。

それから笠原沼の入札も今回現在、今度は3度目になるんですかこれは、入札の希望というのは、これでうまくいかなかったらどうなるのですか、やらないということですか、新年度予算で万が一やるんですよこれはね、間違いなくね。入札して、決まっているんですよ。

あとはオレオレ詐欺7件あったということで、これはやはり町民に大いに知らせる必要があると思います。やはりならないようにぜひお願いしたいと思います。強めてほしいということで。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君） 産業観光課主幹の菅原です。

ページ128ページ、新しい村管理運営費事業の賃金についてお答えさせていただきます。現在フルタイムで予定をしていて、パートタイムになってしまったサポーターさんにつきましては、フルタイム、目一杯本人も働きたいという意思がございますので、働いていただくように手続きをしているところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

それでは何点かお願いしたいと思います。

まず、121、122ページの労働費の、先ほど山下委員が勤労者住宅資金貸付制度預託金の関係で充実させると言っていたんですけれども、これは民間の金融機関と同じ金利あるいは下げるというような努力ということであれば、それは努力なんですけれども、そういうふうにはできないのであれば、私はむしろ住宅リフォーム制度を開始して、現在7件実施されているわけですから、そっちの方に回した方が私はいいと思うんです。ですから、これはもう新規について、借りている方にはいるんですけれども、新規についてはそういうふうにはできないんだったら、もう廃止するべきだなというふうに思います。その点についてももう一度お尋ねいたします。

それから、125、126ページの関係で、不用額が大きいのがあります。

農業振興費の中で11節需用費と13節委託料。私はやはり不用額が出たからというのではなくて、見積もりは正確だったのか正しかったのか、それ

なりの理由があつて予算付けしているわけですから、どうして不用額が出たのか、その点大きなものについてお示しを願いたいと思います。

それから、大きいと言えば、131、132ページの15節工事請負費、これは笠原沼の関係ですから、これはもう今年度でやるということですので、これは結構です。

続きまして、133、134ページの商工振興費の中のやはり不用額、19節の負担金、補助及び交付金236万あるんですけど、これについては、まちなか起業創業支援事業と関連していると思うんですけど、この辺でどうだったのかということで、説明もありましたけれどももう少し詳しい内容、ただ空き店舗改修補助金としての相談はあったけれども、申請には至らなかったという説明もありましたが、それだけなんでしょうか。では、それについての対応はどうだったのかということでお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君） 産業観光課主幹の菅原です。

まず125ページ、126ページの不用額の点についてお答えさせていただきます。

11節需用費の不用額が94万9,220円出てございます。こちらにつきましては、先ほどご説明をさせていただきました、赤ちゃん米、平成29年度から宮代町内で赤ちゃんが生まれた場合にその世帯の方へ20kgのお米をプレゼントするという事業を始めてございますが、こちら予算段階では、200人程度の方が申請に来ると見込んでおりました。実際に申請自体は190人ということで、ほぼ予定通りの方が申請に来られております。

ただ、お米ですので、いっぺんに20kg引き換える方もいらっしゃる、5kgずつ何カ月か置きに

引き換える方もいらっしゃいます。ですので、有効期限1年間ございますので、年度内に実際にお米に引き換えて、そのお米代の請求書として町に上がってきた金額が116万6,616円ということで、65%程度の引換率となっております。残りの35%につきましては、今年度引き続き引換が今来ているような状況となっております。

続きまして、13節委託料でございます。こちらの165万124円でございますが、こちらは新しい村管理運営事業の地産地消モデル事業委託料3,247万6,688円の執行残でございます。

こちらにつきましては、新しい村の森の市場結の委託料でございますが、こちらは、新しい村に生産者さん、商業者さんが商品を納めたときの棚使用料ということで、収入を見込んでおりまして、その収入分をそのまま委託料に付け替えて毎年支出しているものでございます。

今年度の収入及び委託料につきましては、平成28年度の5%増を見込んで予算を組んでおりました。ところが、実際は天候不順ですとか、猛暑、長雨、大雪等の影響もありまして、森の市場結の販売が28年度と比較して0.5%増にとどまったことがございまして、その差額分が収入も減り、委託料も減ったということでございまして、執行残になったものでございます。

不用額につきましては以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 吉永です。お答えさせていただきます。

まず、労働費の勤労者住宅資金貸し付けの関係でございます。

先ほども少し申しましたが、現在返済中のお客様がいらっしゃいますので、直ちにもし仮にですけれども、廃止ということができののかどうかということも1つございますが、これからちょっと

検討してまいりますけれども、もし閉じていくということであれば、新規の受付をまず停止すると、そういう事例が県内でも見られておりますので、そうしたやり方になるのか、その辺はやるということになれば、中央労働金庫さんと少し協議といえますか相談をしてまいりたいというふうに考えております。

今年から住宅リフォームの制度を始めまして、幸いご利用いただけておりますので、これから利用が増えるようであれば、そうした形で町民の皆様それから商工業の活性化にもつながるということで注力していくということも十分考えられるのかなと思っております。

それからもう1つです。134ページの負担金、19節負担金、補助金及び交付金の不用額の関係でございます。236万円がございしますが、このうちの200万円がご指摘のとおりでございます、空き店舗活用補助金での不用額でございます。こちら、29年度は5件の相談といえますか、お見えになって制度の説明などを聞いていかれたお客様いらっしゃいましたが、申請までいたりませんでした。

今年度になりまして、今年度3件の方がご相談いただいたんですけれども、そのうちの1件の方が申請していただきまして、交付決定をさせていただいております。

現在まだリフォームといえますか、中のリフォームの最中ですので、まだオープンはしていないんですけれども、年内にオープンするということでございます。1件の申請がございまして、交付決定させていただいております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） ありがとうございます。

まず、121、122ページの労働費の関係の預託金の関係ですが、先ほども言いましたように、既存

の借り入れもまだ残ってますので、それはそれとして引き続きやらなくてはいけないですけど、新規の分については、やはり考える必要があると思いますので、他市の事例で廃止しているところもあれば、いやいいんですよ、ほかの民間の金融機関より安くして努力するということだったら別ですけど、そうでなければ、私は考えた方がいいと思いますので、これについては一応検討していただきたいということで、要望で終わりたいと思います。

続きまして、不用額の関係なんですけれども、そうしますと、最初に言った理由の関係で、赤ちゃん米20kgということで、いっぺんに20kgのお米できないということで、引換券、65%程度だったということで、それでは35%残り、どういうふうな処理になるんですか、まあ今年度ということなのですけれども、これは不用額だけれども、そうすると、平成30年への繰り越しという形になるんですか。その残りの処理をどういうふうに事務的にやるのかということで。

あと、2つ目の森の市場の関係は、わかりました。

当初、28年で5%増、それが実際は天候だとか温度だとか、そういうことで、0.5%になったということでそれはわかりました。結構です。

続いて、133、134ページの236万円の減なんですけど、これについては先ほど答弁では平成29年は5件の相談があり、平成30年度は3件のうち1件申請があり交付決定したと、そうするとこの平成29年度の5件と今年度の2件については、どういう一応相談はあったけれど、交付決定に至らなかった。それは大きな理由というのは何なんですか。空き店舗改修補助金要綱ですかね、それに合致しないからということなんでしょうけれど、その辺どういう理由なのか、その点お尋ねしたいと思

います。でないと、これから申請はあるけれども、やはり交付決定に至らなかったということになってしまったんでは、せっかくある補助事業、交付金生きてこないわけですから、その点どういう理由なのかということでお尋ねいたします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君） 産業観光課主幹の菅原です。

125ページ、126ページの不用額、11節需用費についてお答えをさせていただきます。

こちら少し説明が足りずに申し訳ございません。赤ちゃん米の引換券につきましては、20kgを一度に渡すのではなくて、5kg×4枚で渡してございます。ですので29年度中に5kg引き換える方もいれば20kg引き換える方もいると、翌年度に残りの3枚を引き換える方もいらっしゃるという形になってございます。支出につきましては、あくまでお米を売った新しい村から請求書が来た段階で発生するものでございますので、年度といたしましては繰り越し等ではなく、あくまで29年度に請求書が来た分については29年度払い、30年度に来た分については30年度払いで支出をしているところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 吉永です。お答えさせていただきます。

空き店舗活用補助金のお問い合わせ相談いただきまして、申請に至らなかったというお客様の理由ですけれども、いくつかございますが、主なもので言いますと、この制度は駅前通り、それから大通りに面したシャッターの閉まった空き店舗を活用していただくというのが趣旨でございますが、お客様の話を聞きますと、ちょっと奥まった

ところで静かなところでやりたいというお客様ですとか、あるいは店舗ではなくて古民家、今ちょっと流行っているようなんですけれども、民家を改装してカフェをやりたいですとか、そういったお客様がいらっしゃいました。それから、今年度についてのご相談の方は、何がだめということではなくて、制度を説明させていただきましたので、まだ考えていらっしゃるのかもしれないです。それから、もう1つ、ちょっと断念された方の理由がありますのが、この制度は補助金を使わせていただいておりますので、開業したら3年間はお店をそこでやってくださいということが条件になっております。お客様の中にはちょっと3年間続けられる確たる自信がちよつとないので、補助は申請は諦めますとおっしゃった方もいらっしゃいました。理由としましては以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 今、最後の問題なんですけれども、この空き店舗改修補助金あるんですけれども、そうしますと、これはほかの自治体とはそんなに変わらないですか。駅前とか大通りに限るとかね。それから、この補助金を使う以上は、3年間はそこで営業を続けるとか、こういった条件はなんか当たり前のように、ただ駅前とか大通りというのはちょっと引かかるんですけれども、もう少し奥まったところでも本当にいいような気もするんですけれども、その点ではこれは要綱になっているの、それとも規則、要綱なのか、わからないんですけれども、その辺のやはり借りやすくするような相手の目線に立って使いやすくするような交付できるような、やはり条件にした方がいいと思うんですけれども、さっきはそれは大きな主な内容だというふうにお聞きしたんですけれども、その点では改善の余地はないんですか。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 吉永です。お答えさせていただきます。

この空き店舗補助金なんですけれども、駅前通りあるいは大通り周辺、空き店舗が目立つようになりつつあり、シャッターが昼間でも降りていると、そういう状況がございまして、それを改善して賑わいを取り戻していこうというのがそもそもスタートでございましたので、通りに面しているということが条件でございます。

他の自治体の事例も参考にさせていただいておりますので、やはりほぼ同様のものがございます。

ただ、自治体、お客様の先ほども申しましたけれども、少し奥まった静かなところというお客様もいらっしゃいまして、そちらの方には今年度からリフォーム補助金というものができましたので、そちらをご紹介しているところです。

今後でございますけれども、貴重な予算をいただいておりますので、これは、このまま借りる方が増えないということになりますと、それは少し考えていって、例えば、リフォーム補助金と少し一つにして、予算をどちらでも使えるようにといういろいろなやり方はあると思うんですけれども、その辺は状況を見て工夫をしていきたいというふうに考えております。

この補助金を作る時には、町の商工会にも相談させていただいて、いろいろ仕組みですとかアイデアなんかもいただいておりますので、また、そういったことも商工会にも相談させていただいて、よりよい使いやすい制度にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） すいません。

そうしますと、これは補助金の上限はいくらで、何件分の予算だったのか。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 吉永でございます。

補助金の補助金額の上限は、1件100万円でございます。予算が200万円ですので、満額の申請がございますと2件分でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 唐沢でございます。何点か質問をさせていただきたいと思います。

時間の関係もございますので、簡単に質問しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、第1点でございますけれども、成果書の方中心にして質問をさせていただきたいと思います。

産業観光課、1年間の成果がこの141ページに載っておるんですけれども、本年度の成果ということでそれぞれの担当をこながらっているんですけれども、私、この中で、巨峰の巨の字も載っていないんですね。宮代町というと巨峰の産地、ぶどうといえば、農のシンボルと言われているような巨峰なんですけれども、巨峰の今の現状、特に巨峰の生産者どうなっているのか。農業といえどももちろん米もそうですけれども、ぶどう、巨峰というのは、私は町の農業の1つの大きな役割を担ってきたというふうに思いますけれども、この巨峰の現状をどうなっているのか、残念ながらこの成果の中でも載ってませんし、どこを探しても巨峰の巨の字もないので、何か事情があるのかどうか一つお聞かせをいただきたいと思います。

それから、新しい村の管理運営の事業でございますけれども、全然ちょっとやはり若干重複する部分があると思うんですけれども、この中で、大変細かいことになるんですけれども、年間の来客数、ここで今年の数字を見ても去年と本当に横ば

いなんですよね。もちろん職員が頑張っているいろいろな成果を上げておるんですけれども、この横ばいの状況は何か原因があるのか、特に、この中で、農家の農業支援事業ということで載っておるんですけれども、お米の関係なんですけれども、銘柄が4銘柄から6銘柄になって栽培したということなんですけれども、この中で、合計の収穫の関係なんですけれども、昨年よりも大きく収穫が落ちておるんですけれども、この原因は何かあるのかどうかお聞かせ願ひたいと思います。

それから、園内の施設の修繕でございますけれども、いろいろとデッキが古くなったり、いろんな面であちこち修繕箇所が増えてきているんですけれども、今後新しい村をさらに愛される新しい村にするために、修繕箇所は、今後どのくらいあるのか、予定しているのか、一つ参考までにお聞かせをいただきたいと思います。

それから成果書の146ページの方なんですけれども、商工業の振興事業なんですけれども、お聞かせ願ひたいんですけれども、今、商工会での補助金は1,100万という額になっております。

この1,100万、何年前からこの補助額になっているのか、若干の増減があったのかどうか一つお聞かせ願ひたい。

また、この中でみやしろ産業祭の負担金ということで60万載っておりますけれども、この産業祭、60万というのは何年前から60万になっているのかということでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

それから、成果の中で、宮代町商工会と連携をして、各事業を展開したと、その結果、宮代町町内の商工業の活性化につながった地域の賑わいにつながったという成果をここで上げておるんですけれども、実は残念ながら埼玉信用金庫が今日閉店になりました。杉戸と、杉戸の方になんか統廃

合されるようなんですけれども、これはまさに、宮代町の商工業のシンボル、金融機関をね、さいしんが引き上げるということは宮代町に魅力はないだろうというようにとられているというふうに私は思うんですけれども、この経緯は何か知っているのかどうか、利用者にとっては非常にたくさんさいしん利用者がいまして、私もたまたま昨日用があつて支店長とちょっと会ってきたんですけれども、残念ながらこういう結果になって申し訳ないと言っておりましたけれども、この原因は何かとらえているのか、産業観光課ですから、その点は十分何か情報つかんでいると思いますけれども、何か聞いていたら一つお聞かせ願いたいと思います。

それから、商店街の街路灯の電気料の補助なんですけれども、利用の団体が2団体となっておりますけれども、2団体はどこなのか。あとは、具体的に、電気料の補助額について、どのくらい出しているのか一つお聞かせ願いたいと思います。

とりあえず、よろしく願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君） 産業観光課主幹の菅原です。

まず、初めに成果書の中で巨峰の内容について触れられてないということでございます。こちらは、確かに触れておりませんでした。なお、巨峰の生産者の数につきましては、今20名となっております。そのうちのお1人は、新規就農者でございます。ただ、全体的には高齢化が非常に進んでおるところでございます。巨峰自体につきましては、現在はふるさと納税ですとか、あとフルーツフェスタ等で販売は非常に好調でございますので、そうした内容につきましても掲載に向けて検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、成果書145ページ、新しい村管理

運営事業のレジ通過者数の人数が横ばいということでございます。こちらにつきましては、増加するようにイベントですとか、PRですとか等手は打っているところでございまして、直近ですとパン工房を改めて再稼働させたりと、いろいろと努力はしているところでございます。

しかし、利用者さんのモニター会議等で意見が出ますのは、やはり年々夏に近づく非常に暑いということで、どうしても家族なり、高齢者でも休める大型の複合店の方に夏は足が向いてしまうといったところがございまして、新しい村にだけちょっと買いに来るというのは夏は難しいというようなお話もいただいているところでございます。そうしたことも含めて厳しい中横ばいという見方もできますし、なかなか伸びないというような見方もできているところでございます。

続きまして、同じく145ページ、米の生産量が減った原因についてでございますが、こちらにつきましては、新しい村のほうに伺ったところによりますと、収穫時期に雨が降ったところ、8月雨が降ったということで、実際収穫が予定量が穫れなかったというのを1番聞いているところでございます。あとはまた、耕作している田んぼの土地の条件が悪い等があり、昨年については一反当たりの収量が落ちてしまったというような話を聞いているところでございます。

今年度につきましては、それでは、圃場ごとにどれくらい穫れて、実際穫れない所もあるということでございますので、穫れる所、穫れない所がきちんとわかるように、管理台帳の方をきちんと作りまして、今期については今そちらをつけているところでございます。

続きまして、新しい村の最後の質問になるかとは思いますが、来年度以降の修繕の予定でございますが、こちらにつきましては、まだ予算の段階

でございますが、エアコンの各建物のエアコンの更新時期になってきておりまして、ガスについても、もう使用期限があとわずかで切れるということでございますので、エアコンの更新については検討しているところでございます。

それからもう1点が、園内の園路のところの水路沿い等に、木で柵をしているのですが、それがやはり老朽化してきているところがございますので、計画的に更新していく予定でございます。

また、昨年度は、新しい村の芝生広場と芝生広場の間にあります、用水の所の木柵をこちらも腐っていたので、改めて修理等行ったところでございますが、こちらについても、農の家に向かってまだ土水路のようになってしまっているところがございますので、こちらの修繕も行いたいというふうに今予算要求段階ですが検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 吉永です。お答えさせていただきます。

まず、商工会の補助金が1,100万円、それから、産業祭の補助金が60万円は、それぞれいつからこの金額かというご質問でございますが、申し訳ございません今ちょっとございまして、私、平成27年から産業観光課でお世話になっておりまして、27年度には、既にこの金額でございました。それ以前のはちょっと今資料がございまして、申し訳ございませんです。

続きまして、埼玉信用金庫さんのお話でございます。

杉戸支店に移るということでございますが、経営上の理由で移られるということ以外には伺っておりませんので、その経営上の理由というお話でございましたので、承知しているのはそこまでで

ございます。

それから3つ目、商店街の街路灯の関係でございます。

街路灯の電気料補助でございますが、2団体は、1つが大学通り商店会さんです。補助額は10万円でございます。それから、もう1団体が学園台すずらん会さんでございます。補助額は4万4,376円でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。唐沢ですけれども、何点か確認を含めてお聞きをしたいと思います。

まず、巨峰の関係なんですけれども、今答弁をいただきました。忘れられた巨峰なのかなというふうに思います。

今、町内で巨峰の生産者、先ほど20件、20名といいましたけれども、私の頭の中では21件、梨農家が8件、それからりんご農園というんですか、りんごやっている方が1件あるわけなんですけれども、これらのものを把握しているのかどうか、やはり農を支援する、私は巨峰生産者も確かに高齢化になって大変で、だいぶやめた方ももちろんいるんですけれども、やはり何らかの形でこれ、宮代町のシンボルなんですよね。これをやはり何の手も加えないというのはちょっとさみしいなというふうに思います。今、進修館見ても、ぶどう色の進修館になってますし、いろんな備品を見ても、ぶどうをもじったものがたくさんあります。これは宮代町のまさにシンボルなんです。巨峰をなんとかやはり生産者を含めて、支援してもらいたいなというふうに思いますけれども、何かこれを見てもちょっとどうなのかなという気がします。改めて一つ巨峰生産者に支援の手を何らかの形ですべきであろうというふうに思っており

ます。

それから、新しい村、確かにやはりいろいろとあちこち傷んできて、あったものがいつの間にか撤去されちゃってなくなっちゃったとか、そういう現実があるんですけれども、やはり、あの周辺、農の道、やはり、環境もいい、自然と環境を大事にしたいというふうな町長の考え方もありますので、ぜひともフォローも含めてやはりもっともっと整備をしていくのかなと。例えば、整備の計画がいくつかあるようなんですけれども、これらを整備するとどのくらいのお金がかかるのかなというふうに思っております。一つ参考までにお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、今質問させていただきました、商工会の補助金の関係ですけれども、成果書の146ページの方なんですけれども、やはり商工会、これも新しい町長が商工業者に愛の手をと、活性化に向けて全力を挙げて頑張っていきたいというふうなことも挙げておりますので、この補助金がもうずっとこの額で抑えられている、特に商工会の大きな産業祭の負担金も60万というお金でずっと抑えられている、これでは、宮代町の商工会はどうなのかなと、ちなみに、商工費なんか約7,000万くらいでしょ、これに比べて農業紙なんか約3倍4倍くらいあるでしょ、2億6,000万くらいあります。やはり、農ある町もいいですけど、商ある町をめざして、商工業者にもう少し愛の手をと申しますか、支援の策をすべきではないのかなというふうに思いまして一つ再度お聞かせをいただきたいと思います。去年の決算書を見るとこういう結果ですので、これから新たな気持ちで商工業者にもう少し活力を与える支援をしてもらいたいなというふうに思います。先ほど言ったとおり、埼玉信用金庫が閉店になると、これはまさに、商工業者にとっては、大きな痛手にもなるでしょう

し、町にとっても大きなダメージに私はなるのかなと思います。首都圏40km圏内の3万4,000の小さな町ですけれども、この金融業者は閉店するということは極めてさみしいなという感じがいたしますので、さらなる商工業者にもう少し一つ支援をしてもらいたい、農業ももちろんこれは大切ですけれども、そういう意味で、そういう考えを今後ありやなしやもう一つ確認を含めてお聞かせをいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君） 産業観光課主幹の菅原です。

先ほどの巨峰農家の件数でございますが、2年前に1件おやめになった方がいらっしゃいまして20件ということでございます。

それから、修繕につきましては、まだ本当に参考見積の段階でございますが、エアコンにつきましては約400万円程度かかるというふうに見込まれております。それから水路につきましても130万円程度かかるというふうに見込まれております。木柵につきましては数万円程度でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 吉永です。お答えさせていただきます。

商工業の活性化の関係でございますが、商工業の振興のためという目的で今年度からですけれども、商店会活性化補助制度というものを、今年度になりますで作らせていただきました、スタートさせていただきました。金額的にはそれほど大きな金額ではなかったんですけれども、まず補助制度を一つ商店会の活性化事業に取り組む場合に使っていただくというものでございます。

それから、これは昨年からなんですけれども、

商工会さんと町の産業観光課で勉強会というものを、勉強会といいますか意見交換会というものをさせていただいております。町は今年度事業の内容ですとか、来年度事業などについて説明して、役員さんと意見交換をすると、そういうことを行っています。

また、今年度に入りまして、先ほど申しましたようにいくつか補助制度も作らせていただいたものですから、ぜひそれを使って活性化に使用していただきたいということで商工会さんをお願いして、説明会の場も設けていただいております。

そんな取り組みを通じまして、町と商工会と意見を出し合いながら、町の商工業の活性化に取り組んでいきたいと、そういうふうと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
野原委員。

○委員（野原洋子君） 野原でございます。簡単に質問させていただきます。

決算書が134ページ、成果書が147ページのメイドインみやしろPR事業についてお聞きいたします。

こちらの決算書の方にメイドインみやしろの推奨品認定審査会に借金15万円とありますけれども、こちらの審査会はどんな方が何名で、男女比と年代を教えてくださいましたらと思います。

あと、成果書の方の推奨品の認定のところに、今年度新規で5品目申請があつて、そちらの認定の方がそのまま5品目認定になって、全部で42品目になって、ふるさと納税を活用してメイドインみやしろ商品を全国に周知販売拡大に努めましたということになっておりますが、こちらの42品目、このふるさと納税でベスト10がわかれば教えてくださいましたらと思います。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 吉永です。お答えさせていただきます。

メイドインみやしろの審査会についてです。全員で29年度5名です。男女比で申しますと、女性が4委員です。男性が1名でございます。年代でございますが、最も若い方が40代です。最も年長の方は70代になります。審査会の構成は以上でございます。

それから、ふるさと納税のベスト10ということでございます。これは申し込み件数で上位からでございます。1番が、宮代特産の巨峰でございます。巨峰のセットでございます。2番が、宮代産米コシヒカリ村そだちでございます。3番が29年度ですので、これは今ないんですけども、ご当地商品券のありがと商工会の商品券ですね、こちらが3番でした。4番が、農家の玄米餅と切り餅のセット。5番が東武動物公園さんのペアチケット。6番が特別栽培米、お米ですね。コシヒカリみやしろっ子です。7番が梨のセットです。8番がコシヒカリの村そだちなんですけれども、先ほどの2番は20kgセットで8番は10kgセットです。9番が同じくお米彩のかがやきの15kgセットです。10番が東武動物公園のこちらもペアなんですけれども、先ほどの1日乗り放題の1デーパスで、10番の方は乗り物券10枚と入場券のセットでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 野原委員。

○委員（野原洋子君） 野原です。ありがとうございます。

こちらの審査会の方が、男女で男性1人女性4人ということで、割と女性が多いなというのと、あと40代から70代ということなんですけど、できれば30代、20代くらいの方も何とか入れていただけ

たらなと思います。

あとベスト10の方を見ると、巨峰が1位なのはすごくいいですし、お米も素晴らしいと思うんですけども、やはりメイドインみやしろの今回選ばれたようなそういうものが入っていないのはちょっと残念だったかなと思っております。

こちらの方が、やはりお米であったり巨峰であれば、大体予想がつくものだったりするので、もう少しPRを工夫していただけたらなと思っておりまして、確かメイドインみやしろのキャラクターがみやしろさんというのがいたと思うんですけど、結構かわいいと思うんですよ。あのみやしろさんで、もうちょっとPRとかしていけたら、せっかくあるのに生かせたらなとも思いまして、例えばネットの方でみやしろさんを擬人化したりとかそういう、そんなのもいいかなと思っておりますので、これは要望です。

以上で大丈夫です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君） 5点質問します。

唐沢委員が質問した商工予算と農業予算の差がありすぎるということなんですけれど、もう少し見直ししていただきたいということを、まずこの説明書の11ページをごらんいただきたいんですけど、真ん中に国勢調査と載っています。第1次就業人口、宮代町は林業と農業ありませんから、これが農業だと思うんです。本当に少ないですね、315件。第2次就業、これは商工業者が多いのではないかと思いますけれど、第3次のサラリーマン。この比率からしまして、商工の約4倍の予算というのはあまりにもアンバランスではないかと思います。せめて、総額3億円でしたら同じ1億5,000万ずつくらいバランスでもいいのではないかと思いますので、新井町長によろしくお伝え

ください。

この表を見ますと、17年、22年、27年、5年ごとに人口が載っているんですけど、第1次2次3次足して、17年が1万6,184、5年後が1万5,073人、27年が1万4,727、全部の部門で減っているんです。ものすごい減り方です。調べてみたら、2年前が60周年だったんですけど、生産年齢人口が約2万人、それが15年前は2万6,000人、こうして15年後、これは第5次総合計画の終了年です。には、1万6,000にまで減っちゃうんです。つまり、今のペースで第5次総合計画を立てること自体がもう無意味なんです。これも新井町長にお伝えください。

そうしまして、質問に移りますと、こういう状況ですから、各種イベントの見直しがぜひ必要かと思うんです。

そして34ページをお願いします。説明書の34ページ、眼鏡が壊れちゃってね、ちょっと見えないんですよ。

宮代型観光推進事業、273万、そのうちイーネが97万で、輪e和eが143万、もうこれ足すと240万ですので、ツーリズムの予算がそうすると約30万くらいではないかなと出てくんですけど、約30万で参加者が2,000人、そうしますと1人当たり単価が150円くらいなんです。これに非常に効率のいいイベントなんです。150円。ところが輪e和eを見ますと1人当たり3,386円、これ宮代のイベントで1番高いです。こういうのはどんどん見直していいのではないかなと思うんですけど、新井町長にお伝えください。

このイベントを見ますと、産業観光課ではないんですけど、例えば先ほどのグランドゴルフ、これは1人当たり372円、ゲートボールは1,841円、敬老会は2,136円、体育祭は916円、そして輪e和eはトップの3,386円。ぜひ費用対効果を考えて

見直していただきたい。生産年齢人口がこんだけ極端に減り続けるのがわかっているわけですから、よろしくお願いいたします。

52ページお願いします。

農業生産基盤整備推進事業、うまいですね、これ同じように商業生産基盤整備推進事業の予算を組んでいただきたい。

春日部東口30分無料駐車場があります。また、公共トイレは2カ所あります。こういったことは商店会ではとてもできないことです。ぜひ行政で面倒見ていただきたい。武里の駅前にも30分無料駐車場があります。これ非常に商店街に役に立ってます。商店街に必要な設備でアンケートをとりますと、1番が駐車場で、多分2番がトイレだと思います。

まだ質問が一つも出なくてすいません。

では、146ページ、最後質問なんですけれど、みやしろ産業祭は来場者が何人だったのでしょうか。それからラブコスは委託料が29万円減ったと言いますが、もともとはいくらで29万円減っていくらだったのかを教えてください。

最後の質問です。147ページふるさと納税、きのう日経新聞に宮代町のふるさと納税載っていましたが、その内容とこれからの対応をお願いいたします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。ふるさと納税は企画財政だと思います。メイドインみやしろは産業観光課ですけれども。

○委員（金子正志君） わかりました。

では来場者とラブコスをお願いします。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 吉永です。お答えさせていただきます。

まず、ラブコスみやしろでございます。60万円

の予算をいただきまして、実際かかりましたのが31万円ですので、29万円安く終了しております。

それから、産業祭の入場者数でございますが、例年ですと大体3,000人というふうに言われております。ただ、去年はちょっとお天気がちょっと悪くて、大変雨と風の産業祭でございました。実際数えたものではないんですけども、1,000人強くらいではなかったかと思っております。1,000人から1,500人の間というところではなかったかと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 産業祭の予算は60万円、トウブコフェスティバルの予算は確認です、その2倍以上だったと思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） トウブコフェスティバルは、1回の大きなトウブコフェスティバルというのと、それから29年度は新しい村で小さいみやしろマルシェというのを2回開催しております。それを合わせまして160万円の予算をいただいております。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 要望ですけど、宮代町の商工会の皆さんの産業祭ですから、こちらの予算60万ではなくて、1桁増やせとは言いませんけれども、宮代祭りの金額くらい組んでもいいのではないかなと思います。要望です。

それから今のラブコスですけど、単価を出してみましたら31万円で91人の参加で、3,406円ということで、これが1番割高なイベントということがわかりました。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
合川委員。

○委員（合川泰治君） 合川です。質問をさせていただきます。

まず1点が、輪e和e実施委託料決算書で136ページになりますが、これが143万9,390円ということで、ふるさと納税のほうから地域の資源を活用したイベント、成果書65ページにそれ載っているんですけども、地域の資源を活用したイベント輪e和eの実施及びPR情報誌の作成ということで、264万1,000円があるんですけども、この輪e和eというのは264万1,000円をふるさと納税から入ったものからこの金額を使ったということでよろしいのかという点と、あとこれ主体はMCAサポートセンターでいいのかということお聞きしたいのと、あとこの事業は参加費をとっているかと思うんですけども、参加費でいくらまかなえたのかという点で、その金額をお伺いしたいというのが1点です。

次に、みやしろマルシェ開催委託料というのも、決算上は224万8,000円なんですけれども、これも同じようにふるさと納税から193万5,000円きているんですけども、そうすると合わせて400万くらいなんですけれども、結果として400万使っているのかどうなのかというのがちょっとわからないので、その辺がどうなっているのかを確認させていただきます。

もう1点は、産業おこしモデル事業なんですけれども、この中にラブコスみやしろ2017と、日工大生寄り道マップ2017という事業があるんですけども、これどちらも主体は商工会ではなくて、ほかのところ为主体となってやっているかと思うんですけども、これが1回商工会の方にお金が入っていると思うんですこれは、産業おこしモデル事業ということで。商工会が主体でないものに

商工会のお金入れて、そこからほかの団体にお金を出しているのかどうなのか、お金の流れがちよっとわからないのでその点をお伺いいたします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 吉永です。お答えさせていただきます。

まず、ふるさと納税の寄付金と事業費の関係です。ふるさと納税でいただいた寄付は、財源として充当させていただいておりますので、決算書に上がっている数字プラス納税の充当額ではなくて、財源として寄付を使わせていただいておりますので、決算書に出てくる数字がすべてでございます。

それから、輪e和eの収入でございますが、町の委託料のほかに、まず参加者からいただく参加料、こちらの方は材料代などの実費とそれから参加していただいたお店の収入といいますか、そういった形になります。それとは別にパンフレットを実行委員会で作りますので、そこにお店が載るということでPR効果というふうに考えていただいて、冊子の制作協力金というのをお店からいただいております。1店1,000円ですね。

輪e和eの実施主体でございますが、これは町民の皆様に参加していただいている実行委員会組織でございます。実行委員会なんですけれども、一部受け付けですとか、PR活動といった事務をMCAさんに実行委員会から採択をしているという関係でございます。それから商工会さん、にぎわいづくりプロジェクトのこの事業はまず、最初に商工会さんに町が委託をさせていただいてます。商工会さんが事業を監督するといいますが、企画も加わるんですけども、商工会さんに入ってくださいまして、事業の申請とそれから実績なども商工会さんに入っていて、申請をしていただく、それから事業が行われたのち、実績報

告を作っていただくんですけれども、そちらも商工会さんに協力いただいて作って、それで町に報告を出していただくと、そういう形になっております。

すいません、もう1個残りました。みやしろマルシェですね。こちらも寄付でふるさと納税でいただいた寄付金を財源として使っておりますので、充当ということですので、予算と別にくるということではなくて、中身の財源として寄付を使わせていただいております。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 合川委員。

○委員（合川泰治君） 合川です。再度質問させていただきます。

ふるさと納税の件は理解できました。最後の産業おこしモデル事業で、商工会に1回お金出して、商工会は実際これに対してはほぼ何も商工会としては何もタッチしてなくて実行委員会にお金出して、商工会がどうして報告書の肩代わりするのかなというのがちょっとあるんですけれども、これ実行委員会にそのままお金出してそこから報告もらえばいいだけの様な気がするんですけれど、ただでさえ商工会も人数これから減らされそうだとときに事務負担が多くて商工会にいろんな負担が降りかかっている中で、商工会で実施する事業でもないのにどうして間に入らなくてはいけないのかという点でもう1回伺いをさせていただきます。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 吉永です。お答えさせていただきます。

にぎわいづくりの事業でございますが、もともと町民の皆様に集まっていただいて、にぎわいづくりのワークショップを作りまして、そこでアイデアをいろいろ出し合って実現してきた事業で

ございます。

にぎわいづくりの元の事業が商工会さんと宮代町の共同開催といいますか、一緒に町のにぎわい、それから商工業の活性化につながる事業を作る。それから、そこで活躍する人材を見つけ出す、育てるというそういうことでスタートした事業でございます。ですので、出来上がった事業についても、商工会さん、それから宮代町と町民の皆さんで盛り上げていこうというそういう事業でございますので、商工会さんにも入っていただいております。なかなか商工会の事務局の方々も人数が少なくて忙しいということがあります。それも承知しておるんですけれども、町と商工会とそれから町民の皆様でアイデアを出し合っという事業でございますので、一緒に入って力を合わせていただいていると、そういうことでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 合川委員。

○委員（合川泰治君） 理由はわかりました。

ただ、輪e和eとかも確か同じように誕生した事業だと思うんですけど、輪e和eとかは独立してこれだけ商工会の方に残っているというのは何か意味があるんですか。

○委員長（田島正徳君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君） 吉永です。

にぎわいづくり事業と、輪e和eは実はスタートが少し違っておりまして、先ほど申しました進修館で町民の皆様のワークショップをやっていたいて、そこから生まれた事業がラブコスであり、日工大生の寄り道マップであり、あともう一つみやしろマルシェでございます。今ございますのはその3つでございます。

輪e和eにつきましては、それよりも少し古くから動きがございまして、町の観光資源の創出といたしますか、観光と、こちらも商工業も加わるん

ですけれども、観光資源を作って町外から人を呼べるようなそういう事業を展開していこうということでスタートしたのが輪e和eでございますので、こちらは商工会さんは少しちょっと関わり方がにぎわいづくりとは違ってございまして、現在のようになっていると思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 合川委員。

○委員（合川泰治君） 内容はわかりました。

最後意見を1つだけ言わせていただきたいんですけど、先ほど来、巨峰というお話あったんですけど、今巨峰市がフルーツフェスタと名前を変えてやってますよね。これ質問にはしないんですが、巨峰市に戻していただきたいというのが私の意見でして、というのはフルーツフェスタだと全く個性も何もなくなっちゃって、巨峰市という中にいろんなフルーツが集まるよというイベントならいいかと思うんですけど、どうもフルーツフェスタとなってしまうと全く何があるのかわからない個性のないイベントに見えてしまうので、私もフェイスブックやっていて、1回巨峰市を発信したくて記事にしようと思ったらフルーツフェスタになったこれはつまらないとやめたことあるので、できるならそういうことも考えていただければと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） ないようですので、以上で産業観光課の質疑を終了します。

本日はこの程度にとどめ、次回は9月18日火曜日、午前10時から委員会を開き、引き続きまちづくり建設課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

決 算 特 別 委 員 会

第 4 日

出席委員（１２名）

唐 沢 捷 一 君	丸 山 妙 子 君
野 原 洋 子 君	丸 藤 栄 一 君
山 下 秋 夫 君	関 弘 秀 君
角 野 由 紀 子 君	田 島 正 徳 君
伊 草 弘 之 君	合 川 泰 治 君
金 子 正 志 君	小 河 原 正 君
(議 長 中 野 松 夫 君)	

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町 長 新 井 康 之 君	副 町 長 南 沢 郁 一 郎 君
教 育 長 中 村 敏 明 君	会計管理者兼 会 計 室 長 瀧 口 郁 生 君
まちづくり 建 設 課 長 横 溝 秀 武 君	まちづくり 建 設 課 副 課 長 室 田 慶 一 君
まちづくり 建 設 課 副 課 長 成 田 雅 彦 君	上下水道室長 高 橋 暁 尋 君
まちづくり 建 設 課 主 幹 小 島 英 樹 君	まちづくり 建 設 課 主 幹 花 澤 勉 君
まちづくり 建 設 課 主 幹 忽 滑 谷 和 君	道路担当主査 富 田 満 晴 君
まちづくり 建 設 課 主 幹 高 橋 勝 己 君	教育推進課長 渋谷 龍 弘 君
教育推進課 副 課 長 高 橋 正 巳 君	教育推進課 学 校 管 理 幹 兼 副 課 長 小 山 裕 之 君
教育推進課 主 幹 塚 越 健 一 君	教育総務担当 主 査 加 藤 正 久 君
生涯学習室長 飯 山 武 君	スポーツ振興 担 当 主 査 河 井 伸 一 君
生涯学習担当 主 査 田 中 啓 之 君	教育推進課 主 幹 青 木 豊 君
文化財保護 担 当 主 査 横 内 美 穂 君	健康介護課長 小 島 修 君
健康増進室長 竹 花 治 君	

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長 佐 藤 賢 治	主 査 折 原 淳
----------------	-----------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（田島正徳君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、9月14日に引き続き、決算特別委員会を開会いたします。

その前に、健康介護課から連絡があります。お願いします。

○健康介護課長（小島 修君） おはようございます。

先週の健康介護課の決算審議の際に、唐沢委員からご質問がございました公設宮代福祉医療センター六花における改善点、また、事務職員の体制についての件について、確認して後ほどご報告ということでさせていただきます。

先ほど、お手元に資料、表裏、ワンペーパー、お配りをさせていただきましたが、まず、公設宮代福祉医療センターの改善点等につきまして、上半期では、広報によって、広報配布しましてPRに努めたというほか、内視鏡検査の受診枠を拡大したりとか、あと、老人保健施設であったり、通所リハビリであったり、そういったところでは、交流会、外出、こういったサービスの向上、充実を図ったというところでございます。

裏面の下半期におきましては、外来のところでのトイレのウォームレットを設置して、利便性を向上させたほか、特定健診などにおきましては、受診者の動線を見直して、待ち時間を短縮するといった改善も行われているところでございます。

また、老健施設などでは、イベント食ということで、刺身の定食を出したところ、かなり好評を得たというふうなお話も頂戴しているところでございます。

また、職員配置、事務職員9名というところでございますが、男女比についてお尋ねがございました。男性が4名、女性が5名といった体制で事務を行っているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

◎議案第53号の審査（まちづくり

建設課・教育委員会）

○委員長（田島正徳君） これより、まちづくり建設課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君） おはようございます。まちづくり建設課長の横溝でございます。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君） おはようございます。今年4月からまちづくり建設課都市計画と都市整備を担当させていただきます。副課長の室田です。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君） おはようございます。道路担当副課長の成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（高橋勝己君） 都市計画都市整備担当の高橋です。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷 和君） 上下水道担当の忽滑谷です。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（花澤 勉君） 都市整備都市計画担当の花澤です。よろしくお願いいたします。

○道路担当主査（富田満晴君） 道路担当、富田です。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（小島英樹君） 道路担当、

小島です。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君） 既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

改めておはようございます。それでは質問させていただきます。私はちょっと、小さな問題だけで失礼なんですけれども、質問させていただきます。

1 つ目は138ページ、土木費 1 目の道路台帳整備事業でございます。

この委託料となっていますけれども、この委託先はどのようになっているのか、また、委託先はどういうところに委託されているのか、これ、これは毎年整備をされているのかどうか、その辺のところ、詳しくちょっと、もう一度お願いしたいと思います。

それから、同ページの 2 目の道路維持費、これも委託先でございますが、それだけの委託先を教えてくださいたいと思います。あと、これも、入札方法なんかどういうふうになっているのか、教えてくださいたいと思います。

それから、災害時業務委託料187万円となっていますけれども、どんな災害内容だったのか、もう一度お願いします。

それから、15節工事請負費でございます。不用額が621万円出ています。説明では、工事請負差金であることなんですけれども、この差金が生じた理由というんですか、それを説明をお願いします。

それから、137ページから140ページにかけて道

路新設改良費、説明では、支出総額 1 億4,000万円、不用額2,634万円となっています。用地買収ができなかったということですが、なぜできなかったのか、その辺のところをお願いします。

あと、和戸地区内の春日部久喜線の拡幅工事の進捗に従い、町負担金の増となっていますが、どんな内容で負担金が増えたのか、その辺のところを説明をお願いします。

それから、141ページ、142ページ、都市計画費でございます。春日部久喜線での、土屋眼科付近の道路整備が進みましたが、すずき整形外科通りが県道春日部久喜線との連結がなくなったと思います。これは将来、圏央道側道との接道がされるのかどうか、お答えください。

それと、142ページで都市計画総務事業です。都市計画基本図等修正業務委託の説明では、5年ごとに行っているということなんですけれども、これらの業務委託先の公募方法、また、どこに決定したのか、教えてもらいたと思います。

それと、5年ごとということなんですけれども、29年度、24年度、19年度の業務委託先はどこだったのか、教えてくださいたいと思います。

それから、142ページになります。説明書では、153ページだと思います。耐震対策事業でございます。この補助申請に関する工事条件は宮代住民で宮代町の業者での工事施工となると思いますが、今、今の建設業が大半が大手の下請となっていると思います。そういう中で選択肢が狭まっているということで、この選択肢の中に、早い話が選択肢の幅を持たせることはできないのかということなんですけれども、それで、宮代町の指定業者は個人も含めて、何社ぐらい届けてあるのか、それをお願いします。

あと、145ページ、3 公園費でございます。3 目、公園費でございます。説明では、支出総額で

は49%減少したとの説明ですが、これは平成28年度に道佛地区区画整理地区内の第1公園、第2公園の整備のためと言われました。これは、29年度、これらの整備がなかったという意味でこういうことを言ったのかどうか、その辺のところをお願いします。

同時に委託料での街区公園草刈り、重機管理委託料に残額が生じたとしていますが、年何回ぐらい公園等の草刈りをしているのか、28年と29年の実績で説明をお願いしたいと思います。また、需用費36万円ほど流用したという説明を聞いていますが、結果としてですが、公園草刈りの業務の縮小につながっているのか、いないのか。その辺のところもお願いします。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君） 副課長の成田でございます。

お答えいたします。

まず、1点目の道路台帳整備の委託でございますが、こちらは、株式会社パスコに委託しております。このパスコが宮代町の道路台帳、基本となるものを全てデータ等をそろえておりますので、毎年1社随意契約でやらせていただいております。その内容というものは、道路によって、拡幅工事とかしたところの箇所の台帳の整備をしたり、昨年は新規改良路線が560メートルありました。その560メートル分を台帳の整備、また、あと、認定路線ですね。町道の1568号線と、県道の蓮田杉戸線を工事するに当たりまして、町道認定、重複認定、今、県道と町道と重複になっておりますが、認定しております。これが837メートルですね。こういうのも、台帳補正に入ってきます。あと、宮代台1丁目で開発道路があったんですが、その100メートルですね。あと路線廃止したところ

が79メートルございますので、そういうものを補正しております。

この台帳補正というものは、毎年整備しなければならないものでございまして、これが、交付税の算出根拠になるんですね。町道の管理距離というのがございまして、それで、地方交付税の算出根拠になっておりますので、これはどこの自治体も毎年整備するものになっております。

では、2点目でございます。道路維持費の委託先でございますが、委託料ですね。こちらは、建設事業委託料として、町道の18号線ほか舗装修繕工事に伴う測量設計業務委託と、あと、舗装維持修繕計画策定業務委託というものを出示しております。

これは、国庫補助金、18号線というのは、川端の公民館にある宮東の交差点から、杉戸に行く宮東橋の間を今3年計画で舗装修繕をしております。その1年目になるんですが、国庫補助金をもらって舗装修繕をしております。で、その設計の委託と、あと、その補助金をもらうに当たっては、個別の路線の修繕計画というのを策定しなければならないということで、その業務委託を発注しております。

続いて、清掃委託料、これの側溝及び集水ますの清掃業務委託ということで、110メートル発注しております。こちら、町道18号線宮東の舗装修繕工事を行う際に、その歩道側の歩車道境界ブロックと側溝の上に土砂が堆積しておりまして、排水機能が低下しているということで、清掃を実施しております。これ、450メートルです。あと、道佛の宮代地下道の北側の側道なんですが、湧き水が出てしまって、土砂が側溝上に堆積していたということで、こちらの清掃80メートルを実施しております。

あと、続いて、道路側溝清掃業務委託をちょっ

と説明しておりませんでした。こちらは、町道94号線、ちょうど、パールの前の道ですね。これは冠水対策で約150メートルと240メートル、合計390メートル、堆積物、側溝とか、集水ますの堆積物を清掃しております。

あと、中の交差点から、東に向かってですけれども、そちらの側溝の堆積物を110メートルほど清掃しております。

あと、除草とか、樹木の管理の委託ですね。こちら、除草工事は年3回程度除草をしております。樹木管理にいたしましては、街路樹の薬剤散布と高木の剪定を実施しております。

あと、災害の、災害時業務委託料ですね、その内容でございますが、10月22日の台風21号が発生した際に、土のうの設置と撤去を町内業者2社にお願いいたしまして、作業をしております。あと、1月22日の大雪の対応ということで、町内の建設土木事業協力会8社、全社になりますが、そちらに除雪を依頼しております。除雪距離が3万5,500メートルほどになっております。

地区ごとに分けて、作業のほうをしていただいておりますので、このときは、午後の5時ごろ協力会に除雪の要請をいたしまして、9時ごろから全社開始しております。終了した時間が会社によってまちまちなんですけれども、午前1時40分から次の日の午前11時30分までと、その除雪の内容にもよりますけれども、機械を使って除雪したり、また、夜間ではなく、その住民さんが活動し始めると歩道の除雪とか、いろいろ依頼がございますので、そういうのも追加で依頼して、午前中、11時半の最終的には作業終了というふうになっております。

次は、道路維持管理事業の工事の不用額でございますが、こちらは、先ほど説明したとおり、18号線の舗装修繕工事、宮東の舗装修繕工事の請負

差金と、あと、東姫宮1丁目で町道253号線の舗装修繕工事、こちらの253号線につきましては、以前に行政報告で報告させていただいておりますが、マンホールに自転車に乗っかって、転倒してけがをしたという箇所ございまして、それも、沈下に伴うことが原因ということで、こちら、528メートル、舗装修繕したわけですが、そちらの請負差金、あと、維持管理工事ということで、いつ修繕が発生するかわからないということで、予算のほうはちょっと多くとっております。昨年の実績としましては、点々修繕工事と言いまして、舗装が修繕した際にすぐ対応できるように単価契約を結びまして、18件そういう修繕を対応しております。そのほか、応急修繕として、苦情とか要望があった箇所53件ございました。そういうところを修繕しておりますので予算的には若干多目に対応できるようにとっておりますことから、請負差金というのは出ております。

続きまして、道路新設改良費ですね。用地買収ができなかった理由というのでございますが、町道の12号線ですね。都市計画道路春日部久喜線の今整備をしております。それで、こちらの用地買収と地盤改良工事を進めているところなんですけど、どうしても、未相続、まだ相続していないというお宅が3軒ございます。あと、納税猶予が1軒ということで、そちらが解決されない限りはちょっと用地取得は難しいというところになっております。

今年に入って1軒、未相続が解決しそうだということで、今、その手続に入っているところでございます。

来年には、納税猶予のほうも切れるということで、夏ごろ切れるということで、かなりまとまった用地が購入できる予定でおります。

あと、続いて県の負担金、これは春日部久喜線

の負担金、街路事業整備負担金でございますが、事業費が大きく膨らんだということで、これは最終年度ということで、今までの先行取得分の用地費とか、いろいろ計上されております。事業費的には2億9,579万3,879円、こちらから国費を除いて、国費が3,780万円県に来ておりますので、この国費を除いた額の2億5,799万3,879円が宮代町の負担金の対象額になりまして、この20%ということで、5,159万8,776円をお支払いしております。

この県の街路事業につきましては、宮代町内から、久喜の東北新幹線、オーバーのところまで、1,793メートルが事業化ということでされておまして、そのうちの町内340メートル分ということでございます。

今年、8月31日にちょっと備中岐橋通り線のところも信号機が灯入れいたしまして、もう全線開通というか、完成ということになっております。

あと、都市計画道路、この備中岐橋通り線と圏央道のところの旧道、県道の旧道ですか、あれが町道になっておるんですが、今、通行どめに、通行どめというか、行きどまりになっております。将来、町道につながるかというご質問だったと思うんですけども、あと、側道が県道につながるかという質問ですが、状況としては、今の状況のままで完成になります。

以上でございます。

道路維持管理事業の委託先、すみません、忘れておりました。

ちょっと、たくさんあるんで、細かくなってしまうんですが、建設事業委託料、町道18号線の舗装修繕工事に伴う測量設計業務委託料というのが、株式会社青柳調査測量設計事務所です。同じく舗装維持修繕計画策定業務委託ということで、ニチレキ株式会社というところですね。続いて、清掃委託料の道路側溝清掃業務委託料につきましては、

安住環境整美株式会社、こちらが町道41号線の中交差点から、東のほうにかけて110メートル委託したところでございます。あと、同じく、側溝及び集水ます清掃業務委託として、笠原2丁目地内と笠原、これ2工区出しているんですけども、まとめて言いますと、笠原1、2丁目地内を同じく安住環境整美株式会社というところで、合わせて390メートルですね。整備しました。安住環境整美が、この集水ますの清掃業務とか委託しておりますが、これは特殊な車両を持っているということで、いつもこちらの業者をお願いしております。

道路清掃業務委託料の町道18号線のほうなんです、伊草建設株式会社、道佛地内のアンダーパスの脇もこれ、伊草建設株式会社に発注しております。

続いて、街路樹管理の業務委託料ですが、薬剤散布は加藤園ですね。あと、剪定と補植とか、ちょっと、寄せ植え、補植とか、移植をしたんですが、それは、有限会社大植です。あとメイン通りとなる道路、歩道にある街路樹の剪定も加藤園です。あと、小さなものはシルバー人材センターに発注しております。

あと、道路除草業務委託料は、単価契約で株式会社幸和組に年3回これは発注しております、あとは、危なくないようなところは、シルバー人材センターにお願いしております。

あと委託料、その他、災害時の業務委託料は、町内の8社ということで、野口建設、伊草建設、中村建設、島村工業、木下建設、金子建設、幸和組、東武建設株式会社に発注しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君） まちづくり建設課副課長の室田です。

では、質問にお答えさせていただきます。

まず、決算書の142ページの都市計画総務費委託料、都市計画基本図修正業務委託でございます。こちらの業務につきましては、入札を行いまして、落札したところが、株式会社パスコです。

こちらの業務につきましては、都市計画基本図につきましては、都市計画基礎調査を5年に1回程度やっいまして、そちらに基づく調査の反映ですとか、それから、5年前の5年以上たっていましたから、前の地図が、道佛のほうで、地区計画をしたりだとか、それから、あとは、東武動物公園の西口等の防火地域、そういったものを反映されてなかったものですから、そういったものを反映させているという状況でございます。

続きまして、同じページになるかと思いますが、一般住宅の耐震対策事業でございます。こちらにつきましては、どんな条件で補助しているかといいますと、町内に存在する地上2階建て以下の木造建築物で、昭和56年5月31日以前に建築された建築物でございます。こちらを耐震診断をまずしていただきまして、こちらの登録業者でございますけれども、宮代町の耐震診断士9名の方が現在登録されています。そこで、耐震診断をやっいただきまして、評点が1.0以下だった場合につきましては、耐震の補強工事、こちらのほうの対象となります。評点につきましては、1.5以上が倒壊しない。1.0から1.5未満につきましては、一応倒壊しない。震度6強から震度7程度、0.7から1.0が倒壊する可能性があります。0.7未満につきましては、倒壊する可能性が高いということになります。1.0以下の方にこういったことを説明した上で、その後に、耐震の改修工事になった場合につきましては、これも町内業者で現在登録が14社ありまして、こちらのところと契約をしていただいて、補助金を出すという仕組みになって

います。

続きまして、公園の関係で、決算書146ページになるかと思います。まず、28年度と29年度の比較でございますけれども、一般的に公園管理は、主にやっている管理が変わりませんので、ほぼ変わらないんですが、28年度につきましては、道佛地区の公園の第1公園、ひだまり公園といいますけれども、こちらの公園と、第2公園、風土記の丘公園の整備を行いまして、こちらの設計料とそれから工事費と28年度につきましてはありましたので、金額が上がっているという状況でございます。

また、草刈りでございますけれども、公園の草刈りの管理につきましては、55カ所の街区公園のうち、29カ所を町で除草しておりまして、残りは公園管理協定を結んでいる33カ所のうち、24カ所を地元自治会で除草をお願いしております。

29年度につきましては、年2回の除草とともに、職員が直接除草すること及び道佛の区画整理の地内につきましては、遊んでいる子供が多かったものですから、3回実施する等して、快適に公園で遊んでいただけるようにやっております。

また、除草の委託につきましては、シルバー人材センターをお願いしているところでございます。

続きまして、除草の関係で流用しているというのがありましたが、実は、今年の2月になって、新道児童公園のネットフェンスが破れていて危険というお話がありまして、草刈りのほうにつきましては、通常管理をしていて、もう2月ですので草が生えない時期でもあるということもあって、危険の関係を対処するために、新道児童公園のネットフェンスの長さは96.6メートルですね、こちらを直すために流用させていただいて、直しております。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） それぞれありがとうございます。

最初に、土木費の道路台帳整備事業なんですけれども、これは、ずっと毎年パスコに委託しているということなんですけれども、このあれは、業務委託するとき、公募にかけないんでしょうか。その辺のところを、これは、指名なんですか。随意契約というか、やっていると思いますけれども、これは指名でやっているということというふうに受けとめたんですけれども、なぜ、これ指名にやっているのか、ほかのところが業務委託の場合は公募してやっているということで聞いているんですけれども、その辺のところをちょっと、理由を教えてください。専門的に宮代町でやっているからということの説明はされましてけれども、なぜということでは、まだ説明されていないと思うんですけれども、その辺のところを詳しく、ちょっと教えてください。

それと、それぞれ委託先を道路維持費、それぞれ委託先も言いましたけれども、この辺のところも含めて、まちづくり建設課で委託先についての指名入札なのか、それとも、競争入札なのか、その辺のところを、細かい話ですけども、お願いしたいと思います。

あと、道路建設改良費なんですけれども、買収ができなかったということなんですけれども、細かいことは言ったんですけれども、何年前だったかな、私のところに手紙が来たんです。多分、あそこの歯医者さんの近くのところだと思いますけれども、その辺のところの説明がどういうふうになっているのか、ちょっと、何か、警察のほうが入ったとか何とかという話も聞いていますけれども、その辺の説明はどうなっているのか、今年のこの29年度なのか、ちょっと忘れましてけれども、

それとの関係もお願いしたいと思います。

それと、和戸の交差点なんですけれども、歩道のところ、2度工事やっているんですよね。そういう、今年になってだと思えるんですけれども、それは、工事を始めたのが、歩道部分を、完成して、また、ここも、そのほか、工事をやっている。なぜ、そういう2度も工事をやっているのかなと思って見ていたんですけれども、その辺のところの関係がどうなっているのか、教えてくださいと思います。

都市計画のすずき整形外科通りの旧道と側道の部分はつながらないと、今のままで完成なんだということを行っていますけれども、将来的には本当に、そのままストップさせてしまうのか、そうすると、そこの今まで通っていた人たちはどうなるのかなという感じ、特に、病院行くのに、あそこの、遠回りしていくようになってしまうということで、皆さん、ちょっとあれかなというふうに見えているんですけれども、今までの道路が使えないということになりますと、その辺のところの心配ごとはどういうふうに解決していくのかなと思ひまして、ちょっとお聞きしたんですよ。

これと、あと、都市計画、図面のほうですね。修正、これも株式会社パスコに5年ごとに頼んでいるのかどうか分かりませんが、ずっとこれも、宮代町としても、パスコにずっと頼んでいるのかどうか。5年ごとなんですけれども、何回ぐらい頼んでいるのか、これも、委託先としては、指名入札になってしまうのかなという感じはして、なってしまうような感じがしないでも、競争入札じゃないんだなと思って、その辺のところをご説明お願いします。

耐震では、町内の14社もあるということで、耐震審査の免許を持っている人が9名いるということで、宮代町もそんなに悪くはないんだという

ふうに見ております。

ただ、今、建設業の人がみんな大手に吸収されているというのが、現状です。自分の家がどうなっているのかと言っても、みんな大手のほうにみんな吸収されていて、その辺のところの、宮代町の業者に発注するのが当然だと思いますけれども、宮代町の税金を使うわけですから、それはそれでいいんですけども、その業者に入っている個人の、例えば建設業をやっていた人が、大手の入っていても、個人で申し込めるのかどうか、その辺のところ、耐震の改良ですね、家の、改築するとき、個人で申し込めるか、大手に入っている、個人で申し込めるのかどうか。

公園費については、28年度に工事をやって、それが29年度ということだと思いますけれども、それがなかったから、29年度は減っているんだというふうに思います。その辺のところの説明で納得はしています。

あと、草刈りの委託料なんですけれども、年に3回やっているということで、流用費、36万円の流用したのが、草が生えないとき、ネットが壊れていたんでそれなんですけれども、結局、予算の中からすれば草刈りの業務にやっていたやつを流用しているわけですから、草刈りのほうが少しおろそかになっているんじゃないかな。なぜかという、私、言われたんですよ。公園の草が大分伸びているよということで、3回で本当に間に合うのかどうか、その辺のところ。町のほうに苦情とか、そういうのはこなかったかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君） 副課長の成田でございます。

お答えいたします。

まず、1点目の道路台帳の整備を毎年パスコに委託している。これを指名しているのはなぜかということなんですが、宮代町の道路台帳、まず、基本が道路台帳というのができまして、それから、上下水道台帳と、全てそれにかかわってきております。道路台帳がもとになっているんですね。

そういうデータから何から全て、パスコが所有しておりまして、指名競争入札じゃなくて、1社随契ということでやらせていただいているんですが、町の事業、上下水道から道路台帳から全て1社随契でやれば、お金的にも安く、経費的にも安く上がるということで、もちろん、ちゃんと設計、積算して見積もりをとるようにしておりますが、安くなるということで、それなりの技術も持っているということで、パスコのほうを毎年指名しております。

また、他社を入れるとシステムの関係から、ちょっと、改めて構築するのが難しくなってくるのかなというので、また、さらにお金がかかってきってしまうということも考えられます。

あと、道路維持費の委託先は、指名入札ではないのか、指名競争入札をしているのは、パッチング工事とか、あと、複数、道路除草とか、単価契約を結んでいるものは、複数社で指名で見積もりとって、業者のほうを決めております。あとの細かいものも、金額によって、町の契約規則にのって、数社による見積もり、あと、シルバーさんの場合にもう、こういう高齢者の雇用ということで、優先的に簡単な作業は仕事を上げなさいよというふうになっておりますので、委託しております。

あと、道路新設改良費、用地買収で多分、町道の252号線の春日部の延伸の歯医者さんの土地のことをおっしゃっていると思うんですが、この予算は、29年度予算には計上しておりません。用地

費は町道の12号線のみです。その後、前、何か兄弟で裁判とかしているとか、そういう話もありましたが、その後の情報はまだいただいております。

続いて、和戸の交差点の整備を何か2回もしているということで、それはちょっと県道の工事ですので、私どものほうではちょっと内容は把握しておりません。

あと、都市計画道路春日部久喜線ですね、圏央道のところのすずき整形の通行止め、これにつきましては、なぜ通行止めになったかという、ちょうど、備中岐橋通り線の交差点のところ、斜めに入ってきてしまうんですね。旧道が。警察のほうで、県警協議というのを、これ、何回もやるんですけれども、そこはもう封鎖しなさいよというふうに、これは県の事業でやっておりますので、もちろん、警察協議は町も立ち会って、一緒に協議しているわけなんですけれども、そこで、そこはもう通行止めにしなさいという、警察のほうからの話が出ましたので、あのような形になっております。交通安全上のことを考慮しての形ですね。

今のところ、すずき整形を利用する方から不便になったとか、そういう話はいただいております。歩行者は今までどおり、真っすぐ通行できるようになっております。車だけが迂回して通行するようになっておりますが、車ですので、そんなご不便をかけてないのではないかなという認識しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君） まちづくり建設課の室田です。

では、ご質問にお答えさせていただきます。

都市計画図の修正につきましては、指名競争入札でパスコということですので、1社随契でござ

いませんで、適切にやっているというふうに考えているところでございます。

次に、耐震診の改修の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、先ほどもちょっとお話をしましたけれども、耐震診断士の方、町内90名の方に登録いただきまして、そちらの方をご紹介して、56年以上の住宅をお持ちの方にこの耐震診断士をご紹介して、その方々が診断をしていただいて、その後、耐震改修工事希望の方につきましては、また、14社の方が工事店として登録されていますので、そちらのほうの一覧表を渡して、そこで見積もりとっていただいて、進めていくという形なんで、町内の診断士、町内の工事店という形で進めていきますので、町外が入ってくることはないという状況でございます。

続いて、公園の関係でございますけれども、公園の委託の関係につきましては、1つには、公園の除草管理もあるんですが、そのほか、街区公園の樹木管理の委託をしていたりとか、それから、あと、去年につきましては、枯れ木の撤去ですね、こういったこともやっておったり、倒木の関係も2件やっておりますし、また、カラスの巣があって、そちらのほう、撤去もやっているという形です。また、人が小まめに、特に道佛の桜の道公園なんですけれども、芝を張ったところで、まだよくついていないのもありますので、職員みずから、月に2回程度直接行って、草刈りをして、費用の節減にやっているという形になっていまして、また、除草費も少し、そんなにいっぱいではないんですけれども、残も出ましたので、決してやらなかったから残ったのではなくて、必要なことはやっているんですが、たまたま、昨年については、除草の費用が余ったということでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 一番最後の質問なんですけれども、除草の費用はわかりました。町のほうに、公園とか、そういう除草に対して、苦情とかそういうのが来ているかどうかということについては、どうなのでしょう。それと同時に、一つ一つやっていきたいと思います。

パスコの委託料、これは専門的な技術で、ほかに頼むとお金がかかってしまうことなんですけれども、これはやっぱりお金がかかるのはわかるんですけれども、最初からそういうふうに決めてしまったのでしょうか。その1社にということ。その辺のところはちょっとわからないんですけれども、もう、1回決まったら変えないということなのでしょう。その辺のところがちょっとわからないという、もう決まってしまったら、もうずっとその1社にずっと指名入札で決めてしまうと、そういうやり方をやってしまうのかどうか、今後とも。永久に変わらないと。そういう意味でしょうか。

そのほかについては、いろんな業者が入っていますけれども、町内業者を中心にしてやっていくというふうに受けとめました。

それと、これは最後の質問なんですけれども、土木費で当初予算が12億8,100万円、これ、補正予算でマイナス6,172万円、不用額が4,634万円、当初予算と1億800万円近くの予算の差があるんですね。いろんなことを含めて。あと、繰越明許費ですか、8,794万円となっています。その辺の説明はどうなっているのか、ちょっとこの辺のところの関係と、ちょっと多過ぎるかなという感じがするんです。不用額なんかの、全部で1億800万円近くですから、10%いくか、8%いくかどうかなんですけれども、その辺のところをどうなっているのか、最後に質問したいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君） 副課長の成田でございます。

お答えいたします。

道路台帳の整備の委託先につきまして、今後もパスコを使い続けていくのかというご質問なんです。今のところ、パスコのほうも価格的にも、仕事の内容的にも、よい仕事をいただいておりますので、今後も、パスコ1社随契をしていきたいとは思っております。

その業務の内容の中で、何か、不手際とかそういうものがございましたら、改める機会にもなると思いますが、今のところ、そういう状況は見受けられません。いい仕事をしているということで、使用しております。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君） まちづくり建設課の室田です。

では、除草の関係の苦情ということでお話がありましたので、公園の関係なんで、いろんな苦情が入るかと思います。入った場合については、すぐに現場を見に行って、できることは対応をして、場合によっては、草刈り等につきましては、個人の感覚もあるものですから、必ず、草刈りをしておりますので、少し待っていただくこともあるんですが、なるべく真摯に対応できるように対応させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君） まちづくり建設課長の横溝です。

不用額の話なんですけれども、再三ご説明させていただいていますが、土木費はほとんど国庫補助金を入れるような形の事業を考えてやっておりま

す。

それで、当初予算については、補助金、補助対象費に対して、このくらいつくだろうという予想の中で予算措置させていただいていますが、実際に、交付の率というのが、30%だったり、40%だったりするわけなんですね。そうすると、その分だけが不用額となります。ただ、例えば、工事をやるに当たっては、ここからここまで工事をするということで、見積もりをとりますけれども、補助金が見つからないからその辺を執行できないというお話もありますし、また、都市計画費については、東武動物公園の東口についても、やはり補助金を使っておりますので、当初見積もった額よりも補助金が見つからないということからも、通常であれば、減の補正をすればよろしいんでしょうけれども、なかなかそこまではいかないという点もありますので、不用額が大きい額になっているということをご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 先ほど、パスコのことなんです。今の土木費の不用額については、ある程度、説明わかりました。

それと、さっきのパスコの下請のことなんですけれども、道路台帳整備事業なんですけれども、これはほかの自治体も同じ1社でやっているんでしょうか。その辺のところが、宮代町が特別のあれでやっているのか、ほかの自治体もみんな指名入札じゃなくて、1社に決めてしまっているのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君） まちづくり建設課長の横溝です。

ほかの自治体は把握してございませんが、道路台帳、先ほどもご説明したとおり、道路の修正、

台帳の修正だけでなく、システムから変えなくちゃいけないんですね。

線を入れればそれで済むというものではありませんので、システムから改修していかなくちゃいけないということになりますと、莫大な費用がかかるということからも、随意契約で発注しているところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

それでは何点かご質問させていただきます。

前段の山下委員のところとダブらないように、質問させていただきます。

まず137、138ページの都市計画道路整備事業というのがあるんですけども、私、今回のこの決算通じて、東小学校脇の五差路改修について、用地買収と建物補償については、都市計画道路整備事業、それから、東小学校脇の五差路の町道第1568号線の分筆登記、隅切り用地の測量、これは地区生活道路整備事業ということで、理解するんですけども、もう一つは、負担金、補助及び交付金の中で東小学校脇の五差路物件補償、3件行ったということで、これ、町道の場合はわかるんですけども、これは県道との関係もあってか、いろいろ同じ1つの工事なんですけれども、都市計画道路整備事業、それから、地区生活道路整備事業、こういうふうに分かれているんですけども、その辺の関係と、総額で、そうするとどうなっているのかということが気になりますので、その辺、ご答弁願いたいと思います。

それから、141、142ページの一番下、土地区画整理事業の17節の公有財産購入費、これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、143、144ページの東武動物公園駅西

口周辺整備事業なんですけど、これはもうほとんど終わりに近いわけですけども、この平成29年度の実施状況について、お尋ねしたいと思います。

それから、その下の東武動物公園駅東口周辺整備事業、これも今やられているんですけども、駅前ロータリーとそのほかに分けて、どういうふうになっているのか、駅前ロータリーというのはいつごろ供用開始になるのか、開始というか、全然、まだいろいろあると思うんです。その辺で当初、駅前ロータリーが最初に整備するということが始まっているんですけども、今、商店街の活性化ということで、周りも始まっていて、一体、駅前ロータリーはどうなっているんだという声もありますので、その辺も含めてお答えいただきたいと思います。

それから、同じく、平成28年の繰越明許、東武動物公園周辺整備事業ということで、これは、東西だと思うんですけども、この辺の内訳も詳しくお願いしたいと思います。上程説明のときには、ちょっと伺っているんですけど、この辺についてもう少し詳しい内容についてお示し願いたいと思います。

あと、145、146ページの関係で湛水防除対策事業、これは事業費で電気料だけなんですけれども、これの対応については、特に変わっていないのかどうか、その辺についてもお示し願いたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ここで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時13分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君） 副課長の成田でございます。

お答えいたします。

まず1点目でございます。道路新設改良費の中に、都市計画道路整備事業と地区生活道路整備事業、この2事業が入っております。都市計画整備というのは、都市計画道路として指定された路線を整備する事業でありまして、地区生活道路整備事業というのは、町民の生活に密接した道路を整備する生活道路の事業というふうになっております。

五差路も、県道でございますが、町道認定もしておりますので、地区生活道路整備事業に入れております。この事業の中で実施しております。

地区生活道路整備事業と都市計画道路整備事業のそれぞれの内容につきましては、成果書の151ページに都市計画道路整備事業、152ページのほうに地区生活道路整備事業が掲載されております。総額も、こちらに載っているとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君） まちづくり建設課の室田です。

それでは、道佛地区の、142ページの区画整理推進事業の17番、公有財産購入につきまして説明させていただきます。

主要な施策に関する説明書の154ページをお開きくださいませ。道佛区画整理組合は平成14年2月に事業認可を受け、施行期間を平成33年3月までとして、事業を進めています。事業費につきましては、国や町からの補助金のほか、減歩により生み出された保留地を売却し、事業費を捻出しております。

道佛区画整理組合の活動支援の未保留地処分の欄をごらんください。集合保留地につきまして全て完売となっており、一般保留地は5,792.40平米の全体計画で平成29年度は768.3平米を売却し、一般保留地も完売となりました。

平成29年度の一般保留地768.3平米につきましては、415.71平米につきましては、民間に売却することができましたが、2区画、352.59平方メートルにつきましては、売却が進まないため、組合の販売価格の1,930万円でこの2区画を町で買い受けたものでございます。買い受けた2区画につきましては、町が引き続き、組合とともに協力して、販売につなげるよう努力をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、西口の関係でございまして、決算書では、144ページになるかと思えます。現在、西口につきましては、平成27年2月に駅前広場が完成しまして、区画整理事業も終了しております、今現在、西口周辺整備で残っているところは、都市計画道路の中央通り線でございます。こちらにつきましては、共同溝の事業も終わりました、今現在、歩道の関係の工事と、それから、車道との関係の舗装の工事をしているという形でございます。

また、こちらのほうの都市計画道路につきましては、1つについては、区域内の中の方が1軒、用地買収もしていただけないのと、それから、県道のところで県道と町道、都市計画道路の交差点部分につきましては、警察から、交差点改良をしてくれというお話がありまして、今現在そちらも交渉しているんですけれども、こちらのほうの用地買収のほうが難航しているという状況になっております。

続きまして、同じページでございますけれども、東口の関係でございます。東口につきましては、

委員さんおっしゃるとおり、1つには、事業としては、駅前広場、こちらのほうの関係が町主体で進めていまして、こちらの関係は事業費で17.8億でございます。そのほかに、こちらの駅前広場をつくるためには、今お住まいになっている方がどれくらい関係があって、広目に整備しなきゃいけないところがありまして、そちらのほうは整備エリアと言いますけれども、そちらの関係については、約3.3億、それから、百間通り線ですね。こちらが、5,000万円、それから、県が施工することになりますけれども、都市計画道路東口通り線という線がございまして、こちらのほうの費用が約17.6億円ということで、あくまでも概算でございますけれども、約40億円ぐらいかかるという形になるかと思えます。

また、今現在、東口につきましては、まずは用地確保の関係で、昨年度から用地買収を手がけていまして、進めているところでございます。

また、事業の完了時期なのですが、こちらのほう、事業認可というのは、期限としては36年3月31日までということになっておりますけれども、何分、国からの交付金のつきが悪いということで町要望額に対して大体30%、34%ぐらいの額しかつかないもんですから、東口の関係につきましては、率では、30年度ですね、町要望に対して、国からの交付決定額が35.2%ということで、時間がかかると。もし、こちらのほうにつきまして、残りを全部町で出そうと思うと、かなり一般会計を圧迫してしまいますので、補助金を見ながら仕事を進めていきたいというふうに考えていることでございます。

続きまして、28年度の繰り越しの関係の明細ということでございますので、ご説明させていただきます。

まず、総額につきましては、繰越額としては、

4,558万3,000円ございまして、東口のほうにつきましては3,558万3,000円、それから、西口のほうで1,000万円、合わせて4,558万3,000円になるかと思います。

また、繰り越しにした理由でございますけれども、東口につきましては、駅前広場部分の家屋等物件補償調査を地権者と調整しているところでございますけれども、地権者のスケジュールの関係で28年度にできなくなりまして、29年度に繰り越したということでございます。

また、西口につきましては、県道の部分につきまして、中央通り線と県道部分の交差点の改良が必要となりまして、警察等の関係と協議する時間がかかりまして、29年度に繰り越しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

決算書の146ページ、湛水防除対策事業の電気料についてのご質問でございますが、こちらの電気料につきましては、商工会の奥にあります字百間にあります排水機場の電気代でございます。前年度と同じ電気代ということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきたいと思います。

東小付近の関係についてはわかりました。

あと、先ほど、141、142ページの土地区画整理推進事業の中の公有財産について、一応確かめようということでお聞きして、そのまま行っちゃったんですけれども、答弁はそのとおりだと思います。残りは町のほうで買収したということで、わ

かるんですが、土地区画整理事業はそうしますと、今年の新年度のときに資料をいただいたんですけども、土地区画整理事業、そうしますと、概算で結構なんですけど、町から出した決算ですので、総額でどういうふうになるかということをお聞きしたいんですよ。

国庫補助金については、県が国庫補助金、それから、県補助金、町負担金を取りまとめ組合に交付するということです。これ、単純に、国庫補助だからといって、町負担金も入っているわけですね。それと、まちづくり交付金については、宮代町から組合に対する交付金で、まちづくり交付金全体の4割が国から宮代町の補助として交付される。そうすると、6割が町ということになるのか、その辺の財源の内訳、それと、そういうことなので、そうすると、道佛土地区画整理事業は、どれだけの町の持ち出しになったのかということで、お尋ねしたいと思います。これはもう、ほとんど終わっていますので、その点、確認のため、お尋ねしたいと思います。

それから、143、144ページの東武動物公園駅西口周辺整備事業なんですけど、これは、新年度については、中央通り線の関係で残すところあとわずかということなんですけど、確認なんですけれども、そうしますと、この中央通り線、83.96平米のこの平成30年度用地取得予定、これを残して全部完成したということで、確認してよろしいのかどうか。いつも議員懇談会のときに、東武の商業施設建設、全く開発されていない中で、それ以外の周辺道路とかやっているんだけれども、やはりもう少し、東武の土地の開発については何らかの方向性がないと、せっかくこういうふうに周辺道路を整備しても、本人は無駄遣いだとかって言うんですけども、その辺はどういうふうにそういった声に応えるんだろうかということで、お尋

ねしたいと思います。

それから、東武動物公園駅東口周辺整備事業、この事業をそのままやってしまうと、町の財政が逼迫するのは当然で、国からの補助金を見ながらということなんですけれども、少なくとも私は駅前広場は、雨降ると大変な状況になっています。これは本当に急がれると思うんですけれども、平成36年3月31日が一応完成予定だと、それも、あれなんですよ。国庫補助金の状況を見ながらということだと思うんですよ。これにかかわる、駅前ロータリー、駅前広場にかかわる土地所有者との関係では、どういった、どれぐらいの移転だとか補償だとかしなければいけないのか。とりあえず件数的にはどういう状況なのか、その点もあわせてお尋ねしたいと思います。

いつも思うんですけれども、東武動物公園駅東口周辺整備事業というふうには今言っているんですけれども、これは、周辺のエリアもありますよね。これは都市計画道路とは外しても、随分整備のエリアが広がっています。これは単なる東武動物公園駅東口周辺整備事業というふうに進めていますけれども、そういった整備事業でよろしいのかどうか、その点もお尋ねしたいと思います。

あと、145、146ページの湛水防除対策事業、これは電気代だけです。でも、ここについては、どういった今、状況で、湛水防除対策、これはポンプで揚げているだけで、あとはこういった台風だの大雨、そういった災害に対しての対応はどういうふうに図られていくのか、その点もあわせてお尋ねしたいという意味で、ちょっと言葉が足りませんでした。そういう意味でお聞きしたんですが、その点についてもお尋ねしたいと思います。

決算ですので、やったことだけではなくて、やっぱり次年度にこういうことも考えて今、進めているんだと、そういうことから、そういう観点

からもちっとお聞きしたいと思っています。

以上です。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君） まちづくり建設課の室田です。

では再質問に答えさせていただきます。

まず、道佛で29年度に1,930万円で土地を買いましたけれども、あくまでこちらのほうについては、一時的に買っていることで、また同額で一般の方に売り出す予定でいますので、実質的にはこれは肩がわりしているという部分だと思います。

町から道佛の区画整理関係につきまして、負担金として渡している総額は約13億5,000万円という額でございます。

続きまして、西口の関係で周辺整備の開発の関係でございますけれども、主な中で、区画整理の関係が終わって駅前広場ができましたけれども、駅前広場ができたことによって利便性が高まっているということで、ご理解をいただければと思います。

バス、それからタクシー乗り場もつくりまして、歩車道が分離して、安全で便利になっているということがございます。

また、東武につきましては、今年の6月4日にも東武鉄道に町長とともに行って、東武の関係者とお話をしましたけれども、やはり東武の土地で、駅前広場を含める非常に一等地でございますので、大分慎重で、一生懸命考えているようでございますし、また、現在につきましては、コンサル会社等も入れて調整をしているようなので、もう少しすると計画があらわれてくるかと思いますが、今現在発表できるものがございませんということで、ご理解いただければと思います。

次に、東口の関係でございますけれども、平成36年3月31日までの事業認可ですけれども、事業

認可については、金額も17億8,000万円ということをやっていますけれども、時間がかかる事業なものですから、金額、それから時間、こちらのほうにつきましても、変更しながら進めていきたいと思っておりますので、今現在、36年3月31日はあくまで計画上のこととございまして、実質的にはこの36年に完成は難しいと思っております。

続きまして、地権者の関係でございますけれども、今現在、駅前広場の関係、21棟の建物がございまして、実のところ、2棟につきましても、土地の権利者の関係のご理解が得られなくて、調査が終了していないという状況でございます。

また、この方々のお持ちになっているところが駅前ロータリーの中心部分ということなものですから、今後、引き続いて交渉に当たってきたいというふうに考えているところでございます。

また、駅前広場の関係、東口の周辺整備というのは、大きく分けると、県道部分と、駅前広場と、2つに分けられるかと思えます。それぞれ、町とそれから県とそれから杉戸町、こちらのほうにつきましては、杉戸町からも負担金をいただきますので、3者でよく連携を図って、効率よく事務を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

決算書145ページ、146ページの湛水防除対策についてのご質問でございますが、こちらに載っているのは、先ほどお話ししたとおり、排水機場の電気代だけなんですけれども、平成28年度に浸水地域解消検討基本設計業務委託というのをを出しております、そこに掲げる施策のうち、笠原2丁目の排水路のしゅんせつと、敷調整工事のほうを

実施しております、そちらについては、前のページ、143、144ページの排水路維持管理事業の中の工事請負費のほうに掲げてある排水路設備修繕工事ということで実施させていただいております、こちらの中で、延長126メートルのしゅんせつと、あとは、高さがアンバランスになっているところをきれいに流れるように、敷調整工事のほうを実施したところでございます。

さらに、30年度につきましても、笠原地区のスキップ広場の前から商工会にかけてのボックスカルバートのしゅんせつ工事のほうを予定しております、これらの状況を見ながら、さらに31年、32年以降についてもこちらを検討、基本設計に掲げております短期計画のほうで、道路表面積のカットや、既存の水路のしゅんせつ等を掲げておりますので、こちらの事業につきまして実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

答弁ありがとうございます。

それでは、東武動物公園駅西口周辺整備、これは先ほどちょっと確認したんですけれども、83.96平米の用地取得予定が今年度ということで、予定されていたんですけれども、それ以外については全部平成29年度で完成しているということで確認してよろしいですかと、その部分、すみません、もう一度お願いしたいと思えます。

それから、西口周辺整備事業によって利便性はもちろん高まってくるということで、それは理解するんですけれども、そうしますと、いつも、この西口整備どうなるんだというふうに言われるんですけれども、6月4日、町長と東武との話し合いなんですけれども、東武側のコンサルタントに

委託して検討を進めているというのはわかるんですけども、宮代としての要望は出したんだと思うんですけども、どういった内容で話されているのか、その辺についてもお尋ねしたいと思います。

それから、東武動物公園駅東口周辺整備事業なんですけど、この駅前広場、ロータリーの関係だけで21棟ですか。こっち、そうすると、この整備エリア、随分広がったというふうに先ほど言いましたけれども、1万100平米になっていますよね。これは、次の段階かなというふうに思っているんですけども、ただ、こういった話し合いも、話し合われているんですよね。協議会がありますから、その辺との関係でどうなのか、その点、お伺いしたいと思います。

そうしますと、この駅前ロータリー広場ですけども、2棟との関係者との交渉中ということなんですけれども、この辺の見通しなんかもどうなのか、その辺についての答弁もお願いしたいと思います。

あと、下水道費の中の先ほど水害対策の関係でお尋ねしたんですけども、この工事によってどういった、そういった災害に対して、水害に対してどういった効果が出るのか、とにかく単年度ではなかなか難しいとは思いますが、こういった点ではこういう被害についてはこういうふうになるとか、そういった説明はできないのかどうか、その点、もう一度お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君） まちづくり建設課の室田です。

では、再質問に答えさせていただきます。

まず、西口の関係の83.96平米でございますけれども、こちら、県道から、駅のほうに向かって

のところの道路の関係の部分でございまして、先ほど県道と、それから、都市計画道路の交差点の部分で改良が必要になったという話をしましたけれども、そちらの分は含まれておりません。あくまでも、今現在、道路を整備しているところの場所の変えていないところが83.96平米ということで、ご理解いただければと思います。

続きまして、東武の関係でございますけれども、当然、東口というところは、宮代町の役場があったり、東武動物公園があったり、宮代町の顔でございますので、顔にふさわしい商業施設を初めとする施設をつくっていただくようお願いをしているところでございますけれども、東武のほうも慎重に検討しているということで、お話をしている形になっていまして、幾つか相談事もあるんですけれども、やはり計画が決定しないと公表できるものではございませんので、ご理解を賜ればと思います。

続きまして、ロータリーの関係でございます。東口ですね。こちらにつきましては、東口の関係は、事業エリアとしては全部で、先ほど委員さんがおっしゃいましたとおりで1.01ヘクタールでございまして、権利者29人でございまして、こちらの方とも調整をしていまして、こちらのほうにつきましては平成20年のころからずっと協議会をやっているというところでございまして、そちらの中でどういうふうにすべきかということを調整して、さらに駅前ロータリーになる方の代替地としても検討する必要もございますので、その中でどなたが出たい、どの方が残りたいということも調整をしながら、整備エリアの中で検討をしているところでございますので、ほぼ調整はできている部分もあるんですけれども、何分、人の関係もございますし、事業が長くかかりますので、必要な調整を今後とも詳しくやっていかなきゃいけないというふうに考えているところ

ろです。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

湛水防除対策についてのご質問でございますが、どれだけの効果があったということなんでございますけれども、29年度、排水路しゅんせつ工事では、こちら、水路にたまった泥をしゅんせつするというのと、あとは、勾配が逆勾配になったところを正しい勾配に敷きならす工事を行ったところでございまして、これによる効果ということは、この排水路が流れやすくなるというような効果が出てくるものと考えられます。

ただし、これをやったことで全てが解決することではございませんので、この後、流れ込む水を流れ込まないように道路表面水をグレーチングでほかのところに流すとか、そういった作業も今後は検討していきたいと思えますし、さらには、この地域はすり鉢状に低くなっておりますので、どうしても、最終的には道路をかさ上げて高さを高くするしかないと思うんですけれども、ただ、今、全てのご家庭の敷地が建て替え等で高くなっていけば道路をすぐ上げるということもできるんですが、まだ何軒かは低いままです、今後建て替え等で敷地が高くなるようであれば、最終的に道路のかさ上げということになります、こちらについてもかなりの工事費、今回、調査したところによると、3億4,000万円ぐらい道路を上げるのにかかるということもありますので、まずはやれるところから順次やっていって、それを検証した上で、最終的には道路をかさ上げる、あとは、姫宮落川が今、改修工事を行っていますけれども、そちらの水位が下がれば流れやすくなりますので、そちらの、県のほうの工事になりま

すけれども、そちらの状況等も見ながら、施策について考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君） まちづくり建設課の室田です。

ちょっと抜けたところがあるようなので、東口2棟の今後の見通しということなんで、状況としては大変に厳しいというふうに考えているところですが、用地取得につきましては、基本的には任意取得を主体として考えていますので、民法上という契約でございますので、粘り強く今後とも交渉を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） どうもありがとうございます。

すみません。さっきの前の答弁いただいた中の土地区画整理事業なんですけれども、13億5,000万ということなんですけれども、これは、中身については、どういった内容になっているのか、先ほど、最後のは完売できなかったのも、町が肩がわりということで、それは入っていないということなんですけれども、それ以外の中身について、大きく分けてどういったような内容なのか、さっき言った国庫補助金だとか、まちづくり交付金なども含めてどういった内容になるのか、それから、ここは平成29年度末で、最終的には人口は何人になっているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、西口の関係では、なかなか東武さんから引き出せないし、また、軽々に言えないということなんでしょうけれども、やはり、町民とい

うのは、もちろん、ここの動向については注視していますので、早くできるように、これからも交渉していくと思うんですけども、町として言わなければいけない要望については、きちっとすべきだと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、東武動物公園駅東口周辺の件については、大変厳しいという答弁なんですけれども、そうすると、あの駅前広場、私は一般質問でも、前段の議員がこのイメージ図を見て質問もしておりましたけれども、商店、このイメージ図はあくまでもイメージで、私は、今の東口、やはり大店舗法の関係から言って、本当に厳しいと思います。

図面は図面ですから、勝手に書けますけれども、春日部の旧ロビンソン、西武とか、ああいった店舗までできなくなるという状況のもとで、一体、宮代、整備はしなければいけないかもしれないんですけども、かなり条件が厳しいというふうに思います。

ですから、この点については、やはり検討する余地はあるのかなというふうに思いますが、ただし、東口のロータリー、駅前ロータリーについては、もう大変な状況になっていますので、特に雨のときなんかは、もうバスも通りますが、傘を差して歩いている人がやはりバスにひっかかるような、そういう状況のもとで、もう雨の日はずっと杉戸の旧4号線まで本当に渋滞していますので、これは何とか解消しなければいけないと思うんですけども、そういった点では重々わかっていると思うんですけども、そういった点も踏まえて、この2棟の交渉は、これが進めば随分変わってくるのでしょうか。その見通しだけ。最後にお願ひしたいと思います。

それから、先ほど、すみません、湛水防除対策ということで、道路のかさ上げについては指導は

しているのでしょうか。これも1つの、もちろん案だとは思いますが、町として可能な限り道路のかさ上げをしていきたいという意向で指導しているのかどうか、その点も最後にお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君） まちづくり建設課の室田です。

では、まず、道佛の関係でございますけれども、総事業費として約55億円になります。また、町の負担につきましては、公園をつくる用地の部分ですとか、それから、道路の用地だとか、そういう部分がありますので、それから、裏負担ということも考えまして、13億5,000という額になっております。

また、道佛の区画整理につきましては、30年8月13日現在で人口は2,092人となっております、763世帯が住まれているという形になります。また、計画の人口ですけれども、2,600人ということでございますので、人口の80.5%はもう埋まったということになっています。また、区画整理の考え方では、ヘクタール当たり80人ということで換算されていまして、区域内が32.7ヘクタールということなんで、約2,600人というふうになっているところでございます。

続きまして、西口でございますけれども、あくまで東武の関係につきましては、先ほどお話ししたような形で、東武のほうもかなり金額もかかりますし、一等地でございますので、慎重に考えてと、また、東武の意向としては、売却をしたいわけではなくて、あくまでも東武さんとそれからパートナー企業と一緒に何かをやりたいというふうな形で考えているようでございます。

また、東口のイメージ図でございますけれども、

確かにイメージどおりの図面はあくまでも、こうなったらいいなという部分が入っているかと思いますが、状況が整ってくる中では、駅前広場が整備されることによって、商売がやりやすくなるはずなものですから、今後、商工会、それから町のほうの商工担当、それから地元の商店の方々と相談しながら、商店活性化になるように努力いただくとありがたいというふうに思っております。

また、2棟の関係の今、了解得られていない方のものが進めば進むのという話の中では、2棟の方以外についてはご了解いただいているというふうに認識しておりますので、その方が了解していただければ、あとはお金の問題だけという形になりますので、お金につきましては、先ほどからお話をしているように、国庫補助のつきが町要望に対してつきがかなり悪いものですから、それこそ、6年、7年で終わるというふうに思っているものが、実は15年、20年かかってしまうこともあるかもしれませんけれども、そういったことが心配点かなというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君） 副課長の成田です。

お答えいたします。

道路の冠水の関係でございますが、道路のかさ上げを指導しているかということでございますけれども、特に、指導ということでは特別指導はしておりません。ただ、その地区、笠原地区とかに建築を予定されている方がいらっしゃいましたら、その実情をお話しして、強制的にかさ上げしろとは言えませんので、ここは水が来るところですよということで、そういうお話はさせていただいております。

道路のかさ上げをする時期というのは、家のかさ上げですか、それと、計画上、同じ時期になるんですかね、想定10軒ぐらいあるようなんですが、莫大なお金がかかります。道路だけかさ上げしても3億4,000万円ぐらいかかりますので、今は、県のほうで、姫宮落川の改修工事、先ほどもお話ありましたけれども、東武の鉄橋から下流、まだ、広がっていないところを今年度に改修いたしまして、あと、それと同時に、みず穂の橋までの拡幅の今、詳細設計のほうを実施しております。引き続き、工事のほうも入っていくであろうと思われますので、そちらのほうの効果も見ながら、湛水計画を立てていければと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 唐沢でございます。

何点が質問させていただきたいと思います。

前段者の質問と若干重複する面があるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、成果書のほうから、何点が質問させていただきたいと思います。今、前段者の質問、いろいろ聞いておりました。道路行政は、やっぱり時間とお金がかかるんだと、1年や2年でなかなかやっぱりできないと、特に道佛の区画整理なんか見ましても、トップ、町長が3代かわって、今度4代目か、現町長含めて4代目、このぐらいやっぱり時間がかかるのかなというふうに思っております、大変な事業だなというふうにつくづく思っているわけでございます。宮代町も、道路元年に、20年前になるかな、宮代町の道路元年という、当時のトップが打ち上げたという経緯もあるんですけれども、そんなことで、時間とお金がかかるということは、しみじみと感じたわけでございますけれども、それを置いて、何点が質問し

ていきたいというふうに思っています。

特に、成果書のほうの43ページ、後期実行計画の目標と、その行程ということで、それぞれ実施内容が載っております。この中では、道佛の区画整理事業も入っております。平成29年に完成ということで、終わっているんですけども、この中で、まだ平成32年度を目途にしながら、一応、計画があるんですけども、この中で、まちづくり建設課が担当するもちろん事業なんですけれども、春日部久喜線、町道12号線の関係、これの完成、一応平成32年ということになっておりますけれども、これが果たしてどうなのかどうか。宮代通り線もしかり、新橋線通りもしかり、上下水道管の布設がえもそういう意味では平成32年、5年の一応時間をかけてこの事業の計画が進んでおるんですけども、その下段の中で、特に、現在、平成26年度が住民の意識調査の満足度ということで、45.3%、それが平成32年度に60%の要するに実績を上げると、成果を上げるということになっているんですけども、果たして、平成32年度までに60%の成果が上がるのかどうか、ひとつ現状を踏まえて、お聞かせをいただきたいと思います。それが第1点でございます。

それから、第2点でございますけれども、やはり前段者から幾つか質問をしておりました。東武動物公園の西口周辺の道路整備なんですけれども、特に、この中で中央通り線の関係なんですけれども、ほぼ完成をしておるんですけども、若干、用地買収が解決されなくて、残った地点があるんですけども、これの面積は恐らく前段者の質問の中で答弁があったかどうかわかりませんが、未回収の面積はどのくらいあるのか、地権者は恐らく1人だと思えるんですけども、この関係の一つをお聞かせ願いたい。特に、用地買収が随分あちこちで難航しているわけなんですけれども、

例えば、用地交渉に当たっては、どういう担当者が当たっているのか、それぞれ、地権者に当たる担当職員がいると思うんですけども、この担当職員はという、俗にやっぱり交渉ですから、時間もかかります。勤務中というわけにはもちろんいかない。早朝、夜間、いろいろあると思うんですけども、交渉に当たっての職員の何か訓練的なものがあるのかどうか、ただ行っただけでお願いしますということではなくして、交渉に当たってどういうノウハウを持って当たっているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、ちょっと前段と絡むんですけども、宮代通り線、先ほどちょっと上げましたけれども、宮代通り線はどこからどこまでが宮代通り線なのか、新橋通り線はどこからどこまでが新橋通り線なのか、ひとつ含めてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じく成果書の151ページのほうなんですけれども、都市計画道路整備事業ということで、昨年の実績がここです上がっておるんですけども、特に12号線の関係なんですけれども、道路改良工事ということで、約3,200万の改良工事費が実績ということで上がっているんですけども、この地盤の改良に当たって、特に、1トン袋というんですか、あれは。黒い袋を幾つあそこに充てたのか、お聞かせ願いたいんで、あの効果は実際上がっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、道路用地の購入実績、大々的に購入実績と上がっていますけれども、18.45平米、額にして23万三千何がしなんです。1平米幾らなのかな、これ、1万三千ちょっとなんですけれども、それで、用地購入実績ということで上げておるんですけども、この用地の買収なんかも、今後の見通しはどうか、ひとつお聞かせいただきたい

いと思います。この中で成果を上げています。用地買収、地盤沈下の、実施しましたということで、効果が上がっているんですけれども、その中身をもう一つ一つ、詳しくお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 12 時 04 分

再開 午後 1 時 02 分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君） まちづくり建設課長の横溝でございます。

まず、成果書の43ページの関係でございます。後期実行計画の成果目標、32年度までにというお話でございますけれども、委員ご指摘のとおり、都市計画事業というのはなかなか進捗を数字であらわすのは難しいものでございまして、例えば、用地のほうを取得をできれば、あとは淡々と工事費のほうを算出していくわけなんです、実際、今回の春日部久喜線につきましてもそうですし、あと、新橋通り線につきましても、県のほうの事業なんですけれども、用地のほうが交渉がされていないところとか、あるいは難航しているということもございます。

事業そのものについては、ライフラインにかかわる道路、あとは上下水道の関係なんです、上下水道の布設についてはほとんど終わっておりまして、老朽化の施設のほうの更新等を行っているところでございます。

ということで32年度までに60%ということで、

目標を掲げさせていただきましたが、正直この60%、要は住民さんのほうで、60%、実際に、満足できるかどうかというところでございますが、なかなか道路ができないと、必要性もそうですし、効果のほうもあらわれないということもございしますので、目標の指標として60%ということで、このところもそうですが、東武動物公園の西口、あるいは東口につきましても、60%というような指標をさせていただいたところでございます。

ただ、西口については、先ほど来からのご説明のとおり、今、中央通り線のほうが1件用地が確保できれば、県道から西口までは開通するわけなんですけれども、そうしますと、こちらのほうの進捗力ももう少しパーセントが上がってくるのかなと思います。

それとあわせて、東口につきましては、今後は28年度の事業認可をとって、事業を行っているところなんです、なかなか用地買収が思うようにいかないということと、あと、再三申し上げているとおり、事業費の捻出の中で、国庫補助金のつきが希望どおりにいかないということもございしますので、なかなか厳しい状況かなというふうに考えておりますので、ご理解賜ればというふうに思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君） まちづくり建設課の室田です。

西口の関係につきまして、ご説明いたします。

西口の中央通り線の関係でございますけれども、県道からテツのほうに向かいまして、左側の場所が1カ所買えていないので、その買えていない道路部分の面積が83.96平米でございます。

また、用地買収については誰が行っているのかという中については、それぞれの担当が行ってい

まして、国のほうで、関東地方整備局のほうで、用地関係の職員の研修会というのが結構ありまして、そちらのほうに職員が出ていまして、うちの職員、都市計画課のほうで2人出ていまして、年間7回、8回ある研修をずっと出ていっていただいて、用地買収の仕組みですとか、単価ですとか、そういった交渉なんかも含めて、勉強しに行ってもらっているというのが実態でございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君） 副課長の成田でございます。

お答えいたします。

まず、宮代通り線、道佛土地区画整理周辺整備事業の、成果書の中で43ページですね。宮代通り線と新橋通り線の区域、どこからどこまでかというお話ですが、宮代通り線につきましては、今、整備しております、町道12号線とぶつかる場所ですね、から、道佛の区画整理地内を通りまして、旧県道、旧蓮田杉戸線までの区間を総合計画上は載せております。

新橋通り線につきましては、ポンプ場から宮代工区ということで、古利根川までの間の都市計画道路新橋通り線として、こちらに上げております。

続いて、都市計画道路春日部久喜線の町道12号線、こちらの地盤改良工事の関係でございますが、地盤改良工事は用地が買えたところから実施しておりまして、平成28年度から行っております。

平成28年度410立米乗せております。29年度になりまして、28年度と足して、2,050立米ほど残土を今乗せて、地盤改良のほうを行っております。

現場には黒い土のう袋が設置しておりますが、こちらは1,070袋設置しております。なぜ黒いかと、よく住民さんからもお話とかあったんですが、これは耐光性土のうといいまして、光とか熱

に強いんですね。あの土のうをまた新たに用地が買えたところに再利用する目的で、ああいう黒い土のうを使っております。

ちなみに、あの土のうは土が約1立米入ります。1つ単体ですと、1.836トンぐらいの荷重がかかっております。設置されているところは大体、下に3列、上に2つの2段になっております。だから、高さ的には約2メートルぐらい盛土をしております。

その土のう袋を使っていないところの普通のプレロードというんですか、土を乗せているだけの箇所も地盤改良している箇所もございますが、あちらは、改良幅が広いところは、その土のうを使わなくても上まで高く盛れるということで、そういう工法をしているんですけども、土のう袋を使っているところは、3メートルとか4メートルとか狭い箇所に、改良する部分が狭い箇所に使っております。底辺が3メートルですと、盛土するのにどうしても機械で転圧しなくちゃならないということで、天端で2メートルほどの平場をつくらなきゃいけません。そうしますと、通常のプレロードというやり方、土を盛っているだけのやり方ですと、50センチしか盛土ができない状態になってしまいますので、ああいう土のうを使えば、のり勾配が稼げて、上のほうに盛れるということで、その工法を採用しております。

次に、12号線の用地の購入ということで、29年度は18.45平米、購入しております。これは、2件、地権者2名と契約をさせていただいております。用地取得全体の面積が4,374.08平米ありまして、そのうちの70.78%に当たります3,096.08平米を現在、取得しております。

残りは1,278平米、8軒で16筆ほどになりますが、こちらの内容はわずかな土地しかかからないところも、数軒ございます。そういうのは、工事

と一緒に、工事に入るときに、直前に用地買収をさせていただくと。あとは、先ほども申し上げましたけれども、相続が終わっていない方が3軒ございますので、あと、納税猶予1軒ございます。納税猶予と相続の1軒は、来年度には解決しますので、そちらのほうは来年度に用地買収のほうを進めていきたいと思います。

あと、宅地をお持ちの方もいらっしゃるんですけど、そういう方は、なかなか見た目で今の段階だと、工事が進んでいないように見えますので、形にならないと用地買収に応じていただけないのかなと思ひまして、地盤改良が終わった箇所はどんどん今後は工事のほうを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。唐沢です。

何点か再質問、確認を含めてお願いをしたいと思います。

まず最初なんですけれども、成果表の43ページのほうの後期実行計画の目標とその行程ということで、今、説明を、答弁をいただきました。冒頭申したとおり、やはり時間とお金がかかる道路行政ですけれども、その中で、職員の土地を買収するに当たっての交渉の研修会をやっているというふうなこと、今、答弁いただきました。年に7回ほど、2名の職員が研修しているということなんですけれども、例えば、宮代町の職員、2年ないし3年でポジションがかわる、そういう中で、この研修会に行く人は若い、もちろん若い職員さんが行っていると思うんですけれども、どういう選抜というのかな、選ばれて行っているのか、ひとつお聞かせいただきたいし、できましたら、この研修会の中身をどういうものを学んでくるのか、

ひとつ話せば話してもらいたいというふうに思っているわけでございます。

実は、過去に、こんなこと言っても古い話なんです大変恐縮なんですけれども、中央に東京ブラウスさんて結構有名な会社の用地があったんですね。今、もう建て売りがあそこは20棟ぐらいもう建ちましたけれども、当時、東京ブラウスの本社に若い宮代町の職員が2人行って印鑑をもらいに行った。これは当時のちょっと古い話なんで恐縮なんですけれども、東武の本社の、当時、部長が行きまして、怒ったんですね。宮代町はどうなっているんだって。重要な土地を、大切な土地をもらいに来るのに、若い職員が来たと、これは、しかるべき人が来てもらうんだったらいいけれども、若い職員が2人来て、東京ブラウスの本社へ行って、土地を譲ってくれと言ったという話なんで、宮代町はどうなっているんだっていう、これは古い話なんで、今、そういうことが当てはまるかどうかわかりませんけれども、やはり、用地買収という、しかるべき人が行って交渉するのが最後の決め手になる。別に課長、3役ももちろんいるわけなんですけれども、そのぐらいな意気込みで行かないと、土地の買収というのは前へ進まないというのが、これ、常識なんですけれども、宮代町の場合はこの研修、若い人が研修に行ったんでしょうけれども、それを生かして、交渉しているというふうに私は受け取ったんですけれども、やはりしかるべき人が行って、お願いをして、印鑑をもらう、用地買収を契約するというのが一般常識なのかなというふうに思いますけれども、その考えに対してどうなのかどうか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、用地買収に、これも関連するんですけれども、西口の中央通り線、これ、やっぱり若干残ってますよね。これ、なかなかやっぱり難航

すると思うんですよ。町内の人では地主はないと思いますから。よほどやっぱり本気になっていかないと、せっかくあれだけきれいになりました、ぽつんと肝心なところがあの状態だということは、当分あのままなのかなという感じがするんですけども、やはりああいう中途半端なことはどうなのかなというふうに思ひまして、前の話につながっていくんですけども、やっぱりしかるべき人が行ってお願いをするということがいいのかなというふうに思いますけれども、そういう考えがあるやなしや、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、やはり、成果表の151ページのほうなんで、くだいような質問になっちゃうんですけども、要するに地盤の改良工事なんですけれども、これ、やはり改良工事、随分お金がかかるんですよ。3,200万円ぐらいかかっていますから、これは、どのぐらいな面積にトータルするとなるのか、参考までに3,200万のお金でどのぐらいな平米の改良ができたのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、若干、やっぱり前後しますけれども、先ほどの宮代通り線、大体、宮代通り線はどこからどこまでということは大体理解しましたけれども、延べにしてこれ、延長どのぐらいになるのか、宮代通り線、新橋通り線を含めて、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

現実問題として、宮代通り線なんかは、開通できる見通しがあるのかどうか、やはり難しかったら、どこかで見直しなんかは必要なのかなというふうに思いますけれども、これ、日下部さんの時代、計画した道路なんで、古い話なんで恐縮なんですけれども、現実的に大変厳しいのかなというふうに思いますけれども、こういう見直しはする用意があるのかどうか、いや、何としても完成するために頑張るのかどうか、そこら辺をひとつ、

決意のほどをお聞かせいただきたいというふうに思います。

とりあえず、以上よろしく願いいたします。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君） まちづくり建設課長の横溝でございます。

1問目と2問目、用地買収の関係なんで、あわせてお答えしたいと思います。

まず、用地買収、しかるべき人が行ってどうなのというお話なんです、最初から行けないんですよ、なかなか。無論、実際には、事業の内容を説明したり、あるいは、変な言い方ですけども、相手の方の様子を見なくちゃいけないと思うんですね。先ほどの12号線の話じゃないんですけども、相続の場合があります。そのときに、相続でトラブっている中に、もし行ったら、判こを押してもらえないという状況はあるんで、なかなか時間的なものもあるんですけども、その辺のころ合いを見て、状況を確認しながら、あるいは、知っている人、知人の方からも情報を収集しながら、交渉に伺わせていただいております。それが、一番近道かなというふうに思います。

今、用地買収に応じていただけないという方は、やはり、何らかの、何といいましょうか、問題と言ったらおかしいですけども、課題を持っている方が多いということもありますし、難航していないお宅については、事業説明するとご理解、ご協力が得られるんですけども、難航している土地というのはそういうところがあるので、なかなかその辺のころ合いを見た後は時期を見て、説明に上がらせていただいているというふうに考えております。

ですので、最初から判こくださいというわけにいかないんで、その辺を状況を説明しながら、相手の気持ちを持って、相手の気持ちを酌んで説明

させていただいているところでございます。

また、状況によっては、その間に例えば課長なり副課長なりが説明に上がって、用地交渉をするということも考えられるかなと思います。

ただ、研修のほうなんですけれども、用地の研修なんですけど、年に何回もあります。その研修には、若い職員だけというわけにいかないんです。というのは、若い職員ですと、なかなか内容が把握できないということもあります。また、関係する法令等、例えば町が土地を買う場合には、公営法であったり、あるいは税法上の控除の話があったりするものですから、ある程度ベテランの職員と若い職員とをペアで説明会に参加させていただくと、要するに事務の継続といいましょうか、引き継ぎ等がうまくいくように、行っているところでございます。

また、研修だけでなく、いろんなケースもありますので、その辺だけ新人だけ、若い職員だけではなくて、ベテラン職員も合わせて参加をするということのうちの方は考えておりますし、人間関係なかなか難しいものですから、交渉術というものがあるものですから、通り一遍の研修だけではなくて、宮代町は宮代町の交渉の方法というものがあると思いますので、そちらのほうを後輩に教えると、OJTをしながら教えていくということも大事なかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君） 副課長の成田です。

お答えいたします。

町道12号線の地盤改良工事の件でございますが、地盤改良を施した面積は1,640平方メートルでございます。あと、宮代通り線と新橋通り線のそれぞれの計画上の延長ということですが、宮代通り

線につきましては、町道の12号線のT字路から旧県道までを計画しているということで、約1キロメートルですね。新橋通り線は、山崎の交差点から、もう既に道佛地内まで終わっておりますので、中島の交差点までは終わっておりますが、それを古利根川まで延長しますと、全部で1.2キロになります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君） まちづくり建設課長の横溝です。

都市計画道路の見直しはしないのかいというお話なんですけれども、やはり、県のほうも、宮代町の都市計画道路、いっぱいあります。事業化をするに当たりましては、事業費もかさむということもありますし、また、見直しの方法として、同じ近くに新しい道路ができた場合には、そのもう一本を廃止するということがありますし、ただ、事業費がつかないから、事業費が充当できないからということで、都市計画道路を廃止することとはなかなかできないもので、その辺、ちょっと町のほうも、どの道路を優先するかということで、これもあれも都市計画道路に手を出すというわけにいかないものですから、優先的に現在の12号線と、あとは中央通り線、それと東口、都市計画事業として、そちらのほうに力を入れて、注いでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。

唐沢でございます。

若干、要望的なものになろうかと思うんですけれども、やはり、道路行政はまちづくりの根幹をなしていると。冒頭申したとおり、時間とお金がかかるものだということは私も十分理解をしてい

るわけでございます。

やはり、1年や2年でなかなかできるものではない。長期的な展望を持った道路行政というのは重要なかなというふうに思っております。

貴重な土地をお願いする場合はやはり、先ほど課長が言ったとおり、家庭の事情あり、いろんな問題を含んでいる地主さんの状況もあるので、なかなかやっぱりスムーズにいかないことは、これも理解をしているわけでございます。

やはり、まちづくりの根幹をなしている道路行政ですから、ひとつ根気強く一日も早く目的を達成していただくようになお一層努力をしてもらいたいなというふうに思います。それが、住みよい町の第一歩になるだろうというふうに思っていますので、要望ということで、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君） 150ページです。町道舗装修繕工事、宮東地内、これ、宮東橋からセブンイレブンあたりまでの道路でよろしいのでしょうか。だとしたら、町内走っていて、それほど傷んでいるような感じはしなかったんですけども、町内にはもう少し傷んでいるようなところもあるような気がします。ここを優先した理由は何なんでしょうか。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君） 副課長の成田です。

お答えいたします。

町道の18号線の舗装修繕工事の件でございますが、あの道は昭和57年ごろから用地買収着手して、整備を始めた。宮代町で初めて補助金をいただいて整備した路線だと記憶しております。

そのころ想定していた交通量より、今、はるか

に交通量が多く、杉戸、4号に抜ける道ということになっております。当時の道路の組成というか、道路の構成ですが、舗装が1層舗装なんです。その下に路盤があって、路床というふうにそういう構成でなっておるんですが、傷みが結構、よく見ると亀の甲状になっておりまして、大型の車両とかも頻繁に通るものですから、危険であると判断をさせていただいております。

それで、今回の修繕の内容なんですが、路盤からもうやり直して、路盤、下層路盤と上層路盤、あと、1層だった舗装を2層にしております。それで、大体、計画ですと20年ぐらいもつのかなと。表層ですと、表層はもうそんなにもちませんけれども、道路全体といえ、そのぐらいもつような計画で今、設計のほうを進めております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 技術的なことをもうちょっと聞きたいんですけども、1層の場合は、アスファルトの厚さがどのぐらいで、2層の場合は、何足す何ぐらいになるのでしょうか。それと、アスファルトの下に砂利が敷いてあると思うんですけども、その砂利の厚さも厚くなるのでしょうか。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君） 副課長の成田でございます。

お答えいたします。

舗装の厚さですが、表層は5センチです。これ、前回は5センチですね。その下に基層といって7センチの舗装が、荒っぽい舗装ですけども、7センチの舗装が入りますので、合計12センチの舗装の厚みになります。

それと、路盤のほうは上層路盤が18センチですね、その下が19センチの改良となっております。

ですから、かなり下のほうから、改良しておりますので、そんなにもう傷まないのではないかと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） よくわかりました。

そうしますと、県道は大体そのぐらいの2層と路盤も厚いようになっているんですか。参考までに国道はどのぐらい厚いんだかも教えてください。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君） 副課長の成田でございます。

お答えいたします。

県道に関しましては、やはり、2層が大体基本ですね。国道につきましては、交通量というのが、町道と違ってはるかに交通量が通るということで、舗装が厚いんじゃないくて、舗装もそうなんですけれども、その下の路盤、路床と言って、その下からもっとがっちりした改良を行っております。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） ありがとうございます。

工事現場を見ていて、ちょっと疑問に思ったので、質問いたしました。ありがとうございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。角野委員。

○委員（角野由紀子君） すみません。1点だけお願いします。

成果書の151ページなんですけれども、測量調査等業務委託のうちの都市計画道路春日部久喜線延伸予備設計業務委託というのが入っていますが、これは、延長どれぐらいだったのか、そして、この効果というか、次年度に対する成果というのを伺います。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君） 副課長の成田です。

お答えいたします。

まず、この都市計画道路春日部久喜線延伸予備設計業務委託、こちらは、商工会の前から東条原の渋谷付近、ちょうど日工大の図書館があるあたりでしょうか。その裏側になりますね。1,200メートルの予備設計を行っております。

こちらは、御成街道までずっと、御成街道、さらに今回改良しました春日部久喜線の備中岐橋通り線のほうですね。あっちほうまで計画では、都市計画道路春日部久喜線としてあるんですが、こちらは、まず内容としましては、もう都市計画道路として決定されておりますので、まずその構造物、測量とか、現地に入らないんです。現地はちょっと下調べする程度なんですけれども、測量は入らない設計になっておりまして、現地を確認して、机上でどのぐらいの構造物があつて、これを整備した場合にはどのぐらいのお金がかかるだろうというふうに、そういう業務でございます。

概算事業費、これで算出したんですけども、約18億円かかってしまいます。これを整備すると。そこまで、渋谷までで18億円、これを御成街道まで延ばしますと、全部で56億円ぐらいかなと。建物の配置とかによっても、これは補償費とかはかなり金額的ウエートを占めておりますので、一概に言えませんが、単純に距離で追っていくと、56億円ぐらいはかかってしまうというふうになります。

来年度も、これを引き続き行っていければいいんですが、今、春日部のほうの区画整理の状況が進んでおりまして、同じ都市計画道路として、春日部久喜線の延伸、春日部延伸ということで、今、春日部と協議のほうを進めておりまして、そちらの概略設計も今年、発注しております。

そちらのほうが、着手は多分早くなるんじゃないかというふうに思っておりますので、同時に、こちらと今回この設計したところと、春日部延伸を整備するのは、ちょっと金額的にも負担が大きくなってしまいますので、優先順位的には、まずこの延伸はとりあえずこれでとめておきまして、春日部のほうを優先して都市計画道路春日部久喜線のほうは、今後、計画のほうを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） わかりました。

そうしたら、この委託先というのはどこだったかだけ教えてください。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君） 副課長の成田でございます。

お答えいたします。

さいたま市にあります共和コンサルタント株式会社です。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） ないようですので、以上でまちづくり建設課の質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時48分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。これより教育委員会の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹

介をお願いいたします。

○教育推進課長（渋谷龍弘君） 教育推進課長の渋谷と申します。よろしくお願いいたします。

順次自己紹介を申し上げます。

○教育推進課副課長（高橋正巳君） お世話になります。教育総務担当、副課長、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君） 失礼いたします。学校教育担当副課長、小山でございます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長の飯山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹（青木 豊君） 文化財保護担当の青木と申します。よろしくお願いいたします。

○教育総務担当主査（加藤正久君） 教育総務担当主査、加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹（塚越健一君） 学校教育担当主幹兼指導主事、塚越と申します。よろしくお願いいたします。

○生涯学習担当主査（田中啓之君） 生涯学習担当主査の田中と申します。よろしくお願いいたします。

○スポーツ振興担当主査（河井伸一君） スポーツ振興担当主査の河井と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化財保護担当主査（横内美穂君） 文化財保護担当の主査の横内です。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君） 野原でございます。

2点ほど質問させていただきます。

成果書の173ページ、こちらの図書館管理運営事業の中の図書館の利用状況があるんですけども、こちら、28年度より29年度のほうが、開館日数が2日増えているにもかかわらず、貸し出し人数のほうが随分減っていて、それに伴って全て減っているんですけども、こちらの理由のほうかわかっていれば教えてください。

あと、成果書177ページの総合運動公園管理事業のこちら、各教室等の自主事業実施状況の中で、こちら水泳はかなり増えているんですけども、ほかがやはり随分減ってまして、こちらの状況もどうして減っているのか、わかれば教えてくださいと思います。

それと、こちらの、運動公園については、町内の利用者と町外の利用者の割合と数を教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長の飯山でございます。

ただいまのご質問に対しまして、ご答弁のほうさせていただきますと思います。

まず、成果書の173ページ、図書館管理運営事業における図書館の利用状況の関係でございます。

ご指摘のとおり、開館日数につきましては、前年度と比べると、日数的には2日間増加してございますが、貸し出し者数、貸し出し冊数とも、それぞれ減少のほうしておるところでございます。

貸し出し冊数につきましては、前年度比で約1万1,000件の減となっておりますが、昨年度も同様に近年図書の減少傾向が見られまして、その歯どめがかかっていないというような状況にござ

います。

その要因がどこにあるかにつきましては、その最たるものを見出すことができていないのが現状でございますが、数年にわたって続いている全国的な読書離れの傾向のほか、利用者アンケートのほうを実施してございますが、そちらのほうのいただいたアンケートの中でも、要因と思われるものが、幾つかございました。

その内容につきましては、図書が古い。あるいは、AV資料が古い。あるいは、文庫本がない。あるいは、趣味の本が少ないというようなアンケートのほうをいただいてございまして、そのようなことが減少にかかわってくる要因であるのかなというふうに考えてございます。

こちらの29年度の現状でございますが、貸し出し者数、貸し出し冊数ともそれぞれ減少してございますが、この内容につきましては、こちらのほうには細かくは掲載してございませんが、町内外で見た場合、町内の方につきましては増加しているような状況でございます。むしろ、町外からの利用者の方が減少して、その分、反面、町内の方が増加しているということでございまして、むしろ、宮代町立の図書館ということを考えた場合、町内の利用者の方が増加しているということは、やや、いいような状況にあるのかなというふうに考えてございます。

今後につきましては、その現状につきましては減少しているという状況がございまして、なるべく図書館について多くの方に利用していただきたいという考えがございまして、例えば、図書館だよりというものを月1回発行してございますが、そちらを町の公共施設、具体的に言いますと子育てひろばでございまして、郷土資料館、あるいはぐるる、あるいは六花、あるいは日本工業大学という、町の施設ではございませんが、いろいろ

な施設のほうに配布のほうをさせていただきまして、多くの町民の方々に図書館の情報というものを知っていただくというような取り組みのほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、177ページ、総合運動公園管理事業の各教室の参加人数でございます。ご指摘のとおり、スイミングにつきましては、水泳につきましては、順調に利用者のほうを伸ばしておるような状況でございます。その反面、テニス、あるいは新体操、あるいはフットサルといったようなそれぞれの事業におきましては、減少のほうをしておるというような状況でございます。

昨年度で言いますと、秋に結構長い間、雨にたられるというような状況もございましたことから、テニスとか、そのような屋外で行うものにつきましては、そちらのほうの天候不順の影響というものがあるのかなというふうに考えてございます。

ただ、新体操、フットサルといったものにつきましては、屋内で行っているものでございます。こちらにつきましては、指定管理者のほうで募集のほう、熱心に行っているところでございますが、減少しているという状況がございまして、それぞれ、長年やってきているような種目でございますので、そちらのほうの教室のほうから、今度は自分たちでみずから行うサークル活動とか、そちらのほうにシフトされてきているような状況があるのかなというふうに考えてございます。

それと、町内、町外の状況ということでございますが、総合運動公園の利用の町内外の状況でございますが、こちら、室内プールにつきましては、券売機でチケットを買っていただいて、それで利用していただいているということから、町内外の状況というのは細かくは把握してございません。

そのため、把握できておりますものとしましては、事前に許可申請をしていただいて、お使いいただくというような施設のほうでございます。

状況的に言いますと、それぞれ合計いたしますと、町内のほうが、率にいたしますと、全体で人数ベースでございますが、約74%が町内の方の利用となっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 野原委員。

○委員（野原洋子君） 野原です。

ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

先ほどの図書館のほうは、年々減少傾向というのは、多分全国的に皆さん、読書よりスマホとかにいつてしまっているのかなとも思うんですけれども、せっかくアンケートをとったこの古いとか、AV関係も古いとか、そういうものをいただいているものに対して、その後、何かしら策は打ったのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

あと、こちらのぐるるのほうなんですけれども、フットサルとかあるんですが、バスケットボールのあれは、何というんですか、スリーオンスリーでしたっけ、ゴールだけあればすぐできるという、3人いればという、あのゴールとか、そういうものというのは、こちら、ぐるるのほうにはあるのでしょうか。お願いします。

○委員長（田島正徳君） 生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長、飯山でございます。

まず最初に、図書館のほうでございます。アンケートのほうに書籍が古いとか、AVも古いというようなご意見のほうがございましたことから、指定管理者のほうで予算の限りもございまして、全部が全部解決できるかといいますと、そういう

こともございませんが、せっかくいただいたご意見を真摯に受けとめて、できるだけ新しい図書、あるいは、新しいAV等のほうを購入していくような形で現在運営のほうを進めておるところでございます。

それと、ぐるるにおけるバスケットボールのスリーオンスリーというようなご質問でございます。スリーオンスリーとなりますと、たしか、バスケットゴールが1基あればできるような形態だと思います。特に、ぐるるの場合は、スリーオンスリー専門にというようなことではございませんが、バスケットゴールが全部で4対ぐらいほどございますので、利用者の中には、本格的なバスケットボールだけの利用ではなくて、そういう簡易的にできるようなスリーオンスリーなどの利用のほうがされているかと思われます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 野原委員。

○委員（野原洋子君） ありがとうございます。野原です。

こちら図書館のほうは、努力されているということで、あと、先ほどの町内のほうは増えているということで、これはとてもいいことだと思います。

あと、ぐるるのほうですが、バスケットボールのゴール、今、ありますということでしたが、これは、やはり体育館のほうでないと使えないと思うんですね。そうすると、やはり体育館を利用することになりますので、それなりに手続が必要で、結構こちらが借りられないというご意見を聞いておりますので、ゴールがあれば、外についているゴールというもの、結構あると思うんですけども、そちらのゴールだけでも用意していただけたら、いつでも使えるのというお声があるんです。

なので、町内、ぐるるに限らず、公園などの一角にこういうゴールをつくっていただけたらという意見を伺っておりますので、そちらのほうにご検討いただけたらなと、これは要望ですけれども。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。合川委員。

○委員（合川泰治君） 合川です。

私からも1点、図書館の件でお伺いしたいんですけども、図書館もこの宮代町がここ5年ですと貸し出し冊数が県内で2位だと思うんです。1位が三芳だか、吉見だか、ちょっと忘れてしまったんですけども、吉見、三芳が1位ということで、5年連続2位ということもあって、1位を目指すという考えで取り組むということは来年度予算に向けてという点でどのようにお考えになっているかお伺いさせていただきます。

○委員長（田島正徳君） 生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長の飯山でございます。

図書館の利用の関係でご質問いただきました。確かに、県内における1人当たりの図書の貸し出し冊数でいきますと、宮代町はこここのところ、2位ということになってございます。

1位を目指すお考えはということでございますが、最近の統計で言いますと、平成29年度の統計でございますが、1位が三芳町でこちら人口1人当たりの貸し出し冊数でございますが、11.86となっております。

その一方、宮代町は10.0ということで、1人約2冊弱というような数字でございます。

前年よりは、比率的には若干ではございますが、開いてきているような状況でございます。

1人当たりの貸し出し冊数云々よりも、まずは、先ほどご質問がございましたが、利用者アンケー

トからいただきました新しい図書、新しいAV、
そのような資料のほうの充実を図っていきながら、
図書館の運営のほうをしていくことによりまして、
また、多くの方に図書館の存在のほうを知って
いただくということで、各公共施設とかに図書館だ
よりも置かせていただくような努力をしております
ので、そういった努力を積み重ねることによっ
て、1位になるのはいつとか、そういうことは言
えませんが、なるべく多くの方に図書館を利用し
ていただけるような対応をやらせていただければ
というふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 合川委員。

○委員（合川泰治君） 合川です。

確かに、今、アンケートが出ているというこ
とで、それをまず、こなしていけば、少しずつ冊数
も上がっていくんだろうとは思うんですけども、
やっぱり、2位というか、1位を目指すという目
標を持って設定をしっかりして、町民の方にもこ
ういうことで、あと、皆さんに少しお借りいただ
ければというようなキャンペーンのようなもので
やっぱり1位というものをとることによって、こ
の町に、県内1位の図書館があるよということに
なりますので、前にも2位じゃだめなんですかと
ありましたけれども、やっぱり1位を目指すべき
だというふうに考えますので、その点について、
来年度予算に向けてということで、考えて検討い
ただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原です。

簡単なやつを2つほど聞きたいと思います。

1つは、プールは今年の夏のぐらい使ったの
か。特に、中学校のプールを聞かせてもらいたい

と思う。場所によっては、温泉みたく温かくなっ
ちゃって泳げないという自治体もあったようだし、
宮代町はどうか。

もう一点は、そろそろ、オリンピックの準備で
大変ですよ、日本は。宮代町もオリンピックの対
応をしろといっても、なかなかここで何かの競技
をやるということは無理のようですので、ただ、
ぐるるの運動公園のグラウンド、あれを直して、
やっぱりちょっと相当荒れちゃっていますよね。
今、雨降ったら、ちょっと体育祭なんかできない
んじゃないんですか。昔は、朝っぱら、早く雨が
上がれば、体育祭なんかできましたよね。今、そ
んな状況じゃないと思います。3カ所ぐらい、雨
が降るとちょっと水浸しになるようなところあり
ますよね。ですから、オリンピックをやるような
国なんですから、一つ、スポーツをどんどん奨励
するためにも、グラウンドは今度どうなっていく
のか、もう一回ちゃんと整備していくのかどうか、
それを2点ほど聞かせてもらえればと思います。
よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君） 教育総務担当、
高橋と申します。よろしくお願いします。

まず、1点目のプールの関係でお伺いをいた
しましたが、特に支障なく例年どおりプールのほ
うはご利用いただいたんですが、ただ、水温が上
がったということで、百間小学校において、水を
足したという、水温を下げるために足したという
事例が1回ありました。ほかは通常どおりでした。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長の飯
山でございます。

ぐるるのグラウンドの関係でございます。

体育祭を行うということから考えますと、多目

的広場のことをお話しされているのかなと思うんですが、確かに多目的グラウンドの外周のトラックにつきましては、経年劣化の関係もございまして、たしか去年の体育祭の際には、前日、雨が降った。そのときには結構水たまりが発生して、その水たまりの解消までには丸一日じゃないんですけども、ちょっと時間がかかったというような状況でございます。

また、グラウンドの中、トラックの中の芝生の広場におきましても、結構でこぼこが生じているような状況でございます。そちらのほうにつきましても、修繕ということになりますと、現状的な状況というのは、指定管理者、私どものほうともそれぞれ状況的には把握しておるところでございますが、そちらのほうの修繕となりますと、多額の経費がかかるということもございますので、今すぐというような対応はちょっと難しいのかなとは考えてございますが、いずれにしましても、あちらのほう、多目的広場のほうの利用をもっと拡大していきたいというような考えもございまして、そちら、何らかの対応を考えさせていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原です。

プールの問題、1つ、何か、ほとんど、利用していたようにですけども、何かある中学校のプールは青カビが生えていると、青カビが生えていては、プール入って泳げるような状況じゃないよなと言われました。それです。青カビは人間が入っても構わないかな、毒じゃないのかな。あんまり、青カビが生えているところ、プールを使うというのはあんまり聞かないですよ。何か、前中は青カビが生えていたそうですよ。それが1点。

グラウンドについては、修理をするというのは、

私が言っているのは、目的がある。来年オリンピックやるでしょう。オリンピック、そういうような時期に、あそこ、結構いろいろな競技で使っているんですよ。日常も。陸上なんかも、教えている人がいまして、ちゃんと使っています。そういうやっぱりオリンピックがあるような年までには、ちゃんとしたグラウンドにしてもらいたいんですよ。そうでないと、宮代からオリンピック選手はなかなか生まれないですよ。

それを、私は期待しているわけですよ。オリンピック出られるまでいかににしても、そういう意識を植えて、持ってもらいたいという、こう思っているわけです。

何のためのオリンピックやるのか。ただ、東京でやるからいいんだとか、埼玉じゃ熊谷のほうでラグビーだか何かをやるとかありますけれども、宮代では先ほど申し上げましたように、何か競技をやるといってもできない。

ただ、アーチェリーは1回オリンピックじゃないけれども、あれだけの大会をやりましたよね。その中でオリンピック選手なんかが生まれてくるわけですから、やっぱり競技がちゃんとできるような施設をちゃんとつくるべきだと思いますよね。大変金がかかるというけれども、あのグラウンドをつくったときはちゃんとしたグラウンドだったんですよ。それも、宮代町はちょっと、オリンピックがあるにしても、そういう意識がちょっと足りないのかなと私は思うんですよ。ぜひ、オリンピックがあるんですから、それは忘れずに、ちゃんと選手が育つようなそういう施設はやっぱり必要だと思いますので、もう一回それを聞かせてもらいたいと思うんです。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君） 教育総務担当、

高橋です。

先ほどのプールの関係で、お答え申し上げます。

プールの利用に関しましては、プール利用前に使用前に教職員と児童・生徒の皆様で掃除をいただいて、その後、利用という流れになっておるところなんです、特に、ごめんなさい。報告を教育委員会として受けていませんので、後ほど再度確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長の飯山でございます。

ぐるるのグラウンドの関係でございます。先ほどご答弁させていただきましたように、修理をするとなりますと、多額の経費がかかることから、2020年までにというふうなお話いただきましたが、そちらのほうについては、ちょっと困難な状況にあるかと思います。

ただ、設備的には、老朽化しているということもございしますが、設備以外の面におきましては、指定管理者のほうにおきまして、多種にわたる事業のほうを行っておりまして、そちらのほうから、オリンピックというお話もございしますが、優秀な成績を残していただけるような人材が輩出できればというふうな考えもございしますので、その辺、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課長。

○教育推進課長（渋谷龍弘君） 補足でございますけれども、ぐるるにつきましては、既に20年以上経過しておりまして、グラウンド以外にも、ソフトボール場ですとか、野球場ですとか、いろんな修繕の要望も受けておりますので、31年度以降、予算の範囲の中で、計画的に修繕をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 2点目、よくわかりました。

一つ、優秀な選手を育てるためにも、ちゃんとしてもらいたいと思います。

あと、青カビの問題、言われたんですよ。教育委員会には言いづらいわね。私たちは言われたんですよ。議員は何やってんだって。青カビが湧いてんだって。生えてたよって。

これ、事実なんですから、正直に言われたんですから、どうなの、それ、本当にそれで、生徒、プール泳げと言ったって、泳げないよ、今の生徒は。青カビが生えているプールに。

魚でも飼うんでしようと、私は言っておきましたけれども、釣り堀やるんじゃないのと言っておきましたけれども、その人は納得してなかったですよ。ちょっと、甘いんじゃない、教育委員会。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課長。

○教育推進課長（渋谷龍弘君） 教育推進課長の渋谷でございます。

今、ご指摘いただいた件につきましては、早急に確認させていただきまして、もし事実であれば、きちんとした対応をとってまいりたいと考えておりますし、今後も、教育委員会と学校の現場のそういった情報交換というのをきっちりしていきながら、対策を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 唐沢です。

何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点でございますけれども、成果書157ページ、教育推進課ということで、本年度の成果、特に、各教育、総務、学校、教育、それから、生涯学習、町立図書館、それぞれ成果を上げている

わけでございますけれども、この中で、まず最初にお聞きしたいのは、学校運営についてちょっとお聞きしたいんですけれども、学校運営においては、学校の自己評価、関係者評価、保護者アンケートを公開することにより、学校課題を学校だけではなく、保護者、地域とともに共有し、新たな目標に地域ぐるみで取り組むという地域、家庭、学校が一体となって取り組みを進めましたということで、ここで成果を上げているわけでございますけれども、これの中身を具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

また、あわせて、今、学校評議員会というものがあるわけでございますけれども、これの充実も図ったということなんですけれども、学校評議員会の中身を少しお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、決算書と直接関係があるかどうか、ちょっと私、勉強不足でわからないんですけれども、『宮代町の教育』、これ、毎年出ていますよね。実は、これ、毎年とっておいてあって、読ませてもらっているんですけれども、実のこの中身が余り毎回、同じような内容で、これ、見ればわかるんですけれども、2017年と2018年の中身がほとんど変わってないんですよね。

この『宮代町の教育』はどこでどのような方が作成をしているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、「憧れを未来につなぎ、生きる力をはぐくむ宮代教育」という大きなテーマを持って、学校教育に取り組んでいるわけでございますけれども、この中で宮代町教育振興基本計画、これが、平成28年から平成32年にかけて計画があるんですけれども、これの進捗状況と申しますか、ちょうど今年は折り返しになるんですけれども、これの評価はどうなっているのか、お聞かせいただきたい

と思います。

それから、宮代町教育委員会の事務に関する点検評価報告書というのをいただきました。この中身もざっと見させていただきましたけれども、特にこの中では3人の学識経験者が中心になってこれをまとめたという話なんですけれども、名前はあえて言いませんけれども、お3方がいるんですけれども、このお3方のほかに、どのような方が携わってこれをつくったのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。これだけの資料ですから、大変な時間もかかっているんでしょうけれども、ちなみに、年何回、何時間ぐらいかけてこれをまとめたのか、ひとつ参考までにお聞かせをいただきたいと思います。

それから、成果書の161ページですけれども、こども110番の家の設置です。これができて何年になるか、私、ちょっと勉強不足でわからないんですけれども、現在、120軒ほどがこれに協力しているわけなんですけれども、例えば、この何年かで増減がどのぐらいあったのか、また、これが余りあってはいけないんでしょうけれども、こういうことがあって、110番で救われたとか、あってよかったなという事例があったのかどうか、ひとつ参考までにお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず以上なんですけれども、よろしくお願ひいたします。

ちなみに、『宮代町の教育』、それから基本計画等々のこの決算はどこでどのような形でなされているのか、これもひとつ参考までにお聞かせをいただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君） 教育総務担当、高橋です。お世話になります。

『宮代町の教育』につきまして、ご質問で例年

同じようなレイアウトで作成をさせていただいております。基本的には学校の、すみません、手元にあるんですけれども、各学校の情報であるとか、資料館の情報であるとか、各所属に確認をして、教育委員会の事務局のほうで作成しております。

中身については、特に、例年どおり変化がないというお話をいただいておりますが、いわゆるハンドブック的なご利用をいただければと思ひまして、各、かなりボリュームがある中で網羅したもので、そういった取り扱いで作成をさせていただいております。

続きまして、宮代町教育振興基本計画の関係でのお尋ねでございます。こちらにつきましては、28年度から32年度まででございます、先ほど委員のご質問にもありましたように、お話にもありましたように、「憧れを未来につなぎ、生きる力をはぐくむ宮代教育」ということで、目標と、あと方針2つと、あと基本目標という形で構成立てをされているわけでございます。

これについての評価につきましては、先ほど外部評価の3名の委員さんのほうの評価をいただいております、委員の評価については、3名、この先ほどお話いただいた3名のみでの評価をしていただいております。

その評価の達成基準につきましては、点検評価報告書の一番後ろのほうに例年、年度ごとの評価の達成割合を記載させていただいておりますので、そのところでご確認をいただければと思っております。

また、この先ほど申し上げました3名の評価委員の皆様につきましては、PTAでしたらPTAのほうからご推薦をいただいたり、生涯学習部門につきましては、宮代町体育協会のほうからご推薦いただいております、この方々が2回会議をしていただいております。事前に資料のほうを配

付させていただきまして、意見シートとかいただいた中で短い時間の中で効率よく評価をいただいて、会議のほうを開催させていただいたところでございます。

なお、この点検評価報告書、宮代町教育振興基本計画、『宮代町の教育』の各冊子的なものになるんですが、こちらの決算といいますか、ホームページのほうで上げさせていただいております、住民の皆様がホームページからアクセスすることによって、ごらんいただけるような形をとらせていただいております。

こちら、定例の教育委員会の中でのご報告をさせていただいておりますので、定例教育委員会のほうからも入れるような、見に行っていたけるようなシステムをとっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

私のほうからは、自己評価、関係者評価、保護者評価、そして、学校評議員会、そして、こども110番ということにつきましてお答えをさせていただきます。

初めに、自己評価、関係者評価、保護者評価、これにつきましては、お話しいたきましたとおり、家庭、地域と連携した学校教育の質の向上、さらには、地域と一体化した学校教育の推進ということで、取り組んでおるところでございます。

各学校ごとに、経営方針、あるいは学力向上、子供たちの豊かな心の育成等につきまして、それぞれ学校ごとに評価項目を作成しております。この項目に従いまして、教職員の自己評価、それから、児童・生徒向けの子供による自己評価、そし

て、評議員の皆様初めとした関係者評価、それから、保護者の評価をいただきまして、それぞれ分析をした上で、各学校の取り組みの改善のデータとして活用している。

また、学年集会、保護者集会、あるいはホームページ等でその情報を保護者の皆様、関係者の皆様にフィードバックさせていただいて、地域と一体となった教育を進めているという状況でございます。

次に、学校評議員会でございますけれども、こちら、各学校5名の方々に評議員として委嘱をさせていただいておりますが、校長の学校経営の方針につきまして、あるいは、内容につきまして、この委員の皆様には諮問をして、ご意見等をいただいております。

この委員会の中では校長がその開催時の学校の状況、教育状況ですとか、あるいは学校行事の、今現在進めている状況ですとか、それから、教室の授業の様子などをごらんになっていただいて、そこで、校長の諮問に基づいた評議員の皆様方からのご意見をいただいて、それを改善に生かしていくということで、特に、近年ですと、開かれた学校ということで、よりその学校の情報をホームページ等も活用しながらできるだけ評議員の皆様にお伝えをわかりやすく、スピーディーにお伝えするというので、会の充実に貢献しているのではないかと考えております。

そして、110番の家についてでございますけれども、平成29年度が119軒ということで、全体としては、昨年度から1軒増という状況です。

こちらは、数軒増えている状況も実はあるんですけれども、調査をしたところ、実際の住所がもう既に不明になってしまっているという、ちょっと、今、ご家庭もございましたので、トータルでは1軒増という、そういった状況です。

このこども110番の家に駆け込むことによって、子供たちが危機を逃れたというようなそういった報告は、29年度はございませんでした。

ただ、昨今、急な天候の変化ですとか、あるいは不審者等の情報があつたときに、何かあつたときに、このこども110番の家を避難所として、気をつけて登下校するんだよといった指導にこの子供たちの安全を守るための心の支えといいますか、そういった施設として、重要性を再認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君） 教育総務、高橋です。お世話になります。

決算につきましては、教育長のほうの決裁を得て、公開しております。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 再度ちょっと、確認も含めて質問したいんですけれども、宮代町教育振興基本計画、これ、先ほど言ったとおり、平成28年から平成32年度、5カ年計画、もちろん、これにつきましては、宮代町の第4次総合計画と合わせての計画の中身なんですけれども、この折り返し地点に現在なっていますので、この振興計画が現在どのような形で総括をされているのか、いやまだしていないのかわかりませんが、例えば、国の教育基本計画というのは、平成20年から29年度、国の基本計画はあつたと思います。県のほうの教育振興基本計画というのが、平成26年から30年度あつたと思うんですけれども、それに一応引き継いでこの宮代町教育振興基本計画というのは、私は立ち上げたのかなというふうに理解していますけれども、それと、これに関連しまして、この計画をつくる上で、国ないし県からの指導なり、何かあつたのかどうかも含めて、一つ再

質問をさせていただきたいと思います。

それから、学校評議員会の充実を図るということで質問をさせていただきました。答弁は、一応各小・中学校5名で一応構成されているということなんですけれども、この評議員の任期はどうなっているのか、各学校5名ということですから、いろいろいろいろな分野の人から募って評議員になってもらっているんでしょうけれども、任期はあるのかどうか、できましたら、男女、年齢も含めて、ひとつお聞かせ願えればありがたいなというふうに思っています。

とりあえずひとつよろしく願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君） 教育総務担当、高橋です。よろしくお願いします。

平成27年度4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、新しい教育委員会制度がスタートしたところでございます。

そのタイミングが合いまして、町の教育に関する方向性と目標を明らかにするために、教育振興基本計画をつくりまして、お示しをさせていただいているところでございます。

中間地点ということで、見直しの点はというご質問になると思うんですが、特に、自己評価といえますか、先ほど申し上げましたとおり、評価委員の方に、例年、毎年評価をいただいておりますので、その中で改善すべき点は改善する。項目立ては変えるところは変えるということで、そういったところで各年見直ししながら、進めさせていただいておりますので、最終的な見直しにつきましては、この32年度に宮代町教育振興基本計画は終わりますので、その時点でもう一度再構成をするとか、そういった形になるかと思っております。

例年どおり、評価につきましては、自己評価及び外部評価委員の方の評価を得て、改善すべき点

は改善すべきということで進めておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

学校評議員につきまして、お答えさせていただきます。

評議員の皆様につきましては、年度当初に各学校校長から推薦をいただいた5名の委員さんについて、教育委員会のほうでそれを委嘱するという形をとらせていただいております。1年任期、毎年、1年任期で委嘱をさせていただいております。

男女比につきましては、各学校で男女それぞれの方が例えば区長さんですとか、PTA会長さん、元会長さんですとか、それぞれ地域でご活躍の方が男女それぞれ入っているのではないかと思います。すみません、今、手元に、その男女比別の資料がございませんで、お答えできないんですが、申しわけございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。唐沢でございます。

確認を含めて、くどういようですけれども、もう一回ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

例えば、宮代町の教育委員会の事務に関する点検評価報告書、ページで言うと42ページにわたって中身の濃い報告書が出されているんですけれども、先ほどの答弁によると、この3名の学識経験者が集って、時間的には何か、2回ぐらい開催で、まとめたという話なんですけれども、例えば、この中のずっと流れを見ると、4項目に採点され

ている中身になっていると思いますよね。前進、達成、未達成、未実施ということで、4つのランクに分かれて、二重丸、丸、三角、バツということで、なっているんですけども、ほとんど丸なんですよね。達成しているということなんです。私はこれ、中身見ると、未達成だって随分あるのかなと、問題点も若干あるのかなという感じがするんですけども、2回の開催でこの41ページのこの評価をまとめるというのは、大変なことだろうと、この3名の方には、随分骨折してもらったのかなというふうに思いますけれども、もう一回ちょっと確認をさせてもらいたいですけれども、実際、この3人がチェックをして、50項目ぐらいもありますか、これをチェック、よく2回でできたなというふうな感じがするんですけども、ちょっとくどいようですけれども、これ、今後につながりますので、教育というのは大変重要なポジションですし、将来の宮代町の子供を育てる、学ばせる、そういう重要なポジションの中で、こういうことでよく点検評価報告書ができ上がったなというふうな感じがするんですけども、くどいようなんですけれども、子供を思う気持ちで再質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君） 教育総務担当、高橋です。お答え申し上げます。

すみません。こちらのほうの説明がちょっと足りなかったら申しわけないんですけども、先ほど委員のほうからお話いただいた評価のこの丸とか二重丸というのは、自己評価の評価をさせていただきまして、これが二重丸とか、丸とかいう表示になっております。

それで、自己評価をさせていただいて、その取り組み状況について書いたものに対して評価、点

検評価委員さんのほうからご意見をいただいております。それにつきましては、1度大まかなものを説明させていただいて、その後、できた資料に基づいて、評価、点検評価をペーパーでいただいて、それを実際の点検評価報告書のほうに載せさせていただいて、それでご確認いただくということで、お話とか説明とかさせていただいているんですけども、ただ、先ほど委員のほうからお話しいただいている項目数がかなりありますので、それについては、郵便とか、今なので、メール等のやりとりでさせていただいておりますので、そういうところなるべく時間短縮であるとか、おうちでかなりゆっくり見ていただくような形を進めておりますので、ボリュームの割には2回というのは、決算が終わって、議会のほうにご報告させていただく期間の中が二月しかありませんので、それで、委員の皆様もかなりお忙しい方なので、そういった形で中身の濃い会議にしようということで、事前の資料提供であったり、いろんな意見をいただくような形で、効率よく進めているということで、ご理解賜ればと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 唐沢です。ありがとうございました。

確かに教育行政、大変なポジションで頑張っていることは重々理解をしているんですけども、やはり、宮代町教育環境整備、課題もたくさんあると思います。老朽化した校舎、宮代町はエアコンが入ってよかったね。そういうことも含めて、長岡の米百俵の話ではないんですけども、やはり、教育行政には町も力を注いでもらいたい。お金をもっと投入してもらいたいなという、我々もそれは責任の一端がございますけれども、大いに教育行政の推進に議会もバックアップしていきたい

いなというふうに思いますので、今後ともひとつ頑張ってもらいたいということを言って終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑は。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

前段の委員とダブらないように質問させていただきます。

まず、147、148ページの教育総務費の中の教育委員会活動事業ということで、まず1点目は、定例の教育委員会を12回開催しています。月1回です。開かれた会議を目的としてということで、夜間の開催、6回しておりますが、これによる傍聴者とか、増えた、増えないというのはあると思うんですけども、その辺の変化はどういうふうになっていますでしょうか。お尋ねいたします。

それから、教育委員会では、教職員との情報交換会、それから、保護者との意見交換会をやっていますけれども、それぞれどういった意見だとか、要望とか、教育委員会に寄せられたのか、その内容についてもお尋ねしたいと思います。

続きまして、不登校対策事業、これにつきましては、成果書の162ページに出ておりますけれども、成果書では児童・生徒24名という、大きくりにしておりますけれども、各小学校、中学校、割合は出ておりますけれども、中学校のほうが圧倒的なんですけども、どういった状況なのか、まずお尋ねしたいと思います。

それから、あわせて、長期欠席者もいると思うんですけども、その辺、小学校、中学校、どのようになっていますでしょうか。その点、お尋ねしたいと思います。

それから、151ページ、152ページの町民みんな

が先生推進事業ということで、これも成果書にも載っておりますけれども、部活動において13名の地域の方が指導を行ったということで、これは事務局費ですから、小・中学校合わせて13名なんですか。そうすると、どういうふうな配置になっているのか、その点お尋ねしたいと思います。

続きまして、153、154ページの教育振興費の英語指導助手活用推進事業ということで、これは、文部科学省から研究指定を受けということで、英語カリキュラムの作成、あるいは、小学校における英語教科化に向けてというようなことで、説明もあったんですけども、まず、この英語指導の先生は、各中学校3人だと思うんですけども、この小学校における指定研究を受けてということで、また、小学校に対しても、計画的に派遣されていると思うんですけども、その点でちょっと、これまでの負担と英語指導助手という、負担がかかっていると思うんですけども、その辺はどういったふうにやりくりされているのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、これはどこで聞けばいいのか、通学路の危険箇所の改善ということでお聞きしたいんですけども、それぞれあると思うんですね。これまでも、新年度予算のときにも、どういった危険箇所の場所、それから、それをちゃんと把握しているかということで、把握状況ということで、それもお聞きしているんですが、これの改善されたところ、どういったところがあるのか、それはこの工事請負費になるのかどうか、ちょっとわからないので、その点お尋ねしたいと思います。

それから、災害があって通学路沿いの危険なブロック塀の改善も今、迫られているんです。これは、宮代では町民生活課でも言うておりましたけれども、学校の通学路としての危険なブロック塀、何カ所ぐらいあるのか、また、その対応について、

これは平成29年には関係しませんが、やはり新年度に向けての決算でございますので、その点、どういった状況になっているのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

それから、それと、関係するかわかりませんが、158ページの小学校施設管理事業に当たっているのか、やはり、突発的な故障とか破損が増えていくということで、原状回復のための修繕、あるいは設備などの修繕を実施したということなんですけれども、具体的に何を修繕されたのか、この点についてもお示し願いたいと思います。

それから、今年は異常なほど暑い日が続いて、幸い、宮代の小・中学校にエアコンが設置されて、本当に保護者、先生方から、よかったという声、聞いているんですけれども、小学校で言えば2年生から6年生、普通教室、それから音楽室、保健室というふうになっているんですけれども、特別教室はどのようになっているのか、一般質問でも前段の委員、されておりましたけれども、やっぱりこれに対しての対応も考えていかないとはいえないと思うんですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、それは161、162ページの上のほうに小学校校舎等工事請負費でエアコンの関係が載っておりますけれども、あわせて今後の特別教室についてもお尋ねいたします。

それから、同じく161、162ページの小学校要準特別支援教育就学援助事業ということで、扶助費、出ておりますけれども、これについても、それぞれ、小学校、中学校の状況についてお尋ねしたいと思います。

特に、私は昨年、やはり、新年度に向けてということで、新小学1年生、新中学1年生の入学準備金ということで、これは事前支給されるようになりました。大変喜んでいると思うし、これは前

進だと思いますが、この関係での要保護、準要保護別にどういうふうになっているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、中学校もエアコンの関係では特別教室、普通教室は入りましたが、特別教室、小・中、どのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、公民館管理運営事業で、171、172ページなんですけれども、これで、成果書にも載っておりますが、和戸公民館の第2駐車場の整備工事ができました。あわせて、やはり、百間公民館がその点、一番駐車場が狭くなっております。車なんか、ほとんど、何台、手で数えるほどしか入りません。

この対応についても、考えていただきたいと思うんですが、どのように対策を講じられるのか、今後のことなんですけれども、あわせてお尋ねしたいと思います。

それから、173、174ページの埋蔵文化財発掘調査事業、平成29年度は姫宮神社と道仏遺跡ですね、発掘されて、貴重な遺跡が発掘されたと思うんですけれども、これはこれで随分、成果が、成果書でも書かれております。出ていると思うんですが、ここで私が心配なのは、資料館、一度、委員会で視察に行ったときに、かなり、この発掘された遺跡の置き場所、かなり手狭になっていると思うんですけれども、これはまだまだ整理もしているかと思うんですけれども、大丈夫なのかどうか、その点、お聞きをしたいと思います。

それから、最後になります。179、180ページの保健体育費の中の負担金、補助及び交付金、一番上ですね。これは日独同時交流事業に対して、新たに助成金を交付したということなんですけれども、これはどのような助成金を交付するようになったのか、その内容についてもお尋ねしたいと思います。

います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） それでは休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時09分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君） 教育総務担当、高橋です。よろしくお願いします。

まず、1点目の決算書147、148ページの中の教育委員会活動事業の関係でお答えを申し上げます。

年2回定例教育委員会のほう開かせていただきまして、1週間前のホームページであるとか、1週間前に掲示板に告示をさせていただいているところでございます。

結果的に傍聴の方の数というのは増えておりません。なるべく開かれた教育委員会ということで、学校で開催をしたり、開催時間を遅らせたりしておりますが、傍聴者の方の増にはつながっておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

2点目でございます。教育委員さんと教職員との情報交換会及び教育委員さんとの保護者との交換会の内容でございます。

教育委員と教職員の情報交換会の中では、なるべく若い先生を対象に開かせていただいております。平成29年度におきましては、須賀小学校の先生、須賀中学校の先生合わせて5名の先生のほうと懇談をさせていただいております。内容につきましては、宮代町の印象であるとか、宮代町の子供たち、また学校活動につきまして、意見交換をさせていただいているところでございます。

また、教育委員と保護者との交換会につきましては、こちらのほうからエアコン設置、昨年度ですのでエアコンの設置状況、12月に開催させていただいたので、上半期の執行状況等説明をさせていただいた後に意見交換ということで、各小・中学校のPTAの皆様との意見交換をさせていただいております。

内容は、意見ですので、情報交換ということでございますので、お子様の学校での生活の様子であるとか、具体的には給食の関係であるとか、学力向上について気になるとか、あとは英語拠点授業についてのそのお話であるとか、もちろん適正配置の関係につきましても意見をお伺いしたところでございます。

続きまして、158ページ、下のほうから始まる小学校施設管理事業の関係でご説明を申し上げます。

突発的な修繕工事に関しましては、中学校についても言えることなのですが、主に水回り、浄化槽のほうの部分的な部品の交換であるとか、おトイレのほうの壁のタイルの修繕であるとか、そういった水回りに関することが多いように思います。

あとは、突発的なもので言えば、笠原小学校の体育館脇の入り口のところで、車両の接触事故があったということで、こちらのほうはカーブミラーを設置したということもありました。

続きまして、特別教室に対するエアコンの設置ということでございます。

平成29年度におきましては、普通教室、音楽室、保健室のほうにエアコン、小・中学校合わせて設置をさせていただいたところでございます。

先日、8月の新聞報道にもございましたが、政府のほうでは、秋の臨時国会への平成30年度補正予算案を提出すること——エアコン設置に関しという想定、方針を固めたということがあります。

そういった状況も確認をしながら、当然、町の財政状況も勘案しながら、使用時間の長い普通教室を優先的に整備させていただいているところですが、今後、特別教室に関しまして、設置に関しまして、国の補正予算の動向であるとか、利用状況等勘案しながら、また検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

私からは、6点申し上げさせていただきます。

まず、1点目が不登校関係でございますが、平成29年度の小学校における不登校ですが3名。そして中学校が21名という状況でございます。小学校ですと2校において2人と1人、それから中学校ですと3校それぞれで5名、8名、8名という状況でございました。

また、長期欠席の生徒につきまして、これは病気ですとか、それぞれご家庭のいろんな事情ですとか、そういったことも含めまして、小学校で11名、そして中学校で26名という人数でございます。

続きまして、2点目です。

町民みんなが先生制度についてでございますが、こちらは中学校を対象にして、部活動の指導者ということで依頼をさせていただきました。須賀中学校が4名、百間中学校が6名、前原中学校が3名で合計13名の指導者の方々に子供たちの部活動の指導ということで、お力添えをいただいております。

続いて、3点目の英語指導助手についてなんですけれども、各中学校に3名、そして小学校に1名外国のALTの方を配置して、英語学習の充実

あるいは国際理解教育の推進を図っているところですが、こちらにつきましては英語指導助手活用推進事業におきまして、合計4名の英語指導助手を配置しております。

ですので、文科指定の英語教育強化拠点事業の中では、各学校での研修会等での指導者等で講師謝金等を活用させていただきましたが、ALT等英語指導助手等につきましては、英語指導助手活用推進事業のほうで配置をさせていただいております。

続いて、4点目、通学路の危険箇所についてでございます。

こちらは、杉戸警察のご協力を得て、また町内の道路担当、生活安全担当、それから学校教育担当の指導主事が各学校から上がってきた要望等をもとに、現地を確認して、対応しておるところです。

本年度は、須賀小から4件、百間小学校から1件、東小から1件ということで、6件対応させていただいております。

続いて、ブロック塀についてでございます。

こちらは、高さ2.2メートルを超えるブロック塀、それから傾きの大きいブロック塀という2つの項目を調査対象としまして、各学校の通学路について、各学校の教員、それから中学校においては生徒のアンケート、それから地域の方のお声を参考に調査を行いました。該当箇所は、須賀小学区で2件、百間小学区で2件、そして前原中校学区で3件の該当7件という結果でございました。

そして、6点目でございますが、就学援助費等についてでございますけれども、平成29年度の小学生の支給対象人数ですけれども、まず、一般的な就学援助の支給者が小学生が136名、そして事前の支給が35名おりました。この35名のうち、小学校1年生を対象とした支給が18名、そして、小

学校6年生を対象とした支給が17名ということで、合計しますと171名という人数でございます。中学校においては120名のご家庭に、就学援助ということで支給をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長の飯山でございます。

3点ほどご質問いただきましたので、順次、ご答弁させていただこうと思います。

まず、百間公民館の駐車場整備というご質問でございますが、百間公民館、ご存じのとおり市街地内にございまして、また新たな用地を確保となりますと、財政的にも難しい状況でございます。

現在は、ご利用される方にご理解いただきまして、乗り合いでございますとか、極力自動車の使用というのを遠慮いただいて、ご利用いただいているような状況でございます。

新たな駐車場の確保となりますと、先ほどもお話ししましたとおり、用地の確保とか、大変厳しいような状況もございますので、引き続き利用者の方にはちょっと不便をおかけするかもしれませんが、ご理解いただき、現状のような状況でご利用していただければというふうに考えてございます。

2点目の埋蔵文化財、昨年度発掘しました姫宮神社遺跡、それと道仏遺跡、それぞれの場所から発掘された遺物の収納の関係でございます。現在は、それぞれの発掘されました遺物につきましては、資料館内で調査のほう実行しておりますというような状況でございます。

今後につきましては、そちらのほうの最終的な調査の報告書というものを今後発行していくことになりますので、それまでの間はすぐに使えるような場所に確保しておかなければいけないという

ことから、館内において保管のほうしておるような状況でございます。

また、今まで発掘されました遺物につきましても、資料館内にある収納庫のほうにおいて、収納ができているような状況でございます。

ただ、今後また新たな発掘調査等が入ってきましての場合につきましては、将来的には館内の収納庫においては保管がし切れないような状況も予想されます。そういったことから、今後、収蔵庫の確保が新たな課題として考えているような状況でございます。

3点目、決算書の179、180ページのスポーツ、レクリエーション振興助成金におけます補助金といたしまして、スポーツ少年団日独同時交流事業の助成金、こちら決算額が30万円でございます。

こちらの内容につきましては、宮代町のスポーツ少年団が昨年度結成40周年を迎える時期でございました。そういったことから、ドイツのスポーツ少年団の団員との交流会を行うということで、昨年につきましては、ドイツのほうからスポーツ少年団団員、団員といいましても高校生ぐらいの結構大きな少年少女でございましたが、その子たちを宮代町のほうに招待いたしまして、そこでの歓迎会、あるいは社会科見学ということで、県外のほうに見学に行ったというような同時交流のほう行っておりまして、そのための費用といたしまして30万円ほど補助金として交付したところでございます。

こちら、同時交流につきましては、昨年度40周年でございましたが、10年前におきましては、やはり同じようにスポーツ少年団が30周年記念ということで、その際にも同じような同時交流のほう行っておりまして、そちらのほうに準じた形で、昨年度は補助金のほう交付した状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

答弁ありがとうございます。

それでは、確認をしながら、何点かご質問させていただきます。

まず、147、148ページの関係で、教育委員会活動事業の開かれた会議ということで、教育委員会が夜間も開かれましたが、傍聴者については増減につながっていないということで、もともとこの発想はやはり開かれた会議をということで、そういうふうにされたと思うんですけれども、この夜間というのは初めてでしたか、その点確認をさせていただきますと思います。

それから、教職員とそれから保護者とのそれぞれ情報交換、意見交換ということでわかりましたが、保護者との意見交換で、給食とか学力の関係とかとおっしゃってございましたけれども、適正配置ではどういうことを、これは意識的に聞いたのか、それとも保護者との意見交換でたまたま出てきたのか、その点もう少し詳しい内容についてお尋ねしたいと思います。

それから、不登校対策事業なんですけど、不登校については、パーセントでは去年が小学校のほうは、昨年、平成28年が0.41で、これはちょっと特別ぐんと上がった年なんで何とも言えないんですけれども、例年と横ばいかなというふうに思うんですけれども。

いずれにしても、小学校では3名、中学生では21名ということで、中学がちょっとまた増えているんですけれども、私は県の平均を下回ったとかそういうことは、それはそれで参考として何うんですけれども、やっぱり実際あるわけですよね。これをボランティア相談員だとか、それから、教育委員会事務局に教育相談員を配置したりしているんですけれども、なかなかさっき言ったように

横ばい、あるいは中学では若干増えてきているというこの辺についての対応は、努力はなさっているとは思いますが、どうなのでしょう。

特に、児童・生徒の長期欠席者というのが、これも増えていますね。小学校が11名、中学校が26名ということで。これも増えているんですけれども、やはりその辺での努力はなさっているんですけれども、なぜ増えているのか。

それと、宮代では痛ましい事故は起きていないんですけれども、全国的には夏休みをくぐると、急に、また2学期になっていく前に自殺者も出てきているという話も聞くんですけれども、これは他人ごとではないと思うんですけれども。そういったことのないように努力はなさっているとは思いますが、その辺で新たに県費で助成相談員も配置したということなんですけれども、どういうふうな努力をされているのかどうか。数値ではちょっとあらかたわからないのかもしれないけれども、ちょっと増えているのかなという感じもしますので、その点再度お尋ねしたいと思います。

町民みんなが先生推進事業、同じページですけれども、須賀中が4名、百間中が6名、前中は3名ということで、これは特にクラブ活動でのやはり指導を行っていただいていると思うんですけれども、これは週にするとどれぐらいなのでしょう。指導に来てくださる頻度というのか。これも多分、指導員が仕事を持っての中でやっているんだと思うんですけれども、大変なのかなというふうに思いますけれども、その点。

それから、成果です。議員の休憩室の前にスポーツ関係の、「あ、こんなにいっぱいいるんだな」というふうに改めてああいうふうに表示されるとすごいんだなと思っているんですけれども、やっぱりこういった成果も上がっているんだと思うんですけれども、そういった点でのやはり指導

員が入ると入らないの違いは、極端に違うのかどうか。

あと指導員が好きて、無論すごくそういったことで好きでやっているものもあると思うんですけども、その辺、指導員と生徒との関係でどうなのかということでお尋ねしたいと思います。

それから、153、154ページの英語指導助手活用推進事業なんですけれども、これはわかりました。私は中学校の先生が3人いて、さらに小学校の英語教科化に向けたということなので、その中学校の先生がさらに小学校のほうに行くのかなというふうに思ったんですけれども、これはそうすると、文科省の研究指定を受けて新たに増員されたというふうに思うんですけれども、この英語指導助手活用推進事業、小学校の場合はどういうふうに指導されているのでしょうか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、155、156ページ、突発的な……、157、158ページのほうでしょうか、先ほど水回りの関係だとか、壁のタイルだとか、カーブミラーの件が話されました。やっぱり東小学校もカーブミラーついたんですけれども、これはもう町民生活課に言ったんですけれども、学校の関係だということで、教育費からやってほしいということでなったのかもしれませんが、やはり車両の接触事故があって初めてついたのかというふうに思ったんですけれども。

あそこは防災訓練もやります。会場になりますから。それで、やはり町民の方があそこに車を駐車して出て行くときに、非常に急な勾配になっているし、見づらいということで、設置してほしいということだったんですけれども、町民生活課ではつけないで、結局、事故あったことだなというふうに思ったんですけれども、やはりこういうのはぜひ事故が起きる前に設置していただき

たかったんですけれども、残念です。

それで、これに当てはまるのか、通学路沿いのカーブミラーの関係なんですけれども、これは先ほど言った高さ2.2メートル、それから、傾きの大きい塀ということで、これは閣議決定された学校安全の推進に関する計画、これに伴う危険なブロック塀の対策上行われたのか。これはどういうふうに、それぞれ危険だと思われるブロック塀の安全対策というふうにやられたんですけれども、一部では目視だということもあるんですけれども、どのようにこれはそれぞれブロック塀の対策を危険だというふうにされたのか、その辺の内容等についてもお願いしたいと思います。

あと、これは全部ブロック塀なのか、それともフェンスの関係はどうなのか、それもお尋ねしたいと思います。

それから、これまでの町内小・中学校施設の修繕要望の中に、東小学校の西側出入り口ブロックの改修というふうなものがあったんですけれども、これについてはどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

それと、全国共通なんですけれども、雨漏りとかトイレ洋式化なんですけれども、これは、雨漏りというのはこれも即やらずにやいけない問題だと思うんですけれども、この点についてはどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、161、162ページのエアコンの関係なんですけれども、先ほど、臨時国会の動向を見ていくという。あと、菅官房長官がこの暑さの中で、言っておりましたけれども、やっぱりエアコンの設置は必要だと思います。もう今年においては、もう6月から夏日というのがありましたし、相当、特別教室は普通教室ほど長時間でないにしても、例えば理科室だとか図書室だとかそういうところ

は必要だと思うんですけども。まず、特別教室というのはどれぐらいあるのか、その点お願いしたいと思います。

そうすると、国のやはり動向を見てということなんですけれども、これはもう設置すべきだなというふうに思いますけれども。普通教室に入っているわけですから、どうでしょうか。これはもう即努力してやるべきだなというふうに思うんですけども。その点、もう一度伺いたいと思います。

それから、要保護、準要保護、就学援助金の関係、これは横ばいですかね、それほど増えてもないし、もちろん減ってもいないんですけども。あと、先ほど言ったように入学準備金、事前に支給されたと思うんですけども、その辺の反応についてもわかればお尋ねしたいと思います。

それから、171、172ページの公民館管理運営事業で、百間公民館の駐車場の件なんですけれども、先ほど言ったように、公民館の中で百間公民館が唯一駐車場が狭いわけです。確かに言っていることはわかりますよ。新たな用地の確保と財政的な状況、問題もあるとは思うんですけども、この辺のやはり公民館を使ってもら、もっともっと使ってもらうためにはあそこは狭いからとかということでのやはり使用意欲がなくなるというか、それはないとは思うんですけども、やはりあってこしたことはないですね。その辺については、新たな用地の確保、特に財政については、これは後で考えなくちゃいけないと思うんですけども、この新たな用地の確保という意味ではやはり将来のことを考えればもう今から確保する準備はしておかないといけないと思うんですけども、その点もう一度お尋ねしたいと思います。

それと、173、174ページの埋蔵文化財発掘事業ということで、今回のことについてはまだいいに

しても、今後は、支障はある程度予想されるみたいな答弁もあったんですけども、だとすれば、これはどういうふうに今後、もう資料館というのは一定程度限度がありますので、どういうふうに確保のためにされていくのか、その点もう一度伺いたいと思います。

それから、最後の179、180ページのスポーツ少年団の交流事業なんですけれども、そうしますと、スポーツ少年団の結成30周年のときも日独だったんですか。これは、なぜ日独だけになっているのか、その辺のいきさつ、経緯なんかはわからないんですけども。しかもスポーツ少年団という割には、先ほどの話だとドイツの子供たちは高校生、ちょっとこうあるのかなというふうに思うんですけども、その辺の経過などについてもなぜこうなっているのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君） 教育総務担当、高橋です。よろしくお願いします。

決算書の147、148ページの関係の教育委員会活動事業に関しましてお答え申し上げます。

夜間開催につきましては、平成28年度も実際開催しておりますので、お願いいたします。

続きまして、教育委員と保護者との情報交換の中で、適正配置の話題が出たというお話なんですが、こちらにつきましては、自由な意見交換の場でお話が出たということでございます。

続きまして、157、158ページに関しまして、小学校施設管理事業及びまた中学校施設管理事業に関しまして、ブロック塀の修繕に関しましては、小学校で言えば笠原小学校、須賀小学校、中学校であれば前原中学校のブロック塀のほうの修繕をさせていただいております。

なお、先ほど委員のほうからお話がありました東小の西側、いわゆる公民館側の入り口につきましてもブロック塀が若干植栽により傾いていたところがございますので、適正な修繕をさせていただいております。

その形状につきましてはブロック塀のみの場所もあれば、ブロック塀の上にフェンスが刺さっているところもありますので、その形状につきましては、その小学校、中学校によって形状が変わりますが、適正に修繕をさせていただいております。

続きまして、トイレの洋式化のお話でございます。洋式トイレの必要性は十分に認識しておりまして、一般的な町内の学校施設につきましては、建築から相当の年数がたっておりますので、トイレ以外の施設でも劣化による破損や機能の問題が生じているところでございまして、毎年度、改修、修繕等対応させていただいております。

そのため、今年度、平成30年度におきまして、予算化、今実施しております中学校の劣化診断及び来年度以降に予定しております小学校の劣化診断等の状況を把握した上で、長寿命化計画とあわせまして、平成32年度予定しております長寿命化計画とあわせましてトイレの洋式化を含めた学校施設全体、学校環境整備の対策を講じてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

続きまして、エアコンの設置に関しましてご質問でございます。エアコンの設置につきましては、使用時間の長い普通教室を主に音楽室、保健室と合わせて設置をさせていただいたところでございまして、特別教室の数ということでご質問いただいております。

全ての特別教室というお話であれば、小学校は19、中学校は28、合わせて47教室あるところでございます。特別教室といいましても、音楽室であるとかいろんな教室があると思うんですが、資料

室、そういった部屋も含まれているということでご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

私ほうから4点申し上げさせていただきます。

まず、不登校についてでございますが、すみません、先ほど長欠児童・生徒の人数を申し上げましたが、こちらは不登校児童・生徒を含めた人数で、先ほど小学校11、それから中学校26ということで申し上げさせていただきました。

この欠席の多い生徒につきましては、お話、先ほどございましたとおり県の平均より下回っているからいいというようなお話ではもちろんございません。相談室の中で、例えば気軽に相談ができる相談体制、あるいは安心して生活できる場、機会というものをやはり提供することが大切だと思いますし、それぞれの子供たちに寄り添ったやはり丁寧な相談というものが大切ではないかと考えております。

中には、登校はできるけれども、教室には入れない、そういった子供たちのためにこのさわやか相談員やボランティア相談員等活用して、丁寧な相談を進めております。

お話しいただいたとおり、人数的に横ばいといえますか、なかなかその人数が減っていくといった状況ではないんですけれども、28年度につきましては、100日以上欠席した児童・生徒が17名おりました。29年度につきましては、不登校の中でなんですけれども、100日以上欠席の児童・生徒が15名ということで、地道な丁寧な相談を繰り返す中で、30日以上ではあるけれども、100日以上については若干ですが2名減少したというのが29

年度でございます。

続きまして、みんなが先生制度についてでございます。こちらにつきましては、各学校の指導者、何の種目で指導者が必要なのかということで、外部の指導者の方にご依頼をしている状況がございます。

その指導者をお引き受けしていただくその方のお仕事のご都合ですとか、生活スタイルがございますので、基本的には土日のご指導が中心になってしまうかと思えます。これは、学校長のほうが依頼するときに、指導者の方の生活状況等を踏まえた上でのどの程度ご指導いただけるかということで、ご依頼をさせていただいております。

この部活動の顧問につきましては、必ずしも自分が経験したバレーですとか、バスケですとか、その種目を教員が顧問になれるということではございません。ですので、当然その外部指導者の方にお力添えいただいて、バスケでしたらシュートですとかそういったゲームプランですとか、その指導の方の技術を直接子供たちにご指導していただく中で、子供たちがよりいい環境で練習に参加し、そして体力、技術の向上に非常に貢献していただいているということで、判断をしております。

また、地域の方からのお力添えということで、これは技術の向上のみならず、挨拶ですとか、マナーですとか、あるいは感謝の気持ちですとかそういった指導者やコーチの方のやはり出会いを通して、子供たちの豊かな心の成長等にも貢献しているそういった事業であると認識しております。

続きまして、英語指導助手についてですが、こちらはALTのほうが教室のほうには、4小学校ですので、週に各学校1日または多い学校でも2日ということなんですけれども、あくまで授業は担任が指示、指導しております。ただ、その中でよいネイティブの発音を子供たちにより多

く聞かせるといった場面で、担任が上手にALTを活用して、子供たちのかかわりの中で、よい発音の英語を繰り返し繰り返し聞かせることで、耳を鍛えるといったことを小学校では特に重視して取り組みを進めておる次第でございます。

また、4点目のブロック塀のことについてでございますが、こちらは通学路に関して、子供たち、それから教職員のほうで、あるいは保護者の方のご意見をいただいて調査をしたんですけれども、基本は目視で行っております。その中で、報告していただいたその報告書には、写真を1枚添付して報告をしてもらいました。ただ、一般家庭ということもございますので、余り近くに行って写真と撮るとというのが、難しい状況もございました。

どういった課題かというものが、その写真による資料とそれに基づく解説といえますか、ひび割れがこういう状況で、そこを子供たちが通ると倒壊してというような状況について説明、それから写真添付ということで、報告を上げるように指示をしております。

また、土台がコンクリートのブロック塀につきましては対象としましたが、いわゆる鉄製のフェンス等については、ブロック塀という中には範疇には入れておりませんので、フェンスについては対象外ということにさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長の飯山でございます。

まず、百間公民館の駐車場というお話でございます。新たな土地を確保するというのは、先ほどご答弁させていただきましたような状況でございます。

そういった関係もございますが、周辺の駐車場でございますとか、あるいはあいている土地とい

ったものがある場合につきましては、借地料等の問題もあるかと思いますが、そういった周辺の活用ができるような土地をできれば確保するなどの検討を行っていきたいというふうに考えてございます。

2点目の収納庫の問題でございます。今現在はまだ保管できるような状況でございますが、何年か先になって保管する物がいっぱいになって、保管できないというような状況も考えられますことから、かといって新たな収納庫を設置するというのも、これも結構厳しいような問題もございます。そういったことから学校の空き教室とかそのような活用できるスペースを兼用できるような方向で考えてまいりたいというふうに考えてございます。

3点目、スポーツ少年団の交流事業でございます。日独同時交流ということで、お話をさせていただきましたが、まず、日本のスポーツ少年団というのは、ドイツのスポーツ少年団をモデルにして設立されたという経緯がございます。そういったことから、これ、宮代町だけが同時交流を行っておるんじゃないくて、実は全国組織、スポーツ少年団の全国組織が毎年このような同時交流を行っているようです。

昨年度はそれが第44回目を迎えるということで、宮代町が40周年を迎えたということもありましたので、宮代町のほうに招待させていただいたという経緯があるようです。そういったことから、ほかの国との交流というよりも、そもそもの成り立ちというのがございますので、過去から日本とドイツでそれぞれ交流のほうを行っていたというような状況でございます。

また、ドイツのほうからこちらのほうに見えました団員の方が高校生というようにお話をいただきましたが、そもそもドイツのほうのスポーツ少年

団というのは、日本で言いますと小・中学生というようなイメージがあるかと思いますが、本来のスポーツ少年団というのは、小・中学生にこだわらず、高校生あるいは大学生というのもスポーツ少年団の団員として行っているというようなことから、ドイツのほうから高校生の方々が、昨年度11名の方々がこちらのほうにお越しになったということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当の小山でございます。

すみません、就学援助関係についてでございますけれども、本年度、小学生のほうが合計で171名、それから中学生のほうで120名というご家庭に支給できたということで、小・中ともに若干ではございますが、1.2%程度昨年に比べると増ということで認識しております。

この反応についてでございますが、すみません、現時点でこの制度によって、ご家庭のほうで、入学時の大変入り用な時期ですので、十分、この制度ご活用いただけたかと考えてはおりますが、反応についてはすみません、こちらで把握できておりません。

今後、学校と連携をしましてこの制度が十分に活用していただけますように周知をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

答弁ありがとうございます。

質問の再々なんですけれども、まず、トイレの洋式化については、長寿命化の中でという答弁がございましたので、どの程度進むのか、見ていか

なればいけないと思うんですけども。

もう一つ、雨漏りはこれは緊急の問題だということで、これは全部修繕は終わっているのかどうか、その確認をしたかったんですが、よろしくお願いします。

それと、東小においては、先ほどブロック塀の関係で、ああいう被害というか、事故があったので、特にブロック塀の安全対策というのが言われているんですけども、その前に、宮代では東小学校では、西側出入り口ブロック塀の改修ということ、これは改修されたということでよろしいのか。

あと、先ほど言われたブロック塀については、全て目視ということなんですけれども、これは写真を撮って、報告ということなんですけれども、改修のほうはどうなっているのか。これは急ぐべきだと思うんですけども。

それと、フェンスのことにについては対象外になっているということなんですけれども、これは閣議決定の第2次の学校安全の推進に関する計画、この趣旨から外れているということで理解してよろしいのでしょうか。その点もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、161、162ページのエアコンの関係で、スタンスとしてはやっぱり小学校特別教室と言えど19教室と中学校は28教室で47なんです、これ全てというわけではないと思うんですけども、やはり臨時国会の動向を見てというのは、これはもう教育推進課の方針なんでしょうか。これはやっぱり国のほうからの国庫補助だとか、そういう関係を見てということなんです、そうなる。その点、お尋ねをしたいと思います。

就学援助については、入学準備金についてはこれはもう喜んでいると思います。聞いていないということなんですけれども。

171、172ページの公民館管理運営事業の、今後のことなんですけれども、ぜひ。百間公民館は公民館と同時に集会所にもなっています。町なかでもありますし、やはりちょっとした遠いところからでも使いたいという方も多くいらっしゃると思いますので、ぜひ、検討していきたいということです、今後に期待したいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君） 教育総務担当、高橋です。よろしくお願いします。

失礼いたしました。雨漏りの件で答弁が漏れて申しわけございませんでした。

雨漏りにつきましては、現段階でそういった症状は出ていないところですが、一部台風等の風雨の強いときの吹き込みの関係では一部出てくるところはあるんですが、通常の風雨であれば問題なく対処できる構造になっております。

東小のブロック塀につきましては、もう改修済みということで、専門業者における点検の後に改修済みということで、完全に改修済みでございます。

エアコンの特別教室への設置につきましては、児童・生徒の教育環境の向上というのは、エアコンの設置に限らず、先ほど来申し上げておりますとおり今後見込まれる学校施設の改修や、パソコン教室もかなり古くなっておりますので、そういったところの更新などもいろんな分野に及んでいくところでございまして、教育予算の先ほどの秋の国会のほうに上がるか、上がらないかというよりは、エアコンに対する補助制度の有効活用ということで、そういった動きも確認しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

ブロック塀についてでございますけれども、調査の基準をこちらで検討する際に、スチール製の壁、それからお話があったフェンス、そして例えば木製のそういう塀といいますか、幾つかある中で、大阪市の悲しい事件が、地震によるブロック塀の倒壊ということでしたので、やはり子供たちの命、安全といったときに、同一基準としてブロック塀、そして下にコンクリートを含む2.2メートルを超えるブロック塀ということを基準ということで、調査をさせていただきました。

現段階では、家庭のブロック塀ということについて、何かこちらが修繕というのは難しい状況ですので、各学校から子供たちのほうに登下校での安全確保、例えば塀の反対側の道路を歩くですとか、あるいは家から通学路まで出るときの道の出方というものを工夫するなどして、各学校での指導のほうでこの調査結果を活用している次第でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 申しわけありません。

今の1点だけお尋ねしたいんですけども、これも事故があってからでは遅いんですよ。痛ましい事故があって、それで、子供が亡くなって初めて危険、ですからそれだけ全国的に通学路沿いのブロック塀の安全対策ということで、言われているので、事故が起きてからでは遅いと思いますので、ちょっと反対側歩いてだとか、それじゃちょっと甘いと思いますよ。こういった危険な箇所についてはやはり私は助成措置をつけてでもやっぱりすぐやるように。これはもう説得しかないと思っていますよね。それは、公有地であれば簡単かも

しませんけれども、やはり命にかかわる問題なので、これはもうカーブミラーと同じように、事故があってから、実際危険だったというのがわかっていて、子供たちというのは、幾ら学校側から指導されてもいざというときには、遊び半分、しゃべったりしながら行くと、ここは危険だからなんていうような状況ではないと思うので、これは即刻改善すべきだというふうに思いますけれども。

教育委員会もそういうふうには思っているとは思いますが、それだけではちょっと足りないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課長。

○教育推進課長（渋谷龍弘君） 教育推進課長の渋谷でございます。

ブロック塀の関係でございますけれども、今回の事件を受けまして、早急に、町内では、まず教育推進課におきましては、通学路の安全点検、また、まちづくり建設課におきましては、緊急輸送路の道路の再点検、また町民生活課におきましては、防犯パトロールを行っておりますので、防犯パトロールの際のそういった危険箇所の確認ということで、3課が連携しまして、町内のブロック塀の再点検を行いました。

その結果、通学路につきましては、7件あったわけですが、それ以外にも当然危険な箇所がございます。したがって、昨日、過日そういった各3課のほうでそれぞれの危険な箇所の集約を行いまして、全部図面のほうに落としまして、さらに現地調査を行って、全て写真を撮りまして、現状把握を行っておりまして、現在その整理作業を行っております。

したがって、全庁的に取り組んでいく問題でございまして、今後、今ご指摘のありました補助制度、そういったことにつきましても、町民生

活課のほうで今研究しておりますので、各課で連携しまして、この問題につきまして、引き続き対策を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時24分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

4点ばかり質問させていただきます。

1つ、152ページになるんですけれども、交通安全と防犯活動についてお聞きしたいと思います。

本会議の説明の中では、特に大きな事故とか、重大な事件はなかったということで説明されたんですけれども、これは小さな事故も含めてあったのかなのか。もしあったとしたら、何件ぐらい発生したのか。それに対しての対策はどのように行ったのかをお願いします。

これは防犯も同じです。この防犯については、先ほど言いました重大な事件はなかったということなんですけれども、教育委員会とか学校とかそのほか相談依頼も含めた防犯上の件数があつたら、それと同時に対策どのようにやってきたのか、その辺のところをひとつお話しください。よろしくをお願いします。

それと、154ページになります。

英語指導助手事業でございます。英語指導に当たり、外国人英語指導助手と現場の教師、そのどうしても連携プレーというのが必要だと思いま

す。その意思疎通、どのように行っているのか、英語なのか、日本語なのか、その辺のところもよく教えていただきたいと思います。

あと、158ページになります。

児童・教職員の健康管理対策事業ですが、健康管理上、小学校、中学校の生徒たちの29年度の特に注意を払ったところ、どういうところなのか、教えていただきたい。

また、職員の業務が多忙とのこと私はよく話に聞きます。報告義務等の書類関係提出が多いと聞いております。この辺のところ簡素化ができないのか。教職員は児童・生徒との密接なつながりを持たなければ、子供たちの早期の心の変化だとか、そういうの気づくことができません。教職員のケアを含めた、子供たちの変化にも早く気づくためにも、教職員にゆとりを持たせるということが必要かなと私は思っております。その辺のところ、町としてはどういうふうに考えているのかお答えください。

最後の質問になります。

162ページの教育振興費の小学校教材教具備品購入事業でございます。本会議の説明の中で、新たに購入すべき備品の優先順位を決め、計画的に購入と説明されました。この優先順位を決めなければ教材を購入できないのか、これの事業で、中学校も同じです。お答えください。

この4点をお願いします。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

順に5点申し上げます。

まず、1点目が交通事故等についてでございますけれども、29年度に3件、こちらで把握をしております。そのうちの1件は8月の除草作業のと

きに、登校する途中に小学生が飛び出してしまったという件。それから、学習会の下校中にやはり車と接触してしまうというような件を2件報告を受けております。

また、中学校のほうは1件、これは放課後ですけれども、春日部市内の自転車で外出しているときに接触ということがあったということで、ただ、いずれも救急車等で運ばれて入院とかということではなくて、そのときのすり傷等のけがということで報告を受けております。

また、不審者等なんですけれども、昨年度7件報告を受けております。これは不審者による声かけ、それから近寄ってきて追いかけられたという追いかけ、あるいはスマホ等で写真を撮られたと言って報告がございました。こうした事案につきましては、町内でメール配信等でまず情報の共有をしております。どこでどんな事案があったのか、また例えば不審者でしたら、どういう服装、特徴があったのか。

また、具体的に、子供たちのほうにはその対処としまして、まず大声を出す、その場から逃げる、あるいはこども110番の家を登下校の中でどこにあるかということを確認するように指導しまして、もしもの場合にはそこに逃げ込むといったことを学校、あるいは担任を通して具体的な対処方法ということで指導しております。

2点目の英語指導助手と担任との連携ということなんですけれども、こちらにつきましては、基本的には日本語で、ALTのほうは日本語が理解できますので、日本語で授業の打ち合わせ等しております。特に、授業の中で担任と英語指導助手が簡単な日常会話をしながら子供たちに質問をしたりとか、そういったことでは連携した授業の進行というものはどうしても必要ですので、小学校ですと、なかなか正直空き時間というものがないんで

すが、放課後等の時間を活用して、中学校ですと教科の空き時間を活用して、次の時間の授業の準備も兼ねて授業内容についての確認、準備等を進めております。

3点目なんですけど、健康管理ということで、平成29年度に特に注意してというご質問をいただきました。

申しわけございません、29年度にこの点に特に注意してということが現段階で私のほうで理解しておりません。申しわけございません。

4点目の教職員の多忙化あるいはゆとりということなんですけれども、こちらにつきましては、教職員の負担軽減ということで、まずは教職員の勤務実態の把握ということを行っております。これは平成28年の調査ではありますけれども、教職員の在校時間、こちらが小学校では3時間11分、中学校では3時間5分という結果でした。これは県の平均が小学校では2時間48分、中学校では3時間2分ということで、小学校が平均より23分程度在校時間が長い、中学校が5分長いというような状況でございました。先生方は在校時間についてはやや長いといった状況なんですけれども、ただその中で、先生同士が連携をして、負担等に関して、あるいは仕事が大変だなといったような悩みとかということに関しては余りそんなには感じていないといったことが、メンタルヘルスチェック等の結果から認識している状況でございます。

また、教育委員会としましては、先生方の負担軽減ということで、教育委員会としての研修会の日程の調整、特に夏季休業中ですと、サマーフレッシュウィークというお盆の期間中の先生方の研修等入れない期間を設定して、先生方が長期のお休み等をとれるような期間ということを配慮して研修会の運営、実施等を行っております。

また、研修時間を可能な限り、同一週に日程を

調整できるものについては、同じような週に研修日を開催しまして、先生方がやはりこれもまとめてお休みをとれるようにですとか、あるいは日常ですと毎月21日前後をふれあいデイということで、やはりこれは子供たちとの触れ合う時間、あるいは先生方が家庭に帰ってというようなことで、定時で退勤して、先生方が在校時間が長くならないようにということで、これは風通しのいい職場づくりを進める上でも管理職を中心に声をかけ合って推進しているところでございます。

備品購入の優先順位についてでございます。こちらにつきましては、一般的な文具ですとか、教具についてはそれぞれの学校で大きな変動はございませんが、例えば29年度で申し上げますと、須賀小学校のほうで、ポスタープリンター、大型の拡大機がどうしても必要というようなご要望がございました。この拡大機につきましては、1台で約52万円というような高額のものでして、これはやはりこちらでどうしても必要なものか何かということを把握して、購入する必要がございます。例えば、百間中学校ですと、楽器の中でサクソフォンという楽器が45万円という額で、それ以外にも例えば高跳び等で使用するエバーマットという厚目のクッションのようなマットがあるんですけども、こういったものも20万円ぐらい1つで額がするものです。

特にこういった高額の備品につきましては、どの学校でもじゃ同時にというのがなかなか難しいものがございまして、その必要性ですとか、優先順位というものにつきましては、検討させていただいて、どうしても喫緊でというものに関してはその年に購入していただくということで、検討の上で進めさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

重大な交通事故とか、重大な事件はないということなんですけれども、確かに重大じゃないんですけれども、例えば草刈り機の云々のときに飛び出したということになると、下手すると回転しているやつですから、もう重大な事故になる可能性があるということなんですよ。やっぱりその辺のところをもう少し子供たちに指導というんですか、あと現場でやっている人たちに指導ということ。子供たちどうしても夢中になると周りが見えなくなる、これははっきりしていることなんですよ。やっぱりそういうことを作業している人にもきちんと伝えるということで、必要じゃないかと思います。

それと同時に重大な事件がなかったということなんですけれども、これは一つ、一步間違えると本当に重大な事件になる可能性ありますよね。ほかのテレビなんかで、マスコミなんかで流された重大な事件というのは、そういうことから始まっているんです。やはり共有はしているんだけど、その辺のところの、これは逆に言えば、放送とかそういうので流しているんでしょうか、事件がないように。その辺のところもちょっと含めて、もう一度お願いします。

あと、この外国人英語指導者助手は日本語が話せるということなんですけれども、これは日本語で本当に細かい日本語の指導の中で先生とできるのかどうか。

これは外国人はどこの国の国籍を持っている人がやっているのか。米国人なのか、それともほかのフランス人だとか、ドイツ人だとかいますけれども、この英語助手ですか、はどこの国の人たちなんですか。その辺のところも。全員が同じ国の人たちなのか、それとも別々の人なのか、その辺のところもちょっと含めてお願いします。

あと、教職員の多忙ですよね。これはよく、これもテレビなんかでいじめなんかで自殺したとかなんかということでよく聞くんですよね。最初のうちは気づかなかったと。やはり気づくことがまず最初に必要じゃないかなと思うんですよ。子供たちに接触する時間が少なければ、やっぱり気づくのも遅くなるし。いじめだけじゃありません。不登校になる原因とか、いろいろあると思うんですよね。早く気づいてやるということになると、やっぱり教職員は日常的に子供たちと接触していなければ、やはりそれに気づくのが遅くなる。気づいたときは遅いということになると思います。

宮代町は、28分ほかの学校より、埼玉県負担より長いということを言っています。やはり28分じゃ、長い人はもっと長いと思うんですよね。この最高時間で何分ぐらい長いのか、その辺のところはありますか、資料として。

やはりこういうのをなくさなければ、子供との接触が少なくなっているということはやっぱり教育上まずいんじゃないかなという感じがしますので、その辺のところのことをもう一度深めて、ちょっとどういうふう子供たちと接触するのか、指導するのか、気づいてあげるのか、それが大事じゃないかなと私は思っているんです、常々。

昔、私の小さいときなんかは、やはり子供と先生と一緒に弁当食べたり、遊んだり、遊んだりということではないんですが、スポーツやったり、そういうことをしました。だからいじめといってもそんなにひどいいじめじゃないですよね。やはりそういうことは、先生に怒られて立たされたり、むち打って刑じゃないんですけれども、はたかたりしましたけれども、やはりそれが思い出となっています。それをやれということじゃないんですけれども、やっぱり接触することが大事じゃないかという感じがしますので、その辺ところはよ

く教育委員会も考えたほうがいいんじゃないかなと私は思っております。

先生にゆとりがないというのは、やはりそういう事務関係が多いということで聞いております。その事務関係の簡素化というのか、それはできないものかどうか、お願いします。

あと、備品購入費なんですけれども、これ、ちょっと見たんですけれども、教育振興費、小学校費だけで不用額が413万円ですか、中学校入だけで556万円あるんですよね。なぜこういう不用額が出ているのに計画的に購入したり、そういうのをしなくちゃいけないのか。これ、教育振興費だけでこれだけ出ているんですよ、見たら。162ページですか、ここに出ているのは教育振興費で不用額で413万2,708円ですか、そういうことがあるんで、その辺のところももう一度説明をお願いします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

まず、1点目の交通事故関係なんですけれども、すみません、私の言い方が不十分で。まず小学生の事故につきましては、これ、除草作業をするための登下校の際の飛び出し等による事故ということで、すみません、確認をさせていただきます。

放送の件ですね。不審者に対しましては、これは、ご家庭のほうですぐに警察のほうに当然通報していただいているわけですが、そういった関係で警察を通じましてもこういった情報を放送を通じて共有していることが当然でございます。ですので、我々のほうでもメール配信等を通して、スピーカーに各学校と情報共有をしておりますが、放送設備等も活用させていただいております。

それから、英語の指導助手の連携についてなんですけれども、まず、基本的に中学校の教員のほうはもうほとんど英語での会話で実はコミュニケーションがとれる状況でございます。ただ、小学校の担任については英語の免許をとっている教員ではございませんので、日本語でのやりとり、その中には日本人の英語指導助手も学校に配置をしておりますで、細かなところでもしコミュニケーションが難しいといったときには、その日本人の英語指導助手も一緒に教材研究ですとか、授業の組み立ての細かなところについては一緒に入って話し合いをしてということも行っております。

国籍についてはフィリピンの方が非常に多い状況です。フィリピンとアメリカ国籍の方というふうに認識しております。

それから、教職員の負担軽減についてなんですけれども、まず、在校時間につきましては、これは28年度の6月の調査なんですけど、最も長かった教員は、小学校で平均4時間30分程度やはり在校時間が長かったという教員もおりました。中学校でもやはり4時間40分程度長かったという教員もおりました。

教職員の負担をどのように、では、軽減するかということで、これは校務支援システム等、パソコン上での子供の通知表ですとか、児童・生徒の学籍に関する記録ですとか、あるいは進路にかかわるようなそういった書類作成について、シーフォースというソフトを導入して、データベース化をして必要な情報について、別の書式の書類等でも活用できるような形で先生方がより短い時間でそういった事務作業が進められるように、効率化が図れるようにということで、取り組みを進めておるところでございます。

また、子供たちにやはりかかわる時間が大切だというご指摘につきましては、これもうごもっと

もということでは思っております。これは、1人の教員がやはり見るということだけでは、なかなか届かないところもありますので、教職員それぞれが連携して、複数の目で子供たちを見守り、また教職員の仕事につきましても、それぞれ校務分掌がございしますが、分掌の担当者はもちろんですが、それぞれやはり教員同士が連携して、こういった校務についての事務作業等進める中で、負担感の軽減というものを進めておるところでございます。

備品購入費の最後のところなんですけれども、162ページでございしますが、こちらにつきましては、備品購入費と扶助費と賃金、そういったものが入っておりますが、実際の備品購入費の不用額としましては1万672円が備品購入費の不用額ということで、こういった額からなかなか調整をしていかないと、高額備品等が難しいということで認識しております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 最後のほうからやっていきます。

山下です。

備品購入費なんですけれども、これ、教育振興費の私言っているのは、不用額がこれだけ残っているじゃないかということを言っているんです。学校で使う備品が選んでやっているのに、なぜそういうことが流用を、ほかの項目では流用とかいろんな項目をやっておりますよね。流用をしてやることもできるんじゃないか、私は考えているんですよ。

やっぱりそういうところが学校の子供たちの教材はきちんとそろえるべきじゃないかな。本とかいろいろありますよね。そういうのはきちんとそろえるべきだというふうに考えているんですよ。やはりそういうところをよく考えてやるべきじゃ

ないかなというふうに考えております。そこのところもう一度お願いします。

それと、重大な事故とかそういうのは放送でやっているし、皆さん共有してやっているんだということをやっています。いずれにしても、これは犯罪が起きてからじゃ遅いんで、もっともっと強めてほしいということで、これはわかりました。

それと、英語助手ですね、これは戸籍はフィリピンとアメリカということで、これ、すると英国語の英語じゃなくて米国語の英語なんですね、これは。正しい英語といっても、米国語が主流になっているとか、そういうことで、今、日本の学校では教えているということで理解してよろしいんでしょうか。

例えば、英語の場合、発音がちょっと米国語とは違うんですね。私のめいっことも米国国籍なんだけれども、やっぱりショルダーバッグ一つとってもこれは英語ですよ。バックパックと言うんですよ。何だか知らないけれども、「あれっ」と思ったんだけれども。やっぱりその辺のところの正しい英語と先ほど言いましたけれども、その辺の意思疎通はきちんとできているのかどうか。正しい英語といってもどこの言葉なのか、それはきちんと教えないといけないことじゃないかなと思うんで、そういう意思疎通ができているのかどうかと思うんですよ。正しい英語といたら、これ本当、イギリスに行ったらこれは正しいイギリスの言葉が正しい英語なんで。その辺のところがどうなっているのかちょっとわからないんで、あれと思ったんだけれども。正しい英語教えているといっても国籍も違うし、米国人だという話も聞いているし。その辺のところがどうなのかなと思っています。

私、あと、教職員の残業というのは、子供たちの早期の変化ですよ、それを発見するにはやっ

ぱり、変化を発見するにはやっぱり教職員のゆとりが必要じゃないかなと私は思っています。この辺のところも今後、いろんな教職員がそんなに多忙にならないような工夫をしていただきたいと思います。ぜひその辺のところお願いしたいと思っておりますので、このことについては終わりにしたいと思います。

じゃ、残りの2点ですか、3点ですね。お願いします。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

備品の件なんですけれども、この教材教具の備品購入に当たりましては、予算どりの段階で、校長と事務、それから我々事務局職員が入りまして、ヒアリングをした上で、どういったものが学校にとって必要なのかといったことをそれぞれのお立場でご意見を聞きながら調整をして、購入決定に至っているということで、なかなか全てのご要望にというのが現状いつていない状況ですが、学校のそれぞれの状況を把握した上で、あとは校長の意見を十分踏まえた上で、購入をさせていただいている次第でございますので、ご理解いただければというお願いでございます。

また、2点目のALTにつきましては、これは英語圏といいますと、さまざまな国が使っている言語となりますので、発音のくせですとかなまりですとか、こういったものも含めて多言語理解も含めた上での国際理解教育ということでご理解いただければということと、このALTの指導につきましては、業者のほうでRCSという業者なんですけれども、こちらのほうでのALTに関しての指導の研修、それから定期的な授業観察によるやはり指導を行っております。ですので、いつも

いつも発音に関して確認ができていくかというわけではないんですけれども、指導方法ですか、教職員との連携につきましてもRCSのほうから適宜観察のもとに指導を加えて、日本人の教員あるいは担任との連携した英語教育が進められるようにということで進めているところでございます。以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） 角野です。

以前聞いたかと思うんですけれども、ちょっと忘れてしまったので、今の英語の教育に関することとともに小中一貫教育推進事業と絡めての質疑なんですけれども、決算書の154ページ、英語教育強化地域拠点事業というのがありますが、この報償費の講師謝金という21万円と、それからその前の152ページの報償費講師謝金です。この小中一貫教育推進事業の講師謝金というのは、外国語活動補助員という名前がいいんでしょうかというその確認と、それからその上、154ページの英語強化地域拠点事業に関して、役務費の検定手数料とありますが、この検定はどういう人が受けるのかということをお伺いします。

それから、行ったり来たりしてすみません、小中一貫教育推進事業で東小、笠原小、百中においては、この英語教育強化地域拠点事業でも絡めて行っているということで予算がたくさんついているということなのかどうか、その辺をちょっとお伺いします。

それから178ページの総合運動公園管理事業のうちの委託料のレジオネラ菌検査委託料というのが入って、たしか去年、そういうことで、総合運動公園を使用中止したことがあったのかどうだったのかちょっとその辺を確認すると、それからこれは保健所との絡みで検査料は町が支払う、検査というのは、こういうのは費用的には自分持ち

ということなんですかねという質疑です。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

152ページの小中一貫教育推進事業の講師謝金についてでございますが、こちらは日本人の英語指導助手が小学校のほうに週2日、この指導助手は2人おりまして、週2日で2校ずつ勤務をしております。

この2名は週2日間ではありますけれども、常に担任と連携をして授業の進め方、あるいは次の授業のためにこういったカードですとか、あるいは黒板に示すような教材があったらいいなといった教材作成のことについてもお手伝いをさせていただいたりということで、日常的に週2日間ですが勤務をしている教員でございます。

その次の154ページの英語教育強化推進拠点事業、こちらにつきましては、文科省から研究指定を受けました英語の英語科に向けたカリキュラムの研究開発、ここにかかわる講師の謝金ということで、こちらは大学のいわゆる教授クラスの先生方にカリキュラム作成上での作成のアドバイス、それからその方針に基づいた授業をどのような形で実際に行ったらいいのか、授業の改善のポイントですとかそういったことを専門的な立場からご指導していただくのに1回3万円掛ける7回ということで、大学の先生にご指導していただいた謝金ということで活用させていただいております。

以上でございます。

失礼しました。それから英語強化地域拠点事業の役務費の英語検定手数料でございますが、こちらは研究指定の中に東小学校と笠原小学校の2校が入っていました関係で、この東小と笠原小の6年生が児童英検という英検を700円掛ける人数分

ということで受験をさせていただいたその手数料
ということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長の飯
山でございます。

決算書178ページにございますレジオネラ菌の
関係でございます。

レジオネラ菌に関しましては、昨年の8月に幸
手保健所管内の方がレジオネラ菌を保有している
ことが判明しまして、その方が宮代町のぐるるの
施設を使ったということが、そこが発端となった
ものでございます。

こちらにつきましては、発見以降、女子シャワ
ー室のほうから発見されたものでございまして、
そちらにつきましては、洗浄対策をするまでの間
は使用中止という形で対応をとっておったところ
でございます。

なお、こちらレジオネラ菌の対策といたしまし
ては、幸手の保健所のほうから指導をいただきま
して、シャワーヘッドの分解清掃をすとか、あ
るいは配管系統を洗浄すとか、そのような対策
のほう求められまして、そういう対応とった後に、
約半年間でございますが定期的に月1回の水質検
査のほう行ってございます。

こちらの決算書のほうに載っておりますレジオ
ネラ菌属菌用検査委託料につきましては、月1回
水質検査のほう行ったときの経費でございまして、
こちらのほうにつきましては、幸手保健所のほう
から指導を受けて、町のほうで実施なさいとい
うような内容でございましたことから、町のほう
で直接検査のほう実施して、そちらの経費につい
ても支出のほうさせていただいたところでござい
ます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼
副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

すみません、一部先ほどの答弁を訂正させていた
だければと思いますが、小中一貫教育のほうの日
本人の英語指導助手、先ほど私2名と申し上げま
したが、すみません、3名でそれぞれ学校に割り
振って勤務をしております。

それと、154ページの英語検定手数料でござい
ますが、先ほど小学校、東小、笠原小、2校と申
し上げましたが、これにプラスして百間中学校の
1、2年生が埼英検という英検、こちらのほうを
受けておりまして、百間中学校区での研究指定と
いうことで、百間中の1、2年生、それから東小、
笠原小の6年生が児童英検ということで受験料手数
料ということで活用させていただいております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

そうしますと、小中一貫教育推進事業の中に小
中一貫教育英語教育の推進というのも入っていて、
そしてその中でまた、英語教育強化地域拠点事業
も入っている中の東小と笠原小と百中は児童英検、
700円掛ける人数分、また中学校、百中1、2年
生埼英検の検定が受けられるというそういう内容
かなというふうに理解しましたが、この合格とか
そういう成果というの、それをまず聞くことと、
それから大学の教授というのはどこの大学の先生
なのかということと、それからそうしますと、須
賀小、百間小はそういう小中一貫教育でやってい
るけれども、その成果みたいなものはコミュニケ
ーションとして特に成果を示すというようなこと
はないのかどうかということと、それから日本人
の先生が3人2校ずつということは、これは1校
幾らというそういう契約になっているのか、その

辺をまず聞くことと、それからALTが専属で小学校に1名いらっしゃいますが、それをプラスすると4校で順繰りでやっているのかどうかということを確認します。

それから、小中一貫教育に絡めて、中1ギャップの解消につなげることができたということで、小中一貫だから中1ギャップが普通の仕組みよりも緩和されているということかなというふうに理解しますが、そうしますと、不登校だとか長期欠席、そういう中1ギャップはないけれども、やはり思春期のそういう年で不登校に入ってしまうということで、そんなふうな理解でいいのかどうか、ちょっとお伺いします。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

先ほどのまず、英語強化拠点事業の中の英語検定の手数料にかかわることで申し上げさせていただけます。小学校のこの児童英検につきましては、まず子供たちがブロンズというクラスの検定試験を受けまして、昨年29年ですと約50名から60名それぞれ東小、笠原小学校の児童が受けております。そして、その受けた中で正答率が高かった子供たちについては、次のシルバーという段階の検定試験を受けることができるということで、ブロンズとシルバーという2段階の検定試験によって、そこに合格した子は次の段階のテストを受けられるというような制度になっております。

すみません、今、正確な人数が把握できていないんですが、ほとんどの生徒がブロンズの子たちがシルバーのほうを受ける資格を得ているということで報告を受けております。

次が日本人英語指導助手の件なんですけれども、こちらにつきましては、それぞれの勤務の時間に

応じてその報酬ということで、お支払いをしておりますので、週に何回、何時間掛ける一月分ということで、その勤務時間に応じた報酬ということで対応しているという、そういった状況でございます。

それから、不登校についてですね。こちらにつきましては、中1ギャップということが一般的な社会現象ということでしょうか、言われることが多くございますが、いろいろな要素が複合的にかかわって、そういったお休みが多くなってしまうというような状況ではないかというふうに認識しております。ですので、友人関係の悩みですとか、あるいは小学校から中学校に進級するときの教科担任制あるいは授業の内容等での不安ですとか……

〔発言する人あり〕

○委員長（田島正徳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時11分

再開 午後 5時12分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

すみません、先ほどの繰り返しになってしまいましたが、日本人の英語指導助手につきましては、3人と申し上げましたが、3人でそれぞれ4つの小学校に週2日ずつ勤務ができるように、3人で割り振っているというそういう状況でございます。

そして、英語強化拠点事業のその英語受験の手数料につきましては、この百間中学校、それから東小、笠原小学校が文科省の強化拠点事業という研究指定を受けましたので、この3校についてこの英語検定の手数料の補助をするということで、予算の中に入れさせていただいているという、そ

ういう状況でございます。

そして、不登校についてなんですけれども、これは友人関係ですとか、それから授業の中での中学校に上がっての教科担任制によるやはり授業の難しさ、家庭での状況ですとかいろんな要素が関連して、こういった不登校という状況が発生しているというふうに認識しております。

ただ、この小中一貫教育の中で、この英語の指導について授業として取り組まさせていただいているという中では、小学校のこの英語教育、そして中学校での小学校で素地を生かした英語教育というものを連携して行うことによって、滑らかに英語教育、英語指導の充実といったことが推進できていると認識しております。

以上でございます。

失礼しました。

英語強化拠点事業の中での講師ですけれども、東京学芸大学の先生に特に中心になって、ご指導いただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

英語教育強化地域拠点事業というのは、文科省の指定を受けて取り組んでいて、カリキュラムの研究開発だとかいろんなことをしているということと理解しましたが、そうしますと、町民にとっては、そこに指定されたところの児童はそれなりで、そうでないところはコミュニケーション能力は同じようにつけていますよというそういう説明になってしまうのかなというその辺がちょっと気になる場所なんですけれども、それで一応学力試験ってありますよね。その辺の町の学力というのはどうなっているのかということをお伺いします。

それから、小中一貫教育の話なんですけれども、

成果書の157ページで、中学校生徒による小学校での体育支援や学習支援を行っているというところがございますが、前中で何かしているみたいなことも書いて……。百間小、前中では学習面で連携しているというそういうふうな書き方がありますが、この辺の成果というか、どんなふうに行っているのか、お伺いします。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

まず、先ほどの英語教育強化拠点事業につきましては、4年間の研究を文科省からいただいて、文科省からいただいた予算の中でこの研究指定校の3校が研究を進めさせていただいたという次第でございます。

ただ、この研究の成果につきましては、随時研修会あるいは校長会等で情報を共有しまして、それぞれの学校がこの百間中学校、東小学校、笠原小学校の研究の過程で、その進捗状況あるいは成果等を共有しまして、それぞれの学校で生かせるような情報の共有をしております。本年度は、これは29年度ではございませんが、特に本年度、この研究指定が終わりましたので、その成果につきましては、教育委員会の中でも英語の研修会を新たに立ち上げて、この情報共有ですとか、成果に基づいた英語科の授業の推進ということで、現在取り組ませていただいている次第でございます。

2点目の学力向上についてでございます。

こちらは、平成29年度の全国学力・学習状況調査、こちらを参考までに申し上げさせていただきますが、小学校6年生で算数のA、それから中学校3年生のほうで数学のA、数学のB、これについては県平均よりも上回るという状況です。その他の教科については、実際には若干下回るという

状況でございます。これは、平均に基づいた視点ということで申し上げましたが、それぞれの学校で授業改善を進める中で、子供たちの学力の伸びといったところでは、緩やかではございますが、埼玉県の実力調査等におきましても3ポイントから5ポイント程度の伸びといったものを成果として記録している状況でございます。

小中一貫教育についてでございます。

これは、それぞれ各小・中学校、各中学校区において、校長、教頭、管理職を中心に各学校の実態に応じた研究を進めている状況でございます。須賀中学校区におきましては、小中一貫教育を宮代町町内で一番初めにスタートしたという経緯がございます。特に、須賀小・中学校においては算数科のカリキュラム作成、そういった算数、数学での授業改善等を中心に研究を進めた経緯がございます。

また、百間中学校区では、英語教育強化拠点事業の文科省での研究指定をいただきましたので、この英語を中心としたカリキュラムの作成、そして実践といったものを中心に研究を進めてまいりました。

前原中、百間小学校におきましては、それぞれの小・中学校で作成している家庭学習の手引き、これはどのような家庭学習を進めるかといった子供たちがこれを見て、家庭学習の取り組み方について詳細に書かれているものなんですけれども、こういったものを小・中で共有して、指導の段差をなくすというような取り組み、あと中学生が小学校にボランティアとして訪問して、サマースクールですとか、あるいは中学校の生活の様子を実際に代表の中学生が訪問して、紙芝居形式で紹介するなどして、何か中学校での不安感を軽減するといったそういった取り組みも積極的に展開するといったことで、それぞれの中学校区での特色に

応じた取り組みを、小中一貫教育の中で推進をさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

小中一貫教育と英語教育について聞きましたけれども、今、定住人口を増やすというところで、定住人口が増えているところというのは、子供たちの学力が高いところに定住しようとするという今の親の傾向があるそうです。そういう意味で、教育の宮代というところで、結局学力に結果が出てくるのかなと思いますので、その辺よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

何点かお願いいたします。

公民館についてなんですが、172ページなんです、利用者団体の協議会みたいなものはないんですが、この活動の内容を見ましても、利用者人数が載っているのと、下に成果として4行ほど書いてあるんですが、あとは施設の主な工事ということがあるんですが、貸し公民館というのが宮代町は強いんですが、もう少し活動の内容が充実できないかということで、今までやっていらしたことがこの29年のことも同じなんだろうが、ちょっと今後どうなっていくのか教えていただきたいと思います。

それと、今回、カーテンの洗濯をしていただいたんですけれども、昨年度の経費のところを見てもカーテンのそういうものが入っている項目がないんですが、今までどうされていたのか。それと、座布団がたくさんあると思うんですが、座布団の洗濯というものも多分カーテンと同じ項目に入る

と思うんですが、これも今までどうされていたのか、お答えいただきたいと思います。

あと、赤ちゃんの駅ということで、公民館もおむつがえとか授乳施設ということであるんですが、私、ちょっと、3館同じものが設置されているのかお聞きしたいと思います。

あと、その赤ちゃんの駅を使うときに、利用団体がいないと閉まっているんですけども、そのときの対応というのは今どうされているのか、利用者が鍵があげられない状態なんですけど、どういう対応をとられているのか、そういうことがどこかに表示されているのかお聞きしたいと思います。

あと、これは学校の働き方についてではあるんですが、教育委員会の指導主事の皆さんがかなり遅くまでお仕事をされているのをよく見かけるんですね。それで、現場に帰れば、教員ということなんでしょうけれども、指導主事の皆様が管理職となる方たちなんですけど、かなり朝も早く来て働いているようなんですが、残業時間というのは大体どれぐらいになっているのか。指導主事が率先して休みをとれるような状態にもって行って、現場に戻っていただきたいと思うので、どれぐらい残業時間をとっているのかを教えてください。

あと、防災に関して学校に関係なんですけど、これ、PTAのほうの親御さんからよく言われるんですが、学校に備蓄の水があるんですが、生徒の数を何日分用意してあるか。町民が避難してきた場合、それが確実に児童・生徒のものになるのか。それと、賞味期限が来た場合はどういうふうに学校は処分というか、使って、新しいものを入れているのか。

あと、学校で避難所になった場合の研修ですね、どういうふうにするかという研修はしているのかについてお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長の飯山でございます。

まず、公民館のご質問でございます。

ご存じのとおり、当町の公民館につきましては、貸し館ということで、無人の施設ということで利用のほういただいております。そちらのほうご利用いただく団体、定例的にお使いいただく団体多々ございますが、そちらの団体、あるいは公民館としての今後の活動の充実という点でのご質問であるかと思いますが、そちらのほうにつきましては、貸し館というようなスタンスをとっている関係から、直に公民館の事業を活性化していくということは考えございません。

ただ、定例的にご利用いただいている登録団体、いろいろな団体ございます。そちらのほうの団体、町のほうに登録いただいておりますので、窓口等のお客様でこういった活動をしている団体さんに入りたいとか、紹介してくれないかというような要望があった場合につきましては、登録団体さんの中から、ご要望に合うような団体さんのほうを紹介させていただくということは現在のほうも行っておりますのでございます。

また、2点目のカーテン、それと座布団の関係でございます。申しわけございませんが、カーテン、座布団につきましては、今まで特に洗濯、クリーニングというものは行ってきてはございません。ただ、座布団につきましては、ずっと押し入れのほうに入れておくということになってしまいますので、休館日等を中心に天日干しをするような形での対応のほうはとらせていただいているような状況でございます。

次に3点目、赤ちゃんの駅ということでございます。こちらにつきまして、赤ちゃんの駅という形で指定されているというお話ですが、無人の施設でございますので、常時開館しているというわ

けにはいきませんので、どちらかといいますと、公民館を利用される方が、授乳のためのスペースというようなものを設置する程度にとどまっているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

まず、私ども指導主事の勤務についてでございますが、朝につきましては、やはり登下校の子供たちの安全に対する危機管理ということで、7時半になりますと、子供たちの大体登校、小学生でも登校時間となりますので、それに間に合うような時間にはまずは在庁するといったことで、電話対応、あるいはもしもの不測の事故に備えるということで勤務しております。

また、退勤時間につきましては、我々指導主事の中で帰宅時間を決めて、きょうは何時に帰ろうですとか、第3水曜日でしたら、きょうは水曜日なので定時に帰ろうですとか、あるいは出張の際には出張先からそのまま帰宅するといったようなことを声をかけ合いまして、通常8時ぐらいまで勤務が遅くなってしまうこともありますので、時間ですと、平均といった数値を正確にとっているわけではございませんが、2時間45分程度超勤をしているといった日もありますが、その遅くなった日と、それから、先ほど申し上げました定時で帰れる日といったものを意識して、早目に帰れるときは早目に帰るといったことで、バランスをとった勤務ということを心がけております。

ですので、学校のほうにも、勤務時間以降はなるべく電話をしないようにといったことで、緊急時以外は連絡をとらないような形で対応しております、我々指導主事が現場に入ったときにも教

職員の健康管理を第一にということで、当然、管理職としての勤務等も考えておりますので、以上、ご報告をさせていただきます。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課長。

○教育推進課長（渋谷龍弘君） 教育推進課長の渋谷でございます。

今のご質問でございました学校におけます防災用の備蓄の水の関係でございますが、これにつきましては、大変恐縮でございますが、町民生活課のほうの所管でございますので、教育委員会のほうの所管ではございませんので、すみません、ご理解ください。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

今のちょっと5番目の、水の対応なんですけど、これを今すぐくPTAさんとか心配しまして、学校の権限、生徒とか児童のものなのに、先生が子供のものとして確保できないんじゃないかということで、町民生活課の所管になってしまうと、ほかに融通されないとか、すごく不安も持っていますね。

それで、例えばさっき言った賞味期限のことも、じゃ、学校で何かのときに、もう賞味期限切れちゃうから使おうということができないと、それで新しいものとか、その不安をととても保護者の皆さん心配している点なので、児童・生徒の皆さんの備蓄に関しては学校の権限というんですか、教育委員会、学校が管理というか、ただ置いている場所提供ではなくて、できるというふうにならないのかとそこを非常に心配しているので、ちょっとそこをすごく把握していただいて、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あと、すみません、公民館が貸し館ということとはよくわかっているんですが、ちょっとカーテン

のこともなんですが、利用者さんが結構何度も要望を出していたけれどもということだったので、今の貸し館の状態だと利用者の要望というものが通らない状態なんですね。それで、公民館、貸し館であるけれども、利用者の要望とかを受け入れていただいて、利用しやすい公民館施設をつくってほしい。前段の議員からも出ましたけれども、駐車場問題もそうだと思うんですね。利用者のもう少し利用しやすいようにということで、お願いしたいと思います。

それと、あと、カーテンと座布団ということなんですが、天日干しということなんですが、飲食に伴う利用者さんも結構いらっしゃるので、そこはちょっと考えていただきたいので、来年の予算とかでも、今、集会所等で小さな椅子、皆さんお年召されると正座ができないということで、かえているところも多いので、そういうことも公民館貸し館ではありますが、ちょっと利用者のこと考えていただいて、お願いしたいと思うんですが、敬老会とかでも使っておりますので、そういう点、天日干しだけではちょっと安心・安全の衛生面ということで、カーテン、座布団そのあたりどう捉えているかお聞かせください。

あと、赤ちゃんの駅なんですが、私は和戸公民館をよく利用させていただいているんですが、非常に小さい机がぼんと置いてあるだけなんですね。議場にもちょっと自分のものを置くように使っているのと全く同じなんですが、新生児でもとてもそこでおむつをかえる大きさではありません。授乳も恥ずかしくてできる場所ではないので、ちょっと考えていただきたいというのと、この赤ちゃんの駅は非常にいいということで、行政視察で宮代町にきた議員をたまたま私見たんですけども、視察報告にこれはすごくいいと書いてあったんですね。ただ、現状としてはとても不便だし、本当

に困って、利用者以外の方も和戸公民館だとかえるところがないので、利用できたらとても便利なので、例えば入り口に何かを利用するときは、鍵番号を教育委員会に電話してくださいとか何かそういうアピールとかされないのかなと思いました。もうちょっと公民館でやっていますよと言ったら、やっていただきたいと思います。

それで、働き方改革なんですが、やっぱり学校の先生たちは長くいるというのが長いこと当たり前でいらしていると思うんですね。それで、まず現場からということで、指導主事の皆さんの働き方をまずいろいろやったださっているようなんですが、さらにやっていただくというのと、宮代町の教育委員会は指導主事がとても大変そうに私の目からは見えるんですが、人数が足りているのかなと、そこをちょっとどうお考えなのかお聞きします。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課長。

○教育推進課長（渋谷龍弘君） 教育推進課長の渋谷でございます。

まず、1点目の学校におけます水の備蓄の関係でございますけれども、あくまでも避難者用の備蓄の水でございますので、町民生活課のほうで所管しておりますけれども、縦割りではいけませんので、今後、児童・生徒の水と食の確保という観点で活用できるかといった点につきまして、内部のほうで調整をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長の飯山でございます。

公民館の関係について何点かお話を承りました。

今すぐできるかどうかというのもございますが、予算の範囲内でできるもの、ひどいものから順次対応のほうさせていただければと思います。

また、赤ちゃんの駅の関係につきましても、管理的な問題もありますので、そういった課題も含めて対応策について検討のほうさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

我々指導主事ですが、それぞれ担当の分掌を持っております。年によって人の変わることもございますので、それぞれの内容もまた少しずつ変わっておるわけなんです、そういった過去の資料やデータ等をそれぞれフォルダー管理等しまして、また引き継ぎ等しまして、業務等日々進めております。

そういった中でどうしてもうまくその事業の進め方について戸惑ったりですとか、何か間違いがあって修正したりですとかといったことがありまして、我々指導主事のやはり日々の事務能力ですとか、指導力の向上はもちろんなんですけれども、分掌内容をより明確化して、また引き継ぎ等による適切な指導内容の分掌内容の理解ですとか、あるいは連携した声かけ等による前年度の内容と今年度の事業内容とのすり合わせといいますか、去年こうだったから、こういうふうにやるといいよといったアドバイスですとか、そういったものをチームワークよく進めることによって、より事務効率の向上を今後図っていきたいということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

じゃ、1点だけ。

防災の水なんです、先ほどおっしゃっていま

したけれども、生徒さんたちもやっぱり、さっきも地震ありましたけれども、学校で地震とか災害があった場合、そこに残ったときに避難所で皆さん来たときに、確実にこれは生徒のものだよと。地域の方のは地域防災のほうから持ってくるんだというすみ分けというのはやっぱり慌てた中でできないと困るということをお願いしたいと思います。

それと、1点ちょっと質問したんですけれども、防災の研修とかはされたのかという質問をさせていただいたんですが、じゃ、要望にします。ある市町村ではもう、防災のときのどこにボランティアの受付をつくとかそういうのもう全部学校の配置をどこにするとか、そういう研修もされているようなんですね。今、地震も多く、災害も多いので、宮代町もそういう学校の管理下での受け入れ態勢があるという前提で物を考えていただいて、慌てないようにつくっていただけたら、これは要望です。お願いいたします。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
金子委員。

○委員（金子正志君） 金子です。

公共施設再編の観点から質問いたします。

エアコンがつきまして、生徒も保護者も先生も非常に喜んでいると思うんです。今後、トイレの洋式化とか進みますと、ますます前原中も須賀中も百間中学校もこのまま残ってくれるんだと皆さんが思うと思うんです。

それで、2年前だったか、中学校の統廃合、説明会がありましたけれども、その後のんびりしているわけなんですけれども、このままのんびり続けるのか、それとも中学校3校に力を入れて、凍結するのか、どちらなのでしょう。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課長。

○教育推進課長（渋谷龍弘君） 教育推進課長の渋谷

谷でございます。

小・中学校の適正配置の関係でございますけれども、今年度につきましては、中学校の劣化診断を実施しております。この劣化診断を実施することといたしました背景といたしましては、学校が現在どんな状態でいつまでもつのか、あるいはいつまでに建て替えなければいけないのかと、そういったハード的な面につきましてもきちんと調査いたしまして、根拠をきちんと整理した上で、適正配置を考えていくことが必要ではないかというふうなことで、今年度中学校の劣化診断を行っております。この診断の結果が出るのが来年の2月ごろでございます。

一方、平成28年の12月議会におきまして、請願が採択されております。この請願では、早急に進めず、保護者や町民の声を反映させて、再検討を求めるという内容のものでございます。

また、過日の29年度決算におけます監査委員からのご意見といたしまして、学校の再編計画につきましては、よりよい計画となるように、町民との意見交換の機会を設けて、時間を十分かけて結論を出すようにというふうなご意見をいただいております。

そこで、平成28年8月に策定しております小・中学校の適正配置計画につきましては、今後、市民参加で検証していく必要があると思っております。具体的には劣化診断の結果が出た来年度、改めて審議会のほう設置をしまして、保護者の方ですとか、公募の住民の皆様とともに検証作業を進めていきたいと思っております。

その審議会の運営に当たりましては、参加型といたしまして、必要に応じまして、住民の皆様のご意見ですとかそういった意見交換の場なども設定しながら、参加型の審議会を運営して進めていきたいと考えてございます。

また、来年度につきましては、あわせて、小学校の劣化診断の実施を予定してございまして、その後、中学校と同様に市民参加、住民の皆様とともにこの適正配置の検証作業を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 金子です。

方針がしっかり決まっているようで、安心しました。

もう一つなんですけれども、ぐるるなんですけれども、平成23年の東洋大学の調査では、B案では、ぐるるはたしか売却とか何とかなっていたと思うんですけれども、違っていたら訂正していただいて結構なんですけれども。はらっパークとかぐるるは売却だったんです、B案で、記憶では。B案というのは、どのぐらい状況がひどくなったからB案に移行するのか、それを教えていただきたいんですけれども。

○委員長（田島正徳君） 教育推進課長。

○教育推進課長（渋谷龍弘君） 教育推進課長の渋谷でございます。

ぐるるの売却というふうなご質問でございますが、現在そのような予定もございませんし、そういった想定もしてございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 今後も売却の予定が発生するようなことのないように、しっかりと予算と決算を組んでいただきたいと思います。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） ないようですので、以上で教育委員会の質疑を終了いたします。

これもちまして、議案第53号 平成29年度宮

代町一般会計歳入歳出決算の認定について、本件に対する質疑は全て終了いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 5時47分

再開 午後 5時59分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

2017年度、平成29年度一般会計決算の認定につきまして、きょう、まちづくり建設課と教育委員会所管の審議が終わったばかりでございますので、改めて本会議の中で、討論をしたいと思っております。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

金子委員。

○委員（金子正志君） 29年度決算について賛成いたします。

数字については賛成いたしますけれども、改善していただきたいことが3点あります。

委員長、携帯を見てもよろしいでしょうか。全部ここに入っているんですけれども。携帯の中に。

議長、本議会でもよろしいでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 6時01分

再開 午後 6時02分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

○委員（金子正志君） ありがとうございます。

大きく3つです。改善してほしいところです。

まず、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年問題。もうすぐそこです。今から対応した予算を組み、決算を行う必要があると思っております。

まず、9月4日の神奈川新聞なんですけれども、逗子市、財政難で……。

○委員長（田島正徳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 6時03分

再開 午後 6時03分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

○委員（金子正志君） 9月4日の神奈川新聞によりますと、逗子市では、平成30年度にかかわる財政対策の実施状況といたしまして、人件費の削減、事務事業の見直し、国民健康保険事業特別会計への法定外繰出金の削減、さらに平成30年度に支出を予定していた市長及び副市長の退職手当の全額不支給や、自然の森整備事業の休止など追加対策をした。市議会の取り組みとして、市議会議員の定数削減及び議員報酬の削減などを実施した。

ということで、6年計画で緊縮予算を組むんです。その説明を昨年の11月の広報「ずし」で3ページにわたって行っております。

宮代町も7年後には2025年問題を迎えるわけですから、今から例えば5年、6年計画を組むとしたら、緊縮予算を組む必要があると思うんです。

宮代町の状況を見ますと、昨日のこの日経新聞、こちらに載っておりますけれども、首都圏は所得が上がっているけれども、ドーナツ状、首都圏40キロラインに沿って所得が減っているというベッドタウンの衰退という記事です。

宮代町、ここにスマホを当てると数字が出てくるんですけども、宮代町の1人当たり所得1990年413万円、1995年398万円、2000年386万円、2005年334万円、2010年302万円、2015年299万円、一度もとまることなく25年間下がり続けているんです。

そうしまして、人口のほうを見ますと、つい最近町制60周年だったわけですけども、その30年前、30周年のときに、年少人口0歳から中学生まで7,415人、それが半分以下の3,581人になっています。

ここから30年たつと、さらに2,519人まで減ると見込まれています。子供の数が極端に減っているということは、何年かおくて生産年齢人口が減るということなんです。つまり納税義務者が減り続けることが今後確実に想定されるわけです。

ちなみに数字を申し上げますと、30年前は2万1,785人、60周年のときには1万9,920人、90周年では1万2,774人、ここまで落ち込みます。高齢人口65歳以上は、30周年のときには2,012人、それが60周年のときには5倍以上の1万96人、そして30年間高どまりです。

ということで、まず1番目。2025年問題はすぐそこです。今から対応した予算を組むための準備をしてほしい。

2つ目。今年の予算のときに、私発言いたしました。合併をテーマにした町政懇談会を今年度中に開くという約束を守ってくれるということを信じて予算に賛成します、こう述べたはずですが、あと6カ月ありますので、10月20日にまず町政全般の懇談会をやった後、そこから5カ月以内に合併をテーマにした懇談会を開いていただきたい。これは約束ですので守っていただきたい。

3番目。平成29年度の途中で町長の報酬が変わっていると思います。これがなぜだかちょっと理

解できないので、これは改善してほしい。

平成28年5月1日の議会だよりで、町長が町長の給与の特例に関する条例で、給与10%削減を提案しました。20%削減を10%削減にするという提案ですので、実際は給料が値上げするという提案です。これに対しまして、反対10人で否決されました。そして、再提案された給与20%削減が賛成10で可決されました。この様子は現在の町長も見ていたはずだと思います。

この状況からして、29年度の途中でなぜ町長報酬が値上がったのか、全く理解できるものではありません。できましたら、12月議会で町長給料20%削減を提案していただきたいと思います。

以上、概略を申し上げまして、賛成いたします。

○委員長（田島正徳君） 本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原です。

今、同じ会派の金子さんは金子さんの理由で意見を述べましたけれども、私はそういう難しい話じゃなくて、簡単に賛成をしていきたいと思っているんです。

この29年度一般会計決算の認定については、いろいろ今までの議論の中で、要求とか要望だとか今までの流れをどうだという質疑が多かったと思います、確かに。私も幾つかそういう質疑をしました。私がこれから賛成する考え方としては、本会議で詳しくは述べますけれども、これからやってもらいたいもの、一般質問だとかいろいろな幾つか私お願いをしているわけですから、それらをぜひやってもらいたいということで、賛成してきたいと思います。

その詳しいことについては、本会議で述べて、理解してもらいたいと思います。多分、そこまで言えば、私が今までお願いしたこと4つか5つあると思いますので、もう黙っていたってわかっているはずだと思いますが、そのことを詳しく説明をしながら賛成していきたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） 反対討論なしと認めます。
次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第53号 平成29年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（田島正徳君） 起立多数であります。

よって、議案第53号 平成29年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

本日はこの程度にとどめ、次回は9月20日木曜日午前10時から委員会を開き、引き続き住民課の国民健康保険特別会計の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会 午後 6時13分

決 算 特 別 委 員 会

第 5 日

出席委員（１２名）

唐 沢 捷 一 君	丸 山 妙 子 君
野 原 洋 子 君	丸 藤 栄 一 君
山 下 秋 夫 君	関 弘 秀 君
角 野 由 紀 子 君	田 島 正 徳 君
伊 草 弘 之 君	合 川 泰 治 君
金 子 正 志 君	小 河 原 正 君
（議 長 中 野 松 夫 君）	

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町 長 新 井 康 之 君	会 計 管 理 者 瀧 口 郁 生 君
住 民 課 長 小 暮 正 代 君	住 民 課 副 課 長 草 野 公 浩 君
国 保 年 金 担 当 主 査 村 山 善 博 君	後 期 高 齢 者 医 療 担 当 主 査 関 根 盛 純 君
健 康 介 護 課 長 小 島 修 君	健 康 介 護 課 副 課 長 岡 村 行 雄 君
健 康 介 護 課 幹 主 斎 藤 俊 美 君	高 齢 者 支 援 査 当 主 査 岡 安 英 之 君
高 齢 者 支 援 査 当 主 斎 藤 千 洋 君	介 護 保 険 担 当 主 査 小 林 和 政 君
ま ち づ く り 長 横 溝 秀 武 君	上 下 水 道 室 長 高 橋 暁 尋 君
上 下 水 道 室 幹 主 忽 滑 谷 和 君	下 水 道 担 当 査 当 主 和 田 光 春 君
上 水 道 担 当 査 主 荒 川 俊 二 郎 君	上 水 道 担 当 査 主 宮 下 義 樹 君

本委員会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 佐 藤 賢 治	主 査 折 原 淳
主 任 岡 村 恵 美 子	

開会 午前 9時59分

◎開会の宣告

○委員長（田島正徳君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。

定足数に達しておりますので、9月18日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

◎議案第33号の審査（住民課）

○委員長（田島正徳君） これより本委員会に付託されました議案第54号 平成29年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○住民課長（小暮正代君） おはようございます。

住民課長の小暮でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、出席しております職員の自己紹介をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○住民課副課長（草野公浩君） おはようございます。

同じく住民課の草野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○国保年金担当主査（村山善博君） おはようございます。

住民課国保担当主査の村山と申します。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（田島正徳君） 本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べて

いただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） おはようございます。山下です。

改めて、少ない項目ですけれども、質問させていただきます。

全体的な問題なんで、ページ数とかそういうのはちょっと言っていないんですけれども、一つとしては、加入者の収入、平成30年度資料によると、195万円以下が加入者の70.14%となっています。短期保険者で平成29年度現在では115件、資格証発行で4件、滞納世帯も平成29年度1,261世帯となっているが、これで間違いないのか、改めてお話を聞きたいと思います。

あと、2つ目としては、平成29年度の宮代町国民健康保険加入者の平均所得はどのくらいになっているのでしょうか。それも改めて聞きたいと思います。

それから、国民健康保険加入者に占める保険料軽減世帯、28年度、29年度別にお答えください。28年度は2,701件だと思うんですけれども、29年度2,732世帯、ちょっとわかりませんけれども、そういう数だと思いますので、間違いないかどうか、まず最初にお聞きたいと思います。

あと、4つ目としては、全国で生活困窮者が医者にかかれないという人が増えてきていると思います。宮代町でその状況はあるのか、ないのか、また、町のほうに、住民課のほうにそういうことで相談に来た人は何人ぐらいいるのか、その辺のところ、教えていただきたいと思います。

それと、国庫支出金が昭和59年度からだんだん減ってきていると思います。国民健康保険総収入に占める割合、宮代町の平成29年度の決算での国

庫支出金の割合はどのくらいなのか。私の計算だと17.7%になっていると思うんですけども、それで間違いないかどうか、お願いします。

あと、宮代町では、平成29年1月末現在での平均保険料、また、赤字解消のために、2年前に保険料を引き上げたいとして計画をしていますけれども、国民健康保険加入者の収入が落ち込んでいます。私、負担増でなく軽減に努めるべきだというふうに思っております。その辺のところの考えを聞かせてください。

最後になります。本年度より、国保を市町村と県で共同運営する制度に変わりましたが、その結果、国や県では、予算配分において適正化計画に合致したと評価した自治体に特別調整給付金の支給増額につながったわけです。健康保険にも上がったと思います。評価された基準とは、赤字解消のために値上げなのか、医療費の抑制なのか、徴収強化による滞納削減だったのか、また、細かいことがあったら、それを詳しくお願いします。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 住民課長。

○住民課長（小暮正代君） 住民課長の小暮でございます。

ただいまのご質問にお答えさせていただきますが、順不同でまことに申しわけございませんが、私のほうから、6点目につきましてご説明をさせていただきますと思います。

被保険者の収入が落ちている、そんな中で、本来であれば軽減をしていくべきではないかというようなご質問であったかと思います。

一般質問でもお答え申し上げたところでございますけれども、確かに被保険者の世帯の収入は減少傾向にございます。その減少傾向につきまして、若干ご説明をさせていただきたいのですが、1世帯当たり所得につきましては、あくまでも世帯内

の国民健康保険の被保険者の所得の合計でありますので、国民健康保険に加入されていない、例えば被用者保険の世帯主や後期高齢者医療の世帯主の方の所得がまず含まれていないということでご理解いただきたいのですが、最近のこの減少傾向を分析いたしますと、例えば被保の減少は、後期高齢者医療制度への移行が進んでいるわけなんですけれども、年金収入がある世帯主の方が75歳となりまして、後期高齢者医療制度へ移行し、所得の少ない配偶者の方のみが国民健康保険の加入者として残る場合という、こういった世代が増えております。

この場合、配偶者の所得が国民健康保険の所得となるといったような傾向が最近多いというふうにお考えいただきたいと存じます。すなわち、もちろん全体的に所得が下がっているということもありますけれども、実際の世帯の所得ということとでいくと、一概にそれが一致しているかということ、そうではないという部分もあるということでご理解をいただきたいと存じます。

そういった中、国民健康保険税につきまして、今後どうしていくのかということでございますけれども、29年度に改正させていただき、この間、ご説明させていただきましたとおり、今後も赤字解消計画に向けて取り組んでいくというふうな計画でございます。

その背景でございますけれども、やはり30年度の予算におきましては、1億2,000万強の法定外繰入金となりまして、これが35年度までには、さらに1億9,000万円程度になるというふうに見込んでおります。

また、激変緩和につきましても、宮代町は県内でも高い激変緩和措置を講じていただいたところでございますけれども、これも35年度までとなっております、確実にいただけるかどうかという

保証もない中、少なくともそれが減少していくというふうにされております。

いわゆるこの激変緩和措置が講じられている間に保険税の見直しを進めていくということは、逆に被保険者の皆様にとっても、保険税のソフトランディングになるのではないかというふうに考えているものでございます。

また、県の運営方針では、35年度までには計画的、段階的な赤字を解消していくというふうにされているということ、それから、市町村は県が示された標準保険税率に沿った、参考にして今後、保険税というのを設定していくことが求められているわけでございますけれども、現行の保険税率と標準保険税率とは大きく乖離しているということ、そういったことを踏まえまして、運営協議会のほうで検討をし、今、赤字解消に向けた取り組みとともに、税率改正について検討を進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして……

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

1 番から順次お答え申し上げます。

まず、短期被保険者証の数でございますけれども、平成29年4月に交付した件数でございますけれども、こちらが88件、平成29年4月に交付したのが88件、29年10月に交付したのが95件となっております。

それから、資格者証につきましては、29年10月に8件交付をさせていただいております。

それから、続きまして、滞納者数でございますが、平成29年度末、年度末におきまして676件となっております。

次に、1世帯当たりの平均所得金額でございま

すが、29年度賦課期日時点ですけれども、1世帯当たり118万8,610円となっております。

次に、生活困窮者がお医者さんにかかれないことがあったのかということですが、私どもの把握している範囲では、特にございませんでした。

続きまして、国庫支出金の割合ですが、成果書の186ページのほうに歳入歳出の決算状況がありますけれども、歳入の状況で2番の国庫支出金につきましては17.8%となっております。仮に、委員さんのおっしゃられた国庫支出金が国からもらう療養給付費負担金ということであれば、これは32%ということで決まっておりますので、32%ということでございます。

続きまして、特別調整交付金の出た理由でございますけれども、国のほうから、今回、経営努力が認められて増額となった理由でございます。これについては基準項目がありまして、当町では、8項目につきまして該当がございました。

1つは、1人当たりの法定外繰入金が28年度と比較して、前年度から下がった場合とか、それから2番目に、保険税の賦課限度額、上限額ですが、これが地方税法とあわせて施行されている場合、それから、レセプトの点検において、効果割合が前年度以上となった場合、それから4番目に、税の収納率が28年度現年分と滞納分において収納率が前年度を上回った場合、それから5番目に、規模別の目標収納率の達成ということで、28年度現年分の収納率が目標の収納率を達成した場合、それから6番目といたしまして、税の現年分の催告回数が6回以上または前年より多かった場合ということと、それから7番目に、特定保健指導の実施率が28年度の実施率の全国平均を上回った場合、それから8番目といたしまして、データヘルス計画の策定が終了していて、それに基づ

いて29年度保健事業を実施した場合ということで、この8項目に当町といたしましては該当いたしまして、今回、調整交付金をいただくことになりました。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） じゃ、一つ一つやっていきたいと思います。

最初に、赤字解消のために町はやっていきたいということで言われていましたけれども、実際、後期高齢者に移行したということを言っていますけれども、後期高齢者は別個にまた保険料を取られているわけですね。だから、二重に今度取られるということでは、世帯の収入が、この健康保険に、落ち込んでいるのに、宮代の町民の負担がかなり大きくなってきているということは事実だと思います。その辺のところであわせて、ちょっと大き過ぎるんじゃないかなと私は思っております。

確かに旦那さんが、その逆もありますけれども、75歳以上になった、国民健康保険ですから、世帯主じゃない方が残るわけですね。そうすれば、そうなる収入が減るわけです。確かにそれはわかります。でも、旦那さんは別に今度取られるわけですよ。先ほども言いましたように。

そういう点では、やっぱり二重に取られるということですから、今まで以上に。後期高齢者の場合は比較的高いですから、健康保険より、その辺のところがあって、皆さん、納めるのが大変だという人が増えてきているんですよ。私もそれは耳に、聞いています。その辺のところであって、私は引き下げるべきだというふうに考えているんですよ。

確かに、この中で生活困窮者が医者にかかれなという方は全国的には増えています。宮代町に

はあったのかということで聞いていますけれども、確かに相談はなかったかもしれないですけども、やはり抑えているというのが現実ですよ。命にかかわることなんですよ。

その辺のところであって、先ほども言いましたけれども、関連性あるんでちょっと続けて言いますけれども、短期保険者が増えている。取り立てと言っては語弊あるかもしれませんが、滞納者が減ったというのは、これは10月から、何月から何月までのことだかちょっともう一度お願いしたいと思っているんですけども、減っていますけれども、確かに資料では、滞納世帯1,261世帯、29年度の資料ですよ、1,261世帯となっていて、676世帯となっていますけれども、これいつからいつまでの問題なのか、資料で出してあるのはいつからいつまでの1,261世帯なのか、そんなところもちょっとわからないので、お答えを願いたいと思うんですけども、そういう点で、生活困窮者が私は増えているんじゃないかと。

そういう中で、国民健康保険を今年度、赤字解消のためにやるということになっています。この予算配分において適正化計画に合致した、あと、消化した自治体に特別調整給付金が、先ほど8つの基準でということになっています。

1つは、この中では収納率を上げているということが言われております。収納率を上げるということは、今までの、私の知っている限りで1,261世帯の滞納している人たちに強めていかないと、これは収納率が上がらないというのが一目瞭然ですよ。

やはり町民のそういう生活実態を無視して、収納率を上げることだけを頭に入れて、町民の命と健康を守るということを二の次にするということは、私はちょっとおかしいんじゃないかなと思っております。だから、一人一人に十分に聞いてい

るのかどうか、収納率を上げるために、事情というの。

私、ほかの質問でもしたんですけども、警察権力が入っているということも聞きました。収納率を上げるために。確かに怖い、払えない人によこせと言ったら怖いですよ。事情はどうであれ、やっぱり警察が来れば、言いたいことも言えない、これは一目瞭然ですよ、誰だって。権力ですから、片方は。

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君） いや、あったという話は聞いています。そういうことは、入っているということは聞いています。

そういうことで、大変なところだけが入れてあるということで聞いていますけれども、そういう回答があったんで、私は聞いていますけれども、確かに、そういう危ないところは入れなくちゃいけない、何されるかわからない、今回も交番で殺されたようなこともありますから、それは当然だと思えますけれども、ただ、一般の人に事情も聞かずに入ったら、ちょっと驚きますよね。

その辺のところを十分に気をつけながらやってほしいなという感じがします。無理なことをしないということを約束をお願いしたいなと思っております。収納率を上げるために、何が何でもそういうことをやるということになると、大変なことだなと私は思っておりますので、その辺のところはもう一度詳しく、やらないんだったらやらないと、そういうことはしませんよということでやっていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

まず、後期保険料との二重払いということで

ございますが、世帯主の方が仮に後期に移行した場合、当然、その世帯主の方が国保に残っていた場合でも、ご自分の保険税は払わなきゃいけませんので、特に後期に移ったからといって二重払いになることはないことになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、滞納世帯数につきまして、先ほど1,261件という世帯数のお話がありましたが、1,261件については、27年度の滞納世帯数でございますけれども、このときは、その時点で国保の資格を持っていない方、過去において滞納があつて、27年度時点で国保の資格を持っていない方も含まれておりましたので、1,261世帯となっております。

29年度の、先ほど申しました676世帯については、29年度時点で国保の世帯がない方は除いておりますので、精査した結果、こういう数字となっております。

それから、次に、収納率を上げるために過度な取り立てをしているのではないかとということでございますが、当町のほうでは、税務課と収納対策等を連携いたしまして、あくまでも滞納者の方に寄り添う形で、相談をしながら進めさせていただいております。

今回の収納率が上がったという理由につきましては、滞納者へのタイアップもそうなんですけれども、むしろ国保の資格を持っていないで、過去に滞納のある方が結構おりましたので、そういった資格の整理を今回させていただいたのと、あと、収納対策のほうで不納欠損額も、収納が完全に不履行できないような不納欠損について、しっかり整理をさせていただいて減額をさせていただいた。

それから、所得がわからない方も結構いまして、その方に簡易申告という形で、税の申告ではなくて、簡単な本当に本人の申告による簡易申告を進

めた結果、その方の状況を詳細に把握することができて、今回、それを厳密にやった結果、収納率が上がったということでございますので、ぜひご理解いただきたいと存じます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 国保の資格の整理をしたということで、今回は676世帯になったということなんですけれども、そこら辺、じゃ、まぜたらどのくらいになるんですか。その辺のところは、比較がちょっとできないもんですから、お願いします。

それと、収納率、いろいろなことを整理して収納率は上がって、過度な取り立てはしていませんよと言っております。逆に考えて、どのくらいのところに収納率を上げるために指導に行ったのか、指導したのか、何世帯ぐらいに、その辺のところはわかりますか、逆に言えば。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

29年度の滞納世帯数に、仮に過去、国保資格を持っていた方も含めた場合ですけれども、1,007世帯となります。

続きまして、2点目の滞納者への指導等でどれくらい行った件数かでございますが、特に具体的なことになりますと、税務課の収納対策のほうでやっておりますので、私どものほうでは特に把握はしてございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 最後になります。

合わせて1,007件、国保に入っていない人を除くということは、無保険者ということ、それとも、除くというのはどういう意味をしているんでしょうか。本来だったら国保に入らなくちゃいけない

世帯だと思うんですけども、それは入っていないということはどういう意味をするのか。

全国では、国民皆保険ということで決められています。全員が保険に入らなくちゃいけないということで。それを除くということになると、これは国民健康保険にも入っていない、どこの保険に入るんでしょうかね。その辺のところもちょうと詳しくお願いします。

それと、国民健康保険を扱っているところでもそういう滞納をやっているのは、それは別の町民課のほう、町民課じゃなくて、町民課ですか、そっちのほうでわからないということなので……

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君） 住民課ですか。税務課ですか。税務課のほうと別々に業務を分けてしまうというんですけれども、やはり加入者の状況というのがわからないと、これは生活実態なんかわかりませんよね。どうなっているのか。国民健康保険を扱っていて、この人はどうなのか、答えるにも答えようがないと思いますよ。

その辺のところでは、やっぱり行政の中でもどうなっているんだ、この人とはということで、聞くべきじゃなくて、わかっておく必要があるんじゃないかなと私は思っているんですよ。その辺のところはどうなんですかね。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

29年度の滞納世帯の抜けた世帯についてはどうなっているかということでございますが、大半が社会保険のほうに加入をしていると思います。その社会保険に入ったかどうかにつきましては、うちのほうでは把握するすべがございませんので、把握はしてございません。

続きまして、滞納者の生活実態の把握でございますが、事務自体は収納対策のほうで行っておりますけれども、電算で滞納システムというのがございまして、そちらは収納担当とこちらの保険税担当のほうと見られるようになっておりまして、町のほうで何をしたかとかというのは全てそのシステムを通して確認することができておりまして、随時、収納対策と連携をしながら、滞納者の方にしつかり的確に行けるよう、ふだん、連携を十分とっている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

最後になりますけれども、先ほど社会保険に入っているということで確認はとれていないということなんですけれども、その他でそれを、健康保険でその他にしちゃったという、原因もわからずにやっちゃっているわけですか。本当に社会保険に入っているのかどうなのか、保険に入っているのかどうか。

それと同時に、あと、電算で収納対策をしていると、システムを通してわかるんだと言っていますけれども、例えば今回の決算で、町のほうで葬儀をやったということなんですけれども、その人のあれも健康保険に入っていたわけですね。健康保険だというふうに聞きました。国民健康保険だということで聞きました。そういう情報なんかも共有しているのかどうか、その辺のところを最後ですけれども、もう一度お願いします。

○委員長（田島正徳君） 国民年金担当主査。

○国保年金担当主査（村山善博君） 村山でございます。

一番最初の社会保険の関係で少し説明をしたいと思います。

資格がないという方については、先ほど代表的

なのは社会保険に加入というような話であったんですけども、それ以外には、社会保険に加入しましたよといって社会保険の保険証を持ってきて、脱退という手続がまず1点、あとは、杉戸町さんとか春日部市さんに転出をする、宮代町の住民でなくなるという方もいらっしゃいます。

また、先ほど来話になっている、75歳以上になりまして後期高齢の医療に移行する方、または死亡する方、そういった方の事実をもって国民健康保険の資格については抜けておりますので、何らかの理由に該当して国民健康保険から抜けるというような取り扱いをさせていただいております。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

2点目の今回、生活困窮者の方が亡くなられたケースでございます。町のほうで火葬を行った方の件につきましては、担当のほうで一応把握をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

それでは、山下議員が結構質問していますので、ダブらないように質問させていただきたいと思います。

まず初めに、今回から都道府県化になりました。今、都道府県化に向けて問題になっているのが、やはり国保の構造問題なんですけど、まず、認識としてお尋ねしたいんですけども、やはり国保財政は厳しいと言っていますよね。その辺、担当のほうから、その厳しさはどこから出ているのか、まず1点、お尋ねしたいと思います。

それから、2点目は所得の関係ですが、先ほど答弁したのは、1世帯当たりの所得金額ですよ。

これはいつ現在と言いましたか。もう一度、118万8,610円ということですが、いつの時点なのかお尋ねしたいと思います。

それから、国保税、非常に私は、一般質問でも言いましたが、高いというように感じています。それはなぜかという、協会けんぽとの関係もあります。それから、所得との関係でも非常に高いというふうに思いますが、その辺で宮代町の国保加入者は高いというふうには感じていないのかどうか、その辺では、担当としてはどういうふうに捉えておりますか、お尋ねします。

それから、平成29年度の国保税は幾らなのか、改めて確認のため、お願いしたいと思います。

それから、来年度の国保税の改定の関係で資料が出されましたが、今年度から都道府県化されましたが、県内の状況を見ると、税率等の改正が31団体ということですよ。おおむね半分が改定された。

しかし、もう半分は改定されていないわけですよ。その辺についてはどういうふうこれを捉えているのか、その辺、宮代の場合は、あえて前年度から前倒して国保税上げましたが、その辺の県内の状況を見ての町としてのこの動向についての考え、どう捉えているか、お尋ねしたいと思います。

それから、私は、今回、平成29年度、国保税が引き上げられました。また、来年も引き上げることなんですけれども、こうした中で、ほかの自治体では、やはり子供の均等割、これの引き下げを行っている自治体も増えてきています。そういった点で、やはり子育てをしていく上で、子供を多く抱える家庭にとっては非常に均等割が重くなっています。これについての考え方についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 住民課長。

○住民課長（小暮正代君） 住民課の小暮でございます。

また、ご回答につきましては、順不同になりますことをご了承いただきたいと存じます。

まず、1点目でございます。国保財政が非常に厳しいと担当のほうで思っている、その背景はということでございます。ご承知のとおり、先ほどの繰返しにもなりますけれども、まず宮代町につきましては、この新年度予算におきましても、法定外繰り入れを1億2,000万強させていただいたところでございます。

その中であっても、町は県内でも高い激変緩和措置を講じていただいた上でも、さらに法定外を入れさせていただいているという状況でございまして、この法定外の1人当たりの法定外繰り入れ額につきましても、県内でも非常に高い位置にございます。こういった背景を受けまして、やはり宮代町の国保財政は非常に厳しい財政状況であるというふうに考えているところでございます。

それから、5点目の県内の31団体が30年度の国保税を改正したと、しかし、もう半分はまだ改定されていないではないかと、それをどのように捉えているのかというところでございますけれども、当然、市町村ごとに事情というものが異なっていることではございますが、この県の運営方針に基づく赤字解消計画を策定する団体数は、全国の自治体がこの赤字解消計画というものを策定するということではなくて、いわゆる今、この段階でも赤字じゃないというところが存在するわけでございまして、そういったところにつきましては、改定をしない傾向になるのではないかとというふうに考えるものでございます。

それから、最後の子供の均等割につきましてでございますが、均等割を引き上げる、まずこの背景をご理解いただきたいなと思っているところで

ございまして、当然、宮代町につきましては、所得水準が決して高くはない状況でございます。それで、運営協議会につきましても、29年度改正の答申におきまして、被保険者全体で広く負担する必要があるというような答申をいただいたところでございます。

そして、均等割につきましては軽減がかかりますので、加入世帯が多い世帯であるとか、低所得者への影響を少なくすることができる上に公費を拡充させることができますので、いわゆる国保税にかかる解消額というのを抑えることができるということがございます。

こういったことも含めて、今、運営協議会のほうで検討を進めているわけですが、議員おっしゃられるとおり、子供のこの均等割軽減措置につきましては、少子化社会に対応する重要な課題であるというふうに認識しておりますので、今後も、国の負担による均等割軽減措置の導入につきまして、引き続き要望していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

2点目の平均所得金額はいつの時点でございますが、29年度の7月時点でございます。

続きまして、国保加入者の方は国保税を高く感じているのかという点でございますが、加入者の方といたしましても状況がさまざま違いますので、一概には言えないと思いますが、町のほうにも窓口や電話等で高いというご意見も多々いただるところでございまして、担当者としてしましては、決してほかの保険よりもやはり国保税のほう若干負担が大きいのかなというふうには感じているところでございます。

続きまして、3点目の29年度の国保税の関係でございますけれども、成果書の197ページのほうに税額と税率ということで表のほうがございしますが、まず所得割につきましては、医療分が6.1%、支援分が1.9%、介護分が1.3%となっております。均等割につきましては、医療分が2万8,200円、支援分が9,600円、介護分が1万1,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） ありがとうございます。

国保財政が厳しいと、担当者からは、先ほど特に赤字解消のための法定外繰入金、ただでさえ1億2,000万、これが1億9,000万になるということが主な理由ということで答弁がございましたが、やはり国保税の財政が厳しくなっているのは、まず国保の加入者の構造的な、構造というか、職業も違っていると思うんですね。

以前は、やはり国保ができたころは、農家の方々が4割近く入っていて、それから自営の方々が3割という状況だったと思うんですけども、それが今は年金者が4割、それで、あと3割、被用者、そういった、とにかく所得が非常に少ないと、そういう状況があると思うんですね。

それと、さらに加えて、国のほうの国庫補助が削られた、これが大きな国保財政を厳しくしている、そういう原因だと私は思っています。

ですから、これを変えなければいけないと思うんですけども、それが今、残念ながら、国保を都道府県化ということで、その辺あたりを変えていくのかなというふうに思ったら、そうではなかったというのが実態だと思うんですけども、そこで、宮代の場合、なぜ国保税を上げなければいけないというのは、先ほどのそういうことから上げなければいけないということなんですけれども、

これはあくまでも国の方針であって、国のほうはそんなに無理してまで、やはり被保険者の実態をきちんと把握して、それで税をどういうふうにするかというのがやはりこのところの実態だと思うんですけども、その辺は考慮されているのかなというふうに思うんですけども、その点、どうなのでしょう。

それから、1世帯当たりの平均所得はわかりました。少し、その後の一般会計では120万ということでしたので、若干上がっているのかなというふうに思いますが、国保税は高く感じていないかどうかということでお聞きしたら、電話も多分、苦情なんだと思いますけれども、来ているということで、それはどういう内容なのでしょうかね。

町のほう、直接かどうかわかりませんが、税の収納対策のほうにも来ているのかどうか、その辺も加味してどれぐらいあるのでしょうか。その内容等についてもお尋ねしたいと思います。

それから、国保税なんですけれども、先ほど言ったのはよくわかります。それで、一体全体でどれぐらいの国保税になっているのかということなんです。平均で結構ですから、それをまずお尋ねしたいと思います。

それから、やはり、せめても子供の均等割の軽減はどうかということでお尋ねしたんですけども、国のほうに引き続き要望していくということなんですけれども、これは、私は町に対して要望しているんですよ。そういった考えを持っていただけないかということで、国保財政も厳しいというのはわかるんですけども、どこも同じだと思うんです。

それで、すみません、先ほど前段の山下議員のところで聞き忘れたんですけども、国保の滞納世帯、私もここへ来て急に減っているなというふうに思っているんですけども、450世帯も減っ

ちゃっているんですよ。今までの報告からいって。聞いた内容が先ほどの内容なんですけれども、これ、ほかの自治体もそうですか。同じように仕分けしていますか。これは滞納世帯については。

宮代は急に改善されているような、改善というか、国保の資格を持っていない人も外しちゃう、それから社会保険に加入、あるいは転入、転出はあるでしょうけれども、450世帯も減っているんですよ。みんな同じようなやり方なんでしょうか。

どこの自治体も20%ぐらい、だから5世帯あるいは6世帯に1世帯の割合で滞納者がいるんですけども、そうすると、宮代はどんと減っちゃっているんですよ。この辺の滞納世帯についての基準というか、それはほかの自治体と違うのかどうか、その辺、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 住民課長。

○住民課長（小暮正代君） 住民課の小暮でございます。

それでは、1点目につきましてご回答させていただきます。

国民健康保険税の今後の見通しといいますか、解消についてでございますけれども、国、県からは、当然、運営方針の中で解消期間、35年度をもって解消していくように努めるというふうに求められているところでございます。

しかし、埼玉県におきましては、地域の実情に応じて35年度を超えることも認められているといいますか、県との協議の上で、地域の実情に応じて設定することができるようになっていところでございまして、今、運営協議会におきましては、一般質問でもお答え申し上げたとおり、宮代町につきましては、多額の法定外繰入金を解消していくに当たっては、35年度を超える十分な解消期間が必要であるというようなご意見をいただい

ているところでございます、いわゆるその間は法定外繰入金は継続する必要があるという考え方のもとで、今、検討が進められているところでございますので、町といたしましても、今後、運営協議会のほうから正式な答申を受け、その後、町のほうで検討を進めるわけでございますが、少なくともこういった答申の内容を尊重し、また、被保険者の状況を十分に踏まえながら進めていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

2点目の国保税の1世帯当たりの平均でございますけれども、29年度現年分におきましては、7万9,939円でございます。

続きまして、滞納世帯数の考え方がみんなどこも、他の自治体も同じなのかということでございますが、特にほかの自治体と比較したことはないんですけれども、今回、都道府県化されて、県のほうで運営方針が出ておりますけれども、その中でも、しっかり国保の資格管理については今まで以上に適正に行うようにという指針が出ておりまして、当然、そういった過去に国保でありながら、現在は国保世帯じゃないというような世帯については、積極的に年金の状況とかいろいろ調べて、現状確認ができればどんどん処理をしていくというような流れになっておりますので、これに基づいて各市町村、資格管理については進めているのではないかなというふうに考えております。

宮代町も、当然、その運営方針にのっとって、今後も資格の管理について適正に執行していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 住民課長。

○住民課長（小暮正代君） 住民課の小暮でございます。

最後の点のちょっと補足でございます。

滞納世帯の数の件でございますけれども、当然、資格者のみの世帯と資格喪失者も含んだ世帯というふうには分けて、その調べ、調べによってご回答しているところでございますけれども、ただ、現被保の世帯の何%がじゃ、滞納しているのかといったときには、やはりこの、今、資格者のほうの世帯のほうの数字を捉えていただく必要があるかなというところで、ご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 国民年金担当主査。

○国保年金担当主査（村山善博君） 村山でございます。

国保税が高いというふうな苦情とかお電話、窓口等々ということでございますけれども、29年度、税率改正しまして、やはり均等割を大幅に上げておりますので、世帯数、世帯員が多いところなんかは負担感が多いというふうなこともあるのかなというところは、実際、窓口、電話等で感じているところでございます。

ただし、これも補足でございますけれども、実際、社会保険やめられて、任意継続の保険にするのか、国民健康保険にするのかということで試算にいらっしゃる方、たくさんいらっしゃいます。

その中で、実際、国民健康保険税の試算をしますと、本当にこれはもう千差万別ですけれども、高いから任意継続にしようという方もいらっしゃいますし、逆に国民健康保険のほうが安いので、任意継続じゃなくて国保に入ろうという方もいらっしゃるので、本当にケースバイケースというのが正直、担当の肌感覚でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 住民課長。

○住民課長（小暮正代君） 小暮でございます。

最後の子供の均等割につきましては、繰り返しのようになりますが、国負担による子供の均等割保険税軽減の措置の導入について要望してまいりますとともに、一応、運営協議会のほうにご意見はいただきながら、検討を進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

ありがとうございます。

それでは、質問なんですけれども、そうしますと、滞納世帯の数字なんですけれども、先ほど、こういう資格のない人についてははじいたりしているということなんですけれども、先ほど県の運営方針というのがあってということは話はされたんですけれども、こういう運営方針があっても、ほかの自治体はこういう従来の数字を使っているんですよね。使っているんですよ。変わってきていますか。こんなふうに極端に。その点、もう一度確認させていただきたい。

そうしますと、宮代は、急ですけれども、このところ、1,261世帯から676世帯になったということでもいいんですね。そうすると、宮代は、それでいて、1世帯の所得は約118万なんです。国保税が平成29年度で約8万ですよ。やっぱりわずかの所得でこれだけの国保税を払わなければいけない、先ほど担当の職員から、特に均等割が多くなった方からは、こういった苦情もあったのではないかなというふうなことなんですけれども、私は、これは、数はどうであれ、やっぱり大変な状況だと思うんですよ。

実際、それがどうしてかという、やっぱり短期保険証あるいは資格証明、特に29年10月は95件

もあるわけでしょう。これはない人に、短期ですから大変ですね。だから、その点では、本当に払えない方が実際にいると思うし、大変な状況だと思うんですけれども、その辺の実態は加味されているのでしょうか。

それと、県なんかは、先ほども答弁ありましたが、急激な負担増とならないようにというのは、これは厚生省のほうの指導なんです。ですから、そういうものもあるし、先ほど国保運営協議会の中からも法定外繰り入れ、そんなに平成35年度までに解消しなくても、それはやはり無理だという状況を踏まえてそういう意見があると思うんですよ。

だとすれば、その辺を加味すれば、また来年、引き上げるというのは酷じゃないかなというふうに思うんですけれども、それはやっぱり町の姿勢だと思うんですよ。町の姿勢、国保税をどういうふうにするかという。

だから、法定外繰り入れ1億2,000万、これが1億9,000万になるから、これをまともにやると今の倍になるんでしょう。一般質問で、答弁が16万円になると言ったじゃないですか、国保税。倍になっちゃうんですよ。これ、大変な問題です。

私は、その辺を踏まえてやっぱり、しかも急激に上げるべきではないというのは、これは方針なんです。そういうふうにしたらどうなんだろうかなと思うんですけれども、もう一度お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

まず、1問目の被保険者の実態をしっかりとつかんでいるのかということでございますが、私も、当然、所得の少ない方が多いというのは認識

をしてございまして、当然、国保税を見直すに当たっては、その辺は十分考えてございます。

まず、具体的に、所得の少ない方、特に非課税世帯の方につきましては、国の制度で保険税が7割、5割、2割の軽減も入る、そういったこともございますし、また、均等割を若干増やすことで、国からの交付金も多くいただけるというようなこともありまして、そういったことも含めて、また急激に上がらないように、先ほど言いましたとおり、ある一定の期間で少しずつ見直しをしていく、それから、時間軸を持って、時間をかけて徐々に標準保険税率に近づけていくというようなことで、その辺もしっかり被保険者の方の実態を踏まえて、今、考慮しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 住民課長。

○住民課長（小暮正代君） それでは、国保税の引上げについてでございます。町としての姿勢というところでご質問をいただいているところでございますけれども、まず1点、確認というかご説明なんです、35年度までに解消するとしたら1世帯当たり16万円というところでございまして、現在、29年度の1世帯当たりの調定額は約13万円でございますので、実際、倍ということではなくて、3万円の差になるのかなというのが想定されるというところで、まず1点、ご理解をいただきたいと思います。

この16万円でございますけれども、今現在、東部地区におきましては、この29年度の1世帯当たりの調定額におきまして、例えば八潮市では17万8,000円、松伏でも16万幾ら、蓮田市でも16万円といった、既にもう16万円以上の市町もあるというところでございまして、仮にこれを15万円以上とした場合、東部地区では7市町、約半数近くが既に1世帯当たり15万円を超えているという状況

にあります。

また、これも全協でお話しさせていただきましたけれども、29年度の1人当たりの保険税、宮代町、調定額は東部地区の中で、改正させていただいた後にあっても、東部地区では15市町村中13位、県内においても48番目という状況でございまして、さらに30年度、31団体が改正してございますので、恐らくこれよりも低い水準に宮代町の保険税はなるのかなというところでございます。

こういった状況の中にあって、県の運営方針、また町の国保財政の状況を踏まえ、やはり町というたしましては、計画的に解消に努めていくという考え方で進めていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 国民年金担当主査。

○国保年金担当主査（村山善博君） 村山でございます。

ご質問の話の中であった、国保税が払えない方は実際にいるのかどうかということでもちょっと理解はしているんですけども、成果書でいいますと、一番分かりやすいのは191ページの保険税の状況なのかなというふうに思っております。

こちら国民健康保険で歳入のほうのご説明の資料でございまして、一番上、一般被保険者の国民健康保険税現年課税分というところで、29年度については94.8%、また、前年度の28年度については95.2%の方がご納付をいただいているというふうな割合でございます。

この28年度の現年度課税分が、今年度でいいますと、1個下の枠の（滞納繰り越し分、29年度）のほうに引き継がれるわけでございますけれども、29年度の一般被保険者国民健康保険税滞納繰り越し分については30.7%の方がご納付を、収納しているというものでございまして、この不納欠損額、

それぞれ29年度1,200万ぐらい、28年度1,800万、27年度3,300万とございますけれども、こちらについては、滞納繰り越し分にきて払えない、未収入のもので、かつ財産調査等をしてもし差し押さえるべきものがないとか、この方はもう払えないであろうというところで判断をして不納欠損としておりますので、払えない方については、この不納欠損額の中に含まれているのかなというふうに認識してございます。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 赤字解消の関係なんですけれども、これまでも急激に上がらないようにということの配慮はするようにということで、先ほど来から言っているとおり、国の方針でもありますけれども、それと、そういうふうに赤字解消の時間かけてということであれば、これは特にないわけですね。これは、この時間軸というのはどうなんでしょうか。平成35年度までにではなくということだけなんですけれども、これはどれぐらいの幅があるんでしょうか。最後にお尋ねしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 住民課長。

○住民課長（小暮正代君） 住民課の小暮でございます。

最後の点につきましてご説明させていただきます。

運営方針の中では、特段、設定、決まりというものがないので、35年度を超える場合は県との協議によるということになっているところでございます。

しかしながら、これが、じゃ、15年、20年でもいいのかということは恐らくないと考えておりまして、当然、他市町の動向を見ながら、また県と協議をしながら検討していく必要が生じてくるもの

と考えております。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
角野委員。

○委員（角野由紀子君） 角野です。

決算書の205、206ページなんですけど、繰入金のところの法定の繰入金のほうの1番の県税軽減分繰入金というのが昨年度から比べると上がっていますが、これについて教えていただきたいのと、これの205ページが、この成果書の190ページの軽減税額が出ていますが、これに関して、これは資料からの額ということで出ているということによろしいのかお伺いします。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

決算書205、206ページの保険基盤安定繰入金の保険税軽減分の増の理由でございますが、こちらにつきましては、均等割をやはり上げたことで、均等割の総額が上がりました。その関係で、国、県から入ってくる交付金の額も増えたということでございます。これは、まさに税率改正をした効果ということでございます。それが成果書のページと一致しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） じゃ、成果書の195の、成果書の一致しているというのもこれですね。

それで、190ページの資料からの算出というのは、これはどんなふうにして、ここに軽減税額が7割、5割、2割で出てきていますけれども、少し違うというか、これはどんなふうに見たらいいんでしょうかということです。

○委員長（田島正徳君） 国民年金担当主査。

○国保年金担当主査（村山善博君） 村山でございます。

ます。

今、お話しいただいているのが成果書190ページの国民健康保険税の軽減税額、29年度合計8,502万8,180円と、こちらの決算書206ページの保険税軽減分繰入金の額、近いけれども微妙に違うというところでございますけれども、決算書につきましては、こちらは本当に決算の最終、5月31日の出納閉鎖までの全てのものを反映してございまして、成果書190ページの軽減税額につきましては、こちら7、5、2割の軽減のそれぞれの内訳を算出する日の時点が保険基盤安定負担金というようなことで、公費の算定をするのは10月20日でございます。こちらが190ページの時点は10月20日時点での保険基盤安定負担金の算出資料より拾っている数字でございますので、時点がちょっと違うというところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原です。

簡単なことだけでも、健康保険というのは共済的で、特に診療関係が一番関心あるところなんですけれども、各種健診を行って、説明書にはあるんですけれども、これは健診を行った人だけであって、2次、3次、こうかかった人の数字はどのぐらいいるのか聞きたいんですけども、全員が良だということじゃないと思いますので、もしそれわかったら教えてもらいたいと思います。

それによって、やっぱりこの健診の効果が上がると思いますので、ちょっとその数字を教えてもらいたいと思うんですが。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

健診を受けた後の、その後、さらに受診を受け

たのかということだと思いますけれども、その人数につきましては、特に把握はしてございません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） いや、やっぱり市民の健康を守るためには、そのことが一番大事だと私は思っているんですよ。保険料が高い、安いというのもいろいろあるかもしれませんが、何といても自分たちの健康をどう守るか、ですから、2次、3次、そういう調査をしておく必要があると思うんですよ。それによって、町もそれなりの対応をしなくちゃならないと思いますので、調べていないということは、ちょっと私、理解に苦しむんですけれども。

○委員長（田島正徳君） 国民年金担当主査。

○国保年金担当主査（村山善博君） 村山でございます。

今、健診の結果というところでございますけれども、特定健診については、主に生活習慣病、メタボリックシンドロームと言われているものをあぶり出す検査となっております。国の一定の基準に該当する方につきましては、保健センターのほうと連携をしまして、特定保健指導ということで、運動教室やバランスのとれた食事をするような教室等も開催してございまして、こちらちょっと古いんですけども、28年度の健診の結果、344名の方が保健指導の対象となっております。その方向けに、こういった教室にぜひ参加してくださいということで利用勧奨を行っているというのがございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 決算ですから、この29年度の数字が欲しいわけなんですよ。決算ですから、29年度の。28、27年度というよりも、それが

大事なことだと思うんですよ。これ、提案している以上ね。

○委員長（田島正徳君） 国民年金担当主査。

○国保年金担当主査（村山善博君） ご指摘、ごもっともでございます。この保健指導につきましては、健診を11月末までの期間やってございまして、その結果をもとに年度をまたいで、こちら特定保健指導についてはやるものでございまして、実は、まだ29年度の法定報告につきましては、9月27日、来週、再来週ぐらいまでに報告するというふうなことで、ちょっと時差がどうしてもありますので、保健指導の正確な数字については、次の決算になると、今度、29年度が見られるというような状況でございまして、今、最新の正確な数字は28年度の法定報告までが最新のものとなってございます。申しわけございません。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） ないようでしたら、休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時27分

○委員長（田島正徳君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 討論は改めて本会議の場でさせていただきます。この場ではまだまとめていないので、ひとつお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） 賛成討論なしと認めます。

本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君） 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第54号 平成29年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（田島正徳君） 起立多数であります。

よって、議案第54号 平成29年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会において、原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議案第56号の審議（住民課）

○委員長（田島正徳君） 続きまして、本委員会に付託されました議案第56号 平成29年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○住民課長（小暮正代君） 住民課長の小暮でございます。よろしくお願い申し上げます。

出席している職員を自己紹介いたしますので、
よろしくお願い申し上げます。

○住民課副課長（草野公浩君） 同じく住民課の草
野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○後期高齢者医療担当主査（関根盛純君） 同じく
住民課後期高齢者医療担当、関根と申します。ど
うぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（田島正徳君） 本件については既に本会
議において説明済みですので、直ちに質疑に入り
ます。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べてい
ただくようよろしくお願い申し上げます。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

それでは、質問させていただきます。

まず、最初に、加入者数です。それと、軽減、
減免者数、4,852人と出ていますけれども、これ
で間違いないのか。あと、加入者数です。29年は
どうなっているのか。あと28年、どのくらい増え
ているのか、28、29と比較して。それをまず現状
をおっしゃってください。

それと、安倍内閣、後期高齢者医療保険を現役
世代との負担の公平化の名のもとで特例軽減を廃
止しようとしています。急激な負担増となるも
のには激変緩和措置を講じるとしています。特例
軽減が廃止されれば宮代町民の年金生活者につい
てどんなような影響があるのか、その辺のところ
教えてください。例えば年金額6.6万円の人が幾
らぐらいになるのか、その辺のところ詳しくお願
いします。

あと、もう一つなんですけれども、後期高齢者
の医療保険の滞納者、何人ぐらいいるのか。また
有効期間の短い短期保険者は何人ぐらい出ている

のか。あと、またテレビなんかでマスコミ報道で
ひとり暮らし、夫婦とも高齢で病気がちの孤独死
が増えていると思います。町は医療を必要とする
加入者の調査をしているのかどうか、そういう後
期高齢者の。どうなっているのか、その辺のとこ
ろをお願いします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野で
ございます。

まず、被保険者数の関係でございしますが、28年
度と29年度を比較してどうだったかということで
ございしますが、29年度につきましては、29年度の
年度末時点で4,882人となってございまして、28
年度と比較いたしますと335人増加となってござ
います。後期医療保険につきましては年々増加し
ている状況でございます。

それから、軽減の人数につきましては、29年度
時点で2割軽減者が560、5割軽減者が400、7割
軽減者が1,564、被扶養者が160で、合計で2,684
名となっております。

続きまして、被扶養者の軽減による影響でござ
いますが、被扶養者の減免が今回見直しがされま
して、今まで29年度は7割軽減だった方が、今回
の30年度から5割軽減に縮小されておまして、
単身の方であれば年金収入が168万円を超える方
が対象となるようになってございます。若干7割
がやはり5割に軽減額が減ったということで、若
干の影響はあるというふうに考えております。

次に、後期の調査についてですけれども、特に
世帯調査等は行ってございません。

以上でございます。

続きまして、滞納者数につきましては、29年度
が4月1日現在ということで79人となってござい
ます。

それから、短期証についてはゼロ人ということで発行はしてございません。

続きまして、孤独死の人数につきましては、特に後期のほうでは把握はしてございませんけれども、いろんな窓口で相談とか電話相談があった際には、地域包括支援センターのほうに連携をさせていただきまして、包括支援センターのほうで対応させていただいている状況ではございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

確認の意味もありましてちょっとお聞きたいと思います。

保険者数は4,882人で、335人、28年度以下後期高齢者の数が増えたということによろしいですね。わかりました。

後期高齢者のほうに国民健康保険より移動したということなんですけれども、これはもともと宮代町にいた人も含めてだと思えますけれども、そこ、例えば新しく道佛なんかに移ってきた人も含めて何人ぐらいになるんでしょうね、新しく引っ越しした人の数というのは。そういう統計はとっていませんか。どういう人たちが入ってきているのか、増えた数の中に。わかったら教えてください。

あと、後期高齢者の滞納者が79人いる、短期保険者はゼロだということなんですけれども、滞納をしている人たちというのは、後期高齢者の例えば収入が後期高齢者で75歳で年金がどのくらいなのか、滞納している人の収入の割合というんですか。滞納者の収入というのはどういうふうになっているのか教えていただきたい。

それと、資産割で29年7割軽減の方が30年では5割軽減になりますよということで、私ちょっと計算したんです。年金額で6.6万円から14万円以

下、夫婦2人世帯で夫は保険料の軽減があるということで、これまで8.5割軽減だったのが7に下がり、保険料は2倍になる。年金額が6.6万円以下の人、9割軽減から7割軽減に下がり、保険料が3倍になる。これだけ負担が多くなるというふうに町民の負担が多くなるということになると、ますますこれも後期高齢者の生活が年金だけの人で圧迫されるというふうに感じますけれども、試算としてはどのくらいになるんですか、宮代町は今までの1人当たり調定額というか保険料。一体どのくらいまで上がるんですか、わかったら教えてください。

このことなんですけれども、あと、後期高齢者になるまでに健康保険や共済の扶養家族だった人、軽減が9割から5割になるというふうに聞いています。保険料は5倍になるとも聞いています。今まで扶養家族の人だった人は、3年目から全額負担となるので、保険料は莫大な金額になるという人も聞いております、扶養家族だった人は3年目から。1年、2年というのはありますから、3年目から10倍以上になるという人も出てくるというふうな試算では出ているということで、計算された人はいるんですけれども、そういう可能性が出てくるということで出ているんですけれども、宮代町はそういうのを計算してやっているんでしょうか。ただ、国から言われてから保険料こうやって上げるんだというふうに、それだけなんですか。

あと、すみません、最後の質問なんですけれども、地域包括センターで調査していますよということなんですけれども、地域包括支援センターも忙しいですよ。一人一人で一件一件本当は尋ねていって、どういう健康状態だということで後期高齢者の方を訪ねていくのは普通はできるんですけれども、宮代町は1つしかないし人員も少ない

し、なかなかそれは難しいんです。杉戸町は今2つありますけれども、今度3つにするという話も、地域包括センター、それだったらできると思います。杉戸町は3つあって、次、宮代町は今のところ1つ、そういうことで任せていますから大丈夫ですよというだけじゃ、私はちょっと納得いかないという感じはするんですけれども、その辺のところの考え方というか、宮代町の考え方はどうなんでしょうか、後期高齢者に対して。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 住民課長。

○住民課長（小暮正代君） 住民課長の小暮でございます。

順不同でまことに申しわけございませんが、特例減免の影響について私のほうからご説明させていただきます。

確かに段階的に特例減免が9割減免と8.5割減免は継続ということになっておりますけれども、先ほど副課長のほうがお話ししましたように、低所得者減免と被扶養減免というのが段階的に廃止になっていくという中で、例えばこの30年度につきましては、低所得者減免2割減免が29年度から30年度にかけて廃止に、委員おっしゃられるとおりなるわけでございますけれども、その影響額でございますが、宮代町では多分この数字がちょっと若干予算時の数字なので、何カ月か前ということでご理解いただきたいのですが、対象者が廃止になる方が被保で449人でございまして、影響額は233万円で1人当たりが5,190円増というところでございます。

また、元扶養者への均等割7割軽減が5割軽減になるわけでございますけれども、その影響額につきましては、対象者が178人で影響額148万円、1人当たり8,340円増ということが広域連合の試算で宮代町は見込まれているところでございます。

ただ、この元扶養減免につきましては、従来どおり所得割はかからない状況でございますし、またこの軽減が変わる方であっても、もっと所得が低い方は9割軽減、8.5割軽減が可能な方はそちらに移行することができますので、影響額は先ほど言ったような額でとどまっているというところでご理解いただきたいと存じます。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

まず、1点目の被保険者の増加の内訳についてでございますが、特に内訳を把握しているわけではございませんので、単純に75歳到達者が335名増えたということでご理解いただきたいと存じます。

それから、2点目の滞納者への所得の状況等につきましても、特に滞納者ということで所得の状況は把握してございまして、参考にとということでございますけれども、全体の被保険者でいいますと非課税世帯、いわゆる所得がゼロ、世帯が全員ゼロの所得の方が全部で1,424世帯おりまして、全体の約30%ぐらいになってございます。

続いて、3点目の世帯調査等を包括に任せていいのかどうかということでございますが、私どもも今、国のほうでも介護と後期と国保と連携をして地域包括ケアシステムということで連携をして見守りを行っていくというようなことが言われておりまして、そういう意味からすると、後期で何か単独で調査をするというよりは、地域包括支援センター、それから福祉課と連携をしてひとり暮らしの高齢者の支援に当たっていくのがそのシステムとしてのあり方なのだろうなというふうに思っておりますので、今後とも他の部署と連携をして進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

この中で一つだけお聞きしたいんですけども、非課税世帯が1,424世帯ですか、いるということなんですけれども、滞納世帯が79世帯、非課税世帯ということは収入がゼロということですよ。家族が払っているのがどうなのかわかりませんが、収入がゼロで、例えば、どうなんですか、この辺のところは。取り立てというかそれができるんでしょうか。生活するのがやっと、今、老夫婦が2人とか、若い人は住まないというのが多くなっています。その辺のところをちょっと後期高齢者担当としてはどういうふうに考えているのか。それだけ、1点だけお願いします。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

まず、非課税世帯につきましては、所得がゼロということでございまして収入がまるっきりないということではございませんので、その辺はちょっとご理解いただきたいと存じます。

そういう滞納者の方に対して無理強いをしているのかということにつきましては、私どもといたしましては、やはり国保と同じですけれども、滞納世帯の方としっかり懇談、また相談をさせていただきながら対応しているところでございまして、成果書のほうにもございますけれども、全然払えないような方については不納欠損ということで処理をさせていただいたり、分納という形でできる範囲で保険料のほうを払っていただくというようなことで、決して無理をしている状況にはないというふうにぜひご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原です。

このときにちょっと質問すればよかったかなと思ったんですけども、定年になって働きがなくなつて75になると大体無職ですよ。年金が何か入るとは思いますけれども、例えば長男一緒に生活していて社会保険入っていると。そうすると、その人が扶養していると、国保でも同じだと思うんですけども、保険というのは保険料払わなくていいと思うんです。社会保険のほうで面倒見てくれると思います、法律的にそれは。それは何人ぐらい宮代でいるのか。

〔発言する人あり〕

○委員（小河原 正君） 法律的でそういうのがあるんだよ、知らないかな。しているんだから、私が。黙っていてください。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

75歳以上の方につきましては、生活保護以外の方全員は基本的には後期高齢者医療に加入することになっておりますので、おおむね全員の方が加入されていると思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 全員加入する、しないは私もそこら辺は勉強していてわからないんですけども、社会保険入っているとしたら長男なら長男が、その親が収入にもよるかもしれないけれども、無収入になるわけだから、当然。そうすると、その長男が働いている会社に申請して保険料支払わなくて済むわけです。そういう法律になっているはず。それを今、何人いますかと聞いているわけなんです、宮代の75歳の中で。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でござ

ざいます。

今、ご指摘のありましたケースにつきましては、宮代町はありませんということでございます。

○委員長（田島正徳君） 住民課課長。

○住民課長（小暮正代君） 補足で申し上げます。

74歳までの方は確かに扶養になることもできますし、国民健康保険に入ることもできますけれども、もう75歳になると皆さん全て後期高齢者医療に入らなければいけないんです。というふうになっているので扶養になっている方はいないはずなんです。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 後期高齢者入るのはわかりました。けれども、扶養にならなかったら生活できないんです。大体そういうことになっているわけです。扶養してくれるわけだから、当然扶養がされるわけですから、それは年金のある程度の厚生年金なんかの額がある程度いっているとならないと思いますよ、当然わかっています。低所得というか低収入だとなるわけですよ、法律上。扶養になるんだから、扶養に。扶養になったら、何でこれ払うんだという疑問があるわけです。ただ法律がそうだということじゃ、後でその法律を見せてもらいたいと思うんです。

○委員長（田島正徳君） 住民課長。

○住民課長（小暮正代君） 住民課の小暮でございます。

多分、委員おっしゃられている税法上の扶養にとっている方の状況はあるのかもしれないんですけれども、医療保険は皆さん後期高齢者医療保険に入らなければならないので、そこは切り離してお考えいただけたほうがいいかなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） そうなんだ、私の経験で、そのときは後期高齢者保険はなかったんだけど、健康保険だったけれども払わないで済んだんです、私は親に対して。それは事実のことなんだから。だからこの後期高齢者だって私は同じだと思うんです。絶対入らなくちゃならない、入るのはいいにしても保険料支払うことはないと思います。医療にかかればみんな社会保険のほうで面倒見てくれるんだから。そういう法律になっているはずですよ。

○委員長（田島正徳君） 住民課課長。

○住民課長（小暮正代君） 平成19年度までの老人保健時代については委員おっしゃられていることがあったわけですが、後期高齢者医療制度ができた平成20年度からは今の状況になっているものでございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） それは勉強不足で申しわけございません。私は今でも私の考えが通るものだと思っていたんです。そういうふうにだんだん冷たくなったんだね、保険がね。それだけ言っておきます。

○委員長（田島正徳君） ほかに。

金子委員。

○委員（金子正志君） 金子です。

後期高齢者の滞納ですと、そのままお亡くなりになる方が意外と多いんじゃないかなと思うんですけども、それは親族の方が全部相続することになるのでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

ご遺族の方が相続することになります。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） そうしますと、亡くなった

時点で相続された方に督促状が、幾ら、延滞金が
幾らというものが届くわけでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でござい
ます。

督促状が届くことになります。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） そういうケースは29年度は
あったんでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でござ
います。

29年度は特にございませんでした。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

3点についてお尋ねしたいと思います。

まず、高齢者の保険料の軽減措置が段階的に減
らされ、昨年と今年度で引き上げられるんですけ
れども、まず、所得がある人はどれぐらいなのか。
それから、1人当たりの平均所得はどれぐらいに
なっているのか、まずお聞きしたいと思います。

それから、平成29年度の1人当たりの保険料が
幾らになっているのか、それから、先ほど保険料
の引き上げなんですけれども、5割軽減から2割
軽減になったのは、影響額が何人でどれぐらいな
のか、それから元被保険者の均等割、9割軽減が
7割軽減になったと思うんですけれども、この影
響額、何人でどれぐらいの負担増になったのか。

それから、先ほどは平成30年度の関係だと思う
んですけれども、参考までに2割軽減がゼロにな
りましたよね。これが先ほど言った449人、233万
円なのか、それから元被保険者の均等割、7割軽
減が5割軽減になったのが178人の148万なのか、
この辺、分けてお示し願いたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でござ
います。

順次お答えします。

まず、1点目の平均所得につきましては、特に
資料持ち合わせておりませんので、広域連合のほ
うに確認をいたしまして後日回答させていただき
たいと思います。

続きまして、保険料の1人当たりの額でござい
ますけれども、平成29年の現年度分ですけれども、
1人当たりの調定額の平均が7万3,776円でござ
います。

それから、特例減免の29年度の人数等につきま
しても、現在資料等がございませんので、改めて
お調べいたしましてお示ししたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 休憩いたします。

休憩 午後12時01分

再開 午後12時59分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
住民課課長。

○住民課長（小暮正代君） 住民課の小暮でござい
ます。

先ほどの29年度における特例減免に係る影響人
数及び影響額につきましては、まことに申しわけ
ございませんが広域連合のほうに確認をいたしま
して、後日ご提出させていただきたいと存じます
ので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

すみません、あと1人当たりの平均所得でござ

いますが、ただ、これも広域連合のほうに確認をさせていただきたいと存じますが、これまでにさまざまな会議に出た中で、平均所得の資料をいただいた記憶がございませんで、そこら辺も可能かどうかも含めまして広域連合のほうに確認をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） わかりました。じゃ、わかった時点でお知らせいただきたいと思います。

それと、1点なんですけれども、質問し忘れたんですけれども、国保のほうの人間ドック、1件当たり2万5,000円から2万7,000円に引き上げられました。私がちょっと勘違いしていて、後期高齢者のほうの関係も同じかなと思ったんですけれども、この間の資料を見て、あれ、成果書ですか、あれ、おかしいなと思ったんですけれども、なぜ、国保のほうは引き上げたんだけれども、後期高齢者のほうは引き上げないのか。町民にとっても非常に、やはり引き上げていただいたほうがいいと思いますので、非常にまたわかりづらいので、なぜあわせなかったのか、その点だけお尋ねします。

○委員長（田島正徳君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課の草野でございます。

まず、国保の人間ドックを引き上げた経緯につきましては、29年度の税率改正とあわせまして、やはり保険税の負担だけではなく被保険者の方に何らかのサービスが向上したということも含めまして、特定健診を無料化させていただくのと同時に人間ドックの補助金を引き上げさせていただいたという経緯がございます。当時、ちょっと国保のほうはそういったことを含めて考えていたんですけれども、ちょっと後期のほうを当時考えてい

なかったもので、今、やはりそういった人間ドックの補助金を引き上げてほしいというような声もいただいておりますので、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） ないようですので、なければ以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 本会議で意思をはっきりさせていきたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） 賛成討論なしと認めます。

本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君） 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第56号 平成29年度宮代町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（田島正徳君） 起立多数であります。

よって、議案第56号 平成29年度宮代町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時06分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。
それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議案第55号の審査（健康介護課）

○委員長（田島正徳君） 続きまして、本委員会に付託されました議案第55号 平成29年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（小島 修君） 改めまして、こんにちは。

健康介護課長の小島でございます。

説明する職員につきましては、自己紹介ということで順次させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） こんにちは。

健康介護課で高齢者支援と介護保険を担当しております副課長の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（齋藤俊美君） 同じく、健康介護課高齢者支援担当主幹の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（岡安英之君） 失礼します。
高齢者支援担当の岡安と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君） 健康介護課高齢者支援担当主査の齋藤でございます。よろし

くお願いいたします。

○介護保険担当主査（小林和政君） 健康介護課介護保険担当の小林と申します。お願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

何点が質問させていただきます。

まず、最初に現状をちょっとお聞きしたいと思うんですけども、介護保険に入っている人数というのは、成果書の218ページ、219ページの第1段階から第11段階の合計数だと思うんですけども、そのほかにもいるのかどうか。もしないのであれば第1段階の人が何人で、これは足してやればその人数なのか、合計数とすれば1万626人なのか、それで合っているのかどうか。

それと、平均所得です、この介護保険入っている人たちの。あと平均保険料は幾らぐらいになっているのか、それを教えていただきたいと思います。

それと、100%集まっていないんですけども、滞納者何人ぐらいいるのか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

滞納者がいた場合、保険料が支払えないわけですから、罰則としては何か介護を必要とする場合ペナルティーあると思います。そのペナルティーになった人は何人ぐらい実際にいるのかどうか、その辺のところの実態を教えていただきたいと思います。

あと、特別養護老人ホーム、原則として要介護3以上じゃなくちゃ入所できないと思いますけれ

ども、この要介護1、2の人はこの資料にも出ているんですけれども、要介護1、2の人は、この資料で220ページの資料で合っているのかどうか、まず最初に。

また、この中で町のほうに包括センター、町のほうにいると思いますけれども、入所したいという人が何人いるのか。それと、宮代町ではあと待機している人が何人ぐらい出ているのか、それを教えていただきたいと思います。

あと、3つ目としては、介護認定です。

認定調査事業ということで出ていますけれども、申込者は何人か出ていますけれども、この介護認定を決めるのに当たり、どのような形で決めているのかどうか。多分委員会が何か開いてその中で決めていると思うんですけれども、ただ見た感じというか、本人の希望というのもあると思いますけれども、この認定の方法というんですか、ちょっとわかりづらいなという感じがする面もあるんです。その辺のところを簡単に説明していただければありがたいと思います。

以上です。

地域包括センターの問題なんです。

説明書の236ページも載っているんですけれども、宮代町は1カ所で何人ぐらいいるのか、地域包括の職員です、保健婦も含めて。担当はここに高齢者及び家族とか事業者、ケアマネジャーが何件と書いてありますけれども、1人で何件ぐらい受け持っているのか、その辺のところも。職員が1人で何件くらい受け持っているのか。これ、なぜ聞かかという、ほかのところでは8カ所だとか、何か杉戸町も現在2カ所だけれども、足りなくてもう1カ所増やすということで3カ所にするということで言われているんです。宮代町は1カ所ですよね、公営のやつが1カ所、包括センターのことでやっていますけれども、1人で何件ぐら

い持っているのか、その辺のところも含めて。足りているのかどうか、そういうところもお聞きしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

山下委員さんからの質問にお答えを申し上げます。

まず、初めに、介護保険の被保険者数でございますけれども、委員さんおっしゃったように成果書の218ページ及び219ページに介護保険第1号の被保険者数の推移、特別徴収分と普通徴収分の対象者の人数が記載されておりますけれども、こちらが65歳以上の第1号の被保険者の人数になります。

また、このほかにも実際介護保険サービスを利用されている方が、40歳から64歳までの第2号被保険者で数名いらっしゃいますけれども、第1号の被保険者についてはこちらに掲載されておりでございます。

次に、介護保険料の平均保険料額ということでございますけれども、介護保険料につきましては、当町は成果書の218、219ページに記載されているとおり、保険料段階が第1段階から第11段階になっております。

基本的には、介護保険料の保険料の設定につきましては、基準となる額が第7期につきましては第5段階が基準となります。こちらの額にそれぞれ調整率を掛けたものが、それぞれの保険料になるわけですが、例えば、第5段階の基準額が年額で5万8,500円で、第1段階のほうは調整率0.5を掛けて割り落としをしまして2万9,200円ということになっておりますので、基準額は第5段階の年額5万8,500円でございますから、平均も基本的にはそちらの額5万8,500円になってい

るかというふうに思います。

続きまして、介護保険の滞納者の数ということでございますけれども、こちらにつきましては、平成29年度の集計で平成30年3月末現在の滞納者数につきましては164人でございます。そちらの方々の給付制限等のペナルティーを受けた方、給付制限もしくは介護保険給付の償還払い化及び利用者負担の3割負担というペナルティーがあるわけですが、29年度中に給付制限を受けた方は、償還払い化をされた方は該当者はいらっしゃらなかったです。利用者負担が3割負担をいただいた方につきましては1名いらっしゃいました。

次に、特別養護老人ホームの入所要件と待機者数ということでございますけれども、現在直近の統計でございますけれども、こちら29年度の特別養護老人ホームの入所希望調査というのが県のほうで行っております。

当町につきましては、29年度は45人の待機者、入所希望者がいらっしゃいました。こちら、45人いるんですけれども、それぞれの状況もありますけれども、29年度、それで介護度が要介護3以上の入所希望者につきましては45人のうち38人ということになっております。それぞれの希望、傾向もありますけれども、当町の希望者のうち、今すぐ入所したいという方は14人でございます。1年以内に入所をしたいという方が4人、また1年以後に入所したいという方が1人、あとの26人につきましては特に入所の希望時期はないというお答えをいただいております。そのような状況になっております。

続きまして、介護認定の方法ということでございますけれども、成果書では219ページから220ページが介護認定審査会の運営事業及び介護認定調査の事業が掲載させていただいておりますけれども、介護認定につきましては、まず本人の希望に

基づいて窓口で家族の方などがお越しいただきまして、介護認定の申請を出していただきます。その申請を受けてから、町のほうでその方のかかりつけの医療機関に医師の意見書を依頼します。またそれと同時に認定調査の日時等を調整いたしまして、ご自宅、もしくは入院している場合では病院や施設に入所している場合は施設のほうに訪問をいたしまして、認定調査員がいろいろ聞き取り調査、今の生活の状況や身体状況などを調査してまいります。その調査してきた結果を、こちらのほうでパソコンに入力をいたしまして、そのパソコンのほうでまず1次判定というのをします。1次判定をした結果をプリントアウトして、各認定審査会が毎週金曜日に行われているわけでございますけれども、そちらのほうの認定審査会に図って審査会の委員さんたちで審査をしていただいて、合議体形式になっておりまして、認定審査会の審査を経て、その中で介護度が決定されるわけでございます。そのような形で認定調査及び認定審査を行って、介護認定度を決定するということでございます。

昨年中につきましては、220ページの表にございますように1,287人の申請があつて、2次判定の結果は、非該当が1名で要支援1から要介護5までのそれぞれの認定結果がこちらに掲載させていただいております。

以上のとおりとなっております。

次に、成果書の236ページの地域包括支援センターの運営管理事業でございますけれども、現在、地域包括支援センターの職員数につきましては、明確に地域包括支援センターの職員という形でなくて、こちらは健康介護課の高齢者支援担当の中に地域包括支援センターの業務も含まれております。

その中で、専属的に包括支援センターの運営の

業務に携わっている職員につきましては、専門職が今4名在籍しております。社会福祉士1名と主任介護支援専門員1名と保健師が2名の4名です。そのほか、介護予防やそのほかの地域支援事業の包括的支援事業につきましては、高齢者支援担当の別の職員が介護予防や在宅医療介護連携や、地域ケア会議等の事業も高齢者支援担当の中でやっておりますので、包括の業務については6人程度の業務量をこなしているということでございます。

現在は、直営1カ所でございますけれども、こちらの理由につきましては、基本的に地域包括支援センターの設置というのは、その町の高齢者人口や日常生活圏域を設定をいたしまして、日常生活圏域内に1カ所設置するということになっております。現在、宮代町につきましては、日常生活圏域が全町1圏域ということになっておりますので、直営の地域包括支援センターを1カ所設置しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

ありがとうございました。

先ほど、平均所得も質問したんですけれども、そっちのほうはどうなっているのか。加入者の平均所得のほう、ちょっとそちらのほうもお願いしたいと思います。

それと、基準額が5万8,500円、第1段階で2万9,200円だと言いました。これは29年度なんですけれども、これは2年に1回でしたよね、たしか。4年に1回だったですか、2年に1回ですか、3年に1回か、改正されるんですけれども、来年度は改正されるんですよね、確か。もう1年あったんですか。

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君） そうすると、3年だけ変わ

ったんですけれども、去年でしたか。29年度ですよ。ですから、30年度で変わってやられたわけなんですけれども、今後の先の見通しというのはどういうふうに町として考えているのか。その辺のところをもう一度詳しいこと、例えばこの先10年間はこうなるんだよというふうな考えを持っているのかどうか、その辺のところも教えていただきたいと思います。

それと、入所希望者です。今現在14人いるということなんですけれども、1年以内に入りたいという人が4人、1年以後も1人います。そのほかに26人は入所希望の時期は未定だけれども入りたいという意思表示は持っている。この辺のところ待機者の何ていうんですか、対策というか今後どうするのか、待機者を。そのままほっておくのか、町のほうでやってもらうのか、その辺のところを今後の政策としてどう考えているのか。これは本当、保育所も同じです。やっぱり待機者がいるということはサービスの低下につながると思います、保険料払っているんですから。その辺のところを詳しくどうするのかをお願いします。

あと、介護認定なんですけれども、今回これ見ているんですけれども、介護認定、28年度よりか28人減っている。この原因というのはどういうので減っているのか。お年寄りは増えているのに何で減るのか。増えるというならわかりますよ、皆さんしきりに、今後高齢者社会になってどうだこうだと言っていますから。それで減っている、認定の数が。その辺のところの説明をお願いします。

あと、包括センターなんです。

宮代町、1カ所しか今のところないと言っていました、町直営のやつが。しかし、ほかのところは見ますと、先ほども申しました杉戸町が今度は1カ所増やして3カ所にすると言っているんです。先ほどの答弁の中ではなかったんですけれども、

1人でどのくらい見ているのか、その辺のところも含めて足りているのか足りていないのか。その辺のところは回答お願いしたいなと思っているんです。

春日部なんか8カ所くらいしかあるというふうに聞いています。この近隣では、蓮田市で2カ所、久喜市で5カ所、このように地域包括センターの複数で持っているところが多いんですよね。民間委託ということで介護のほうでは言っていますが、その包括センターの職員が宮代町は少ないんじゃないかなと私は思っております。きめ細かい住民サービスができていない、これが現状じゃないかなと思っています。そちらのほうを解決するのが先じゃないかなという感じしないでもないですけども、その辺のところどう思っているのかをお願いします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

山下委員さんの再質問にお答えをいたします。

まず、被保険者の平均所得ということでございますけれども、特に介護保険料につきましては、課税年金収入額と合計所得金額、もしくはその方の属する世帯の課税、非課税の状況によって算出するということになっておりまして、今のところ被保険者の平均所得ということで集計をしたことはございませんので、手元に資料がないのでお答えをできないということでご理解いただきたいというふうに思います。

次に、介護保険料の改定の見通しということでございますけれども、介護保険料は3年に1度、介護保険事業計画で介護給付の見込み量を出してそれぞれの被保険者の、先ほど申し上げた課税年金収入額と合計所得金額、またその方の属する世

帯の課税状況によって保険料が決まるわけですので、その方たちの推移ということを見込んで3年間の保険料を設定をさせていただくということになっておりますけれども、直近の改定は、委員さんおっしゃいましたように29年度に積算をいたしまして、本年30年から32年までの介護保険料を設定をさせていただいたところでございます。

33年度からの介護保険料につきましては、この後、来年度に2次調査等を行って32年度中には介護給付の見込み量と、また被保険者の収入状況の推移等を勘案して、再度計算をさせていただくということになるんですけれども、今のところ、特に介護保険料の算定について大きく変わるということは、そういう国のほうの動きもございませんので、同じような方法で算定をすることになるというふうに今のところ考えております。

次に、特養入所希望者の待機者対策ということでございますけれども、入所希望者の状況につきましては、当町では要介護度3以上の希望者が38人ということで、近隣の市町につきましてもほぼ同様の状況になっております。幸手市が39人、白岡市が19人、杉戸町が31人、久喜市は81人というような状況になっておりまして、若干白岡市と杉戸町につきましては、前年度よりも減ってきております。その理由については、町内、市内に特別養護老人ホームが新たにできたということで、白岡市や杉戸町については待機者が若干減ってきているというような傾向があります。

当町におきましても、昨等待機者対策ということもありまして、新しく姫宮のほうに100床の特別養護老人ホームが開所されております。現在のところ、先日伺ったところ、まだ入所者は3分の1程度しかまだ入所はされていない、満床にはなっていないのでまだ余裕があるんですけれども、そういうところで徐々に解消されていくのではな

いかというふうに考えております。

今、県のほうの方針では、待機者の状況が徐々に減りつつある、もしくは空所の特別養護老人ホームが県南部のほうで幾つか出てきているというような状況がありまして、新しい整備計画については結構慎重になっておりまして、当町では昨年度末にオープンしました特別養護老人ホームの入所の状況を見て整備計画を進めていきたいというふうに考えております。

次に、平成29年度の介護認定の申請者が減っている理由ということでございます。

こちらにつきましては、認定者が平成28年度は1,302人いたものが、1,287人ということで15人減っております。こちらにつきましては、27年度は1,206人だったものが96人増えて1,302人になっているということがあります。介護認定申請をして介護認定を受けた方の有効期間というのがあるんですけど、新規申請の場合は1年で更新申請の場合は2年で、平成30年度から3年というのも始まりました。そういう状況がありまして、例えば平成27年に要介護の認定を受けた方については、29年に申請をするという方がいるので、27年が少ないということでその2年後の29年が少なくなっているという可能性もありますし、また、29年度から介護予防日常生活支援総合事業がスタートしたことから、総合事業のサービス、訪問、現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護だけしかサービスをしなかった場合については、特に介護認定申請をしなくても介護予防の総合事業の事業対象者ということで認定をされれば、介護認定申請をしなくても同様のサービスが受けることができるということで、これまで介護認定申請をしていた人が事業対象者の認定を受ければよいということで、介護認定申請をしなかったというケースが何件かありますので、そちらも減った理由の一

つかなというふうに考えられます。

次に、地域包括支援センターの担当者1人当たりの受け持ち件数でございますけれども、地域包括支援センターがケアマネジメント業務をするのは要支援1及び要支援2の第1号被保険者ということになっております。その中でサービスを利用する人たちがケアマネジメントが必要なので、要支援1と要支援2を合わせても300人前後の要支援1、要支援2を受けた第1号被保険者がいますけれども、そのうちサービスを利用している方はその6割ぐらいです。180人から190人くらいの方がサービスを利用しておりますので、介護予防のケアマネジメントをしなければいけないということなんですけれども、ですから、それを単純に専門職4人で割ると45人ぐらいの受け持ちということになりますけれども、宮代の場合は直営でケアマネジメント業務をやらずに、ほとんど9割方を町内の居宅介護事業所のほうに委託をしております。ですから、直接介護予防のケアマネジメントをするのは、1人の担当者が多くても5人、少なければ二、三人の受け持ちということになっております。

そのほかに、地域包括支援センターでやらなければいけない業務、地域訪問であったり高齢者の見守りや、ほかの一般高齢者の介護予防等についても積極的に取り組まなければいけないので、それぞれの介護予防ケアマネジメント業務の負担を極力減らすように、今、委託をさせていただいているところでございます。

また、包括支援センターの設置と1カ所でもいいのかどうかということでございますけれども、こちらにつきましては、介護保険事業計画のほうで日常生活圏域のニーズ調査等を行った結果、宮代については日常生活圏域の区分については全町1圏域ということで、特に第7期の計画についても

日常生活圏域の設定についての見直しはしていない状況でございますけれども、今後3年ごとに介護保険事業計画の策定ということがありますので、その都度日常生活圏域のニーズ調査等を行って、それぞれの状況を調査して行って、2つや3つに圏域を区分したほうが適当であろうということになれば、日常生活圏域については区分することもあり得ると思いますけれども、現在の7期計画期間中では、もう1圏域ということの設定になっておりますので、現在の直営1カ所という状況で運営をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

最後のところからちょっとお聞きします。

この介護の地域包括センターでやっているところを委託しているというんですね。委託しているということは、逆に返せば足りないから委託しているということですね。足りていれば別に1カ所でやるべきだと思います。だから何カ所必要なんですかということで聞いているわけです。民間も含めてです、これは。その辺のところが曖昧だなという感じがするんですけども、足りないから委託してやっているわけですから。地域をこれから民間に任せる、こういうことを言っているんでしょう。何カ所で、じゃ、これを見ているんですか。その辺のところの説明をきちんとお願いしたいと思っているんです。宮代では、あと少なくとも2カ所は必要だとか3カ所、だから杉戸町は増やしている。直営じゃなくても民間かもしれませんが、直営は1カ所ありません、杉戸町は。そのほかに民間が1カ所あって、そのほかもう一カ所増やすということをおっしゃっているんです。その辺のところなんです。その辺のところの答弁をお願いします。

入所希望者、新しくできているところが余っているということなんですけれども、これは、本人の収入なんかも含めて介護保険料の中でできるのかどうか、今後。入所者、待機者が自分の収入と合わせて入れるのかどうか、そこが問題だと思います。幾ら、じゃ、できました、それは法外な利用料がとられますよといったら、これは入りませんよね。入れないというか利用できないというのが正直な話です。その辺のところはどうなんでしょうか。低所得者が気楽に入れるようなところですか。それが私は思いやりだとかそういうのにつながってくるんじゃないかなという感じはするんですけども、その辺のところをもう一度お願いします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

山下委員さんの再々質問にお答えを申し上げます。

まず、地域包括支援センターの委託ということでございますけれども、私が先ほど申し上げましたのは、地域包括支援センターの中でやっております介護予防のケアマネジメント業務の要支援の1及び要支援2の方に対するケアプランの作成という業務が、地域包括支援センターの業務のうちの一つとなっております。その対象になる方が180人から190人ぐらいいて、その方の8割、9割方につきましては町内の居宅介護事業所に委託をしているという説明をさせていただきました。そちらにつきましては成果書の226ページの下段になるんですけども、こちらの介護予防サービス計画給付事業ということでございます。この事業の実施内容で地域包括支援センターや委託先の居宅介護事業所に対し、要支援認定となった在宅の

被保険者の介護予防サービス計画に係る費用を保険給付しましたということで、29年度は130件、延べの件数で1,842件の、こちらの9割方は町内や町外の近隣の居宅介護支援事業所に委託をしてケアプラン作成をしていただくということでございます。

こちらにつきましては、本当に業務の一部なんですけれども、これを委託しているというのは人が足りないではなくて、ほかにも地域包括支援センターでやらなければいけない業務というのがございますので、総合相談や権利擁護、包括的、継続的ケアマネジメント業務のほか、あと介護予防等多々業務がございます。そちらに注力をするために、介護予防ケアマネジメント業務につきましては、それぞれ委託が可能ということになっておりますので、それぞれのケアプラン作成を町内、もしくは近隣市町の居宅介護支援事業所に委託をして行っているというところでございます。

次に、特養入所の関係でございます。

特養入所の希望者についてはなるべく早くに解消できるように努力をしております、新しくできた施設やほかの特養についても、空所があるようであれば極力入所をお願いしていきたいというふうに思いますが、特にそこに対して低所得の方が入所できる施設ということで、特に特別養護老人ホームについてはそれぞれ最近の傾向としてはユニット型個室というふうになってきておりますけれども、低所得の方については従来型のとか多床室で入所が可能となることがあれば、そちらのほうが費用負担としてはユニット型個室よりも安価で済むので、できればそういうところを紹介、案内をしていって、なるべく負担の軽減をはかっていきたいというふうに考えております。

また、低所得の方については、特定入所者介護サービス事業というのがございまして、成果書で

は227ページの下段になりますけれども、施設入所や短期入所の際に自己負担となる居住費及び滞在費、また食費について一定の要件を満たす低所得の方については負担が軽減されるということで、こちらの負担軽減の措置等もございますので、こちらのほうで負担軽減を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

補足をさせていただきます。

地方自治法包括支援センターの圏域の設定でございますけれども、当町につきましては第7期計画期間中の日常生活圏域は1つで、そこに1カ所の地域包括支援センターと、繰り返しになってしまいますけれども、杉戸につきましては日常生活圏域現在2つに分けてあります。また、白岡も2つに分けてあって、久喜市も5つに分けてあると。その基本的な考え方に基づいて宮代は全町1圏域で1カ所の設置ということになっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 地域包括センターからちょっともう一度聞きたいと思います。

確かに地域包括センター、宮代町は1カ所なんです。でも、地域包括センターのシステムのできた内容としてはあれでしょう、高齢者ができるだけ住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後までできるように。そして、医療や介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保されるのは地域包括センターのケアシステムの内容だと思います。その中でいろんな事務を頼んでいるからということ、先ほど言いましたけれども、それもケアマネジメントの一つの地域包括センターの役目だと思います。これは別だからということじゃないと思います。頼んでいるということは足りないという

ことなんです。足りていれば何も自分らのところで自前でやったほうが、それはあなた、安く済むんですから。

その辺のところはやっぱり利用する人、町民側の今後利用するだろうという人に対しての事業性のサービスだと思います。杉戸町とかそういうところはやっぱり地域に密着したということですから、その広い地域をカバーするために3つ今度置くということを杉戸町は言っています。宮代町は1カ所、南北に長い地域で。片や久喜のほうから、片や春日部のほう、いいんですか、それで本当に住民にサービスができるんですか。私は不思議に思っております、その辺のところは。ほかのところはやっています、いろんなところが分けて、密着して本当に。

以上です。その辺のところはまた後で質問はしたいと思いますのでこれ以上は言いません。

それと、認定の方法なんですけれども、先ほど認定調査事業ということで220ページなんですけれども、言っていたんですけれども、その上の段階、認定2次判決結果ということなんですけれども、125名に28名に28年度よりか下がっているんですね。75歳以上の人が1万何千人いて増えているのに、認定される人、みんな元気になってきたんですか。28年度よりか29年度は元気になってきた証拠ですよ、認定が外れてきたということは。人数としては、1万364人から29年度は1万626人の75歳以上の人が増えているのに、2次判定結果としては合計で28人も減っている。ごめんなさい、合計で28人も減っているということで、要介護5の場合は。どうなんです、その辺のところが全体としてはこれは増えているんですか、減っているんですか、28年度より2次判定というのは。ちょっと合計が書いていないんでわからないんですけども、1,287人ですか、申請している

人数は。この辺のところの理由をおっしゃってください。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

再度の質問にお答えを申し上げます。

認定調査事業の成果書の220ページでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、まずは認定調査員がお宅や施設、病院等に訪問して聞き取り調査を行ってまいります。それをこちらへ戻ってきてからパソコンに入力をして、パソコンのほうでまず1次判定というのをを行います。その後、合議体による介護保険認定審査会におきまして2次判定の審査をいただくということでございます。

その審査件数が28年度に比べて15件減っている、要支援1で22人減っている、要介護5で28人減っているということでございましたけれども、先ほど説明を申し上げたとおり、介護認定の要介護1から5の認定の更新申請の場合の認定有効期間というのが2年でございます。ですから、27年度は数が少なかったもので、その2年後の29年度は更新の人たちの数が若干減る傾向にあるのかなということがまず理由の一つでございます。

それと、要支援1の人が22人減っているということにつきましては、29年4月1日から開始をいたしました介護予防日常生活支援総合事業で現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護、デイサービス等ヘルプ、こちらのみしか利用しない要支援者につきましては、あえて介護認定を受けることなく事業対象者ということで、窓口で基本チェックリストをやって認定をすればサービスの提供が受けられるということで、要支援1レベルの人があえて介護認定申請しないで基本チェックリストによります事業対象者の認定を受けることで済

ませたということで、減ったという可能性が考えられるということでございます。そちらが理由の大きな2つではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

最後になりますけれども、要支援のほかの事業に移ったということですけれども、これは町の総合事業に移ったということです。そういう意味で言っているんですね。介護保険から外して要支援の町の総合事業のほうに移したと、そういうことです。わかりました。

それは何人ぐらいいるかということも、それはあと個人別で聞きますのでいいとしても、それと、一つだけ聞きたいんですけれども、身体障害者の方が65歳以上に移されたと思います。今度介護保険のほうに。去年ですか、移されたのはその前でしたか。何人ぐらいいるんですか、それ。こちらの介護保険のほうに移った65歳以上の人というのは。今度は障害者保険は使えないですよ、65歳、新たになった人は。この介護保険のほうに自動的に入るということになっていると思うんですけれども、宮代町は何人いるんですか。資料には書いていないんですけれども、おっしゃってください。

以上です。これで終わりたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

先ほどの総合事業の話でございますけれども、総合事業の対象者になって事業対象者となられた方につきましては、成果書の229ページの上段にありまして、訪問型サービスA及び通所型サービスA、こちらの基準緩和型をそれぞれ利用した方が20件ずつありますので、少なくとも20人の方の

うちの一部については事業対象者になったということがこちらのほうでうかがえるのではないかなというふうに思います。

それと、今まで身体等に障害があつて障害のほうの福祉サービスを受けていた方が介護保険のほうに移行されたということでございますけれども、そもそも65歳以上になられている方につきましては、もともと介護保険の被保険者であつて給付を受けられるということでございましたので、特に改めて何人の方が福祉サービスのほうが受けられなくなって介護保険サービスに移行してきたのかということについては、数は把握しておりませんので、ご了承いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 障害者のあれは障害者保険じゃなくて手当みたいなやつから移行したんだと思うんですけれども、それをなくして介護保険のほうへ1本にしたんだと思いますけれども、その辺のところのニーズというのをわかれば、後で結構です。対象者が何人ぐらいいたのか、その辺のところを教えてください。また、幾らぐらいが障害者保険からなくなったのか。その辺のところをお願いします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時19分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はございますか。

小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原です。難しい質問はしますので、教えていただくことになると思いますので。

まず1点は、要支援の対策の関係で、私、どうしても高齢者が出ちゃうんですけれども、私、高齢者だから、自立支援と重度化防止というのがありますよね、これを図ったと。この重度化防止というのは、どこら辺からの人を重度化というのか。前々から支援の何位からとかいう説明はあるけれども、私はこれ、どうもまだ理解に苦しむところがあるんですけれども、これを具体的に重度化というのはどこら辺から言うのか、1点。

もう1点は、認知症の問題なんですけれども、何か、白岡市との認知症の専門病院に何か委託してあると、どこの病院なのか。この白岡病院はどのくらい利用したのかどうか。もしよかったら私も行ってみたいなどは思うだけです。教えてもらえればと思うんですけれども、それが2点目。支援をしたことによって、専門医に見てもらったことによって、どのくらいこの認知症が治まったのかどうか、それを関係して。

3点目は、山下委員、前段者の委員と若干関係あるかもしれませんが、老人ホーム入所、これ、いろいろのサービスの内容、先ほど質問者の中でおおよそわかったんですけれども、私が聞きたいことは、低所得者のことはわかったんですけれども、普通の人が入所する場合、何か聞くとところによると、全て自分の財産を申告するとか何だとかそういう話も聞くんなんですけれども、本当なのかどうか、もう一回聞いておきたいと思うんです。何か金がないと入れないというよりも、自分の財産を全部打ち明けて、そこの入所サービスが、その財産でその人の介護料を取ると、そんな話を聞いているんですが、もう1回それが本当なのかどうか。事実だったら事実でしょうがないん

ですけれども、詳しくわかったら教えてもらいたいと思うんです。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

小河原委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、要支援者の対策ということで、自立支援と重度化防止ということが、現在叫ばれておりますけれども、重度化の基準ですけれども、一般的に軽度という人は要支援1及び2の人という感じですかね。要介護の1、2まで含めて中軽度者というような言われ方をすることがあります。ですから、そこからいきますと、重度というのは、特養の入所要件にもありますように、要介護3以上の場合を重度と言われることが多いのかなというふうに考えております。

続きまして、成果書の238ページの認知症総合支援事業の、認知症初期集中支援チームの設置についてでございますけれども、平成30年1月から、白岡市の認知症専門病院に委託してチームを設置いたしましたということでございますけれども、こちらにつきましては、白岡市にございます新白岡病院でございます。新白岡病院の専門医がいますので、専門医と精神保健福祉士と介護職がチームを組んでいただいて、いろいろケースのカンファレンス等をしていただくと。早期に対応、早期診断に向けた取り組みを行っていただくということでございますけれども、30年1月に設置いたしました、1月から3月までの対応したケースにつきましては、成果の一番下のところに書いてございますように、対応したケースはその3カ月の間ではなかったということでございます。

次に、特別養護老人ホームの入所についての資産の申告ということでございますけれども、こち

らにつきましては、特別養護老人ホームに入所して係る費用というのは、介護給付の費用は、入所者の介護の度合いによって額が変わってきます。それと、その方の資産によって入所費用が基本的に変わるということはありません。なぜ、その申告が必要かと申しますと、成果書の227ページの下段になりますけれども、こちら特定入所者介護サービス事業、特定入所者介護サービス費の支給でございますけれども、こちらは、前段の委員さんのときもお話ししましたが、施設入所、もしくは短期入所をした際の自己負担となっている居住費及び食費について、一定の要件を満たした所得の少ない方については、負担限度額というのが設定されて、限度価格を超えた場合は、特定入所者介護サービス費が保険給付されるということで、そのためにその対象要件、支給対象の要件を判定するために、資産をお出しいただくということでございます。資産を出すというか、資産の明細をお出しいただいて判定をさせていただくということになっております。こちらの対象要件としては、まずは、非課税世帯に属する方で、その方の収入が課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下、もしくは80万を超えても、非課税の世帯に属する方については、特定入所者介護サービス費の支給が受けられるんですけれども、その方が個人で1,000万円以上の資産がある場合には、給付を受けることができない。また、配偶者がいる場合は、配偶者と合わせて2,000万円以上の資産がある場合には、給付を受けることができないということになっているために、資産を一応申告をしていただくということでございます。資産というのは、現金、または銀行預金や有価証券などが資産ということになっておりますので、その銀行預金の明細や有価証券の明細をお持ちいただいて申告をしていただくと。その方の自己負

担が下がることはあっても、それによって、自己負担が上がるということはございませんので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） ありがとうございます。

白岡病院の利用する方法、もう一回どうやって利用できるのか、それが1点。詳しく教えてもらいたいんです。

2点目は、重度化の要介護3以上、これは大体そうかなとは思っていましたので、それはまあわかりました。あと、老人ホームの問題については、もう一回ちょっとしつこいようだけれども、個人の財産が1,000万で、家族がいる場合には2,000万、これを申告しなくちゃならない。大変だね。どういう財産、先ほど報告された財産全部出せばそれ以上の人もいだろうけれども、なかなかそこまでいかなない人もいだろうし、それは、あるかないかによって介護料が決まるわけじゃないんでしょうけれども、しかし、そこまでなぜやるのかなと思って。やっぱりホームであずかる人が不安だからそういうことやるんですかね。とりばぐっちゃまずいとか、そういう考えを持っているんですかね。そこまでやることはないとは思っているんですけれども、これは法律で決まっているといえば話は終わっているんですけれども、随分きついんですね。それもう一回ちょっと、なぜそういう制度にしたのか、前、こういう介護保険料ができたときに聞けばよかったんだけど、今、ちょっと思いついて聞きたくなったんだけど、そこまでやる必要ないんじゃないかなと思ったんだけど、何かそういう決まった資料が何かあったら教えてもらえればと思いますので、その2点だけまずお願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副

課長の岡村でございます。

小河原委員さんの再質問にお答えを申し上げます。

まず、認知症初期集中支援チームの利用についてでございますけれども、まずは町のほうに、健康介護課の窓口、現在、地域包括支援センターが健康介護課の窓口でございますので、そちらのほうにご本人、もしくはご家族の方と相談に来ていただいて、それで、包括で解決できちゃえば、そこで終了でございますけれども、そのケースによっては、なるべく初期集中支援チームがかかわって早期対応に向けてやっていかなければいけないというふうに判断されれば、新白岡病院のチームのほうに向けてご紹介をして、そちらのほうと対応していただくということになりますので、まずは役場の窓口にご相談にお越しいただければというふうに思います。

それと、特養の特定入所者介護サービス費の支給で資産の申告をしなければいけないということでございますけれども、こちらは非課税世帯に属する方でない場合は、基本的にこれまでも居住費、特養のユニット型の個室に入居された場合は、1日当たり居住費を1,970円負担していただいていた。また、食費については1,380円、1日当たり負担をしていただいていたんですけれども、その方が生活保護を受給する世帯や世帯全員が住民税非課税の世帯に属する方で、合計所得金額や課税年金収入額が80万円以下の方についてや、80万円を超える方であっても非課税世帯に属する方については、そのユニット型個室の先ほどの1,970円の利用料が、820円とか1,310円に軽減されるわけです。食費につきましても、1,380円の食費が、1日当たり300円や390円または650円というふうに軽減を受けることができます。

これまでは、平成28年の7月給付まではその方

たちが全てそういう形で軽減が受けられたんですけれども、資産があるにもかかわらず低所得の方と同じような軽減が受けられるということは、公平性を欠くのではないかということで、制度改正が図られたところでございます。そのために、預貯金等が単身で1,000万円以下、もしくは夫婦で2,000万円以下という条件がつけられたということになったところでございます。それを申告していただいて、それに該当するということであれば、軽減が受けられるということになっておりますので、軽減を受けるためには、やはりそちらの申告をしていただかなければいけないということになっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 大体わかりました。

2点目の問題から、若干聞きたいんですけれども、公平性の問題で資産を明らかにするということですが、結果的には資産の多い人ほどある程度負担は多くなるわけですよね。限度があるにしても。当然ですよ。そしたら、資産があっても出さなきゃどうなるんですか、それ。ばれる方法はあるわけですか。それもしあったら教えてもらいたい。低いほうが得ですものね。それが1点。余りいい質問じゃないんですけれども、やっぱりそこら辺は考える人いると思いますよね。

あともう一点は、認知症の初期集中支援チームの設置だということではわかるんですけれども、認知症の初期というのはどういうことを言うんですか。ちょっと具体的に教えてもらいたいんですが。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

再々質問にお答えをいたします。

まず、特定入所者介護サービス費の支給の資産

の申告でございますけれども、こちらにつきましては、軽減を受けるための申請でございますので、資産が多いからといって、介護給付費の負担金が増額するということはございません。あくまで軽減を受けるためですから、1,000万円もしくは2,000万円を超えてしまうということがあらかじめわかっていれば、あえて申告する必要はございません。もし、それを不正に給付を受けようということで隠したりした場合には、当然ペナルティーがございますので、それまでの給付の100分の100、上限がありまして、加算がされた負担をしていただかなければいけないということでございます。

続いては、銀行協会等を調査してもいいと、場合によっては調査してもいいというような同意書を、申告書の2面にあるんですけれども、そちらのほうに署名捺印していただくというのが、原則になっておりますので、その手続をしていただくということになっております。

次に、認知症初期集中支援チームの初期ということでございますけれども、初期というのは、これまで普通に生活をされていて、あれ、ちょっと心配だなというようなことがあったような場合についても、認知症が疑われるということで、相談をされる方がけっこういらっしゃいますので、そういう方たちについても早期に対応して、早期に発見、早期に治療をすることが大切であるということで、そういう初期段階から、集中的に対応していくためのチームでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 1点目はペナルティーがあるということで、おおよそわかりましたけれども、特に2点目の認知症について、初期という、もう一回疑いがあるというけれども、例えればど

ういうのを初期というんだか、具体的に教えてもらいたいです。結構年をとると、私たちぐらいの年をとると、多分初期だと言われると思いますよ。それでいいのかどうか。具体的に教えてもらいたいですけれども、余りいい質問じゃないんですけれども、私も心配で聞いているわけです。宮代も、結構マイクで、杉戸が多いのか、今、有線放送で言われていますので、ああいう人も多分初期だと思いますので、そうならないようにみんな頑張らないといけないので、その初期について具体的に教えてもらえればと思うんですけれども。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

具体的に例を挙げて申し上げますと、防災無線等で行方不明になられている方について、そういう徘徊行動がある方はもしかしたら初期ではないかもしれないですけれども、初期というのは、物忘れの進行したような状況、食べたものを忘れることはあっても、食べたかどうかを、例えば、朝ご飯をお昼ぐらいになって食べたかどうか忘れる、もしくはすぐ直前の記憶がなくなってしまう。短期記憶というんですけれども、長期記憶というのは、結構お年寄りの方でも、子供のころこういうことがあった、若いころこういうことがあったというのは記憶されているんですけれども、昨日あったこととか、きょう朝あったことを忘れているようなケースがあると思います。そういう、まだ問題行動が出る前の段階で物忘れとかがあるのが初期かなというふうに考えます。それが適切かどうかはあれですけれども、そのような状況だというふうに思います。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 唐沢でございます。

何点か質問し、確認をさせていただきたいと思います。特に成果書のほうを中心にして質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点でございますけれども、成果書の24ページ、25ページのほうに、地域交流サロンの支援事業ということで、ここに成果も上がっておるんですけれども、確かに成果は年々上がっているのかなというふうに思っております。質・量ともに、随分サロンも充実してきたなというふうに思っております、事務局のほうも大変な作業を今までしてきたのかなと思いますけれども。

そこで、お聞きしたいんですけれども、現在23カ所で、それぞれの地域で、サロンを立ち上げて頑張っているわけなんですけれども、そこでお聞きしたいんですけれども、将来というか、平成32年度を目途に、30カ所サロンを立ち上げたいというふうな、今準備を進めているわけなんですけれども、これ、現在のサロンをやっている中で、携わっている人で、もちろん社協のほうで、今サロンの連絡会もやっていると思うんですけれども、この中で、現在やっている中で、サロンの難しさ、課題、どういうところがあるのかどうか、または、これから立ち上げる地域にとって、どういうことがネックになっているのか。例えば場所の関係、集会所があるところとないところとももちろんありますし、川端さんみたいに民家を利用したというふうな話も聞いておるんですけれども、場所なのか、また人材、リーダー、それをいろいろと、もちろん準備をしているわけなんですけれども、どこに大きな課題と申しますか、問題点があるのか、ひとつお聞かせいただきたいというふうに思っているわけです。

それから、成果書の、今、前段者のほうで認知症の話が出ましたけれども、例えば今、いろいろ

と担当のほうで、ヘルパーの養成講座を実施したり、実績は上がっておるんですけれども、例えば認定ヘルパー養成講座なんかも、11名が認定が受けたということになっておりますけれども、昨年から、私の記憶だと16名が認定を受けたというふうな記憶があるんですけれども、この認定を受けた人、現在までに何人ぐらいいるのか、またどういうことで、現在、取得者が頑張っているのか。ひとつそこら辺をお聞かせ願いたいと思っております。成果書の237ページのほうなんですけれども。

続いて、238ページのほうで、やはり、地域交流サロンの立ち上げで、フォローアップの講座を実施しているわけなんですけれども、この実績では28名が受講をして、サロンの立ち上げの機運を盛り上げたというふうになっておるんですけれども、この受けた受講者、男女別も含めて、どういう方が受講したのか、また問題なのは、受講してその後の対応だというふうに思っておりますけれども、この受講した人が、そのような形で活動しているのか、そこら辺をひとつ、せっかく受講して、そのままで終わっては困るのかなというふうに思いますから、ぜひともこの受講した人のその後の対応をどのようにとっているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、認知症の地域支援推進員の配置ということで、このあとにいろいろと載っておるんですけれども、職員が1名、受講して養成の研修を受けて、受講したとなっておりますけれども、これは何か受講すると、何らかのライセンスが取得されるのかどうか、現在、3名体制になったというふうなこともっておりますけれども、この人たちの現在の実績と申しますか、この中にいろいろと相談に対応したというふうな、成果が載っておるんですけれども、具体的にどういう活動をしているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思

います。とりあえず、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員、24ページのほうに関しての、地域交流サロン支援事業は一般会計のほうで……。

〔「オーケー」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君） オーケー、はい、わかりました。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村です。

唐沢委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、成果書の24ページ、25ページの地域交流サロンの支援事業でございます。こちらでは、5月と10月にサロン連絡会を開催して、各サロンの代表者の方を中心に活動をされている方、それぞれ12団体の方にお集まりいただいて、町と社会福祉協議会との意見交換会等を実施いたしました。その中で出てくる意見の中では、やはり、委員さん先ほどおっしゃったように、場所や人材の確保の問題というのが、やはり意見としては出てきております。また、細かい意見では、会場の使用料や、備品の補助をしておりますけれども、備品等設備の問題等も出てきているところもあります。やっぱり一番多いのは人材の担い手の育成の問題です。継続性を高めるために、後々までやっていただけるような人材を育成していった、それをつなげていかなければいけないのではないかというふうに考えている方たち、その代表の方たちも大勢いらっしゃるようございまして、そのために成果書の237、238ページの生活支援体制整備事業の地域の縁づくりに向けた勉強会や地域支え合い講座、地域交流サロンの立ち上げやフォローアップの講座の中で、地域力を高めるための講座、も

しくはキーマン、人材の育成のための講座が重要になってくるのではないかとということで、それを目的にフォローアップ講座や立ち上げ講座を実施しているところでございます。

それで、その地域支え合い講座では、昨年度は28名の方に受講をさせていただいて、それぞれサロンのない地区についてもなるべくサロン立ち上げに向けた機運を高めていくために実施をして、今後町内余り偏りがないように、サロンを広めていきたいというふうに考えております。

次に、成果書の237ページの認定ヘルパーの養成講座の実施でございます。237ページの一番下にありますけれども、これは、平成29年4月から開始いたしました、緩和した訪問型サービスの事業に従事する資格を取得するために、町が認定する認定ヘルパーの養成講座でございますけれども、こちらについては、29年度が11名の方に受講をさせていただいて、全員11名が認定をされたところでございます。28年度末に第1回目をやっておりますので、そのときが16名で、合わせて27名の方が現在、認定登録をされております。実際に事業所に入られて今、活動している方というのは1名ですね。あと、そのほかに受講されている方もいらっしゃるんですけれども、なかなか緩和された訪問型サービスAの事業の利用者が思ったように伸びていないので、なかなか活躍の場がないというのが現状でございます。今後、そのサービスについてももう少し広めていって、利用者を増やしていかなければいけないというふうに、思っております。

続きまして、成果書の238ページ、認知症総合支援事業の認知症地域支援推進員の配置でございます。昨年度29年度は地域包括支援センターの職員、これは社会福祉士が1名、認知症地域支援推進員の養成研修、これ国のほうで行われる研修なんですけれども、そちらを受講いたしまして、こ

れまで、包括支援センターの2名の保健師が既に受講をされておりますので、29年、社会福祉士が1名受講した後は、3名体制で認知症の人やその家族やケアマネジャー等の相談に対応をしてきたところでございますけれども、こちらについては、やはり一番多いのは家族からの相談が多くて、これは、ちょっと件数は、それが何件あったかというのは、こちらには記載していないんですけれども、地域包括支援センターの運営管理事業の中の相談件数の中にカウントしておりまして、そちらが、成果書の236ページの下段、地域包括支援センター運営管理事業のこちらの表でございまして、けれども、高齢者及び家族等ということで、29年度は841件、事業者、ケアマネジャー等の事業者から32件の相談がありました。こちらは、できるだけ夜間等も対応するように、一応24時間体制ということでやっておりますけれども、こちらだけの相談件数があったということでございます。こちらの中に、認知症に関する相談についても含まれております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。

大分理解をしているところなんですけれども、若干、再質問したいと思うんですけれども、サロンの関係なんですけれども、昨年実績、地域交流サロンの支援事業の補助金を6団体、24ページの成果書のほうに載っておるんですけれども、この6団体に、この額は31万何がしていいんでしょうけれども、この補助金の中身、一応サロンを立ち上げるときに、上限で10万という額が決まっているというふうに理解をしているんですけれども、この交付した補助金の中身を、ひとつお聞かせをいただきたいなというふうに思っております。特に今、支援の内容の見直しということで、いろい

ろと担当のほうでやっていると思うんですけれども、支援の中身の見直しはお金なのか、それとも何か違う支援なのか、それをひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もちろんサロンですから、人数はもちろん大切かもしれませんが、参加人員が多いほうがもちろん結構なんですけれども、やっぱり私は参加人員よりも中身でやっぱりある程度考えてもらいたいなというふうに思って、これ再質問するんですけれども、できる限り、やっぱり今、それぞれ23カ所のサロンをやっているところに聞きますと、無料でやっているところももちろんあるでしょうし、何がしかのお金を取ってやっているところもあるだろうし、昼食代ということで、それなりのお金を取ってやっているところもあるでしょうし、それぞれ各団体、実際やっている23カ所のサロンの中身が、それぞれ地域によってまちまちだと思うんですけれども、具体的にどういう中身でやっているサロンが多いのか、もしできましたら、担当のほうで、いろいろこの23カ所、現場主義で把握していると思うんですけれども、この中身をちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。参考も含めて、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、成果書のほうの一応各養成講座の実績人数が今あがっているんですけれども、先ほど私は、もしできたら、男女の関係も含めて、どうなのかなということを質問したと思うんですけれども、できたら、もちろん若い人は少ないと思うんですけれども、年齢構成、男女も含めて、どういう人がやっているのか、せっかく受講してその後どうその人たちが活躍しているか、活躍の場を与えているかということで、先ほどの答弁の中でも、なかなか受講した人が100%生かされていないのかなというふうに感じていますので、や

っぱりこの人たちが活躍できる、せっかく受講して活躍できるような場をぜひつくっていただければありがたいし、そのための何か考えがあるのか、あればひとつお聞かせ願いたいなというふうに思っているわけです。とりあえずひとつ、以上よろしく願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、地域交流サロン支援事業補助金の交付についてでございます。29年度は6団体、6カ所の地域交流サロンに合計で31万105円の地域交流サロン支援事業補助金を交付いたしましたわけですが、もちろん、そちらの交付、もしくは過去の交付の実績では、やはり一番多いのは椅子でございます。集会所等を利用されているところが多いので、畳の上で座布団等ではちょっと疲れるということがあって、座椅子というか余り高くない椅子を購入されるところが一番多いです。その次がどちらのサロンでも買われているのが調理器具や食器でございます。そのほかには、電化製品で、ラジカセやカラオケが使えるカラオケセットとか、またはワイヤレスマイクやテレビ等を購入されているところが何団体かあります。やはり一番多いのは椅子と調理器具が鍋や、あと食器等が一番多くなっております。

そちらの支援内容の見直しというのを、後期実行計画の中で28年度、単年度でということでございましたけれども、29年度も引き続き支援内容の見直しを行っております。まだ、結果が出ていないんですけれども、30年度も引き続き支援内容の見直しに今取り組んでいるところでございますけれども、これまでの補助金、一番最初に使ったところは、25年度に利用しているところもございま

すので、約5年という時間が経過をしておりますので、また足りなくなったり、もしくは老朽化しているということもございますので、なるべく初度交付から5年を経過した段階については2回目の補助金も交付することができないかどうか、もしくは運営費について補助することができないかどうかということで検討をしているところでございます。運営費についてはサロン連絡会等でも多くの代表の方たちや協力者の方たちからそのような意見が出されていますので、そういうことについて引き続き検討していった、早い段階に支援内容の見直しを図ればということで、今進めているところでございます。

続いて、養成講座等の男女別の人数と年齢の内訳でございますけれども、こちらについては、すみませんけれども手元に資料がないので、ちょっと今お答えすることができないんですけれども、ご容赦願いたいというふうに思います。先ほども申し上げたとおり、なかなか活動の場が広がらないというところがございまして、なるべく事業者にも働きかけをして、活動ができる場を設けてもらい、もしくは、サービスのほうについても、もうちょっと、今のところ訪問型サービスのAだけしか設定をされていないんですけれども、ABCというようなランクがありますので、そういう事業構築も図っていけば、活動の場も広がっていくのではないかとということで、そちらの事業についても広げていく必要があるかどうかということを含めて検討して、なるべく多くの方にかかわっていただけるようなサービスにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

次に、地域交流サロンの実施団体のサロンの内容でございますけれども、町が把握しているのは、サロンの名称にもなっているように、大体そこへ

来て健康体操をするとか、もしくは囲碁や将棋を行う、もしくはお茶を飲んでお話をするというようなところがやはり一番多くて、そのまま名前にもおしゃべりサロンやおしゃべりクラブとか、もしくは健康体操、囲碁のクラブというような、名称の中にそういう実施内容を入れているところもあります。やはり、サロンでは1つのことだけをやっていただくというよりも、多様性を持たせて、みんなが気楽に参加できるようなプログラムにしてください、そこへ体操ができなくても、行ったらそこでおしゃべりができるよとか、一緒にお菓子か何かをつまみながらお茶を飲んで、みんなでおしゃべりしましょうというような内容でやっていただければ、地域の輪が広がっていくのではないかなと、顔の見える関係ができるのではないかなというふうに考えているので、今の活動内容でなるべく、できれば地域の敷居を取っ払っていただいて、ほかの地域からも交流ができるような体制で取り組んでいただけるようなサロンにもっていければいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。

ここでもう一つ確認したいんですけれども、23カ所今実際サロンを実施しているんですけれども、トータルしてこれに参加している人は何人ぐらいになるのか、もちろん大小いろいろありますから、人数的には正確な数字は出てこないと思うんですけれども、おおよそで結構ですから、何人ぐらいこのサロンに出席しているのか、参加しているのか、そこらを把握しているのどうかをお聞かせ願いたいと思います。

それから、支援の内容の見直しなんですけれども、私、お金が全てではないとももちろん思っております。やはりいろんな、今町内で、敬老会もそ

うなんですけれども、いろんなやっぱり、役場はこれやってくれ、あれやってくれといろいろ地域にお願いがたくさん下ろしておるんですけれども、やっぱり基本的に人材不足なんだよね。このやっぱり人材不足を何としてもいろんな形で打破してもらうように頑張ってもらいたいなと、地域はやる気はあるんですけども、やっぱり人材不足で、なかなかリーダーがいなくて、やりたくてもできないというような現状がございますから、何としても人材を補充するように、ひとつ頑張ってもらいたいなと。

私、やっぱりこのサロンというのは極めて大切な事業だと思うんです。先ほどから出ている認知症防止、それから、高齢者のやっぱり元気、そういうものを確保するためにサロンというのはやっぱり重要なんだろうなと、ひとり暮らしのひきこもりを防止したり、いろんな効果があると思いますので、ひとつぜひともこのサロンを、さらに充実するように頑張ってもらいたいなというふうに思っ

て質問したわけでございます。それから、先ほどちょっと質問を忘れたんですが、成果書の238ページのほうに認知症の関係、前段者からも、ちょっといろいろと認知症の関係で質問がありましたけれども、この中で、認知症初期集中支援チームというのを設置したとなっておりますけれども、この支援チームの組織というのはどういう方たちでチームをつくっているのか、参考までにひとつお聞かせ願いたい。もちろん、私も認知症の予備群ですから、これはもう非常に心配していますので、ぜひともこのチームの中身をお聞かせをいただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副

課長の岡村でございます。

再々質問にお答えを申し上げます。

まず、サロンの参加人数でございますけれども、29年度末で23の地域交流サロンが設置されているわけですが、そちらの利用人数というのが、一番多いところで50人というところがございます。次が35人のところが3カ所、あと、30人というところが3カ所、20人というところが多くて8カ所、残りが15人から10人ということになっております。平均すると25ぐらいのところが多くなっております。

支援内容の見直しで、補助金だけでなく人的な支援、健康運動指導士、体操をやっているところであれば健康運動指導士を派遣するとか、もしくは担い手の育成のために、これから後も、立ち上げ講座やサロンのフォローアップ講座等も充実した内容でやっていきたいというふうに考えております。

続きまして、認知症初期集中支援チームの構成でございますけれども、こちらは新白岡病院の認知症専門医と、その下に精神保健福祉士と介護福祉士等の介護職のまず3人でチームを組んでいたいて、訪問等は精神保健福祉士と介護職で訪問等をして、それを持ち帰って専門医と相談をしてカンファレンス等をしていただくと、それで、対応を協議していただくというようなチーム構成になっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

3点ほどお願いしたいと思います。まず、数字的に成果書の数字的なものに変化がないというか、どうなっているんだろうかということで、まず、234ページの高齢者等給食配食サービスの実施と

ということで、延べ利用者数、それから、延べ調理食数、それぞれ出ているんですけども、介護保険料が増えて、高齢者も増えているという中で、配食サービスはそんなに増えていないんですけども、この点についてお尋ねをしたいと思います。

それと、緊急時通報システムの関係なんですけれども、これについては、増えてはいるんですけども、利用者数がそんなに増えていませんね。もちろん、亡くなった方とかそういう方もいらっしゃるかと思うんですけども、その辺の状況の理由についてお尋ねをしたいと思います。それ1点。

それから、2点目は、先ほど待機者の数、山下委員のとき言われましたが、入所希望者が45人だと。そのうち要介護3以上の方、38人ということ、それは参考としていいんですけども、入所希望者なのに、今すぐ希望者1年以内が4人、1年の内が1人、希望者の時期なしとかという答弁していたんですけども、これは入所待機者が45人いるわけですから、これが入れないということは、待機につながるんですけども、その辺、この内、3分の1くらいは、もう3年間ずっと待っているけれども、なかなか入れないとかそういうことはあるかと思うんですけども、この待機者の人数、それと、それに対して入所できるよう努力しているという答弁はあったんですけども、空床があればということなんですけれども、これは把握はされていないんでしょうか。それが第2点。

それから、第3点は、先ほど滞納者の数が言われました。この8月からは一定所得以上の人の介護サービス利用料の3割負担の導入が始まりました。ますます大変になるという中で、それから、不納欠損も出ておりますけれども、こういった実際滞納者の数も増えている中で、何か利用者負担の助成制度みたいなものは考えていないのかどう

か。その点お尋ねをしたいと思います。

以上3点。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

丸藤委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、数字の増減の関係でございますけれども、成果書の234ページ、235ページの、まず高齢者等給食配食サービス事業でございます。こちらの利用者について、29年度は28人に比べ、利用者数にすると2人しか増えていない。だけれども、延べ調理食数は41件減っているというような状況でございます。こちらについて、そのときの利用者状況が日々変わりますので、休止をするケースや、施設入所、または長期の入院をして1回休止だけじゃなくて、取り下げをしてしまうケース等もございまして、余りそれを延べにならずと、それほど毎年大きな違いは出てこなくなっております。

同様に緊急時通報システムの機器設置及び運用の事業につきましても、利用者がこちらについては特にひとり暮らしの高齢者の方が多い関係もございまして、なかなか在宅での生活を継続することができなくなって、施設入所をしてしまうケースや病院に長期入院をするようなケースがあって、取り外しをするというケースもありますので、新規の利用者と途中で廃止をする利用者の数が同程度出てくるともあるので、そんなに急激に増えたり減ったりというようなことは起こらないというようなことが毎年続いているというような状況であります。

続きまして、特養の入所希望者の関係でございますけれども、前段の委員さんのときにもお話ししましたが、入所希望者は全体としては45人で、要介護3以上の入所希望者は38人、それぞれ

の希望の度合いというんですか、今すぐ入所したいから入所希望の時期なしということで、人数を先ほど申し上げましたけれども、こちらについて、あくまでこの入所希望者の集計というのは、それぞれの施設に入所希望を出されている人を県のほうが把握して、2つ以上の施設に入所希望している場合は、ダブルカウントがないように調整をして、実人数で把握をしております。この入所希望の度合いにもあるように、なかなか順番が回ってきたんでどうですかというようなことで、施設のほうから連絡をすると、今はまだ特にすぐに入りたいという希望はないと、次の人に回していただきたいというようなケースが結構多いようなんですね。ですから、長く、もう今すぐ入所したいという希望で待っている方も中にはいるんでしょうけれども、そういうふうにお答えしているケースでも、今はそのタイミングではないということでお断りするケースがあるようで、ですから、それぞれの希望度合いというのは、余り信憑性が薄いのかなという感じはするんですけれども、調査でお答えしている希望度合いはそうになっているということでございます。

空床の把握ということでございますけれども、こちらについては、正式に把握をしているというよりも、介護保険事業運営協議会や、高齢者福祉部会の委員さんにそれぞれの施設の代表の方等がなっていておられますので、そういう会議の際に、今の空床の状況等はお尋ねをして、把握をするようにしております。

先日オープンした姫宮の特養については、今のところまだ満床にはなっていないくて、大分まだ空きがあるという状況になっているようでございます。

次に、滞納者数の関係でございますけれども、介護保険料の滞納者は、こちら前段の委員さん

のときにお答えしましたがけれども、30年の3月末現在で、164人の滞納者がいるわけでございます。滞納者に合わせて、不納欠損で処理されるケースがございます。そちらについても本人が死亡や転出をして、それを相続をする方がいないというようなケースがあって、やむなく不納欠損にすることが多いんですけれども、そのほかにも、収入が少なくて払うことができなかった、生活困窮で払うことができなかったという方も若干名いらっしゃいます。そういう方たちに対する負担軽減でございますけれども、そちらにつきましては、一般会計のほうで低所得者の介護サービス費の低所得者対策ということで、給付をしているところでございます。また、高額に介護給付費がかかった場合には、高額介護サービス費や、先ほど来申し上げております特定入所者介護サービスの給付等の低所得者対策を実施しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） ありがとうございます。丸藤でございます。

それでは再質問させていただきます。配食サービスの関係もそうなんですが、緊急時通報システムについても、今もお聞きしたんですが、どうも歯切れ悪いんですよね。これ、私たちも聞かれるんですよ。どうしてそういう状態なんですかと。どうも今の答えだと、ちょっと歯切れ悪くて、当たり前のように聞こえるんですよ。それぞれがそれぞれの状況で変わるので、それはもちろん病気だとか、そういうのもあるでしょうけれども、どうしてそうなっているんですかということを、もう少しわかるように説明できませんか。それで、特にひとり暮らしの高齢者に、自宅へ週3回なんです、これ、土日は別にしても、週3回、うちは月・水・金と頼んでいるけれども、火・木も願

いしたいとか、そういう方もいますよね。そういう方もいると思うんですけれども、どういうふうになさっているのかお願いしたいと思います。

緊急通報システムも、新規設置台数は、それはそれなりに増えているんですけれども、累計が減っていますよね。どうしてそういうふうになっているのかということなんです。もう少し、すみません、わかるような答弁お願いしたいと思います。

あと、待機者の関係なんですけれども、すぐに入りたいという人もいるけれども、いない人もいるケースあると、それはそれとして、副課長の答弁ですから、そうとしても、やはり入所できるように努力するのは町の責任です。先ほど、空床があればということなんですけれども、これは、ちゃんと空床の状況を把握するようにしなければいけないですよね。新しい特養の件については、まだ満床になっていないということなんですけれども、私はどれぐらいあるのか、宮代の待機者がこれだけいて、そういう方々にやはり、空床の情報を待機者にきちっと提供する。有効活用を図る、空床にしてもどうしようもありませんし、そういうことは町で責任持って、やっぱり援助しなければいけないと思うんですよ。そういう意味で、じゃ、待機者はこれだけいる。じゃ、空床はどういう状況なんだろうかというのは、ちゃんと把握すべきだと思うんですけれども、その辺の入所できるような努力はしているというんですけれども、そういった点ではどうなのかということで、もう一度お願いしたいと思います。

それから、3点目なんですけれども、8月から利用料に3割負担が導入されます。負担増になる方は、じゃ、どれぐらいいるんですかと。そんなにはいないと思うんですけれども、じゃ、負担増になる方がどれぐらいいて、こういう方々には、

じゃ、どういう、先ほどいろいろサービスの給付はそれはあるでしょうけれども、それはわかりますけれども、実際こういった1割負担でもこれだけ滞納者がいるのに、3割負担になるともっと大変になるわけですね。ですから、給付によるものではなくて、利用者負担の軽減のための助成です、これは今後ですけれども、ありませんから、やはり必要になるなというふうに思っているんですけれども、その点でお聞きしたんですが、もう一度お願いいたします。

○委員長（田島正徳君） ここで休憩いたします。

再開は3時45分とします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時44分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

丸藤委員さんの再質問にお答えを申し上げます。

まず、地域自立生活支援事業の高齢者等給食配食サービスの利用者の増減、また緊急時通報システムの利用者の増減について、ご説明を申し上げます。

まず、高齢者等給食配食サービスにつきましては、こちらに延べ利用者として、29年度は1,004人ということでございますけれども、実の利用者といったしましては、実際登録されている方は、約100人の利用者がいらっしゃいます。そのうちの8割ぐらい、80人から85人ぐらいの人が実際に配食を利用されております。残りの20人弱の人は、入院や本人の希望によって、時期によって休止を

する方等がいらっしゃるしまして、実際には提供するのは1回当たり80から85食の給食を提供しているところでございます。

結構な数の、年間には入れかえがありまして、新規の希望者もしくは廃止をする方、休止をする方というのがおりまして、これは29年度、ここに出ているのは、利用者の増減が2人というふうになっておりますけれども、年間の間には実際には新たにサービス提供する人が三、四十人いて、休止、中止をされる方が同数の三、四十人いらっしゃるということでございます。そういうようなことがありまして、やはり、それぞれの、本当に希望や状況によって、結構入れかえの激しい事業でございまして、そちらについて、これといった余り増減がない原因というのは、把握することが難しい状況でございます。30年度も大体9月も終わりました、上半期で去年1年分ぐらいの利用者の増減となっております、もう既に二十何人かの新規の利用者、もしくは廃止をされた方の入れかえがあったところでございます。

同様に、緊急通報システムにつきましても、もともと設置者が73人で、新規の設置台数が11人、廃止された方もいらっしゃるしまして、余り前年の利用者数と変わりなく2人減ただけで73人の方が利用いただいている状況でございますけれども、こちらについても、やはり、入れかえは新規の利用者が11人あって、廃止をされた方が13軒あったということで、2人減っているという状況でございまして、こちらについても、やっぱり先ほども申し上げましたとおり、本人の事情というか状況によって急に施設入所が必要になったり、病気で長期の入院をされるというようなことで廃止をされる方が出てきますので、こちらのほうとしても、余り数に変化がない原因について、これ以上の把握をするのが難しい状況でございます。

続いて、特養の待機者の関係でございますけれども、最新の特養の待機者、利根圏域というか、宮代町が所在する近隣の特養の待機者情報というのが平成30年6月25日に更新されております。それを見ますと、そこの施設で現在入所希望の届け出を出されている人が何人いるかどうかということでございますけれども、それを見ますと、宮代町内の特別養護老人ホームにつきましては、みどりの森は80床定員なんですけれども、待機者が59人いらっしゃいます。ふるとねの郷は29床で14人、社会福祉法人真善会のもみの木は施設定員が120人で14人の待機者、新しくできた社会福祉法人まごころ会のひだまりの郷が施設定員が100人で待機者は13人という状況になっております。こちらの数につきましては、1名の方が各施設に希望を出せば、全ての待機者数が上がるということで重複カウントされておりますので、実数についてはちょっとわからないんですけれども、実数は先ほど申し上げたとおり、町内で45人の方が入所を希望されているということでございます。

空床の情報等をよく把握して、入所ができるような状況に持っていくように努める必要があるんじゃないかということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、機会がある都度、施設のほうへ空床の状況というのは口頭等で確認はしておりますけれども、特別養護老人ホームの入所につきましては、以前と違って措置じゃなくて被保険者の希望によって施設との入所のあれが成立するものですから、特に空床があるから町のほうで積極的に入所をさせてくれというような働きかけはできないことになっておりまして、案内は当然させていただきますけれども、空床を把握してそちらの施設のほうに案内をする、もしくはあとは、待機者を解消するために、計画を確実に立てて、施設整備を検討していくというのが、行政の

役目ではないかなというふうに考えておりますので、そちらのほうに努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、利用者負担の軽減についてでございますけれども、利用者負担の軽減ということにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、介護保険制度上認められております、自己負担限度額の設定等、本来であれば、要介護5の人については、支給限度額というのが36万650円という限度額が設定されておりますので、自己負担1割の人は3万6,065円、2割の人は7万2,130円、3割の人は10万8,195円負担することになるんですけれども、そちらについては、3割の人は現役並みの所得がある方ですけれども、負担限度額認定を受けていただくことによって、10万円の負担を4万4,400円まで下げることができる。もしくは1割の非課税の方等については、3万6,065円の負担を、単身であれば1万5,000円まで、世帯全部では2万4,600円まで負担限度として設定して、それを超えた部分については、高額介護サービス費で、後から給付されるというような制度がございます。そのような介護保険制度上認められた制度の中で運営をしていって、それ以上のあれについては町としての負担が過大になってしまうことから、今のところ新たなサービスの設定については考えることはできない状況でございます。

ただ、8月からの利用者負担割合が3割になる方の資産でございますけれども、8月1日現在に試算したところ、これまで2割負担だった人が、一定以上の所得があることから、3割負担になる方が47人で全体の高齢者の約3.1%に当たる方たちが3割になるものというふうな集計がされました。これは日々変わるものですが、8月1日現在では、47人ということでご理解をいただきたいということでございます。

すみません、漏れました。高齢者等給食配食サービスで現状では、月曜、水曜、金曜日の週のうちの3回の夕食の配食を行っておりますけれども、町として今の方式での配食というのは、一日おき、月・水・金という配食が限界ということがございますので、火曜、木曜、もしくは土曜、日曜の利用を希望される方については、ケアマネジャーさんや親族の方と相談をしていただいて、なるべくその方の食の安定のため、また、栄養の改善のために、そういうほかの曜日についても、利用希望がある場合については、なるべく民間の配食や、もしくは何らかのほかの、例えばホームヘルプサービスや、デイサービスを利用して、あとショートステイ等の施設サービスを利用して、安定した食の供給ができるように、努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。ありがとうございました。

一つだけ、再々質問させていただきます。

待機者の関係ですが、やはり待機者は入所希望者はいます。これを、やはり少なくするための努力というのは、当然必要だと思うんですけれども、やはり、空床の情報を、待機者に情報として提供するのは役場でもできるわけですよね。ですから、そういう意味からも、空床が一体どれぐらいあってということで、これは、きちっと把握して、入所を本当に待っている方に情報提供する、これはもう至極当然のことだと思いますので、そういった点でちょっと、空床がどのくらいになっているのか、ちょっと曖昧だなという感じをしていますので、ぜひ、それ以上出ませんので、答えは求めませんが、ぜひ、空床の情報を把握して、待機者にスムーズに提供していただきたいというふうに

思います。

それはそれであれなんですけれども、宮代の一番新しいひだまりの郷でした、これ先ほどもここはここで、やはり町民の方からもあいているんじゃないかという、そういう情報もちらっと聞くんですけれども、そういった点では、前回の一般質問のときには、ないというような回答だったので、それはそれなりに安心したんですけれども、まだそういう声を聞くんですけれども、実態はどうなんでしょうか。その点だけ、再度お示し願いたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

再々質問にお答えを申し上げます。

特養待機者の町内の待機者の状況につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、社会福祉法人、まごころ会のひだまりの郷は施設定員が100人ございまして、現在待機者として登録をされている方が13人いらっしゃるという集計結果が出ております。これは、100名のところに13人待っているということではなくて、実際にはまだ半分まで埋まんないという状況というふうに聞いておりますので、待機者としている方たちについても審査が通れば入れる状況ではあると思うんですけれども、あとは施設の体制のほうのやはり職員の採用とか、それも計画的にやっているということもございまして、今、その空床をすぐに埋めることができない状況にあるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君） 野原でございます。

すぐ終わります。前段の委員さんから出ている、配食サービスのことで1点だけお願いしたいんですけども、件数が減っているということで、私の知り合いがこちらのサービスを利用されていたんですが、やめたんですということで、どうしてですかと聞いたら、やはり歯が悪くて食べられないということで、こちらの配食のほうに、メニューといえますか、何種類かあったりとか、そういうことはわかりますでしょうか。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

野原委員さんの質問にお答えを申し上げます。

高齢者等給食配食サービスでございますけれども、こちらにつきまして、そのいろいろな疾病やその歯の悪い方への対応等でございますけれども、メニューは十数種類のメニューがございます。刻みやもしくはご飯のやわらか目、かた目、おかゆというようなメニューが、あと、糖尿食等のメニューもございます。そちらの希望で、最初調査にお伺いしたときに、配食サービスを提供するかどうかの实地調査に伺います。その方の身体の状態や希望の食事についてをお伺いして、その人に対応できるサービスであれば、そういうメニューを設定して提供するようにしております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 野原委員。

○委員（野原洋子君） ありがとうございます。

民間のほうで、ワタミさんとかそういうところでもやっていて、かなりおいしそうに見える感じではありますので、こちらの配食のほうもさらに工夫していただければと思います。

あと一つ、緊急時通報システムも。同じ方がやはり、ご利用されていて、こちらのほうは物すごく心強いと。夜中であっても、ご近所の方に頼ん

だりすることもなく、いつ何かあったときにすごく心強いと言われておりましたので、できればもう少し皆さんに広めていただいて、ご利用いただけるようにしていただくといいかなと、こちらは要望です。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

1点、サロンについてなんですけれども、先ほど前段者の委員からもでたことなんですけど、昨年の答弁と今後補助金の使用料についてとか、昨年の答弁とほとんど一緒だったんですけども、来年の予算に向けて、現実的に補助のほうを25年からやっているサロンとかはもう備品とか古くなったりとかあるんですが、改善はしていくのであるかということと、あと、サロンが町の計画の中で大きく位置づけられたにもかかわらず、町民の方の認知度がとても低いと思うんです。それで、サンクスフェアとかいろんな催しをさせていただいて、サロンの活動とかも紹介してくださっているんで、知っている人は知っているんですが、歩いていけるところ、自転車でいけるところのサロンに、皆さん行けるようにということでやっていると思うんですが、サロン自体をよくご存じでないんですが、そこはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。2点お願いします。

○委員長（田島正徳君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君） 健康介護課副課長の岡村でございます。

丸山委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、地域交流サロン支援事業でございます。こちらの支援内容の見直しで昨年度とさほど変わらない答弁だったということでございますけれども、なるべく早く支援内容の見直しの結果で、で

きることからやっていきたいというふうに考えておまして、まずは担い手の育成のためのサロンの立ち上げ講座、フォローアップ講座等をやらせていただいております。この後は、補助金等の見直しも進めていって、できるだけ早い段階で解決していきたいというふうに考えております。

あと、町民への認知度を高めるための取り組みでございますけれども、やはり、サロンの活動について、まだまだPRが足りない部分もあると思いますので、引き続き広報やホームページ、もしくは地区連絡会等に行って、今年も各区長さんたちにもご案内もしくはお願いをしたところでございますけれども、なるべく多くの人たちにサロンを知っていただいて、サロンを地域ぐるみで支援をしていただけるような体制をとっていただけるようにいろいろな機会にPRをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

このサロンの効果ってすごく大きくて、いつもテレビばかり見ていて、月1回でも本当に楽しいと言って、笑顔で帰っていく方多くて、だんだん定着していくと、だんだん友達も増えてたりとかで、50人とか大きいところをやっているところもあるけれども、10人とか20人で余り大きいところは行きたくないという方もいらっしゃるんですね。それで、本当にとってもいい取り組みなので、誰でも行けるんだよということを、町のほうがすごく宣伝というか広めていただけると、もっとたくさんの方、それで、やっぱり男性の参加が少なくって、区長さんとか男性の方が多いんですが、これが必要だよというのが、多分お話ししていただいているんですが、余り興味を示されない。女性は結構集まるんですけども、必要性というものを言っ

ていただけたらと思います。

それと、予算のほうなんですけど、やっぱり今、場所がないということと、お金がやっぱり安い、100円とか200円で皆さんサロンやっていると、お金がない状態で、集会所のお金が結構したりしますので、そういうところも、補助の取り組みを来年度考えていただきたいと思います。要望です。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君） なければ以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

質疑が終了したばかりなので、詳細については本会議で述べたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君） 賛成討論なしと認めます。

本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君） 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第55号 平成29年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（田島正徳君） 起立多数であります。

よって、議案第55号 平成29年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案

のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時16分

○委員長（田島正徳君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議案第57号の審査（まちづくり 建設課）

○委員長（田島正徳君） 続きまして、本委員会に付託されました議案第57号 平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君） お疲れさまです。まちづくり建設課の横溝ですが、今、先般、先議をいただきました宮代第1、第2中継ポンプ場の更新工事の請負代金の内訳書のほうをお配りいたしましたので、参考にごらんください。ということで、よろしくお願いします。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○上下水道室主幹（忽滑谷 和君） 上下水道主幹の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○下水道担当主査（和田光春君） 下水道担当の和田と申します。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君） 本件については既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入り

ます。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） 唐沢でございます。

何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点でございますけれども、実は監査報告の中でも上げられているわけでございますけれども、今、宮代町の公共下水道、平成5年でしたか、スタートして。あれからもう二十四、五年たっているわけでございまして、現在、認可計画区域は全部終了しているわけなんですけれども、やはり問題なのは今後、適正な維持管理や老朽化した施設の更新をどう計画的にこれから推進するか。

たまたま、今、請負代金、宮代第1、第2の中継ポンプ場の更新の内訳も今いただいたわけなんですけれども、これから、どう公共下水道整備と申しますか、維持管理をしていくのか。例えば優先順位、ここをまずということで第1、第2の中継ポンプ場が出てきたわけなんですけれども、この後、どういうところを整備したり、管理をしていくのか、ひとつお聞かせいただきたい。

また、参考までに現在の整備されている公共下水道の延長、どのぐらいなのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、私、大変勉強不足でわからない。確認なんですけれども、実は成果書の258ページの7款の町債の関係でございます。29年度の決算、1億7,040万ということで載っています。前年度比較して5,500万ほどの増減の数字が出ているわけなんですけれども、この中で借入れ内容と条件、下水道の事業債なんですけれども、これの自身が若干、前年度と変わってきているんですけれ

ども、これの中身をひとつお聞かせ願いたいと思います。

特に、1億7,040万の各借入れの、金融機関ももちろんあるんですけれども、若干変わっているので、変更になった経緯をひとつ含めてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君） 課長の横溝でございます。

公共下水道、ご指摘のとおり、平成5年に供用開始いたしまして、既に25年もたっているわけでございます。その中で、公共下水道のほうの長寿命化計画というものを平成27年に策定いたしました。公共下水道、住民生活に密着したものでございますので、計画的に更新をしなくちゃいけないということで平成27年に策定をいたしまして、計画的にそちらのほうの、中継ポンプ場のほうの修繕をしているところでございます。

ちなみに、長寿命化計画の期間といたしましては平成28年から32年の5年間でございまして、5年間の中に第1中継ポンプ場、第2中継ポンプ場のほうの整備を、修繕等していくという予定で計画しているところでございます。

相対的な金額といたしまして、長寿命化計画の中では金額といたしまして4億1,100万円を5年間で整備していくという内容となっております、一番やらなくちゃいけないというものにつきましては、電気設備のほうがなかなか、電気系統あるいは設備のほうが一番金もかかりますし、施設の管理についても大事だということもありますので、こちらのほうを先行しながら整備をしていくという予定となっております。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

下水道の整備延長でございますが、成果書の252ページのほうに布設管の延長が載っております、29年度、113キロメートルになります。これについては、既に整備全て終わっておりますので、27年度以降ずっと同じというような形になっております。

それと、成果書258ページの事業債についてのご質問でございますが、こちら事業債が4点ほど載っておりますが、公共下水道事業の建築改良に係るものにつきましては、国の国庫補助金をいただいた29年度の宮代第1中継ポンプ場の更新工事に係るもの、それと、次の259ページのほうに書いてある、平成29年度の中央通り線の污水管の布設工事、この2つの支払いに充てるための起債事業でございます。

次の、公共下水道事業の公営企業会計適用債というのを、現在、下水道事業につきましては、地方公営企業法の適用について移行事務作業を行っております、こちら平成32年の4月1日から公営企業法を適用するということで進めておりますが、こちらに係る委託料に充てるための起債として借り入れたものでございます。

それと、3点目の流域下水道事業の建設改良でございますが、流域下水道事業につきましては県のほうで行っておりまして、県のほうで行っている建築改良の費用を負担しているわけでございますが、その負担に係る費用を借り入れたものでございます。

それと、一番下の資本費平準化債でございますが、こちらにつきましては、政府の資金であれば25年、公庫資金であれば23年の返済期間なんです、実際に下水道の処理施設としては減価償却期間としてはおおむね44年、減価償却がかかるとい

うことで、構造的に不足が生じることになりますので、こちらを調整するために平準化債を発行しまして、その資金不足を補うものでございまして、平準化債については耐用年数を超えない範囲の20年以内で償還するというような起債の事業になっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。唐沢ですけれども、何点か確認をさせていただきたいと思います。

前後しますけれども、今、町債の関係、ご答弁をいただきまして、中身はわかっております。特に、この中で資本費平準化債なんですけれども、この借り入れ先が前年度まで埼玉りそな銀行だったと思います。それが、南彩農業協同組合に変わっている。若干、率も変わってきていると思うんですけれども、これがどういうふうに、りそなから南彩の農協に変わってきているのか、お聞かせ願いたい。

特に、そのほかにもあるんですけれども、率が、例えば武蔵野銀行の関係なんですけれども、去年が0.32%だったんですけれども0.27%になっている。それから、地方債での関係で地方公共団体金融機構の関係なんですけれども、これが去年が0.6%だったのが、今回これが0.5%になっている。この率の変更も含めて、どのような経緯があって変わったのか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、下水道の今後の整備計画なんですけれども、特に今、課長のほうから電気整備、電気系統がどうしてもやっぱり先行せざるを得ないというふうな答弁をいただきました。この電気系統、例えばお金にしたらどのぐらいの金額になるのか。文化的な生活をするにはやっぱり金がかか

りますからね。これはしようがないと言えましょうがないんでしょうけれども、これから、やっぱりこれが大変な費用負担がかかるのかなと思いますけれども、今回、電気系統、宮代の第1、第2ポンプ場の更新があるんですけれども、今後、どのぐらいのお金がかかってくるのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。よろしく願いたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

お答え申し上げます。

まず1点目の事業債の関係でございます。資本費平準化債のほうは29年度、南彩農協になったということでございますけれども、こちらについては、平準化債を借り入れるに当たって5社から見積もり合わせを行っておりまして、一番利率の低いところをお願いするというような形でございます。

それと、地方公共団体金融機構の利率につきましては、こちらは地方公共団体金融機構については全ての地方公共団体がこちらの機構の設立にかかわっているところなんですけれども、こちらは地方公共団体が借りの借り入れ先として皆で立ち上げた機構でございまして、こちらの率につきましては、社会経済情勢とかを踏まえて、金融機構のほうから提示をされた率でなっております。

それと、2点目、今後につきましてでございますが、今後の整備でございますけれども、先ほど課長のほうからも申し上げた長寿命化計画については32年、5カ年計画で終わります。この後の計画についてはまだつくっておりません。今現在、地方公営企業の適用ということで作業をしているところでございますが、今回、適用するに当たっては全ての固定資産を洗い出す作業を行っており

ます。その上で、今後、その固定資産をどのような形で整備していくかということも計画の中で行っていくことになります。

それで、まず最初にはストックマネジメント計画というのをつくらなくちゃなりませんので、32年以降にはその計画をつくります。計画をつくりましたら、どんな順番で、どういうところを修理していくのかというところが出てきますので、それをつくりましたら、また議員の皆様にご報告のほう、させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君） ありがとうございます。

唐沢ですけれども、確認で再度質問させていただきましても、率の関係なんですけれども、安い率、これは誰でもそうですよね。借りるんですから、安い率のほうがいいわけでして、例えばりそなから南彩農協に変わって、0.62から0.6に変わった。あと、そのほかにも武蔵野銀行の関係では0.32から0.27と、ちなみに額にしたらどのぐらいの額になるのか、ひとつお聞かせいただきたい。私、数字弱いもので、なかなか出てきませんので、できましたら、ひとつ参考までに、どのぐらいの、この率の変更で安くなったのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、今後の計画、わかりました。32年以降で新たな計画をつくって、額も含め、改めて出すということですから、ひとつそれを待つということで理解をいたします。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

ただいまの、率の変更によって額がどのくらい変わるかというご質問なんですけれども、ちょっ

と手元のほうにその数字を持っておりませんので、こちら、これをやることによって幾らかかるというのをまだつくってないんで、それをつくりましたらお示しをしたいということで、率変更による金利がどうなるのかというのは、ちょっと今、持ち合わせてないということで、大変申しわけないんですけれども、でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

簡単に質問します。

平成29年度決算での長寿命化対策のための中継ポンプ場新設工事、これは新設改良全体で1億585万8,395円かかっているということを説明されました。多額の工事費でございます。私ども日本共産党は、公衆衛生の立場からも普及や維持管理は進めるべきだと、私どもは思っております。しかし、町民の生活は収入が減り、生活困窮世帯も増えている現状ということは認識していると思います。町民の立場からは、県に対して中川流域下水道、1億3,615万、今回は29年度で負担していますけれども、その負担軽減を求めるべきじゃないかなと思っております。

また、町の繰り入れ金額も今回減りました、29年度では。やっぱり減らすじゃなくて繰入金を増やし、町民の負担を減らすべきじゃないかなと思っております。

そこで、質問をしたいと思います。

下水道料金の中の使用料の内容ですね。どういふことがこういう使用料の中に入っているのか。個人個人やら皆さんに料金としてとられているわけですよね。こういう中川流域下水道料金だとか水道を使った立方で負担金が増えるとか、そういうのを細かいやつ、どういうふうな料金の決め方をしているのか、わかったら教えていただきたい

と思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

ただいま下水道の使用料についてのご質問でございますけれども、使用料につきましては、汚水処理に係る経費を勘案した上で使用料をいただいておりますわけなんですけれども、下水道につきましては整備の際に相当な建設の資金がかかっておりまして、それを起債を借りて返しているというところでございまして、下水道の汚水処理費については、国の繰り出し基準の範囲内で町のほうから一般会計から繰り入れてやっているものと、繰り出し基準を超える額についても負担いただいた上でやらせていただいているところもございまして、こちらの成果書の253ページに経営指標というのが書いてございますけれども、29年度の汚水処理費、上下2段に書いてありますが、上段のほうでいきますと、汚水処理費が6億6,660万1,000円かかっておりますが、町からの繰入金を入れることで3億4,000万という金額になっておりまして、使用料については、実際に処理原価としては一番下のところに150円と書いてありますけれども、150円かかるんですが、今、お客様に負担いただいているのは、町からの繰入金を入れることで1立米当たり105.7円いただいているというのが実情でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

処理原価は293.7円でしょう、これ、もともと。一人一人担うというのは150.7円と今、説明されたような感じがしたんですけども、どっちなんですか。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

ただいまの処理原価の説明につきましてでございますが、293.7円というのは町からの繰入金を入れないとしたらこれだけかかると。ただ、町からは、国から示された繰り出し基準以内の繰り出しと、あとはそれよりも繰り出し基準にかかわらない繰り出しも入れておりまして、そうすることで処理原価を150円まで抑えるということでございまして。

150円に抑えるというのは、町が適正な管理を行った上でも、なおかつ足りない分については繰り入れをすることが国から認められておりまして、150円になる分までは繰り入れをしてもいいですよということで、こちら処理原価を150円にしております。実際に、単純計算で計算すると293.7円かかるというのがこの数字でございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。山下です。

今回、繰入金を減らしていますよね、1,873万円。これは、どういう理由で減らしたんでしょうか、お願いします。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

繰入金が減額になった理由でございますが、こちらは消費税及び地方消費税が少なくなったことが原因でございまして、こちらについては、その前の年、28年に消費税を計算するときの計算方法が誤りがあって更正申請をしまして、消費税額が29年度は減額したことで、その分が少なくなったというところでございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 繰入金、消費税の計算が間違っていたから今回は少なくなったんだということを説明されましたけれども、28年度の消費税の計算が誤ったということ、議会で説明しましたか。私、聞いた覚えがないんですけども、その辺のところはどうなんですか。今、初めて聞いたんだけれども。

それはそれでいいんですけども、これは議会にまず説明してから、私、減らした理由も聞いていませんよ、そういうことで減らしたんだということは。その辺のところはどうなんですか、もう一度お願いします。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

消費税の計算方法が間違ったということでございますが、こちら、消費税を計算する際に5%から8%に上がったときがございまして、町のほうが借り入れをして建設に充てていたものを、返済をする段階になって消費税を求められるということがございまして、その際に5%でやっていた建設当時の消費税を8%で計算して出していったところがありまして、これは宮代だけじゃなくて近隣の自治体全部そうだったんですよ。

それで、5%ではなく8%が正しいということで、その際に各市町村が、5%が正しかったのを8%で計算していたのでお金を返してもらっております。それが28年度です。それで、28年のときにそれがわかりまして、お金を返してもらっております、それで、28年度はそれで返してもらって終わったんですけども、29年度は新しい数字で申告しておりますので、前年度よりも消費税の額が下がったんで差額分が減ったというところでございます。

議会に対しての説明でございますが、昨年度28年度の決算のときに返還金というのがございまして、こちらの成果書の249ページのところに、諸収入のところに、地方消費税返還金の減と書いてありまして、諸収入としては1,106万8,000円返還金が、このうち1,073万8,400円が返還されたものでございます。説明については、去年の決算のときに返還金の説明をさせていただいているというふうに考えております。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 返還金のことはわかりました。確かにそういうふうな計算もされていると思います。私は、27年度、28年度、29年度の繰入金を見ているんですけども、27年度は5億9,000万、28年度は5億2,000万、29年度は5億500万ですか、こうやって年々減っているんですよ、繰入金が。

その辺のところで、私は減らすんじゃないくて、やはり増額するべきじゃないかなという感じはするんですよ。私の考えですよ、それは。そうすべきだというふうに考えております。町のほうは別な考えを持っていると思うんですけども、私はそういうふうに感じております。その辺のところの町の考えは、なぜ減らしているのか、考えがあったら答弁をお願いします。

以上です。これで終わります。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

繰入金の考え方についてご説明申し上げます。

繰入金につきましては、歳出の中で使用料をもっても補えない額を繰り入れて事業を整えているというような考えでございまして、繰入金が増えているということは、多少なりとも経営のほうを効率化することによって繰入金の額を下げ

るように事業としては努めているところでございまして、あくまでも繰入金については不足する分を補うような形でやらせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君） 課長の横溝です。

繰入金の考え方なんですけれども、水道の場合は繰入金というのはないんですが、要は、通常であれば使用料で賄うというのが本当なんです、企業会計から言いますと。繰入金というの、ご案内のとおり一般会計からの繰入金ということで、下水道の恩恵を受けてない方からもお金を入れているということもありますので、繰入金を減らすことによって恩恵を受けていない方にも負担が少なくなるということで、先ほど申し上げましたとおり、資本費平準化債も7,000万、そうなんですけれども、そういうようなもので繰入金の額を減らしております。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原です。

ちょっと教えてもらいたいことなんです、下水道建設負担金、あと中川流域の維持管理負担金、数字が出ていますけれども、各市町村の負担金を教えてもらいたいんですが、関係市町村の。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

中川流域下水道の負担金についてご説明申し上げます。

平成29年度の建設負担金につきましては、さいたま市が、約でございますけれども、1億1,000

万円、川口市が同じく1億1,000万円、春日部市が1億9,000万円、草加市が2億2,000万円、越谷市が2億5,000万円、八潮市が1億1,000万円、三郷市が1億1,000万円、蓮田市が4,900万円、幸手市が4,200万円、吉川市が4,600万円、伊奈町が3,100万円、宮代町が2,300万円、白岡市が3,100万円、杉戸町が2,900万円、松伏町が2,100万円というような形になっております。

それと、こちらの維持管理負担金につきましては、流している水量、水の量で料金が決まりまして、1立米40円になります。各市町村が流している水量で金額のほう、宮代町のほう280万8,257立米流しております、負担金のほう1億1,233万円ほどになっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
金子委員。

○委員（金子正志君） 金子です。

説明書の252ページなんですけれども、普及状況と出ていますけれども、人口での普及率です。面積の数字を教えてくださいなんですけれども、公共下水道事業の計画区域はどのぐらいの面積で、そのうち整備が終わった面積はどのぐらいなんです、どうか、お願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

公共下水道につきましては、全体の計画区域が747.6ヘクタールありますが、認可をいただいているのが353ヘクタールでございまして、そのうち市街化区域内が345ヘクタール、それと桃山台が8ヘクタール、こちらが整備できているところでございまして、認可を受けているところについては全て整備済みとなっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 整備が終わっているところが253と言いましたけれども、353ですか。はい。

○委員長（田島正徳君） どうぞ、続けてください。

○委員（金子正志君） そうしますと、終わっていないところがまだ半分ぐらいあるわけですが、その理由は何でしょうか。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

全体計画区域の中には調整区域が入ってございまして、全体区域の中で認可をもらっていないところは調整区域でございます。町のほうでは市街化区域も全て整備し終わっておりまして、市街化区域と桃山台が既に整備されておりますので、そちらが整備区域ということで353ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 金子です。

そうしますと、なぜ計画では調整区域も400ヘクタールも入れたんですか。入れる必要がなかったわけですね、最初から。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

宮代町の場合には、先ほどもお話ししたとおり、中川流域下水道のほうで最終的に処理をしております。それで、全体計画をつくるとき、中川のほうが余力を持って出せるように、うちのほうで整備計画を出しておりまして、将来的に考えて市街化区域に編入されるかどうかというのはわかりませんが、とりあえず大きく出しておいたと、町としては。小さいところから急に大きくするといっても、中川のほうで、それはもう計画に

入っていないからだめですよということを言われてしまいますので、大きくとっておいて、将来、そこが市街化区域に編入されても計画の中に入っているんで認めてくださいよというようなことで、大きな面積で計画のほうは出ささせていただいておりますが、実際には市街化区域にしませんので、調整区域を整備しますと効率が悪いということもありまして、調整区域については整備をしてないというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 金子委員。

○委員（金子正志君） そうしますと、将来的に市街化区域になるという、サバを読んで増やしておいたということですが、そうしますと、処理人口の見込みも立てたと思うんですが、それは大幅に狂ったということですか。

続けて質問しますと、248ページ、歳入の使用料及び手数料なんですけれども、2億4,000万の収入、比率でいうと23.8%。これ、公共下水道だけの自主財源で見ると、この23.8%と負担金の0.3%を足して、自主財源24.1%という感じですよ、一般会計に合わせると。つまり、非常に成績の悪い表ですよ。

先ほどの質問と正反対になってしまうんですが、繰入金比率が50%、これ、どう考えてもいびつな数字だと思うんです。ですから、先ほどの市街化区域が増えるという想定して人口を見込んでいたわけですが、2倍の広さですね。2倍の広さということは2倍の人口。そうすると、この使用料収入は50%近くまではね上がっていた可能性があったと。そういう過大というか、すごい希望的な計画のもとにスタートしてしまったのではないのかなということを言いたかったんです。そうじゃないんですか。25年も前のことを問い詰めるようで非常に申しわけないんですが、

わかる範囲で答えていただきたいと思います。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君） そもそも下水道というのは、宮代町じゃなく、先ほど説明しましたけれども、関連17市町で決めておりまして、全体計画の747、約750ヘクタールを決めたときは昭和60年ごろだと思います。そのときに、東洋一の流域に集うということで、中川流域下水道がそもそも先にあったんですね。それから、人口も減ってきたということから、まず最初に市街化区域の整備をしましょうよということで、どこの市町村でも始まったことなんです。

そういうことから、市街化区域を先行したことによって調整区域のほうは後回しにされたというような状況もございますし、調整区域を整備するに当たっては、一部、桃山台のようにコミュニティプラントでやった調整区域を市街化区域に編入したという点はございます。

そういうことから、まず最初に公共用水域の水質の汚濁の防止ということが公共下水道の目的でございますので、それであると、やっぱり人口密度の高い地方市街化区域を先行してやるということになってきたので、今、どこの市町村でも市街化区域の整備を行っているところです。

整備率につきましても、宮代町、自慢するわけじゃないんですけども、宮代町市街化区域についても100%整備していると。ただ、関連市町村のほうで100%に満たないところもありますので、そういうことから整備をしていると。

もう一点は、市街化調整区域をやることによって、自主財源というのはないものですから、補助金あるいは町債のほうを、要するに起債のほうを立てなくちゃいけないということになった場合に、町債の公債費のほうを、例えば今、計算額等でもあるんですけども、町債のほうの借り入

れのほうが簡単に言うと、また2倍になってくると。それに合わせて、公債費のほうの返還が入ってくるということになりますので、先ほどの使用料等の24%ぐらいの構成比になるんですが、これがまた半分の12%になるということも考えられますので、使用料だけでそれで見込めるかということになりますと、バランス的にも難しいのかなということもありますので、調整区域のほうはまだ整備をしていない状況でございます。

また、調整区域の中には、この後の話になってくるんですけども、農業集落排水のほうの話もありますし、あとは合併浄化槽の中で、公共下水道で整備されていないところについては合併浄化槽、あるいは農業集落排水。合併浄化槽につきましても公共下水が入らないから、公共下水道のかわりに合併浄化槽の補助金を出して整備をしているというところでございます。ご理解いただけますでしょうか。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

2点お尋ねいたします。

1点は、先ほどの消費税の関係で前年度、地方消費税返還金、これは雑入で入っていますよね、1,073万8,000円と。これはわかるんですけども、もう一方、繰入金のほうも地方消費税の減ということで成果書でもあるんですけども、この辺、近隣の自治体もみんなということなんですけれども、これは何年から何年の消費税の関係なんですか。まとめて返還金されているわけですよね、先ほどの説明だと。この消費税返還金の関係が1点。

それから、長寿命化計画によって第1中継ポンプ場の耐震化工事も行っています。私は、ちょっと忘れたんですけども、これによる寿命はどれ

ぐらい延びて、どれぐらい想定されているのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

それと同時に、今後の話ですけれども、第2中継ポンプ場も当然予想されるわけなんです、この辺の下水道の長寿命化計画との関係ではどのような予定になっていますでしょうか。その点、お尋ねいたします。

以上。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

まず、消費税のほうからでございますけれども、消費税の税率が5%から8%になったのが平成26年4月1日でございます。それで、消費税について8%に上がったんで、8%で全部計算して出していたんですが、5%が正しいというのを税務署のほうから指摘がありまして、各市町村が数字を更正して、更正申告をした上で各市町村が還付を受けたというような形になっております。ですので、26年、27年分が還付になったというところでございます。

それと、続いて長寿命化についてでございます。

○委員長（田島正徳君） まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君） 課長の横溝です。

長寿命化計画につきまして、先ほどご説明いたしました、平成28年から32年までの5カ年ということで、28年のときには、この長寿命化計画をつくるに当たっての事業を始めたところです。去年29年度の場合には、昨年、やはり計画のほうの議会のほうでご承認いただきました第1中継ポンプ場のほうの工事を行って、第1中継ポンプ場の土木、躯体等を行ったところでございます。また、今年度については、第1、第2中継ポンプ場の更新工事ということで、先日、ご承認いただいたと

ころでございます。

第1中継ポンプ場につきましては、この長寿命化計画によりますと、平成32年度までにおのあの整備をするという予定になっておりますので、今年度、来年度、31年、32年のほうにつきましても、金額によって請負契約のご承認をいただくようなことになるのかなというふうに思います。

また、第2中継ポンプ場につきましては、計画の中では31年、32年と。長寿命化計画を出さないと補助金つかないんですよ。そういうことから、計画的に工事をしているというところでございます。

あと、どのくらいもつのかというお話なんですが、まず耐用年数なんですけれども、平成29年度、去年、第1中継ポンプ場の土木、躯体につきましては、耐用年数のほうがコンクリート製なので50年、次に電気設備につきましては10年から15年、ポンプ施設については15年ということですので、供用開始して20年たっておりますけれども、耐用年数以上に経過していますけれども、今回、更新工事を行ったというところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） ありがとうございます。

消費税の関係なんです、これは5%が正しいということで各自自治体で対応していたんですけれども、それは税務署の関係で、これはそうすると、どういう指導だったんでしょうか。同じように間違えているということは、税務上、みんな同じように、同じような考えで恐らく払っていた。ところが、それは5%のほう正しいということで還付が来ているわけなんですけれども、それはどの辺でそういうふうな間違いがわかっての対応なのか。それ、もう一度、その点気がかりです。

それと、もう一点は長寿命化計画の関係なんで

すけれども、確かに平成32年度までということなんですけれども、そういう計画が出されて、宮代の場合、即座に第1、第2ということで、少なくとも耐震化もやっていくということなんですけれども、これはポンプの関係、電気の関係、それから土木の関係ということなんですけれども、これはそうしますと、長寿命化計画ではどういったことで今後、出費が予想されるのか。そういった点ではどういうふうになるのか、その点、もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

まず、消費税についてのご質問でございますが、消費税というのが始まって何年かたっているんですけれども、5%から8%に上がるという経験が初めてだったもので、消費税の申告に当たっては、8%に上がったので全てが8%で計算していたんですが、5%当時の建設に係る消費税の支払いについても8%で申告を、上がったんで全部、みんななどもやっちゃったんですよね。

それで、結局、当時5%で工事をしたものの、お金を返す段になって消費税がかかるということの申告を出したものが、5%で済むところを8%の数字で計算して出したものですから、それは間違いだよねということで、税務署のほうから指摘がありまして、各市町村、更正の申告をしたというのが経緯でございます。

次に、長寿命化の工事についてでございますが、長寿命化計画については28年から32年の5カ年計画ということで、現在30年になっていますから、残り2カ年ございます。この長寿命化計画に掲げた更新に必要な工事、機械設備等につきましては、長寿命化計画をつくるに当たって、全てかなり年数がたっていたものですから調査を入れまして、

この機械については更新が必要だろうということで挙げられたのが長寿命化計画に載っている工事でございます。あと2カ年で、残り1億円ちょっと工事にかかるというようなところでございます。

ただし、それで全ての更新が終わりということではなくて、先ほども申し上げましたとおり、32年以降の計画もこれからつくりますので、その際に、今後また5年間、10年間、どのくらいかかってくるのかというところの数字が出てきます。

そうしたことで、次の、今度は長寿命化計画とは呼ばず、ストックマネジメント計画というように形で名称は変わりますので、その計画が立ちました際には、また改めて議員の皆様にご報告のほうをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） すみません、消費税の関係なんですが、これは税務署からということなんですけれども、近隣という、この近隣だけなんですか。それとも、どの範囲なんでしょうか、税務署の指摘というんですけれども。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

近隣というのは春日部税務署管内です。うちが申告する春日部税務署管内については同じでございますが、ほかの管内についてはちょっとわかりません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） そうすると、春日部税務所管内という、春日部、宮代、杉戸、近隣の自治体だとどうなります。

○委員長（田島正徳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時16分

再開 午後 5時16分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

調べまして、後ほど回答させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。
山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

質疑が終わったばかりなので、本会議で詳細について述べたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） 賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第57号 平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔起立多数〕

○委員長（田島正徳君） 起立多数であります。

よって、議案第57号 平成29年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 5時18分

再開 午後 5時30分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

先ほど、春日部税務署管内についてご質問があった件について調べましたので、ご報告のほう、させていただきたいと思います。

税務署管内がさいたま市岩槻区、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町、以上8市町でございます。

それと、先ほど1点訂正させていただきたいんですけれども、消費税の還付について、全ての市町がそうだったかのようにちょっとお話しさせていただいたんですけれども、こちらについては、税務所のほうからそういう指摘があつて間違えたところがあるということを聞きまして、ただ、ほかのところにもどうでしたかということで確認とっておりませんので、全ての市町において同じ申告更正をしたかどうかについてはちょっとわからないものですから、訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。



◎議案第58号の審査（まちづくり
建設課）

○委員長（田島正徳君） 続きまして、本委員会に付託されました議案第58号 平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君） 引き続きまちづくり建設課の横溝でございます。よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○上下水道室主幹（忽滑谷 和君） 上下水道主幹の忽滑谷でございます。よろしくお願いいたします。

○下水道担当主査（和田光春君） 下水道担当の和田です。よろしくお願いいたします。

○委員長（田島正徳君） 本件については既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君） 反対討論なしと認めます。
次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（田島正徳君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第58号 平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（田島正徳君） 起立全員であります。

よって、議案第58号 平成29年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時33分

再開 午後 5時34分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第59号の審査（まちづくり
建設課）

○委員長（田島正徳君） 続きましては、本委員会に付託されました議案第59号 平成29年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君） 引き続きまちづくり建設課長の横溝でございます。よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。よろしくお願いします。

○上下水道室主幹（忽滑谷 和君） 上下水道主幹の忽滑谷でございます。よろしくお願いします。

○上水道担当主査（宮下義樹君） 上水道担当主査の宮下です。よろしくお願いします。

○上水道担当主査（荒川俊二郎君） 上水道担当の荒川です。よろしくお願いします。

○委員長（田島正徳君） 本件については既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

宮代町の水道料金ですけれども、この間、説明があったんですけれども、ちょっと聞きがよくわからなかったんですけれども、県平均で幾らだったのか、あと累年データで幾らだったのか、宮代町は県平均よりか幾らぐらい高いのか、水道料金と。その辺のところをまず最初にお聞きしたいと思います。

それと、28年度の利益剰余金が8億8,754万円でしたよね。29年度が10億1,135万円となっているんですけれども、実に1億2,000万ぐらい、率にしては14%ぐらい上がっていると思うんですけれども、これで間違いないのかどうか、まず最初に聞きたいと思います。

もし、これが事実だとすると、これだけの収益性のある企業体というのは埼玉県で幾つぐらいあるのか、その辺のところもわかったら教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時37分

再開 午後 5時39分

○委員長（田島正徳君） 再開いたします。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

まず、料金についてのご質問でございますが、料金について県の平均が幾らかということでございますけれども、2カ月の料金で口径13ミリについては、こちらは20立米を使ったとして県平均が2,450円、口径20ミリで同じく2カ月、20立米使ったといたしまして2,710円、それに対しまして、宮代町については13ミリ、20立米で2,948円、口径20ミリで、2カ月、20立米使ったとして3,024円でございます。

県内の順位につきましては、13ミリについては安いほうから数えて49番目、高いほうからいきますと、55団体ありまして6番目、13ミリですね。20ミリについては、55団体中9番目になります。

それと、利益剰余金が増えた理由でございますが、昨年度28年度は大きな工事をやっております、ポンプ増設工事を行っております。そちらの工事に建設改良積立金を3億1,000万円、取り崩して使っております。取り崩して使ったものが未処分利益剰余金という形で、これ、使ったお金でございますが、積み上げられているので、8億から10億増えたというような形になっております。

利益を上げているということのご質問、県内の状況でございますが、そちらについてはちょっと持ち合わせていないので、ご回答のほうができません。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。ありがとうございます。
いました。

13ミリ、20ミリの値段の比較をして言ったんですけれども、1立米で計算すると幾らぐらいになるのかなという感じがしたんですけれども、この間、言ったのは160円とか何とかということで県平均が、言われたような感じがしたんですよね。それで比べると、宮代町は180円ぐらいになるのかなという感じがする。20円ぐらい高いのかなという感じがしないでもありません。これは、調べればわかることなんですけれども、20円ぐらい高いということで、それで収益性がほかの自治体よりかなり高いのかなという感じがします。値段を見ても6位と9位だということで、高い順からいったら、これはかなりさいたま市とか大きなところもありますけれども、宮代町は収益性が高いんだということで、これは言えると思います。

そういう中で、利益剰余金も10億円も出ている。確かに、水道というものは工事費だとかそういうのが高いというのは認識しております。それはそれでいいんですけれども、収益性が高いというのは、これだけ実にもうけがほかのところよりか20円近く多いんですから、これはちょっと考えるべきじゃないかいなという感じがします。

水道料金の決め方というんじゃないんですけれども、水道料金というのは、公共料金はもうけるために町は水道の事業をやっているわけじゃないと思います。やっぱり、私、この水道料金を県平均まで引き下げることは必要じゃないかなという感じはします。その点で、町はどんなふう考えているのか、1点だけです。ご回答お願いします。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高

橋でございます。

町の料金の考え方についてのご質問でございますが、料金の決定の原則というのは、その原価に基づいてやっていくということでございますけれども、健全な経営を確保するためには適正な事業報酬を料金に織り込むことというのも料金の考え方でございます。

これは、単に1年間だけの損益計算上の収支を均衡させることなく、企業として20年後、30年後もその資本を維持できるような体力をつけておかなければならないというところでございます。

昨年度策定しました新水道ビジョンによりますと、宮代町の施設や管路の更新については、1年間では4億4,000万ほど工事をしていかなければならないというような結果が出ております。ですので、この工事をするためのお金というのが内部留保資金ということになりますが、ちょっとごらんいただきたいのが、決算書の4ページのほうをちょっとごらんいただきたいと思うんですけれども、水道料金については2系統で収支を行っておりまして、先ほど言った単年度の収支であります収益的収入及び支出と、もう一つ、今、ページを開いているところの資本的収入及び支出という会計がございます。

それで、当該年度の純利益については1億6,000万ほど出ておりますが、こちら、下に書いてあるところをちょっとごらんいただきますと、資本的収入及び支出については4億7,539万7,987円不足しております。こちらに補填する財源として書いてあります消費税資本的収支調整額というのは、これは消費税を払ったものを、国のほうに納めなくてもいいものをこれに充てるとというのが2,500万、建設改良積立金というのが、こちらが純利益を積み立てておいて、それで工事費のほう

に回すお金として3億1,000万、ここで使っております。それと過年度分の損益勘定留保資金というのが、これが減価償却をしております、減価償却を2億円ぐらいしているんですが、それについて、こちらに充てて、何とか収支を合わせているところでごさいます、昨年度の新水道ビジョンによりますと、とりあえず10年間はこの状態で大丈夫だけれども、それ以降になると、料金についても改めて見直していかないと事業のほうがり立たなくなるというような結果も出ておりまして、今現在の料金の価格については、適正なものであるというような認識でやっているところでごさいます。

以上でごさいます。

○委員長（田島正徳君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。山下です。

確かに幾らかかるかわかりません。私もそれは思います。ただし、現在ではどこの自治体でも同じだと思います、そういう考え方は。宮代町だけがちょっと収益性が高いんじゃないかなと。この間の決算のときの説明でもお話、監査委員がちょっと高いかなというふうに思っているということは言っていましたけれども、そういう点ではやっぱり、県内で6位と9位の料金、収益性も私が見た感じだとさいたま市に続く収益性があるということでごさいます。

そういう点からすれば、工事費はこれは当然いろんな面で使うということはわかっております。修理だとかいろんなことにお金がかかる。これは当然やりますよね、そういう点。改良費だとかいろいろに使われます。そこら辺のところ出ていますけれども、私はそういうことを言っているんじゃないくて、自治体の中でもこれだけの料金でやっていて10年先のことを言っている。これはわかり

ません、どこの自治体だって。

やはり、今現在はこれだけ高いんだということは認識しているんだと思いますけれども、そこら辺も認識していないということなんでしょうか。私はその辺のところを言っているんですよ。杉戸町から宮代町に引っ越してきた人たちが、宮代町は高いねと言います、水道料金が。そういうことを言われたんですよ。これは、人口増からしても、これから、それは一つで人口増が減るか減らないかということじゃないんですけれども、やっぱりそういう人たちは宮代に来て高いというふうな認識だと、ちょっと問題があるんじゃないかなという感じがします。そういうことを私は述べたいと思いますので、返答は結構です。

以上です。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ごさいますか。小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原です。

今、前段者の質問と関連して聞こうと思った内容なんですけれども、資金的関係なんですけれども、留保資金で4億7,000万、不足額4億7,539万8,000円を支払うと。若干、数字を答えてもらったんですが、ちょっと今、計算しているんですけども、わからない点があるんですけれども、そうすると今、資金的収支調整額と減価償却費過年度分の関係、建設改良費の関係を使うと残金はどのくらいあるのか、ちょっと教えておいてもらいたいです。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でごさいます。

決算報告書の31ページ、一番後ろのページをちょっとお開きいただきたいと思います。こちらが資金的収支の不足分を補うための財源の明細書になります。こちらのところの小計と書いてある30

年度繰越額 8 億 8,886 万 5,419 円、こちらが残金というわけじゃないですけども、不足分に充てられるお金というように考えていただければと思います。

〔発言する人あり〕

○上下水道室長（高橋暁尋君） 31 ページの、項目でいうところの平成 30 年度への繰越額というところを下のほうへ追ってきて、小計というところにつくるところがあります。8 億 8,800 万ほどの金額が出てくるかと思うんですけども、平成 30 年度への繰越額と小計というところが当たるところですね。一番右側のほうの下から 4 番目のところですよ。

それで、ちょっと先ほど説明のほうで足らなかったんですけども、さらにその下のほうから送っていくと、7 番目に利益積立金というのがあります。あと、8 番目に減債積立金というのがございます。こちらについては、利益積立金及び減債積立金については、これは使い道が別の項目で決まっているので、建物を建てる際の費用のほうには充てられない金額ですから、これを差し引いた金額が建物等を更新するなりする際に、機械等の更新の代金に使えるお金というふうに考えていただければと思います。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） そうすると、数字で幾ら残るのか、ちょっと教えてください。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 金額で申し上げますと、7 億 7,286 万 5,419 円となります。棒読みしますと、7、7、2、8、6、5、4、1、9 になります。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） ありがとうございます。
今後、毎年それなりの 4 億近い金が必要だと、

前段者の質問でありましたけれども、多分、今後この資本的なお金を使っていくんだと思いますよね。使うとすれば、中心的には。そうすると、7 億 7,000 万ぐらい資金がなくちゃ先が心配だよね。毎年、こうやって崩しているんだよね、資本的収入の関係は。そんなことやっていたら、例えば減価償却というのは何のため積み立てるんだと、その考え方が崩れるんじゃないかなと私は思うんですよ。どこの企業でも、多分減価償却というのは切り崩さないでとってあるわけですよ。当然、そういう運営していると思いますよ。ところが、宮代町はどんどん使っちゃうんですよ。それでいいのかどうか、聞かせてもらいたいと思うんですが。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

先ほどの減価償却についてのご質問でございますけれども、こちらの表をごらんいただきますと、減価償却費のところは 30 年度の繰越額が 2 億 2,000 万ほどあります。このうち、国庫補助金としてもらっているものが下に、長期前受金戻入という 7,700 万ほどありまして、こちらについては国庫補助金をもらっているんで、減価償却費に充てられない額なんで、差し引いた 1 億 5,000 万ほどが 1 年間の減価償却費になります。それに、当該年度の利益を積み重ねたやつが内部留保資金としてたまってきます。

それで、小河原委員、ご心配なのは、一遍に建設するときに足らなくなるんじゃないかというのがご心配なことなんだと思うんですけども、水道事業としては、なるべく平均して工事をするような形、一遍に突然出ちゃうというようなことはなるべくしないように、毎年平均して同じような工事をしていくというのを原則で考えております。

ただし、そういったことができない場合がございます。そのときに、不足する場合には公営企業債を借り入れてその資金に充てるとというのが事業としてやっていく姿となります。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） わかりました。

難しく、この問題は。減価償却の使い道というのは相当真剣に扱わないといけないと思いますよ。何かあったときのために減価償却というのは毎年積み立てていくはずですから。それを、補助金以外の金をどんどん使っていく。例えば工事もやっていることは事実だね。それはわかりますけれども、目的がちょっと違うんではないかなと。減価償却というのは全ての機器類を言っているはずですからね。それをほとんど使っていくちゃうんですからね。それでいいのかどうかというのは、私、ちょっと専門的でないのでわかりませんが、私も、ちょっと勉強して、またお聞きしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。
丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、順不同なんですけれども、16ページの有収率の関係なんですけれども、これは有収率が下がると、なぜなんだといういつも質問も出るかと思うんですけれども、平成29年度は前年度に比較して3.9ポイント増となっています。この理由についてお尋ねしたいと思います。

それから、もう一点は、7ページの下段なんですけれども、当年度未処分利益剰余金4億7,198万円発生しておりますけれども、このうち3億1,086万円、建設改良積立金を取り崩したために、この未処分利益ということで出ているんですけれども、

資本金に組み入れるということで説明はされたんですけれども、水道事業の経営として発生した純利益に該当する1億6,112万、これはさまざまな施設の更新に、老朽化のために備えるということで建設改良積立金に積み立てるようになっておりますけれども、さまざまな施設の更新に備えるというのは具体的にどういうことなのか。その点、お尋ねしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

まず1点目の、16ページの有収率に関してのご質問でございますが、今回、有収率が向上した原因なんですけれども、町内全域で漏水調査のほうを実施しました。そのために、漏水が発見された箇所を修繕しております。漏水調査については、もう既に区域を区切って幾つかやってきたところでございますが、平成26年度から漏水調査を実施してきておりまして、26年度は東姫宮、27年度は学園台、28年度は宮代台とやってきてまして、有収率が上がってきた実績がございましたので、昨年度、全域で漏水調査を実施いたしまして、漏水のほうを修繕したところで有収率の向上につながったものだというふうに考えているところでございます。

それと、2点目のご質問、7ページの、こちら建設改良積立金に積み立てる純利益についてどんなことに使うのかということなんでございますけれども、水道施設の更新、建設改良工事のために積み立てているものでございまして、水道施設は浄水施設もございますし排水施設もございます。それに、水道の管の更新、そういったことにもこちらのお金を積み立てておきまして、工事の際にこちらを取り崩して工事を行うというようなことでございます。

それと、3億1,000万の資本金への組み入れと

いうのは、建設改良積立金を昨年行った事業で使っておりますので、使ったものについて、このまま置いておくというわけにはいかないんで、もうこれは既に工事を更新して建物の中の機械施設等に変まりましたので、資本金というところに置きかえて、この案を出させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） そうしますと、有収率が上がった点なんですけれども、平成26年度から調査をしてということですが、区域、区域を決めて調査をして、改良してということだと思えますよ。そうすると、これは調査が残っているところもあるわけですか。そうすると、まだ有収率が上がる可能性もあるということなんですけれども、その辺の見通しの件と、それから建設改良積立金なんですけれども、いつも利益剰余金については、あれば、これは料金のほうに還元すべきでないかという考えはあるんですけれども、いつも何があるかわからない。もちろん、老朽化も進んでいる点もあるかもしれませんけれども、こういうふうにして、いつもいつも積み立てにしては、もちろん使ってはいるんですけれども、なぜ、多少でも料金への還元のために使わないのか。その点、もう一度お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

まず最初に、有収率、漏水調査の関係のご質問でございます。

昨年度、全域調査をしております。この全域というのは、基本的には給水装置、1軒1軒のご家庭の宅内に引き込むところを調査したものでござ

いまして、これは全部やっておりますので、考え方としたら、そこについては、あと何年後かにまた漏れるかもしれないですけども、当然、そういった調査をこれ以降も順次行っていかなければなりません、基本的には給水装置付近の漏水のほうはとめられたものと考えております。

ただし、これが1年、2年、3年たってどうなのかという、経年劣化で漏れてないところもありまして、それが1年後に漏れるかもしれないし、2年後に漏れるかもしれないので、継続的にこの調査はやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

それと、今回は給水装置付近をやっておりますので、給水装置から給水装置に至る、その間の調査というのは今回は入れておりません。ですので、そちらの本管のほうで漏れている可能性もありますので、そういった調査も今後していく必要があるということで考えておりまして、今回、東武動物公園で大規模な漏水がありましたけれども、あれも本管の調査等が入れてなかったものですから、そういったものが発生したということも考えられますので、そういった本管の調査というのも今後、給水装置のところの調査とあわせてやっていく必要があるというふうに考えているところでございまして、そういった調査をすることによってさらなる有収率の向上を図っていきたいというふうに考えております。

それと、次の純利益についての建設改良積立金への積み立てなんですけれども、先ほどもちよつとご説明させていただきましたけれども、決算書の31ページのところの補填財源明細書ですけども、こちらの書いてある資金を使って、毎年、工事が必要とされるものに補填していくというような形でございまして、今後、町では平均して4億4,000万の工事を常時していったら、初めて皆様に

安定して供給できるということが今回の水道ビジョンの中で示されたところでございます。

そうすると、減価償却費、先ほども言ったとおり、国庫補助金を差し引きますと1億5,000万円ほどしかございません。その減価償却費を全て充てても、まだ2億5,000万から3億円ぐらい不足するような形になります。そういうことで、現在は純利益については、建設改良積立金に積み増ししておいて、それで足りないときに、こちらを取り崩して建設工事費に充てるということでやらせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 有収率の関係でお尋ねしますが、先ほど答弁がありましたように、給水装置から給水装置の間の関係で、これは経年劣化が考えられるということで、これから必要な漏水調査というのは、そういう意味からもやっていかなければいけないんですけれども、有収率というのはほかの自治体との関係ではどうなのでしょう。87.4%で高いほうなのか、低いほうなのか、ちょっとほかの自治体の関係ではわかりませんので、そういった点では宮代の位置はどういう位置にあるのか、その点、お尋ねしたいと思います。

○委員長（田島正徳君） 上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君） 上下水道室長の高橋でございます。

有収率についてのご質問でございますけれども、有収率について、宮代町と似たような団体の平均値については、こちら85.37%ということになっておりますので、かなり近い数字にはなっております。

ただ、県内平均はもっと高い数字が出ているところもございまして、90%超えるようなところもございます。ただ、有収率を数字をはじくときな

んですけれども、どうしても消火活動に使う水というのはお金をいただけませんので、これは有収率からどんどん下がっていきます。

それで、そういう洗管作業も毎年やっておりますけれども、管の中身が汚れることによって、年に1回、町内全域でやっておりますけれども、こちらについてもお水いただけない、料金いただけないものですので、100%になることはないというふうに考えていますが、ただ県内平均がまだ90%を超えているというようなところもありますので、さらなる有収率向上に向けて漏水調査等を実施しまして、上げていきたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（田島正徳君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。
山下委員。

○委員（山下秋夫君） 詳細については本会議で述べたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（田島正徳君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） 賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。
〔発言する人なし〕

○委員長（田島正徳君） 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第59号 平成29年度宮代町水道事業会計利

益の処分及び決算の認定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（田島正徳君） 起立多数であります。

よって、議案第59号 平成29年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定されました。

————— ◇ —————

◎閉会の宣告

○委員長（田島正徳君） 以上をもちまして、本委員会に付託された決算の審査は全部終了いたしました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、全ての決算の認定については私に一任願いたいと思います。

これにて決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 6時15分